

○令和7年3月5日（水）

開会 午後 0 時16分

散会 午後 0 時26分

○出席委員（15名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	あ べ な お
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○出席議員（1名）

議長	長 福 居 秀 雄
----	-----------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
総合政策部長	熊 谷 好 規
総合政策部次長	小 澤 直 樹
行財政改革推進部長	浅 利 豪

地域振興部長	三 宅 智 彦
建 築 部 長	岡 田 光 弘
土木部雪対策担当部長	高 橋 正 樹
水道事業管理者	佐 藤 幸 輝

○事務局出席職員

議会事務局長	稲 田 俊 幸
議事調査課主査	長谷川 香 織

議事調査課書記	朝 倉 あゆみ
議事調査課書記	桐 山 未 悠

〇えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、審査に入ります前に、若干のお願いを申し上げたいと思います。

本分科会に分担を受けております案件は、先ほどの予算等審査特別委員会で決定されましたとおり、議案第44号の分担部分、議案第46号、議案第47号、議案第52号、議案第53号、議案第55号ないし議案第60号、議案第61号の分担部分、議案第62号、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分、議案第65号、議案第66号、議案第83号、議案第84号及び議案第95号の令和7年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上20件であります。

本分科会におきましては、分担を受けております各号議案に対する質疑のみを行うことになっておりますので、御了承願います。

なお、予算等審査特別委員会において総括質疑の御意向がある場合は、本分科会における質疑の中で、その旨、御発言いただきますようお願いいたします。

次に、本分科会の開催日につきましては、本日を含め、3月10日から14日まで、17日及び18日の以上8日間ですが、この日程の中で本分科会の質疑を終了することになっておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

ここで、各号議案に対する質疑の方法について御相談させていただきたいと思います。

質疑の方法につきましては、この際、正副委員長としての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

〇えびな委員長 それでは、正副委員長といたしましては、分担議案を所管ごとに2つに区分し、まず、総務常任委員会所管分、次に、経済建設常任委員会所管分の順で質疑を行っていききたいと思います。

そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

〇えびな委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、発言方法についてであります。発言される際は、必ず委員長の許可を得た上で発言されるようお願いいたします。

また、理事者においては、明確に職名をもって発言の許可を得られますようお願いいたします。

なお、理事者からの反問につきましては、その趣旨を説明の上、発言の許可を得ることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料要求についてであります。既に提出されました関係資料につきましては、委員各位に配付されているわけですが、さらに、本分科会として審査に必要な資料がございましたら、できるだけ早めにお申出をお願いいたします。

ここで、特に資料の要求がございましたら、お受けいたしたいと思います。

御要求はございますか。

○高見委員 資料要求ということで、総務所管、まず、地域振興部に旭川空港の国内外路線における運航状況が分かるもの、それと、2点目で旭川空港における過去20年間の利用客数の推移が分かるもの、そして、行財政改革推進部において、ちょっと多いんですけど、4点お願いしたいと思うんですけど、ふるさと納税の制度発足時から直近まで本市への寄附額、件数、純利益が分かるもの、2点目、ふるさと納税における寄附受付ポータルサイトの開設時期と寄附実績の推移が分かるもの、3点目が本市における企業版ふるさと納税寄附実績が分かるもの、最後、1点、企業版ふるさと納税のPR内容が分かるもの、以上です。

○まじま委員 全部で3点ありまして、総合政策部に令和6年から過去10年間の旭川市の人口の社会増減及び自然増減の分かるもの並びに令和4年度から過去10年間の旭川市内税務署における法人所得の推移及び道内での順位が分かるもの、後半部分になりますけれども、建築部に令和7年度住宅補助制度予算と令和6年度住宅改修補助金の実績内訳、土木部に令和元年度から令和6年度までの除雪費と気象状況及び排雪状況の分かる資料をお願いしたいと思います。

○石川厚子委員 総合政策部に平成13年度以降の普通交付税等の推移の分かるものをお願いします。

○えびな委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後0時22分

再開 午後0時23分

○えびな委員長 再開いたします。

ここで、御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○三宅地域振興部長 高見委員から資料要求のございました、1つ目、旭川空港の国内外路線における運航状況が分かるもの、そして、2つ目、旭川空港における過去20年間の利用客数の推移が分かるものにつきましては、いずれも次回の分科会開催時までに提出させていただきます。

○浅利行財政改革推進部長 高見委員さんから御要求のございました、1つ目、ふるさと納税の制度発足時から直近までの本市への寄附額、件数、そのほかに市民税控除額及び市民税控除差引き額の収支が分かるもの、2点目といたしまして、ふるさと納税寄附受付ポータルサイトの開設時期と寄附実績の推移が分かるもの、3点目、企業版ふるさと納税の寄附実績が分かるもの、4点目、企業版ふるさと納税のPR内容が分かるもの、以上4点につきまして、いずれも次回の委員会開催時までに提出申し上げます。

○熊谷総合政策部長 まず、まじま委員から御要求のございました令和6年から過去10年間の旭川市の人口の社会増減及び自然増減の分かるもの並びに令和4年度から過去10年間の旭川市内税務署における法人所得の推移及び道内での順位が分かるもの、続きまして、石川厚子委員から御要求のございました平成13年度以降の普通交付税等の推移が分かるもの、以上の2点につきましては、次回の分科会開催時までに提出いたします。

○岡田建築部長 まじま委員から要求のございました令和7年度住宅補助制度予算と令和6年度住

宅改修補助金の実績内訳が分かるものにつきましては、経済建設所管の分科会における委員の質疑前までに提出させていただきます。

○高橋土木部雪対策担当部長 まじま委員から御要求がございました令和元年度から令和6年度までの除雪費と気象状況及び排雪状況が分かる資料につきましては、経済建設常任委員会所管の分科会質疑の前までに提出させていただきます。

○えびな委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次回の分科会は、総務常任委員会所管分から質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月10日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後0時26分

○令和7年3月10日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後4時56分

○出席委員（14名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員	あ べ な お
----	---------

○出席議員（1名）

議長	福 居 秀 雄
----	---------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
副市長	梶 井 正 将
総合政策部長	熊 谷 好 規
総合政策部次長	北 嶋 一 雅
総合政策部次長	小 澤 直 樹
総合政策部政策調整課主幹	狩 野 大 助
行財政改革推進部長	浅 利 豪
行財政改革推進部次長	矢 萩 力
行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏
地域振興部長	三 宅 智 彦
地域振興部次長	板 谷 一 希
地域振興部次長	佐々木 康 成
地域振興部次長	佐 瀬 勝 明
地域振興部地域振興課主幹	菊 地 一 人
地域振興部都市計画課主幹	原 智 之

地域振興部交通空港課主幹	松 本 学
防災安全部長	内 村 充 彦
防災安全部防災課長	紺 田 勝 哉
防災安全部防災課主幹	竹 内 孝
観光スポーツ部長	菅 原 稔
消 防 長	河 端 勝 彦
消 防 本 部 次 長	西 館 拓
消防本部警防課救急担当課長	原 井 孝
消防本部警防課主幹	加 藤 博 義
消防本部指令課長	松 本 達 雄
病院事業管理者	青 木 秀 俊
市立旭川病院事務局長	木 村 直 樹
市立旭川病院事務局経営管理課長	吉 田 朋 生
市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹	古 川 雄 輔

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲 田 俊 幸
議 事 調 査 課 主 査	長 谷 川 香 織
議 事 調 査 課 書 記	朝 倉 あ ゆ み

議 事 調 査 課 書 記	桐 山 未 悠
議 事 調 査 課 会 計 年 度 任 用 職 員	河 合 理 子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ 14 名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、過日の分科会で、高見、まじま、石川厚子各委員から要求のありました 8 件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○えびな委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

ここで、特に御発言はございますか。

○高木委員 資料を 1 点お願いしたいと思います。

令和 7 年 2 月 7 日に実施されました予算案の概要の記者会見の資料の中の基金残高の推移と市債残高の推移が分かる資料をお願いいたします。

○上野委員 私も、資料を 2 点お願いいたします。

総合政策部のほうに、令和 7 年度当初予算の物価高騰対策の分かる資料をお願いいたします。

それから、もう一点、観光スポーツ部に旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の規約について、資料として求めます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 02 分

○えびな委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○熊谷総合政策部長 高木委員から御要求のありました、令和 7 年 2 月 7 日に実施いたしました令和 7 年度予算案の概要の記者会見資料のうち、基金残高の推移及び市債残高の推移につきましては、高木委員の質疑前までに提出いたします。

続きまして、上野委員から御要求がございました令和 7 年度当初予算の物価高騰対策が分かる資料につきましては、上野委員の質疑前までに提出いたします。

○菅原観光スポーツ部長 上野委員から御要求のありました資料、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会規約につきましては、委員の御質疑前までに提出いたします。

○えびな委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第 44 号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第 47 号、議案第 55 号ないし議案第 60 号、議案第 62 号、議案第 64 号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案

第65号、議案第66号及び議案第95号の以上13件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高橋ひでとし委員 おはようございます。

新年度予算につきましては、大変厳しい財政状況の中で編成されたものと存じますが、まず、端的に質疑いたします。

今回の予算編成を通じての課題は何か、お示してください。

○小澤総合政策部次長 令和7年度予算では、義務的経費である扶助費や人件費のほか、予防接種費や業務システムの最適化経費の増等により13億3千万円の財源不足が生じ、財政調整基金繰入金で補填したところでございます。

本市におきましては、当初予算で財政調整基金繰入金を計上しなければならない状況が続いており、昨今の物価高騰や人件費上昇の影響等で繰入額はコロナ禍前よりも増加し、基金残高が減少していることから、財源不足額の縮小、解消が財政の大きな課題であるというふうに認識をしております。

○高橋ひでとし委員 旭川市行財政改革推進プログラム2024が昨年4月に策定され、各部局がこのプログラムに基づいて取組を進めていくということになっておりますが、具体的な視点や取組項目はどのようなになっているのか、お示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 旭川市行財政改革推進プログラム2024では、行財政改革に向けました目標の実現のための視点として、マネジメント、財政健全化、連携・協働の3つを設け、それぞれの視点を補完するために、まず1つ目の視点のマネジメントに関しましては、職員の新しい働き方の実現等を取組項目とします働きがい改革に向けた組織マネジメントと人材育成、DX推進による市民サービスの向上等を取組項目とする誰一人取り残さないDXの実現、2つ目の財政健全化に関しましては、ふるさと納税の推進等を取組項目といたします健全な財政運営のための歳入確保、公共施設保有量の最適化推進等を取組項目とします持続可能な行政サービスに向けた歳出削減、3つ目の視点であります連携・協働に関しましては、公営企業の経営健全化等を取組項目といたします社会情勢に対応した公営企業等の経営、BPO等業務委託の推進等を取組項目とします多様な主体との連携・協働といった6つの柱と細かな取組項目を設定したところでございます。

○高橋ひでとし委員 今、答弁の中に、社会情勢に対応した公営企業等の経営という一文がありましたが、公営企業の経営健全化を図るために、一般会計からの繰り出しもやむを得ない、そういう状況だと推察いたしますが、かかる公営企業への繰り出しはいかなる基準で行われ、繰り出し額はどのように推移しているのかをお示してください。

○小澤総合政策部次長 公営企業は、地方財政法及び地方公営企業法において、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てることとされる一方、その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、当該公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、一般会計等が負担するものとされております。

公営企業会計に対する繰り出しの基本的な考え方につきましては、いわゆる繰出基準として、毎年度、総務省から示されており、本市においても、この繰出基準を参考にその額を算定しているほ

か、繰出基準に定めのない、例えば水道料金の減免に要する経費やふるさと納税による寄附金を活用した医療機器の整備に要する経費などについては、いわゆる基準外として繰り出しを行っております。

次に、令和7年度を含む過去3年の繰出金の予算額の推移について、企業会計ごとに合計額を1千万円単位で申し上げます。

まず、水道事業会計では、令和5年度が3億1千万円、令和6年度が2億9千万円、令和7年度が2億7千万円、下水道事業会計では、令和5年度が11億8千万円、令和6年度が13億9千万円、令和7年度が13億3千万円、最後に、病院事業会計では、令和5年度が16億3千万円、令和6年度が17億9千万円、令和7年度が18億3千万円となっております。

○高橋ひでとし委員 これまでの質疑の中で、公営企業への予算支出、特に市立旭川病院への一般会計からの繰り出し額が年々増加し、しかも、18億3千万円という多額に及んでいることが明らかになりました。今後の本市財政全体の在り方と健全化を確立するためには、市立旭川病院の経営改善がその存続の検討を含めて極めて重要な課題であります。

そこで、今後の病院の経営改善につき、質疑させていただきたく、同病院の本分科会への出席を求めます。

○えびな委員長 ただいま、高橋ひでとし委員から市立旭川病院に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○えびな委員長 再開します。

御質疑願います。

○高橋ひでとし委員 まず、市立旭川病院の令和7年度予算案の概要をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 令和7年度予算の概要につきましては、年間の患者数を、入院患者数で前年度予算から730人増の11万2千55人、外来患者数で3千159人減の21万438人と予定しており、収益的収支は、収入が2億7千918万7千円増の135億5千202万9千円、支出が6億1千937万4千円増の143億6千299万5千円で、支出が収入を上回り、8億1千252万2千円の純損失を計上しております。資本的収支は、収入が5千845万3千円減の15億8千860万円、支出は1千977万4千円減の22億1千972万円を計上しております。

これらの結果、単年度資金収支はマイナス10億8千947万9千円となり、令和7年度末の資金収支累計額はマイナス15億5千677万7千円を見込んでいます。

○高橋ひでとし委員 令和6年第4回定例会におけるえびな安信議員による一般質問において、市立病院の危機的な経営状況が明らかになっています。当初、約12億5千400万円との赤字計上の見込みでしたが、最終的には、資料を見ると、さらに赤字額が拡大し、約15億1千500万円

の赤字になるとのことです。

まず、この2億6千100万円もの赤字拡大の原因を御説明ください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 令和6年度決算見込みにおける赤字額拡大の要因につきましては、主に人事院勧告に伴う給与改定によるもので、これにより給与費の支出見込額が2億6千300万円増加したものであります。

○高橋ひでとし委員 そのような原因を解消するために、具体的にどのような対策を取っているのか、その内容と効果を数字とともにお示しください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 給与改定の対応に限定したものではございませんが、収支改善に向けた主な対策といたしましては、令和6年1月から、経営コンサルタント会社からのアドバイスにより、入院診療における包括評価分の医療資源投入の適正化、効率化のほか、診療報酬加算の取得増などを進めております。このことによる具体的な効果額の算出は難しいですが、患者数が伸び悩んでいる中でも収益の増加に結びついているものと考えております。

また、昨今の医療需要に対応するため、令和6年10月からは2名の常勤医師が赴任し、新たに血管外科を開設したところであり、これに伴い、令和6年度において2億円の収益増を見込んでおります。

○高橋ひでとし委員 一番最初の質問の中で、令和7年度の単年度資金収支がマイナス10億8千947万9千円、年度末の資金収支累計額がマイナス15億5千677万7千円と、年度開始以前から10億円超もの赤字が見込まれるというのは、一般企業であれば異常と評価せざるを得ない事態だと言えます。今後もそのようなことが続けば、市全体の財政赤字拡大の重要な課題となることは明らかです。

そこで、何ゆえそのような高額な赤字が見込まれてしまうのか、その原因と今後の解決策を具体的に明らかにしてください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 まず、資金収支赤字の原因につきましては、コロナ禍により減少した患者数がコロナ禍以前の水準まで回復していない中、物価高騰に加え、人件費や労務単価の上昇に伴い、費用が大きく増加し、さらに、診療報酬がこうした物価高騰や人件費上昇に対応したものとなっていないことが原因として挙げられます。

これらに対する解決策として、令和7年度の予算案作成に当たりましては、増加が続いております人件費を縮減するための方策として、各部署の会計年度任用職員の配置や労働時間が適正かどうかの点検を行い、職員数や勤務時間の減により約4千200万円の人件費を縮減し、また、当院の医療機器の保守点検について、放射線部門や検査部門など各部署においてその必要性の精査を行い、委託契約の減に取り組み、約3千100万円の委託料を縮減いたしました。また、令和7年度においては、4月から整形外科の常勤医師1名が赴任し、16年ぶりに病棟を再開することで、患者数や手術件数の増加が期待されますことから、収支の一定の改善につながるものと認識しております。

これら取組を行ったところではありますが、令和7年度の資金収支の見込みはマイナス10億8千947万9千円となっているところでございます。

○高橋ひでとし委員 人件費と、あと整備に係る費用という大きな2つの要因だというお話がありました。人件費については、もっと前から、令和6年度以前からしっかり精査することができたんじゃないでしょうか。御回答をお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 人件費ですけれども、私どもが今持っている病床、あるいは病棟、そういったところは、基本的には、急性期病院である以上、看護体制ということが決まっております、必要な医療職員というのは確保しなければ施設基準に合った診療報酬が取れないということになっておりますので、人件費削減という中でも人を削減するというのはなかなか難しい状況であります。

また、正職員の給与については、基本的に市も同じでありますけれども、人事院勧告に準拠しているということになりますので、基本的にはそういった形でベースアップをしていくということが必要になります。

一方、会計年度任用職員につきましては、例えば、令和2年度以降、新型コロナの対応が必要になってきて臨時的な業務が増えてきたという中で、臨時的に増やしてきたという状況が実はあります。そういったものについては、現状、一般的にといいますか、世の中的には新型コロナはもう終わったような感じになっているかもしれませんが、医療機関にとってはまだ続いておりますけれども、そうは言いながらも、医療提供体制を平時のものに戻すというような、今、流れになっておりますので、そこは一旦見直して、先ほど課長から答弁いたしましたとおり、会計年度任用職員に関しては一定の削減をさせていただいたというところでございます。

○高橋ひでとし委員 もし、病院の資金不足比率の算定が10%、さらには20%を超えて総務省等による監視病院となってしまった場合、病院の経営上、どのようなことになってしまうのか、想定される事態をお示しください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 資金不足比率が10%を超えた場合には、医療機器等の購入財源となる企業債の発行に際して、おおむね10年で資金不足額を解消する資金不足等解消計画を策定し、北海道に提出するとともに、企業債の発行が同意制から許可制となることから、医療機器の購入、更新等に制限がかかる可能性があります。

また、経営健全化基準とされる20%を超えた場合には、経営健全化計画を議会の議決を経て、定め、速やかに公表することとされているほか、その進捗状況についても、毎年度、議会や北海道への報告等が義務づけられることになります。

さらには、計画の実施状況を踏まえ、経営の健全化が著しく困難と認められた場合、総務大臣または北海道知事から勧告を受ける場合もあるものと認識しております。

○高橋ひでとし委員 要するに、監視病院となってしまった場合、市立病院自ら主体的に経営方針を決定することができなくなって、場合によっては、不採算部門たる診療科の廃止や縮小などを勧告され得る立場となる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○木村市立旭川病院事務局長 いわゆる財政健全化法においては、当該地方公共団体が当該公営企業の資金不足比率を、経営健全化基準、これは20%になりますけれども、これ未滿とすることを目標とした経営健全化計画を策定して、その実施状況を国あるいは北海道に報告することとされておりまして、その際に、当該公営企業の経営の健全化が著しく困難であると認められた場合には、国または北海道が必要な勧告をすることができるというふうに定められております。

ただ、実際、こういった状況の場合にこういった勧告がなされるかということにつきましては不明でありまして、今、委員がおっしゃった不採算部門の診療科の廃止や縮小といったところにまで勧告内容が及ぶのかどうかということについては分かりかねるところであります。

ただ、実際、仮に勧告がなされずとしても、その診療科を廃止あるいは縮小してしまうと、その地域の医療提供体制に大きな影響が生じる不採算医療、そういったものについては、例えば、当院でいくと、本当に大きいのは精神医療といったものになるかと思いますが、こういったものについては勧告の対象にはなり得ないだろうというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 先ほど、人件費が高騰した理由として、いろんな部署に、法令上、定められた人員を配置しなきゃいけないと。それから、今のお話の内容を聞く限りは、監視・監督病院というふうになってしまった場合、不採算部門たる診療科を含めた様々な部門の廃止や縮小などを勧告され得る立場になる、そういうふうに解釈できます。それでいいんですかね、本当に。

○木村市立旭川病院事務局長 質問の趣旨が、すいませんが、よく理解できませんけれども、基本的には、公営企業といえども、経営改善というのは当然必要です。ただ、やはり、病院として運営していく以上、必要な人員は確保しなければなりませんし、必要な医療を提供しなきゃならないというところがありますので、そういったところを前提としながら、経営改善を進めていく必要があるんだろうというふうに思っています。

○高橋ひでとし委員 要するに、風呂敷を広げ過ぎていて、そのための人を配置しなきゃいけない、そういうような問題があるということが明らかになりました。

そのような事態を回避するために、先ほどお話があった監視病院になることを回避するために、現在の赤字経営状態を改善する、そういう趣旨から、これまでの経営方針を抜本的に見直して、経営改善に向けて適切な経営計画を立てるべきではないかというふうに考えます。

まず、その抜本的な改革、それから見直し、そういうことについての見解をお伺いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 抜本的改革ということでもありますけれども、今、当院では、令和5年度から9年度までを計画期間といたします中期経営計画というものを策定しておりまして、この計画に基づいて、毎年度、検証の見直しを加えながら様々な具体的な取組を実施しているというところがあります。

特に、現在は、診療単価が高い入院患者数、入院収益ですね、こちらの増加に特に力点を置いて取り組んでおりまして、私どもは急性期病院、それから紹介受診重点医療機関という枠組みになりますので、今やっているこれらの取組は、決して小手先ではなくて、ある意味、セオリーといいますか、急性期病院としては一丁目一番地の取組であるというふうに考えております。ただ、結果として、その成果が数字に出ていないというところだというふうに考えております。

ですので、今やっている取組が抜本的かどうかというところはありますけれども、先ほど言いましたように、なかなか病院経営の取組は、これをやればもう全て解決できるっていう特効薬的な取組というのは実はありません。地域によっても事情が異なりますので、地域によって異なるかもしれませんが、いろんな取組をやったり重ねていかなければならないというふうに認識をしております。先ほど申し上げましたように、現状からするとやっぱりさらなる取組の必要性というのは認識しております。

こういった現状認識の中で、今後も、今、動かしている中期経営計画を定期的に見直し、点検しながら、経営改善を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 中長期計画に従ってやるということは、抜本的な改革ではなくてマイナーチェンジをしていく、そういうような経営方針であるというふうに理解いたしました。

赤字額の大きさというものを考慮すれば、これまでの経営方針をマイナーチェンジすることではなくて、今後の市立病院の経営を考察したとき、言わば小手先の改善策ではない、中長期的な視点からの抜本的経営改革を考えていかなきゃいけないというふうに私は考えます。その具体的な改善策をお示ししたいと思います。

まず、例えば、本市の他医療機関、特に市内基幹病院との役割分担の明確化による地域内医療分担の確立という手法が考えられます。例えば、ある病院はこれとこれが強いから、そちらが主体的にそれを行う、ほかの病院はこれとこれが強いからこちらを主体的に行う、そういう地域内における基幹病院間の役割分担の明確化をしていく、そういう手法が考えられると思います。この点に対するお考えをお示してください。

○木村市立旭川病院事務局長 現在、市内に基幹病院が5つありますけれども、各医療機関では、その特性、あるいは強みを生かして、その役割を分担しながら医療を提供しております。

当院においては、これまでも、議会のほうで、様々、答弁させていただいておりますけれども、1次救急、2次救急、それから、がん、心疾患などの急性期における高度医療、小児医療、精神医療などの不採算医療、それから、新型コロナなどの新興感染症に対応する感染症指定医療機関、こういった役割を地域医療の中で担っているという状況になっております。

こうした役割を地域で維持し、それをさらに明確化することについては、地域医療の質の向上ですとか、あるいは効率的な病院運営、それにつながるものであるということ、それについてはおっしゃるとおりかなというふうに思います。

ただ一方で、今、具体的に提案のありました地域内医療分担ということですが、委員からお話がありましたとおり、例えば、A病院ではB診療科、C診療科、D病院ではE診療科とF診療科というように、ある意味、診療科を特化してその病院で診療科を独占するというような趣旨だとすれば、それを診療科の集約という表現で申し上げますけれども、この診療科の集約ということは、当然、その病院にとってはその診療科にかかる患者さんがその病院にしか行きませんので、収益性のメリットはあるというふうに考えますけれども、患者さんの立場からすると、選択肢が狭められたりですとか、あるいは、今、特に高齢者の患者さんなんかは、当院に来て、1つの診療科で帰られる患者さんってあまりなくて、複数の診療科にかかって帰る方が非常に多いです。そういった患者さんの利便性が損なわれてしまうということ、あるいは、救急医療からすると、特定の診療科を持っているところに患者さんが集中する、あるいは、今、2次救急というのは当番制でやっていますけれども、そういったものの体制がやっぱり崩れてしまうと。

それから、今回、新型コロナで教訓になりましたけれども、どこかの基幹病院で例えば新興感染症の集団感染が起きて、いわゆるクラスターになってしまうと、そういったものが発生したときには、その病院は、基本的に、一旦、医療を停止しなければならないというような状況になりますので、その病院が独占している診療科の診療を受けられる医療機関がほかになくなってしまいうような、様々、医療提供の面で課題があるのかなというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 今の回答では、要するに、風呂敷を広げたまんまで、人件費をずっとこれまでどおり負担しながら、市立病院としては地域内での基幹病院との役割分担を検討しないと、いろいろ御説明されていましたが、要するにそういう意味だというふうに理解できますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

そうであれば、何ゆえ、そのような経営判断をあえて取ろうとしておられるのか、その理由をお示してください。

○木村市立旭川病院事務局長 今、御答弁を申し上げましたけれども、診療科の集約という部分は、やはり、収益性のメリットはありますけれども、患者さんの利便性、それから医療提供体制に大きな課題があるのかなというところでありまして、実は、当院には、基本理念というものがあって、患者さん中心の医療を行い、市民から信頼される病院を目指しますというふうにうたわれております。この基本理念、これを遵守していくというのは、当院の病院運営上の大前提であるというふうに認識をしております。今、御提案のありました診療科の集約化というところでいきますと、この基本理念には合致しないものと考えられます。

また、公立病院である当院には、やはり、最後のとりでとして、医療提供体制の一翼を担い、地域医療を守り、支えるという使命もあるというふうに認識をしております。診療科の集約については、もちろん現時点で実施するとも、しないとも判断したものではありませんけれども、当院が自ら取り組む方向性、これとは異なるものであるというふうに認識をしております。

○高橋ひでとし委員 私の得た情報では、市内の他の基幹病院の一部が、市立病院に対して積極的に基幹病院相互間の役割分担を提案して、そのための協議会の開催を求めているにもかかわらず、市立病院はかたくなにこれを拒絶し続けている、そういう情報があります。真偽のほどは定かではありません。

仮にこれが真実だった場合、どうしてそのような抜本的改革を市立病院がしようとししないのか、この赤字の状況の中で、それから、見込額が非常に膨大な金額になる、そういう状況の中で。この点に対する御見解をお示してください。

○木村市立旭川病院事務局長 今、委員から御質問のありましたその協議会ですね、こちらにつきましては、確認をいたしましたけれども、今おっしゃったような市内の基幹病院からの打診という事実は認められませんでした。

○高橋ひでとし委員 そこは重要なので、確認しますね。一切そういう事実はないということでしょうかいいんですね。

○木村市立旭川病院事務局長 そのように理解していただいて結構です。

○高橋ひでとし委員 次に、2つ目の具体的な改善策として、本市内の他の医療機関、特に4つの他の基幹病院からの患者さんを受け入れるという、そういう2次医療の受入れ制度を構築するという改善策も考えられます。具体的には、例えば、医大で手術が終わって、その後、その患者さんをこちらに受け入れて経過観察するとか、逆に、市立旭川病院で手術をされた患者さんを他の4つの基幹病院のほうに移すとか、そういうような手法が考えられるというふうに思います。この点に対するお考えをお示してください。

○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 当院は、急性期病院でありまして、また、紹介受診重点医療機関でありますことから、基本的には地域の医療機関から紹介を受けた重症患者や緊急性が高い患者の手術や入院による治療を中心に行っているものでございますが、他の4つの基幹病院において、例えば、病床が満床であるなどの理由、あるいは対応が困難なケース、また、当院のほうで患者の状態に適した治療を行えるケースなどについては、医師同士が直接調整して当院で治療を行うケースが実際にございます。実態として基幹病院からの2次医療の受入れを行っている

ころでございます。

○高橋ひでとし委員 他の高度医療機関同士の患者の受入れはどうなっているのでしょうか、また、他医療機関からの紹介患者について、市立病院はどの程度の割合を占めているのでしょうか、数字を示して御説明ください。

○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 他の基幹病院からの患者さんの受入れにつきましては、令和6年度の12月までの実績で、旭川赤十字病院、旭川医科大学病院、旭川厚生病院、旭川医療センターの4病院からの紹介件数は604件でありまして、他の医療機関も含めた全体の紹介件数5千581件の1割強を占めている状況でございまして、基幹病院同士の必要な連携も一定程度行っているものと認識してございます。

また、各基幹病院からの当院に対する紹介患者の割合につきましては、個別の医療機関の運営に関わることでありまして、具体的な数字までは把握していないところでございます。

○高橋ひでとし委員 最後に、今後の経営改善のため、経営判断の大きな方向性と具体的な戦略について御説明ください。

○木村市立旭川病院事務局長 現在、具体的にお示しできる内容ということで御答弁申し上げたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたが、現在、当院は、診療単価の高い入院患者数、それから入院収益の増加、これについて取り組んでおりますけれども、今後においても、いずれにしても、これは最優先の取組として進めていかなければならないというふうに考えています。

入院患者獲得のルートというのは、実は、大きく3つありまして、1つ目は、先ほど御議論がありました診療所等からの紹介、2つ目が救急車での搬送患者、3つ目が当院での検診受診で異常が認められた方ということであります。

このうち、1つ目の診療所等からの紹介につきましては、診療所側が患者を紹介しやすい環境づくりというのが必要だろうということで、ウェブでの予約システム、これの導入や、医療機関向けの広報誌によります、当院が得意とする、要は強みですよね、その診療科の積極的なPR、こういったものを進めてまいりたいというふうに考えています。

また、2つ目の救急車での搬送患者につきましては、これまでも断らない救急ということで徹底しておりましたけれども、さらにこの徹底を継続していくという考えであります。

一方、診療科関係では、4月から16年ぶりに整形外科の常勤医師を配置し、病棟を再開するというになっておりますし、昨年10月から血管外科が新設されましたけれども、来年度から通年化するということで収益増に期待をしております。どちらも、比較的、高齢者に多い疾患に対応できる診療科になりますので、今後の高齢者増加という需要には対応できるのかなというふうに考えております。

さらには、昨年1月からは、経営コンサルタント業務、これを導入しておりますけれども、この関連では、例えば、リハビリ実施単位数、それから栄養食事指導料、入退院支援加算、こういった診療報酬加算が今年度から増加傾向にありまして、さらに伸ばしていきたい。

また、当院の入院診療の報酬は、DPCと言いまして、包括評価制度と言いますけれども、入院患者さんの出来高ではなくて、診断病名で1日当たりの報酬が定額で決まるという制度になっています。これを採用しておりますので、入院診療で行う検査、注射、投薬などの内容や回数の適正化、これを進めることなどによりまして、費用の削減も含めて収支改善に努めてまいりたいというふう

に考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、現時点ではその結果が出ていない、結果を見いだせていないという状況がありますので、これまでの取組に加え、さらに別の取組が必要だ、そういう認識は当然持っております。今、この場で具体的に申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げました当院の基本理念、これを遵守し、また、地域医療における公立病院としての役割、これを維持していくという前提での経営改善ということになりますけれども、資金不足比率が経営健全化基準の20%を超えることのないよう精いっぱい取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 これも真偽のほどは定かじゃないんですけど、北海道内のある国立大学の医学部、あと、それとは別に地元の医大、縄張り争いが影響しているんじゃないかみたいな、そんなような話もあるところですよ。

旭川市民にとって、市立旭川病院の存続は、生命、身体、安全に直結する重大課題であることは明らかです。病院存続に向けて、経営自体の抜本的改善の必要性、緊急性が高いことを指摘し、改善実現に向けて、今後も御尽力いただくことを期待いたしまして、出席しておられる市立病院の質疑を終わります。

次に、これまで病院存続に向けた取組につき質疑をしてみました。旭川市行財政改革推進プログラム2024では、社会情勢に対応した公営企業等の経営を取組項目としておりますが、その公営企業の経営健全化に向けていかなる取組をどのように行おうとしているのか、お示してください。

○浅利行財政改革推進部長 御承知のとおり、本市の公営企業にはそれぞれ管理者が置かれておまして、法律上、与えられた権限に基づきまして経営に当たっていただいているという状況でございます。

例えば、水道局における管路の老朽化が、今、問題になっておりますけれども、そういったものでありますとか、病院における診療報酬の改定など、公営企業の経営に影響を及ぼす課題が非常に多い状況にございまして、その中で、各公営企業におきましては、上下水道の料金の改定、あるいは人員削減でありますとか、診療科目、あるいは病床の運用の見直しをはじめ、経営の健全化に向けて様々な取組が講じられているということを認識しているところでございます。

病院については、特に、なかなか、上下水道と違いまして、料金というものを自由に設定できないという不利な部分も確かにあるかと思います。その一方で、公営企業の経営悪化は、サービスを受ける市民はもちろんなんですけれども、本市財政にも大きな影響を及ぼすということですから、設置者である市としても、その経営状況や経営の健全化に向けた各種取組の把握というものが重要になるかと思っております。

今回、委員のほうから市立旭川病院の経営状況についてる御質疑がございましたけれども、市長部局といたしましても、現在の非常に厳しい経営状況から改善すべく、今後、市立旭川病院が持つべき機能でありますとか、短期あるいは中長期における効果的な経営手法等について調査、分析を行うため、今年度、私どもとしても、コンサルティング会社に業務委託をしまして、この3月末までにその調査結果というものが出る予定となっております。そういったものを今後参考にしてまいりたいと思っております。

○高橋ひでとし委員 今回は、市全体の財政改革という視点から、その重要課題である公営企業会計の健全化に焦点を当てて質疑させていただきました。今後、単に病院単体の議論とすることなく、本市全体の財政課題としてその改善に向けて尽力していくべきと強く感じております。

最後に、設置者たる旭川市として責任ある立場の方から、経営改善化に向けていかなるお考えをお持ちであるのかを御回答いただき、この項目に関する私の質疑を終わらせたいと思います。

○菅野副市長 市立旭川病院につきましては、道北地域の医療において重要な役割を果たしてございまして、新型コロナウイルス感染症蔓延時におきましては、感染症指定医療機関としてその責任を十分果たしてございますし、圏域の医療体制維持に重要な役割を果たしてまいりました。また、昨年元旦に発生しました能登半島沖地震の際には、いち早く医療チームを派遣するなど、その公共的な役割も果たしてございます。なかなか民間の病院では厳しい対応につきましても、やはり、公立病院としての責任感、責任の中で、これまで対応してきたものと認識をしてございます。

一方で、コロナが収束した後の現在、コロナ禍前の状況には戻っていないことから、経営的には非常に厳しい状況に置かれておりますが、旭川市の財政、繰出金もございますので、与える影響は大きく、やはり経営の安定化が急務であると認識をしてございます。

委員が御指摘のとおり、市の財政には大きな影響がございますので、これから、私どもとしても、市の立場でもその経営について協議をしていかなければならないということでございますけれども、単一の病院の経営という視点だけでなく、やっぱり、この道北地域全体の医療を俯瞰して見る視点も必要だというふうに考えますし、一方で、患者様、市民の命を預かる立場から、地域の医療体制をどうやって提供していくか、そんな課題もあると認識をしてございます。

先ほど、行財政改革推進部長からも答弁を申し上げましたが、現在行っている経営に関する業務委託の調査結果が3月に出ることを予定してございますので、その内容を十分精査させていただいて、経営健全化に向けて取り得る方策について、地域の医療体制を十分に考慮した上で、市の財政的な立場からしっかり病院側と協議、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 次に、本市における今後の地域交通の在り方につき、質疑いたします。

まず、令和7年度予算案における市内公共交通維持のための項目のうち、市内バス事業者に対する公金支出と評価できるものをピックアップしてお示ください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 バス関連の取組といたしましては、燃料費等の高騰に対するものとして、市内路線バス事業者への運行支援金に4千800万円、深刻化するバス運転手不足に対応するものとして地域おこし協力隊制度を活用した対策に2千200万円、大型自動車第2種免許の取得等に係る補助や、市外から移住して路線バス運転手となる方に対する助成に180万円、路線バスの利用促進を目的としてバス無料DAYの実施に2千493万円などを計上しております。

○高橋ひでとし委員 市内バス事業者に対しても、市から公金が支出される見込みであるということを確認いたしました。

本年2月21日付、NHKニュースによれば、旭川電気軌道が2025年春をめどに、同業の北海道北見バス、札幌観光バスや投資ファンドの運営会社を新たなスポンサーに迎えて、経営基盤の強化を進めていくということでありました。あまり、何か議論には、話題にはなっていないんですけども、このニュースには、実は、これからの本市におけるバス事業の在り方に対して重大な、重要なメッセージが含まれている可能性があるかと私は感じております。

そこで、この点について、市民の不安に応えるべく、私から質疑いたします。

当該資本業務提携への本市の関わりを具体的に御説明ください。

○佐々木地域振興部次長 御指摘の資本業務提携につきましては、旭川電気軌道のホームページにおいて公表されておりまして、その内容につきまして、先日、市としても同社から説明を受けたところでございます。

○高橋ひでとし委員 ホームページで公表されている範囲内で市として説明を受けたということですね。

旭川電気軌道が担っている本市バス路線のうち、赤字路線であるものをお示しください。

○佐々木地域振興部次長 市内バス路線につきまして、本市が補助を行っている路線以外の個別の路線における収支状況におきましては、公表できる情報として明らかにされておられませんことから、お示しはできないところでございます。

○高橋ひでとし委員 重要なことは、本件資本業務提携について、いわゆるP Eファンドが中核となっているということです。当該ファンドは、私の調査の範囲では、日本、我が国資本のファンドであって、大手企業やJ Rなどとも連携した事業を展開した実績があつて、社会的・経済的信用性は担保されているというふうに感じております。

ただ、P Eファンドとの連携というのは、一般的に、そのファンドが経営方針に沿った経営陣を送り込んでくるということが容易に想定されるところであります。そして、P Eファンドの本質が、企業価値を短期で一気に高めて、株式を短期で高額化して売り抜けてその差額を利益とする、そういう点にあることからすれば、送り込んだ経営者を通じて不採算部門というのを早期に徹底して廃止、清算するおそれ大きいことが想定されるんですね。その結果、本市市内における赤字バス路線の多くが早期に廃止される危険性があるのではないかという点が懸念されるところであります。

そこでまず、同ファンドから旭川電気軌道への経営陣送り込みの可能性について、現時点で本市として把握している情報があれば明らかにしてください。

○佐々木地域振興部次長 新たな経営体制に関わる情報につきましてはお聞きしておりません。事業者からは、資本業務提携により、公共交通機関として安心、安全なサービスを持続的に提供できる安定した運営を目指す方針であるというふうに伺っております。

○高橋ひでとし委員 短期的に、一気に株価高騰を狙った早期の不採算バス部門の廃止等のおそれについて、現時点で本市として把握している情報があれば明らかにしてください。

○佐々木地域振興部次長 バス事業者からは、早期の不採算バス部門の廃止といった情報はお聞きしておりません。

○高橋ひでとし委員 さらに、旭川電気軌道自体が有する各事業部門について、部分的な売却や事業譲渡等も想定されますが、その点について、本市として把握している情報や想定していることがあれば明らかにしてください。

○佐々木地域振興部次長 今後の各事業部門の売却や事業譲渡等に関わることににつきましてはお聞きしていないところで、事業者の経営体制の状況につきましては、引き続き動向を注視してまいります。

○高橋ひでとし委員 当該P Eファンドと本市の今後の交渉の見込み、直接交渉の見込みについて御説明ください。

○佐々木地域振興部次長 旭川電気軌道より公表された資本業務提携に関わる情報につきましては、同社のホームページで明らかにされたとおりであり、市といたしましても、本件につきましてはその範囲において理解しているところでございます。

現時点において、御質問にあったような予定はございませんが、公共交通網の維持に向けて、必要に応じ、対応してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 以上、見てきたように、本来的に不採算が大きい旭川電気軌道のようなバス路線について、今後さらなる赤字拡大が想定、予想される現状におきまして、本市が適切に関与することができない現状というのは、資本原理に従ってそのままそれに委ねた結果、不採算路線や事業が容易に廃止されるとのおそれを常に抱いているものであります。このため、果たしてこれからの本市バス事業自体を民間企業に委ねておくことが適切、妥当であるのかという点については、しっかりと今後議論していかなければならないものと考えます。

この点、大手企業、大手商社などにおいては、既に地方バス事業の問題をビジネス分野として取り上げて、オンデマンド事業を地方自治体と一体となって進めている事例も増加していると聞いております、例えば名寄市とか。

本市においても、今後の旭川電気軌道の事業展開いかんによっては、積極的に公共交通維持のために本市が動いて、商社等の支援を受けながら、主体的にバス路線維持に向けた活動をしていくべきことも一つの選択肢ではないでしょうか。

本市がバス事業へ参入して、市営バス化することへの可能性について、その見解をお伺いして、私の質疑を終わります。

○三宅地域振興部長 本市といたしましては、これまで、国、また北海道、事業者など関係者とも連携を図りながら、バス路線の廃止に伴う、市内2か所でございますけれども、デマンド型交通の導入、また、環状通り循環線、これは、3年半にわたる社会実験の経過を経て、新たに収益化を目指し、その事業として2社合同で新規路線化していただくといったようなことなど、公共交通機能の維持を図ってきたところであり、今後につきましても、この路線バス事業につきましては、民間事業の皆様に担っていただくものと考えているところでございます。

先ほど来答弁させていただきましたとおり、来年度の予算でありますけれども、路線運行支援、また利用促進策など、幅広い取組の実施、これを予定し、御提案申し上げているところでございます。大変厳しい事業環境に置かれているバス事業者に対しましては、市としても、できる限りのこうした支援をしっかりとまいりたいと考えているところであります。

今後、将来にわたりましても、バスの利用者数の減少、これは避け難き厳しい状況が続くものと想定しており、市として、令和5年に設置した事業者との恒常的な協議の場、これは、2社でございますので、ある意味、健全なライバル関係にあるという現状はしっかりと捉まえながらも、いろいろな課題認識といったようなことがございます。それもしっかり市として共有し、認識しながら、移動実態、またニーズを踏まえ、持続可能な路線の在り方についてさらに検討してまいりたいと考えております。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高見委員 おはようございます。

いよいよ今日から予算等審査特別委員会分科会の質疑が始まり、前段、総務所管ということで、私の質疑は、2部局、地域振興部と行財政改革推進部ということで予定しており、そこそこボリュームもあるもんですから、ちょっとお昼までは1時間しかありませんので、間違いなく超えると思いますので、切りのいいところで、委員長のほうに御相談をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、早速、質疑に移らせていただきます。

まず初めに、地域振興部、2款1項9目地域公共交通対策費、これは、物価高騰対策の一つだと思うわけでありますが、この地域公共交通対策費の事業概要について、まずはお示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、路線バスなどの公共交通の維持保全を図り、市民や観光客などにとって利便性の高い公共交通を形成するため、路線バスの利用促進をはじめ、生活交通路線の運行や運転手の確保、効率的な路線バスの運行について事業者等との検討、また、タクシー利用については、高齢者や車椅子利用者など多くの方の利便性向上につながるユニバーサルデザインタクシーの導入支援などを行うもので、予算額といたしましては1億1千112万3千円となっております。

○高見委員 今回、予算計上として、これまでとの比較で、前年度は約1千500万円、今回は約9千600万円増えているんですけど、かなり増額した部分と、その理由についてお示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通の要であります路線バスにつきまして、バス事業者は大変厳しい経営環境にありますことから、新年度におきましては、燃料費等の高騰に対応するものとして、市内路線バス事業者への運行支援金に4千800万円、運転手不足に対応するものとして、地域おこし協力隊制度を活用した運転手の確保対策に2千200万円、路線バスの利用促進を図るものとして、バス無料DAYの実施に2千493万円を前年度からの増額分として計上しております。

○高見委員 これまでの3年間で、公共交通に対してどのような要望があり、どのような施策を講じてきたのか、また、今回どのように予算反映されたのか、その点、お聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 バス事業に関わる要望といたしましては、広域バス路線の維持に係る予算の確保、バス運転手確保に対する支援、燃料価格高騰に対する支援、バス無料DAYの実施などについてお受けしているところであり、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたバス路線の運行継続のための支援のほか、大型自動車第2種免許の取得等に係る補助や、市外から移住して路線バス運転手となる方に対する助成を行ってまいりました。

新年度におきましては、燃料費等の高騰への対応としての市内路線バス事業者への運行支援、バス運転手不足への対応としての免許取得支援に係る年齢要件の拡充、地域おこし協力隊制度を活用した運転手の確保対策、バス無料DAYの実施を行うこととしております。

○高見委員 それぞれの要望における対策費用ということでいろいろ御答弁をいただきました。

そこで、市内路線バスにおいて、直接的な支援の部分と、利用促進に関わる支援の部分について、それぞれお示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 新年度の取組におきまして、市内路線バス事業者への運行支援金や、本市と近隣の自治体移動を結ぶ地域間幹線系統の運行支援、バス運転手不足に対応する運転手の確保対策につきましては、バス事業者へ直接的に効果が及ぶものであり、バス無料DAYの実施につきましては、路線バスの利用促進にもつながるものと考えております。

○高見委員 直接的支援と利用促進に関わる支援ということで御答弁をいただきました。

現在においても、燃油代高騰、そういう状況下の中で、燃料代の支援の部分に関してどのような考え方で支援が行われているのか。北海道の支援は運行経費となっており、旭川市では実車経費となっておりますが、どう違うのか、この実車経費を計上した理由をお示ししていただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 国と北海道による地域間幹線系統に係る補助と、本市の市内路線バス事業者への運行支援金につきましては、いずれも対象路線に係る実車走行キロを基本として算出するところでございますが、地域間幹線系統に係る補助が費用と収益の差に対する補助であることに對しまして、市内路線バス事業者への運行支援金につきましては物価高騰の相当分を補助するものでございます。

○高見委員 運行経費と実車経費ということで御説明をいただきました。

続いては、バス無料DAYに関して、本市は、今年、どのような日程で行うのか、過去の実施状況も含めて、現時点で考えがあれば方向性を示していただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 バス無料DAYにつきましては、令和4年度は4日間実施し、利用者は合計で約11万3千人、令和5年度は2日間実施いたしまして、利用者は合計で約5万2千人でございました。

令和7年度のバス無料DAYの取組につきましては、利用促進を図ることにより、燃料費等の高騰により経営環境が厳しいバス事業者を支援することを目的に、年度において2日間行おうとするものでございますが、具体的な日程につきましては、今後、バス事業者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○高見委員 バス無料DAYについて、過去の実績を含めて御答弁をいただきました。それで、令和4年度は4日間、令和5年度は2日間ということで、今年においては、5年度と同じ2日間行うということで、過去においては、やはり、かなりの利用者がいるということで、ふだんバスを利用していない人も、ちょっと無料だし乗ってみようかっていう人も多数いたかと思えます。そんな中で、大変好評を得ているということであり、いい事業ではないかなというふうに個人的には思っております。

そこで、私の地域を含めて、農村地帯はやはり高齢化、人口減少が著しいわけでありまして。それで、バスの利用者もかなり減っている状況であり、当然、バス会社も採算性をやっぱり重視するのは当たり前だというふうには認識しておりますけれども、当初、試験的に東旭川にデマンド交通が取り入れられておりましたけれども、そのデマンド交通に関しては、現在、どういう状況なのか、また、今後どう考えているのか、その点についてお考えをお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 本市では、デマンド型交通として、東旭川町の米飯線と神居町の豊里線が運行されておりますが、両路線ともに、これまで運行していた路線バスの廃止に伴う代替として、旭川市地域公共交通会議において認定された路線となっております。

米飯線は、実証事業を経て、平成25年10月1日から本格運行されており、JR東旭川駅周辺とペーパン地区を結ぶ路線で、現在は、平日では往路4便、復路6便、土日、祝日では往路3便、復路4便で、令和5年10月から翌9月までの1年間の利用者数は4千300人となっております。また、豊里線は、実証事業を経て、令和4年4月1日から本格運行されており、旭川駅前から西丘地区や豊里地区を経由し、本市と芦別市の境界である新城峠までを結ぶ路線であり、平日のみの1日2往復で、同じく1年間の利用者数は1千331人となっております。

両路線につきましては、今後も、国や北海道との連携の中で、維持に向け、取り組んでいきたいと考えております。

○高見委員 デマンド交通に関して御答弁をいただきました。東旭川町の米飯線は今も維持、運行しているということと、神居町の豊里線は今回初めて知ったんですけども、そんな部分で維持、運営されているということです。

そこで、最後の質問になりますけれども、バス路線を今後維持していくことを考えると、不採算路線が減便していくことは止められないと考えますけれども、生活路線をいかに維持していくのか、市としての考えを示す必要性を感じておりますけれども、旭川市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○三宅地域振興部長 バス事業につきましては、現在の路線の維持が大変重要な課題となっておりますことから、新年度は、市内路線バス事業者への運行支援、また運転手の確保対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

本市としましては、バス事業者とも協議を行いながら、現状の公共交通網を極力維持することを目指してまいりますが、今後も様々な状況になることが想定されます。バス路線網を維持することが困難となったような場合、また、バス路線がない地域につきましては、移動実態、またニーズというのを踏まえながら、地域の多様な輸送資源を活用することなど、効率的で持続可能な公共交通の手段の確保についても幅広く検討してまいりたいと考えております。

○高見委員 地域の公共交通について、バス路線確保対策を含めて御質問させていただきました。

現代社会においては、自家用車社会というか、もう車社会であり、バス会社における利用客数の激減というのは、やはり、経営上において相当厳しい状況に至っているのではないかなというふうに感じております。

ちなみに、私も、地元が東鷹栖で、農村地帯ですけれども、久しぶりにバスの便数がどうなっているのか、三箇地域のほうのバス停をちょっと見に行ってきました、先般。すると、旭川市街行きが午前中に2本、東鷹栖に向かってくる帰りは午後1本ということで、1日3便なんですよね。これが一体いつまで続くのかと。近い将来は、やはり完全廃止になるのではないかなというふうに、そういった部分も感じております。そういう部分を含めて、デマンド交通対策も視野に入れて、公共交通の格差解消を含めて努力願いたいことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、同じ地域振興部で、航空路線維持確保対策についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、航空路線確保対策費の概要についてお伺いします。

○松本地域振興部交通空港課主幹 航空路線確保対策費は、国内・国際航空路線の維持及び拡大を図ることを目的として、関係機関等と連携した航空会社への誘致活動や、旭川空港の利用活性化に向けたPR活動などを実施するものであります。

令和7年度の予算額は、2千251万6千円で、主な内容といたしましては、本市が事務局となり、路線誘致や空港利用促進に係る事業を実施しております旭川空港利用拡大期成会への負担金や、関係団体と連携して実施予定の航空機の受入れに必要となる地上支援業務、いわゆるグランドハンドリング業務体制の整備への負担金、プロモーションや関係機関との会議等への出席に係る旅費などを計上しております。

○高見委員 予算的に前年より約100万円減額での国内外航空路線の維持及び拡充対策費ということでもありますけれども、具体的にどういう維持対策費なのか、できれば詳細に再度説明を願いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 事業内容及び予算額といたしましては、プロモーションなどを行う旭川空港利用拡大期成会をはじめとした関係団体への負担金として1千137万6千円、グランドハンドリング体制整備事業の負担金として1千万円、会議出席や要望活動に係る旅費として114万円となっております。

○高見委員 コロナ感染症が落ち着いた中、直近20年間の旭川空港の利用客数推移の資料の提出をいただきました、iPadに載っておりますけれども。

そして、今から7年前には、国際線離着陸における建物も造成されていますが、この利用客数の推移の見解と、全体的な搭乗率はどういう状況と言えるのか、その点を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 国内線の乗降客数につきましては、平成30年度までは増加傾向にあり、その後、コロナ禍で大幅に減少いたしましたが、令和3年度以降は徐々に回復し、令和6年度は、コロナ禍前の平成30年度と比較し、ほぼ同程度の乗降客数となることが見込まれております。搭乗率につきましては、今年度の状況で申し上げますと、1月末現在で、国内線全体で約78%となっております。

国際線の乗降客数につきましては、平成28年度に中国や台湾からの定期路線の撤退により、平成29年度以降に大幅に減少し、平成30年度の国際線ターミナル増設等を契機とした新たな海外路線誘致に注力しようとした矢先、コロナ禍になった経過がありましたが、令和5年5月には、タイガーエア台湾の台北線が復便、昨年12月にはアジアナ航空のソウル線が就航し、回復状況が鮮明となってきております。搭乗率につきましては、今年度の1月末現在で、国際線全体で約79%となっております。

○高見委員 御答弁の中では、現段階において、国内線、国際線が8割近くの搭乗率になっているということで、非常にいい方向でないかなという感じを受けております。

そこで、昨年、日本国内における海外からの観光客入り込み数は過去最高の3千600万人に達したと聞いております。旭川市においても、中心部、また観光地においても、明らかに東南アジア系の観光客という人をよく見かけたわけでありまして。その要因としては、やはり、長引いている円安影響というのは最大要因であると思っておりますし、それによるインバウンド効果もあってと捉えているわけでありまして。さらに、国においては、今後において、5年後の2030年には倍近い

6千万人の入り込み数の計画と期待をしております。

そこで、過去において、旭川空港の年間利用者数で最も多かった年と人数をお聞かせいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 旭川空港の開港以来、乗降客数が最も多かった年度は平成20年度で、乗降客数は131万7千43人となっております。

○高見委員 20年間の過去の推移ということで資料をいただいたんですけども、それ以前にひょっとしたら過去最高値があったかもしれないんですけども、平成20年度の131万人が過去最高ということなんですけれども、この平成20年度が過去最高の130万人に達した主な理由を少しお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港におきまして、国内外合わせた利用者数が過去最高の130万人を突破した平成20年度の当時の利用状況を見ますと、国内線の利用も、開港以来、最多の123万8千人、東京羽田線も多い時期で1日11往復運航しており、当路線も過去最高の106万6千人の利用があったところでございます。

こうした動きの理由といたしまして、一概に申し上げることはできませんが、平成20年度を含めた前後数年間の本市の状況といたしましては、観光入り込み客数が過去最高となった時期であったり、また、行動展示で大人気となった旭山動物園の年間入園者数が300万人となった時期なども同時期となっておりますことから、そうした観光面での利用の活発化も利用者数を押し上げる効果があったのではないかと考えているところでございます。

○高見委員 平成20年度が過去最高の130万人ということでの理由をお伺いしました。確かに、御答弁の中で、行動展示でもう全国的に有名になった旭山動物園、本当にすごい観光客が押し寄せたというか、それがやっぱり一つの大きな要因になっているというのもうなずけます。

しかしながら、先ほど述べたように、昨年が過去最高の3千600万人ですか、日本国内の海外からの観光入り込み客数ですから、この資料では、令和5年度まで、6年度は載っていませんけども、昨年在り込み客数が、旭川市も、過去最高の利用客数というか、そういう部分かなあと思ってちょっと担当部局に聞いたら、載っていませんけども、105万人ということで、意外にちょっと少なくて拍子抜けしたんですけども、近い将来、今後において、いろいろな路線確保、新規路線確保を含めて、この130万人から非常に伸びる、更新していくことを期待しているところであります。

そこで、違う視点でちょっとお伺いしたいんですけども、昨年、代表質問でも私自身に取り上げた本市初となるLCC就航や、5年前からの道内7空港の一括民営化もおおむね順調な運営となっているとの答弁で、大変喜ばしいことと思っておりますけれども、この7空港一括民営化による現時点で受け止めているメリット、デメリットがあれば簡潔にお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 道内7空港の一括民間委託のメリットといたしましては、空港間の連携による誘客の拡大、航空会社やテナントに対する交渉力の強化、スケールメリットによるコストの削減による収益力の向上などが挙げられます。

現在、民間委託を実施しまして、空港運営者と連携して路線誘致などを進めておりますけれども、そういった中で、特段、デメリットとを感じることはございません。

○高見委員 5年前に立ち上がった道内7空港一括民営化についてのメリット、デメリットについてお伺いしましたけれども、スケールメリットのコスト削減、収益力の向上のメリットがあるとい

うことで、デメリットに関しては特段ないということで、よい方向に向かっているなということとは感じ取れるわけであります。

そこで、空港において、課題としては地上業務の人材確保や受入れ体制の強化を述べておりましたが、改善されていると言えるのか、また、奨励金制度創設による対応で改善していくことも述べておられましたけれども、その奨励金制度とは具体的にどのような内容で、既に有効利用されているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港業務就業継続奨励金につきましては、新規路線就航支援事業で実施しておりますが、旭川空港で保安検査業務や地上支援業務に就く就業者に対して、就職希望者の応募や就業継続意欲の喚起に向けて1人当たり10万円の奨励金を支給するものであり、さらに、採用後に即戦力となることが見込まれる業務経験者につきましては奨励金を加算して支給するといったものでございます。

実績といたしましては、8名の採用につながっておりまして、受入れ体制の整備が一定程度図られているものというふうに認識しております。

○高見委員 奨励金を加算して実績として新たに8名の職員採用につながっているということで、非常によいことかなというふうに思っております。

人手不足というか、人員を募集してもなかなか来ないという今の状況下の中、やはり、空港において、列をなして時間を要するといったら、観光客、また、仕事上、勤務上を含めて支障につながるということで、やはりスムーズな受入れ体制というのは必要かなというふうには感じております。

そこで、定期便の運航状況の資料もいただいておりますけれども、国内線においては、時に季節ごとや日によっての利用客数の増減は当然考えられるわけでありましてけれども、全体的に現在の定期便運航状況についてはどう考えておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 国内定期便の運航状況につきましては、成田線を含めた東京路線は1日8往復の運航となっており、利用状況もコロナ禍前の搭乗率を上回っている状況でございます。また、東京以外の大都市圏とつながる路線として名古屋中部線や大阪伊丹線におきましては、どちらも期間運航となっておりますが、こちらもコロナ禍前の搭乗率を上回っており、当該路線の運航期間を拡大することによって、旭川空港のさらなる利便性の向上と利用者の増加につながるものと考えているところでございます。

○高見委員 国内定期便の運行状況について御答弁がありましたけれども、非常に順調な利用、運航状況になっているということで、非常によい方向性に向かっているなというふうに感じているわけであります。

この件についての質問の最後になりますけれども、国際線における税関対応は、観光客が非常に多くなって、今後、今年、来年以降も含めて増えそうな、そういった予感がしておりますけれども、税関対応はどのような状況なのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 現在、旭川空港には週6往復の国際定期便が就航しており、この税関業務につきましては、旭川空港ターミナルビル内に札幌税関支署旭川空港出張所が開設され、人員体制について確認したところ、応援職員2名と常駐職員3名により合計5名体制で実施しております。円滑に対応できている状況であるというふうに伺っております。

○高見委員 国際線における税関対応ということで御答弁をいただきました。常駐職員3名に加え

て、2名の応援職員によって合計5名の体制で実施しているということで、円滑な対応になっているという答弁で、安堵はしておりますけれども、先ほど言いましたように、やはり、流れがスムーズに行かなくて時間を要することがないように、その点は今後も十分留意しながら対応していただければと思います。

この件については、質問を終わりたいと思います。

同じ旭川空港に関連して、新規路線就航支援費について質問したいと思います。

前年より約400万円増額になっておりますけれども、まず、この概要についてお伺いしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 新規路線就航支援費は、国内線を中心に航空需要の回復が進む中、新規路線を就航させた、または既存路線を通年運航させた航空運送事業者に対して、運航に係る経費の補助やプロモーションなどの支援を行うことで、新たな航空路線の開設や既存路線の拡充とその後の安定的な運航を促し、航空需要の取り込みを図ることを目的としております。

令和7年度の予算額は2千205万円で、新規航空路線等の運航に要する経費の補助や路線の周知、利用促進に向けた取組に対する支援となっており、令和5年度のジェットスター・ジャパン成田線に続いて、今年度就航したアジアナ航空ソウル線への支援も計上しているため、令和6年度に比べて増額となっております。

○高見委員 費用の概要について御答弁をいただきましたけれども、この支援費用というのは、単に旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会への負担金であると捉えてよいのか、その点をちょっとお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 本事業につきましては、全額を旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会に負担金を支出することで実施を予定しており、具体的な内容としては、新規航空路線の運航便数に応じた定額助成に1千95万円、冬季において航空機に付着した雪や氷を防除するためのデアイシング作業に要する経費に対する助成に740万円、路線の利用促進に向けた広告に対する支援に300万円、その他実行委員会の事務費、旅費等に70万円となっております。

○高見委員 この費用についての取扱いということで、実行委員会への負担金の支出ということでもありますけれども、具体的な内容としては、それぞれ4項目ほどに使用されているということでお伺いをいたしました。

一昨年度以前ではこの予算は全くなかった項目でありまして、昨年度からの委員会の立ち上げによる継続予算だと捉えておりますけれども、改めて、この実行委員会の構成及び役割はどうなっているのか、その点をお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会は、本市のほか、旭川商工会議所や北海道エアポート株式会社旭川空港事業所で構成しており、本市が事務局を担っております。

○高見委員 この実行委員会については、本市と旭川商工会議所、北海道エアポート旭川空港事業所で構成しており、旭川市においては事務局を担っているという御答弁でありました。

そこで、この新規路線の就航に関しては、この実行委員会の会議等で検討し、働きかけをしてくと捉えてよいのか、それと、あと、年に会議は何回くらい開催されているのか、その点をお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会では、本市が事務局となって

中心的な役割を担い、今年度は会議を２回開催しているところですが、地域の関係機関である商工会議所や北海道エアポートと共同で課題の共有を図りながら、海外航空会社へのセールスや国際線の受入れ体制の整備など、新規路線の就航に向けた予算執行の枠組みを決定し、必要な取組を進めているところでございます。

○高見委員 そこで、先ほどもちょっと質問の中で言いましたが、道内は、現在は７空港一括民営化している中、新規路線就航については各空港独自の判断で取り組むことでよいのか、運営上を含めて、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 空港運営者である北海道エアポートは、着陸料の割引や独自のマーケティング支援のほか、国際的な商談会への参加などを通じて、道内７空港一体として路線の誘致活動を行っており、これらの活動に加えまして、各空港所在自治体ではおのおのが誘致活動を進めております。

旭川空港においては、本市の新規路線に向けた支援策と組み合わせまして、本市と空港運営者が互いに連携しながら、新規路線の誘致活動に取り組んでいるところでございます。

○高見委員 御答弁では、各空港所在自治体ではおのおのが誘致活動を進めているということで、道内７空港一括民営化しているその母体に一々相談をしなくてもいい状況なんだというような考えでいいのかなと思っております。

この件について最後の質問になりますけれども、新たな国内・国際線の航空路線確保に向け、勧誘活動は具体的にどう取り組んでいこうと考えているのか、そして、現在、国内線や国際線において新たな路線確保の動きはあるのか、その点をお聞かせください。

○三宅地域振興部長 現在、旭川空港におけます国内線、国際線ともに、新たに決まっている路線開設の動き、これはございませんが、路線誘致に向けた活動については随時進めておりまして、空港運営者である北海道エアポートとともに、旭川空港の特性でございます、北海道のほぼ中心に位置して、周辺地域から相互のアクセス性が非常に優れている、こうした地理的な優位性、また、空港周辺の観光資源を活用してコンパクトな周遊が可能であること、そのほか、冬期間を含めた高い就航率など、こうした旭川空港の強みを材料としながら、本市が事務局を担っております旭川空港利用拡大期成会や観光関係団体によるプロモーション活動とともに連動しながら、効果的な取組を実施しているところでございます。

今後の誘致活動の方向性でございますけれども、国内線につきましては、現在、季節運航の、先ほど申し上げました名古屋線、また大阪線、この運航期間の拡大を目指しております。特に、後背地に大きな人口を有していながら、現在、路線が短期となっております関西方面、ここからの新たな路線誘致、これを空港運営者とともにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。また、国際線でございますが、現在、台湾から週２便、そして韓国から週４便の定期便を運航しております。このほか、東アジアを中心にチャーター便、また新規路線の就航などに向けたアプローチの可能性がございますので、しっかり取り組みながら継続して進めていきたいと考えております。

○高見委員 この案件に対して最後の質問で、部長答弁をいただきました。とにかく、国内線、国際線において、新規路線確保に向け、積極的なアプローチをさらに努力していただきたいことを述べまして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、行財政改革推進部に、ふるさと納税推進費についてでありますけれども、私も、過去、

これまで、決算は、立場上、質問できませんけれども、監査委員になる前は、予算、決算でふるさと納税について何回も質問させていただいております。非常に興味もあり、非常に、ある意味、よい制度だなと。自主財源を確保していく上で、近年は特に寄附額が伸びているということでもあり、関心を持っているわけであります。

そこでまず、このふるさと納税推進費について、事業概要の説明をお伺いしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税推進費についてでございますが、本市及び本市ふるさと納税に対する認知度の向上と寄附増加を目的といたしまして、さとふるやふるさとチョイス、楽天ふるさと納税などの寄附受付ポータルサイトにおきまして、寄附申込みやクレジット決済等による寄附金の受付を行うとともに、寄附者に対しまして地場産品等の返礼品を送付しているほか、寄附者からの問合せ対応ですとか、寄附金受領証明書の発行及びワンストップ特例申請受付業務などを行い、寄附者の利便性向上に努めております。また、寄附受付ポータルサイトにおけます特集記事の掲載ですとかメールマガジンの配信、また、ウェブ広告の配信やふるさと納税PRイベントへの出展により、本市及び本市地場産品の魅力を全国に広くPRしております。

令和7年度におきましては、前年度寄附目標額から8億円増の43億円とし、この目標の達成のため、返礼品の調達及び発送並びにポータルサイトや中間事業者等に支払う手数料、委託料等の寄附に伴う経費が増加することから、事業費といたしましては前年度と比較して4億円増となっております。

○高見委員 概要説明ということで、特に、前年度寄附目標額から8億円増の43億円を寄附目標としているということで、本当にそういう形で数字が残せるのか、そんな部分でちょっと心配もしているわけでありますけれども、ふるさと納税に関しましては、近年、右肩上がりで推移しており、本市としてはどう受け止めているのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 総務省が昨年公表いたしましたふるさと納税現況調査結果におきましては、全国のふるさと納税受入額は、令和元年度以降、右肩上がりで推移しており、本市におきましても、寄附実績が同様に伸び続けている状況でございます。

ふるさと納税は、本市の貴重な自主財源として様々な行政サービスに活用されるほか、市内の返礼品提供事業者の販路の一つとして売上げ拡大など地域経済の活性化に貢献できること、さらには、本市の魅力ある地場産品をお送りすることや、宿泊ですとか体験等で本市に來訪いただくなど、本市の魅力を全国に広く発信するシティープロモーションの性格も有しておりますことから、寄附実績の増加につきましては本市にとって大変有益なものと受け止めております。

○高見委員 このふるさと納税に関して、右肩上がりしている、本市の受け止め方ということで御答弁をいただきました。

ふるさと納税自体、スタートして私が一番初めに質疑した中では、たしか、このふるさと納税制度が一体いつまで続くか分からない制度というような内容で言ったこともあると思うんですけど、後で質疑項目とさせていただいている企業版ふるさと納税は期限付なんですけど、このふるさと納税については、その期限がいつまで、取りあえず一旦延長とか、そういうことはないということであります。そんな部分で本当にいつまでこれが続くのかという部分は一つの心配要素でもあるわけでありますけれども、とにかく、このふるさと納税が右肩上がりで推移して、旭川市の、地方交付税に頼り切る以外の貴重な自主財源として大きな一つの収入要素になるわけであり、行政サー

ビスに活用され、とにかくこれが伸びるということは、当然、返礼品を扱う提供事業者の売上げ拡大にもつながって、経済の活性化にも大きく寄与していくものというふうに捉えております。

そこで、過去には言ったことがありますけれども、この返礼品の加熱した競争、また、地場産品でない、そういった商品の取扱いを含めて裁判沙汰になった、そういった自治体もあり、非常に問題になったわけでありまして、そうしたふるさと納税返礼品の取扱い条件が段階的に厳しくなっておりますけれども、総務省による昨年の制度改正の概要と、あればその対応についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 昨年の総務省による制度改正の概要でございますが、1点目に、返礼品に関する制度の見直しとしまして、昨年10月からは、全国展開しております宿泊施設の利用に係る返礼品を取り扱う場合につきましては、1泊5万円以内の宿泊に限ること、また、飲食店の利用券等については、区域外においても同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは返礼品として取り扱わないこととされたところであります。

具体的に申しますと、旭川市内に店舗のあるラーメン店と同名のラーメン店が市外でも営業している場合につきましては、本店が旭川市にあったとしても、店内飲食に使用できる利用券を返礼品とすることができないといった内容でございます。これら制度変更を受けまして、返礼品のうち、4品について受付を停止したところでございますが、現在のところ、大きな影響を受けている状況にはございません。

2点目ですけれども、寄附募集に関する制度の見直しも通知されておまして、令和7年、今年の10月以降の話ですけれども、寄附者に対しましてポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集が禁止されることとなります。

この改正によりましてポータルサイトにおけます獲得寄附の勢力図が変わることも予想されますが、引き続き、寄附額の大部分はポータルサイト経由となるように見込んでおりますので、本市全体の寄附額に大きな影響はない見込みと考えております。

○高見委員 昨年度における総務省からの返礼品に関する変更点ということで幾つか述べられており、宿泊に関すること、また、飲食店における系列店での利用券、そういった利用はできないということで、それぞれ答弁をいただきました。そして、今年の10月からは、ポイント付与に関わるポータルサイトを通じた寄附募集が禁止されることになっているという答弁をいただきました。

そして、資料も提出していただいた件でありますけれども、寄附受付ポータルサイトは、近年はもうとにかく急激に伸びて、これにおける寄附額の増加が並列しているというか、この影響が大きいということで、過去の質問でも答弁をいただいて理解しております。この寄附受付ポータルサイトについてお伺いしていきますが、現在、このポータルサイトを利用している寄附受付は幾つとなっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年3月現在で14の寄附受付ポータルサイトに本市返礼品を掲載して寄附募集を行っておりますが、その中には、本市が直接契約していないポータルサイトにおいて掲載済みポータルサイトの返礼品情報等を自動で連携することで、新たなポータルサイトにおいても同様に寄附受付を行うことができるOEMサービスを活用した5つのサイトも含まれているところでございます。

○高見委員 ポータルサイトの受付の数について御答弁をいただきまして、令和7年、本年3月現

時点で14の寄附受付ポータルサイトがあるということでもあります。

そこで、本市が受けた寄附総額のうち、この各ポータルサイト利用による寄附額は全体の一体何割を占めると言えるのか、その点をお示ししていただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和5年度決算におけます本市寄附総額におけるポータルサイト経由寄附の割合につきましては、約90%となっております。

○高見委員 現時点において、ポータルサイト経由寄附の割合が9割と非常に高い数値になっているということでもあります。

そこで、今後においても、このポータルサイト自体はどんどん増え続けて、本市の利用率も増える見込みなのか、その点、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税寄附受付ポータルサイトにつきましては、クレジットカードのみならず、ペイペイやアマゾンペイ、d払いなど多様なオンライン決済に対応可能な場合が多く、また、各ポータルサイト運営事業者が関連するふるさと納税以外のネットショップなどのECサイトなどとの相乗効果が期待できるほか、寄附者の目線から見ても、多くの自治体の中からランキング形式ですとかカテゴリー別で比較検討できるというメリットがございますことから、本市においても、寄附実績増加に向けて、引き続き新規ポータルサイト開設の検討を進めてまいります。

○高見委員 現在の寄附においてこのポータルサイト利用者が増え続けていることも事実ですし、旭川市も新規ポータルサイト開設の検討をしていくという答弁であります。

とにかく、今、現代社会において、1人1台はスマホ、携帯電話を所持している中で、そういったスマホ利用で便利に本当に簡単にこういう寄附ができる、そして、当然、返礼品もいろいろさくさくっと検索できるという、そういう便利な社会になっているという背景が当然あるかと思えます。そんな部分でこの推移も見守っていききたいというふうに思っております。

委員長にちょっとお願いなんですけど、このふるさと納税に関してはまだ半分ぐらいなので、一応、次の質問からちょっと違う視点になる部分もあるんで、途中で昼休憩に入らせていただきたいと思うんですけど、皆さんにお諮りください。

○えびな委員長 高見委員からこのようなお申出がございましたので、休憩いたしたいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高見委員 午前中に引き続きまして、ふるさと納税推進費について質疑をさせていただきます。

それで、昨年も同様の内容の質問もしておりますけれども、ふるさと納税においては、北海道や反対方面の九州方面は、本州の大都市圏から寄附をいただいた場合、返礼品の郵送料で大きな不利になるのは明らかでありまして、この点についてどう捉えているのか、また、国への改善要望等は出していないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 委員が御指摘のとおり、全国一律に経費の基準が設けられ

ているという点につきまして、本市においても、首都圏在住の寄附者の割合が多いことから、配送料の負担は大きく、また、他の自治体担当者と情報交換をする中でも、特に道内は配送料の負担が大きく不利であると感じている自治体が少なくない状況にあります。

そのような中、総務省は、地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち、少なくとも半分以上が寄附先の地域のために活用されるべきという考え方に基きまして、ふるさと納税の寄附金の募集に係るルールとして、返礼品調達費や送料を含む募集費用の総額を1年間に受領する寄附金額の5割以下とすることと定めておりまして、これは全ての地方団体について当てはまるという見解が示されているところでございます。

このことから、本市におきましては、中間事業者と配送事業者間の専用契約によりまして、通常よりも安価な配送料で配送する工夫を行っているとともに、一部ポータルサイトでは、首都圏の倉庫から返礼品を発送するサービスの利用による発送料削減にも取り組んでおります。引き続き、配送料負担軽減に資する取組も行っていきたいと考えているところでございます。

一方で、多くの寄附者が住んでいる首都圏などの大都市圏への輸送費は高額となりますが、距離が離れているからこそ、大都市圏にはない、魅力ある返礼品が本市にはあるというふうにも言えますので、さらなる魅力あふれた返礼品を開発し、大都市圏の皆様にもアピールしていくことも重要というふうに考えております。

○高見委員 遠方に関わる郵送料の件で御答弁をいただきましたけれども、国は、基本的に返礼品の調達費や送料を含む募集費用の総額を1年間に受領する寄附金額の5割以下とすることを定めているということであり、そういう中で、安価な配送料で配達する工夫、返礼品を発送するサービス利用の配送料負担軽減に資する取組も行っているというような答弁であります。

そこで、旭川市も数多くの寄附金をいただいており、返礼品を送る、そういう取扱い数量もかなり多いかと思うんですけども、現在、魅力ある旭川市の返礼品の数ですね、一体、幾つあるのか、また、今後における返礼品数についても、限りなく増やしていくのかどうかも含めて、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年2月末現在の返礼品数につきましては、令和5年度末の3千151品から641品増の3千792品となっております。

また、返礼品数の考え方につきましては、返礼品の開発は、委託事業者等と連携を図りながら進めてきた結果、返礼品提供事業者の熱意ある提案により充実が図られてきたということがございます。これに伴いまして、本市ふるさと納税の寄附実績も着実に増加してきておりますことから、返礼品の登録数にはとらわれず、引き続き、魅力ある返礼品の開発に努めてまいりたいと考えております。

○高見委員 返礼品の数については、令和5年度末から本年の2月現在においての数については641品増えているということで、3千800品近くの返礼品の数と、すごい多い数かなあと。全国と比べてもどうなのかなというのはあるんでしょうけども、本市の考えとしては、返礼品の登録数にはとらわれなくて、引き続き魅力ある返礼品を開発していくことが重要なんだということの答弁であります。

やはり、寄附した皆さんは、旭川市のポータルサイトの寄附の返礼品の中身を見て、選ぶ楽しみというのはあると思うんですよね。当然、寄附金額においての返礼品が選べるということもありま

すから、その寄附金額に応じた何千円、何万円以内という、そういう数の返礼品の紹介を含めて重要なことなのかなというふうに思います。

また、ちょっと違う視点での質問になりますけれども、旭川市民が旭川市にふるさと納税寄附を行うことに対しては問題ないのか、また、旭川市民からの寄附はどれぐらいの割合なのか、その点をちょっとお聞かせください。

○樺山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税はあくまでも個人が自治体に対する寄附を行うものでございますので、旭川市民が旭川市に対して御寄附いただくことについては、問題はございません。しかしながら、旭川市民に対しましては、制度上、お礼の品をお渡しできない制度となっております。

また、ふるさと納税におけます寄附金税控除は、寄附額から2千円を除いた金額相当について、上限の範囲内で控除を受けられる仕組みとなっておりますことから、実質的には市民の方にとっては2千円の負担増というふうになるかと思えます。

もう一つの質問ですけれども、令和5年度におけます旭川市民からの寄附額が占める割合につきましては約4.3%というふうになっております。

○高見委員 旭川市民が善意を持って旭川市にふるさと納税として寄附を行うことについては、とにかく問題はないけれども、返礼品は受け取れないという、その中で、また、ある意味、実質的に2千円の負担増となるという部分で、メリットとしては薄いのかなという中でありながら、旭川市民からの寄附金額が占める割合は、それでも約4.3%あるということで、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

それで、寄附者に対する魅力ある返礼品の採用については、今後、旭川市はどのように考えているのか、その点をお聞かせください。

○樺山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税におきまして、寄附者が寄附先を選択する上で重要な部分は返礼品の魅力でございます。そういったことから、各自治体におきましても、創意工夫を凝らしながら返礼品の開発に当たっているところでございます。

本市におきましても、既存の返礼品のブラッシュアップを行いながら、各寄附受付ポータルサイトの特色を把握、分析しながら、他自治体との差別化ですとか、ニーズに即した選ばれる返礼品の開発に注力していくとともに、北北海道の物流の拠点であり、多種多様な返礼品を取り扱うことができる本市の強みを背景とした返礼品の募集を引き続き行ってまいります。

○高見委員 返礼品採用について、今後の市の考え方ということで考えをお聞かせいただきました。当然、既存の返礼品のブラッシュアップ、磨き上げる、そういったことを積み重ねながら、やはり、寄附者の方々に喜ばれる返礼品を積み上げていくというのが大事なかなというふうに思っております。

続いて、この返礼品については、過去に、私自身、体験型・宿泊型観光や、精米仕立てのお米や季節ごとの旬の野菜・果物セットを月1回、計12回送るといったことも提案した経過がありますけれども、とにかく、昨年におきましては、8月末から異例とも言える米不足が生じるとともに、価格が急騰し、現在も続いている状況下でありまして、お米の返礼品については、特に品不足が生じたのではないかと思いますけれども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○樺山行財政改革推進部行政改革課長 米の返礼品につきましては、昨年からの深刻な米不足が全国で問題となる中、本市におきましても、米の返礼品受注数は、令和5年度と比較しまして約2.

4倍と増加しましたが、年末の繁忙期前には在庫不足による欠品が相次ぎ、受注数を伸ばし切れない結果となっております。

これを受けまして、現在、委託事業者と連携しながら、各返礼品提供事業者に対しまして、米の在庫確保ですとか、新たな米の返礼品提供事業者開拓に努めており、需要に応じた体制を整えて、さらなる寄附額増加を推進するとともに、ふるさと納税を通じて北海道一の米どころ旭川をPRしてまいりたいと考えております。

○高見委員 米の返礼品も、本市は、ポータルサイトを通じてですけれども、たくさん扱っていますけれども、とにかく、令和5年度と比較して、お米の返礼品に関しては2.4倍に増加したということで、年末になると、当然、ふるさと納税寄附が集中してくるんですけども、その繁忙期前には在庫不足の欠品が相次いだと。当然ながらの結果だと思うんですね。

当然、旭川市も米どころで、北海道米は特に内地の府県産に負けないぐらい、15年連続、特Aの評価を受けている中で、非常に一等米比率も大きくて、食味もいいということで、本当に人気もうなぎ登りだと、そういった部分で感じているわけでありますけれども、そういった部分で、商品の不足が生じないような対応というのも今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

それとまたちょっと違う視点ですけれども、大都市からの本市への寄附者も多い、そういう状況の中で、以前、東京都において旭川市への寄附者との交流会が開催された経緯がありますけれども、これは、基本的に違反に当たるとして、以後、開催には至っていないと思いますけれども、今後においては礼状対応のみと考えてよいのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和4年8月に東京で実施しました連続寄附者を対象としたしました交流イベントにつきましては、総務省から出されました通知におきまして、寄附者を対象として返礼品を提供した後に、別途、地元特産品を使用した食事会に招待するような特典を提供する場合には、これも返礼品等に含まれるとされましたことから、当該イベントにつきましては、令和5年度以降は開催していない状況でございます。

今後につきましては、令和5年度の制度改正による経費率基準厳格化によりまして、ふるさと納税業務全般の経費見直しの必要が生じたことから、現時点におきましては、返礼品にお礼状を同梱する対応のみで実施しているところでございます。

○高見委員 寄附者との交流会というのは、令和4年8月に東京で実施されたということでありましたけれども、そのときは、地元特産品を使用して食事会に招待するような形だったと思うんですけども、そういった特典を提供する場合は返礼品等に含まれる、そういう判断からそういう事業は展開できなくなって、礼状のみの対応ということになっているという答弁でありました。

ふるさと納税については最後の質問になりますけれども、昨年、このふるさと納税は、担当部局が税務部から行財政改革推進部に移行されておりますけれども、現時点での受け止め方も含めて、今後の抱負と、特に留意する点をお聞かせいただきたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 ふるさと納税業務につきましては、これまで税務部で行ってきたわけですが、非常に財政状況が厳しい本市の中で、ふるさと納税によります歳入確保というのが非常に重要になってきているという状況もありまして、令和5年度から、税務部と私どものほうと協同でふるさと納税の業務に当たり、様々なマーケティングの展開なども含めて行ってきた

ところでございます。

その後、昨年、令和6年2月に、ふるさと納税に関する業務全てを税務部から行財政改革推進部のほうに移管したわけでありますけれども、その移管によりまして、私どもの所管になったことによりまして、例えばデジタルツールの導入等、これまで我々がやってきた、取り組んできた業務効率化に係る知識と経験というものをこの業務に充てまして、職員の負担を軽減することなどに振り向けまして、結果として、寄附増加に関するいわゆるコアな業務を職員にやっていただけるというような体制を構築したというふうに考えておりまして、これら取組によりまして、おかげさまで本年度の寄附獲得見込額も増加というような状況にあるところでございます。

今後におきましても、例えば、先ほどお米のお話が出ておりましたけれども、米に関しては、これまでも農政部と連携をしてきておりますし、食品加工などについては経済部とということで、関係部局と専門性のあるものについてはきっちり連携を図って、その中で強みを生かしていきたいというふうに思っておりますし、令和7年度につきましては、令和6年度の目標額から8億円上乗せの43億円ということになっておりますので、何とかこの寄附額の獲得に向けて、達成に向けて、我々もしっかりやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

昨今、ふるさと納税の市場自体は、非常にもう成熟してきているということで、一定限、これからは、産地間の競争がさらに激しく、決まったパイを取り合うというような形になっていくんだろうというふうに業界の中でも見ているところでございますので、何とかその中で本市の強みを生かして寄附者に対してアピールをさらに強めてまいりたいというふうに考えております。

○高見委員 ふるさと納税推進費について部長答弁がありました。やはり、当初、スタート時は、ふるさと納税の納税という言葉がつかますから税務部で担当していたという、そういう部分も理解できるんですけども、令和6年2月から行財政改革推進部に移行したということは、私自身も、これはやはりいいことだと思っています。やっぱり、返礼品を含めて集中できるというのも当然あるかと思います。

私は、この折れ線グラフ、ふるさと納税の推移ということで、毎回、これを出してもらっています。やっぱり、これ、右肩上がりしていくこの棒グラフを見ると、ありがたいというか、うれしいというか、これが頭打ちで止まってしまうとか、逆に下がっていく、そういった部分はやっぱり見たくないなとは思っていますし、本当にできるだけずっと長く、少しでもいいですから右肩上がりしていくような、そういった状況が、自主財源を伸ばす意味でも非常に大きなウエートを占めるというふうに考えております。

ちなみに、今回資料は要求しませんでしたけれども、昨年のちょうどこの第1回定例会の予算等審査特別委員会で、ふるさと納税寄附受入額上位30団体と本市の順位ということで表を出していただきましたけれども、皆さんも——委員会は委員が一緒かな、それで覚えはあるかと思うんですけども、とにかく、宮崎県の都城市が第1位で200億円弱ですよ、これ。そして、2位、3位が北海道の紋別市と根室市で、190億円、170億円、そんな部分です。これは紋別市や根室市の一般会計を当然超えているかと思うんですけども、その辺のことの部長答弁では、やっぱり紋別市や根室市は海産物、そういった部分での人気があるということでの答弁もいただきましたけれども、とにかく、旭川市も、全国1千788団体というか、自治体の中で、健闘して80位になって、中核市は、今、何市でしたかね。（「62」と言う者あり）62、すいません。そんな中で、中核市の

中では5位を維持しているということで、本当に健闘しているかなというふうに思っております。そんな部分で、ふるさと納税に非常に私は期待をしておりますので、ぜひとも返礼品の魅力の向上に向けて頑張っていただきたいなというふうに思っております。

ふるさと納税推進費については、以上で終わりたいと思います。

同じく行財政改革推進部で、同じふるさと納税なんですけども、企業版ふるさと納税推進費664万3千円の予算についての事業概要について、まず、御説明をいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本事業は、本市地方創生に資する事業を周知することで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すものとなります。

令和7年度の実施内容といたしましては、各種PRコンテンツの拡充ですとか庁内外への制度の周知、外部機関や庁内関係部署と連携しながら寄附見込み企業の開拓を行うほか、今年度、令和6年度に新たな取組として始めました地域力創造アドバイザー制度を引き続き活用しながら、外部専門家の助言、指導を受け、さらなる寄附獲得に向けた施策を検討、実施してまいります。

○高見委員 企業版ふるさと納税というその言葉自体は、私もちょっと聞きなれなくて、去年、少し質問した経過があります。

この企業版ふるさと納税は、実質、いつからスタートしているのか、また、特別な条件、制約等はあるのかどうか、その点をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 一般のふるさと納税は総務省が所管する事業となっておりますが、いわゆる企業版ふるさと納税につきましては内閣府が所管する制度となっております。正式には、地方創生応援税制と言いまして、企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇が受けられる制度となっております。平成28年度に創設されております。

企業版ふるさと納税で寄附した企業につきましては、損益算入によります軽減効果と合わせまして、令和2年度税制改正によりまして、税額控除の割合が寄附額の最大6割に拡充されまして、最大で寄附額の約9割が軽減されることから、実質的に企業の負担が約1割まで圧縮される仕組みとなっております。

また、企業版ふるさと納税のルールといたしまして、1回当たり10万円から寄附が可能であること、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となっていること、寄附企業への経済的な見返りは禁止されているといったことが挙げられます。

○高見委員 企業版ふるさと納税の実質スタート年ということで、平成28年度から創設されており、所管するのは、ふるさと納税については総務省であるけれども、企業版ふるさと納税は内閣府ということであり、寄附する企業側に見れば最大で寄附額の約9割が軽減されるというメリットがあるということでありますけれども、基本的には返礼品もないということで、さらに、寄附企業への経済的な見返り等は一切禁止されているということでもあります。

それで、この企業版ふるさと納税は、全国各自治体での取組状況は一体どうなっているのか、その点、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和5年度に寄附を受領しました地方自治体数につきましては1千462団体ございまして、これを令和4年度と比較しますと約1.1倍に増加しておりまして、寄附を行った企業数につきましては、令和5年度は前年度比約1.6倍の7千680社とな

っておりまして、年々、本制度を活用する地方自治体ですとか企業が増えている状況でございます。

具体的には、令和6年1月に発生しました能登半島地震など、自然災害により被災した地方自治体において、復旧、復興に向けた取組等に対して企業版ふるさと納税を活用しているほか、ここ数年では、企業版ふるさと納税の人材派遣型といったものもございまして、そちらの活用実績も増えている状況でございます。

この人材派遣型の制度につきましては、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を地方自治体に派遣する制度でございまして、令和5年度は98団体が活用しており、本市におきましても、令和7年度においてこの仕組みを活用して企業から人材派遣をいただく予定となっております。

○高見委員 全国各自治体の取組状況ということで、令和5年度の地方自治体数は1千462団体あるということでは、これ、全国の8割近いのかなというふうには思いますけれども、ただ、寄附を行った企業数については、令和4年度と比較して1.6倍まで、8千社弱まで増えているということで、今後はますますこの企業版ふるさと納税という部分が注目されていくのかなというふうに思います。

それで、資料も提出いただきましたように、令和6年度は31件、件数でぐっと増えて、さらに、その寄附金額も約5千800万円の寄附があり、寄附額、件数ともに大幅に増加していますけれども、その要因は一体何なのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度は、新たな取組として、先ほども答弁いたしました、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用しまして、外部の専門家による庁内向け説明会の実施ですとか、寄附獲得に向けた指導助言によりまして事業紹介のパンフレットの拡充をしたほか、庁内外に本市企業版ふるさと納税の制度ですとか活用方法を広く周知したことによって、寄附額や件数の増加につながったものと考えております。

また、本市では、初めて物納、物による寄附ですとか、事業提案型による寄附もございまして、それらも寄附額の増加に寄与したものと考えております。

○高見委員 31件の企業からの寄附があったんですけども、その企業の所在地、都道府県は一体どういう状況なのか、お示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度に御寄附いただきました企業の所在地につきまして、多い順に申しますと、東京都が13件、北海道7件、大阪府3件、神奈川県2件、埼玉県、愛知県、石川県、京都府、広島県及び福岡県がそれぞれ1件となっております。

○高見委員 31件の寄附企業の所在地ということで御答弁をいただいて、一番多いのが東京、その次は北海道ということで、全部で10の都道府県という答弁でありますけれども、ちなみに、旭川市内の企業からの寄附は禁止ということで、そういうことになっているかと思っておりますけれども、本当にありがたいことだと思っております。

先ほど言いましたように、この企業版ふるさと納税では、返礼品が一切ないわけでありましてけれども、企業から旭川市へ寄附をいただくためのアクションや戦略等は一体どう行っているのか、その点をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業版ふるさと納税におきましては、寄附企業への経済的な見返りは禁止されておりますことから、本市におきましては、そのルールに反しない範囲で寄附

をいただいた企業の情報を本市のホームページで紹介するほか、一定額以上の御寄附をいただいた企業に対しましては感謝状の贈呈を行っているところでございます。また、寄附企業に対しましては、寄附金の活用実績を分かりやすく報告するなど、本市への寄附に対してメリットや満足感を感じてもらえるよう工夫しているところでございます。

そのほか、本市企業版ふるさと納税の制度ですとかその活用方法を広く周知するために、本市ホームページに企業版ふるさと納税専用サイトを開設するとともに、パンフレットですとか動画を掲載して事業を紹介しているほか、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトですとか、北海道官民連携推進局のほっかいどう応援団会議のサイトにおいても、本市の取組をPRし、寄附を募集しているところでございます。

近年では、民間事業者が開設するポータルサイトなど多様なPR媒体もあるということでございますので、さらなる寄附獲得に向けまして、費用対効果を考慮しながら有効なPR方法を検討してまいりたいと考えております。

○高見委員 この企業版ふるさと納税において、寄附する企業側の最大のメリットは、先ほどの答弁でもありましたように、寄附額の約9割の税控除が一番だと思うんですけども、その辺のメリットの部分について、再度お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業が企業版ふるさと納税で寄附した場合のメリットは、先ほども一部御答弁いたしましたけれども、最大で寄附額の約9割の税控除を受けることができることから、実質1割の負担で自社の社会貢献を対外的にPRできることすとか、地方公共団体とパートナーシップを構築できること、地域資源等を生かした新事業展開の可能性が生まれるといったことがメリットではないかと考えております。

○高見委員 企業サイドの寄附のメリットとしては、自社の社会貢献を対外的にPRできる、また、地方公共団体とパートナーシップを構築できる、また、新事業展開の可能性がある、そういったメリットがあるということでの答弁であります。

去年の予算等審査特別委員会の分科会質疑で、この企業版ふるさと納税について質問した際、最後の浅利部長の答弁で、期限云々ということがちょっと気になっていた部分があって、企業版ふるさと納税制度は期限があるのかどうか、それがあるとしたらいつまでなのか、その点をちょっとお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和2年度の税制改正によりまして、本制度における税額控除の特例措置は令和6年度末、今年度末までとなっておりましたが、先日、政府が閣議決定いたしました令和7年度税制改正大綱では、令和9年度までの3年間延長されるということとなっております。

○高見委員 令和7年度の税制改正では、この企業版ふるさと納税制度が令和9年度までの3年間延長されることになったということでもあります。基本的に、これ自体、本当にいつまで終わるかという部分もあるわけでありましてけれども、ある以上は、やはり有効活用して、少しでも旭川市の自主財源が増える大きな制度だとも思っております。

資料要求で、企業版ふるさと納税のPRはどうしているのかということで、チラシでは、動物園だとか、農業関係でも2つほどありますし、健幸アプリだとか、旭川冬まつりだとか、イルミネーション事業だとか、そういった13のPRによって募集をしているということで、基本的に、動物

園に対して企業から寄附をいただいた場合は、動物園事業だけにそういった部分での利用ができる、使用ができるという条件ということになっているようですけれども、そこで、ちょっと関連性があるから違う項目の質問に入らせていただきますけれども、企業版ふるさと納税において、基金積立金という項目があります。3千1万3千円、積立金で予算立てされておりますけれども、この事業概要について、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本事業は、企業版ふるさと納税を通じて企業からいただきました寄附金を本市地方創生事業の財源に充てるために基金に積み立てるものでございます。

企業が企業版ふるさと納税として寄附する際には、寄附金の使い道であります寄附活用事業を指定することになっておりまして、いただいた寄附金は指定された事業に全額使用することになります。そのため、当該寄附金をいただいた年度に使用する場合には、当該事業に、直接、寄附金を充当することになるんですが、次年度以降に使用する場合も考えられますので、そういった場合には、寄附金を一時的に本基金に積み立てることとなります。

この基金は、令和4年度に設置したところでありますが、この基金の設置によりまして、翌年度以降の事業への充当も可能となったことから、寄附金を有効かつ柔軟に活用できるようになったところでございます。

○高見委員 それでは、私の最後の質問になりますけれども、改めて、この企業版ふるさと納税における市の考え方、方向性をお示してください。

○浅利行財政改革推進部長 企業版ふるさと納税についてでございますけれども、これによりまして資金を獲得できた場合については、事業への資金調達が可能になるということから、自主財源の確保の観点で非常に有効な手段であるということのほか、地方創生プロジェクトを積極的に発信することによりまして、この地域の魅力でありますとか地域経済の活性化、あるいは、地域の認知度向上につながるメリットがあります。

さらには、これまでも御答弁申し上げておりますけれども、一般のふるさと納税については、返礼品という形で、それが、結果、地域の経済の活性化にもつながるということにはなりますが、それらをする必要がないということは、そのための費用を見込む必要がないということになりますので、いわゆる歩留りがいいのがこの企業版ふるさと納税の特徴ということになります。

これまでも、昨年度については、地元の金融機関、あるいは青年会議所と、いわゆる成功報酬型の、そういう企業を紹介していただいたときの紹介料の契約を行いましたし、今年度につきましては、初めて物納、実際のものとしては衛星回線を使った電話を寄附いただいたわけでありまして、災害など何かあったときに、既存の携帯電話がつながりづらいというような状況が今回の災害でも見られましたので、そういった物納などの取組も初めてありましたし、さらには、各担当する課の努力で事業を募集しているところに提案して、それで、結果として企業版ふるさと納税として、じゃ、この事業を応援しましょうというような事業提案型のものも、今年度、幾つも旭川市として獲得できているという状況、さらには、来年度、人材派遣型の活用ということで、まずは、3年間、期間が延びましたので、その3年間に有効に活用していきたいと思っておりますし、先ほど来お話にあります9割控除ということになりますので、例えばイベントの協賛金など、300万円をもらっているのであれば、1割の負担でいいとするのであれば、逆に言うと、企業版で言うと最大3千万円までいただける、そういったことも考えられるものですから、我々行財政改革推進部

のみならず、全庁的な取組としてうまくこの制度を活用して資金の調達、そして歳入の確保というものを行っていききたいというふうに考えております。

○高見委員 企業版ふるさと納税における今後の市の考え方ということで部長答弁をいただきました。当然、答弁でありましたように、企業版ふるさと納税は返礼品がないということで、歩留りという表現をされていましたが、実質、ほとんどいただいた寄附事業に対して投資をできるということで、本当に自主財源を含めて確保に大きくつながっていると思います。

ただ、やはり、企業から貴重なお金を、寄附をいただいたということで、当然、それに対するお礼というか、その事業に対して、PR広告なり、何々県の何々社よりこれだけの金額でこの事業に寄附をいただき、こういう施設なりこういうサービスの提供ができるようになりましたという、そういうPRを含めて真心が籠もった対応をしていただきたい。そういうことで、無礼なようなことがあると、やっぱり、もう二度と旭川市に寄附なんかしたくないよということにつながる部分もありますので。

ちなみに、このほかに私はちらっと思ったんですけども、いろんなチラシを、13種類今作っていますけども、旭川市の中心市街地活性化事業であるとか、来年以降、新旭川市民文化会館の建設に向けた事業、とにかく、事業が立ち上がると同時にすぐさま、やはり、市民に開かれた、そういった市民文化会館の建設に向けて御寄附をいただきたいという部分での即座の対応もお願いしたいということも含めて申し上げて、私の質疑を終わります。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時44分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 公明党、皆川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、消防本部に対しまして、幾つか重要な点を確認してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、日頃より、市民の生命と財産を守るために、消防本部の皆様が昼夜を問わず献身的に職務に当たられているということに、心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

日々の厳しい訓練や、火災、救急、災害対応の最前線での御尽力が市民の安全、また安心を支えているということに、深く敬意を表したいと思います。

ちなみに、先週の金曜日、3月7日は消防記念日ということでございました。

消防の使命は、火災から市民の命と財産を守ることにとどまらず、近年では、救急搬送の需要増大への対応が極めて大きな課題となっているところでございます。特に、高齢化の進行や市民の多様な救急ニーズによって救急業務の負担は年々増しており、迅速で的確な対応が求められているということから、今後の体制強化についても確認をさせていただきたいというふうに思っております。

救急・消防体制をより効果的、効率的に運用するために、デジタル技術の活用、また、いわゆるDXの推進が不可欠であるというふうに思っております。全国的にも消防指令システムの高度化を図る自治体というのが増えておりまして、本市においても、指令業務の迅速化や、また、正確性の

向上を実現するための取組というのが求められていると思っております。

そこで、今日は救急全般についてお聞きしていきますけども、まずは、９款１項３目の中から、高機能消防指令センター装置改修費について、事業の概要と予算額の詳細をお願いいたします。

○松本消防本部指令課長 高機能消防指令センター装置改修費につきましては、消防指令センターに係る情報伝達体制の安定化を図るために、消防指令センターと消防車との間でデータ通信を行う車両運用端末装置を更新する経費として９千８２９万９千円、また、１１９番通報の受報時に必要不可欠なＮＴＴ通信回線ケーブルの架空線の埋設に要する費用として７１０万円、合わせて１億５３９万９千円を計上しているものです。

○皆川委員 消防・救急活動の現場では、一刻を争う状況の中で、正確な情報を迅速に共有することが極めて重要であるというふうに考えますけども、消防指令センターと消防車両の間でデータ通信を行う車両運用端末装置について、改めて、この装置の役割と、この装置が備える機能についても伺いたいと思います。

○松本消防本部指令課長 車両運用端末装置、通称ＡＶＭとは、通信機能を有したディスプレイ型体の装置で、災害対応用の全ての緊急車両に積載している装置です。

災害出動時に、地図上で目的地までの最適ルートを案内するほか、消防指令センターとのデータ通信により、災害現場や建物の詳細な情報、付近の消火栓情報、各消防車両の現在地などの動態情報、それらをはじめ、より効果的に消防・救急活動を行うために必要な様々な支援情報をディスプレイで確認できる機能を有した装置です。

○皆川委員 先ほどの御説明で、車両運用端末装置、いわゆるＡＶＭが、指令センターとのデータ通信を通じて、災害現場の詳細情報や消火栓の位置、また車両の動態情報などをリアルタイムで共有して、消防・救急活動の迅速化と、また、現場対応において重要な役割を担う装置であるというふうに確認をさせていただきました。

その上で、このＡＶＭの更新と、１１９番通報の受報業務に必要なＮＴＴ通信回線ケーブル架空線の埋設について、令和７年度予算として計上するに至った理由について伺いたいと思います。

○松本消防本部指令課長 車両運用端末装置のデータ通信につきましては、現在、ＮＴＴドコモのＦＯＭＡ回線、一般的には３Ｇと言われております第３世代移動通信方式を利用していますが、この回線の使用期限が令和８年３月３１日までであり、それ以降は４Ｇに分類されますＸｉを利用することになるため、令和７年度中にＸｉ回線対応型の端末装置へと更新しなければなりません。さらに、消防指令センターの改修を行おうとするものです。

また、ＮＴＴ通信回線ケーブル架空線の埋設につきましては、令和６年１月２０日に除排雪業者の車両が引き起した事故によってＮＴＴ通信回線が断線したことを踏まえ、危機管理上の観点から１１９番通報回線の安全対策を強化しようとするものです。

○皆川委員 １１９番通報回線の安全対策の確保については、消防の生命線とも言える極めて重要な事業であり、ＮＴＴ通信回線ケーブル架空線の埋設の必要性については十分に理解をしたところであります。また、ＦＯＭＡ回線からＸｉ回線への移行については、通信事業者の方針もあり、やむを得ない対応だというふうにも認識しました。

Ｘｉ回線対応型の端末装置への更新と消防指令センターの改修に伴って、従来の回線と比べてど

のような改善が期待できるのか、利点についてお示しいただきたいと思います。

○松本消防本部指令課長 いわゆる3Gから4Gへ変更することで通信速度が格段に速くなることから、これまで以上に指令センターと各緊急車両との間での情報共有がスムーズになることが大きな利点と考えます。

○皆川委員 ただいまの御説明で、現在の車両運用端末装置、AVMは、通信方式が3Gから4Gへ移行するということで、指令センターと緊急車両との情報共有がこれまで以上にスムーズになって現場対応の迅速化が期待できるということでもあります。こうした技術革新を生かして消防・救急活動の精度を高めるためにも、AVMの適切な導入、更新が重要であると考えます。

そこで、本市の消防本部ではAVMをいつから導入しているのか、また、デジタル機器である以上、これまでどのような更新や改良が行われてきたのか、その経過、概要も含めてお伺いしたいと思います。

○松本消防本部指令課長 AVMにつきましては、平成6年度の指令台システムの更新時に初めて導入しております。当時は、車両の動態管理のみを行い、消防無線の電波を利用していたため、データ送信を行うと、その都度、消防無線に雑音が入るという不都合がありましたが、平成20年10月から総合防災センターが供用開始されることに合わせて、それまでの第二庁舎から消防指令センターを移設、更新する際に現在のFOMA回線に切り替えたことにより、無線交信に影響を与えることなく、より高速で大量なデータ通信を行うことが可能となりました。

○皆川委員 近年、DXの推進というのが叫ばれておりますけれども、災害対応の分野では、実はかなり以前からデジタル化が進められていたということが分かりました。また、今回の事業によってさらに情報共有がスムーズになるということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

ところで、スマートフォンからの119番通報時に、電話をつないだままで現場の状況をビデオ通話でリアルタイムに把握して消防指令員が適切な対応を指示できる、Live119というシステムが全国的にも注目されておりまして、私どもの会派でも、令和7年度の予算要望として、救命率の向上を図るため、Live119を導入することということで上げているところであります。

そこで、他の自治体におけるLive119の導入状況や、今後、本市においても導入を考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○松本消防本部指令課長 スマートフォンからの119番通報の際に、通報者のスマートフォンのカメラ機能を活用させていただき、ビデオ通話により現場の状況をリアルタイムで把握することができるシステムの導入状況につきましては、今年度時点で、Live119と類似のシステムも含め、全国720消防本部のうち252本部が、道内では5本部が導入しております。

指令センターから現場の状況がリアルタイムで把握できるということは、指令センターから通報者に対して必要な処置を的確に伝えることができ、また、出動隊が現場到着前に活動方針の詳細を決定できるなど様々なメリットがあると認識しており、本市においては、指令台の次期更新に合わせて導入するよう検討しているところです。

○皆川委員 Live119についてお聞きしました。指令台の更新の際にはぜひ導入をとということで、強く思っております。

近年、全国的に救急出動件数は増加の一途をたどっておりまして、特に、高齢化が進行する中で、救急医療体制の負担が年々増大していると認識しております。

こうした状況の中で、本市の救急体制においても、より迅速かつ的確な対応が求められているのではないかと考えます。

また、昨年11月に開催された市民と議会の意見交換会におきまして、総務班では、「旭川市の救急医療体制について～持続可能な救急医療体制に向けて～」というテーマの下、市民の皆様から貴重な御意見をいただきまして、救急医療に関する様々な課題や関心の高さを改めて実感したところであります。

そこで、本市における現在の救急出動の状況や傾向、直面している課題について、改めてお示しをいただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 本市におきましても、救急出動件数は全国同様に増加傾向にあり、旭川市内の救急出動件数は、令和5年に1万9千914件と、統計開始以来、最多となり、令和6年は、速報値でございますが、1万9千482件と過去2番目の件数でした。また、救急搬送患者のうち、65歳以上の高齢者の割合も年々増加しており、令和5年は約68%、令和6年は約69%と、若干ではありますが、増加傾向にあります。

課題といたしましては、総務省消防庁が令和5年に行った将来推計において、高齢化の進展等により救急需要は今後も増大する可能性が高いことが示されており、本市としても、この救急需要の増加にいかに対応していくかが課題であると考えているところでございます。

○皆川委員 ただいまお答えいただきましたように、救急需要の増加で、ある自治体では、市内の病院に救急車で搬送されたものの、入院に至らなかった軽症者については、一部の症状を除き、料金を徴収する方針を決定したという発表もありました。

これは、救急要請の件数が許容範囲を超えて重症患者への対応に支障を来す事態を深刻に受け止めた上で、救急車の適正利用を促すための抑止策として講じられたものと推察しております。このような対応は、一見すると極端な方法にも思いますけども、それだけ救急搬送の現場が逼迫しているという現状を物語っており、決して他人ごとではないというふうに感じております。

本市においても、救急需要の増加に伴う課題があるという御説明をいただきましたけども、現在、この状況に対して具体的にどのような対策を講じているのか、改めて伺いたいと思います。

また、今後、さらに救急搬送件数が増加した場合の対応についても、現時点での方向性があれば併せて御説明ください。

○西館消防本部次長 救急需要の増加に伴う対策といたしましては、これまでも、救急出動件数の抑制を図るために、ホームページや救急講習、各種イベントなど、様々な機会を通じて救急車の適正利用を呼びかけてきたところでございます。

また、救急出動につきましては、本市の統計上、8時から18時までの時間帯の出動件数が全体の約60%を占めていることや、市内中心部での救急要請が多いことなどを踏まえまして、今年度から暫定的に平日の日中だけ運用する日勤救急隊を市内中心部の南消防署に1隊増隊し、検証を進めているところでございます。この暫定運用の結果、救急需要対策としての効果が高いことが認められておりますことから、今、委員の質疑にありましたような、今後の救急搬送件数の増加を見据えまして、令和7年度からは日勤救急隊の正式運用を実施したいと考えております。

○皆川委員 救急需要対策として、日勤救急隊を新たに創設して正式運用へと移行するということは、救急体制の強化につながる大変意義のある取組であって、市民にとっても安心感を高めるもの

と評価できます。

特に、救急要請が多い時間帯や地域を踏まえた対応を進めることは、限られた人員、資源の中で、より効率的な救急体制を構築する上で重要であるというふうに考えております。

これまでも、本市では、救急需要の増加に応じて救急隊を増強してきた経過があると思いますけれども、先ほど令和5年、6年の救急出動件数について御答弁がありましたが、さらに長期的な視点から、本市の救急体制がどのように推移してきたのか、確認したいと考えます。

そこで、平成元年から現在に至るまでの救急隊の数の状況と、それに伴う出動件数についてお示しいただきたいと思います。

○加藤消防本部警防課主幹 平成元年は、救急隊が4隊で出動件数が6千29件でしたが、その後、救急需要の増加に合わせ、その都度、救急隊を増隊し、平成20年10月からは現在と同じ体制である救急隊11隊運用としているところです。

11隊運用を開始した平成20年の出動件数が1万3千827件でしたので、平成元年と比較すると2倍以上となっています。また、先ほど答弁したとおり、令和5年の出動件数が1万9千914件、令和6年が、速報値となりますが、1万9千482件ですので、平成元年の3倍を超えている状況であります。

○皆川委員 平成元年と比較して、昨年の救急出動件数は3倍以上に増加しているということでありました。これは、救急需要が年々高まる一方で、人口減少が進んで、財政状況を踏まえても、今後、際限なく救急隊を増やし続けることには限界があることを示しているというふうに考えます。

救急体制の持続可能性を確保するためには、単に公的な救急隊の増強に依存するのではなく、民間の力を適切に活用していくことも重要ではないかと考えます。例えば、熊本地震や能登半島地震の際には、病院間の転院搬送などで民間救急が大きな役割を果たしたという事例も報告されております。このような災害時に限らず、平時から民間の患者等搬送事業者を適切に活用することで、救急隊の負担を軽減し、重症患者への対応をより確実なものとするのが可能ではないかと考えます。

そこで、本市における患者等搬送事業者の現状や活用についての認識をお聞きしたいと思います。

あわせて、今後の救急体制の強化策として、民間事業者との連携をどのように進めていく考えなのか、今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 民間の患者等搬送事業者につきましては、緊急性の低い患者の搬送を実施するものであり、逼迫する救急需要対策に大きく貢献していただいていると考えています。

消防本部では、このような事業者を支援するため、年に1回、患者等搬送乗務員基礎講習会や患者等搬送乗務員定期講習会を開催しております。

現在、市内の認定事業者は3社であり、搬送実績につきましては、令和3年度が4千937件で、うち医療機関から医療機関への転院搬送が1千79件、令和4年度が3千246件で、うち転院搬送が955件、令和5年度が3千501件で、うち転院搬送が1千560件でした。

このように、本市においても、民間の患者等搬送事業者の役割は大きく、救急需要対策として効果が認められていることから、今後も引き続き支援の取組を継続してまいりたいと考えております。

○皆川委員 ただいまの搬送実績に関する御説明を踏まえると、民間救急の有用性は明らかであり、今後も公的救急と民間事業者との適切な連携を強化していくことが持続可能な救急体制の確立につ

ながるものと考えます。引き続き、事業者支援の取組を進めていただくとともに、民間救急のさらなる活用の可能性についても検討を深めていただきたいと思います。

さて、救急事案の中には、結果として、軽症であり、本当に救急要請が必要だったのか、疑問視されるケースも一定数存在すると思います。その一方で、突然の体調不良やけがに直面した際、救急車を呼ぶべきかどうか判断に迷うという市民の声も多く聞かれているところであります。適正な救急要請を促すためには、市民が冷静に状況を判断し、必要な場合に速やかに119番通報を行える環境を整えることも重要ではないでしょうか。

現在、スマートフォンの普及率が高まる中、救急車を呼ぶべきかの目安を提供するアプリも登場しており、その活用が進められていると伺っております。こうしたデジタルツールの内容や機能について、本市としてどのように認識をされているのか、お伺いしたいと思います。

○加藤消防本部警防課主幹 総務省消防庁では、住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、全国版救急受診アプリQ助を提供しています。このアプリは、該当する症状などを画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応を4段階で判定し、緊急性がある場合には今すぐ救急車を呼びましょうといったメッセージが表示され、特に救急車を要請するかどうか迷っている方にとっては有用なものと認識しており、市のホームページに掲載するなど、周知を図っているところです。

○皆川委員 Q助については、私自身も実際に試してみました。適切に症状を判定してくれる大変便利なアプリだなというふうに感じました。救急車の適正利用を促し、市民が冷静に判断できる環境を整える上でも有効な手段であるというふうに考えます。ぜひ、救命講習や各種イベントの機会を活用して、市民への周知を積極的に進めていただきたいと思います。

さて、話は変わりますが、119番通報の際に、オペレーターに伝えた情報を、到着した救急隊員から再度聞かれることがあるという話を耳にしたことがあります。もちろん、現場での迅速かつ正確な対応のために必要な確認作業であるとは思いますが、一方で、患者やその家族にとっては負担となり得るほか、現場対応や搬送時間に影響を与える可能性もあるのではないかと考えます。

こうした状況について、消防側としてどのような認識を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 救急隊は、現場に到着するまでに、指令センターと通報内容を共有した上で現場で傷病者と接触しますが、通報段階では通報者が慌てていたり正確な内容でないこともあるため、現場到着時に改めてかかりつけ病院や既往症を確認することがあります。また、傷病者の症状を把握するためにバイタルサインを観察するなど、医療機関へ正しい情報を伝えるために作業が必要なことから、搬送時間に影響を与えるケースも少なからずあると認識をしております。

○皆川委員 これは、一般の方々にもなかなか理解されていない部分が多いのではないのかなと感じますが、特に、救急隊と傷病者本人との現場でのやり取りは双方にとって少なからず負担となるということが想像されて、スムーズな救急搬送を実現するためにはこの負担を軽減する仕組みが必要ではないかと考えます。

こうした状況を踏まえて、総務省消防庁では、今後も搬送率が高い高齢者の人口が増加する見込

みであることを背景に、救急搬送時の負担軽減と医療機関との連携強化を目的とした新たな取組を進めています。具体的には、マイナ保険証を活用して、通院履歴などの医療情報を救急隊がリアルタイムで確認できる仕組みを構築する実証事業を全国的にスタートさせたと伺いました。このようなデジタル技術を活用した取組は、救急現場における情報共有を効率化し、より適切な医療提供につなげることができる可能性を秘めていると考えます。

本市として、このマイナ保険証を活用した医療情報の共有化に関する取組や、今後の導入の可能性についてどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

○西館消防本部次長 救急隊によるマイナ保険証の活用につきましては、救急搬送される傷病者がマイナ保険証を利用している方であれば、傷病者の情報を正確かつ早期に把握することで救急活動の迅速化、円滑化が図られるものと考えております。

今年度、総務省消防庁が実施している実証事業、マイナ救急には、全国で67消防本部が参加しているところでございます。次年度におきましては、実証事業の対象を全国の全ての消防本部に拡大することとされておりまして、本市につきましても、当該実証事業の実施消防本部となることが決定しているところであります。

○皆川委員 本市の消防本部についても、次年度からマイナ救急の実証事業に参加するということでもあります。

これによって、救急活動のさらなる迅速化、円滑化が期待されるところであります。特に、救急隊が現場で患者の通院履歴や健康情報をスムーズに確認できることで、適切な搬送先の選定や医療機関との連携が強化され、救急医療の質の向上にも寄与するものというふうに考えます。

しかしながら、こうしたデジタル技術を活用した実証事業を行うに当たっては、タブレット端末やカードリーダーなど専用機器の導入や、運用に伴って通信費などのランニングコストも発生してくることが考えられますけども、これらの費用については、本市では令和7年度予算には計上していないのか、お伺いしたいと思います。

○加藤消防本部警防課主幹 総務省消防庁による令和7年度の実証事業では、タブレット端末など関連機器の整備費用に加え、通信費、システム利用料など、イニシャルコスト、ランニングコストともに総務省消防庁が負担することから、本市としては令和7年度予算に関連経費は計上していないところです。

なお、実証事業は、令和7年度末で終了しますが、令和8年度以降も引き続きマイナ救急の取組を継続する消防本部におきましては、通信費、システム利用料等のランニングコストに係る費用を負担することとなります。

○皆川委員 令和8年度以降に関してランニングコストがかかるということでありました。

デジタルツールとしてのアプリQ助に加えて、マイナ救急、さらにはLive119と、現在進行形のものも含めて、救急業務の分野でもDXが少しずつ進展していることを改めて感じております。これらの技術の活用によって市民が適切な判断をしやすくなることや、救急業務の負担軽減につながる可能性もあるというふうに考えます。

一方で、総務省消防庁の資料によれば、人口減少や少子高齢化の進展は消防需要にも大きく影響を与えて、特に救急業務については、高齢化の進展に伴い、全国の救急搬送人員数が2035年まで増加するというふうに予測されています。本市においても、救急出動件数の増加が続いており、

今後さらに逼迫することが想定されます。

こうした状況の中で、財政状況を踏まえれば、救急搬送の担い手である救急隊の増員には限界があるということも現実的な課題として考えなければなりません。そのため、今後の救急需要の増大に対応し、効果的、効率的な救急・災害対応を展開するためには、日々進歩するデジタルツールを適切に活用してさらなるDXの推進を図ることが不可欠ではないかというふうに考えております。

そこで、今後の救急業務及び消防・防災分野におけるDXの活用方法や展望についてどのようにお考えか、消防長に見解をお伺いしたいと思います。

○河端消防長 消防業務の中でも通信指令業務や救急業務などの災害対応につきましては、人命に直結する重要な業務でありまして、一秒でも早い現場到着、そして一秒でも早い医療機関への搬送が求められることから、デジタルツールの活用は極めて有効なものと認識しております。

先ほどの答弁にもありましたように、近年、消防指令センターの高機能化や国によるマイナ救急の実証事業をはじめ、消防分野を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。今後につきましても、消防の責務を果たすために、増加する救急需要に対し、確実に対策を講じるとともに、Live119などのシステムの導入やマイナ救急の実証事業へ参画するなど、デジタルツールを積極的に活用し、消防業務のDXの推進に取り組んでまいります。

○皆川委員 以上で、消防本部への質疑は終わりたいというふうに思っております。

続きまして、防災安全部のほうにお聞きしていきたいと思います。

近年、全国各地で豪雨や台風による水害が頻繁に発生し、甚大な被害が発生しています。特に、都市部においては、河川の氾濫のみならず、下水道や排水できなくなったマンホールの機能の限界を超える内水氾濫の状況や、地盤の低い地域での長時間の浸水被害など、大きな課題となっております。本市においても、過去の水害を教訓としながら、最新の科学的知見を取り入れ、市民が迅速かつ適切に避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの整備を進める必要があると考えます。

そこで、9款1項4目防災対策費の中で新たに計上されております浸水ハザードマップ整備費に関する取組についてお伺いをしていきたいと思います。

まずは、本事業の実施に至った経緯や概要についてお示しいただきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 9款1項4目防災対策費のうち、浸水ハザードマップ整備費につきましては、令和3年7月の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の指定対象河川が拡大されたことを踏まえ、洪水ハザードマップの改定を行うほか、雨を排水し切れずに発生する内水氾濫の被害予測図である内水ハザードマップを加え、浸水ハザードマップとして作成し、全戸に配布しようとするものでございます。

予算額につきましては、2千191万2千円を計上しております。

○皆川委員 雨を排水し切れずに発生する内水氾濫の被害予測図である内水ハザードマップを加えて作成するということでした。

全国の自治体では、近年、災害リスクの高まりを受けて様々な防災ハザードマップが作成されているかというふうに思います。本市が今回作成する浸水ハザードマップについて、どのような特徴があるのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 本市の特徴といたしましては、洪水ハザードマップを左ページ、内

水ハザードマップを右ページに配置し、併せて浸水ハザードマップとして見開きで確認できるようにするほか、災害時に役立つ知識等を、本市の実情に即し、分かりやすく1冊にまとめ、仮称「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」として配布するものでございます。

○皆川委員 分かりやすく1冊にまとめて、「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」というタイトルで配布するということでありました。

本冊子には、洪水や内水氾濫に関するハザードマップの掲載が予定されているとお聞きをしたところですが、本冊子には、ハザードマップ以外に、そのほかにどのような情報を掲載する予定でしょうか、掲載内容についてお聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 ハザードマップ以外の掲載内容につきましては、風水害、土砂災害、地震等の各種災害への備え、指定避難所一覧、災害情報の入手方法、避難時の非常用持ち出し品等を予定しております。

○皆川委員 近年、災害が頻発する中で、防災に関する正確な情報を市民一人一人に届けることの重要性がますます高まっています。

しかしながら、ハザードマップや防災に関する冊子は、適切な活用がされなければ単なる配布物にとどまるおそれがあり、いざというときに、どこにあるのか分からずに生かされない可能性があります。そのため、単に作成、配布するだけではなく、市民にしっかりと認知され、日常の防災意識向上や災害時の具体的な行動につながるような広報活動が求められると考えます。

そこで、本市では、本冊子の配布前後にどのような広報活動を行い、市民への周知を図る計画なのか、お伺いしておきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 本冊子の周知につきましては、配布前に広報誌やSNSに掲載し、大切に保管していただくことをお願いするほか、本冊子を活用しました防災訓練や防災講習を実施し、市民に周知する予定でございます。

○皆川委員 災害時に迅速かつ的確な行動を取るためには、平時からの備えと情報の周知が不可欠です。特に、防災冊子やハザードマップは、市民が災害リスクを理解し、適切な避難行動を取るための重要なツールとなります。

しかし、幾ら有益な情報が掲載をされていても、市民にしっかりと認知され、活用されなければ、十分な効果を発揮できません。

本冊子の配布について、今回作成される部数については何部ぐらい想定しているのでしょうか、あわせて、具体的な配布方法及び対象範囲についてお伺いしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 本冊子の配布につきましては、前回、洪水ハザードマップを改定した平成31年3月と同様に、全戸配布用と転入者用などの予備を含めまして20万部を作成し、業者委託により全戸配布することを予定しております。

○皆川委員 近年、情報の入手手段が多様化する中で、防災情報の伝達方法も、紙媒体にとどまらず、デジタル化が求められているというふうに感じます。特に、スマートフォンやタブレット端末を活用することで、災害時にも迅速かつ確実に必要な情報にアクセスできる環境を整えるということが重要です。また、冊子のみの配布では紛失や保管の課題もあって、デジタル版の提供によって防災情報の継続的な活用が期待されます。こうした観点から、防災情報の普及をさらに推進するためには、冊子だけではなく、デジタル版の提供も不可欠ではないかと考えます。

本市として、冊子の作成に加え、スマートフォンやタブレット端末を活用した利便性向上の取組として、本冊子の内容を市の公式ホームページやアプリ等で公開する予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 市ホームページにおきましてPDFファイル形式で掲載するほか、行財政改革推進部と連携し、公開型GISによりウェブ上で公開し、外出先でもスマートフォン等でハザードマップや指定避難所を確認可能とする予定でございます。

○皆川委員 単なる情報提供にとどまらないで、市民の防災意識向上のために活用されることが重要と考えます。

特に、学校や地域での防災教育の場においてどのような形で活用する予定でしょうか、また、子どもや高齢者などにも分かりやすい表現やデザインなど、工夫される予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 今後の活用予定につきましては、先ほど主幹から答弁させていただいたとおり、本冊子を活用した防災訓練や防災講習の実施を考えております。また、子どもや高齢者にも分かりやすい工夫につきましては、今後、内容の詳細を検討する上で配慮してまいりたいと考えております。

○皆川委員 近年では、集中豪雨や台風の大型化が進んで、全国各地で記録的な水害が発生しています。これらの水害は、一度きりの異常気象ではなく、気候変動の影響による長期的な傾向であり、これまでの防災対策やハザードマップの想定を超えるケースも増えております。そのため、市民の安全を確保するためには、従来のデータに基づいた対策だけではなく、最新の科学的知見を取り入れ、より現実に即したリスク評価と情報提供を行うことが不可欠だと考えます。

こうした状況を踏まえて、本冊子に掲載する浸水ハザードマップには最新の科学的データは反映されるのか、お聞きしておきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 近年、全国各地で水害が頻発化、激甚化する中、水害リスク情報の提供を行っていない中小河川等の氾濫等により多くの浸水被害が発生しているところです。これに伴いまして、令和3年7月に水防法が改正されまして、ハザードマップ作成の対象河川等が拡大されたものであり、本冊子はこれを反映させるものでございます。

○皆川委員 市民の声を反映して、実際に活用しやすい形で整備していくことが不可欠だと考えます。

また、災害の発生状況やリスクは地域ごとに異なるため、専門家の知見を取り入れながら、科学的根拠に基づいたハザードマップ作成が求められます。特に、市民が日常的に目にし、いざというときに迅速に行動できるような実用的な内容にするためには、現場の声や、また、実際の防災訓練などからのフィードバックを積極的に生かしていくということが重要ではないかというふうに考えます。

そこで、本冊子の作成に当たって、市民の意見をどのように収集して、また、防災の専門家からのアドバイスをどのように活用していくのか、お聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 現在の洪水ハザードマップにつきましても、市民の皆様から防災訓練、防災講習等において様々な御意見をいただいているところでございます。

こういった御意見や議会での議論も踏まえ、関係機関と連携し、利便性の高いものとなるよう検

討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 災害リスクは、固定的なものではなくて、気候変動や都市開発の進展に伴って年々変化していきます。特に、近年の集中豪雨や台風の大型化によって、これまで浸水被害のリスクが低いとされていた地域でも被害が発生するなど、新たな脅威への対応が求められています。また、避難所の変更や新たな防災インフラの整備など、市民に正しい情報を提供し続けるためには、ハザードマップの定期的な更新というのが不可欠です。さらに、デジタル技術の活用によって迅速かつ柔軟に情報を更新し、市民へ発信することも可能になっています。

そこで、本市においては、デジタル版も含めたハザードマップの更新や改定をどのように考えているのか、具体的な更新頻度についてもお示しください。

○竹内防災安全部防災課主幹 掲載情報に変更が生じた場合におきましては、情報の変更をお知らせするチラシを本冊子に折り込んで配布する等の対応を考えており、本冊子の全面的な見直しは、費用面を考慮し、具体的な更新頻度を定めず、必要に応じて検討してまいります。

○皆川委員 大規模な災害が全国で相次ぐ中、防災対策の強化は自治体にとって最優先の課題の一つというふうになっております。災害時に市民の生命と財産を守るためには、行政の備えだけでなく、市民一人一人が日頃から防災意識を高めて適切な行動が取れるようになることが重要です。そのためには、防災情報の普及やハザードマップの整備にとどまらず、防災訓練の充実、地域コミュニティとの連携強化、最新技術の活用など、多角的な取組を推進していく必要があります。

防災冊子の作成を通じて、市民の防災意識の向上や災害時の適切な備えにつなげることが期待されますけれども、今後、本市として、防災力の向上をさらに推進していくために、具体的にどのような取組を進めていく計画でしょうか、また、市民とともに安心、安全なまちづくりを進めるに当たっての決意をお聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 防災力向上の取組につきましては、本冊子を含め、各種マニュアルなどを作成し、防災訓練や防災講習などの機会や、ホームページを通じて市民に対する防災知識の普及啓発を図ってまいります。

また、逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクトを令和4年度から展開いたしまして、町内会や市民委員会をはじめとする様々な地域団体やその地区の学校関係者などで構成する地区防災会議を立ち上げ、各地区の防災計画の作成を支援してまいりましたが、このプロジェクトを市内の各地区に展開してまいります。

今後におきましても、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、自助、共助、公助が一体となって地域防災力の向上に努めてまいります。

○皆川委員 災害発生時に地域全体で迅速かつ的確に対応するためには、今お答えいただきましたように、行政による公助だけではなく、住民一人一人が主体的に防災に関わる自助と、地域の支え合いによる共助の充実が不可欠です。特に、発生直後の対応では、近隣住民や地域の自主防災組織が果たす役割が大きく、日頃からの訓練や人材育成が地域防災力の向上に直結します。

そのため、防災知識を備えたリーダーの育成が求められて、その一環として防災士資格の取得が有効な手段の一つとなります。一方で、資格取得に係る費用の負担が重いという声も上がっております。全国の自治体の中には、防災士の資格取得を促進するために、市民に対して取得費用の助成制度を導入する事例も増えているとお聞きしています。こうした取組は、地域における防災の担い

手を増やし、市民の防災意識の向上にも大きく貢献すると考えられます。

そこで、本市において、今後、防災士資格の取得を希望する市民に対する研修費用の助成や資格取得者の活用についてどのように考えているのか、市の見解をお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 防災士は、防災に関する一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証する資格で、令和7年2月末日時点におきまして全国で31万5千576名、旭川市で289名が認証登録されております。

大規模災害が発生した際、地域のリーダー的な役割が期待される資格ではありますが、資格を取得するに当たっては総額6万円を超える高額な研修費用を負担する必要があります。資格取得者が増加傾向にありますことは、本市の防災にとっても大変心強いことと認識しておりますが、防災士の資格取得希望者に対する研修費用の助成につきましては実施しておりません。

○皆川委員 ただいま答弁をいただきましたけども、明日3月11日は、東日本大震災発生から丸14年を迎えるところであります。あの日、多くの貴い命が失われて、私たちは、災害の恐ろしさと、また、防災、減災の重要性を痛感しました。震災を教訓として全国で防災意識の向上が図られている一方で、発災直後の初動対応の重要性が改めて認識されています。

その中で、防災士の果たす役割は極めて大きく、災害時における的確な判断力と知識を備え、地域の避難誘導や初動対応を担う存在として期待されます。資格取得者の増加は、地域防災力の向上に直結し、災害発生時における迅速な対応や避難行動の適切な指導が可能となります。本市においても、防災士資格の取得を促進して地域の防災リーダーを育成していくことは、今後の防災力強化に欠かせないと考えます。市民が自主的に防災知識を習得し、地域を支える人材となることを後押しするような防災士の育成支援や、資格取得の促進に向けた具体的な取組を、ぜひ、今後御検討いただければというふうに考えております。

それでは、引き続き、防災に関して、次は災害時緊急情報配信費についてお伺いします。

特に、市民への迅速かつ確実な情報伝達を目的とした同報系防災行政無線等整備について、事業の概要及び予算額について御説明ください。

○竹内防災安全部防災課主幹 9款1項4目防災対策費のうち、災害時緊急情報配信費につきましては、災害時の避難等に関する情報を市民及び観光客等に速やかに伝達するため、総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置し、情報伝達体制を整備しようとするものでございます。

予算額につきましては、4千717万9千円を計上しております。

○皆川委員 災害発生時には、市民が迅速かつ的確に行動できるよう、正確な情報をいち早く届けるということが極めて重要であります。特に、大規模な災害が発生した際には、インターネットや電話回線が混雑して情報が届きにくくなる可能性があるため、多様な伝達手段を確保し、市民一人一人に確実に情報が届く仕組みを整備することが求められます。

また、高齢者や障害のある方、外国人住民など、情報を受け取りにくい立場の方々にも配慮したきめ細かな情報提供の体制が必要ではないでしょうか。

そこで、本市の災害発生時の緊急速報における情報の伝達手段について、現状と課題についてお聞きしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 本市の災害発生時の緊急情報につきましては、エリアメールや緊急速報メールを利用して携帯電話やスマートフォン等に配信するほか、Lアラートによりテレビ、ラ

ジオなどの報道機関、さらに、市ホームページやSNSを通じて広く市民に周知しているところです。

課題としましては、携帯電話やスマートフォン等を所持していない方や旅行客等への情報伝達が十分でないことが挙げられると認識しております。

○皆川委員 近年では、自然災害の激甚化に伴って、情報伝達手段の多様化や、より確実に市民に情報を届ける仕組みの強化が求められております。また、過去の災害事例を踏まえて、本市の地形や人口分布を考慮した整備が不可欠であり、計画的かつ効果的な設置が重要になると考えます。

そこで、令和7年度の整備においてどのように設置されるのか、その整備方針についてお伺いしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 令和7年度につきましては、総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置するとともに、総合庁舎7階の災害対策本部事務室、または防災課事務室に同報系無線の基盤システムとなる情報発信装置を整備する予定としております。

○皆川委員 来年度、市総合庁舎内に情報発信装置を整備するということで、災害対策本部や防災課がより迅速に対応できる体制を整えることは、市民の生命と財産を守るために欠かせない取組と考えます。

そこで、市総合庁舎の災害対策本部事務室、または防災課事務室に情報発信装置を整備するということでありましたけども、具体的にどのような発信機能を持つ装置を設置する予定なのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 J－A－L－E－R－T受信時の国民保護情報や緊急地震速報につきましては、自動で総合庁舎屋上の屋外スピーカーから警報音を発信できるほか、避難情報等につきましても、職員が情報発信装置に入力することで屋外スピーカーから合成音声を配信することが可能となります。

○皆川委員 屋外スピーカーは、災害時に重要な情報伝達手段となる一方で、スピーカーの近くに住む方にとっては、音量が大き過ぎることが生活環境に影響を与える可能性がございます。特に、早朝や深夜に試験放送を行う場合や、強風時に音がどのように拡散するかなど、周辺住民への配慮が求められるのではと考えます。

そこで、本市では、この屋外スピーカーの音量調整についてどのような対策を講じるのか、お聞かせください。

また、設置後に、住民からの意見を受け付けて、必要に応じて音量や放送時間の調整を行う仕組みであるのか、市の考えをお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 屋外スピーカーにつきましては、従来のスピーカーに比べて2から3倍の距離まで明瞭な音が届くことに加え、設置場所直下等での音量が抑えられるなど、近隣住民の騒音問題等も考慮したスピーカーとしております。また、試験の際には音量を抑えるなど、住民生活に支障がないよう対応してまいります。

○皆川委員 屋外スピーカーの設置場所として市総合庁舎屋上が選ばれた理由についてお伺いしたいと思います。

また、スピーカーでの市全域への情報伝達が難しい中で、特定のエリアに限定される可能性があって、必要な情報が届かない方も一定程度いるかと思えます。設置場所の選定に当たってどのよう

な調査検討がなされたのか、併せて伺います。

○竹内防災安全部防災課主幹 必要な情報が届かない、いわゆる情報難民となる可能性が高い方としましては、携帯電話を持たない高齢者や子ども、情報の入手先が分からない観光客が挙げられます。

市域全域に屋外スピーカーを整備すること、あるいは、対象世帯に戸別受信機を設置することは現実的ではないことから、屋外イベントが多く行われる中心市街地を対象として総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置するものです。

○皆川委員 屋外スピーカーは、市全域に均一に情報を伝達するということが難しく、一部の地域への情報伝達となる可能性が高いと考えられます。特に、建物の密集した市街地や、風向き、地形の影響を受けやすい地域では、音声の届き方にも差が生じることが懸念されます。

そこで、本市が計画している屋外スピーカーの音声の到達範囲について、どの程度のエリアをカバーできると想定しているのか、具体的な見解をお聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置した際の音達範囲は、建物の状況や天候、工事や車両による騒音等により影響を受けますが、南側が1条通、西側が常磐公園、北側が市立旭川病院、東側が知新小学校までをカバーできる範囲と想定しております。

○皆川委員 同報系防災行政無線というのは、平常時においても有効に活用することで、市民の防災意識の向上や地域の防災力の強化につながると考えます。例えば、定期的な試験放送のほか、防災訓練時のアナウンス、地域の安全に関するお知らせなど、日常的な情報発信手段としての活用が考えられますが、本市としては、災害時以外にどのような用途での活用を想定しているのか、お伺いします。

また、同報系防災行政無線は、屋外スピーカーを通じて情報発信するため、天候や周囲の環境によっては聞き取りにくいケースも考えられます。こうした状況についてどのように対応していくのか、市の見解をお聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 災害時以外の活用方法については、イベント告知や食中毒警報、防犯情報などの行政情報の発信をすることができます。また、災害情報に関しましては、エリアメール、緊急速報メール、SNS等において同様の内容を発信しますので、これらによって補完が可能と考えております。

○皆川委員 本市において、これまで同報系防災行政無線の整備に向けた検討についてどの程度行われてきたのか、また、過去の防災計画の中でどのような議論がなされてきたのか、これまで整備が進まなかった要因についてお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 同報系無線の整備が進まなかった要因として、本市が内陸にあり、津波の危険にさらされる可能性が極めて低いという地理的な特性と、郊外地区に放射状に広がる本市全域に屋外スピーカーを整備するためには莫大な費用がかかることが挙げられます。

総務省消防庁から、令和7年度までに全国の自治体の同報系無線の整備率を100%にするよう通知があったことや、緊急防災・減災事業債が令和7年度まで活用可能であることを踏まえ、令和7年度事業として同報系無線の整備を予算計上したものでございます。

○皆川委員 この同報系防災行政無線を導入した後、機器の適切な運用を維持するために定期的な保守点検や修繕が必要となっており、特に、屋外スピーカーや情報発信装置は、長期間にわたって使用

されるため、老朽化や劣化による機能低下を防ぐための維持管理が不可欠となります。

そこで、本市として、これらの維持管理に係る年間の概算費用について現時点で試算されているのか、お聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 今後の維持管理費につきましては、保守・定期点検作業費として年間１８０万円を見込んでおります。

○皆川委員 年間１８０万円かかるということであります。

総務省の公表によりますと、全国１千７４１の自治体のうち、この同報系防災行政無線が未整備の自治体は、本市を含め、６８団体あるとお聞きをしました。

そこで、本市として、道内における同報系防災行政無線の導入状況についてどの程度把握しているのか、お聞きします。具体的には、北海道内で防災行政無線を既に導入している自治体の割合はどの程度なのか、また、それらの自治体が採用している主な設備の内容について、市としてどのように認識しているのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 総務省消防庁の公表資料によりますと、令和６年３月３１日時点での道内の未整備団体につきましては、本市及び札幌市、帯広市、江別市など３２市町村となっており、それ以外の１４７市町村については同報系無線を整備していることになります。

整備済みの自治体が採用している主な設備につきましては、道北９市の防災担当者会議や、旭川大雪圏域連携中枢都市圏防災業務担当者会議で議題とし、情報を共有しているところです。

○皆川委員 他の自治体では、同報系防災行政無線の屋外スピーカーを活用している例がありますが、音声が聞こえやすさや伝達の有効性について課題が指摘されているということもお聞きをしております。

本市が整備を進めるに当たり、他自治体の事例からどのような教訓を得て計画に反映させているのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 他の自治体におきましては、従来から整備されているトランペット型のスピーカーがありまして、音が球面状に伝達され、音圧が減衰しやすい特徴から、遠くでは音声が聞こえにくく、また、近くでは騒音に聞こえてしまうなどの難点が指摘されております。

新年度整備予定の屋外スピーカーにつきましては、遠近に関係なく音声がはっきりと聞こえる高性能のスピーカーを導入するなど、より多くの方が災害情報を明瞭に聞き取れるよう整備を進めてまいります。

○皆川委員 旭川市は、比較的災害の少ない地域ではありますが、この同報系防災行政無線を導入するに当たって、市民がその活用方法を理解して適切に情報を受け取ることができなければ十分な効果を発揮できないと考えます。

そこで、実際の緊急時に確実に運用されるための体制についてどのように整備していくのか、また、職員の訓練や市民への周知啓発を今後どのように進める予定でしょうか、市の考えをお聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 災害情報につきましては、同報系無線をはじめ、多様な伝達手段を通じて発信することになりますが、災害による被害を最小限に抑えるためには、災害情報を受けた市民が適切な避難行動を取ることが重要となります。また、職員につきましても、地域防災計画において定められた役割を正しく理解し、適切に行動することが求められます。

本市が災害が少ないまちであるからこそ、平常時の訓練が重要であると認識しておりまして、今後も様々な訓練や講習の場を通じまして、本市の災害情報の発信体制や災害応急体制、また、市民が取るべき避難行動等に関する知識の普及啓発を図ってまいります。

○皆川委員 今回の整備でスピーカーを設置する計画でありますけれども、屋外設備であるために、風雪とか経年劣化による影響もあるのではというふうに考えます。

設備の耐久性や維持管理の計画についてお聞きしておきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 屋上に設置するスピーカーにつきましては、防災放送用として屋外に設置するものであることから、豪雨や風雪などの災害に耐え得る仕様となっております。設置後につきましては、本市職員や保守業者による点検を実施するなど、他の工作物と同様に公有財産として適切な維持管理に努めてまいります。

○皆川委員 実際の災害時には停電が発生する可能性も高く、情報発信装置や屋外スピーカーの電源確保についても重要な課題というふうに考えております。

本市では、非常用の発電設備を備えているというふうに伺っておりますけれども、改めて、停電時でも確実に運用を継続するためにどのような対策を講じていくのか、また、停電時に迅速な復旧が可能となるような整備計画となっているのか、市の方針を伺います。

○竹内防災安全部防災課主幹 情報配信端末や屋外スピーカーの電源につきましては、停電発生時に遮断されることなく、各機器に備え付けてある予備電源からの供給に切り替わる仕組みとなっております。また、総合庁舎9階に設置している非常用発電設備の稼働により災害時に必要な電源が保たれることから、停電発生時におきましても迅速かつ確実に災害情報を伝達することができます。

○皆川委員 今回整備するに当たって、事前に実証実験や試験運用を行う予定はあるのか、お伺いします。

また、試験的にスピーカーを設置して、音声の届き方や住民の受信状況を検証することについては考えられているのか、併せてお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 屋外スピーカーの設置場所の選定や音達範囲などを確認するため、事前に屋外での試験放送を実施したいと考えております。

また、受信状況につきましては、国が実施する定期的な試験放送などの機会を通じて音達状況などを確認するほか、近隣住民から寄せられた御意見等も踏まえながら改善に努めるなど、適切に運用してまいりたいと考えております。

○皆川委員 災害時の情報伝達において、地元企業や商業施設、また大規模事業所との連携が有効な手段の一つというふうに考えます。例えば、商業施設などに設置されているデジタルサイネージの活用や、企業の館内放送システムを通じた防災情報の発信、さらに、企業従業員への防災訓練の一環として防災無線の周知を図ることなどが考えられますけれども、本市としてこのような取組の可能性についてどのように捉えているのか、市の見解をお伺いします。

あわせて、地域の自主防災組織との連携強化についても、本市の見解をお聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 同報系無線からの情報伝達手段につきましては、屋上スピーカーからの情報伝達のほか、商業施設のデジタルサイネージなど他の情報伝達手段との連携の可能性や、市民参加型の防災訓練等での活用についても検討しているところです。

また、自主防災組織との連携につきましては、これらの連携によりまして、各地域の災害情報を

いち早く取得することが可能となるため、地域住民に対する速やかな災害情報の伝達や地域の被害状況、避難情報の収集につながるものと考えております。

○皆川委員 令和7年度の整備計画では、市総合庁舎に情報発信装置を設置して屋外スピーカーを整備すると、ここまでお伺いをしました。

今後のスケジュールについて具体的にお示しください。

また、将来的には、ほかの場所へのスピーカーの増設や、さらなる情報伝達手段の追加整備など、どのような展望を持っているのか、見解をお伺いします。

○紺田防災安全部防災課長 整備スケジュールにつきましては、今後、さらなる伝達手段との連携の可能性も含めた具体的な整備内容を決定いたしまして、6月頃には工事に着手、令和7年度末に工事完了、令和8年4月から本格運用を開始する予定でございます。

また、スピーカーの増設につきましては、実運用での検証や、地域の要望等を踏まえて随時検討するほか、伝達手段の追加整備についても、伝達手段の多重化を図ることは大変重要でありますことから、各伝達手段の特徴や地域の実情等を踏まえて引き続き調査検討を行っていきたいと考えております。

○皆川委員 先ほど防災安全部への質問の前に、消防本部のほうに取組について質疑して、消防長から消防全体のDX推進に取り組むとの答弁がございました。そして、今、防災安全部の答弁によって、今回の同報系防災行政無線の整備、これもデジタルツールを活用した取組の一つというふうに考えますが、このことは本市にとって初めての取組であって、防災情報の伝達手段を強化する重要な第一歩となります。どちらも、市民の命を守っていく上で大切な事業だというふうに考えます。

そこで、これらの取組を通じて、市としてどのような成果を期待しているのでしょうか。特に、市民の安心、安全の確保や、災害時の情報伝達体制の強化にどのような効果をもたらすと考えているのか、さらに、今後の消防・防災DXの推進、加速化についてどのように考えているのか、最後に、菅野副市長の見解をお伺いして、私からの質疑を終わります。

○菅野副市長 皆川委員さんから消防・防災に関わるDXの取組についての御質問でございますけれども、たしか、一昨年、ホットライン119に関わって、特に独居高齢者への伝達の必要性といたしましょうか、そういう御指摘もいただいたところでございまして、やはり、私どもとしては、市民に対して必要な情報を丁寧に伝達できるような、そういう環境づくりというのは本当に必要だというふうに考えてございます。

特に、近年は、中心市街地において海外からのお客さんを見ない日はないぐらい多くの観光客に来ていただいておりますし、若い世代の中には、日頃から、あまり、テレビだとかラジオだとか、印刷された紙媒体のメディアに触れる機会が少ない、そういうような市民の方もいらっしゃいますので、情報のツール、伝達手段が多様化し、新たな技術が生かせるような、こんな状況になった中で、やはり、取りこぼしがないようにすることと、常に通信技術を生かしながらその伝達手段を確保する、そういうことを課題として認識をしているところでございます。

今回の防災安全部が整備する同報系無線、あるいは、統合版のGISによる洪水ハザードマップのデジタル版の提供であったり、あるいは、消防本部の取組については、やはり本市の進めるDXの一つであるというふうに考えてございます。これら消防・防災分野のデジタルツールは、その機能が視聴が可能であるという点からも、今後幅広い分野での活用が可能であると考えてございます。

し、安全、安心のまちづくりに間違いなく寄与できるものというふうに期待をしているところでございます。

市としましては、DXの推進に向け、防災・消防分野においても取組を進めて、市民の生命、そして財産を守るという責務をしっかりと果たしていきたいと考えているところでございます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時30分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 よろしくをお願いします。

私からは、防災安全部、行財政改革推進部、地域振興部、総合政策部ということで伺っていききたいと思います。

まず、防災安全部に、先ほど皆川委員からもお話がありましたけど、あしたで東日本大震災14年ということで、この土日のテレビを見ると、その振り返りで防災に対することがかなりテーマとして上がっていたと思います。1年前には能登半島地震ということで、本当に地震大国の日本で、今後、防災という考え方をどういうふうにしていくのかということが大きな課題だというふうに思っていますので、まず、その観点から、9款1項4目防災対策費の予算額の概要について伺いたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 9款1項4目防災対策費のうち防災施設等整備費につきましては、災害対策用備蓄品といたしまして、保存期限が迫っているアルファ化米などを更新するとともに、防災マットや寝袋などの生活必需品を増強するほか、避難所に設置している老朽化した標識を整備しようとするものでございます。

予算額につきましては、794万9千円を計上しております。

○まじま委員 防災施設等整備費、これについて伺っていききたいというふうに思います。

今述べましたように、東日本大震災、能登半島地震、それらを受けて、避難所の在り方、物資が届かないなどの課題が明らかになったと思います。さらに、現在に至っても復旧が思うように進んでいないというふうに思います。能登地域は、9月に大雨被害もありましたから、被災地の状況は非常に大変だというふうに聞いています。防災については、想定を甘くしないということが大きな教訓だと思います。対応が遅れた重大な要因になったのは、避難所の設置・運営、支援物資の分配など、救援、復旧のあらゆる場面でのマンパワーの決定的な不足だというふうに言われてもいます。もちろん、備蓄品もしっかりと用意しておかないといけないのではと考えます。

そこで、主な備蓄品の充足率をどう引き上げようとしているのか、伺いたいと思います。

昨年もお聞きしましたが、生活必需品と言われるものは割合が低いという状況だったと思います。新年度はどう引き上げようとしているのか、伺いたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 備蓄計画において市が整備しようとしている公的備蓄品目の令和6年度末の達成率につきましては、食料品のうち、アルファ化米などの主食につきましては60.2%、栄養機能食品等の補食につきましては84.3%、乳児用ミルク及び離乳食につきましては

100%となっております。また、生活必需品のうち、災害用毛布につきましては55.6%、防災マットにつきましては51.3%、災害用寝袋につきましては48.0%、簡易トイレについては83.3%となっており、委員の御指摘のとおり、生活必需品の達成率は依然として低い状況にあります。

新年度につきましても、引き続き達成率の上昇に向けた計画的な整備を進める予定であり、不足する備蓄品につきましては、国や都道府県からのプッシュ型の支援や、民間事業者との防災協定に基づく流通備蓄の調達など、必要な物資を円滑に調達できるよう体制づくりを進めてまいります。

○まじま委員 今、示されたように、まだまだ50%を切っているような部分もあるということですので、これは、引き上げていくスピードが大事だというふうに思っています。

最近では、大船渡で火災が起きて、報道で見ると、被災者は避難所でテントで過ごされている状況を見ました。少し対応が変わってきたのかなと感じたところであります。

次に、旭川市備蓄計画について伺います。

令和7年度改定を予定していると思います。様々な自然災害の被害を踏まえ、こういった部分に力点を置くのか、伺いたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 令和7年度改定予定の備蓄計画では、令和6年1月に発生した能登半島地震での教訓や、本市における災害リスクなどを踏まえ、高齢者や乳幼児、女性などの要配慮者に対応するための備蓄や、避難所環境の整備に重点を置き、必要な備蓄品目について見直しを行う予定としております。

○まじま委員 今、答弁で、高齢者や乳幼児、女性などの要配慮者に対応することを考えられているということなんですね。

そこで、伺いたと思いますが、自治体には、避難行動要支援者名簿制度、この作成が義務づけられています。この名簿に基づき、避難訓練が地域で行われていると思います。実際に訓練を行うと、課題があるという話を関係者からお聞きします。

防災安全部として、訓練における課題についてはどのように考えているのか、お示してください。

○紺田防災安全部防災課長 本市におきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせて、誰が、どこに、どのように避難するかについて確認した個別避難計画を作成し、災害発生時には、その計画に基づき、迅速な避難支援が行われる体制を構築しております。

計画に基づき、避難訓練につきましては、市が主催する市民参加型の総合防災訓練で実施するとともに、各地域で町内会などが実施する自主防災訓練においても実施されているところでございます。訓練を通じて、避難行動要支援者を迅速に避難させることの難しさや、避難支援の担い手を確保していくことの重要性を認識してございます。

令和4年度から実施している逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクトでは、町内会や市民委員会をはじめとする様々な地域団体やその地区の学校関係者などで構成する地区防災会議を立ち上げ、地区防災計画の作成の支援などを行っておりますが、このプロジェクトを通じて、避難行動要支援者名簿に記載されている方の個別避難計画の作成や避難訓練の実施を促進し、取組の実効性を高めていく必要があると考えております。

○まじま委員 これは、福祉保険部が何年か前に作成した名簿を基に地域で訓練が行われていると

ということなのですが、時間が経過しているため、もう既にそこに居住をされていない、あるいは、連絡先に問い合わせてもつながらないなどの状況が生まれているということです。

福祉保険部に問合せをすると、この名簿、情報のアップデートは地域で行うようになっているとお聞きしました。町内会の高齢化、成り手不足を考えると、非常に難しい課題だと思っています。ぜひ、当初の目的が達成できるように取り組む必要があると思います。

市としては、防災安全部と福祉保険部が関わっているということで、またがる部局の課題ですので、副市長、これは実効性があるように、ぜひ、問題解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁は求めません。

次に、能登半島地震に市から支援を行っていると思います。派遣された職員から防災に関する意見などがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 昨年1月に発生しました能登半島地震では、災害復興支援に係る人的協力といたしまして、国、道などからの要請を受けまして、保健所による保健師等の応援派遣、環境部による災害廃棄物対策、上下水道部による応急給水業務、防災安全部による支援物資等の管理業務といった支援内容で被災地への職員派遣を行いました。派遣職員からは、断水で水洗トイレが使えないことによる悪臭や、氷点下の中、屋外の仮設テントで再利用した水を沸かして風呂に使ったなど、非常に苛酷な環境の中で災害支援活動を行ったと報告を受けてございます。

本市は、これまで、地震や台風などの大きな災害を経験したことが少ないまちでございまして、このことは市民にとって大変ありがたいことではあるのですが、その反面、市職員も含めて、大規模災害に対する経験値が少ないまちであるとも言えます。能登半島地震による教訓等を生かしまして、派遣職員の受入れ体制につきましても、今後、対策を講じていきたいと考えてございます。

○まじま委員 そうした派遣された職員からの声をしっかり拾って、生かしていただきたいと思うんですね。

能登半島地震の教訓を踏まえてということになるのかと思いますが、最近、国の避難所のガイドラインが改定されたというふうに伺いました。言葉は難しいんですけど、スフィア基準と呼ばれるというふうにお聞きしました。どのように変わったのか、それを受けて旭川市の対応はどう変わっていくのか、お示してください。

○竹内防災安全部防災課主幹 令和6年12月に改定されました避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインは、令和6年能登半島地震での教訓を踏まえた避難所の在り方についての見直しでありまして、避難所の整備方針が、従前の場所の支援という考えから、人の支援という考え方に転換されたことが大きな特徴の一つです。主な改定点としましては、トイレの確保・管理について、発災から一定期間経過後は20人に1基とすること、生活空間の確保について3.5平方メートルの居住スペースとすること、入浴施設について50人に1つとすることなど、国際基準とされるスフィア基準に沿った項目が追加されました。

本市としまして、改定されたガイドラインを踏まえ、避難所開設・運営マニュアルや旭川市備蓄計画の見直しを行う予定です。

○まじま委員 分かりました。

それで、この間、国のほうでも対応が少し変わってきまして、全国8か所に防災拠点配置される予定とお聞きをしています。これによって何が変わるのか、伺いたいと思います。

市としての受け止めも、改めてお聞きします。

拠点は、北海道は札幌だというふうにも聞いていますが、札幌に配置されることになったとしても、例えば、胆振東部地震のように全道被害の場合、これは本当に機能するかという問題もあるかと思うんですが、その点についての見解を伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 全国8地域での分散備蓄についてでございますが、大規模災害発生時において、被災自治体の要請を待たず、より迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、調達に一定の時間を要する段ボールベッド、間仕切り、簡易トイレ等のプッシュ型支援物資について、国があらかじめ一定量を全国8か所の地域拠点に分散備蓄するものでございます。

北海道地域につきましては、札幌市が分散備蓄の拠点自治体として決定してございまして、これによりまして、避難生活で最低限必要となる物資の迅速、確実な調達が期待できるものと考えております。

○まじま委員 少しは改善されるのかなっていうふうに感じました。スフィア基準という国際的な基準に日本が合うように変えてきたということなので、この後、どうなるかというのを見ていかなきゃいけないかなと思います。

いろいろそういう課題が解決されてきつつあるとは思いますが、旭川市における今後に向けての考え方、あるいは課題についてお聞きしていきたいと思います。

○内村防災安全部長 本市としましては、円滑な避難所運営や避難生活における生活環境を改善させるため、今年度は、職員による避難所の開設運営訓練や、避難所運営に女性視点を取り入れた市民参加型の防災訓練を実施したほか、応急生活物資の供給等に係る協定を締結するなど、応急物資などの備蓄対策に努めてまいりました。

今後につきましては、能登半島地震を踏まえて改定されました国の避難所ガイドラインに沿って各種マニュアルの改定作業を行うほか、令和7年度に見直し予定であります本市備蓄計画に基づき、高齢者や女性などに配慮した備蓄品の整備をより一層強化し、本市の災害対応力を着実に進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 以上で、防災安全部に対する質疑は終わりたいと思います。

続いて、行財政改革推進部に移りたいと思います。

業務システム最適化推進費というのがありまして、この業務システム最適化推進費の概要についてお尋ねをしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 自治体情報システムの標準化の概要でございますが、国は、令和3年9月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、全国の自治体に対し、基幹業務システムを国が示す標準仕様に適合したシステムである標準準拠システムへと移行するとされており、その移行に当たっては、原則、政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドを利用することとしております。

本市におきましても、国が目標期限として定める令和7年度までの標準準拠システムへの移行を進めており、住民記録など5業務を先行リリース分として昨年1月にリリースしたところであり、残りの税、国保等につきましては後発リリース分として令和7年度に移行する予定であります。

○まじま委員 標準準拠システムへの移行ということで、ガバメントクラウドを利用するための経費ということが説明されたと思います。金額はありませんでしたけど、約13億円が計上されてい

ます。

これまでの答弁で、全額、国費ですよと聞いていましたけれども、これは一体どのくらいかかるものでしょうか。今後かかる経費の見通しについて伺いたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 自治体情報システムの標準化対応についてですが、標準準拠システムへの移行に関わる費用につきましては、全額、国費負担とされております。

これまでの標準準拠システムへの移行に係る経費は、令和3年度が550万円、令和4年度が1千71万2千円、令和5年度が4億5千708万1千円、令和6年度が1千50万円となっており、令和7年度は8億7千791万8千円と見込んでおります。

○まじま委員 大変大きな額が利用するのに必要だということが分かりました。

全額、国費だというふうに、今、答弁されましたので、一般財源を使わなくてよかったなというふうな思いもあるんですけど、ただ、この後、イニシャルコストとかランニングコストなど、市の負担分はないのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 令和3年度から令和7年度におけるイニシャルコストにつきましては13億6千171万1千円、令和7年度における標準準拠システムに係るランニングコストにつきましては4億1千345万2千円の見込みです。

○まじま委員 全額、国費かと思ったら、イニシャルコストとかランニングコストは市が負担をするということなんですね。

今、答弁がありましたように、過去に13億円、令和7年度で4億円ということなんで、必要なものは国に要望したらいいと思うんですね。

標準準拠システムに移行するっていうことなんですけど、この目的について改めて伺いたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 国は、現状の自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きいこと、また、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいなどの課題があるとしております。

このような状況を踏まえ、国は、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、各担当省庁が作成した標準仕様書に適合した情報システムである標準準拠システムの利用を義務づけております。この取組により、自治体の職員が、住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築することが目的とされております。

○まじま委員 これまで、各地方自治体が独自に行ってきたことを統一していくということなんだと思います。

最近も、新聞報道で、期限までに間に合わない自治体があるという報道がされておりました。これは、昨年も確認させていただいたんですけど、標準化の期限というのがあって、これは2025年度末になります。旭川市は間に合うのか、もう一回、確認させていただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 既に、標準化対象業務のうち5業務につきましては令和6年1月に移行を完了し、ガバメントクラウドでシステム運用を開始しており、残りの業務につきましても令和8年1月に移行を完了し、ガバメントクラウドで運用を開始できるよう準備を進めております。

○まじま委員 標準化は、住民には手続の簡略化があるよと、自治体には事務の効率化や省力化が図れるよというふうに言われていますが、これは旭川市にも当てはまるのでしょうか。

○矢萩行財政改革推進部次長 主要な基幹業務につきましては汎用機でシステム運用していることから、マイナポータル等のオンライン申請については、直接、データ連携することが困難となっており、現状では、オンライン申請されたものを紙に出力し、職員が、別途、システムへ入力する必要がある、このことにより職員の事務負担となっております。

今後は、標準準拠システムへ移行することで、比較的容易にデータ連携することが可能なシステム構成となり、効率的なオンライン申請等の手続が可能となります。

○まじま委員 そういう中でも、やっぱり懸念されるのは、ガバメントクラウドというもののセキュリティーなんだと思うんですね。この点についてはどういうふうになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 ガバメントクラウドは、政府が求めるセキュリティー要求を満たしているクラウドサービスをデジタル庁が選定及び管理しているものであり、高いセキュリティー対策が講じられております。

○まじま委員 次に、市民サービスの上で必要なものであって、標準準拠システムの対象外で、さらに、国からの経費も出てこない場合、市としてはどうしていくつもりなのか、お示しをいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 システム標準化と市の独自施策の取扱いについてであります。標準準拠システム対象の機能には、実装すべき機能と実装してもしなくてもよい機能があり、後者を選択する中で本市の独自施策が展開できるものは国庫補助対象内での対応が可能となります。また、独自施策が標準準拠システム対象外であっても、市民サービス上、必要なものは適宜対応する必要があり、独自施策や、標準化対象外機能等に伴い新たに必要となる経費がある場合には、その予算措置について、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○まじま委員 市民サービスに必要なものは対応していくということでしたので、市民の福祉の増進に努めていただきたいというふうに思います。

標準化といえば、最近、国が推奨する共通基盤、S a a Sと書いてサースと読むらしいんですが、こういうのがあることを知りました。

これについて、どんなものなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 S a a Sとは、利用者にネットワークを通じて情報システムの機能を提供するサービスのことで、地方自治体は、事業者が用意したサービスから必要な機能を選択することで短期間でサービスを導入することが可能となるため、迅速に新たな行政サービスを市民に提供できるなどの利点があります。

令和6年6月21日に閣議決定された国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針において、デジタル人材の不足が深刻な地方自治体の状況を踏まえ、共通S a a Sを活用することは、個々の地方自治体において情報システムの開発や調達に多くの人材を要する状況を改善するものとされております。この基本方針を踏まえ、国において共通化すべき地方自治体の情報システムの対象を整理しているものと認識しております。

○まじま委員 なぜこんなことを聞くのかということなんですけど、標準準拠システムのときもそ

うだったんですけど、共通基盤のSaaSも、自治体独自の政策や事業が排除されるという懸念があるということを言われているんですね。行政サービスの後退につながるんじゃないかというふうに心配していますが、その点について市の考え方を伺います。

○矢萩行財政改革推進部次長 国におきましては、国・地方デジタル共通基盤の整備、運用を進めていくに当たり、共通化すべき業務を検討されているものと認識しておりますが、今後におきましても、国の動向について注視してまいりたいと考えております。

○まじま委員 国の動向を注視するということでしたので、今日は、このテーマはここで終わりたいというふうに思います。

次に、同じ行財政改革推進部に伺いたいと思います。

令和7年度もBPO導入推進費というものが計上されています。この概要についてお示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 BPO導入推進費につきましては、限られた人的資源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、民間活力の導入によりサービス水準の維持向上を図るとともに、職員の働きがい改革を推進するために実施するものでございます。

令和7年度につきましては、基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に合わせまして、税などの印刷、封入封緘等業務の外部委託を実施しようとするもので、予算額につきましては2千974万7千円を計上しております。

○まじま委員 今回、今、答弁がありましたように、税の封入封緘などの業務の外部委託実施料だということでした。何でも、プリンター代が高額なのでということだったかなと思います。

昨年予算審議で、令和6年度BPO導入可能性調査が計上されておりました。年度末になりますので、ある程度の調査結果が出ているのではないかと思います。行財政改革推進部としてどのようなまとめを行っているのか、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今年度実施しております当該業務委託につきましては、子ども医療費助成の新規受付に係る業務など10業務を対象に、導入の可能性の有無、導入が可能な場合には、全体の業務フローの中でどの工程に導入するのが効果的なのか、BPOが適さない場合には業務効率につながる手法の有無等について調査しているところでございます。

現在、受託者が最終報告に向けて取りまとめを行っている段階ではありますが、中間報告を受けた中では、それぞれの業務においてBPO導入に適している工程があることや、DXツールの活用により業務効率化が図られる部分があることが確認できたほか、導入、運用に係る費用面や人件費削減効果の点で課題感があることも把握しているところでございます。

○まじま委員 令和2年度に実施した全庁業務量調査の結果、業務の性質に応じて、職員が行うべきコア業務と、職員でなくても担うことができるノンコア業務に分類されているということをお聞きしました。令和2年度の調査では、給食調理や清掃といった業務については、専門性が不要で定型業務として分類をされているという答弁だったと思います。

大綱質疑でちょっとお聞きしたんですけども、令和7年度は東旭川給食センターの民間委託を行うおとしています。去年の答弁では給食調理は想定していないというふうに伺っていましたが、これについてはどういうことなのか、見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和2年度に実施いたしました業務量調査におきましては、

給食調理業務については定型的な業務と分析されているところではありますが、今回、学校教育部が提案しております給食センターの調理委託につきましては、学校給食全体の安定的な体制確保のために導入するものというふうに伺っておりますことから、私どもが行った業務量調査の結果を受けたものではないものというふうに認識しております。

○まじま委員 業務量調査を受けていなくても、各部の意向でBPOのような民間活力導入の検討を行っているということなんですかね。行革がコントロールをするのかなと思ったら、そういうことでもないということなんですけど、今回の給食センターの外部委託というのはどういうことなのかなと、改めて見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 私どもが想定しておりますBPOと、今回のような業務委託というのは、民間活力の活用といった点では同じではないかというふうに思っております。

しかしながら、私どもが、今、導入を検討しておりますBPOというものは、定型的な業務のうち、事務的な作業を想定しているところがございます。そういったところから、今回の給食のものはちょっと趣旨を異にするのかなというふうに考えているところがございます。

○まじま委員 行革の考え方と学校教育部の考え方とは違うということでありました。

そうであれば、BPOは今後どうしていくのか、何か予定しているものって、あるんですか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現時点で、今後、BPO導入に向けた具体的な事業というものは持ち合わせていないところがございますけれども、BPO自体が、人口減少、少子高齢化が進む中で、生産年齢人口が減少するといったことが明らかになっております。

そういった中で、市役所の職員を確保していくというのも、これまた難しくなっていることが想定されておまして、時間外勤務の削減ですとか業務の効率化、クリエイティブな業務に携わることによって職員のモチベーションが上がるのではないかと。そういった効果が期待できますことから、今年度やっている調査結果を踏まえながら、併せて費用対効果を考慮しながら、導入に向けた検討を続けていきたいと考えております。

○まじま委員 今のところ、BPOの導入の予定はないということでありました。

BPO導入のきっかけは、人手不足、人が集まらないということだったと思います。それもそうなんだろうんですけど、私は、聞いたところによると、職員の方が辞めていくことが最近が多いんだという話を伺いました。職員を辞めさせない努力が必要ではないでしょうか。民間に委託するということは、その会社の利益を含めて委託料を支払うということになりますよね。慎重な考え方がその点では必要だと思います。

それより、私が総務常任委員会で説明いただいたdX加速化方針というものがありましたけども、この点では、職員のモチベーションの向上など同じような効果が期待できるのであれば、そちらのほうに力を注ぐべきではないかと思いますが、この点について見解を伺って、このテーマでの質疑は終わりたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 BPOについて、いろいろ御質疑いただいたところがございます。

まず、現状として、やはり、人口減少が避けられない中、当然、比例して生産年齢人口も減ってきている。そうなりますと、当然、役所の今後の担い手というのも確保するのが難しくなっていると。現状といたしまして、近年、途中で役所を退職される方、そういう職員も増えてきているというふうに伺っておりますので、そういった中で持続可能な行財政運営を今後進めるに当たって、人

口は減ってきているものの、行政サービスの提供の具合というのは決して減っている状況ではない中で、限られた人的資源の中でどのように行政サービスを維持していくのかということの一つの鍵となるのがこのBPOであるというふうには考えております。

要は、民間の活力、民間のノウハウというものを、単に役所がやっている業務を、これをしてちょうだいというのではなくて、そこに民間のノウハウが入って、より効率的、効果的にその業務をこなしていただく、その知恵をいただくのもBPOの中の業務の一つでありますので、単なるアウトソーシングではなくて、やはり、その業務プロセスをどのように構築していくのかということのお知恵も民間からいただきたいということがこのBPOのみそになっている状況であります。

DXのお話がありましたけども、DXについては、様々な分野で職員が活用できる一つのツールというふうにも考えられますので、そういった中で、それらDXを推進しながら、さらにはBPOというものを考慮に入れて、今後、行政サービスを提供する手段として、一つの手段としてこういったものがあるべきものではないかなというふうに考えます。

あわせて、各セクションで、要は、自分たちが持っている業務をどのように進めていくのかという分析、こういったものも今後重要になってくるわけで、これらを、今年度、委託で、BPOの導入の可能性がどうなのかということで業務分析をしてもらいましたが、これからは、役所の各セクション自身が、やはり、そういったものにも取り組んでいながら、より効率的、効果的な行政サービスの提供の在り方というものをそれぞれのセクションで考えていく必要も併せてあるというふうに思っております。

したがって、DXを進める中で、さらにそういったノンコアの業務を中心とした事務作業などの見直しを行う観点で、BPOの導入について今後についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○まじま委員 部長の考えをお聞きしたので、このテーマ、行財政改革推進部についての質疑は終わりたいと思います。

続いて、地域振興部になりますね。中心市街地活性化推進費について伺いたいと思います。

2款1項9目の中心市街地活性化推進費について、令和7年度の予算額と事業の概要について伺いたいと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 中心市街地活性化推進費の令和7年度の予算額は1千437万円となっており、買物公園エリア社会実験の実施に係る経費として22万6千円、旭川市中心市街地活性化協議会に対する負担金が140万円、旭川駅周辺かわまちづくり計画に関連する経費として300万円、北彩都あさひかわ冬のガーデンの開催に係る経費として950万円、そのほか、駅ピアノの実施に加え、諸経費として24万4千円を計上しております。

○まじま委員 買物公園エリアの社会実験に関わる予算は22万6千円というふうに言われたんですけど、そんなに少ないはずはないですよね。前の補正で議決した部分もあったと思います。買物公園エリア社会実験に関する予算についての概要を伺いたいと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 中心市街地活性化推進費のうち、買物公園エリア社会実験の実施に係る予算につきましては、専門家などとの協議に係る旅費として22万6千円を令和7年度当初予算に計上しているほか、令和6年度補正予算として先日議決いただきました委託費及び事務費の合計1千900万円を令和7年度に繰り越すものであります。

なお、令和7年度に繰り越す1千900万円のうち、2分の1の950万円につきましては、国の補正予算である官民連携都市再生推進事業費補助金を活用しております。

○まじま委員 今回の買物公園エリアの社会実験はまちに計画と言われていたけど、この内容と、前年度もやっていますけど、どんなことを変えたのかについて伺いたと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和7年度の社会実験につきましては、買物公園エリアへのさらなる来街の促進や滞在できる環境の充実に向けて、引き続き、人工芝やストリートファニチャーなどを配置して居心地のよさに配慮した4つの滞在空間の設置と、簡素化した手続で様々なイベントに利活用できるバスキングエリアの設定を柱に、より滞在しやすい機能の強化や公共空間を気軽に利活用しやすくするための機能の向上化など、今年度の取組の結果を基に改良を行っていく必要があると考えております。

これらを踏まえ、令和7年度においては、既存のイベントとの共存性を確認するため、今年度は8月11日から9月7日までの28日間とした実施期間を延長し、北の恵み食ベマルシェの期間も含めて実施するほか、より回遊しやすい空間となるための滞在空間の配置の工夫、持続可能な取組に資する要素の検討など、買物公園エリア未来ビジョンに掲げる将来像等の実現に向けて、買物公園エリアプラットフォームなどの市民の皆様とさらに連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 今、社会実験について、変更点の御説明をいただいたところです。

市長の予算発表のときに、買物公園の利活用に関するルール of 制定というふうに言われていて、これは、具体的にどういうことなんでしょうか。

○板谷地域振興部次長 買物公園の利活用に関するルール of 制定につきましては、今年度の社会実験の結果を踏まえ、バスキングエリアで実現した気軽に公共空間を利活用しやすくするための機能の向上化に向けて、様々な課題を整理した上で検討を行っていくものでございます。

来年度の社会実験におきましては、今年度に引き続き、買物公園エリアを簡素化した手続で利活用できるような仕組みを試行するとともに、出店に関わる自己負担を設定することなども含め、持続可能な取組に資する要素も踏まえた実証を行うことにより、その結果を恒常化に向けたルールづくりへと反映させてまいりたいと考えてございます。

○まじま委員 最後にちょっと聞きたいことがあるので、何点かお聞きをしました。

次に、中心市街地活性化に関連して、令和7年度で予算計上している優良建築物等整備事業補助金、この概要について伺いたと思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 優良建築物等整備事業補助金は、中心部における市街地環境の整備改善や都市機能施設の誘導に資することを目的として、一定の要件に基づき、建築物の建設を行う民間事業者に対して補助金を交付するものであります。

予算額3億2千250万円の内訳についてですが、国が示す優良建築物等整備事業制度要綱に基づき、3条通7丁目で実施する再開発事業に対する補助として3億円、中心部において都市機能施設を建設する事業に対し補助する、都市機能施設誘導促進補助金として2千250万円を計上しております。

○まじま委員 不均一課税から変わったのがこの優良建築物等整備事業補助金だったかなというふうに思います。

それで、これは、どんだけ需要があるのかなっていうのが思いでありまして、相談件数とか活用実績というのはどのようになっているか、説明をお願いしたいと思います。

○**原地域振興部都市計画課主幹** 都市機能施設誘導促進補助金に関する相談件数についてですが、令和6年4月から令和7年2月末現在で20件となっております。また、令和6年度の活用実績はありませんが、令和7年度予算において2件の施設整備に対する補助金の交付を予定しております。

○**まじま委員** 相談件数が20件あったんですね。実際に結びついたのが2件ということで、非常に、これは、なかなかつながりづらいのかなという部分もあるかなと思っていまして、この優良建築物の補助金があるわけですけど、中心市街地の活性化にどうつながっていると地域振興部では考えているのか、見解を伺いたいと思います。

○**佐瀬地域振興部次長** 都市機能施設誘導促進補助金は、中心部において都市機能施設を建設する民間事業者に対する支援を目的とし、従来の優良建築物の整備に関わる補助と比較して、より小規模な施設を対象としたものとなっております、中心部に立地する老朽化した小規模な建築物の更新にも活用が可能となっておりますことから、これまで以上に幅広い支援が可能になると考えております。

本補助金を活用いただくことにより、中心部への都市機能のさらなる誘導を図り、都市としての魅力を高め、将来にわたって暮らしやすさやにぎわいの確保につながるものと考えております。

○**まじま委員** どのくらい効果があるのって聞いたら、一定の効果があるって、いつもそうやって言われているので、その一定はどれぐらいって言ったら言えないっていう話なので、なかなか難しいと思うんですけど。

次に、都市機能の誘導については、立地適正化計画の下で様々な取組が行われていると思います。この計画は、昨年5月に見直しが行われていると思います。どう見直したのか、伺いたいと思います。

見直しに当たって、市民からはどのような声があったのか、市民の声が計画に反映されたのかどうかも伺いたいと思います。

○**佐瀬地域振興部次長** 旭川市立地適正化計画は、誰もが安心して健康で快適な生活ができるよう、都市機能や居住地等がまとまったコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市づくりを目指すことを目的とし、平成30年に策定したものであり、見直しの目安である5年を経過したことから、令和6年5月に改定したものでございます。主な見直しの内容としては、ハザードマップの改正に伴い、大雨などによる浸水深が3メートル以上となる地域を居住誘導区域から除外したほか、居住誘導区域内での防災対策の取組を定める防災指針の追加などとなっております。

見直しに当たりましては、意見提出手続を実施し、個人3人から御意見をいただいております、その内容としては、地域拠点において安心、快適な暮らしを続けられるよう、日常生活に必要な都市機能や公共交通の利便性の維持を図るほか、交通結節機能の充実を図るなど、いずれの意見も計画に示すまちづくりの方針と合致するものであったことから、意見提出手続に伴う変更はございませんでした。

○**まじま委員** 大綱質疑のときにお尋ねをしたことに対して、市長は、令和6年度の社会実験でにぎわいの創出ができたというふうな答弁部分があったんですね。確かに、イベントを実施することで一過性の効果はあったかもしれませんが、7年度も、イベント期間を長く設定すればさらに効果があったと言われることなんでしょうか。

でも、ちょっと考えてみたら、私はちょっと分からないですけど、2条のマルカツは動きはないように見えるんです、水面下ではあるかもしれません。買物公園の中のシャッターが下りたまの店舗、これも存在していますよね。4条以北になかなか人が回遊しないというのも現状としてあると思うんです。

目指すビジョンと現状のギャップ、これを令和7年度の予算でどう縮めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

納得がいったら終わりたいと思いますし、納得できなかったらもうちょっと深掘りするかもしれませんが、まず、答弁をお聞きしたいと思います。

○三宅地域振興部長 中心市街地の活性化でございます。

これに向けまして、本市としては、これまで、都市としての魅力を高め、将来にわたって、暮らしやすさ、またにぎわいが確保されるよう、先ほど立地適正化計画ということをお話しさせていただきましたが、様々な制度、計画に基づき、そして国の補助なども活用しながら、中心部への業務、また商業など都市機能の誘導を図ってきたところであり、徐々にではありますが、現れ始めたこうした効果、また、本市ならではの課題、これをしっかり踏まえた上で、さらに一層、様々、取組を進めていく必要があるものと認識しております。

買物公園におきましては、昨年度、市民の皆様とともに、エリアにおける新たな夢や将来像、これを未来ビジョンとしてまとめました。そして、今年度は、この未来ビジョンの実現に向けた第一歩と位置づけて社会実験を実施したところでございます。

今後は、これらの結果をまたさらに検証しながら、状況の変化に柔軟に対応しながら、一過性で終わることのない魅力の創出、また仕組みづくりを図っていく必要があるものと考えており、社会実験も、新年度、さらに取り組もうとしているところでもございますが、改めまして、この社会実験の位置づけ、いわゆるイベントというようなところだけで位置づけているものではございません。そうしたいわゆる一過性の捉え方に加えて、長期的に、その後、例えば、民間投資であったりとか、それが増えた、また、市として新たな制度構築、それにつながった、そういう時間軸として、将来性、長い時間軸にわたってまちづくりがよく変化していく、そういう動きにつながったということ、ある意味、総括しながら、あのときの社会実験が、今年、そして来年の動きの中でつながったんだというふうな長い時間軸の中で改めて評価され得るものという位置づけの中で、今年度はこうする、来年度はこうするという整理をしております。

こうした新たな取組、これを一つの契機としながら、中心市街地全体の活性化に取り組み、そして、取り組み続けて持続可能で利便性の高いまちづくり、これを民間の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 部長の答弁を伺いましたので、今日はここで終わりたいと思います。

続いて、地域公共交通対策費について伺いたいと思います。

このテーマでも今回の予算質疑でかなり多くの方がテーマとして取り上げられているということでありますので、私からも、ちょっと、どういうふうな結論になるか分かりませんが、お聞きをしていきたいと思います。

まず、地域公共交通対策費について、予算概要をお示ししたいしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、路線バスなどの公共交通の維持保全を

図り、市民や観光客などにとって利便性の高い公共交通を形成するため、路線バスの利用促進をはじめ、生活交通路線の運行や運転手の確保、UDタクシー導入への支援、効率的な路線バスの運行について事業者等との検討を行うもので、予算額といたしましては1億1千112万3千円となっております。

○まじま委員 利便性の高い公共交通を形成するための予算ということなのですが、私は、利便性はどんどん失われているんじゃないかというふうに思っているんですね。

私自身、この間、総務常任委員会でもちょっと質疑させていただいたことがありました。東鷹栖の地域に伺って、そうすると、地域の住民の皆さん、公共交通が減少して大変だっていう声を上げられたわけです。第4回定例会では、能登谷議員が西神楽地域の現状について一般質問をしてきた経過があります。市内のどこに住んでいても安心できる環境が必要だと、まず、述べさせていただきたいと思います。

この間、まず、バス事業者のダイヤ変更で地域住民にどんな影響があったのか、その点について答弁を求めたいと思いますし、交通網の衰退と公共交通の長期的な乗客減少という、負のスパイラルと言ってもいいと思うんですけど、これが起きているのではないかと考えられますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 本市におけるバス路線の運行は、民間事業として運営いただいております、厳しい経営環境の中で路線の減便が進められ、この結果として、市民の移動に関し、少なからず不便が生じている状況であると受け止めておりますが、バス事業者におきましては、様々な運営改善を図りながら事業継続に向けた努力を行っているものと認識しているところでございます。

○まじま委員 市としては、少なからず不便が生じているという見解ですが、本当に大きな影響があると私は考えています。

バス事業者も様々な取組を行っているというふうなお話でしたけれども、この間の動きを見ると、路線バスはダイヤの変更で減少が発生している、一方では、インバウンドは、先ほど来そういう議論もあったかと思いますが、増えていますよね。インバウンド観光のほうは利益が上がると思われるので、そちらのほうにシフトしているんじゃないかとも私は思っているわけですが、こうした動きを市はどう受け止めているのか、伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 バス事業につきましては、事業者は、現下の厳しい経営環境に置かれる中、収益の改善等のために必要に応じた路線の見直しを進めながら、路線の維持に努めていただいているものと受け止めております。

市といたしましては、市民生活に欠くことのできない重要な社会インフラである路線バスの維持に向け、事業者と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○まじま委員 私が思うに、路線バスの減便というのは、コロナ禍や運転手不足よりも前から起きていたんじゃないかというふうに思うんです。事業者の経営問題に言及されていましたが、公共サービスと言うのなら、それにふさわしい市の支援というのが必要じゃないかと思います。

今回、物価高騰対策を含めて4千800万円の予算を計上されていますが、これについての積算根拠と効果をどのように見込んでいるのか、お示しいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 路線バス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響以前から利用者は減少傾向にありましたが、新型コロナの影響による急激な利用者の減少や運転手不

足などに伴い、大変に厳しい事業環境になったと認識しております。

令和7年度につきましては、燃料費等の高騰に対応する市内路線バス事業者への運行支援として4千800万円を計上しておりますが、支援金の額につきましては、市内路線バスの令和5年度における実車走行キロに令和6年度の国の補助制度に係る標準的な費用を乗じ、さらに、その費用の前年度からの増加割合を乗じて算定するものでありますことから、物価高騰の影響を受けるバス事業者の支援に効果があるものと考えております。

○まじま委員 次に移りたいと思います。

今朝ほども、ちょっと質疑があったかと思います。業界は違いますが、医療の現場でもコロナの影響が今も続いているというふうに言われています。市立旭川病院もまだ続いているっていうことでしたし、民間病院も影響を受けていて、倒産する医療機関も出てくるような状況だっていうことなんですね。

現状として、公共交通の場合はコロナの影響から回復したと言える状態なのか、市の受け止めに伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 市内路線におけるバスの利用者数は長期的な減少傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響等でさらに減少し、令和元年度で約1千50万人であったものが、令和5年度では約820万人となり、いまだコロナ前の利用者数までには回復していない状況にあります。

○まじま委員 今の数字を見ると、230万人、利用者が減っているということになると思います。

そこで、回復するための施策として、バス利用についてはコロナ対策でも実施した無料DAYが提案されていると思います。それも大事だと思うんですけども、私は、例えば、バス停の遠い間隔のところで停留所を増やしたら利用者が増えるのではないかというふうに思うんですが、こうした対応を検討した経過はあるのか、見解を伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 バス無料DAYにつきましては、バス事業者から実施を強く要望されているものでございまして、利用促進の取組としては非常に高い効果があるものと考えてございます。

路線バスの運行に関する要望につきましては、市としても様々な御意見をいただいております、適宜、その内容をバス事業者へお伝えしているところでありますが、バス停や運行経路等につきましてはバス事業者の判断によるものと認識しており、利用者の利便やバス事業者の負担などを勘案し、対応されているものと考えております。

○まじま委員 無料DAYが高い効果があるというのは分かります。否定はしません。ただ、無料DAYについて思うのは、観光需要をつくり出すということはあると思うんですよね。ただ、それが継続するかという部分に疑問があります。

私は、通常利用をしていただける方を増やさないと利用者っていうのは増えていかないんじゃないのかなあというふうに思っていて、この間、ちょっと、公共交通に関しての研修会で学んできたんですけど、その中で、ある地域で、バス停を増やすことによって利用者が増えた事例があるということを伺いましたので、これ、検討してもらうこともありかなと思いますので、そこは指摘をさせていただきます。

次に、運転手不足について伺います。

運転手不足というのは、一体、何が原因なのでしょう。待遇なのか、何なのか。今回、路線バ

ス乗務員確保対策助成金の拡充で要件を65歳以下にしていますが、その理由と、確保に向けての見通しについて伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 運転手不足について、その理由といたしましては、勤務体系や勤務時間、給与水準などの個別的な条件に加え、市内全域の労働力需給の変化など、複合的な要因があるものと考えております。

新年度からの免許取得に係る対象年齢の拡充につきましては、市内におけるバス運転手は50歳代から60歳代の方が中心であり、40歳以下は採用人数も少ないことから、バス事業者の定年年齢が65歳であるといったこと等も踏まえ、より効果的な支援となるよう制度改正を行おうとするものでございます。

○まじま委員 この後、後半で除排雪の質疑を考えていますが、そちらの業界も運転手不足が大きな問題となっています。

運転手不足ということと言うと、最近、テレビでちょっと報道を見たんですけど、自衛官の皆さんが50代ぐらいで定年を迎えるということで、そうした方を、何か運転の資格は持っているみたいなので、そうした方に運転手として働いていただくというふうな、それを旭川でやっているかどうかはちょっと私は確認していないで話しているんですけど、そういう解決方法もあるかなというふうに思いましたので、ちょっと述べさせていただきます。

それで、いろいろ要因はあると思いますけども、運転手不足というのは、従来からの低賃金とか拘束時間の長さにあるんじゃないかとも思います。それに併せて、2024年の4月に始まった働き方改革、これ加わったことにあるのかなと。

働き方改革については、市はどのように把握をされているのでしょうか。

○佐々木地域振興部次長 バス事業者からは、運転手不足に加えまして、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準によりまして、運行体制の確保に苦慮しているといったお話を伺っているところでございます。

○まじま委員 市民の求める公共交通の考え方について伺いたいと思います。

この間、旭川市地域公共交通計画の策定に当たってパブコメが行われています。直近のみになると思います。件数や寄せられた意見について、その声をどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 旭川市地域公共交通計画の策定に当たり、実施いたしましたパブリックコメントでは、56件の意見が寄せられました。意見には、路線バスやタクシーの利便性等に関するもの、また、運転手の確保に関するものなど、路線バス等の利用実態に関するアンケート調査の結果や公共交通の交通事業者等が有する問題意識と共通するものが多くあったものと受け止めております。

○まじま委員 先ほどのテーマの中心市街地活性化、このパブコメって3件だとかって出ていたんですけど、こっちは56件の市民の方が意見を寄せているっていうことは、これ、すごく関心が高くて切実な要求だと思うんですね。これ、ぜひ尊重していただいて、今後につなげていただきたいというふうに思います。

次に、令和7年度のところで、具体的な話なんですけど、地域おこし協力隊というのを活用していくっていうふうな話なんですけど、まずは、概要について伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域おこしの支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組であります。

新年度におきましては、バス運転手不足へのさらなる対応として、バス運転手魅力発信推進員として地域おこし協力隊員を募集し、バス事業者の下でバスの運転手として勤めながら、バス運転手の魅力の発信や地域のPRなどに取り組んでいただくことを予定しております。

○まじま委員 この地域おこし協力隊員は、都市部から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動して生活の拠点を移した人に委嘱をすることになるというふうに伺いました。

旭川市の地域おこし協力隊員にはどのような人がなれるのか、条件などを示していただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊の応募条件のうち、居住地に関わるものにつきましては特別交付税による国の支援を受けるため、国の定める地域要件を踏まえており、3大都市圏や札幌市のような指定都市等から本市へ住民票を異動させて生活ができる方を対象とする予定としております。

○まじま委員 実施されるんだったら、全国各地に向けて発信するんだろうと思います。募集はどのように行う予定なのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊員の募集につきましては、特設ホームページの制作やSNSなどの各種媒体での情報発信に努めるとともに、バス事業者とも連携しながら取り組んでまいります。

○まじま委員 地域おこし協力隊員というのは、任期が3年というふうに伺いました。その間、バス運転手を務めながら、どのような魅力発信の取組を市としては期待しているのか、伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 地域おこし協力隊員の任期中におきましては、バスの運転手を務めながら、バス運転手の確保に向けた情報発信や地域の魅力のPRを行うほか、バス運転手の就職相談会への協力、路線バスを利用していただくための啓発活動等に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

○まじま委員 令和7年度の予算を執行しながら、地域住民が住み慣れた場所で生活し続けるためにどのような公共交通を目指していくのか、見解を最後に伺いたいなというふうに思います。

○三宅地域振興部長 路線バスにつきましては、市民生活を支える重要な社会インフラであると認識しておりますが、利用者の減少、また運転手不足などにより大変厳しい事業環境にございます。

新年度におきまして、先ほど来、御答弁させていただきました運行経費への補助、また運転手確保対策、また利用促進等々、様々、実施させていただく予定をしているところでございます。

本市としましては、バス事業者において提供できるサービスとコスト、これが両立した、民間事業としては必要な要素でございます。その上で、持続性のある公共交通網を構築していただけるよう、事業者とともに協議を行いながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 私個人としても、非常に大きな課題だと思っています。事業者との話し合いも進んでいるかと思いますが、公共交通は、関東エリア、都市部でも問題になっているというふうにお聞きしました。地方都市ならなおさらという感じもします。市民がどこに住んでいても安心できる公共

交通の在り方を見つけていただきたいということを述べて、公共交通については終わりたいと思います。

地域振興部は、以上で終わりたいと思いますので、退席をしていただいて結構です。

最後に、総合政策部に何点かお聞きをしたいと思います。

物価高騰対策ということで伺います。

大綱質疑をさせていただきました。臨時交付金の残額5億8千万円をどう使うのか、お聞きをしました。公共施設のLED化に使われるということで、私自身は驚いたわけですが、物価高騰対策はどのような手続を経て意思決定されたのでしょうか。

○小澤総合政策部次長 総合政策部において、各部から提出された対策を取りまとめ、市長、副市長との協議を経て庁議において決定しております。

○まじま委員 各部局から提案を出してもらったということなんだと思います。その中には、公共施設のLED化より、市民の懐を暖めるいい提案もあったんじゃないかなとも思われます。推奨メニューにあるから実施するっていうのじゃなくて、市民の要望がどこにあって、それにどれだけ応えられるのかということが大事ではないかなというふうに思っています。

そこで、今回、物価高騰対策で幾つか事業がありましたが、どういう優先順位で決めてこられたのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 令和7年度予算では、今後も物価高騰の状況が続くと見込まれることから、生活者や事業者の持続的な負担軽減を考慮し、事業効果が一定期間に及ぶことも念頭に置きながら、国や北海道の動向、交付金の残額等を踏まえ、対策を取りまとめたところでございます。

○まじま委員 さきに言いましたように、LED化については私は疑問を持っていますが、この中に小中学校の学校給食費支援費が入っていました。この点については、令和7年度は市が負担して、令和5年度は保護者に負担していただくという条件づけだったと思いますが、これは、私はちょっといただけないなと思っています。

ただ、そうはいつでも、市民負担を軽減する、評価できるものとは思っています、支援をするということは。

これは、臨時交付金を活用しているわけですね。臨時交付金というのは、次年度はどうなるのか、次年度は給食費に支援しないのかと不安になりますが、この点について見解を伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 給食費への支援について、委員の御指摘のとおり、令和7年度予算につきましては、これまで市費で負担しておりました令和5年度の値上げ分につきましては保護者の皆様に御負担いただきますが、令和7年度の値上げ分につきましては市費で負担してまいりたいと考えております。

給食費への支援につきましては、物価高騰の影響が大きい子育て世帯に対して有効な対策ではございますが、こうした財源の確保が大きな課題であると考えております。今後におきましても、物価の状況や、様々な動きも見られます国の動向、そして本市の財政状況等を踏まえ、検討してまいりますし、加えて、物価高騰対策につきましても、物価やエネルギー価格の高騰による市民生活や経済活動等への影響を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

○まじま委員 総合政策部長は、今、検討するということだったんですけど、市長は、政治姿勢と

して、子育て世代に重点的に支援するという行政を行ってきましたよね。私は、これ、やめることにはならないと思うんですよ。

このままで終われないので、最後、副市長に実施に向けてのお気持ちを伺いたいと思います。

○菅野副市長 先ほど部長からも答弁させていただきましたけれども、給食費への支援につきましては、やはり、物価高騰の影響が大きい、特に生活の中での影響が大きい子育て世帯に対して有効な政策だというふうに思っておりますし、市といたしましては、これに限らず、子育て世帯への支援全体の中で何が一番有効なのか、何が望まれているかというのを検討しながら進めてきているところでございます。

給食費の支援については、同じ規模を毎年支出するとなると毎年1億7千万円という財源が必要になりますので、決して少なくない数字でございますので、考え方としては、この物価高騰がこのまま続く以上は、一昨年から継続している給食費の支援について継続していきたいという考え方はありますけれども、やはり、そこは全体的な予算の中で判断することになるかというふうに思います。

私どもとしましては、従前から給食費無償化について国のほうにも要望してございますし、国のほうでも様々な議論があるように報道などでは伺っているところでございますので、引き続き、給食費の無償化に向けて私どもについても国に働きかけをしていきたい、そのように考えているところでございます。

○まじま委員 最後の項目になります。

市政方針について、ちょっと伺ってきたいと思います。

市長は、就任後の所信表明の中で、長年の市政の停滞、閉塞感を強調されておりました。今回の市政方針の中でも、3年5か月前は、長年、市政の停滞感、閉塞感に覆われていたものが、変わってきたと言われていました。が、その表現に、私自身はどうなのかなあというふうな部分もあって、今回、資料も見ながら何点か確認をさせていただきたいと思います。

ただ、資料は、見ていただくと分かりますけれども、一側面だというふうに思っていますんで、これで全体だとは思えないんですけども、一応、参考になるぐらいのものになっているかなと思います。

最初にお伝えしますが、この資料は旭川市の人口動態からの数字ですよ。

資料を見ると、依然として人口減少が続いているけれども、これについて、どうなのかと。確かに、社会増減は、令和5年は110人減ったんですけど、令和6年は社会減が約400人に増えているというのが資料で分かっていただけだと思います。自然減は3年連続3千人を超えていると。令和6年の3千857人の自然減は過去最高の数字にもなっていると思うんですね。

いろんな条件のことを考えなければ、変わっていないんじゃないのというふうにも見えるわけですけども、どう変わったと認識しているのか、伺いたいと思います。

○北嶋総合政策部次長 停滞感、閉塞感につきましては、市長就任当時、長引くコロナ禍や未解決のいじめ問題に加え、転出超過数が道内都市でも多いこと、また法人所得が低迷しているなどの課題から、停滞感や閉塞感を感じていた方も多かったのではないかと認識を令和5年の市政方針において述べているところでございます。

現状、コロナ禍につきましては、一昨年の5類への変更に伴い、通常的生活様式に戻っておりま

して、例えば、旭川空港の利用につきましてもコロナ禍前と同程度まで回復していると、そういったこともあって当時とは状況が変わってきているところがございます。また、いじめ問題につきましても、昨年、再調査委員会から報告書の提出もあり、真相解明と再発防止対策が進んでいることから、未調査であった当時とは異なる状況にあるものと考えております。

人口動態のうち、社会動態につきましては、令和3年から5年にかけて転出超過数が減少傾向にありましたけれども、令和6年は増加に転じておりまして、依然として大きな課題と認識しているところがございます。

○まじま委員 人口減少に対することは大きな課題というふうな認識を伺いました。

下段のほうに行くと、同じ資料で法人所得の推移について示されています。平成25年度、道内での順位は3位だったわけですが、平成26年度の道内順位は4位に1つ下がり、それ以降は5位を続けているわけですね。

現状はどのように認識されているのでしょうか。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 平成27年度以降は札幌、帯広、函館、苫小牧に次いで5位になっており、公表されている最新の令和4年度においても同様となっております。

○まじま委員 3年5か月前から変わったというふうに強調されていたわけですが、この資料だけを見ると、本当なのかなって思えてきてしまいます。何度も言いますが、これは一つの断面です、全体ではありません。

人口減少対策を取ってきたものと思いますが、なぜ上向かないのか、どんな要因があるとお考えでしょうか。人口減少対策にこれからどう取り組んでいくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 まず、人口減少の要因でございますが、人口減少は、少子高齢化により全国で進行している状況にあり、特に、出生数の低下に歯止めがかかっていない状況から自然減の拡大傾向が続いております。本市においても、同様に出生数の低下が続いており、子育てに係る経済的な負担をはじめ、未婚化や晩婚化など様々なものが起因しているものと考えております。

また、社会減については、本市では特に若年層の転出が続いておりますが、これは、進学や就職のタイミングで、カリキュラムや給与面など、より魅力的な進学先や就職先を求めて大都市圏に転出することが大きな要因と考えており、さらに、こうした若年層の減少は自然減にも影響しているものと考えております。

人口減少対策については、まずは人口減少のペースを緩やかにしていくため、今後も子育て支援や教育環境の充実により安全、安心に子育てができることに加えまして、旭川市立大学との連携強化により、市立大学が魅力的な進学先となることや、卒業生が地元企業へ就職することが増加すること、そういったことを目指すとともに、地域産業の発展や、交流人口の増加などの地域経済の活性化、さらには、様々な若者の地元定着の取組などを総合的に継続して進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 今日質疑させていただいた項目は、地域振興部では公共交通とか中心市街地活性化を取り上げさせてもらいました。以前から対策が求められてきた課題です。どちらも、解決策が見つかった状況ではありません。人口減少も止まっていないし、これは原因がどこにあるか分かりませんが、法人の所得も伸び悩んでいると。

私も、ただ批判しているわけじゃなくて、二元代表の議会の議員として問題解決に携わっていき

たいと思っています。ただ、二元代表の最初の認識が違えば方向性もずれてしまいますので、これだけ課題があれば、まだ停滞、閉塞しているような状況もあるんじゃないかと思いますが、以上のことを踏まえて、副市長の認識を伺いたいと思います。

○菅野副市長 非常に難しい認識をお尋ねされているというふうに思いますけども、人口の減少であつたり、あるいは法人所得であつたり、あるいは公共交通であつたり、やはり、ベースはそこに住む人であり、そこに住む人がそのエリアの中で暮らしていけるような社会状況があるということがまず前提であるというふうに考えます。

私どもは、様々な施策を講じ、様々な資料を読み、様々な組合せでいろんな事業をやっていますが、なかなか、委員の御指摘のように、じゃ、人口が増えているかという、そうでもないですし、減り方については一定程度でありますし、法人所得も増えているわけではありませんが、一方で、この何年かの間で企業進出であつたり企業誘致がかなり成功しているところがございまして、やはり、新たな産業が旭川で動き出しているというのは事実であります。また、買物公園の人通りを見て分かりますように、やっぱりコロナ禍の状況とは段違いでございまして、外国人の方も多く見られる状況にあります。

そこには、やはり、いろんな企業は、投資のチャンスがありますし、そこで稼ぐチャンスもあると考えているんですね。私どもとしましては、そのような企業を、あるいは企業活動を支援して、そこで働きたくなる環境を醸成するということも一つ必要なかなというふうに考えます。

社会減の中で、割と20代から30代にかけての女性の方の転出が多いという事実もございまして、それは、やはり働く先の問題もございまして、私どもとしては、特に中心市街地も含めて、そこに投資をしたくなるような状況をまずつくることが必要なかなというふうに考えてございます。

一つの政策で全てが解決するわけではございませんけれども、これからも、いろんな地域のいろんな先進事例を勉強させていただいて、いろんなことの組合せをしながら、市民の方とも議論をして、様々な施策に取り組んでいきたいと考えてございます。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時56分

○令和7年3月11日（火）

開議 午前10時00分

散会 午後4時53分

○出席委員（15名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	あ べ な お
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○出席議員（1名）

議長	長 福 居 秀 雄
----	-----------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
副市長	梶 井 正 将
総合政策部長	熊 谷 好 規
総合政策部次長	北 嶋 一 雅
総合政策部次長	小 澤 直 樹
総合政策部政策調整課主幹	狩 野 大 助
総合政策部公立大学課長	鈴 木 三千仁
行財政改革推進部長	浅 利 豪
行財政改革推進部次長	矢 萩 力
行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏
行財政改革推進部公共施設マネジメント課長	今 野 修

行財政改革推進部公共施設マネジメント課主幹	佐々木 教 夫
女性活躍推進部長	片 岡 晃 恵
女性活躍推進部女性活躍推進課長	松 山 由 夏
地域振興部長	三 宅 智 彦
地域振興部次長	板 谷 一 希
地域振興部次長	佐々木 康 成
地域振興部地域振興課主幹	菊 地 一 人
地域振興部交通空港課主幹	松 本 学
総 務 部 長	和 田 英 邦
総 務 部 次 長	八 木 治 樹
総務部人事課主幹	橋 本 敦

○事務局出席職員

議会事務局長	稲 田 俊 幸
議事調査課主査	佐 藤 友 紀
議事調査課書記	朝 倉 あゆみ

議事調査課書記	桐 山 未 悠
議事調査課会計年度任用職員	河 合 理 子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の分科会で高木、上野両委員から要求のありました資料のうち、2件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○えびな委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第47号、議案第55号ないし議案第60号、議案第62号、議案第64号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第65号、議案第66号及び議案第95号の以上13件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○植木委員 おはようございます。

開会前、えびな委員長からもお話がありまして、14年前、東日本大震災があった日ということで、やはり、そういった、日本は災害が多い国でありまして、本当に、旭川は今まで大きな災害はありませんけれども、しっかりとそういった認識を持って活動していかなければならないなと思っております。

ちょうど14年前、私は高木委員とともに議員秘書と一緒にさせていただいて、私はちょっと短い時間しかない中で、ちょうど一緒にさせていただいているときで、党の事務所で作業をしておりまして、地震が発生したということで、まさにリアルタイムでテレビを通して状況を見守っていたところでありました。何もできない無力さを感じた次第ではありますが、この地、旭川で、しっかりと、そういった災害が起きた場合にも対応できるように周知に努めてまいりたいと思います。

それでは、早速、質疑を進めさせていただきます。

本日、6つ、テーマを用意させていただきまして、ちょっと長くなるところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初になんですけれども、女性活躍推進部、女性デジタル人材・起業家育成事業費について伺ってまいります。

そして、同じその質疑の延長で、男女の共同参画の部分に含めて、男性の孤独とか孤立っていう部分も質疑してまいりたいと思います。

では、早速、伺ってまいります。女性デジタル人材・起業家育成事業費について、予算概要をお示ください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 女性デジタル人材・起業家育成事業は、女性を対象にデジタル人材と起業家の育成の2本立てで実施しようとするものです。

令和7年度の予算額は、デジタル人材育成に関する経費として310万円、起業家育成に関する

経費として170万円、その他事務用品等の経費が20万円、合計で500万円を計上しております。

なお、事業費の4分の3は、内閣府の地域女性活躍推進交付金を充当する予定です。

○植木委員 女性デジタル人材・起業家育成事業、こちらの事業の令和6年度事業の概要と実績、そして、やってみてどのような課題があったのか、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 女性デジタル人材育成事業は、IT事務人材育成の2か月間のスキル講座とキャリアコンサルタントによる就労支援で構成されたプログラムをオンラインで実施しまして、20名が参加しました。就労実績は、2月末現在で4名が就職、2名が就労支援プログラム内での求人に応募中という状況であります。

今後は、より効果的に就労へつなげるためには、他の就労者と差別化を図ることができるスキルの習得が必要であると考えております。

起業家育成事業のほうですが、先輩起業家の事例紹介と交流会で、潜在的な女性起業家の成り手の掘り起こし、起業家育成を支援するため、起業のノウハウとマインドセットを学ぶワーキングセミナーやネットワーク形成に資するワークショップを実施しました。実践的なプログラムと伴走支援で、参加者がセミナー期間中に起業するなど、起業への後押しを進めたところです。

女性の起業は、ニーズの掘り起こしが一定程度進んだことから、今後は地域全体に効果が波及する起業支援に取り組む必要があると考えております。

○植木委員 それぞれ進めた中で、デジタル人材育成事業では、差別化できるスキルの習得が課題だということで、そして、起業家育成の部分では、掘り起こしはできた、そして、次のステップとして起業支援を行っていくというお話でありました。

では、令和7年度、事業の概要と今後の方向性についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 女性デジタル人材育成事業は、就労現場での強みを身につけられるよう、履修内容をブラッシュアップしまして、企業のDX推進に対応するAI活用や応用的な学習プログラムを提供し、即戦力として活躍できる女性デジタル人材の育成を目指します。また、キャリアコンサルタントが就労支援し、ハローワーク等と連携したオンライン説明会など、スキル習得から就労までを一体的にサポートします。

起業家育成事業は、若年層の就労意識を高め、将来的に地元に着定するよう、市内大学等の女子学生や若年女性を対象に、キャリアデザインと起業やITを活用した就労を考えるワークショップを実施します。また、雇用につながる起業を後押しするため、法人起業セミナーの開催をはじめ、女性起業経営者との交流機会を提供し、実践的な知識や人脈の獲得をサポートすることで女性の法人起業を支援します。

本事業は、女性の多様な働き方を推進するとともに、地域に魅力的な雇用の創出を図り、若者の地元定着につなげることで、多くの女性が能力を生かし、経済的にも自立することで、社会で活躍できる機会を地域につくり出す支援をしてまいります。

○植木委員 そうですね、こういった内容を設置していくかというところが、やはり、こちら、私もちょっと注目していたんですけども、女性デジタル人材育成事業で、振り返ると、初年度、ウェブデザインとのことで、かなりこれをマスターして、それをステップアップしていければいいんですけども、なかなか事業につながりづらいだろうなという印象を持っておりました。今年度

は、その反省から軌道修正をされて、IT人材育成に、こちらのほうに就労ニーズがあるということで、企業から喜ばれそうだなと感じていたところであります。

そして、次年度に当たってなんですけれども、こちら、進歩の著しい生成AIを取得することもメニューに加えてはどうかと私もちょっと思っていたところ、お話を伺ったところ、次年度、そういった取組もされるということでありました。ちょうど、生成AIということで、本当に進歩が著しいものでありますけれども、活用できる人材というのはまだまだ少ない状況と思っております。

そういった取組をされるということに関して、私も、これからそういった就労を目指す方々がエグセルとかワードとかというIT事務に合わせて生成AIについて知識を持っているということは大変強みだなと思っております、大変いい取組だなと感じております。企業の事務負担などが大きく減ることが予想されますので、ぜひこちらを進めていただけたらと思います。

では、話は変わりまして、ジェンダー・ギャップ指数が公表されましたが、北海道は、全国最下位の項目が、大きく遅れておりまして、ジェンダー平等、そして、男女共同参画社会を推進していく中で、次年度は、基本計画を見直し、関係計画を統合したジェンダー平等プラン、こちらを策定することとなっておりますが、どのような内容か、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 本市では、これまで、男女共同参画社会基本法に定める基本計画と、配偶者暴力防止法に定める基本計画を個別に策定しており、現在は、女性活躍推進法に基づく基本計画を含む第2次あさひかわ男女共同参画基本計画と、困難女性支援法に基づく基本計画も含む第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画に基づきまして、それぞれの関係施策を推進しております。

このうち、令和7年度に第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の中間見直しを控えておりますことから、男女共同参画に係る施策を計画段階から包括的に管理運用し、より効果的に推進するため、これらの2つの計画を統合し、（仮称）旭川市ジェンダー平等プランとして策定の準備をしているところです。

○植木委員 男女の性差を認識した上で、多様な生き方や考え方、こちらを認め合うまちづくりが現代では求められているところであります。性別に関わりなく、誰もが生きやすい社会の実現を目指して推進すべきと、策定するものでありますが、その中で、女性活躍推進部の事業の中で対象に男性を含む事業というのはあるのでしょうか、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 女性活躍推進部は、男女共同参画社会の実現を目指し、仕事や家庭、地域生活などあらゆる場面で、性別にかかわらず、一人一人が自らの希望に沿った形で多様な活動が展開できるように、様々な啓発事業を通して、市民のジェンダー平等意識の醸成に取り組んでいるところなんです、令和6年度には、男女共同参画研修として、家族の介護に関する連続講座やパートナーとの家事分担セミナーを実施しました。また、事業所等の要望に応じて、職場環境づくりやDV、男女共同参画社会の概説など、男女共同参画出前講座を実施しております。

令和7年度では、こうした取組に加え、今年度に試行実施した働く女性の相談窓口、女性のキャリアの保健室をみんなのキャリアの保健室と名称を改め、対象を女性限定から、全ての働く人に変更し、地域全体の健やかな就労継続を支援してまいります。

○植木委員 今お話がありました、次年度において、全ての働く人に対象を拡大して通年で行うということで、みんなのキャリアの保健室、こちらの事業概要をお示してください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 本事業は、令和5年度未来会議2030で提案を受けた事業で、当初は、ライフイベントの影響を受けやすく、様々な課題を抱えやすい女性の就労を支援するための相談窓口として提案いただきました。

令和6年度は、相談窓口のニーズをはかるため、相談の試行とアンケート調査を実施しましたところ、働く女性を対象とした相談窓口の周知の難しさですとか、従業員が相談窓口を利用することへの事業者の抵抗感など、当初想定していなかった課題が判明したところです。さらに、就労者の本質的な課題解決には、事業者の協力が不可欠でありますことから、未来会議2030での再検討を踏まえ、就労者支援と企業の人材確保に貢献し、地域の雇用環境の向上を目指す事業として再構築しました。

令和7年度では、みんなのキャリアの保健室として、男性も含めた就労者の相談窓口、企業の人材確保に向けた取組の提案、相談で蓄積された就労者ニーズの地域企業への情報提供、事業者登録制度によるインセンティブ付与など、効果的に相談窓口を周知するとともに、地域の職場環境の基盤づくりにも取り組んでまいります。

○植木委員 女性のキャリアの保健室の相談業務の実施結果が公表されておまして、そちらを拝見しましたところ、相談の背景として一番多かったものが心身不調、メンタルということでした。今回、男性も対象となる中で、今、男性の孤独、孤立というのが社会問題となっていることについて私は関心を持っておりまして、女性活躍推進部は、名称はもとより、各種事業も女性とネーミングがついており、基本的には女性が受ける様々な課題に対して支援していく部局であろうと思っていたところ、今回、ちょっと内容についてお話をしたところ、内容によっては対応できる部分もあるという部署であるということが分かりました。

社会全体で問題となっている孤独とか孤立、そして、それによる鬱病の原因というのは、一人一人、様々な状況、背景、要因が考えられる中、経済的困窮からもたらされるというものがとても大きいということで、その中の支援として、高齢者とか若年層、子ども、女性へは支援制度がある中で、働く世代の男性が社会の支援からあふれ、自己責任かのように感じているというふうに感じます。働く男性への支援という、ともすればやゆされるような対象に捉えられたりする現状がある中で、バブル崩壊後の就職氷河期に社会に出て経済的に報われない世代という構造が理解されてきて、社会の目が向けられるようになってきていると思います。

男性の孤独、孤立に対して、本市の認識をお聞かせください。

○片岡女性活躍推進部長 中高年男性の孤立とか孤独は、やはり、その雇用形態、それから世帯の構造、これが急激に変化したことに伴い、増加しているというふうに考えられており、つながりの喪失のストレスからメンタル障害を引き起こす心身の不調をもたらすということが認識されております。

また、就職氷河期であります中高年層は、非正規雇用、それから、やっぱり経済的困窮といった複合的な課題に直面しており、孤独、それから孤立のリスクが高いというふうに考えられています。そのため、安定した就労の確保、それからつながりの創出、多角的にそういう支援が必要だというふうに考えているところです。

そのような中で、内閣府は、女性活躍・男女共同参画の重点方針という、いわゆる女性版骨太方針と言うんですけど、この中で、2022年に初めて男性の孤立、孤独というのが言及されました。

その後、令和6年4月から、孤独・孤立対策推進法というのが施行されたところです。

本市では、自立サポートセンターがひきこもりの相談に対応しており、中高年男性の孤独、孤立については様々なケースが想定されるというふうに考えますが、御指摘の状況を踏まえまして、庁内にある連絡会議等でしっかり情報を共有してまいりたいというふうに考えております。

○植木委員 設問については以上なんですけれども、少し私の話をさせていただきますと、これまで、近しい人以外、あまり人前で話したことはないんですけれども、また、全容をお話しすると、かなり難しくて複雑な部分があり、長くなるため、概要だけにとどめておきますが、かつて、私がまさにそのような状況に陥っていたことがございます。20代から30代にかけて、私は、行政書士という仕事をなりわいとしていたんですけれども、36歳のときに、従事していた公的手続に関する事件というか、トラブルに巻き込まれまして、それをきっかけに、行政書士会というのがあるんですけれども、国家資格の法律専門組織でありながら、手続を無視、人権無視の理不尽な組織ぐるみのパワハラ処分に遭いました。そのとき、会が二分されて、私を必死に守ろうとしてくれた方々もいたんですけれども、私もやっぱり若かったこともあり、自分は間違っていない、正しいと思いつつも、恐怖心ですとか、長く闘う徒労感にさいなまれて、バランスを崩し、退会したという経験があります。

そのとき、まさに経済的困窮の状況に陥りまして、やはり、何か、仕事がなくなったという惨めな思いとか、そういったことで孤独、孤立の状況になり、長い長い鬱症状との付き合いになるわけなんですけれども、そんな中、2年前に議員に立候補するに当たり、実は自分の中では大きなテーマとして抱いていたんですが、このエピソードについて隠しているつもりは全然ないんですけれども、伏せたままではすごく後ろめたいという気持ちがあったりして、当事者として取り組めないと思って、この際、オープンにすることによって、自分は当事者としてこれから残り2年間しっかり活動していきたいなという思いがあって、ちょっと今回お話をさせていただきました。

近しい人にしかなかなか分からない部分であるんですけれども、こういったことを不特定の人の前で話せるっていうことは、当時を知る方々としては本当に僕が元気になったんだなというふうに喜んでもらえる要素かなと思っております。

残り2年の任期の中で、やはり、そういった過去に受けた経験というのを、じゃ、どのように社会で生かしていけるかということで、当事者として、私はたまたまそういう背景でしたけれども、人それぞれ様々な背景がある中で、人権ですとか鬱に悩む方々が、本当に話さないだけで、身の回りにたくさんおられるわけですね。そういった方々が少しでも前向きに社会で過ごしていけるように、役に立てるように取り組んでいきたいと思っております。

今回、このテーマについては終わらせていただきます。

続いてなんですけれども、同じく女性活躍推進部で、こちらは、我々の会派の小林議員とちょっとテーマを共有した中で、分科会が異なるものですから、私のほうで取り組ませていただきます。彼女の視点が多く入った部分もありますが、進めてまいりたいと思います。

それでは、こちらは、児童福祉総務費、女性相談つながりサポート事業費について、事業概要と予算内訳をお示しください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 女性相談つながりサポート事業費は、民間団体の知見やノウハウを活用し、若年層にも届く相談支援と、女性の居場所づくり事業によって不安や困難を抱

える女性に適切な支援を届けようとするものです。事業費用は、相談窓口周知を含むLINE相談に関連する経費として448万7千円、居場所づくり事業に関する経費として250万円、合計698万7千円を計上しております。

なお、事業費のうち4分の3については、内閣府の地域女性活躍推進交付金を充当する予定です。

○植木委員 女性相談つながりサポート事業を行うに当たりまして、市としては、女性に関わるどのような課題認識があるのか、また、事業目的についてお聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 女性の支援は、様々な既存の事業がありますけれども、特に、若年層においては、知人以外に相談することの心理的ハードルが高く、情報獲得の手段もSNS等のネット情報に偏向している場合が多いことから、既存の支援利用を忌避する傾向があります。また、様々な困難を抱えながらも置かれた境遇などから、自身の困難に気づけず、自ら適切な支援につながる事が難しい場合もあります。こうした既存の支援につながらない方々に新たな方法で適切な支援を届けることを目的として、相談窓口の充実と情報発信の強化、女性の困り事の掘り起こしと緩やかなつながり創出に取り組むものです。

○植木委員 特に、若年層の女性が支援につながれていないことを課題として認識しておりまして、そこにリーチすることを目的としているということでした。

では、その課題と目的がどのように事業概要と連動しているのかをお示しください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 若年女性が抱える困難には、生まれ育った環境などの影響で、自分の困難に気づけず、自ら支援を求める選択肢を持てない場合ですとか、長期間、適切な支援につながらなかったことで人間関係を築くことができず、ひきこもりや離職を繰り返すなどの困難が重なっていく場合があると考えております。

このような女性が従来の電話や面談よりも気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を設置しました。また、広く若年女性に窓口の存在を知らせるため、若者が多く集まる場所に周知資材を設置する取組を実施しています。また、若年女性の興味、関心を引くワークショップ、イベントを開催し、様々な情報の提供と緩やかなつながりを形成することで、困り事の掘り起こしと新たな困難を防ぐための早期のアプローチに取り組んでいこうとするものです。

○植木委員 若年層の女性にリーチするために、LINE相談窓口の設置と情報提供やつながりを目的としたワークショップ、イベントを開催しているということでした。

では、まず、LINE相談の2024年度事業内容と2025年度事業予定についてお聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 令和6年度は、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、生理用品の配付を通して相談窓口を周知し、LINEを活用した相談窓口を開設しました。

令和7年度は、令和6年度の取組に加え、より積極的に事業を周知し、困難を抱える女性とつながっていくため、シングルマザーや子どもが多く集まる子ども食堂で出張相談を実施していく予定です。

○植木委員 次に、LINE相談の今年度の事業成果、こちらをお示しください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 LINE相談は、令和6年5月27日の開設から令和7年2月末現在までの約9か月間で、162名の友達登録と119件の相談が寄せられました。相談

者の年代は、3月6日現在の速報値ではありますが、10代が10.5%、20代が9.5%、30代が31.6%、40代以上が48.4%となっております。

相談内容は、ただ話を聞いてほしいというものが多くを占めますが、中には、生活困窮に関するものもあり、生活保護の申請やフードバンクといった具体的な支援につなげることができました。また、周知資材のチラシやカードを通じてLINE相談を知ったという利用者も確認しており、周知の効果を感じているところです。

○植木委員 30代までの女性からの相談が半数以上ということで、LINE相談導入の効果をまさに感じるところかと思います。

ただ話を聞いてほしいというのも多いということですが、御本人がただの世間話、愚痴と思っているとから困り事が見つかるということもありますし、孤立を防ぐという意味でも、話を聞いてもらえる場所があるというのは非常に重要なことだと思っております。

一方で、先ほどの答弁で、困難を抱える女性とつながっていくために、シングルマザーや子どもが多く集まる子ども食堂で出張相談を実施していくとおっしゃっておりました。若年女性がつながりづらいところに課題認識があるということでしたが、出張相談を行う場所は子ども食堂で本当に適切なのでしょうか。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 本事業では、これまでもアウトリーチ支援として出張相談に取り組んできた経過があります。具体的には、市内各地域の住民センターなどに相談場所を設け、その都度、開催を周知した上で相談者の来訪を待つという形態で実施をしておりました。こうした手法で複数年度にわたり実施しましたが、相談件数は思うように伸びませんでした。

そうした経緯を踏まえ、次年度は、一定程度、対象となる女性が集まる場所に出向き、相談を希望する方への相談支援に取り組むものです。既存の支援につながりづらい若年女性へのアプローチ方法はいまだ模索中ではございますけれども、子ども食堂は、若年女性に至る手前の児童等の利用もあることから、将来的な支援へつなぐ意味も込めまして実施する意味があるのではないかと考えております。

若年女性の支援は、今後もトライアルを繰り返し、少しでも届く支援を目指してまいりたいと考えております。

○植木委員 対象となる女性がいるところに出向くというのはアウトリーチの基本だとは思いますが、おっしゃるように、母親ですとか、今後対象となり得る児童とのつながりをつくるということにはなると思います。

しかし、児童や親世代ではない、現在の若年層へのアウトリーチとしては課題があるのではないのでしょうか。ぜひ、子ども食堂以外の場所についても調査検討していただきたいとお伝えしておきます。

続いて、女性の居場所づくり事業の2024年度事業内容と2025年度事業予定について、こちらについてお示してください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 令和6年度、今年度は、若年層など自分の困難な状況に気づいていない層に対して、困り事の掘り起こしやつながりの創出をすることで適切な支援につなげております。具体的な取組として、就労への興味、関心を喚起し、困難な状況に陥らないための環境づくりに対する意識づけのため、スキリングをテーマとしたワークショップと相談支援を組合

せたイベントを年4回開催し、既存の居場所を紹介するなど、様々な支援情報を提供しました。

この事業で、他者をつながりを持ちたいと思いながらも、自ら一歩踏み出すことの難しさを感じている参加者の存在を把握しましたことから、令和7年度は、令和6年度の内容に加え、既存の居場所を利用して小規模でオープンな居場所の体験ワークショップを開催し、居場所利用のきっかけを提供してまいります。

○植木委員 支援の情報提供、困り事の掘り起こし、緩やかなつながりの創出という目的のために、年4回、就労への興味、関心を喚起するスキリングをテーマとしたワークショップを行ったというのが、少しちぐはぐな印象があります。

事前にお話を伺ったところ、ワークショップをしながら、雑談をする中で困り事を掘り起こしたり、関係性をつくっていくということのようですけれども、特に本人が認識できていない困り事の掘り起こしには、関係性の継続ですとか、ケースの共有が重要であると考えます。年4回、かつ、ワークショップ出展者も毎回必ず同じ人が来るわけではないので、緩やかにつながり続けるということには課題があると感じますが、これについての認識をお聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 困り事の掘り起こしや緩やかなつながりの創出は、お互いの信頼関係の上に構築されるものと考えております。

一方で、親でも先生でもない大人、関係性のない相手だからこそ話せる話ですとか、たわいのない会話の中から聞き手が何かを感じ取る場合もありまして、特に、若年層を対象とすることを考えたときに、従来の支援現場とは異なるそうした雰囲気づくりが大切であると考えたところです。

ただ、困り事を抱える女性のニーズは多岐にわたることから、御指摘のとおり、関係の継続性が保たれて初めて支援につながることも多いと考えております。次年度は、そうした相談対応者の継続性も考慮しながら、ワークショップ出展者などの配置を検討してまいります。

○植木委員 おっしゃるように、信頼関係があるからこそ話せることもあれば、関係性がないから話せるということもあろうかと思います。ただ、本事業でどちらを目的にしているのか、あるいは両方を目的としているのか、その目的と手段が一致しているのかといった点は、もう少し検討する必要があるのではないかと考えております。

また、一般に女性の居場所づくり事業というと、困難な状況にある若年女性に必要な支援を届けたり、安心していられる居場所を提供するための事業を指すと思います。事業の中で、就労への興味、関心を喚起するためのスキリングをテーマとしたワークショップを行っているということですが、なぜ支援の場でこれを行おうと思ったのでしょうか。

最近、女性活躍や女性の起業支援といった取組が盛んに行われていますが、性別や社会構造に起因する不利益や困難を女性自身の意識や自助努力で解決せよというメッセージを感じます。そもそも女性は手に職をつけることをやたらに推奨され、男女の4年制大学進学率や専攻の差にもこれが表れていると感じます。ライフステージの変化による離職や引っ越しがあったとしても、再就職しやすいようにという思いがあるようですが、これがそもそも男女の不平等を表していると言えます。女性が就職や就労において不利益になる社会構造があるのに、その構造改革を後回しにし、女性が起業し、活躍すること、女性が働き続けるために手に職をつけることばかりが推奨されていることに違和感があります。また、女性が就労に興味や関心がないわけではないと思いますし、女性の困難は、経済的なものだけでも、女性の自助努力のみで解決するものばかりではありません。

また、就労を意識したワークショップという点で考えたとき、内容がネイルですとかメイク、マッサージといった内容に偏っていたことにも違和感があります。これらの職種は、個人事業として行っている方も多く、手に職という点にも通ずるところがあります。選定した職種にジェンダーバイアスを感じますし、来場した女性たちのバイアス強化にもつながる可能性があります。

これについてどのような認識なのか、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 本事業は、御指摘のとおり、困難な状況にある女性に必要な支援を届けるという目的を持っております。同時に、ささいなきっかけで困難な状況に陥るリスクを持つ若年女性に対して、可能な限りそのリスクを回避してもらいたいと考えております。そのためには、自ら意思決定できる環境にすることが必要であり、経済的自立をもたらす就労は、若年女性にとって非常に重要なテーマであると認識しております。

また、ネイルやメイクといった職種の選択につきましては、できるだけ多くの若年女性に届けるためにも、人気の高い内容であることや、何げない会話を生み出しやすいという点で、本事業に適していると考えたところです。

○植木委員 女性の経済的自立が困難な状況に陥るリスクの回避や陥ったときのリカバリーにつながる、また、ネイルやメイク等が女性人気が高く、また会話を生み出しやすいことからこれを選択したということで、言っていることに一定の理解はできますが、それらを組み合わせた結果、どういったメッセージとなるのかというのは検討する余地があるのではないのでしょうか。

また、若年層の就労支援という点で言えば、若者サポートステーションなどもありますし、既存の支援や使える制度があるものは活用し、女性の居場所づくり事業の役割がどこにあるのか、十分に考えていただきたいと思います。

続けて、女性の居場所づくり事業の事業成果についてお示してください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 令和6年7月から11月までの4か月間に、中心市街地にあるアッシュアトリウムとイオンモールで計4回開催しまして、概数で340人の来場がありました。

事業周知に当たっては、広く市内高等学校等にチラシを配布するとともに、SNSでも積極的に情報発信に取り組んだこと、また、参加した方の口コミなどにより回を重ねるたびに事業の認知度が上がり、最終回では100人以上の参加を得ることができたことから、配付物を通して相談窓口などの各種支援情報を広く提供することができました。また、イベント内で、相談員をはじめ、ワークショップブース出展者や運営スタッフに相談した参加者は延べ50人に上り、相談支援としても一定の成果があったと認識しているところです。

○植木委員 4回で340人の来場者、そして50人の相談者ということで、人数で考えると非常に多いと感じております。

一方で、4回中、3回がアッシュアトリウムで行われており、駐車場もあり、飲食店も複数あるということで、人の出入りが非常に多い場所であると思います。

どのように来場者をカウントしたのか、また、参加者や相談者の傾向などを把握しているのか、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 参加者数は、運営事業者がカウンターを利用した目視によって確認しました。具体的には、1時間置きに居場所づくりイベントスペース内に滞在している

人を数えたものを集計したもので、1時間ごとのカウント時には、その前のカウント時から滞在していた人や、単にスペースを通過した人などは除いております。

なお、目視によるものでありますため、参加者の属性等は把握できておりません。

一方、相談者数は、毎回のイベント開催後に、ワークショップ出展者や相談員、運営スタッフなど相談対応した本人にアンケート調査したものを集計し、正確に把握できていなかった場合もございますけれども、主に学生を中心とする10代が3割、20代と30代がそれぞれ全体の2割で、20代以下が過半数を占める結果となっております。

○植木委員 来場した340名を、開催時間で単純に割ると、1時間当たり17名の来場者が来ている計算になります。前回のカウント時から滞在していた人を覚えておくのも難しいでしょうし、目視での属性の把握もなかなか難しいとは思いますが、事業の対象が明確なので、どの程度、対象者に届けられたか、把握できたほうがよかったのかなと思います。次回以降、開催のときの検討事項としていただきたいと申し上げておきます。

さて、続いて、事業構築に当たって、事業者とどのような協議が行われたのか、お示してください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 居場所づくりは、人とのつながりが緩やかに継続し、必要な支援につなげることを大切にしています。しかし、その性質上、個々の居場所は対象がある程度限定されている場合が多く、利用者に安心感を与える一方、きっかけがないと参加することが難しいという面もあります。

そのため、本事業では、居場所そのものを提供するものではなく、それぞれの居場所につながるきっかけをつくることをテーマとしています。より多くの若年層に情報を届けることを目的とし、居場所となる取組の紹介や相談支援のほか、気軽に立ち寄れるワークショップなどのイベント要素を多く含む内容としたものです。

市が、これらの内容を仕様としてまとめ、より効果的な実施と運用を期待し、民間事業者等への委託事業として、公募型プロポーザルを経て受託事業者を決定したものです。

○植木委員 本事業は、女性の居場所が必要だということで始まった事業だと思っておりました。今の答弁の中で言っている個々の居場所、それぞれの居場所というのはどこを想定しているのでしょうか。

先ほども、2025年度は、既存の居場所を利用して、小規模でオープンな居場所の体験ワークショップを開催し、居場所利用のきっかけを提供するとおっしゃっていましたが、市内につなげ先となる既存の居場所があるのかなと疑問に思うところです。特に、既存の支援は、子どもや母親を想定した支援が多く、そのはざまである若年女性への支援は始まったばかりです。そもそもの若年女性の居場所が少ないのですから、そこも含めて検討していただきたいと思います。

さて、話は変わりますが、ワークショップ等を通した関係性の構築や、何げない会話の中での困り事の掘り起こしという手法は、一定の理解ができるものの、これを成立させるには、ワークショップ出展者や受託団体のスタッフがそのための知識やスキルを持っていることが重要となるかと思っています。その場の対応によって、場や人、行政への不信感等につながるため、最低限、女性の生きづらさを生み出す社会構造、例えば、ジェンダーのことですとか、雇用・労働環境のこと、そして性のことなど、これらの理解、そして若年層との関わり方や健全な関係性等について事前に学ぶ機会が必要であると考えます。

来年度の事業を行うに当たって、ぜひ取り入れていただきたいと思いますのですが、どのようにお考えになるか、お聞かせください。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 本市では、若年女性の市外転出が喫緊の課題であり、就労先や進学先の選択肢や家族間の変化など様々な要因が考えられますが、地域の社会風土におけるジェンダー感も影響していると認識しております。

そうした中、特に若年層で関係構築に慎重な傾向が見られるとともに、ささいなきっかけや行き違いでその後の支援が困難になる可能性があることから、現場の全てのスタッフが事前に課題認識を共有し、適切な対応に努めてまいります。

○植木委員 今ので、こちらについて終わります。

それでは、続きまして、名刺のデザインの活用と、そして、経費負担の部分について進めてまいりたいと思います。

おとしの12月の第4回定例会で、私は、デザイン関連の一般質問をしようと準備していた際にも、名刺のデザイン、そして、個人が費用負担しているということについて、気になって確認したことがあります。

名刺の製作は個人負担ではあるが、それぞれの部局には、予備費的な、予備費っていうのは私が勝手に思っているだけで、それぞれ名目があるのかと思うんですけども、予備費的な予算があり、その予算を充当しているケースがあるという回答で、それぞれ部局の運用のさじ加減になると、私の立場ではちょっと分からない感覚の部分もあり、消化不良でありはしたんですけども、その際は、一旦、そういった質疑はせずに進めたところではありますが、そんな中、他の自治体でそういったことを改める動きがあったり、そして、旭川もデザインシステムによる新たなモチーフを使った名刺、これをちょっとずつ目にする機会もあったものですから、今回、改めて名刺のデザインと費用負担について進めてまいりたいと思います。

現在、市職員の名刺というのは、基本的に個人負担と聞いておりますが、一方で、企業版ふるさと納税等のPRのために事業費として予算計上しているということもあると伺っております。

令和7年度の当該関連事業費における予算額とその内容をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年度の企業版ふるさと納税推進費におきまして、名刺台紙の購入費として7千円を計上しているところでございます。

購入しました名刺台紙につきましては、庁内の希望者に対しまして、デザインシステムを活用した上で、企業版ふるさと納税ホームページのQRコードを載せた名刺を、当課、行政改革課で作成し、配付しようとするものでございます。

○植木委員 企業にとって活用メリットのある企業版ふるさと納税の推進ということで、名刺を一括作成し、そして、QRコードから情報にアクセスする工夫をなさっているということでありました。

企業版ふるさと納税の推進に関わる名刺の公費負担は、どのような考えから取り組み、実績についてどうなっているか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業版ふるさと納税につきましては、企業側にとっては、寄附を通じて地方公共団体の行います地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられるメリットがございます。また、地方公共団体にとりましては、事業への資金調達が可能にな

りますことから、自主財源の確保の観点で大変有効な手段である、また、地方創生プロジェクトを積極的に発信することによりまして、地域の魅力ですとか地域経済の活性化、地域の認知度向上につながるメリットがあるものと認識しているところでございます。

これまで、市外の企業に対しまして、本市企業版ふるさと納税を広くPRすることを目的として、各課の事業を紹介するパンフレットですとか動画の作成、イベントへの出展などを行ってまいりましたが、さらなる寄附獲得に向けまして、令和6年度より新たに事業所管課職員による名刺でのPR活動を行うために、名刺作成の予算を計上したところでございます。

令和6年度につきましては、15部局から約3千枚の申込みがございまして、応募多数でありましたことから、市外企業と名刺交換をする機会の多い部署を優先しまして、約2千枚を作成しました。

○植木委員 職員の名刺の作成に当たりましては、何か、ネットとかで見ると、都市伝説らしいんですけれども、昔々の総務省ですとかによる伝達があり、その中に、職員の名刺について、自治体は負担しないという方針が何か示されているという、何かそういった本当に都市伝説のようなものがあるらしいんですけれども、実際にはそういうものはなく、それぞれの自治体の判断というか、そういった過去の経緯によって延々と続いているということが多いようでございます。

その中で、現状で、本市での取扱いというのはどのようになっているのか、お聞かせください。

○八木総務部次長 本市におきましては、職員の名刺について特に規定等はなく、必要に応じて職員が個人負担で作成することが基本となっております。

一方で、ただいま御答弁申し上げましたとおり、行政改革課の取組のように事業費として予算計上している事例のほか、財政課から毎年度示される予算の執行方針におきましては、対外折衝を伴う業務など名刺の使用が必要と判断される場合には消耗印刷費の予算配当の範囲内で作成することも認められており、部局の取組や事業等によっては公費により台紙購入や印刷等を行っている場合もあるものと考えているところでございます。

○植木委員 やはり、本当に多くの自治体で職員の名刺は自己負担しているという現状があるというふうに聞いておりますし、インターネットとかでもそのような情報があるわけですが、一方で、視察などにお伺いしたときに他都市の職員の方と名刺交換をするんですけれども、その際に、やはり、統一された、洗練されたデザインの名刺をいただくことがあります。

そういった他都市の動向について確認されているのか、お聞かせください。

○橋本総務部人事課主幹 本市が令和5年12月に中核市を対象に調査を行ったところ、回答のあった57市のうち、本市を含む21市で、一部の職員や事業等に関連した名刺作成、台紙のみ、印刷のみの提供など、何らかの形で部分的に公費負担をしている状況を確認しております。また、公費負担をしている自治体と必ずしも一致はしておりませんが、広報戦略や組織の一体感の向上等の目的から、10市において、ロゴやフォント、レイアウト等の項目を規定し、デザインに統一性を持たせようとしているとの回答を得ているところであります。

○植木委員 そして、最近の報道で皆さんも目にされたことがあるかと思いますが、北海道や札幌市でも、新年度から職員の名刺を公費負担に切り替えるということでありました。

そちらの目的ですとか概要等は確認されているか、お聞かせください。

○橋本総務部人事課主幹 北海道におきましては、令和7年度から、職務上の必要性やPRのため、

既存予算の範囲内で消耗品と同じように各部署での台紙購入を認めることとし、印刷は自費により、また、デザインなど統一的な規格の設定やほかのデザインを認めるか等については、これから協議をしていくと伺っております。また、札幌市では、今年から各部署の予算の範囲内で必要分の名刺台紙の購入及び印刷を公費負担とし、ほかのデザインの使用や自費での作成は妨げないものの、基本となるデザインを定めて、今後、この基本デザインを活用しながらシティープロモートを推進していきたいとの内容を伺っております。

○植木委員 本市では、デザインシステムを導入しまして、まさに積極的に市のブランド戦略を進めている過程と認識しております。名刺についても、デザインシステムを活用したテンプレートを作って職員が使えるようになっているというふうに聞いておりまして、実際にコーポレート感のある名刺を見せていただきました。

職員の名刺を統一したデザインにすることは様々な効果があり、職員が経費を負担することなく活用できるということは、職員としての意識向上にもつながると思いますが、見解をお聞かせください。

○和田総務部長 職員の名刺作成につきましては、現時点で国等の規定は特になく、各自治体の判断によるものと考えておりますが、多くの自治体では、これまで個人に対して支給するものとして、予算執行の面から公費負担はふさわしくないのではないかという考え方から、慣例的に名刺作成を自己負担としてきたものと認識しております。

また、その一方で、使用頻度に差はあるものの、例えば、特に対外折衝の企業誘致、あるいは観光でありますとかは名刺交換を要する、そういった職場でございまして、そうした職場では、職務上、必要なものであり、また、まちの魅力をPRする手法等として効果的な媒体であること、また、一定のデザインを設定することで、組織としての戦略性や組織の一員としての職員意識を高めることにもつながるものと考えております。

統一性のある名刺の公費負担に当たりましては、予算上の措置、あるいはデザイン等の規格、各部局における既存の取組との調整など、課題はあるものと考えますが、今後とも関係部局と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 まず、今回、このテーマを選定したところ、直接、推進する担当部署がないということで、今回答弁いただいた行革、そして人事のほかにも、広報とか政策調整、産業振興と関連があるとのことで、その中で調整をしてお答えいただいたことに感謝申し上げます。

ただ、せっかくいいものができたのに、統括、推進する部署がない、結局、どこの課も推進する立場にないということは問題であると感じました。

そして、改めて今回感じたのが、自治体における名刺とは何なのかということです。名刺は、元来は自分の名前とか所属とか身分を表すもので、多くの自治体はそういった経緯があってこれまでずっと個人負担、そして、デザイン等も自由な裁量で名刺を使ってきたことが当たり前過ぎて、統一感がないことがもうスタンダードな状態だったのかもしれないんですけれども、現代における名刺というのは、名刺の限られたサイズ、フォーマットの中に、組織のアイデンティティーを、もしくは理念をデザインして伝えるツールで、企業であればブランディングの際に間違いなく真っ先に取り組むツールの一つです。

ほかの自治体に視察に行くという話をしましたけれども、やはり、それぞれの方がデザインの

統一感がある中で種類が違ったり、そして、キャラクターをあしらったものだったり、統一感のあるデザインの名刺をいただくことがあります。名刺からは、自治体のアイデンティティーとかセンスとかルーツなどを感じ取ることができます。

旭川が何の変哲もない普通の地方都市というのであれば、私は今のままでもいいのではないかなと思いますけれども、しかし、旭川はデザイン創造都市です。そのことを、まず本市職員が自負して、そして、自らデザイン創造都市だということを広めるという観点からも、そして、石川CDPが策定したデザインシステムの目指す未来というものがあるんですけれども、そこには、シビックプライド、地域愛を育むと書いてありまして、そういった観点からも、そしてまた、シティープロモーションとして、旭川を、多くの方々、そして自治体に売り込んでいくという観点からもいち早く進めるべきではないでしょうか。

このことをきっかけに名刺の役割をぜひ再定義し、それに合わせて、費用負担についても考え直す必要があるのではないかと思います。

最後に、副市長のお考えをお聞かせください。

〇菅野副市長 ただいま、植木委員さんから、名刺のデザインについてのお尋ねがございました。

私は、学校を卒業して民間企業に勤めて、市役所の採用試験を受けて転職したわけでありましても、やはり、最初に驚いたのが、名刺は自分で負担して作りなさいと言われたことでありました。

名刺は、その組織の職員であることを相手に示すツールでありますし、それを示すことで相手に安心感を与える場合もございますので、基本的には、仕事の一部として、公費で負担することが本来望ましいと思ってございます。

今津市長も、就任早々の部長以上が集まる庁議の場で、市の職員の名刺が自己負担であることに驚いたというような発言もされていました。やはり、客観的に見たときに、それぞれの名刺を自分で作っている、デザインも自分でしているっていうことについて、外から見ると違和感を感じるところがあるというふうに理解はしています。

そういう中で、確かに市の職員はこれまで名刺を自己負担してございましたし、仕事の内容によってそのデザインを変えてもきていました。私も、海外のお客様と接する機会が多くなったときには、両面で、片面が日本語で、片面が英語版、今度、水道局に行ったときには、水道局をアピールするために、ブルーベースの名刺にして、水道局のホームページにつながるQRコードを載せたり、それぞれ、多分、職員もいろんな工夫をしているというふうに思います。

ほかの自治体と名刺交換をする際、本当に統一したデザインで、名前は忘れちゃうんですけども、名刺を見ればどこどこの組織だ、どこどこの自治体だってやっぱり分かるということもございます。また、業務の内容によって、自治体の職員の中には、それぞれの業務の分野をPRするためにそれぞれ工夫した名刺というのも見かけたことがございますので、どちらがいいのかということについては、やはり、その仕事の内容によってそれぞれ判断されるべきというふうに思っています。

本市につきましては、委員から御指摘がありましたように、デザインシステムというのを新たに採用しまして、市の広報物ですとか、あるいはポロシャツですとか、一見、見ただけで皆さんに、旭川市だ、旭川だというふうに分かっているような、そういうような取組を進めているわけでございますけれども、名刺の中で、例えば、統一すると、そのデザインを切り口にコミュニケーションの糸口になったりする機会もございます。

市としましては、ほかの自治体を見ても、名刺作成に関わる考え方も変わってきてございますし、市も、基本的には、札幌市と同様に、既存の予算の範囲の中で公費で負担することを認めてございますので、基本的には、業務の内容にもよりますけども、公費負担が可能だというふうになってございますけども、対外折衝ですとか、やはり、本市をPRするような機会がある職員につきましては、職員が市の職員というふうなことを自覚を持ってしっかりと相手に伝えるということを大事に考える必要がございますし、委員が御指摘のように、そのデザインの統一的な取扱いについても、課題はありますけども、そのような形で積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

○植木委員 いろんな角度から丁寧にお答えいただきました。名刺の部分については、今ので終わりになります。

続きまして、こちら、行財政改革推進部に伺ってまいります。

新規事業で、こちらは、公開型・統合型GIS導入事業ということで、正式名称が住民サービス向上・地域活性化に向けた公開型・統合型GIS導入事業とあります。地図の関係だということは分かりますが、どういったものなのか、伺っていきます。

まずは、事業概要、事業費についてお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本事業につきましては、各部局が個々に保有、整備する地図情報データを同一システムに統合し、複数部局で共同利用することで庁内の情報共有の迅速化ですとか業務の効率化を図るとともに、類似システムによる複数調達やデータの重複整備を防止することによるコスト削減を行おうとするものでございます。

また、市が保有、整備いたします地図情報データを外部公開することによりまして、市民サービスの向上ですとか、データの民間利用によるビジネスチャンスの創出を図るものでございまして、事業費として1億8千984万円を計上しております。

○植木委員 各部局がそれぞれ業務に必要な専門的な地図を個別に契約していたものを統合して、一元管理して、一部を一般に公開して、市民ですとか事業者の方々に自由に活用してもらおうというもののことでした。

次に、設問を2つ、一緒にちょっとお伺いしますけれども、これまで庁内には汎用的な地図システムは存在していたのでしょうか。

また、地図というのは、目的とか役割ごとに作成され、場面、場面で活用されるものなので、庁内にはそれなりに種類があるのかなと思っておりますが、部局ごとに活用している地図サービスにはどのようなものが存在し、そして、ランニングコストは合計でどれぐらいになるのか、本事業で統合することによる削減効果についてもお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現状では、全庁的に共同利用できる汎用的な地図システムというものは存在しておりませんで、各部署で個別業務用の地図システムを導入している状況でございます。

現在導入されております地図システムとしましては、例えば、資産税課におけます地番図データを閲覧、管理する地図システムですとか、都市計画課におけます都市計画情報を閲覧、公開する地図システムなどがございます。また、市民生活課におきましては、住居番号の付定作業におきまして、住居表示台帳上に手書きで作図しているほか、住宅地図の冊子を使用しているなど、紙ベースの地図による作業を行っている部署もございます。

現在、個々の地図システムに合計で年間1千720万円のランニング費がかかっているところでごまいして、本事業によりまして、類似システムの複数調達ですとか、データの重複整備の防止につながりますことから、年間で約290万円のランニングコストの削減ができるというふうに試算しております。

○植木委員 本事業は、整備に当たり、事業費が1.9億円と、そのうち1億円は、旧デジタル田園都市国家構想交付金である、名称が新しくなって、新しい地方経済・生活環境創生交付金、こちらを見込んでいるとはいえ、かなり大きな予算規模でありますけれども、ランニングコスト面で削減がかなりできるということで、期待できるものだと思っております。

その中で、先ほど来ありました公開型GISと統合型GISがあるようですが、こちらについて、それぞれ具体的にお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 まず、公開型のGISでございますが、こちらは、本市が保有、整備いたします行政情報、ハザードマップ、避難所マップ、公共施設情報、農林業情報、観光情報などを地図情報としてインターネットを利用して公開するものでございます。現在も、ハザードマップや都市計画情報といった地図情報のほか、各種施設の所在地住所を一覧表という形で公開しておりますが、今回の事業によりまして、施設の位置を地図上で表示することができるようになります。こういったデータを市民や民間事業者に広く公表することで、地図情報に係るオープンデータの活用範囲の拡大につながることを期待しております。

また、統合型GISにつきましては、庁内各課が保有、整備する地図情報データを庁内横断的なクラウド型のシステムで一元管理するものでございます。統合型GISの導入によりまして、部局間での地図情報の共有による通常業務の効率化ですとか、窓口対応の迅速化、重複コストの削減といった効果が生じることを想定しております。

○植木委員 公開型GIS、いわゆる民間利用のGIS、こちらについては、やはり、市民の方々、そして事業者にとって有益な地図が公開され、また、オープン化された地図情報については地図情報データとしてダウンロードできる仕組みになっているということでもあります。庁内での統合型GISということにつきましては、それまで部署を越えた情報の共有をする際に大変苦労があったというふうに伺っておりますが、そういったことで円滑な業務につながるものということでもあります。

そして、今回、本事業を進めるに当たり、これまでにはなかった地図を新たに整備するというところでありますが、どのようなものでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本事業では、航空写真の撮影ですとか、都市計画基本図の整備、森林資源・地形解析、住居表示台帳の電子化を行う予定でございます。

その結果、航空写真の撮影や都市計画基本図の整備によりまして、地上の現況把握をすることができたり、森林資源・地形解析につきましては、森林の管理ですとか、山地災害対策などに活用することが可能となります。また、住居表示台帳につきましては、現在、紙ベースの台帳で管理しておりまして、最も古いもので昭和57年度に作成した地図を使用しているというふうに伺っておりますから、この事業によりまして、電子化することで、今後は、統合型GIS及び公開型GISで運用、公開していくことを想定しております。

○植木委員 紙で、古いもので言うと40年以上前の住居表示台帳が今も使われているということで、そちらがデジタル化されることで、業務の効率化が図られ、そして、紙地図としての保管スベ

ースの削減も図れるかと思います。

では、ビジネスチャンス創出というお話がありました。どのような活用を想定し、効果が期待できるとお考えなのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 地図情報データを公開することによりまして、行政情報を容易に閲覧、取得できるようになりますことから、市民の来庁負担の軽減ですとか、民間事業者におきましては、地理的な根拠に基づくマーケティングなど、事業展開の立案、計画に活用することが可能となるものと考えております。また、ハザードマップを公開することによりまして、迅速かつ適切な避難行動の把握ですとか、地域住民の方の防災意識の醸成などといったものが図られるということが挙げられますが、具体につきましては、他都市の先行した事例がたくさんありますので、その事例の研究ですとか、有識者等の知見をお借りしながら、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

○植木委員 他都市のということで、私も、先行的に実施されている自治体のものを見てみました。今お話があったハザードマップをはじめ、例えば、AEDの設置場所ですとか、医療施設が地図にプロットされていたり、それから、生活に必要な情報として、水道管の布設状況とか、騒音・振動・悪臭防止等規制区域を定めた地図、文化財を表す地図、それから、シェアサイクルとかコミュニティバスの情報を地図に落とし込んで掲載していたり、あとは、もう本当に、これはそういった手続関係でよく使うものかと思えますけども、都市計画関係とか道路の関係とか、様々な地図がレイヤーで管理されているというようでありました。

市民も、事業者も、公開GISを利用することで自己解決できるので、来庁負担を軽減できるというのも大きいですし、ビジネス上のリサーチ、例えば、旭川の中で店舗をどこに出店しようかと考えるときに、様々な知見が得られるものとなります。

そして、何より、これまでと異なるのは、やはり、いざというときの防災、避難時行動など、市民の安全に直結するハザードマップ、こういった情報に、一度、サイトを訪れたことがある人であれば、ハザードマップ、あったなということで、サイトトップから簡単にアクセスできるのでとても有益であろうと思います。

一つ、気になる部分としましては、こういった様々な地図がある中で、よくある地図業者が公開している地図というのは、著作権が存在していて自由に使えないケースが中にあるようです。そういった著作権がどのようになっているのかということであるんですけれども、本市が公開する地図について様々な手続の場面などにおいてその地図は許諾されているのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 地図データに関わります著作権につきましては、本市に権限がないものについては公開する予定はございません。また、オープンデータとして提供するという形式を取りますので、自由に使用していただくことが可能となっております。

○植木委員 今、御答弁いただきました公開GISは心配せずに使って構わないということでありました。また、オープンデータとして提供をとということでありましたけれども、これも新しい肝かなと思います。先ほどお伝えした先行事例の他都市のところを見ると、オープンデータというのが、例えば、公衆無線LANの設置場所とか、児童クラブとか、公園とかっていう様々なスポットがCSVデータとして格納されていて、誰でもダウンロードができる、そして、こちらがシェープデータと呼ばれる、GISで使うときのフォーマットのひとつのようなんですけれども、ポイントだった

り、ラインだったり、またポリゴンの情報を格納できるということで、そういったより専門的な情報もオープンに公開されているということで、より複雑な活用が可能かと思えます。

先ほどお伝えしたとおり、それらがレイヤーとなって、いろんなデータをレイアウトして表示をして活用できるわけなんですけれども、こういった、手元にほかの何か地図システムとかがあることによって、先ほどお伝えしたオープンデータをインポートするなど、2次利用することも可能ということで、地図閲覧利用だけではなく、ビジネス分野、研究専門分野で用途がとても広がるのではないかと考えております。

では、これまで本事業について伺ってまいりましたが、本事業の最終的な目標、そして、今後の展望はどのようにお考えか、お聞かせください。

○浅利行財政改革推進部長 今回、新規事業ということで1億9千万円ほどかけてこの統合型、公開型のGISを導入していこうとするものでございますけれども、先ほど課長からも答弁申し上げたとおり、まず、統合することでランニングコストが当然浮いてくるということもあります。インシヤルの部分も、2分の1以上、特定財源を投入しまして効率的に導入していきたいというふうにも考えておりますし、今、各現場で使われているシステムも、当然、今後更新していく必要が出てきますので、そこでのインシヤルがかかってきますので、それを全体的に鑑みますと、数年で十分元の取れる事業につくり上げているというような特徴を持っております。

今回のGISにつきましては、位置情報を持つ行政情報をデジタルデータとして公開、あるいは運用、活用していくということで、今申し上げたとおり、経費の削減というのはもとより、庁内においては、その地理的な根拠に基づく政策立案というものが可能になっていきますし、市民の来庁負担の軽減でありますとか、あるいは、通知交付までの期間を短縮するということも場合によっては可能になってきますので、そういった意味では市民サービスの向上につながるということもございます。さらには、様々な分野でその地図情報を活用するというので、地域コミュニティーでありますとか、地域産業の活性化という部分にもつながるというのが、この事業の最終的な目標、ゴールということになるわけでありまして。

来年度につきましては、まず、システム構築ということで基盤づくりの年になるわけでありまして、そのシステム基盤が構築された後も、市民や民間事業者、あるいは市職員などがこれらのコンテンツをいかに有効に活用するかというのがみそでございます。また、そのシステム導入と併せまして、市民あるいは民間事業者、教育機関、そういった方々に利用をしていただく中で、例えば、市職員については、日常的に行政事務においてこのデータを活用して、先ほど申し上げたとおり、地理的な根拠に基づく政策を立案するのに活用していただく、また、それらをできるような人材育成、意識醸成というものも継続して進めていく必要があります。来年度、システムの基盤の構築を行ってからも、この統合型、公開型のGISを十分活用していくことでさらなる効果が生まれてくるものと考えております。

○植木委員 大きなコスト削減効果がありながら、有益で多様な地図がポータルサイトで一元公開され、市民、事業者、そして庁内で働く方々、職員の方々に隔てなく実用的なものだと期待しております。

また、別事業では、止まっていた市史についても、デジタルならではのコンテンツとなってインターネットで公開される予定でありますので、本市の歴史から地理まで網羅できるようになるわけ

ですけれども、目的利用以外に、特に学生さんには本市を知って学んでいただくのに格好のコンテンツだと思っております。

先ほども触れましたが、今日は、東日本大震災が起きた3月11日でありまして、防災、安全のための情報というのは、市民一人一人がアプローチできることが大事であると思います。こういった角度からも、地図利用を広める過程で自然に防災ハザードマップへの意識も啓蒙され、市民が日頃から活用していただけるような展開となることを期待しております。

こちらの事業につきましては、以上で終了となります。

続きまして、地域振興部に、バスの部分についてお聞かせいただきたいと思います。

これまでも多くの委員がバスの、地域公共交通の問題に取り組んできたこともあり、私も、ちょっと設問を、あえて取り組まず、省かせてもらう部分もあるかもしれませんが、まず、進めさせていただきます。

それでは、地域公共交通対策費についてお聞かせください。

バスの減便や運転手不足が続いておりますが、どのように把握しているか、お聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 市内路線におけるバスの利用者数は、長期的な減少傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響等でさらに減少し、令和元年度で約1千50万人であったものが令和5年度では約820万人となり、いまだコロナ前の利用者数までには回復していない状況にあります。

運転手数につきましては、市内の路線バス事業者2社に聞き取りした合計数では、令和元年度で390人であったものが令和5年度では336人と伺っており、この5年で54人の減少となっております。

○植木委員 運転手として従事されている方の平均年齢が高く、毎月のように退職される方がいるとある事業者さんに聞いたことがあるのですが、5年で54人減ということで、その間に新規採用があった上で54人減っているということだと思いますので、実際の退職者というのはもっといるのだろーと思います。

そんな中、実業高校と明成高校で、例年、冬期間運行していたスクールバスの運行ができず、混乱が起きたと、同校に通う学生さんから直接聞きました。このことに対して、どのように捉えているか、何か手だてはないものなのか、お聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 通学のほか、通勤や通院など、路線バスは、市民生活に欠くことのできない公共交通機関として重要な役割を担っております。厳しい経営環境にあっても、バス事業者には公共交通網の維持を担っていただいているところであります。

実業高校と明成高校におけるスクールバスの運行がなくなったことにつきましては、運行体制の存続が困難な状況があったものと捉えておりますが、今後も、バス事業者において、市民生活に必要な路線が最大限維持いただけるよう、市として対応を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 根本的には、路線バスとは異なって、民間同士の契約による定期的な貸切りバスというような位置づけかと思いますので、直接は市のほうで及ばない部分とは理解しますが、このケースもバス事業者さんの運転手不足のしわ寄せによるものとのことで、通学の足であるスクールバスにも影響が及んだということに衝撃を受けた次第です。今回、バス事業者さんが、路線バスの経路を柔軟に変更するなどして、ニーズに少しでも近づくよう努力いただいている状況のようなんです

けれども、本市においても、引き続き協力を仰いで学生さんの足をしっかりと確保していただきたいと思います。

一方で、カムイスキーリンクス、こちらの路線バスは拡充されているということでありまして、カムイスキーリンクスにつきましては、ネットニュースとかを私はよく見ますけれども、大変高評価、好意的なニュースが、ネットのみならず、テレビでも伝えられる場面をよく目にするようになりました。雪質、そして本格的なゲレンデ、ホテルのある中心市街地から比較的近い立地、本市の都市機能など、ますます人気と期待が高まっており、その中で観光宿泊客のニーズを満たしているなら、それにこしたことはありませんし、サービスレベルが今後も求められていくところだと思います。

しかし、市民の日常の足である路線バスという観点からは、その反動で市民が日常利用するほかの路線とのバランスが崩れてしまうのだとしたら、これは、先々、心配であります。減便により一層不便になることについて、どのように捉えているか、お聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 本市におけるバス事業は、民間事業として運営されておりますことから、バスの運行経路等につきましては、国のルール等に基づき、事業者によって決定されるものではあります。今後も、市民に必要な路線について維持していただくことができるよう、事業者と協議も行いながら対応してまいりたいと考えております。

○植木委員 そのような中、旭川電気軌道さんの今回の資本提携の報道についてどのように捉えているかということで、私も進めていこうと考えていたんですけども、既に多くの委員が質疑している部分ではありますので、具体的な状況にまだなく、動向を注視しているとのお答えでありましたので、今回は控えますが、引き続き、本市にはしっかりと情報収集に努めていただきたいと思います。

それでは、地域公共交通対策費について、事業の概要と新年度の予算額をお示しいただきたいと思います。

また、そのうち、バス関連の施策についてもお示しください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、路線バスなどの公共交通の維持保全を図り、市民や観光客などにとって利便性の高い公共交通を形成するため、路線バスの利用促進をはじめ、生活交通路線の運行や運転手の確保、UDタクシー導入への支援、効率的な路線バスの運行について事業者等との検討を行うもので、予算額といたしましては1億1千112万3千円となっております。

そのうち、バス関連の取組といたしましては、燃料費等の高騰に対応するものとして、市内路線バス事業者への運行支援金に4千800万円、深刻化するバス運転手不足に対応するものとして、地域おこし協力隊制度を活用した対策に2千200万円、大型自動車第2種免許の取得等に係る補助や、市外から移住して路線バス運転手となる方に対する助成に180万円、路線バスの利用促進を目的としてバス無料DAYの実施に2千493万円などを計上しております。

○植木委員 地域おこし協力隊ですとかバス無料DAYということで、こちらについても、既にほかの委員が質疑に取り組みされたところでありますので、先に進みまして、支援策の一つとして、路線バス乗務員確保対策助成金で免許取得の年齢要件の緩和を行うとのことですが、どのような支援内容で、実績はどうであったのか、また、要件緩和によりどのような効果が期待できるのか、

お聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 路線バス乗務員確保対策助成金では、令和5年度から、大型自動車第2種免許の取得費用等の一部について支援を行うこととしており、免許取得等に係る助成実績といたしましては、令和5年度で7件、令和6年度の見込みで2件となっております。

令和7年度におきまして、免許取得に係る対象年齢について、これまで40歳以下としておりましたものを65歳以下に拡充しようとするところでありますが、市内におけるバス運転手は50歳代から60歳代の方が中心であり、40歳以下は採用人数も少ないことから、バス事業者の定年年齢が65歳であること等を踏まえ、より効果的な支援となることを期待しているところでございます。

○植木委員 全国的に減便、路線廃止が行われている公共交通ですけれども、このまま先細りしていく状況が続くと、市民の活動がますます停滞し、ひいては本市の魅力、活力も損なわれかねず、弊害が大き過ぎるものと思います。

減便や路線廃止を避けるためにも、新年度の路線バス事業者への支援金のような取組は今後も必要ではないかと思う次第であります。取り返しがつかなくなる前に、もっと本市がリーダーシップを発揮し、今回のような支援金を含めて、抜本的な支援策、例えば、安定経営とか、運転手さんの収入増につながるような施策による採用活動の円滑化などを打ち出さなければならないのではないかと思います。

そういった点につきまして、認識をお聞かせください。

○三宅地域振興部長 路線バスにつきましては、市民生活を支える重要な社会インフラでございますが、運行いただいている民間事業者の皆様におかれましては、利用者の減少、また運転手不足などにより大変厳しい事業経営の環境にあると認識しております。

本市では、令和4年9月に市内の路線バス事業者2社と本市の3者で持続可能な路線バス交通網の構築に関する覚書、これを取り交わし、効率的な路線運行の在り方について協議を進める中、何度か御紹介させていただいております。令和5年4月から、運輸局に許可いただき、公的補助も入れながら社会実験による運行をさせていただいていた環状通り循環線バス、これについて、利用実態に合わせた新たなルートを設定し、自主運行で継続していただくことで対応しております。また、このほか、令和6年4月には協議運賃の導入をしたところでございますが、本市の立場でも関わっております。バス路線の維持、確保に向けて、これも、協定に基づく関係性構築、これがあることで実現できたところだと認識しております。こうした、市としてでき得る限りの事業者への対応をしてきたところであります。

新年度は、るる紹介させていただきました、国の交付金も活用させていただきながら、燃料費高騰へ対応する取組を行うことと、そのほかにも様々予定しておりますけれども、今後につきましても、財源の見通しも踏まえながら、関係機関、また事業者と連携し、公共交通網の維持に向け、対応を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 旭川電気軌道さんの経営が投資会社になったことで、親会社が替わると、移行によって方針も変わることは十分想定できることで、大変危惧を感じております。

成り手不足については、いつまでも現在の延長ではなく、先ほど申し上げました抜本的な策を打たなければならないのではないのでしょうか。去年、第2回定例会でも言いましたが、いつまでも運

転手さんのやりがい、働きがい頼りではなく、待遇改善に直結する施策によって魅力のある就業先とすることで解消することを考えるべきではないかと思っております。運転手さんの雇用確保が安定的にできることによって、先ほど述べたようなスクールバス、こちらも運行が続けられたでしょうし、路線バスはもちろん、カムイスキーリンクスや旭山動物園へもますます充実した運行体制を確保できるはずです。

また一方で、利用者の立場で、本市にとって公共交通とは何なのかという視点に立って考えていかなければならないと思います。通学、通勤、通院、日常でも移動しなければ成り立たないことは本当にたくさんありますけれども、バス路線が減少し、移動が制限されることは、暮らしはもちろん、中心市街地ですとか市内経済の衰退に直結してしまいます。将来にわたりまして、持続的な公共交通維持に向け、本市のますますのリーダーシップを発揮していただけたらと思います。どうぞ、引き続きよろしくお願いいたします。

こちらの地域公共交通につきましては、終了します。

最後になりますが、中心市街地活性化推進費について進めてまいります。

買物公園エリアプラットフォーム、買物公園エリア未来ビジョンとはどういったものか、お示ください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 買物公園エリアプラットフォームは、開設から50年の節目を迎えた買物公園の活性化策などを議論するために開催された買物公園のあり方検討会議をベースに、買物公園エリアのさらなる魅力や価値を創出することを目的として設立された官民連携の組織であり、本市のほか、地元の商業関係者や市民の方、専門家の方などで構成されております。

また、買物公園エリア未来ビジョンは、買物公園のあり方検討会議における議論を基に、買物公園エリアの新たな将来像やその実現に向けた取組のイメージなどをまとめたものであり、買物公園エリアプラットフォームにより策定されたものであります。

主な内容といたしましては、エリアの目指す将来像を、「わたしの『毎日』がここにある」として掲げ、素敵な自分でいられるエリア、行きたい・歩きたくなるエリア、やりたいが自由に実現できるエリアの3つの実現したいエリアのイメージを基に、買物公園エリアを4つのゾーンに分け、ゾーンごとにその特性、強みを生かした将来ビジョンを描いているものであります。

○植木委員 社会実験が初めての取組ということで、様々な成果や課題、こちらがあったかと思いますが、そちらについてお聞かせください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 今年度の社会実験につきましては、買物公園エリアプラットフォームが主体となり、買物公園エリア未来ビジョンの実現に向けた初めての取組として実施したものであります。

社会実験の主な効果についてでございますが、人工芝やストリートファニチャーなどを配置し、エリア内の4か所に設置した滞在空間に関しては、アンケート結果や調査等から、通行量が実施前の時期に比べて約2割、30分以上滞在した方の割合については約1割増加しており、様々な世代にわたり、休息、交流、飲食などの利活用があったところであります。さらに、簡素化した手続で様々なイベントに利活用できるバスキングエリアでは、大道芸や飲食の提供、物販など幅広い用途で123件の利活用があり、こうした活動もエリア全体のにぎわいの創出につながったものと考えております。また、買物公園内や周辺への移動を促すための電動モビリティにつきましては、電

動カート、電動車椅子、電動キックボードの利用者が延べ1千245人となるなど、幅広い年齢層の方々に利用されたところです。

社会実験の全体に対する満足度につきましては、アンケートにおいて、9割を超える方から、よいことだと思うとの意見や、継続実施を望む声が多く寄せられており、エリアのイメージアップにつながる効果があったものと捉えているところですが、一方で、取組の認知度向上や、沿道の店舗との連携の必要性などについて、さらに効果的な取組とするための課題として認識したところであります。

○植木委員 それでは、社会実験について、今年度と来年度の予算規模、こちらの違いについてお聞かせください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 社会実験に関わる令和6年度の予算につきましては、当初予算に計上した額と令和5年度補正予算を繰り越した額を合わせて2千360万8千円、令和7年度予算につきましては、当初予算に計上した額と令和6年度補正予算を繰り越した額を合わせて1千922万6千円となっております。

○植木委員 そして、来年度の社会実験については、今年度とどのような違いがあるのでしょうか、お聞かせください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 社会実験につきましては、買物公園エリアのさらなる来街の促進や滞在できる環境の充実に向けて、引き続き、滞在空間の設置とバスキングエリアの設定を柱に、より滞在しやすい機能の強化や、公共空間を気軽に利活用しやすくするための機能の恒常化など、今年度の取組を基に改良を行っていく必要があると考えております。

これらを踏まえ、令和7年度においては、既存のイベントとの共存性を確認するため、今年度は28日間としていた実施期間を40日前後に延長し、北の恵み食べマルシェの期間も含めて実施するほか、より回遊しやすい空間となるための滞在空間の配置の工夫、持続可能な取組に資する要素の検討など、一過性で終わることのない魅力や活力の創出に向けて、買物公園エリアプラットフォームや地元商店街、市民の皆様などとさらに連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 そうですね、より滞在しやすい機能の強化ということで、日差しが強かった部分に関してシェードが用意されたりとか、そして、バスキングエリアについては、利活用に関するルールが行われる予定、そして、回遊しやすい空間という部分につきましては、4条の部分を3条にずらすことによって、1、3、5、7と均等に配置されて、より回遊につながるものということであります。そして、持続可能な取組に資する要素ということでは、維持管理、組織運営に充てる部分を収益として得られるような仕組みも模索していくということでありました、伺った話ですね。

そして、こちら、食べマルシェと重なる期間に行うということで、食べマルシェは本当にその期間のイベントなんですけれども、このまちにち計画というのは、やはり、日常をつくり出すという部分の視点に立っておりますので、その中で、2つが併存する期間、どのように効果があるかということをしつかりと検証するというところで、これは意義のあることではないかと思っております。

そして、来年度の社会実験、こちらが、今、食べマルシェと一緒に実施する予定であるとのことでありましたが、どのように共存するのか、お聞かせください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 食べマルシェとの共存につきましては、居心地がよい、滞在しやすい環境の恒常化に向けて、買物公園エリア内で既存の大規模なイベントが開催される際に、滞在空間での活動やエリア内の回遊、通行量などにどのような影響があるのかを把握することなどを意図して実施するものであります。

食べマルシェの開催時には、滞在空間でゆっくりと飲食を味わうことができることや、食べマルシェの集客力を生かして社会実験の取組をより多くの方に体験していただくことなど、互いに様々なプラスの効果をもたらすことを期待するとともに、得られた効果や課題を検証し、エリアのさらなる魅力の創出にもつなげてまいりたいと考えております。

○植木委員 そして、今年度の社会実験において、バスキングエリア、こちらで通常の使用よりも簡易なワンストップ申請を採用したということが、やはり、大きな、今までになかったことであったんですけども、買物公園エリアの公共空間を利活用する際に、通常、どのような手続があるのか、お聞かせください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 買物公園エリアの利活用に係る通常の申請手続の主な流れについてでございますけども、まず、そのイベントが地域の活性化やにぎわいの創出につながるために行われるものかどうかについて本市の後援を受ける必要があり、次に、旭川平和通買物公園企画委員会にスケジュールを確認の上、使用届を提出し、道路管理者である本市土木部に道路の占用許可、交通管理者である旭川中央警察署に道路の使用許可を申請し、それぞれ許可を得るという手続が必要となります。

○植木委員 やはり、実際に聞いてみると、いろんなところに行って手続をしなければならないということで、本当にワンストップでできるということは、開催される方の負担軽減になっていたんだということが分かりました。

あとは、飲食の場合は、別途、保健所に行く必要があって、火を使う場合は消防に行く必要があるということではありました。

それでは、このバスキングエリアのワンストップ申請について、実際にどのように行われたのか、利用者の声も併せてお聞かせください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 バスキングエリアのワンストップ申請につきましては、申請手続を通常よりも簡素化し、インターネットのフォームによる一つの手続で行うことを可能としたものであります。

利用者へのアンケート結果によりますと、約9割の方から特に申請の問題はなかったとの意見を得られたほか、インターネットのフォームにより申請が完結したことや、24時間いつでも申請が可能であったこと、複数の出店についても一度に申請することができたことなどについて評価する声をいただいたところであります。

○植木委員 実際に、そういった効果を実感いただいたということが分かりました。

今年度の社会実験のもう一つの柱としては、やはり、滞在空間の設置があったと思います。ふらっと気軽に立ち寄り、滞在できる空間として設置したものであると思いますけれども、実験期間中、滞在空間がどのように使われていたのか、また、滞在空間の設置について、来年度の社会実験に向けた考えをお聞かせください。

○板谷地域振興部次長 社会実験期間中は、各滞在空間において、子どもたちや学生、家族連れな

どの様な世代の方に、人工芝やハンモックなどで楽しんでいただく様子や、読書や休息、飲食など、思い思いの時間を過ごしていただく場面が多く見られたところがございます。また、朝には朝食を、夜にはお酒を楽しむ方など、時間帯に応じて様々な形でくつろぐ様子も多く見られたところでもあります。

令和7年度の社会実験におきましても、今年度の効果検証の結果を踏まえ、例えば日陰で涼めるスペースを設置するなど、より立ち寄りやすく、滞在しやすい空間となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 そうですね、そういった狙いどおりの使われ方をしていたというお話がありました。

ただ、私は、一つやっぱり気になっているのが、買物公園を活性化させていくということに関しては、駅前に人が集中してしまうという構造になっています。我々の会派でも、市長に要望ということで出した際に、やはり、買物公園北側への人流を促すことを要望してまいりました。例えば、そういったイベントができるスペースを用意したりとか、北側でのイベントをすることを、何かそういった促すような仕組みを求めたところでもあります。

こういったエリア全体に人流を促して、回遊を起こすことが必要であると考えますけれども、どのような取組を考えているか、お聞かせください。

○板谷地域振興部次長 今年度の社会実験におきましては、通行量が実施前の時期に比べて約2割、30分以上滞在した方の割合が約1割増加していたほか、1条、4条、5条、7条の各滞在空間において、様々な世代にわたり様々な目的での利活用が確認できたことなど、一定の効果を得られたところがございます。

こうした得られた効果を踏まえまして、令和7年度は、今年度に引き続き、各ゾーンの特色を生かしたコンテンツを実施するなど、それぞれの滞在空間における来街や滞在を促進するとともに、4つの滞在空間の配置を工夫するほか、エリアの玄関口となる1条の滞在空間に、例えばデジタルサイネージなどのエリア全体の情報を発信できる機能を配置し、より効果的な情報発信を行うなど、より回遊しやすい空間の創出に向けて、買物公園エリアプラットフォームにおいて検討を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 今お聞かせいただいたとおり、やはり、それぞれが離れて設置されているものですが、見通してもなかなかどこで何をやっているのかというのが分からない、そういったことで、やはり、人にどんどん、どんどん興味を持ってもらったりとか関心を持てもらう上で、人流を促す施策として、次年度、サイネージを検討いただいているということでありました。

そして、2月に、初年度のこの社会実験についてのアーカイブイベント、フォーラムが行われたわけですが、アッシュのサテライト会場、こちらで、若者が買物公園に求めるものとして、勉強ができるスペースなど、居場所となるスペースの希望が挙げられていました。例えば、社会実験中に、滞在空間を活用して、青空の下で勉強する機会を、場を設けて、学生が集まる、もしくは、何かしら学生さんが興味があるようなテーマを設けて、そこに集まっていただいて、お話、会話をするような、そういった取組というのでもいいのではないかと思います。そういった親近感を持ってもらえるような工夫をしてみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○板谷地域振興部次長 社会実験中は、学校の帰りに立ち寄ったと思われる学生をはじめ、若者たちが滞在空間の什器で友人と楽しむ様子や様々なコンテンツを楽しむ場面などが多く見られたとこ

ろであり、若者に自由に思い思いの時間を過ごしていただくことは、さらなる来街促進やにぎわいの創出に効果的であると認識したところでございます。

このため、令和7年度取組におきましても、買物公園エリアをはじめとする中心市街地の活性化に向けて、若者のニーズに対応できるようなコンテンツの充実など、検討を進めてまいりたいと考えております。

○植木委員 今年度の予算規模を見たときに、同じお金をかけるとしても、目に見える部分、空間づくりの面でもっとできたのではないかと率直に感じる部分がありました。どの部分を重視して予算が組み立てられたのか、その理由と意義をお聞かせください。

○板谷地域振興部次長 今年度の社会実験に関わる予算の主なものといたしましては、滞在空間の設計、設置を含む社会実験運営業務の委託料として1千697万2千800円、社会実験の評価と課題の整理を行う社会実験効果検証業務の委託料として497万2千円を配分したところでございます。

社会実験につきましては、実施のみならず、得られた効果や課題などを的確に抽出した上で検証を行い、買物公園をはじめとする中心市街地における、一過性で終わることのない恒常的な魅力と活力の創出に向けて、令和7年度以降の取組につなげていく必要があることから、効果検証業務についても必要な予算の配分を行ったところでございます。

○植木委員 先ほどお話ししました2月のフォーラムの参加者の方からも、予算規模と実際が乖離しているのではないかと厳しい声もありました。買物公園エリアプラットフォームの会員である鈴木先生からは、社会情勢等により、これからの中心市街地の活性化において必要な視点として、行政主体ではなく、民間が主導し、行政が支援するといった形や、イベントにも経営感覚が必要だという声がありました。

こういった点についてどのように考えているか、お聞かせください。

○板谷地域振興部次長 買物公園エリアの活性化に向けては、エリアプラットフォームが中心となり、今後も未来ビジョンの実現に向けた取組を継続していく必要があると考えております。そのためには、本市はもとより、民間の皆さんにもまちづくりの担い手として参画いただき、様々な分野で主体的に活躍していただくことが重要であると認識しております。

今年度の社会実験におきましても、エリアプラットフォームはもとより、民間の方々には、企画や運営をはじめ、日々の業務の合間を縫って各コンテンツに参画いただくなど、主要な役割を担っていただき、取組を支えていただきました。今後も、官民で連携を図り、エリアプラットフォームがより活動しやすい組織となるためのアップデートを進めるとともに、一定の収益化やコストの軽減などの持続可能な取組に資する要素についても検討を進めるなど、市としてもニーズを捉えた対応を行い、得られた効果をさらに広げていくための改善と充実を図りながら、買物公園エリアをはじめとする中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○植木委員 このまちにち計画、やはり、最終的には、期間限定のイベントをつくるのが決して目標ではなく、市民の方にとっての日常とかふだんの光景になるということが目標であろうかと思えますけれども、こちら、最後の設問ですけれども、そのための展望についてお聞かせください。

○三宅地域振興部長 買物公園エリアの活性化に向けましては、エリアプラットフォームが中心となり、今後も未来ビジョンの実現に向けた取組を継続して行う必要があるものと考えており、未来

ビジョンにおいては、買物公園エリアがさらに訪れやすい憩える場所になるなど、暮らしの一部となり、満たされるエリアとなることを目指すこととしております。

社会実験、これは期間を定めた取組となりますが、今年度は、いわゆる一過性のイベントではございませんで、社会実験を終えた後で、社会実験やそれを踏まえた新たなルール導入などをきっかけに、買物公園エリアで過ごす日が徐々に増えていくこと、これを目指して、様々な取組を行ったところであり、まちなかの雰囲気がいい意味で変わるというか、変えるきっかけにしていきたい、そういう趣旨を持ってやったものであり、来年度、予算提案をさせていただく内容についてもそうした趣旨を踏まえた取組としていくところでございます。

今後につきましても、こうしたビジョンや方向性に基づく取組を継続することにより、買物公園エリアが、長期的な視点で、日常的にさらに居心地がよく、人が集まり、滞在しやすい空間となり、その結果としてエリアの利用価値がさらに高まっていくという好循環を生み出してまいりたいと考えております。

○植木委員 まちにちということではないんですけれども、買物公園でイベントをするっていうことに対して、買物公園の活性化ということで、イベントで活性化するのはどうなんだみたいな声を市民の方からも聞くことがあります。

ただ、買物公園というのは、やはり、場所が中心市街地、駅前にあって、バスで通いやすい、そして、近くに都市機能もあり、そして商店街もあって、様々なイベント、多くの方が参加するようなイベントをするという意味で、大変、私は買物公園でのイベントということにはもともと賛成の考えです。

そんな中で、やはり、イベントのないときの、本当に日常をつくっていきたいという思いで今回の社会実験であったかと思うんですけれども、今回、1年やってみて、1.2倍の通行量があったということです。2回目、3回目と、同じように、これ、1.2倍の係数でいくと、次年度、何もなかったときと比べると約1.5倍ぐらいの通行量になってくるので、そうなってくると見た感じでもやっぱり雰囲気が大分変わってくるのかなと思います。

本当に、こういった買物公園の今の在り方、今どうあるべきかということに合わせた日常をつくりたいという思いが今回の答弁の中からも節々で感じられた部分でありますので、引き続き、こういった皆さんの、関連する方々の総意を結集して、すばらしい中心市街地をつくっていけたらなというふうに私も思っております。

こちらで、私の質疑は以上となります。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○あべ委員 こんにちは。

平仮名4文字、あべなおです。

今日は、実は、私の3番目の子どもの調子が悪くて、昨日は一番上の子どもという感じで、今日

の午前中、一番下の子が、今、入院寸前、一番上は点滴しに行ったりってということで、ちょうどちの一番下の子の年齢がまだ2か月なので、ちょうど、その社会資源、いろんな子育て支援サービスが利用できる間のはさまの月齢ということで、やっぱり育休を取っていない人向けの支援も必要なんだなっていう、余談なんですけど、と思いながら、今日、皆さんのおかげで今日はここに立っているというのを非常に感謝しながら質疑させていただきます。

ゆっきリンクのバトル再びということで、昨年もこの場でゆっきリンクについて熱いバトルをさせていただきました。昨年は、地域振興部による塩分濃度高めの塩答弁により、リンクの氷が解けに解けたということで、今年は暖冬だったなんて言い訳は聞きたくありません。

ということで、質問に入ります。

2款1項9目の中心市街地活性化推進費のうち、北彩都あさひかわ冬のガーデンの開催に関わる予算の概要をお示してください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和7年度の中心市街地活性化推進費のうち、北彩都あさひかわ冬のガーデンの開催に係る予算につきましては、委託料として950万円を計上しており、委託事業の内容といたしましては、旭川駅前広場でのスケートリンクであるゆっきリンクの造成、リンクの運営管理、利用者の休憩やスケート靴等を貸し出すための仮設ハウスの設置、リンク周り以外の駅前広場内でのイルミネーションの設置などとなっております。

○あべ委員 昨年のこの分科会で、ゆっきリンクの過去3年分の利用者数の推移及び市民と市民以外の内訳、そして小学生以下の子どもの利用状況については既に伺っています。

今年はどうだったのでしょうか、お示してください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和6年度の利用者数は5千873人と、昨年度を36人上回っており、市民の利用が2千790人、市民以外の利用が3千83人と、市民以外の利用者数が…

○えびな委員長 システム不良のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時19分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○あべ委員 中継トラブルということで、地域振興部とは必ず何かしらあるかと、カラーガイドの原稿忘れなどなどというところで。

じゃ、先ほどの1問目で、北彩都あさひかわ冬のガーデンの開催に関わる予算は950万円と答弁いただきました。昨年のこの予算の分科会で、ゆっきリンクの過去3年分の利用者数の推移及び市民と市民以外の内訳、そして、小学生以下の子どもの利用状況というのについては、もう既に、昨年度、聞いてありますということで、今年の内訳をお示してください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和6年度の利用者数は5千873人と昨年度を36人上回っており、市民の利用が2千790人、市民以外の利用が3千83人と、市民以外の利用者数が市民の利用者数を上回る結果となっております。また、小学生以下の利用者数も1千831人と、昨年度よりも102人、約6%の増加となっております。

○あべ委員 市民以外の利用が大幅に増加しているということで、近隣自治体の住民からの認知度も相当高いのではないのでしょうか。小学生以下の利用者も増えたということで、子連れで楽しめるスポットとしても人気の高さがうかがえます。

今年は、買物公園にも駅前にも外国人がとて多くて、駅前のスーパー、私はよく行くんですけど、外国人がレジに並んでいるのをすごく多く見かけました。ゆっきリンクを利用するインバウンドも多かったのではないのでしょうか。

ということで、昨年と今年とでインバウンドはどのくらい増加しているのか、お示してください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 インバウンドの利用者数も増加しており、令和6年度は1千713人となり、昨年度と比較して437人、約34%の増となっております。

○あべ委員 インバウンドも34%増ということで、利用者がかなり増えてきているのかなというふうに思います。

先ほどの質問の答弁で、市民以外の利用者が市民の利用者数を上回るというふうに言っていましたけど、市民からしてみたら、昨年の私の質問と同様に、やっぱり、やっているのか、やっていないのかははっきりしないというところが一番多いのかなと、なかなか、それで足が向かないのではないかなというふうに思っています。

今年は、SNSを見ていると、ゆっきリンクのアカウントですね。インスタで積極的にオープン状況を発信していましたが、それでもぎりぎりまで分からないので、行ってみて開いていなかったという経験が何度も私もありました。お昼ぐらいのインスタの投稿で、昼間はリンクの状態が、氷の状態が悪いので、夕方は気温が下がるから開くかもしれないっていうような投稿をしていて、それを見て、私とか幼稚園のママ友とかも10人ぐらいで行って待っていたんですけど、開かなくて、それで、いろんな、駅前とかもりもりパークとかで時間を潰して、夕方に来たらやっぱり駄目だったっていうことで、子どもたち、みんな、やっぱりそれを目的にママ友とかとも約束してきていたので、もう大泣きっていうのがあって、やっぱり、誘っちゃった私としてもすごい心が痛かったですね。

そういうこともあったということで、ゆっきリンクの開設について、設定した開始時間から終了時間まで実際にオープンできた日は何日あって、その割合はどのくらいだったのか、お示してください。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 所定の時間で運営できた日数と全期間に対する割合であります。令和5年度は31日間のうち14日間と約45%でありましたが、令和6年度は、1月下旬に最高気温がプラスとなる日が7日間続いたことなどから、32日間のうち9日間と約28%にとどまり、終日、利用が中止になった日も8日間あったところであります。

○あべ委員 この質問は昨年も聞いていまして、昨年は、4割オープンしていて、残り6割は、遅れたり早じまいしているけど、やっていましたという答弁をいただいています。

それが、今年は28%、3割にも満たない。そのうちのさらに4分の1が完全にクローズしてやっていないと。大変すばらしい施設ですね。全然やっていない。

最初の答弁で、北彩都あさひかわ冬のガーデンに係る予算は950万円を計上しているとありましたが、オープンしている日数に対してすごいお金がかかっているなという、1日当たりで考えたらすごい高いんじゃないかなと思います。

今年度は、市民以外の利用者が市民の利用者数を初めて上回ったとのことでしたが、それだけ人気もあって、知名度もあって、需要もあるんだと思います。昨年の質問で、安定的にリンクを開設するに当たっての課題として、ゆっきリンクは、冬の降雪と気温を利用した天然の水で造成するスケートリンクであることから、造成時においてはリンクの下地となる雪の量や外気温の状況により左右されることや、リンク開設後はその日の気温の影響を受けることから、開設時間の遅延や開設中止が直前まで判断できないといったことがありますと答弁をいただいています。

年々、温暖化が騒がれていますけど、暖冬だっていうのもかなり初めから分かっていたのではないかなとは思いますが、そういった課題解決に向けて、昨年の分科会でパイピングを利用したリンクや開設期間の延長、リンクの有料化などの提案をさせていただきましたが、今年度は何かそういう取組を行ったのでしょうか、お示しください。

○板谷地域振興部次長 ゆっきリンクの開設期間を延長することにつきましては、パイピング冷却などによりスケートリンクを人工的に造成するといった手法が有効と考えるところでございますが、設置費用など多額の事業費が必要となることから、今年度につきましては、運営事業者と協議し、オープンの直前までリンク整備を行うといった対応や、リンクをロープで区切り滑走可能な部分のみ開放するなど、可能な限り開設時間の延長に努めたところでございます。

なお、有料化に関しましては、利用される方に一定の負担をいただき、運営費用の一部に充てていくということにつきましては、将来的にも安定した事業の継続につながるものと考えますが、一方では、開設から10年以上が経過し、利用される方々に無料のリンクとして定着していることや、無料であることによる利用のしやすさが利用者数の増加に寄与している面もございますので、他の様々な事例も調査した上で、旭川らしい冬のにぎわい創出に向け、総合的に検討していくことが必要と考えております。

○あべ委員 リンクの整備だとか、ロープで区切って滑走可能な部分を開放するなどと、可能な限り開設時間の延長などに努めていただいたとのことですが、結果的に28%ならあまり効果的ではなかったのではないかなというふうに思います。

データのサンプルとしては少な過ぎて参考にならないんですが、ママ友たちのグループでスケートリンクについてどう思うかというところをちょっと聞いてみたら、有料でもいいから子どもたちに確実にスケートをさせてあげたい、それを目的に行っているのであればお金を払っても構わないという回答が多かったです。

有料化にしても、インバウンド向けに高めの設定にして、市民割とか道民割を導入するかどうか、市民の負担感を感じさせないような方法は幾らでもあったのではないかなと思います。

六本木の東京ミッドタウンにKOSE MIDTOWN ICE RINKというスケートリンクがあるんですけど、これは、化粧品製造販売の株式会社KOSEですね、女性だったら結構知っているかと思うんですが、とコラボした本物の氷を使用したリンクとのこと。ここは入場料が2千円ぐらいだったかなあというふうに思っています。KOSEは、日本スケート連盟のオフィシャルパートナーとか横浜のスケートセンターのネーミングライツなどでスケートとの関わりが深い企業だそうで、こういう結果に結びついたということだったんだそうなんですが、こういった事例のように、リンクの有料化とか割引はもちろん、スポンサーのような支援をしてくれる企業を見つけるというのも、また安定したリンクを提供するために必要な、財政上の課題を解決する方法の一

つではないでしょうか。

全然、開いていなかったゆっきリンクですが、そういったことは検討しなかったのでしょうか、見解をお伺いします。

○板谷地域振興部次長 ゆっきリンクの運営におけます企業支援等による財源確保についてでございますけれども、本事業は、令和元年度より官民で組織いたします北彩都あさひかわ冬のガーデン実行委員会を設立し、駅前広場における冬季を代表するスポットとしての視覚的な魅力を高めるため、リンク周辺にイルミネーションの設置をしており、この設置費用に対して、今年度につきましては、過去最高となる49社の皆様から協賛広告の御協力をいただいたところでございます。

今後も、安定したリンクの運営等に向けた財源や収益確保に向けましては、委員から御提案をいただきました方法も含めまして幅広く検討してまいります。

○あべ委員 イルミネーションに対しては過去最高となる49社から協賛広告、御協力をいただいたということで、ぜひリンクに対しても協賛いただければなあというふうに思っています。

950万円もの事業費をかけて正規の時間で開設できた日がたった9日間、全体の28%しかないというのは大問題ではないでしょうか。内閣府の中心市街地活性化の好取組事例として取り上げられたゆっきリンクだというのに、大変残念な気持ちです。

それだったら、やめたらいいんじゃないかなと思うときもあります。例えば、スケートをしたい人は、地域振興部お得意のバスで大雪アリーナまで運ぶ、バスの路線の確保というのは地域の足を守るというような声も聞こえてきそうではありますが、こういったことでも解決できる、スケートをしたい人ではですね。アリーナ食堂のラーメンというのは600円でおいしいですし、冬は800円でチャーシューメンも冬季限定であります。旭川の食を楽しめる、そのくらいしてもいいんじゃないかと思うくらい、スケートをやりたいっていう声が私のところにかなり届いています。ほとんどが市民で、子どもがいて、冬の遊び場に困っているという御家庭ですね。

ぜひぜひ、リンクの有料化というのも考えてほしいところなんですけど、ゆっきリンクの有料化ができないのであれば、例えば、駅前でサウナとか焼肉、バーやグランピングといった有料で楽しめるものを展開するのもありなのではないでしょうか。

私の娘は、結構、駅前、まちなかに行くんですけど、冬場になると駅はイルミネーションをやっていますよね、買物公園のところ。あと、駅前のスーパーにクリスマスツリーもあって、うちの娘ぐらいの世代ですとやっぱりプリンセスとかアナ雪が大好きなので、そこに泊まって、夜、眠りにつきたいっていう希望がすごい多くて、きらきらを見ながらマシュマロを焼いたりキャンプしたいなあって言っているのもあって、そういう企画で子どもを募集したらすごい喜ばれるんじゃないかなというふうにも個人的には思っています。

そこで、北彩都ガーデンという割には、駅の向こう側、南広場が全然いけてないということですね。今年は、雪板っていうんですか、これで滑ったりとか、うちの子どもたちが、スノーフラッグっていう、何か、旗を取るやつみたいなものが人気だったんですけど、どれもほとんど無料のものばかりですね。そもそもこういうアクティビティーがいけてないという認識っていうのはあるんでしょうか。また、事業費が必要って、全ての答弁でいただいていますけど、それであれば、有料、かつ、もっと攻めたアクティビティーが必要じゃないでしょうか。

一つ提案なんですけれども、本市にはヨコハマタイヤのテストコースがありますよね。これ、国

内最大の屋内試験施設なんだそうで、このヨコハマタイヤさんに御協力いただいて、絶対に滑らないタイヤで、GR86だったりフェアレディZなどです。すばらしい旭川の雪景色を見ながらアクセル全開でドリフトを楽しむ。道内ではニセコと留寿都でスノードリフトっていうのをやっているんですけど、どれもスキー場の近くとか山の中みたいなところでやっているんですよね。これは、旭川では何と駅前でできるっていうのがいいんじゃないでしょうか。

中東では、ドバイとか、デザートサファリって言って、砂漠でランクルを走らせるようなのがアクティビティーとしてあって、コロナ禍前で、1人、大人で1万円ぐらいでできました。それもすごい大人気で、当時もアジアからの観光客とか中国とかの富裕層もかなり来て楽しんでたっていう印象があります。その雪上版、中東にもぜひプロモーションして、富豪を呼んでお金を落としていただきたい。

そのくらい攻めたアクティビティーも必要だと思いますが、見解を伺います。

○板谷地域振興部次長 過去には、旭川駅の南側におきましてスノーモービルを使ったスノーバナナやラフティング、また、駅南広場とガーデンセンターを結ぶ雪列車の運行なども有料で行っていたこともございますが、採算性や運転手の確保が難しいといった課題から廃止したという結果がございます。

一方では、今年度は、インバウンドを中心にコロナ禍前を超える勢いで観光客の入り込みが増え、旭川駅周辺では雪遊びをしている姿を多く見かけたところでございますが、背景には雪景色など旭川らしい冬季の魅力をダイレクトに求めるニーズがあるものと認識しているところでございます。

今後さらに増加していくことが見込まれるこうした動きも踏まえまして、どのような要素を新たに加えることで、北彩都あさひかわ冬のガーデンや駅周辺が、さらに、いけると申しますか、魅力の向上が図られるのか、一定の収益を得ながら取組を持続させていく方法も含めまして、関係団体等と検討を進めてまいります。

○あべ委員 今、答弁いただいて思ったんですけど、86とかZの後ろにスノーバナナをつけても大変面白い取組ができるんじゃないかなって思いました。

雪列車だとかっていうのは、一番上の子がたしか赤ちゃんのときに連れて行ったことがあるような記憶があるんですけど、何か利用料が100円とか200円とか、すごい安かった。こんな安くやれるのっていうので、すごく驚いたんですよね。

やっぱり、計画の、さっきも採算性でしたっけ、何か取れないとかっていうような話もあったかなと思うんですけど、やっぱり計画の時点で採算の取れる内容にしたほうがいいかなというふうに思っています。やっぱり、市民のほうも、役所がやるものは何でもただみたいなの、そういう市民の認識も改めないといけないと当然思いますしね。持続可能であることにはお金がかかりますし、答弁にありました一定の収益を得ながら取組を継続、持続させていく方法、これが一番の肝かなと思います。ぜひ、最初から有料化、適正な価格を徴収するというのも念頭に置いて計画していただきたいというふうに思います。

昨年度で、北彩都あさひかわ冬のガーデンは開設10年目というふうに伺っています。ゆっきリンクの利用者数からも、可能性しか感じない11年目の今年、北彩都冬のガーデンのさらなる活性化に向けて、新たなる何か、人が集うような取組を検討する段階に入るべきではないでしょうか、考えを伺います。

○板谷地域振興部次長 駅前広場は、ＪＲ旭川駅やバスターミナルに隣接した市内外から人が行き交うスポットの一つでございます。この場所において、手軽にスケートを楽しめるゆっきリンクを設置し、今年度も５千人を超える多くの方に御利用いただいたことは、本市の冬の魅力を発信する上で大変有効なものであったと考えております。

一方で、特に、前回から今回にかけまして、天候による影響を大きく受け、年々、安定的な運営が難しくなっている状況がはっきり見えてきており、来年度に向けた予算といたしましては、ゆっきリンクの設置を前提とした内容とはしておりますけれども、開設の期間ですとか時間、また運営管理方法については検討を進める必要があると認識しております。

ゆっきリンク設置の目的は、駅前広場において本市の冬の魅力を発信し、にぎわいの創出に貢献することであり、そうした意味で、来年度の事業はこの目的をしっかりと果たしていくためにどのような取組としていくべきなのか、他都市の事例等も収集しながら検討を進めてまいります。

○あべ委員 にぎわいの創出ということで、人が集まるのみならず、消費にもつながるような、子どもたちが冬休みにお年玉を握り締めて楽しみに遊びに行くまちなかにしてほしいなというふうに思っています。

ここで、北彩都あさひかわ冬のガーデンを盛り上げていこうという意気込みを部長さんのほうからお願いします。

○三宅地域振興部長 冬のガーデンは、旭川の冬の楽しさを中心部で感じることができるイベントとして平成２６年度より実施しており、冬期間におけるにぎわいづくりに大変大きく寄与しているものと認識しております。

年々、市民、観光客の皆様にも定着してきた中、天然氷のスケートリンクであるため、天候の状況により利用者の期待に沿えない日が増えてきているということは、先ほど来、答弁させていただいたところでございます。

今後でございますが、スケートリンクの管理、また運営方法につきましては、様々な工夫を重ねていくとともに、関係団体とも協議を行いながら、ガーデン全体のにぎわい創出、これが目的でございます。ここににつながる取組についてしっかり検討し、冬期間における中心部のより一層の魅力向上に取り組んでまいります。

○あべ委員 ここまで、冬のまちなかを中心に話をさせていただきました。

実は、今年の８月に、ＳＮＳのフォロワーの方々から、あべなお、テレビに出ているって、物すごいいっぱいＤＭをいただいたんですね。買物公園の社会実験、まちにち計画の一つのモビリティという電動カートに乗っているのがテレビに出ていたと。私も後から見たんですけど、何か、おばさんしか乗っていない、どれって思ったけど、やっぱ、それが自分でした。現実を何かすごく直視できた瞬間でした。

それはよしとして、来年度は、買物公園での社会実験、このまちにち計画、これを延長するというふうにも聞いています。冬だけではなくて、やっぱり、一年を通して、旭川市の中心部、まちなかににぎわいを生み出していくことが絶対的に必要だと考えますが、副市長から意気込みを伺いたいと思います。

○榊井副市長 今、一年を通してというお話もいただきましたけど、冬については、今、部長からも答弁がありましたけれども、やっぱり、気候変動の影響を受けている部分も多くて、今後、将来

にわたっては、最悪4度上昇みたいな話があって、かつ、4度上昇というのも、それは地球平均の気温なんですけれども、さらに言うと、我々が住んでいるような高緯度ほどその影響を受けやすいというような研究成果もあって、本当に今の旭川らしい冬を皆さんにPRするには何がいいのかということも含めながら、そういうのも考えた上で、今、部長がおっしゃったように、やっぱり、地域のにぎわいを創出するという観点から、何が最もふさわしいのかという観点から考える時期が来ているというように考えておりますので、いろんな観点から総合的に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

一方で、夏場の観点でいきますと、今、まちにち計画を行っているところでございまして、これは社会実験ということでございますけれども、社会実験というのは、一過性のイベントではなくて、実験と言うぐらいですから、失敗を恐れずに、それこそ、今、いけてるっていう話がありましたけれども、失敗を恐れず実験をして、その成果が、最終的には、まちにち計画期間中だけではなくて、やっぱり通年でできるような新しい制度であるとかものづくりに生かしていきたいというのが私たちの思いであります。

そういった意味では、今言ったように、例えば、先ほどあったバスキングであれば、そういったものの制度を恒久化できるようにするとか、そういったところでやっていくことも重要だと思いますし、今回は、大規模イベント中との整合性というか、そういうもので確認という実験をするわけですが、その実験期間中だけじゃなくて、今言った冬も含めて、そういった新しい制度構築とかにつながるように実験を進めていきたいなと思っているところでございます。

そういった両輪の取組を通じて、私たちといたしましては、冬のガーデンも含めた在り方も含めて、いろいろな観点から検討もして、やっぱり、頭を真っ白にして、もう一回、原点に立ち戻って、今の旭川らしい冬、また、旭川の魅力を皆さんに感じてもらえる冬、夏場も含めて、見直しも含めてさらに検討していきたいと思っておりますし、さらに、特に夏場のほうは、官民連携というのもうたって、行政だけが主体的にやるのではなくて、民間の方に活動しやすい手続であったり、やりたいと思える気持ちを持ってもらえるような、インセンティブを与えるような制度づくりというのが重要だと思いますので、そういったところを総合的に取り組んで、一年を通して中心部ににぎわいをつくれるように取り組んでいけたらというふうに思っております。

○あべ委員 今、副市長のほうから、失敗を恐れず実験を行って制度とかものづくりに生かしたいってことだったんですけど、もう、この失敗を恐れずってところが今の旭川市に求められているところかなというふうに思いました。

塩対応されなくなるっていうのはちょっと寂しいかなと思いますけど、やっぱり、子どもたちのためにも、楽しい、最高って思えるような旭川のまちなかのまちづくりっていうのをやっていただきたいかなというふうに思って、すごい応援の気持ちで、今、います。だけど、塩対応は時々お願いします。期待しています。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時44分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 民主・市民連合の上野でございます。

まだちょっと会派の名前に慣れておりませんので、緊張しながらやらせてもらいます。

本日、私は5項目についてやらせていただきますが、短い項目もございますので、何とか時間を考えながら進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速、始めますが、一番最初は物価高騰対策についてでございます。

令和7年度の予算案に組み入れられました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の残高5億8千万円の行方について、これまでも、1月の臨時会で江川議員が、それから、本定例会の大綱質疑において私のほうも質疑を行ってまいりましたけれども、なかなか私たちが納得いくような答弁をいただけませんでした。それで、引き続き質疑させていただきたいと思います。

今回の令和7年度予算案の物価高騰対策として、どの事業にどのくらいの事業費、その5億8千万円、これを組み入れたのか、お示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 今回の市独自の物価対策につきましては、学校給食費に関わる保護者への支援で1億6千617万9千円、住宅の省エネ化に対する補助で1千500万円、物価高騰の影響を受ける中小企業者等への融資事業で8千397万9千円、市内路線バスの運行支援で4千800万円、スマート農業導入等の農業者支援で3千837万1千円、小中学校の光熱費高騰分で1億4千872万8千円、公共施設のLED化事業で1億1千98万8千円など、事業数は18、事業費は6億5千815万5千円となっております。

○上野委員 ただいま報告いただきまして、資料もいただいておりますので、併せて見ていただければと思いますが、お金に色はついておりませんので、どの部分がこの交付金なのかっていうのはなかなか一目で見て分かるものではないかと思います。

しかし、今の答弁をいただきまして、私たちが納得して聞けるのは学校給食費についてなんですけれども、これについても、令和5年度分の値上げ分については親に負担を願うということで、私たちはこれも支払うべきじゃないかというふうに思っております。

それでは、それ以外のあとの事業について、どうしてそれが物価高騰対策と考えるのか、その理由についてお聞かせを願いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途につきましては、地方単独事業として生活者支援及び事業者支援に関わる8つの推奨事業メニューが示されているほか、各地方公共団体がエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として効果があると判断する事業についても交付対象とされております。

今回の、例えばでありますけれども、学校給食費につきましては、推奨事業メニューに示されているエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援に該当いたします。あと、住宅の省エネ化は、同メニューの省エネ家電等への買換え促進による生活者支援に、中小企業者等への融資事業は、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援に、市内路線バスの運行支援は、地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援に、スマート農業の導入等は、農林水産業における物価高騰対策支援に、小中学校の光熱費は、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援にそれぞれ該当し、公共施設のLED化事業は、市民が利用する施設のLED化により電気料金を抑制し、使用料への転嫁を抑えることで市民の負担軽減を図るものであり、物価

高騰の影響を受ける生活者の支援を主たる目的としていることから、物価高騰対策であるというふうに考えております。

○上野委員 ただいま答弁にありましたが、これらについては、この交付金の使途の枠内で当然考えられたということは十分分かりますが、さきの臨時会において、市長がこのような答弁しています。これは前も言いましたけれども、物価の動向等を注視していくとともに、市民や皆様方が置かれている現状や直面している課題、ここが一番のキーワードですけど、直面している課題等の把握に努め、支援の必要性や優先度、国の対策や財源、それから議会での御意見を踏まえ、令和7年第1回定例会の予算提案に向けて検討してまいりたいと考えておりますと言っております。やっぱり、キーワードになるのは、市民や皆様方が置かれている現状や直面している課題等、これをきちっと把握するということ、それから優先度を考えるということ、それから議会での御意見、私どもも申し上げておりますけども、それを踏まえた上で検討されるということで御答弁いただいています。

この件につきまして、臨時会から本予算作成までの間にどのような検討を行ったのかについてお示しいただきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 令和7年度予算における物価高騰対策につきましては、今後も物価高騰の状況が続くと見込まれることなどから、生活者や事業者の持続的な負担軽減を考慮し、事業効果が一定期間に及ぶことも念頭に置きながら、国や北海道の支援の動向、交付金の残額等も踏まえまして、総合的に判断し、対策を取りまとめたところでございます。

さきの臨時会では、議会における議員からの意見といたしまして、低所得世帯への支援や飲食業などへの事業者支援が必要ではないかの御意見もございました。この低所得者世帯への支援につきましては、速やかな対応が必要であったことから、臨時会において、住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯への給付金に係る補正予算を提案し、議決をいただいたところでございます。また、事業者支援につきましては、昨今の物価やエネルギー価格高騰の影響が幅広い業種に及んでおりますことから、飲食業も含め、影響を受けている様々な事業者への支援として、令和7年度の中小企業融資制度に災害・景気対策融資を設け、対応しようとするものでございます。

なお、事業者支援につきましては、推奨事業メニューにもございますが、燃料価格の高騰に、直接大きく影響を及ぼす事業者、普通公衆浴場、さらには貨物自動車運送事業者などへの支援はさきの臨時会で議決をいただいております。また、子育て世帯への生活者支援として、18歳以下の児童がいる世帯に児童1人当たり5千円の支援も、同様にさきの臨時会で議決をいただいております。また、今回、当初予算の中で、学校給食の令和7年度分の値上げ分につきまして予算を計上させていただいているところでございます。

○上野委員 ただいまの答弁をお聞きしまして、非常に財政が厳しい中、このような交付金を振り分けながら予算案をつくった、その御苦労というのも分かるんですけども、私たちが訴えた飲食業者への支援というのは、こういう融資ではございません。このことを業者にちょっと話したんですけども、融資ってお金を借りることでしょうということで、このことは、いつか返さなきゃならない、幾ら保証金の部分を立て替えてもらっても、いずれ返さなきゃならなかったら借りられない、それだったら、1万円でもいいからくれたほうがいいという話が出ています。私たちは、そういう直接の支援を求めています。

また、学校給食においても、やはり、保護者の中から、また4月から給食費が上がるっていう話

をしたら、それ、前は市が払ってくれたんじゃないのっていうことで、細かく説明すれば、そういうことなのっていうことで理解してはくれるんですけども、保護者からすれば、ただ給食費が上がるということの思いしかやっぱり伝わっていないんじゃないかなと思うんですね。

それから、これらのほとんど、ほかのものをみますと、中長期的な対策です。これも大事だと思います。いずれは市民に還元されるものであるから、こういった計画も大事だと思いますが、特に市営施設のLED化、これについては、多分、予想ではございますけども、2027年の蛍光ランプの禁止、これを見越しての政策であり、本来なら、これは2021年頃から話題になっていたものでありますから、ここまでの間にやはり計画的に当初予算で組むべきものであると私たちは思っております。

ですから、そういったものを考えると、現在、市民が感じている、直面している課題ではなくて、その課題に、そういったものに交付金を使うべきだと私たちは思っております。また再度、繰り返し言いますが、給食費の値上げ分や、飲食業への直接的な支援や客足を増やす支援、こういったことを、これからでも遅くないですから考えるべきと考えますが、副市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○菅野副市長 昨今の物価高騰、エネルギー価格の高騰につきましては、市民生活であったり、地域経済活動に幅広い影響を及ぼしてございまして、経済面においても様々な業種で厳しい状況であるということは認識をしております。

そういう状況の中で、さきの臨時会の以前から、様々な団体であったり、業界、あるいは市民の方であったり、議会の皆さんから御要望あるいは御指摘をいただいたところでございます。

一つ一つ、実は大切な御意見であったというふうに認識はしてございますけども、市の財政事情、そして臨時交付金の総額の中で、全てがそれに対応できるわけではございませんので、やはり、その中で選択をしなければならないというのは状況としてございました。臨時交付金の性格、あるいは財源として使える事業、種別の中で、各部から、様々、提案をいただいて、財政課が中心になって案を取りまとめ、市長・副市長協議の中で時間をかけてまとめてきたものでございますけれども、私の中では、全てに対応できないのであれば、少しでも幅広く財源の使い方が効果があるようにというふうに認識をしておりました。

例えば、輸送であったり、あるいは移動については、生活費にも影響したり、あるいは経済活動のベースになるものでございます。全て、人であったり物が動いているんなものが成り立っているということでございますので、やはり、輸送に関わる値上げをできるだけ抑制することが、幅広い業種に対して固定費が上がらないような効果にもつながるものかなと、私なりにそういうふうに考えてもございました。

また、LEDのお話もございました。確かに、計画的にやっぱり進める必要もあったというふうに思いますけれども、これまで、毎年、予算編成の中で、各部から、多くの修繕だとか、機器だとかの更新だとか、予算要求がございまして、その中でももう本当に早急にやらなきゃならないものを中心に予算化してきたという事情がございまして、なかなかここについては手をつけられなかったということでございます。今回このような形で使えることができて、先ほど財政課のほうからも答弁がありましたように、いずれ市民の負担を増やさないような効果があるんだということで、今回、予算化させていただきました。

いずれにしても、市民の多くの皆さんの御要望に全て応え切れてはございませんけれども、私どもなりに検討した結果でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

今後とも、この物価の状況だとかエネルギー価格の状況については、どのような形で推移するか、当然気にしていかなければなりませんし、その状況に応じては我々も対策を取らなきゃならないということもあるかと思っておりますので、私どもとしまして、今後、国や北海道の動きなども注視しながら、その状況に応じて検討しなければならないと考えているところでございます。

○上野委員 この物価高騰というのが、ここで止まっているならいいんですけども、この4月にはさらに物価が上がるということを言われています。

私はあまり好きではありませんが、ビールなんかも、これ、値上げするっていうふうにもう出ています。そうしますと、さんろく辺りは、酒の値段が、直接、響いてくるわけなんです。そこが値段をつり上げれば客足は当然落ちてくるといったことで、非常に経営者は苦しい状況になります。今、話を聞いていますと、さんろくのほうも、老舗の居酒屋であるとか、割烹、料亭であるとか、そういったところが店じまいをする。それは、物価高だけじゃなくて、後継者の問題や人が足りないとか、そういったことも含めていろんな課題があると思うんですけども、少なからず、物価が上がってきて、やっぱり価格を抑えることができなくなっているというのが現状じゃないかと思うんですよね。そういう実態を考えたら、やはり、使えるときにそういった方たちに支援をすべきだという私たちの考えは変わりません。

それで、またもう一点言いたいのは、今、副市長から切実な思いが語られましたけれども、それを私は臨時会の江川議員への答弁で聞きたかったなと。市民に対して、やっぱり、今、苦しい状況なんだということを言えば、私たちもこんな質問を組み立てないで理解が進んだのかなと。もちろん議論ややり取りはしたと思うんですけども、その時点で、ある程度苦しい思いも、やっぱり、これから市民や議会に対してさらけ出さなければ、本当の意味で財政の健全化っていうのは進まないんじゃないかなというふうに思っています。

そういった意味で、委員長、市長の意見もお伺いしたいので、総括質疑をお願いしたいと思います。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○上野委員 それでは、ただいまの物価高騰につきましては、それで終わらせていただきます。

続きまして、旭川市立大学施設整備補助金についてお聞きいたします。

まず、この補助金に関わって、令和8年4月の新学部設置に向けて作業を進められていると思いますが、この新学部設置の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 新学部設置の進捗状況につきましては、公立大学法人において学部設置認可申請がなされており、順調に進展した場合、令和7年8月頃に認可されることとなります。

認可後は、学生募集を開始し、令和8年4月に学びが開始されると伺っているところでございます。また、認可申請と並行して施設整備が進められており、新学部設置と併せて供用開始を目指しているとも伺っているところでございます。

○上野委員 この新学部設置に関わりましては、これまで、様々、いろんなことがありましたけれども、順調に行けば令和8年4月に開始されるということ、これについては素直にうれしいことと喜びたいと思います。

それでは、新学部において、やはり話題になっていたデザインですね。これについて、何を学ぶことができるのか、お示しいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 学生がどのようなデザインを学ぶかにつきまして、これまでも法人から説明がありましたように、学びの柱としているデザイン思考をはじめ、製品の形をデザインするプロダクトデザイン、具体的に試作して形にしていくプロダクトデザインや、ユーザーと商品、サービスの関係をデザインするUX、UIなどのカリキュラムを盛り込んで認可申請していると伺っているところでございます。

○上野委員 それらも含めて、非常に楽しみにしております。

それでは、次に、既存の学部についてお聞きいたしますけれども、学生の志願者については前回と比較してどのようなふうになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

また、大学が公表している学生数を見ていると、短期大学部の学生が充足していないように思いますが、対策を検討しているのか、併せてお聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 直近であります2025年度の入試におきまして、短期大学部について出願受付中の区分がありますので、出願が終了している大学の志願者数を申し上げますが、入学定員200名に対して、2024年度は891名、2025年度は732名の志願者があったところでございます。

また、短期大学部の学生充足に向けては、短期大学部に焦点を当てた広報冊子の作成、配布など広報活動を積極的に実施しているほか、令和8年度の入学を見据えた指定校推薦制度の導入など、より多くの学生に志願していただくよう取組を進めているところでございます。

○上野委員 志願者数については、2024年度が891名、2025年度は732名と、若干減ってはいるんですけれども、非常に安定しているなという感じがして、このまま継続していただきたいと。短大のほうにつきましても、いろんな策を考えておられるようですので、頑張っていただきたいというふうに思っています。

それでは、次に、旭川市立大学運営費の予算概要についてお示しをいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学運営費の予算としましては、10億1千90万6千円を計上しており、その内訳としましては、公立大学法人旭川市立大学に対して交付する運営費交付金及び事務費となっております。運営費交付金につきましては、標準交付金8億4千721万円、国の修学支援新制度に関わる特定交付金1億6千304万1千円となっております。そのほか、事務費として、市長の附属機関として設置しております旭川市公立大学法人評価委員会の運営などに関わり、65万5千円となっているところでございます。

○上野委員 10億円を超える大きなお金でございますけれども、この算定方法についてお伺いしますけれども、公立大学法人旭川市立大学の収入と、本市から交付をする旭川市立大学運営費交付金と、この関係についてはどのようなことになってこの査定に関わっているか、お示しいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 公立大学法人旭川市立大学に対する運営費交付金は、法人におい

て支出を予定している費用から授業料などの自己収入を差し引いた額について、地方交付税の基準財政需要額の範囲内で交付することとしているところでございます。

○上野委員 公立大学法人の自己収入は、おおむね学生から徴収する学費で占められていると予想されますけれども、法人におけるその授業料の設定方法についてはどのようになっているか、お示しいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 公立大学法人における授業料等の設定につきましては、地方独立行政法人法第23条の規定に基づきまして、公立大学法人が徴収する料金の上限について、設立団体の長の認可を受け、その上限の範囲内で設定するものとなっております。認可の際には議会の議決を経ることとなっております。

公立大学法人旭川市立大学の授業料につきましては、その上限について、令和4年第4回定例会の議決を経て、法人において設定されているところでございます。

○上野委員 それでは、現在の旭川市立大学の授業料の金額についてお示しをいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 現在の授業料は、大学で53万5千800円、短大で39万円となっております。この金額は、ほかの国公立大学と同程度であると認識しているところでございます。

○上野委員 私の知り合いも、今、旭川大学の3年生、4年生の子たちを知っているんですけども、やっぱり、私立だったときと比べるともう格段に授業料が減って、本当に楽になったっていう話を聞いております。保護者も併せて、よかったということで感謝しているということです。

それで、この項目の最後の質問になりますけれども、ここ最近、授業料を増額するという大学が増えているような、そんな報道も耳にしますけれども、旭川市立大学の授業料の増額についてはどのようにお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

○鈴木総合政策部公立大学課長 ほかの国立大学の中には、教育学習環境を持続的に改善する基盤をつくり上げることを目的に、法令の範囲内で授業料標準額より増額して徴収することを決定した大学があることについては認識しているところでございます。

授業料の増額について、ほかの多くの国公立大学が料金を上げるような状況となった場合には、法人の運営状況も踏まえながら法人において慎重に検討することになるものと認識しているところでございますが、現時点では授業料の増額に関わる考えはないと伺っているところでございます。

○上野委員 やはり、授業料については、志願数との関係がやっぱり大きく、先ほどの算定の方法を聞きましても、あると思いますので、今後、この少子化が大学の志願者にどんな影響になってくるのか、これは、私学のほうも含めて非常に深刻な問題になってくると思います。関東を中心とする有名私立大学も、当然、授業料のことについては今後考えていくでしょうし、そうすると、どの大学は魅力があるのかということ、それらがやっぱり志願者数にも関わってくるのかなと思います。

ぜひ、先ほど話したように、親も子どもも、この今の授業料で本当に幸せを感じているところでございますので、志願者数を減らさないように、やっぱり、魅力ある大学づくりというのを今後も続けていっていただければなと指摘をさせていただいて、この項目については終わらせていただきます。

続きまして、マイセンコレクションの寄附についてお聞きいたします。

これについては、どこの項目か、ちょっと最初は分からなかったんですけど、後ほどまた出てくるかと思いますが、市長が市政方針で触れていたマイセンコレクションの寄附を受けた理由についてお聞かせください。

また、それを、ふるさと納税、物納と言うみたいですけど、とした経緯、それから、寄附点数や寄附者との約束事項、さらには、寄附者の意向等があればお答えいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 マイセンコレクションの寄附につきましては、市長が寄附者であります福嶋康博氏と面談した際に寄附を依頼したことがきっかけとなっておりまして、福嶋氏からは、個人で保管しているといずれ散逸の可能性があるため、一括で管理してもらえなら市に寄贈したいとお申出がございまして、今回の寄附に至ったものでございます。

また、寄附者からは、寄附後においては、長年にわたり収集した貴重なコレクションを市民の皆様に鑑賞していただける機会を設けてほしいとの要望を受けたところでございます。

今回の寄附は、ふるさと納税におけます物納という形で行われておりますが、当該手法によることとしたのは、寄附者の御判断によるものでございます。

また、御寄附をいただきましたマイセンコレクションは、約40セット150点でございまして、この受入れに要しました費用としては、納税額確定に当たり専門の業者による価格査定を行ったほか、東京からの配送料等で合計55万5千919円を要しており、いずれも当初予算の範囲内で執行したものでございます。

○上野委員 ただいまの答弁の確認ですが、面談をして、市長から寄附を依頼したということの確認、それから、40セット150点という数ですね。それから、東京からの配送料として55万5千919円については、もう、査定の価格、あれも入っているのか分かりませんが、それらを含めて、それだけはもう執行している、要するに支出しているということで間違いはないかなと思っております。

それで、この査定も行っているということですが、この40セット150点の査定額というのはどのぐらいになるのか、お示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 マイセンコレクションの評価額といたしましては、福嶋康博氏分として1億4千718万8千円、福嶋美知子氏分として8千605万円の合計2億3千323万8千円となっております。

○上野委員 2億3千万円以上というすごいコレクションをいただいたというか、納税ですから、納めていただいたということになるかと思います。

それでは、先ほどちょっと冒頭で言いましたけども、このマイセンコレクションの展示について、予算上の位置づけはどこになるのか、お示しをいただきたいと思います。

また、このマイセンに係る事業内容についてもお示しいただきたい。

また、予算額についても併せてお願いいたします。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 マイセンコレクションの展示に係る予算につきましては、2款1項9目企画開発費のうち、委託料として800万円を計上し、特定財源として地域づくり総合交付金400万円、いきいきふるさと推進事業助成金100万円、森林整備基金繰入金180万円の活用を予定しており、一般財源は120万円となっております。

なお、内容につきましては、マイセンコレクションの展示に必要な棚等の什器の作成ですとか展示に係る造作費用等となっております。

○上野委員 ただいまの答弁では、企画開発費の中に８００万円を計上したということで、特定財源を使いながら一般財源は１２０万円でありますという答弁をいただいたということは、一般財源はあんまり使っていませんよということを強調したかったのかも分かりませんが、その分、特定財源では他の項目に使えた部分がこちらに回ってきているということを考えれば同じことなのかな、やっぱり、お金が非常にかかるんだなという感じを持っております。

それでは、次に、このマイセンコレクションは、旭川市に何のゆかりがあるのか、お示してください。

また、旭川で展示する理由についてもお示してください。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示を予定しているマイセンコレクションにつきましては、旭川出身の株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス名誉会長を務める福嶋康博氏と妻の美知子氏により、昨年、寄贈を受けたものでございます。

マイセンは、１７１０年にヨーロッパで初めて硬質磁器を生み出したドイツの名窯であり、その中でも福嶋氏御夫妻のコレクションは世界的にも大変な貴重なものと伺っております。日本各地の美術館で展示会が開催されておりますが、道内においては一時的な催事以外にまとまった展示機会はないものと認識しており、広く市民の皆様や本市を訪れた人々に御覧いただくことで、世界的な文化に触れる機会やにぎわいの創出につなげる趣旨で展示するものでございます。

○上野委員 マイセンについては、私も知っております。私も、ちょっとイギリスにいたときに、妻が食器を好きなものですから、あちこち連れていかれて、マイセンの値段を見て、とんでもない値段で、我が家はウェッジウッドにしようということで帰ってきた、そんな思い出があります。なぜウェッジウッドにしたかという、高いところから落としても割れないっていう、それだけで、値段もすごい安いし、庶民的な値段ですから、そういった食器であるマイセンっていうのはすごいなというイメージを私も持っております。

それで、展示内容をお聞きいたしますが、どこに展示するのか、また、費用についてはどの程度を考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示場所につきましては、現在、検討を行っているところであり、今後、できるだけ早い時期に展示場所をお示しできるように引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

予算の内訳といたしましては、展示什器の作成費５５０万円をはじめ、展示場所への輸送費及び展示の造作費等として２００万円、オープニングセレモニーの費用等として５０万円の合計８００万円となっておりますのでございます。

○上野委員 ただいま聞くと、先ほども５５５万円ですか、それだけの配送料がかかったと言いますけども、やっぱり、これからその保管場所から動かすのにもまたお金がかかると。動かすだけでお金がかかるということを考えると、結構、言葉は悪いですけど、厄介なものであるなというふうに思いますね。

それじゃ、現在はどこに保管しているのか、また、その保管料は、警備も含めてどうなっているのか、お聞かせください。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 マイセンコレクションの保管につきましては、厳重な保管を行ってはおりますが、セキュリティの関係もございますので、お答えのほうは差し控えさせていただきます。

なお、保管に関する費用はかかっていない状況でございます。

○上野委員 教えてくれないと、なかなか知りたいなというふうに謎は深まりますよね。ただ、これだけの量ですから、かなりのところにやっぱり厳重に保管されているんだなという想像はつきます。

それで、次の質問ですが、この展示というのはいつから行うのか、予定があればお示しいただきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示開始の時期についてでございますが、現在検討中の展示場所によって必要となる準備や展示造作などの期間が異なるため、展示場所が決まっていない今の段階では明確にお答えすることはできませんが、令和7年度中には市民の皆様にも広く御覧いただけるように、各種の調整ですとか準備を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 今、この時点ではまだその計画がなかなか立っていないと。もちろん、この議案が通ってからになるかと思うんですけれども、もし、今年、そういう展示をする形になったら、来年度以降、令和8年度以降、どうするのか。

今後も、これだけ、動かすだけでお金のかかるものをこれから展示するってなったら、棚だけじゃなくて、先ほど話した警備のお金や何かかかると思うんですけれども、今後もそういう費用をかけ続けるつもりなのかどうか、お聞かせください。

○北嶋総合政策部次長 令和8年度以降の展示につきましては、未定ではございますけれども、考え方といたしましては、御寄贈いただいたマイセンは世界的にも大変貴重なものと認識しており、今後も、長く、市民はもとより、観光客も含め、多くの方々に御覧いただき、世界的な文化に触れる機会やにぎわいの創出につながるよう、様々な工夫を凝らしながら展示を継続する考えとしていくところでございます。

また、費用につきましては、展示場所によっては人件費や展示場所の賃貸借料などの維持管理費が発生することが考えられますので、後年度の負担も十分に考慮しながら展示場所等を慎重に検討してまいります。

○上野委員 まだ今の時点で維持管理費が発生するかどうかと言っていますけれども、多分、発生すると思われますね。そして、その維持管理費というのは、結構、予想以上になると思います。高価なものもあると思いますので、その警備は、やっぱり、かなり、美術品を飾るのと同じものだと思いますので、注意を払わなきゃならないし、その飾るところの施設や設備も普通のものではないものが必要になってくるかと思うと、大変なことになるかなと思っています。

ちょっとこのマイセンから離れますけれども、市は、今後、個人の趣味で購入したものについて寄附を受けて、そして、今後そういった形で展示していく方針なのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○北嶋総合政策部次長 今回のように、世界的に貴重な美術品や文化財のコレクションにつきましては、展示することで、市民が文化に触れる機会の創出のみならず、多くの人を呼び込み、地域経済や観光振興に寄与するものと考えております。

今後につきましても、そういった寄附者の御意向ですとか費用面に加えて、将来的に本市にもたらす効果などを十分に勘案した上で、展示を含む活用方法を、その都度、検討していく必要があるものと考えております。

○上野委員 先ほど物価高騰の話をしましたけれども、市民は、今、物価高騰で大変苦しんでいて、しかも、副市長の話にもありましたように、市は、やっぱり財政難で、事業の見直しや、この間の代表質問や大綱質疑の中でもあったように、使用料、手数料の見直しなど、こういったものを行うと言っているさなかで、このようなものに優先して予算を使うことは、私たち会派としてはちょっと理解ができないかなと思っております。

マイセンを優先して展示する理由について、改めてお示しいただきたいと思います。

○北嶋総合政策部長 市政方針において、令和7年度は、行財政改革による将来負担の軽減と物価高騰対策と同時に、未来に向けた投資にも主眼を置いて政策を進めることとしております。

福嶋氏御夫妻から御寄贈いただいたマイセンコレクションの展示につきましては、市民のみならず、観光客など多くの人々にPRし、御覧いただくことで、デザイン都市としての価値を高め、文化の振興とともに、交流人口の拡大や地域経済の活性化などの面で未来への投資につながる取組として、一般財源を極力抑えながらですけれども、必要な予算計上を行って実施したいというふうに考えているところでございます。

○上野委員 答弁の中に、未来への投資につながる取組と考えているとの話がありましたけれども、昨日もそんな答弁がございましたけれども、未来への投資というのは、やはり、かなりのプラスになる見通しがあって、やっぱり、私は、投資って、行ふべきだなと思いますので、この維持費がかさんでいって、そして、それを市が賄わなければならないような状況をずっと続けていくことが、これが未来への投資につながるのか、いささか疑問にもちょっと感じております。

私たち会派では、こんな話も出ておりました。市民や欲しい人に向けて売却したほうが、財政にも寄与するし、この先、展示に係る費用も要らないので、このほうがよいのではというふうに会派の中では意見も出ておりますが、これについての見解をお示してください。

○熊谷総合政策部長 このたび、市民の皆様に鑑賞いただき、喜んでいただきたいという市民への思いを込められて、福嶋氏御夫妻から御寄贈いただきましたマイセンコレクションにつきましては、世界的にも高い価値があり、大変貴重なものでございますことから、展示することを通して、市民をはじめ、観光客など多くの人を呼び込み、鑑賞いただき、文化に触れる機会の創出に加え、中長期的な視点で交流人口の拡大や地域経済の活性化などに寄与するような取組をしまいたいと考えております。

千葉県松戸市においても、市民からマイセンを寄附いただいたことがございまして、マイセンコレクションということで企画展を本年2月から3月にかけて開催しております。お話を聞きしますと、来場者も1万人を超える大変な盛況であったというふうに聞いております。

こうした例からも、売却による一時的な効果よりも、長期間にわたりまして展示することでより大きな効果が期待できるというふうに考えておりますので、後年度の負担も十分に考慮しながら、多くの人を呼び込みができるような、そうした展示となるようしっかり準備を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 そういう思いは、十分、分かります。実は、先ほども私は言いましたけれども、私は、

実は、美術の作品だとか、食器も含めて、そういうのを見るのが好きで、本当は、内心は楽しみにしています、どんなものがあるのかと。それは、そういった思いを持っている方は市民の方にも多くいらっしゃるのかと思います。

しかし、その開催に係るやっぱり支出ですね。これは、先ほど千葉県松戸市の話も出てきましたけれども、松戸市と本市においては財政の基盤がやっぱり違ってきているんだろうと思います。だから、それを単純に比較はやっぱりできないのかなというふうに思っています。

今、やっぱり、旭川の現状を考えたときに、お金をどう使うかって、今、皆さんで知恵を絞っている段階ですので、今回はそういったお約束があったり要望もあったりして、市長はそういう思いで持ってきたので、開催はやむないと私は思っておりますけれども、やはり、今後に向けては慎重に検討すべきだなというふうに御指摘をさせていただいて、この件については終わらせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、２款１項２目業務改善推進費についてです。

行財政改革推進部が所管する業務改善推進費のうち、学校施設スポーツ開放事業関連について、概要をお示しください。

○矢萩行財政改革推進部次長 業務改善推進費は、全体で７千３０１万１千円となっており、このうち、学校施設スポーツ開放事業に関連する費用は７６７万２千円を計上しております。

この費用は、現在運用しております公共施設予約システムに学校の体育施設を追加し、利用予約をオンライン化するとともに、電子決済及びスマートロックの機能を追加するものです。費用の内訳であります、公共施設予約システムにスマートロック及び学校施設分が４２３万１千円、電子決済導入分が７２万７千円で、これら導入費用の合計は４９５万８千円です。導入後の運用費は、公共施設予約システム運用費が１６１万７千円、電子決済運用費が１０９万７千円で、これら運用費の合計は２７１万４千円となっております。

○上野委員 この予算については、学校関係であるにもかかわらず、行財政改革推進部が所管しているということについてはどういう理由からなのか、お示しいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 現在、公共施設予約システム及び電子決済は、複数の公共施設で利用されており、その契約や費用の支払い等につきましては情報政策課がまとめて実施しております。

令和７年度の学校施設スポーツ開放事業に関連し、公共施設予約システムに学校の体育施設を追加し、施設の利用予約やクレジットカードなどの電子決済による施設利用料の支払い、スマートロックによる鍵の解錠を行うもので、これらは公共施設予約システムの機能の一つでありますことから、この部分の予算につきましては行財政改革推進部で計上しております。

○上野委員 先ほどの説明にもありました公共施設予約システムについてですが、現在、このシステムを利用できる施設についてはどのようなところがあるのか、お示しいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 本市におきましては、平成２２年度から公共施設予約システムの利用を開始しており、現在４１施設で利用できるものでございます。

主な施設といたしましては、市民活動交流センターＣｏＣｏＤｅやときわ市民ホール、リクルートスタッフィング リック&スー旭川体育館、道北アークス大雪アリーナのほか、本年度からは各公民館や障害者福祉センターおびつたなどで利用を開始しております。

○上野委員 公共施設予約システムにおけるスマートロックの機能とその費用についてお示しをい

ただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 スマートロックの機能等についてであります、利用者は、学校の体育施設を利用する際、公共施設予約システムからの予約で、解錠のための暗証番号が利用者に通知されます。利用者は、発行された暗証番号でスマートロックを解錠する機能となっております。

公共施設予約システムにおけますスマートロック機能の導入費用は33万円、運用費は19万8千円です。

○上野委員 私も開放事業に参加しておりまして、今は管理人さんがおりまして鍵を開けてくださって、最後の後始末も、全部、管理人さんがやっていただける、そんな状況となっております。

それでは、これまで説明のあった公共施設予約システムにおける学校施設やスマートロック機能以外の機材の設置費用等について、学校施設スポーツ開放事業の担当課が所管しているとの認識でよろしいかどうか、確認させてください。

○矢萩行財政改革推進部次長 行財政改革推進部で計上しております費用は、公共施設予約システムにおけるスマートロック機能等の追加費用でございますので、これら以外の費用につきましてはスポーツ推進課所管となっております。

○上野委員 ここまでお聞きいたしまして、システムのことについてはかなり分かりました。

この後のことについては、学校関係のことの、今後心配される課題等やその設置に関わる問題点、それから、学校の教員の働き方、もちろん教頭先生なんか絡んでいますので、そういったことの質問については後半の経済建設分科会において、観光スポーツ部になりますね、そこで聞いていくようにしたいと思います。

この件については、これで終わります。

それでは、引き続き、最後の5項目めをやります。2款1項9目JR路線維持対策費についてでございます。

まず、この予算概要とその内容についてお示しください。さらに、増額となった部分についてもお示しください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 JR路線維持対策費につきましては、沿線自治体のほか、関係団体などと一体となり、鉄道路線の維持に向けた様々な取組を行うための事業でありまして、旭川市を起点とする富良野線、石北本線、宗谷本線における観光等での利用に対する運賃の一部助成、利用促進に関する事業、各沿線協議会への負担金などに433万8千円を計上しております。

新年度予算において前年度予算から増額となった要素につきましては、昨年9月にJR北海道が公表した事業の抜本的な改善方策の実現に向けた実行計画に関わり、利用促進に資する実証事業を行うことを予定しており、関係予算として各沿線協議会への負担金212万円を計上しているところでございます。

○上野委員 この予算については、旭川を起点とする富良野線、それから石北本線、それから宗谷本線の3線への一部助成と、さらには利用促進の事業ということで、今、御説明がありました。

それでは、このJR路線の維持に向けた、先ほどもちょっと出ておりましたけど、基本的な考え方、これは、国の基本的な考え方、道の基本的な考え方、それを受けて市としてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 国は、令和6年3月の監督命令におきまして、JR北海道は、経営自立

を図った上で、関係者による相互の連携と協力の下、地域において求められる輸送サービスの提供を的確に行っていく必要があるとしております。また、北海道は、北海道交通政策総合指針において、持続的な鉄道網の確立に向けて、ＪＲ北海道の経営努力や国の支援とともに、地域においても可能な限りの協力支援を行うことが重要であるとしております。

本市といたしましては、ＪＲ北海道はもとより、北海道や関係自治体、関係団体などと連携し、国による支援策とともに、富良野線、石北本線、宗谷本線の３線区の維持、存続に向けた利用促進の取組を進める必要があると考えております。

○上野委員 昨年９月ですが、単独では維持することが困難である線区に関して、再来年度までの実行計画を新たに策定されておりますけれども、この内容と概要について、特に、本市に関係する部分を中心にお示しいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 実行計画は、ＪＲ北海道が単独では維持することが困難な線区を維持、活性化するため、令和６年度から令和８年度までの３年間でＪＲ北海道と地域の関係者が一体となって取り組む内容をまとめたものであります。

本市に関係する線区は、富良野線、石北本線、宗谷本線の３線区であります。それぞれ各線区の特性を踏まえた徹底した利用促進と徹底したコスト削減に取り組むこととされており、具体的には、富良野線では、観光客などの利用増等により公共交通機関の付加価値を高めていくことなど、石北本線と宗谷本線では、沿線住民と観光客などの利用増により、広域な北海道における基幹的交通機関としての役割を高めることなどを指すものとされております。

○上野委員 この線区の維持に関しては、利用促進、つまり輸送密度を基本としておりますけれども、その考え方について、担当部としてはどのような認識をお持ちなのか、お示しをいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 実行計画におきましては、各線区ごとに収支状況と輸送密度についての基本指標等が示されておりますが、本市といたしましては、北海道や沿線自治体、ＪＲ北海道などと連携し、しっかりと利用促進に取り組む必要があるものと考えております。

○上野委員 ただいま出てきました基本指標に関して、どのような内容となっているのか、お示しをいただきたいと思います。

また、その達成に向けてどのような取組が必要とお考えなのか、それも含めてお示しいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 実行計画に掲げる基本指標につきましては、ＪＲ北海道の令和元年度から令和６年度までのアクションプランにおける基本指標を引き継ぐものであり、各線区の平成２９年度における収支状況と輸送密度となっております。

なお、基本指標とともに、乗員人員、定期券発売枚数等の関連指標や、線区の特性に応じた目標も併せて掲げられており、ＪＲ北海道はもとより、北海道や沿線自治体などが一体となり、実証事業等に取り組みながら路線の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○上野委員 協議会の費用に関しましてですけれども、その内容について詳しくお示しいただきたいということと、また、増額をしている富良野線や石北線に関しては何の費用なのかについてもお示しいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 各沿線協議会における取組につきましては、今後、それぞれの協議会の

構成員におきまして協議していくこととなりますが、本市といたしましては、富良野線において観光に関わる実証事業を展開していくほか、富良野線、石北本線、宗谷本線の3線区を横断的に連携した実証事業を行うことにより、広域のネットワークの維持に資する取組を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 実証事業の費用ということでございますけど、内容としてはどんな内容を予定しているのか、お示しいただきたい。また、過去の実証事業の結果を踏まえてお答えいただければと思います。

○佐々木地域振興部次長 令和6年度におきましては、富良野線では、JR利用者が観光地への2次交通や観光施設の利用で特典を得られる取組や、札幌駅から旭川駅を経由して富良野駅まで直通する臨時特急列車の運行など、石北本線では、JRとバスとの連携事業など、宗谷本線では、高校通学に係る直通バスの運行など、各種実証事業を実施いたしました。

令和7年度は、本市で沿線協議会の事務局を担っております富良野線におきましては、観光需要に対応した列車の運行や、JRと路線バスの共通乗車に関わる実証事業を行うことを検討しておりますとともに、石北本線、宗谷本線におきましても、実証事業の実施に向け、検討を進めているところでありまして、引き続き、地域の関係者が一体となって利用促進やコスト削減に取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員 利用促進の面では、通勤、通学、通院等の日常利用の転換と維持も取組として必要だと思います。例えば、寿カードが、今後、バス路線の減便に伴ってシニアの活動を進めていく上でJR路線への拡充も考えられると思いますが、こうした他の交通機関との連携など効果的であると思われそうですが、それについての見解をお示してください。

○佐々木地域振興部次長 JR路線の維持に向けましては、日常利用や観光目的など様々な用途に応じた利用の促進が必要であると考えております。

これまで、JRの利用促進としましては、市内の鉄道駅を巡るイベントの実施や、公民館の講座における鉄道利用の普及啓発などに取り組んでまいりましたが、その他の公共交通機関を含めた様々な利用促進の取組を図ることで相乗的な効果が期待できますことから、例えば、JRと路線バスの乗り継ぎ利便の向上など、事業者間の連携を図っていく必要があるものと考えております。

○えびな委員長 黙祷のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時47分

○えびな委員長 再開します。

引き続き、御質疑願います。

○上野委員 最後の質問になります。

旭川市内の観光コンテンツや旭川市の様々な取組、例えば、新年度、科学館で展示予定のゴジラとの連動なども企画的にできるのかなと考えられますが、見解をお示してください。

以上、答弁をいただいて、私の質疑を終わります。

○三宅地域振興部長 JR路線の利用促進を図っていくためには、ふだん利用されていない方も含め、あらゆる世代にとっての路線利用の魅力を高めていくことが重要だと認識しており、また、富

良野線といった一路線に限らず、関連しております宗谷、また石北といった広域ネットワークの全ての路線の魅力といったようなものも併せてしっかりPRする必要があるものと認識しております。

また、委員からお話のありました内容も含めて、市内外から多くの方が訪れる観光コンテンツ、またイベントにつきましては、JRを利用するきっかけになるものと認識しております。

適宜、こうした情報、観光、またイベントの情報と併せてJR北海道にしっかりお伝えし、連携を図りながら今後も鉄路の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時30分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 先ほどは東日本大震災の関係で黙祷もいたしましたけども、2万2千228人の方が関連災害死の方も含めてお亡くなりになっているということで、改めてお悔やみを申し上げます。

今なお、まだ行方不明というふうになっている方もたくさんいらっしゃるということで、やっぱり、親族の皆さん方の御心中を考えると、本当にいたたまれない思いもいたしますけども、そうした皆様にもお見舞いを申し上げます。

それでは、私のほうからは、1項目だけ質疑させていただきたいと思っております。

2款1項9目の中の業務システム最適化推進費について伺います。

既に、昨日、事務費、事業内容については質疑がございました。令和3年9月1日施行の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に伴い、令和7年度中までにガバメントクラウドにシステム移行することが決定しておりまして、標準準拠システムの利用が義務づけられているということでございます。

本市は、令和6年度、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の第1回目の採択を受けているということもありまして、昨日の答弁にもありましたけども、令和7年度中に移行が完了するという答弁もございました。令和8年1月から新システムを稼働する計画になっているということでございます。

資料もいただいているんですが、旭川市業務最適化に関わる環境構築及び移行等業務日程計画表という資料も見せていただいているところがございますけども、かなり丁寧に、また余裕を持って完了する計画となっているなというふうに思っております。

やはり、この計画には森本CDOの存在も大きかったものというふうに思っております。

本市でも、汎用機を、今、使ってはいますけれども、脱汎用機の最適化計画を平成28年のときに策定いたしまして、一度はオープン化に着手しようというふうにした経緯がありました。しかしながら、事業費の確保が難しいということから見送られるということがございました。ほとんどの都市がクラウドを活用したオープン化に移行しておりましたので、大変残念な思いも当時はしていたところです。中核市の大体3分の2ぐらいはもうオープン化に移行しておりました。

しかしながら、国がガバメントクラウドへの移行という大なたを振るったことから、もしも本市

の最適化計画を当初の計画どおりに実施していれば、このガバメントクラウドへの移行の期間と重複するという可能性も十分考えられたと思います。議員研修会で、森本CDOから、私もちょっと質問させていただきましたけど、脱汎用機オープン化を見送ったことは、それが正しかったのかどうかということ、ちょっとその辺りの見解も聞いたんですけども、結果的にはその判断でよかったと思いますというふうにCDOのほうからも言っていただきましたので、ある意味、守られたんだなというふうに今となっては思っているところでございます。

昨日の質疑の中で、システム移行に係る事業費は、全額、国費ということで、13億6千万円ぐらいですか、イニシャルコストがかかっている分は、全部、国費ということなんですが、一方で、ランニングコストの4億円、令和7年度は4億円の事業費がついていますが、このランニングコストについては、これは自治体の持ち出しというか、自治体の負担ですよという決まり事ということになっていたのかなというふうに思うんですね。

ただ、これは、かなり割高だということ、率直なところ、思うところもありまして、ほかの自治体においても、現行のシステムの運用コストより相当高いという報道もあるところです。

このランニングコストに対する市の認識をまずは伺っておきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 システム標準化に伴いますランニングコストに関する認識でございますが、ガバメントクラウドの利用料をはじめとしたランニングコストの負担は大きなものと認識しております。

このため、国に対しましては、イニシャルコストはもとより、ランニングコストにつきましても地方財政措置を講じられるよう強く要望するとともに、国の対応を注視してまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 自治体側から言わせれば、話が違ふんじゃないのっていうふうになってしまいますよね。いわゆるこの維持経費、ランニングコストが高上がりになってしまえば、何のためにガバメントクラウドに移行したんだっていう話になってしまいますんで、この点は要望をしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、具体的に移行をしていくに当たっての課題について伺いたいなというふうに思っているところですけども、今回は、後発リリースの分ということの事業費にもなっているわけですけども、後発リリースに向けた作業工程の課題ですけども、現行システムと標準準拠システムの差異がかなりあると思うんですね。旭川市というのも、カスタマイズを繰り返していった、かなり複雑っていうか、使い勝手のいいものに変えてきたというふうに認識はしておりますけども、そういったいわゆる標準準拠システムの差異をどのように埋めていくかということになると思うんですけども、そういった整理をしながらの作業となっているんだと思うんですけども、そのことについて伺いたいです。

○矢萩行財政改革推進部次長 標準準拠システムは、国が定める標準仕様に準拠したシステムであり、現行システムの機能や帳票等と一部差異があり、それをどう整理していくかが最初に実施する作業でございます。

後発リリースにつきましては、令和5年7月から業務担当課とベンダーにより現行システムとの差異分析を十分時間をかけて実施し、差異の対応も含め、整理を完了させ、令和6年12月には要件定義、基本設計まで完了したところであります。

また、今後の作業であります後発リリースに向けましては、システム品質をいかに確保するかということと、大きなシステム変更に伴い、業務運用面の混乱を生じさせずに業務サービスを継続することが重要であると認識しております。

まず、システム品質の確保につきましては、ベンダーによるテスト段階から、業務担当課による業務目線でテスト項目に不足がないかを確認し、十分なテストを実施する予定であり、業務運用面につきましては、担当課による受入れテストとして約3か月の十分な期間を確保し、想定どおりの運用となっているかを確認いたします。

また、担当課の全職員を対象とした操作研修や、自席での自習が可能な環境の準備等を行い、新システムの操作を十分習熟し、後発リリース後、円滑に業務が遂行できるよう計画しております。

○中村のりゆき委員 かなり前段階というか、1年半ぐらい前から準備を始めて遅滞なく移行できるようにということで、システムもかなり構築をしてきているんだろうなということは今の答弁で分かりました。

それで、本プロジェクトは、基幹業務システムを汎用機からオープン系へ移行し、ガバメントクラウド上でシステム運用を行うという、今までにない規模と難易度のプロジェクトになりますけども、安全、確実にプロジェクトを推進するため、どのような工夫を行ってきたのか、お聞きしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 本プロジェクトにつきましては、多くの業務担当課と関連システムを含めた複数のシステムベンダーと連携して推進していく必要がございます。そのため、情報政策課が中心となり、プロジェクト全体の計画や推進、進捗管理、全体課題の管理、補助金を含むコスト管理等のプロジェクトマネジメント業務を担い、コンサルタント事業者の支援も活用し、推進しております。その中で、毎月、関係する全課約40名及び主要ベンダー4社が参加する進捗会も実施しており、全体の進捗や課題等を管理しながら準備を進めております。

また、当該プロジェクトの節目において、コスト面も含め、CDOへ進捗を報告し、助言を受けながらプロジェクト全体を推進しております。

○中村のりゆき委員 かなり、全国一斉に移行をするというようなことで、ベンダーさんなんか、なかなか、やっぱり人材や何かの手配が大変だということも聞いているんですけども、今の答弁では、4社のベンダーが関わりながらしっかりと対応していただいているんだなということ、今の答弁を聞くと安心できるのかなというふうに思っているところです。

それで、今までの汎用機を使った場合、バックアップを取るときは、別な場所に、バックアップしたものを、コピーしたものを移すというか、そういうようなやり方をしていたんですけど、今後のガバメントクラウドの対応はどういうふうになるのか、お示しいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 現行システムのデータのバックアップにつきましては、災害を想定し、外部記録媒体に保存した上で、庁舎から物理的に離れた拠点で安全に確保しております。ガバメントクラウド上のデータにつきましても、災害を想定し、物理的に離れているデータセンターにバックアップを保存するようにしております。

○中村のりゆき委員 今までは、一回一回、コピーをしながらやっていたと思うんですけど、今後はクラウド上にデータを保管するというようなところでやっていくということで、作業効率も本当に今度は楽になるのかなというふうに思っているところです。

それで、今、新庁舎に移転したときに、汎用機を、再リースというか、新しくリースをしているというふうに思うんですけども、リースアウトをこれからしていくっていうこともあると思うんですが、その時期についてどういうふうになるのか、お聞きしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 後発リリースにつきましては、令和8年1月にリリースすることから、汎用機でのシステム運用は令和7年12月末が最後となります。汎用機内の全てのデータを標準準拠システムへ移行することで汎用機の役目は終えることとなりますが、本事業は、今までにならぬ規模と難易度の高いプロジェクトであり、より安全に新システムでの運用を実施するため、リリース後も、一定の期間、汎用機を残し、インシデント発生時の調査等で使用するなど、不慮の事態に備えた安全な新システムへの切替えを計画しておりますことから、リリース後、7か月は現行汎用機を再リースする予定でございます。

○中村のりゆき委員 データ移行後も7か月間は再リースして万が一に備えるというような、そういったことだと思うんですが、それで、汎用機については、令和5年度の新庁舎への移転のタイミングで新汎用機に切替えをしているというふうにお話もしましたが、後発リリースの令和8年1月までの賃貸借契約となると、通常5年間の賃貸借契約の期間と比較して単年度当たりの費用がどうしても高くなってしまいうというふうに思うんですけども、国の財政措置も含めてどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 現在使用しております汎用機は、令和6年1月から令和7年12月末の2年間の賃貸借契約となっております。通常であれば、賃貸借期間を5年間とするところですが、標準化対応により後発リリースが令和8年1月でありますことから、賃貸借期間を2年間に短縮して契約しております。

これに伴いまして単年度当たりの費用が割高になっておりますが、割高となった費用分は、国の補助金を活用することで市の負担は発生しておりません。

○中村のりゆき委員 うまくいったんだなということで分かりましたが、どうしても高上がりになって、リースアウトしたとしても割高なリース料だったのかなというふうにもちょっと思っていたところなんですけども、そのことは国のほうで面倒を見ていただけるということで、タイミング的にも、ある意味、助かったのかなというふうに思っております。

それで、汎用機の場合、管理するベンダーが1社のみで、国のシステム改修のたびに多額の事業費を要するベンダーロックインというのが起きていたわけですけども、今後は、いわゆる共通システムということでこうした事業費の削減が考えられるということから、国としても、自治体としても事業費の削減につながっていくと思いますけども、この点での認識を伺いたいと思いますし、また、事業費の削減効果についても、想定範囲内でいいですけど、どの程度削減されていくと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 現在使用しております汎用機につきましては、ベンダー側の保守体制の維持が難しく、法改正等に係る改修ができなくなるリスクや、改修に係る費用の大幅な増加が見込まれており、今回、標準化対応を行うことでそれらのリスクを回避することができることから、システムの標準化を行うメリットは大きいものと考えております。仮に、標準化を実施せず、汎用機を継続利用した場合は、法改正等の改修費用も現在の2倍以上になる可能性があるためベンダーからも伺っているところであり、システムを標準化することでの費用メリットは非常に大きいも

のと考えております。

○中村のりゆき委員 経費が、逆に言えば2分の1ぐらいで収まるということなのかもしれませんが、2倍以上、事業費がかかるということは。国も自治体も、ある意味、そのメリットが大きいと思うんですけども、ただ、先ほど、ランニングコストが、ちょっと心配な部分があるので、その点、ちょっと、国のほうもしっかり考えていっていただきたいなというふうにも思っているところです。

汎用機を、ずっと脱汎用機というところで、これ、作業をすべきだということも、ずっと私も言ってきたところではありましたが、今振り返って考えてみると、本当、行財政改革推進部の皆さん方の努力で、いろいろ、一つ一つ山を越えてきていっていただいたのかなというふうに思っておりますし、新庁舎移転というところのまずはハードルもあって、そこは汎用機から汎用機でしたけども、その途中からもうガバメントクラウドに移行準備も含めてやっていたということで、かなり、もう本当に、寝る間を惜しんでっていうところまではいかないかもしれませんが、相当な仕事量があったのかなというふうに思っているところです。

一方では、ふるさと納税の事業も行財政改革推進部のところにずっと乗った形になりましたし、さらには、新規事業、統合型GISなんかも、今回、事業が盛り込まれていますけども、新しい事業もあるということで、その中でも、やっぱり最適化の事業もしっかり進めていかなければならないということで、非常に大変な作業かなというふうに思っているんですけども、ただ、CDOがどんと構えていただいているっていうのは非常に大きかったのかなというふうに思っておりますし、先ほども、答弁の中でも、プロジェクトの節目節目に森本CDOに報告しながらアドバイスを受けてきていたということも答えていただいて、コスト面でも、やっぱりそういうCIOの経験を過去にもしているCDOですから、いろいろ、その事業費については、全てもう分かっているというようなところで、ベンダーの皆さん方もやっぱり無理なことはもう言えないというところで、自然と、いるだけで事業費が削減されていくという、そういう好循環も私はあったのかなというふうにも思っているんですね。

本当に、森本CDOがいつまでいていただけるのかっていうのもちょっと分かりませんが、今、CDOがいていただくときにこそっていうか、電子市役所というところも、しっかり、ある意味、日本でナンバーワンぐらいのところを目指せるような、そういうようなことも意欲的に展開をしていただきたいというふうに思っておりますので、最後に、部長に、そういったものも含めて、思いを聞かせていただければというふうに思います。

○浅利行財政改革推進部長 情報政策課は、この3年間は非常に大きな山がありまして、庁舎移転では、もちろんシステムの交換もそうですけれども、ネットワークのほうもやっていかなきゃなんないというような一つの大きな山、そして、2つ目としては、やはりこの標準準拠システムへの移行ということで、一昨年の年末年始にかけて先行リリースをまず行ったわけでありまして、その際にも、年末年始でありながら24時間体制で職員が対応し、ベンダーと一緒に何とかが先行してこうやったよっていうのを全国にやはり知らしめる必要もあったということもありまして、やってきた経過がございます。

一昨年の先行リリースの際にも、様々、問題、課題っていうものが出てきましたので、逆に言うと、それを我々は1回経験しているという、一つの、何ていうんでしょうか、経験値がございますので、そういったものを、最大限、今回の残りの後発リリースの分についても、しっかりそれらの

経験を生かしながら、もちろん住民、市民の方々に御迷惑をかけないことはもちろんなんですけども、システムの担当課においても、迷惑のかからないようにやっていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

我々の部としては、基本的に、全部局とか、広く部局にまたがるような課題を扱う部局でございますので、そういった意味では、非常に大事な仕事をやらせていただいているんだなという認識も持っておりますし、さらには、ランニングコストのお話もありましたけれども、こちらは、我々旭川市だけの問題ではなくて、ほかの自治体でもやはり困っていることなので、そういったところと連携を図りながら、あとは、道とも連携を図りながら国に対してもしっかりと行っていきたいなというふうに思っております。

あと、CDOのお話が出ておりましたが、まさにベンダーに対して、CDOが、ある意味、抑止力的な位置づけでいろいろ助言をいただき、あるいは、会議に出席していただくということで、なかなか、相手方も手ごわいなというふうに思っていたけれども、それだけでも十分に存在価値があるんじゃないかなというふうにも思っておりますし、今後、さらに、GISも含めて、DXの推進に当たりましては、CDOの知見を、最大限、我々も引き出して行って、デジタル化日本一というふうなものに向かって邁進してまいりたいというふうに考えております。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時53分

再開 午後3時54分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 それでは、最初に、新年度予算案についてお尋ねします。

新年度予算案の特徴は、先日のまじま議員の大綱質疑への答弁によりますと、歳入では、市税が平成12年度以降で最大になり、地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金の減等により前年度比12億5千700万円の減となった、臨時財政対策債が、平成13年度の制度創設以来、初めてゼロとなった、歳出では、扶助費が過去最大となったなどが挙げられました。

新年度予算では地方交付税が増えておりますが、この理由をまずお示しいたきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 地方交付税の令和7年度予算は、前年度比20億8千400万円増の385億200万円となっており、この主な要因は、地方財政計画で社会保障関係経費や人件費の増が反映されたほか、臨時財政対策債への振替額が皆減となったことによるものでございます。

○石川厚子委員 臨時財政対策債の振替額がゼロになった、これが大きいかなというふうに思います。

次に、地方交付税と基準財政需要額の関係をお示しいたきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合に要する経費を各行政項目別に算定したものでございまして、標準的な税収入の一定割合等に算定された基準財政収入額が基準財政需要額を下回った場合に、その差額が普通交付税や臨時財政対策債として措置されるものでございます。

○石川厚子委員 基準財政収入額が基準財政需要額を下回った場合ということで、旭川の場合は常

にそういう状態なわけなんです、差額が普通交付税や臨時財政対策債として措置されるということでした。

これも、まじま議員への答弁によりますと、地方交付税については、過去の事業費補正の見直しやトップランナー方式の導入といった制度改正があり、それによる財政への影響は少なくなかったとのことでした。

そこで、平成28年度からトップランナー方式が導入されましたが、まず、このトップランナー方式とは何か、改めてお伺いします。

○小澤総合政策部次長 トップランナー方式は、歳出の効率化を推進する観点から、学校用務員事務や道路維持補修など、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額に反映することを目的に、平成28年度から令和3年度までの間、交付税の算定において実施されたものでございます。

なお、本市に係る項目につきましては令和2年度で終了しております。

○石川厚子委員 トップランナー方式は、平成28年度から、旭川市の場合は令和2年度までの5年間実施されたとのことですが、このトップランナー方式の導入による基準財政需要額への影響を述べていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 本市の基準財政需要額への影響につきましては、見直し前と見直し後の比較で申し上げますが、平成28年度から令和2年度までの5年間でおよそ11億1千万円の減と捉えております。

○石川厚子委員 トップランナー方式によって基準財政需要額は11億1千万円減ったとのことでした。

次に、事業費補正についてお尋ねしていきたいと思います。

資料を提出していただいたんですが、この事業費補正、平成17年度は約88億1千万円あったわけですが、右肩上がりに減らされ続けて、令和6年度には約24億7千万円となり、63億4千万円も減っているんですね。

この事業費補正が減らされたことによりどのような影響が出ているのか、お尋ねしたいと思います。

○小澤総合政策部次長 事業費補正は、公共施設の整備状況など、各地方公共団体の異なる状況を反映するための対応補正の一つでありまして、公共事業の財源として借り入れた地方債の元利償還額に応じて、その一定割合の額が基準財政需要額に反映するものでございます。

国の制度改正による事業費補正の縮小、廃止は、基準財政需要額の減少につながるため、普通交付税の交付額にも影響するものでございます。

○石川厚子委員 事業費補正の縮小、廃止も、トップランナー方式と同様に基準財政需要額の減少につながったということですね。

次いで、アベノミクスの影響についてお尋ねしたいと思います。

平成24年からアベノミクスが始まり、それ以来、旭川市の財政に大きな影を落としてまいりました。市の基準財政需要額は、アベノミクスが始まった平成24年度は、基準財政需要額はここから、681億4千万円ぐらいでしょうか、それが、アベノミクスが終わった令和2年度は683億7千万円ぐらい、あまり変わっておりませんが、一方、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた

金額、これは、平成24年度が421億6千万円から令和2年度には349億8千万円ぐらいでしょうか、約71億8千万円も減っているわけなんですけれども、このアベノミクスが旭川市に与えた影響というものをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○小澤総合政策部次長 令和2年度の普通交付税と臨時財政対策債が平成24年度との比較で減少している主な要因につきましては、地方消費税交付金や市税の増により基準財政収入額が増加したことによるものであります。

また、アベノミクスにつきましては、金融緩和等によって株価の上昇や有効求人倍率の改善などの景気拡大をもたらしたものであるというふうに認識をしております。

本市の財政においては、この間、主要な一般財源である市税や地方消費税交付金は増加しているものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税については大きく減少しており、決算ベースになりますが、これらの合計額は21億2千万円の減となっていることから、国の政策による影響もあったと考えております。

○石川厚子委員 アベノミクスの影響とは言い切れないものの、この間、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額は21億2千万円も減っているの、国の政策による影響はあったということだと思います。

そこで、平成13年、小泉構造改革、三位一体改革が始まり、旭川市の財政も大きな影響を受けております。平成13年度の普通交付税と、また、この年から始まった臨時財政対策債の合計は366億3千万円ですね。それが、三位一体改革が終わった平成18年度には360億円と、6億円以上減らされております。その中で、臨時財政対策債は、20億6千万円から29億5千万円と9億円近く増えているんですね。その分、交付税が減っているということですね。当初3か年の臨時措置と言いながら、およそ四半世紀にわたって君臨してきた臨時財政対策債が、ついには新年度はゼロとなることとなりました。

少し復習しておきたいと思うんですけれども、道路や橋、上下水道、小中学校などの建設に使われる建設公債ですね。建設公債は、これらの公共施設を建設するメリットというのが将来世代にも及びますが、赤字公債である臨時財政対策債は、将来世代にとってメリットはなく、赤字公債の償還義務だけを担う、こういった理解で正しいのでしょうか。

○小澤総合政策部次長 臨時財政対策債は、本来、普通交付税として交付されるべき額について、国の原資が不足する場合に、不足分の一部を地方自治体が借り入れる地方債であり、予算上は普通交付税と同様に当該年度の一般財源となるもので、将来世代にとってのメリットは少ないものと考えております。

また、臨時財政対策債も地方債であるため、将来にわたって本市に償還義務が生じますが、その元利償還額は、全額、後年度の基準財政需要額に算入され、普通交付税で措置されることになっているため、制度上、将来世代の負担にはならないものと認識しております。

○石川厚子委員 将来世代にとって負担にはならないけれども、メリットもないということですね。

臨時財政対策債は、制度の始まった平成13年度に20億6千万円借入し、翌14年度に2千600万円償還していますが、20年かけて償還するということなので、この平成13年度の20億6千万円と、14年度の48億3千万円、この足した分を平成15年度に5千700万円償還している、こういった理解でよろしいでしょうか。

○小澤総合政策部次長 資料に記載されているものだと思いますけれども、平成15年度の臨時財政対策債償還費5千731万5千円については、平成13年度及び平成14年度の臨時財政対策債の発行可能額に関わる償還費でございます。

なお、臨時財政対策債償還費については、国による一定の借入れ条件を基に基準財政需要額に算入された額でありまして、実際の償還額とは異なるものでございます。

○石川厚子委員 ということは、今年度借入した、令和6年度に借入した8億1千万円を償還し終わるのに、あと20年かかるということですか。

○小澤総合政策部次長 令和6年度の臨時財政対策債につきましても、借入期間は20年を予定しておりますので、20年かかるというふうなことになります。

○石川厚子委員 そこで、新年度の市債残高は幾らで、そのうち臨時財政対策債は幾らで、その占める割合についてもお示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 金額を1千万円単位で申し上げますが、一般会計における令和7年度末の市債残高は全体で1千623億1千万円、このうち、臨時財政対策債は450億円と見込んでおり、その割合はおよそ28%となっております。

○石川厚子委員 約28%ということで、以前に質問したときはたしか3割を超えていたというふうに思いますので、若干下がりましたが、いまだにこの臨時財政対策債が高い割合を占めているということへの認識をお示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 臨時財政対策債は、近年の発行額の減少などから、令和4年度以降、残高が減少しておりますが、いまだ市債全体の3割弱を占めており、本市の財政運営におきましては不安要素の一つであるというふうにも考えております。

○石川厚子委員 不安要素の一つということです。

臨時財政対策債は、後年度、地方交付税で措置されるとはいえ、市に大きな影響を与えてきました。この間、減少し続け、新年度は発行額がゼロになりますが、この要因をお示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 臨時財政対策債につきましては、交付税の原資となる国税収入の増加等を受けて、地方財政対策において発行額が皆減となったため、本市の予算額もゼロとなったものでございます。

○石川厚子委員 財政調整基金も、新年度は13億円取り崩し、39億円になる見込みです。この24年間を振り返ると、地方交付税の見直し、臨時財政対策債の導入、事業費補正の見直し、平成28年度からはトップランナー方式も導入されてきましたが、こういった国の制度が旭川市にどのような影響を与えてきたか、最後にお答え願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 本市の財政は、地方交付税などの財源に大きく依存し、国の政策や制度変更などに左右されやすい財政構造であると認識しております。

こうしたことから、臨時財政対策債が制度化された平成13年度以降に行われた事業費補正の見直しやトップランナー方式の導入といった地方交付税の制度改革は、市税などの自主財源の割合が低く、先ほども申し上げましたが、国から交付される地方交付税等に依存した財政構造である本市にとりまして、厳しい財政運営が続く要因になった一つであると考えているところでございます。

そのためにも、市政運営に恒常的に必要となります一般財源については、地方交付税等で確実に

措置されるよう国に求めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 以上で、この項目についての質疑は終わります。

続いて、地域振興部に、旭川移住促進協議会についてお伺いします。

初めに、移住促進費の新年度予算の概要をお示しいただきたいと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和7年度の移住促進費の主な事業の内容についてですが、令和7年度から新たに募集し、任用を予定している地域おこし協力隊の報償費及び募集業務の委託料として900万円、官民連携による移住施策を行う旭川移住促進協議会への負担金として563万1千円、東京23区に居住し、就業している方が本市へ移住する場合の旭川市移住支援金として440万円、上川管内以外の自治体から旭川市に転入し、市内の事業所へ就業した場合の旭川市産業人材確保型UIJターン支援金として144万円、移住等検討者の生活体験のサポートを目的として令和7年度に新たに創設を予定している旭川市生活体験滞在費助成金として24万円、合計で2千71万1千円を計上しております。

○石川厚子委員 今、新年度予算で、旭川移住促進協議会への負担金が563万1千円とのことですが、この事業の目的及び事業概要をお示しいただきたいと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 旭川移住促進協議会は、官民が一体となって移住に関する総合的な環境整備の充実を図ることを目的として創設された組織であり、移住を検討されている方にとって関心の高い住まい、仕事、生活などといったテーマに関連する団体、民間事業者及び庁内の関係部局により構成されているものであります。

協議会では、本市のPRに加え、移住に関する相談対応、体験機会の提供など、移住を検討されている方の検討状況に応じたサポートを行っており、令和7年度におきましては、東京都で開催される移住相談イベントへの出展、周辺町と連携したイベントの開催、移住体験ツアーの実施などを予定しているところであります。

○石川厚子委員 官民が一体となって移住に関する総合的な環境整備の拡充を図ることを目的に、移住希望者への相談対応や体験機会を提供する、そういったことなんですが、この協議会の設立経過というのはどのようなものなのでしょうか。

また、活動の根拠となる計画やプランといったものはあるのでしょうか。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 旭川移住促進協議会は、本市への移住、定住を図る上で、行政だけではなく、関係する事業者や組織等が連携して取組を行う必要があるとの考えから、それぞれが有する資源等を活用して効果的に取り組む官民連携組織として、令和元年度に創設されたものでございます。

協議会の活動の根拠となる計画やプランについては策定しておりませんが、旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけて、移住希望者への情報提供や体験機会の提供のほか、関係人口の創出を図る取組などを行っているところであります。

○石川厚子委員 活動の根拠となるプランはないけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけているといったことでした。

具体的に、今年度はどのような事業を実施したのでしょうか。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和6年度に実施した取組についてですが、首都圏での移住イベントへの出展をはじめ、近隣町、上川総合振興局及び民間団体と連携した移住イベントを開催す

ることにより、首都圏にお住まいの方からの移住相談に対応するとともに、北海道の冬の暮らしや生活費等をテーマといたしましてファイナンシャルプランナーによるセミナーを開催し、移住後の旭川市での暮らしに関する情報提供を行っております。

また、民間事業者と連携した移住体験住宅の運営や移住体験モニターツアーの実施を通じて地域の企業訪問や除雪体験等を行っていただくことで、移住後の生活を具体的にイメージしていただけるような機会を提供したところでございます。

さらに、移住を希望する方が短期間での生活体験を求める傾向にあることから、そのニーズに対応するために、市内の宿泊施設を移住体験施設として登録する制度を創設し、生活体験環境の充実に向けた取組を進めているところであります。

○石川厚子委員 様々な取組を行ってきたということですね。

除雪体験では、こんな、除雪なんて、大変なことをしなければならないのなら、旭川に住みたくなかった方もいられるかもしれませんが、逆に、除雪は楽しいなと思ってくれた方もいればいいなと思います。

家族に向けた取組が中心のようなのですが、旭川は、高校卒業時など、男性より女性の転出のほうが多いというふうに聞いております。

ちなみに、2024年の北海道からの転出超過数は、女性が4千316人で、男性の2千12人の2倍を超えている、このように報道されています。

単身女性がこの旭川に戻ってくるような、そういった取組はあるのでしょうか。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 移住支援金や産業人材確保型U・I・Jターン支援金といった、市内転入後に市内事業所へ就業した方などを対象とした支援制度はございますが、転出した女性に限定した支援制度は設けていないところであります。

なお、相談者の世帯構成や関心事などに応じ、きめ細やかな対応に努めており、例えば、子育て世帯であれば保育所の入所状況など、各種支援制度に関わる情報提供を行っているところであります。

また、新年度に新設する旭川での短期での移住体験を促す生活体験滞在費助成金制度につきましても、家族連れの方におきましては、子どもの学校の夏休み等での体験が想定され、また、現に、短期滞在に対するニーズが、男性はもとより、女性の方からのアンケート結果などからも高い状況にあることも確認されたことから、女性のU・I・Jターンも含めた、より多様なニーズに対応した取組としたところであります。

○石川厚子委員 U・I・Jターン支援金などはあるとのことなんですが、単身女性に対する取組もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

移住相談では、どのような相談内容の傾向が見られて、どのような対応を行っているのでしょうか。例えば、旭川ではどこの地域が住みやすいかといった、そういった相談もあるのでしょうか。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 市が対応した相談者の状況から申し上げますと、仕事、住まい、移住に関する経済的な支援制度のテーマの順にその割合が多い結果となっております。

仕事に関するものにつきましては、経済部で運営しております企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の紹介のほか、旭川信金が運営するトライアルワークセンターと連携し、求職に関する相談対応を行っております。

また、住居に関しては市内の不動産情報が掲載されたウェブサイトを、移住に伴う支援制度に関しては旭川市ホームページをそれぞれ案内し、情報提供を行っております。

さらに、移住相談の中では、委員の御指摘にもありましたように、どこの地域がお薦めといった御相談もございます。市といたしましては、特定の地域を推奨する対応はしてはおりませんが、相談者の理想とする暮らしはもとより、就業場所、自動車の運転の可否などを聞き取りながら、その要件に合う地域の情報提供に努めているところであります。

○石川厚子委員 確かに、住まいですとか仕事、経済的支援、そういったところが移住するに当たって気になるところだというふうには思います。特定の地域を薦めることはしないが、自動車を運転するかどうかを聞くということなので、例えば、西神楽地域はいい場所ですが、バスの便が減便になって不便になりましたよぐらいのことは伝えているのかもしれない。

移住には、とても大きな決断が伴うと思うんです。生活環境、住まい、仕事など様々な不安を抱えると思われそうですが、この協議会の事業を通してそういった不安解消につながっているのか、市の受け止めをお伺いしたいと思います。

○板谷地域振興部次長 首都圏での移住相談イベントへの出展や移住体験機会の提供などを通して、移住相談をされた方から、有益な情報を得た、また、具体の生活イメージを持つことができたといった評価をいただくこともございます。

今年度におきましては、相談者のニーズに応じた対応が可能となるよう、移住相談者との相談履歴を記録するデータベースを構築し、相談体制の充実を図ったところでございます。

本市のワンストップ窓口における相談延べ件数は昨年度のおよそ2倍の実績となる見込みとなっており、こうした、可能な限り一過性に終わることのないように進めた移住促進に関する取組が、これまで捕捉し切れなかったニーズへの対応など、相談者の不安軽減につながっているものと認識しております。

○石川厚子委員 相談延べ件数が昨年度のおよそ2倍とのことですので、その結果、旭川市への移住を決意したという方はいらっしゃるのでしょうか。いとすれば、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○板谷地域振興部次長 移住相談をされた方の中には、実際に移住に至った方もおりますが、全ての方から結果について報告をいただけるものではないため、数字をお示しするということは困難な状況でありますけれども、令和6年度中に市の移住施策として接点のある方のうち、各種支援制度の交付実績などから現時点で旭川市への転入が確認された方の世帯構成及び人数を申し上げますと、移住支援金の交付決定者につきましては、単身が5件、世帯が2件で、転入者が計11名、産業人材確保型UIJターン支援金の交付決定者につきましては、単身が13件、世帯が9件で、転入者が計38人、移住相談者のデータベースに登録されている方への調査により転入が判明された方につきましては、単身が3件、転入者が3人と、合計で52人という結果になっております。

○石川厚子委員 移住者の数の把握は難しいとのことですが、転入は確認された方が52人ということで、思ったより多いというふうに感じております。その中でも、単身の方は、移住支援金の交付決定者が5人、UIJターン支援金の交付決定者が13人、その他が3人と、合わせて21人となっておりますね。

年齢的にはどうなのでしょう。例えば、定年退職して旭川に来られるような方は多いのでは

うか。この单身の方の年齢層はどのようになっていますか。

○板谷地域振興部次長 单身21件の年齢層についてでございますが、20代が6人、28.6%、30代が7人、33.3%、40代が2人、9.5%、50代が3人、14.3%、60代が3人、14.3%となっております。20代と30代を合わせて約6割を占めている状況でございます。

○石川厚子委員 20代と30代を合わせて約6割とのことなので、若い方が旭川に移住してくれているのは大変うれしく思います。

移住相談などを通じて接点ができた人に、その後、どのようなフォローを行っているのでしょうか。

○板谷地域振興部次長 移住相談者のデータベースに登録されている方のうち、連絡先の提供があり、かつ、市からの情報提供を希望される方に対しましては、首都圏での移住相談イベントへの出展情報、移住体験ツアーや移住体験住宅の案内、地域おこし協力隊の募集情報、市内のイベント情報を提供していることに加え、移住相談者のアンケートを実施し、検討状況の進捗把握に努めているところでございます。

○石川厚子委員 旭川って、本当に住みやすいところだと思うんですよ。地震もほとんどないですし、雪かきが大変というのはありますけれどね。

以前に、この協議会の会長とお話する機会がありました。会長は、限りある予算の中で担当者はいろんなことを一生懸命考えてやっているんだよということを熱く語られました。やはり、会長は、以前、体験で来られた方の反応がとてもよかったんだけど、直ちに旭川に移住するというふうにはならなかった、しかし、将来は来てもらえる可能性があるといったこともおっしゃっていただきました。

最後に、この移住者を増やすことによって人口減少対策にも結びついていくというふうに考えますが、今後、市としてどのようにこの移住施策を推進していくのか、お伺いしたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市の人口減少は自然減を主な要因として進んでおり、今後もこのような傾向が続くものと想定されております。人口減少に伴う諸課題は、人材不足をはじめとして様々な場面で顕在化しておりますことから、このような移住促進の取組が、ひいてはそうした諸課題に関わる担い手の確保につながり、また、持続可能なまちの運営に寄与するものと期待されるところであると認識しております。

一方で、移住は、さきの委員の御質疑にございましたとおり、人生をどこで過ごすのかといった大きな決断を伴うものでありますので、個別的には移住者の置かれた状況、またニーズによりますが、移住先を選ぶということにつきましては、単に移住に関わる支援の内容にとどまらず、その先の雇用を含めた経済環境だったり、子育て環境だったり、医療の充実度、または生活利便の度合いなど、地域全般が検討要素の対象になっていくものと認識しております。

さらに、検討から決断に至るまではどうしても時間がかかるものであるため、施策の効果が短期的に出るものではないと思いますが、今後の移住に関わる施策の実施に当たりましては、移住を検討されている方のニーズをしっかりと捉えながら、丁寧な情報提供を含めたきめ細かい対応を進め、継続的なサポートを行うとともに、適宜、検証、また見直しを図りながら、より幅の広い効果を生み出せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 この項目については、以上で終わります。

続いて、行財政改革推進部にお尋ねします。

旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画では、2039年度までに公共施設の延べ床面積を8.3%、10万平米縮減するとしております。

この現在の達成状況はどのようになっているのでしょうか。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 本市の公共施設等総合管理計画の第1期アクションプログラム施設再編計画は、2019年2月に作成しておりまして、管理計画の最終年度である2039年度までに、委員からお話がありましたとおり、約10万平米、小数点以下を四捨五入の正数で申し上げますと10万154平米の延べ床面積削減を目標としているところでございます。

施設再編計画は、直近の状況を整理した年度版を毎年作成しておりまして、2024年度、令和6年4月1日現在で整理した令和6年度版が最新となっております。この令和6年度版ベースで申し上げますと、計画策定当初の2019年2月に比べると、延べ床面積は3万7千992平米の増加となっております。

○石川厚子委員 計画策定時より約3万8千平米ほど増加しているということなのですが、これはどういう理由によるものなのでしょうか。

○佐々木行財政改革推進部公共施設マネジメント課主幹 施設再編計画の策定当初からの延べ床面積の増加のうち、施設分類別で最も増加面積が大きいのは庁舎等になっておりまして、2万3千339平米の増加となっております。これは、2024年4月1日現在で、新庁舎建設により2万4千699平米の増加となっていることと、旧総合庁舎が解体前のため、延べ床面積が減少していないことによるものとなっております。

○石川厚子委員 新庁舎建設により約2万4千700平米ほど増えているとのことですが、令和6年4月1日時点では、旧庁舎解体前のため、延べ床面積が減っていないとのことですね。

では、この旧庁舎解体によってどの程度減る見込みなのか、また、今後、第三庁舎も解体していくと思いますが、第三庁舎については、いつ、どの程度減る見込みなのでしょうか。

○佐々木行財政改革推進部公共施設マネジメント課主幹 旧総合庁舎につきましては、2024年6月から2025年5月までの予定で解体工事が行われております。解体工事により、延べ床面積1万2千291平米が減少しますが、年度版の施設再編計画に反映されるのは解体翌年度版の2026年度版、令和8年度版の施設再編計画になる予定となっております。

また、第三庁舎につきましては、2025年度から2026年度にかけて解体工事が行われる予定でありまして、解体工事により延べ床面積6千73平米が減少いたしますが、年度版の施設再編計画への反映は解体翌年度版の2027年度版、令和9年度版の施設再編計画になる予定となっております。

○石川厚子委員 旧庁舎解体は施設再編計画に反映されるのが令和8年度、第三庁舎解体が反映されるのは令和9年度ということですね。

旧庁舎は約1万2千300平米に第三庁舎は6千平米と、足しても1万8千300平米ほどで、新庁舎の2万4千700平米には及びません。教育委員会がこの新庁舎に入ってきたなどの要因はあるにせよ、以前より延べ床面積が増えたということを行革の立場からはどのように受け止めますか。

○**浅利行財政改革推進部長** 庁舎の関係のお話でございますけれども、この新庁舎については、ただ単に私どもの執務室の建物というだけではなくて、市民にとって利便性の高い、そういう庁舎にするということもあり、さらには、我々がふだん行っている業務、こういったものの効率化も図れるような設計ということで建てられたというふうに認識しておりますので、必然的にそれによって今までの面積よりも広がったというような状況に加えて、先ほど委員からお話があったとおり、分散している庁舎、特に教育委員会はこの面積に入っていない、借りているところからこの庁舎に来ているということもありまして、そういった部分を加味した中で面積的には増えているというようなことと考えております。

○**石川厚子委員** その他教育施設なんですけれども、これが策定時の781平米から2千835平米に増えていますが、その他教育施設とは何でしょうか。

○**佐々木行財政改革推進部公共施設マネジメント課主幹** 施設類型のその他教育施設に分類されているのは1施設となっております、計画策定時は東旭川学校給食共同調理所となります。現在は、2019年に整備されました東旭川学校給食センターとなっております。

○**石川厚子委員** 東旭川学校給食センターとのことですが、将来像として2千650平米になっていますが、これは、減る見込みっていうのはあるのでしょうか。

○**佐々木行財政改革推進部公共施設マネジメント課主幹** 東旭川学校給食センターにつきましては、2019年11月に工事が完了し、延べ床面積が2千835平米に確定いたしました。その9か月前に策定されました施設再編計画の作成段階においてその数値の確認ができる状況になかったことから、将来像を確認できていた2千650平米としたものと認識しており、差として生じている185平米につきましては、今後、減る予定はありません。

○**石川厚子委員** 今後、減ることはないということでした。

私ども会派は、やみくもに施設の延べ床面積を減らすべきではないという考えですが、1960年代ですとか、あるいはそれ以前に建てられた施設もあり、気になる施設もあります。一番気になるのが中央公民館なんです、かなり老朽化していて、大雪が降ったときなど、屋根が潰されるのではないかなんかと思ったりもするんですが、将来的に中央公民館はどうする見込みなのでしょう。

○**今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長** 中央公民館につきましては、所管をしている教育委員会から、1933年に建築している建物で老朽化が進んでいるが、利用者の安全に支障が生じないよう必要な修繕や改修を実施し、使用しているところでございまして、将来の在り方については、施設再編計画に基づき、担当部で検討することとなるが、公民館の中では3番目に利用が多く、また、地域の方に大変親しまれている施設であることも踏まえながら検討していきたいというふうに伺っておるところです。

○**石川厚子委員** 中央公民館は、公民館の中でも3番目に利用が多くて、地域の方からも親しまれているということなので、これからの方向性を定めていくというのは、ちょっと今の段階では難しいかもしれませんね。

次に、小中学校について伺いますけれども、小中学校の中には統廃合対象となっている学校が何校かあります。その中で、啓北中学校については、昨年10月から12月まで学校教育部で実施したパブリックコメントの際の小・中学校適正配置計画素案には入っていないにもかかわらず、施設再編計画では2025年度から2029年度の統廃合対象として上がっています。これは、ど

ういったことなののでしょうか。

また一方、新町小学校については、啓北中学校とは逆に、小・中学校適正配置計画素案の中で統廃合対象校とされています。私も、先日、この新町小学校で開かれた説明会に参加させていただいたんですけども、会場からは統廃合に反対する多くの市民の声が上げられていました。新町小学校は、適正配置計画では統廃合対象とされていますが、施設再編計画では統廃合対象とされていない。これについても、どういうことなのか、お示しいただきたいと思います。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 小・中学校適正配置計画につきましては、教育委員会においてこれから改定の決定がなされることとなっております。啓北中学校、新町小学校の件につきましては、その決定をもって統廃合の対象から除かれたり加えられたりということとなります。

施設再編計画につきましては、その決定の後に、各年度版の作成段階でその内容を反映し、整理していくというような形になります。

○石川厚子委員 ちょっと分かりにくい答弁だったと思うんですけども、学校教育部のこの適正配置の観点からいくと、啓北中は、将来、過小規模校になる可能性はあるが、現時点では過小規模校でないため、第3期の適正配置の対象から外すよ、逆に、新町小学校は、令和6年度の時点で通常学級の児童数が81人の小規模校であり、今後も児童数の増加が見込めないため、新たに適正配置の統廃合の対象に加えるよ、それが施設再編計画に反映されるまでにはタイムラグはあるよと、そういった理解でよろしいですか。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○石川厚子委員 適正配置計画の対象校になった中でも、台場小は、近くに児童養護施設があるため、対象から外されましたし、また、江丹別小中学校についても、今後どんどん児童生徒数が減っていくという状況が解消される見込みとなったため、対象校から外されました。

神奈川県のア野市というところは、日本でもいち早く公共施設の統廃合に取り組み、2011年度から2050年度までの40年間で延べ床面積31.3%縮減の目標を立てました。旭川は8.3%ですから4倍近い数字ですね。そのア野市で最優先で残す施設として義務教育施設を上げているんですね。

旭川市も、この義務教育施設は残す、そういった方向性を掲げるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○今野行財政改革推進部公共施設マネジメント課長 御例示いただきましたア野市につきましては、人口が本市の約半分の16万人余りの都市でございます。小中学校が、確認できた2021年、令和3年3月末現在で計22施設、建築面積が約18万5千平米の全市有施設の約58%を占めているということで、その後、改められた同市の最新の公共施設等総合管理計画における学校の削減目標には、児童生徒の数に応じた義務教育施設の機能維持を最優先とし、その他の施設の扱いと明確に分けるとうたっておりますが、計画最終年である2060年の公共施設全体の削減目標は27.4%でございます。それを面積にすると4万7千477平米でございます。それに含まれる学校分は4万370平米、全体における率としては約85%を占めることとなっております。学校についても必要な削減は進めているものと感じているところでございます。

一方、本市につきましては、2024年4月1日現在ではありますが、小中学校が計77施設、

建築面積が46万平米で全市有施設の37%を占め、秦野市と状況の違いがあるところでございます。

学校施設につきましては、これまでも、教育委員会が、小・中学校適正配置計画に基づき、通学区域の見直しを進めるとともに、児童生徒数の減少を踏まえながら、同様に統廃合による望ましい学校規模の確保の取組を行っているところであり、この小・中学校適正配置計画の内容につきましては、私どものほうで公共施設等総合管理計画に反映しているところでございます。

○石川厚子委員 秦野市とは確かに状況は違うかもしれませんが、義務教育施設は残すというこの考えは見習うべきと指摘します。

2018年3月に策定した公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム本編では、「新規整備については、既に計画として策定済みのものや供給処理施設以外は、見合せます」、このように記されています。花咲スポーツ公園の新アリーナ新設計画が持ち上がったのは、この本編以降ですよね。延べ床面積の縮減を掲げながら新しい施設を建設するのは矛盾するのではないかと思います。見解をお伺いします。

○浅利行財政改革推進部長 本市では、2016年2月に策定をいたしました旭川市公共施設等総合管理計画では、基本方針の一つに、先ほど来お話のありました施設保有量の最適化というものを掲げているところでございます。

その2年後、2018年の3月に策定しました第1期アクションプログラム本編では、施設保有量の最適化の基本的な考え方といたしまして、今、委員がおっしゃっていた部分になりますけれども、新規整備は既に計画として策定済みのものなど以外は見合わせることにしておりますが、それとともに、「今後の社会状況の変化等により、まちづくりを推進する上で新規整備の必要性が生じたものについては、別途、市民参加の手続きを経ながら検討」するともしているところでございます。また、老朽化施設の対応では、機能を他の既存施設の運用上の工夫や民間事業者等で対応できないかを検討し、それでも新たなスペースの確保が必要な場合につきましては既存施設の改修等によることを基本としておりますが、建て替えが必要になった場合にも、提供する機能との関係性を考慮しながら、できるだけ複合化することを検討することとしているところでございます。

したがって、今後につきましても、本市の人口動向でありますとか、もちろん市民ニーズというのに対応しまして、公共施設の最適な配置や、必要に応じて統廃合ということもあり得ますし、維持管理の適正化などを今後も進めることで、将来も市民が安心して利用できる公共施設を提供できるよう取り組んでいきたいと考えております。

○石川厚子委員 今、部長が述べられたのは、この第1期アクションプログラム新規整備の抑制のところに載っているただし書のところなんですよ。「ただし、今後の社会状況の変化等により、まちづくりを推進する上で新規整備の必要性が生じたものについては、別途、市民参加の手続きを経ながら検討します」と。ただしっていうふうに言っちゃえば、これ、何でもありになってしまうのではないかなと思うんですよね。

施設保有量の最適化と言うならば、新しい施設を建てるというのは慎重にすべきというふうに思うのですが、再答弁を求めます。

○浅利行財政改革推進部長 ただし書の部分は、よく行政がそういった文書等で使う部分ではございますけれども、いずれにいたしましても、私どもとしましても、このまま、旭川市の人口が減る

ことが予測されている中で、現在の施設保有量を維持することは当然あり得ないというふうにも考えております。

さらには、人口の構成もやはり変わってきている中で、例えば、子どもたちが少なくなってきたというようなことなども含めまして、あるいは、地域性なども含めまして、今後、やはり、施設を統廃合していく、例えば、同じような機能を持っている施設があるのであれば、その垣根を越えて統合する等の工夫をしていかないと、当然ながら、その維持管理費というのは毎年かかってくるものですから、それを考えると、全体の施設保有量というのはやはり減少させていくことが望ましいと考えておりますし、その目標として、一つ、10万平米という大きな目標を私どもとして掲げているということになります。

したがって、今後新しい施設が建設されるということであれば、当然ながら、その周りには古い公共施設がありますので、そういったものの機能を、例えば補完する、あるいは、何ていうんでしょうか、組み入れるような工夫などをしながら、全体の公共施設の管理というものをしていかなければならないというふうに考えておりますので、決して新しいものを建ててそのままかっているのではなくて、建てる要素の中でも、そういった施設の統廃合や機能を入れていくような工夫というものをやはりしっかりしていかなきゃならない、議論をしていかなきゃならないというふうにも考えておりますので、そういった点においても、当部としても、今後、意見を必要なときに述べさせていただきたいというふうに考えております。

○石川厚子委員 今の部長の答弁に納得したわけではありませんが、後半もありますので、前半の質疑はこれで終わらせていただきます。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。
本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時53分

○令和7年3月12日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3 時59分

○出席委員（14名）

委員長 えばな 安 信
副委員長 塩 尻 英 明
委員 上 野 和 幸
委員 植 木 だいすけ
委員 皆 川 ゆきたけ
委員 たけいし よういち
委員 まじま 隆 英

委員 高 木 ひろたか
委員 高 橋 ひでとし
委員 菅 原 範 明
委員 石 川 厚 子
委員 高 見 一 典
委員 中 村 のりゆき
委員 松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員 あ べ な お

○出席議員（2名）

議長 福 居 秀 雄

予算等審査特別委員会委員長 佐 藤 さだお

○説明員

副市長 菅 野 直 行
副市長 梶 井 正 将
総合政策部長 熊 谷 好 規
総合政策部次長 北 嶋 一 雅
総合政策部次長 小 澤 直 樹
行財政改革推進部長 浅 利 豪
行財政改革推進部次長 矢 萩 力
行財政改革推進部行政改革課長 梶 山 朋 宏
地域振興部長 三 宅 智 彦
地域振興部次長 板 谷 一 希
地域振興部次長 佐 瀬 勝 明
地域振興部都市計画課主幹 原 智 之
総務部長 和 田 英 邦

総務部総務監 松 本 賢
総務部次長 八 木 治 樹
総務部人事課主幹 橋 本 敦
経 済 部 長 三 宮 元 樹
観光スポーツ部長 菅 原 稔
観光スポーツ部スポーツ推進施設管理・合宿担当課長 山 内 善 裕
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 川 原 久 明
観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 大久保 啓 子
農 政 部 長 林 良 和
建 築 部 長 岡 田 光 弘
土木部雪対策担当部長 高 橋 正 樹
水道事業管理者 佐 藤 幸 輝

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲 田 俊 幸
議 事 調 査 課 主 査	長 谷 川 香 織
議 事 調 査 課 書 記	高 橋 理 恵

議 事 調 査 課 書 記	朝 倉 あ ゆ み
議 事 調 査 課 書 記	桐 山 未 悠

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ13名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、特に御発言はございますか。

○高見委員 資料要求ということで、後段の、まず、経済部のほうに、全国菓子大博覧会のこれまでの開催経過について、それと、もう一点なんですけども、農政部で、令和6年度、本市における中山間地域等直接支払交付金について内容が分かるもの、2点お願いしたいと思います。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○えびな委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○三宮経済部長 高見委員から要求がございました全国菓子大博覧会のこれまでの開催経過の分かるものの資料につきましては、高見委員の質疑前までに提出いたします。

○林農政部長 ただいま高見委員から要求がございました令和6年度の中山間地域等直接支払交付金に係る集落ごとの交付対象面積、交付額、個人配分対象人数、個人配分割合、主な共同取組活動等、内容の分かる資料については、高見委員の質疑前までに提出いたします。

○えびな委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第47号、議案第55号ないし議案第60号、議案第62号、議案第64号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第65号、議案第66号及び議案第95号の以上13件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高木委員 おはようございます。

まだちょっと声がこういう声で申し訳ございませんが、始めていきたいと思います。

まず、うちの旭川市民連合、昨日、植木委員が質疑をさせていただきました。やはり、予算の審議なので、貴重な質疑の時間ということで大事にしなければいけないんだということで、2名分の質疑時間で3名、3名と前半、後半に質疑することにさせていただいたんですけども、非常に時間が足りなくなりまして、いつも、今日は何の日とか、冒頭でちょっと雑談をさせていただいているんですが、今回は封印をされたということで、早速、中身のほうに入らせていただきたいと思いますというふ

うに思っています。

まず、1点目は、総合政策部になろうかと思います。

質疑をしていきたいと思いますが、先日の代表質問、うちのほうでは塩尻議員が代表質問をしていただきました。その中の項目の一つで、市長からも、答弁というか、いただいたんですが、再度、ちょっとこの部分だけはこの分科会でも言わせていただきたいなと思っています。

その中身というのが、2025年度の予算の概要の記者会見を市長がされましたけども、そのときの中身になります。代表質問でさせていただいたんですが、ちょっと日にちがたっているんで、どういった中身かということで再度お話をさせていただきますと、2月7日に、市長のほうから、2025年度予算案の概要ということで記者会見がありました。その中の基金と市債残高についての説明がされていたと。口頭で、今、言っても分かりにくいので、今日、資料要求として、カラー刷りの基金残高の推移と市債残高の推移のグラフを、当日、スライドで流した中身になりますけども、その用意をしていただいております。

この中身の中で、まず、基金のほうでいきますと――両方ですね、基金も市債もそうですが、令和元年度と令和7年度、来年度の部分を比較して説明がされていました。その中で、まず、基金で言いますと、財政調整基金と特定目的基金を合わせた、令和元年度70億円から令和7年度は79億円ということで、9億円が増えましたということで市長のほうから説明がありました。

確かに、グラフを見ても分かるように70億円から79億円に増えているんですけども、ただ、特定目的基金というのは、それぞれ目的があって積み立てている基金でありますから、やはり、大事なものは、ここで言う、財政上で重要なのが財政調整基金だというふうに思っています。財政調整基金だけで比べると、令和元年度が38億円、そして令和7年度が39億円ということでほぼ横ばいになるんですね。極端に言うと、令和4年度は89億円があって、今39億円になるわけですから、その3年間で約50億円、財政調整基金だけで見ると減っているということになるんですが、この説明では両方を合算した部分で9億円が増えたという市長からの説明があったと。

同じように、市債残高のほうも見ていただきたいんですが、市債残高のほうは、令和元年度と7年度を比べているんですけども、令和元年度1千734億円あった市債が、令和7年度は1千623億円、約111億円減りましたということで、市長のほうからは市債残高が着実に減少ということでその日は説明されています、

この市債も、見ていただければ分かると思うんですが、臨時財政対策債とそれ以外ということで合算されているんです。臨時財政対策債というのは、どちらかというと地方交付税が足りない分を、補填じゃないけども、臨時財政対策債として地方にお渡しをして、そして、その部分の借金分は、極端に言ったら国が借金をしているようなものであって、それぞれの自治体の独自の市債ではないというふうに僕は思っています。そういうふうに考えると、これを令和元年度だけで比べると、臨時財政対策債以外の部分では、元年度が1千143億円、令和7年度は1千173億円ということで、約30億円増えているんですね、臨時財政対策債を除いた部分は。

しかしながら、市長のほうからは、基金は9億円増えて、市債は111億円減ったんだという説明が当日されていたということで、確かに間違いではないんですけども、中身的には、分かっている方からいくと、それとそれを比べたら駄目じゃないのっていう部分も含めて非常に疑問に思ったというのがありまして、代表質問で塩尻議員のほうからその部分を質問していただいたというのが経

緯であります。

その際、代表質問でいただいたときの答弁について、再度、聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 代表質問では、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、予算、決算の規模や内容が平時とは大きく異なり、財政調整基金の残高にも大きく影響したことから、コロナ禍前の2019年度と比較したものという答弁をしております。

○高木委員 当日はもう少し長かったんですが、中身的にはそういうことで、2019年度と比べたのは、そういったコロナがあって、そのときの財政というのはいろんな意味で比べるにはちょっと比べにくいなということで、令和元年度と比べたという答弁でありました。それも間違いないと思っています。

確かに、2020年2月だと思うんですが、旭川市でコロナが発生した、1名が出たということで、それから以降の3年間というのは、非常に、財政的にも国から様々な交付金の下りてきたし、いつもやっている食べマルシェとか、そういうのもできなかったりとかということで、財政上、本当に特殊な状況であったというのは、正直、僕も思っています。

そういった部分で、令和元年度と比べたんだということで、今、答弁はあったんですけども、先ほど僕が説明させていただいた中身については、間違いないと思うんだけど、比べるのはやはり財政調整基金で比べないといけないし、市債残高もこうだよというふうに先ほど言わせていただいたけども、そもそもその中身については間違いないかなと、言っていることがね。違いますよってなったら、もう全然、根本から変わってくるんですけども、その中身については間違いないですねってということで、まず、確認させていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 令和7年度末の残高見込みにつきまして、それぞれ金額を億円単位で申し上げますが、財政調整基金につきましては、39億円で、令和4年度から50億円の減、臨時財政対策債を除く市債につきましては1千173億円で、令和元年度から30億円の増となっております。

○高木委員 間違いないというか、グラフを見たらそのとおりなんですけど、そういう部分だと。

ただ、僕は、この記者会見を見させていただいたときに、やはり、市民にとって分かりやすい説明が必要だなと。財政調整基金と特定目的基金といたら全然意味合いが違うと思いますし、臨時財政対策債とほかの市債だったら、またこれも全然違うもんだと。そういう部分でいくと、その部分の説明がないままで、一緒くたにしながら、こっだけ増えたよ、こっだけ減ったよっていう説明は、ちょっと、一番、僕の中では引っかかる部分だということで、その点について見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 予算記者発表の資料では、基金残高につきましては財政調整基金と特定目的基金に、市債残高につきましては臨時財政対策債とそれ以外の起債に分けて、それぞれの推移を掲載いたしました。

委員の御指摘のとおり、財政調整基金と特定目的基金、それと、臨時財政対策債とそれ以外の市債につきましては、それぞれ目的や役割が異なるものでありますことから、それぞれの説明をしたほうがより分かりやすかったものというふうには考えております。

○高木委員 本当に、予算の概要を説明するというのは非常に重要な記者会見だと思います。ただ、毎年の記者会見で、どっかの年度と比べて説明しているということであればいいんだけど、去年

は比較していないんですよ。今回だけ、その前は分からないけど、結局、毎年比較しているわけではないということだと、非常に今回の説明は誤解を招くなあというふうには僕は思っています。

ただ、私たちも、二元代表制の中で、議会の中で、この分科会も含めてそうですが、こういった予算の審査をしながら議決をしてきているという部分でいくと、僕は、旭川のために、そして市民のためにこういう事業をしてきた、こういう事業が必要なんだと様々な事業に取り組んでいる、展開している、その結果、財政調整基金を取り崩すこともあるだろうし、市債が増えることもあるだろうと僕は思うんです。そういう部分でいくと、無駄のない市政運営の中で、これが今必要だからこういうことをやってきたんだということで、僕は、自信を持ってそういった説明を、増えても減っても説明をしていただきたいなってというのが、正直、記者会見のときに感じたのが私の思いであります。

何の意図もないと思いますが、そういった部分で、自信を持って市政運営をしているんだという部分が非常に気になったので、今後、そういった間違った見解に取られるような、市民が聞いて、説明が分かんない人にしたら、あら、基金が増えているんだ、借金が減っているんだって純粋に感じてしまうような、そういった部分ではなく、実際やってきていることを自信を持って説明していただきたいなというふうに思っております。

最後に、その点の見解を聞いて、この部分は終わっていきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 高木委員から御意見をいただきましたんで、それも踏まえまして、資料の説明も含めて見解をお話しさせていただきます。

提出資料がございますが、資料は、令和元年度と比較したようなラインも引いていますし、そういった比較した資料になっています。比較した理由につきましては、先ほど次長が答弁したとおり、コロナ禍においては、やはり、平時とは異なりまして、財調基金の残高にも大きく影響している、歳入、歳出も違うでしょうといったところでございまして、コロナ禍前の直近の2019年度と比較したものでございますし、また同時に、この令和元年度の財政調整基金の残高は約38億円ですけども、私どもは、令和7年度の予算編成を進める中では、大きな目標、目安といたしました行革プログラムでは、令和9年度末で40億円という目標を持っていますので、一応、それを目指して予算編成を進めたところでございます。

資料の中で、令和2年度、3年度、4年度、5年度と基金が増加している。これは、委員からもお話がありましたとおり、コロナ禍において、例えば、受診控えということで扶助費の減少であったり、また、イベント等の中止に伴いまして各種事業を行わなかった、そういったこともありますし、あわせて、この令和4年度、5年度は89億円、78億円とございますが、実は、この中には翌年度に国や道に返す償還金も含まれております。10億円ぐらい含まれております。そういったことで、令和4年度、5年度というのはかなり大きな財調の残高となっているところでございます。

また、3年間で50億円取り崩したという御指摘でございますが、こちらにつきましては、やはり、令和5年度以降に、物価、燃料費、光熱水費、そして人件費、そういった上昇がございました。学校、道路、公共施設、そういった維持管理費はかなり増加いたしましたし、また、令和6年度は人事院勧告がございまして、この人件費の上昇分も大きな影響でございました。また、旭川市は、全道の主要都市に比べまして扶助費の占める割合が多いまちでございます。コロナ禍以降、我々の

想像以上に扶助費も増加いたしました。こういった様々な要因も重なりまして、財政調整基金の大きな取崩しにつながったというふうに考えております。

また、下の表に市債の残高の推移がございますが、こちらは、ほぼ横ばいであったのが、令和4年度、5年度、6年度と伸びておりますけれども、こちらは新庁舎の建設に係る起債でございます。あと、学校施設、こういった部分での整備に伴うものでございます。

また、先ほど高木委員から自信を持って言えというお話でございますが、こうした財政状況の中においても、これまで、市民の生活の充実のためであったり、旭川市の経済の発展のために、中学生までの医療費無償化であったり、令和7年度は高校生まで拡大いたしますし、また、大学生向けに奨学金制度の創設、そして、小中学校のエアコンの設置も進めてまいりますし、旭川市立大学では新学部の整備に着手いたしました。また、生活道路の2回排雪、これも予算づけしていますし、LCC就航の周知、また、企業誘致も過去最大を実現するなど、この間、厳しい財政状況の中でもしっかり取組を進めてまいりました。

繰り返しになりますけど、この財調の38億円、40億円前後、これを目指す中で、この編成の中で気にしたのは、令和5年度に続きまして令和6年度も30億円程度近い取崩しがございますので、何とか令和7年度予算編成においては財調の取崩しを少しでも少なくしたいと。当然、市税と交付税が増えていますから、そういった部分があるんですけど、そういったことを目標に掲げました。

そのために積極的に検討したのは、できるだけ補助金、交付金を取ること、そして、有利な起債を積極的に活用すること였습니다。交付金、補助金につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金というのがありますが、これも、榊井副市長のお力もいただきまして、いち早く情報を入手し、国とも協議しながら、新年度予算に活用すべき大きな額を計上しておりますし、また、市民生活、経済活動の物価対策で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金もしっかり活用させていただきましたし、社会資本整備総合交付金もこれまで以上に充当しております。

またあわせて、市債についても、本当に知恵を出しました。以前もお話ししましたが、旭川市立大学の整備費につきましては、これまでは交付税措置のないような起債で整備しようとしていたんですけども、うちの職員が、一生懸命、全国を調べて、何とか地域活性化事業債と言いまして、充当率90%、交付税措置が30%あるような、そういった起債を見つけてまいりましたし、あと、道路整備ですね。これも、交付税措置のない起債だったんですけども、国のほうにしっかり要望いたしまして、また、国からも旭川市に調査に来ました。その結果、交付税措置が70%、充当率も100%の起債を使うことができました。そのほかにも、デジタル債であったり、脱炭素債、これも、全国よりも早く着手するように、今、努力して、実際に予算計上もしております。

こちら、市債の残高は、令和7年度は30億円ぐらい増えていきますけれども、これは、有利な市債を活用した結果でございまして、翌年度、後年次に交付税措置がしっかりされる起債でございます。このため、こちらは7年度で30億円程度増加しているものでございます。

しかし、このまま、交付税措置のある起債であったり、交付金、補助金を活用する、そういったままでは、今後も物価高だとかエネルギー価格の高騰が続きますので、持続可能な財政運営は難しくなりますので、令和7年度は、歳入の確保と歳出の削減、できるだけ両面でしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますし、そのためには、行財政改革をしっかり進める必要があると考えてい

るところでございます。

令和8年度以降も、持続可能な財政運営を続けていくためには、今、令和7年度予算、そして令和7年度の取組はすごく重要だ、そういった認識でございます。

こちらの資料の説明と併せて、今、委員からせっかく意気込み的なものもいただきましたのでお話しさせていただきましたけども、冒頭に戻りますけど、財政調整基金の残高と市債というのは財政状況を示す重要な指標でございますので、今後も適切な情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○高木委員 今、部長からもあったように、今年は、税収もあるので、交付税も増えて、市のお金としてはいいんだけど、使う部分も多いんだよね。そういう部分で非常に厳しい財政状況というのはもう分かっていますし、代表質問で塩尻議員のほうからもありましたけども、今回の本当に有利に使えるオプションというか、国のメニューもありますので、そういった部分をいろいろ調べて取り組んでいただいているんだろうというのはもう分かっています。非常に熊谷部長の白髪も増えたのかなというふうに心配はしていますが、そういった部分で、本当にいろいろ探して、探して、有利になるように、市の財政を無駄のないようにってことでは努力していただいているというのは重々分かっていますので、それだけに、特に今回の記者会見の部分が非常に残念だったなということで再度質疑させていただいたので、今後も含めて市の財政のために努力をいただきたいなということをお伝えし、次の項に入っていきたいというふうに思っています。

次は、職員活性化推進費についてお聞きしていきたいと思います。

2款1項2目の職員活性化推進費、まず、2025年度の事業概要と予算の内訳をお聞かせいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 職員活性化推進費は、多様化する行政課題等に対応し、職員意識の向上と意欲ある職員の育成を目的とした事業であり、令和7年度の予算額は224万1千円で、令和6年度の当初予算額と比較しますと62万4千円の増となっております。

主な内訳といたしましては、外部講師等による特別研修の実施に要する経費として30万円、まごころ接遇アドバイザーの任用等に要する経費として127万6千円、職員の資格取得を支援するための助成に要する経費として66万円となっております。

○高木委員 2025年度の予算は、2024年度と比較して62万4千円増ということになっています。

先ほどの質疑のときには、令和で言わせていただいたんですけども、グラフが令和だったので見やすいかなと思って、一応、西暦のほう、二千二十何年ということで今回は質疑させていただきたいと思っています。

62万4千円が増えていますよと。職員の資格取得の支援という部分が増えた部分だろうというふうに思っていますが、それは後で聞かせていただきたいと思います。

今あった答弁の中の内訳の一つ、特別研修についての具体的な内容と、2025年度の計画についてお聞かせいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 本市職員に対する研修は、大きく分けて配置先の職場で行う研修と、職場を離れて受講対象者が集まって行う職場外研修で構成しており、特別研修は、この職場外研修のうち、新規採用時や昇任時等に行う基本研修を除き、職務遂行能力等の向上を目的として、毎年度、

計画的に実施しているものであります。

人事課が主催した主な特別研修は、令和6年度において、契約や会計、法制実務等の業務遂行に係る研修が5回、メンタルヘルスや接遇等の対人能力に係る研修が6回、外部講師を招いた若手職員による政策形成研修を1回開催したほか、文書実務など庁内向けのウェブサイトで通年受講できる映像での研修を5本掲載するなどし、令和7年度におきましても年間を通じて同様の実施を予定しております。

○高木委員 令和7年度も同様の実施を予定しているということで、職務遂行能力の向上に向けた様々な研修をしていますよということであります。

回数や内容を考えると、30万円の経費は非常にコスパがよいというか、非常に安く済ませていると言ったらおかしいけども、コスパがいいなと思っていますが、その研修の効果は、毎年のように同じ中身でやっていくとしても、やはり、その研修をもっとこういうふうになんか変えたほうがいいなとかいうような形で、そういった効果の点検というか、そういう部分をしながらさらにより効果を得るようにしていると思うんですが、その点について、もしあれば聞かせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 本市職員の研修では、受講した職員から研修受講報告書の提出を求めており、人事課職員も開催に立ち会う中で、受講者の反応や感想、研修効果に対する受講者の認識等を確認し、研修内容への反映や見直し、また、新たな研修の検討に役立てているところでございます。

また、令和5年度になりますけれども、若手職員による政策形成研修では、開催後に一部の受講者で構成するワーキンググループを設置し、職員の働き方に関するケーススタディーを行うなど、特別研修等を通じて、本市を取り巻く課題に積極的に取り組める人材の育成に寄与しているものと考えておりますとともに、効果的な能力開発に努めているところでございます。

○高木委員 いろいろと、令和5年度のワーキンググループでやっているって、これは中村のりゆき議員の質疑であったのかなというふうに思いますが、そういった取組もしているよということで、非常に効果を生んでいるなというふうには理解をしたいなというふうに思っています。

もう一点、内訳にあったまごころ接遇アドバイザーによる研修等の実施についての状況と、2025年度の取組内容について確認させていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 まごころ接遇アドバイザーは、行政に対する市民の信頼を高め、職員一人一人の接遇意識の徹底とスキル向上を目的として、平成18年度から委嘱し、令和2年度からは会計年度任用職員として任用しております。

令和6年度は、新採用職員研修や特別研修内において計5回の接遇講座を実施し、各部局の依頼による接遇研修では計6部局で231人が受講したほか、庁内巡回を通じた個別の接遇相談や助言、接遇マニュアルの策定、改定等を行っているところであり、令和7年度におきましても、引き続き各部局の要望も踏まえ、クレーム対応や電話対応を含めた集合研修を実施する予定であります。

○高木委員 まごころ接遇アドバイザーを会計年度任用職員として任用しているよということで、それによって講習等もやりやすいし、巡回とかもやっていて、個別の相談も含めて助言もできるよということで、いいことづくめなのかなというふうには思っています。

市民対応を行う職員の接遇というのは非常に重要な部分であるというふうに思います。ただ、きちっとした対応をしても、理不尽なクレーム、過剰な要求なり暴言という部分、俗に言うカス

タマーハラスメント、カスハラというのが、今、起きて、なかなか職員についてもつらい思いをしている方も多々いるというふうに思っています。

そういった意味からも、この2025年度のクレーム対応、電話対応も含めた集合研修の実施を予定していますよということでもありますから、やはり、職員が安心して働ける、そういった環境づくりに向けてさらなる取組をお願いしたいというふうに指摘しておきたいと思います。

そして、今回、新たにだと思んですが、新たではないのかな、若干増えた部分があるのかな、資格取得等支援助成金について、事業内容について聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 本制度は、職員の能力や意欲の向上、技術職員の確保を目的として、業務に必要な資格取得の際に要する経費の一部を助成するもので、建築士と建築基準適合判定資格者資格を対象としております。

対象経費は、受験や登録申請に要する手数料のほか、講習会等の受講料や教材購入費、受験等に要した旅費などとし、旅費は実費負担分を助成するほか、対象経費の区分ごとに対象経費の2分の1、1級の場合は上限を10万円または20万円、2級の場合は5万円または10万円を上限に助成するものであります。

○高木委員 業務に必要な資格を取るときの部分について助成するよと。旅費の実費負担分の助成は今までもあったのだと思うんですけども、それ以外に、今回、講習のお金とか手数料とか登録部分とか教材費だとかいう部分について、上限があるけども、支援をするよということで、特に、建築士と建築基準適合判定資格者、俗に言う建築主事という部分について、これ、僕は、去年の第3回定例会の分科会でも言わせていただきました。この人材確保が非常に課題ですよ。人口25万人以上の都市には建築主事を置かないといけないというふうになっていますし、建築主事を採るためには1級建築士でなければ採れないし、1級建築士になるためには、2級建築士でなきゃ駄目だしというふうに考えると、置かないといけない人材なんだけど、今、職員の中ではちょっと年齢が高くなってきているのかな、そういった部分で、もし、いなくなったら困るし、また、辞めている方もいるという現状の中で、これ、本当に何とかしていかないと駄目だよって言うていただきました。

そういった意味からいくと、今回、それぞれの経費で、2分の1の補助で、1級は上限10万円から20万円、2級は5万円から10万円ということで、今回、令和7年度で設定していただいているんですが、民間の講座を受けるだけで30万円以上かかるとかいう話もありますし、登録免許も6万円かかるとか、建築関係の資格の諸経費というのは非常に高いので、そういった部分でいくと2分の1の補助というのは非常に助かるな、一歩進んだなと思っています。

この制度の、それ以外に特徴点があれば聞かせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 本制度の目的は、職員が資格を取得しやすい環境を整備するとともに、安定的な業務遂行のための人材確保に資することにございます。

建築士の試験は、1次の学科試験と2次の設計製図試験があり、1次に合格をした場合、その年度を含めた5年のうちで3回まで2次試験から受験ができるということになっておりますため、本制度では、これを考慮し、一部の対象経費について資格取得の年度から遡って5年を助成対象とする予定でございます。また、本制度を利用した職員が資格を生かして引き続き従事してもらえらることを想定し、5年以内に退職をした場合の返還の要件、こういったことの設定等も考えているとこ

ろでございます。

○高木委員 助成を受けた方は5年以内に退職したらお金は返してもらうよという縛りというか、かけているということだったと思います。

昨年にも言わせていただいたんだけど、2023年から5年間で、資格を持っている方が2名、中途退職をしているという現状もあって、対策が必要ですと。民間では、1級建築士で大体3万円から5万円の資格手当がついているんです。2級でいくと5千円から2万円という手当措置がされている。

ただ、本市は、なかなかそういう部分がないという状況の中で、そういった貴重な人材が民間のほうに流れていっているよというのが今の現状だというふうに思っております。やはり、貴重な人材ですから、そういった、市にとどまっていただくと云ったらおかしいけども、いただくためには特殊勤務手当とか手当措置が必要だというふうに思っています。

他都市で支援しているところもあると思うんですが、他都市の状況について、分かる範囲で聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 ほかの自治体が行った調査となりますが、令和5年8月、令和6年5月と8月の計3回、それぞれ別の自治体となりますが、中核市を対象に実施した調査結果を合わせますと、中核市62市のうち、44市で建築士をはじめとする資格取得に対する職員助成制度があり、また、建築主事に従事する際の特殊勤務手当は12市で支給しております。

○高木委員 今、中核市の状況について話がありました。62の中核市の中で、44がそういった資格の関係の助成をしているよ、12の市で特殊勤務手当を支給しているということでもあります。

実際、先ほど言った、大体、中核市は、25万人以上の、ちっちゃいところもあるけども、そこでいくと、たくさんいたらせっぱ詰まっていけないんですよね。旭川、うちは、もう、今、年齢も高くなってきているし、人数も減ってきているということかというと、非常にせっぱ詰まった状況にあるというふうに思うと、多分、この12市もそういった状況もあるんじゃないかなと思うんですが、やはり、本市はそういう状況にあるよっていうことをまず一番に伝えておきたいと思っています。

今、人口減少という中で、建築関係だけではなく、どの業種も人手が足りないんですよね。そういった部分でいうと、人材をいかに確保するかというのは非常に大きな課題でありまして、やはり、人を集めるためにあの手、この手という工夫をしているというのが今の状況です。

公務員の試験で、公務員だからって今までは本当にたくさん受けに来たけども、今、本当に、なかなか、公務員だからといって集まるような時代でもないというのも正直なところだと思います。そういった意味からいうと、やはり、働きがいがあるとか、魅力がある職場だとか、資格やそういった部分をしっかりと処遇も含めて応えてくれているよという部分が非常に大事だというふうに思っています。

そういう体制が必要だし、そういう体制がなければ、なかなか人材は集まってこないし、育成につながらないというふうに思っていますので、最後に、その見解について聞かせていただきたいと思います。

○和田総務部長 全国的な人口減少や、あるいは建設需要等から、近年、先ほど委員からも御指摘がございましたけども、本市の採用試験では技術職員の応募が少ない状況、あるいは中途退職者も毎年度生じるなど、公務を維持する上で職員の人材確保は喫緊の課題となっております。

特に、建築技術職における建築士等の資格は、建築確認申請等の業務に欠かせないものでありまして、資格を有する職員も多くが50代と、そして、人材の確保、育成に早急に取り組む必要がございますことから、今回、資格取得の助成制度を予算計上しているところでございます。

本制度は、資格者を増やす一つの取組であり、職員のキャリアアップや、あるいはやりがい支援するものでありますが、今後は、さらに市職員として資格者の定着に向けた取組や採用応募者の増加を図ることも検討が必要であると考えております。

本市といたしましては、本制度の活用状況や職員の意見も確認しながら、引き続き、処遇の向上など、職員の頑張りを後押しする取組の充実を図ってまいります。

○高木委員 本当に人材は失ってからではもう遅いので、そういった意味からいくと、いろいろ民間の動向も調査しながら、市長がよく言うスピード感を持って対応していただきたいと指摘して、この項については終わっていきたいというふうに思っています。

最後の項です。

職員の給与費について、ちょっと確認させていただきたいと思っています。

13款1項1目職員給与費について、常勤職員の給料等の予算額と2024年度の当初予算との比較について、まず、聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 令和7年度における職員給与費のうち、常勤職員の給料及び諸手当の予算額は149億1千805万5千円で、令和6年度の当初予算額148億3千23万円と比較して8千782万5千円、率にして0.6%の微増となっております。

主な増減要素としましては、給与改定により給料等が増額となる一方、制度上、定年退職者がいない年度であることから退職手当の減額が見込まれるところであります。

○高木委員 本年度の給料改定で非常に大幅な給料改定だったので、もっと増えるのかなというふうに思ったけども、考えたら退職する人が来年度はいないという、定年延長によっていないということで、退職手当の部分と相殺すると微増で収まったよということだったと思います。

そういえば、65歳までの定年延長について、今、入っていますが、その制度について、改めて完成までの経過措置だとか、そういった部分の内容についてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 地方公務員の定年につきましては、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされております。令和3年6月、国家公務員の定年の段階的な引上げが決定され、これを受けて令和5年4月に改正地方公務員法が施行されており、本市におきましても、国の取扱いに準じ、60歳としていた定年年齢を、令和5年度から2年に1歳ずつ、令和13年度で65歳に到達するまで段階的に引き上げしているところであります。

○高木委員 2年に1歳ずつ引き上げていくよということで、令和13年度が65歳の定年退職となって、令和14年度でもう完全に65歳の定年退職の制度が完成するよということであったと思います。

ちなみに、去年度は退職した方がいなかったの、定年の方がいなかったの、今年度がこの定年延長で61歳の定年退職になると思いますが、その職員は何人いるのかなということで、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 市立病院、消防を除く職員数で申し上げますと、令和5年度の制度導入

により定年が1年延長されて、今年度中に61歳を迎え、この3月末で定年退職となる職員は16人となっております。

○高木委員 16名の方が定年延長で、それによつての初めての定年退職になるということかと思ひます。60歳で一定の区切りがあつて、61歳、62歳と、今、経過措置で65歳までいくんだけれども、賃金のほうが7割の保障ということで聞いています。

7割の保障の7割というのは、どの部分の7割なのかな。手当も含めていろんな部分があるんだけれども、7割の保障というのはどの部分なのかつていうことで、ちょっと確認させていただきたいと思ひます。

○橋本総務部人事課主幹 国家公務員では、定年延長となつた職員の俸給月額、民間企業における高齢期雇用の給与水準等の実情を考慮し、当分の間、60歳に達した年度の翌年度の4月1日以後、その職員に適用される俸給月額に100分の70を乗じた額とされており、本市もこれに準じた取扱いとしております。

このため、給料月額を基礎として算定する期末手当や勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等は連動して7割措置となり、一方で、算定基礎を給料月額によらない扶養手当や住居手当、寒地手当等は、定年延長による額の変更はないところであります。

○高木委員 基本給というか、給料表の部分の月額の7割、それによつて、期末勤勉手当とか、それを掛ける何か月だから、そういった部分には影響はあるけれども、住宅手当とかそういった部分は職員と変わらないよということであつたというふうに思ひます。

退職手当は、60歳でもらえずに、61歳で退職したら61歳、62歳とか63歳とか、それぞれ退職する定年のときに退職手当をもらえるんだけれども、7割減らされた退職手当っていったら、これ、あまりにもちょっと無謀なんだけど、退職手当はどうなつてゐるのか、ちょっとそれだけ聞かせてください。

○八木総務部次長 定年延長により60歳を超えた後、その職員が例えば法令等に違反するとかそういうことなく退職をした場合は、定年退職日前であつたとしても定年退職として取り扱うこととなっております。

この際、退職手当の基本額は、7割措置前の給料月額を基に算定を行う、ピーク時特例と言ひますけれども、この特例が適用され、減額前の給料月額に60歳までの勤続年数による支給率を乗じたもの、この数字が基本となり、定年年齢の引上げの制度に伴うマイナスの効果というのは生じないところとなつてゐるものでございます。

○高木委員 分かりました。本当に減らされた部分での退職金になったら、みんな辞めちゃうよね。ということは、60歳の段階が一番ピークだとしたら、その部分の退職金として、61歳、62歳に退職するときにももらえるよという認識だということだ理解したいと思ひます。

60歳を迎える方は勤続年数も一定程度いつてゐる方ばかりなので、管理職を含めて役職の方が多いと思ひうんだけれども、定年延長の段階で役職の方についてはどのような対応を仕てゐるのか、その点について確認させてください。

○橋本総務部人事課主幹 管理職につきましては、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制が導入され、定年年齢を65歳と定める医師等を除き、原則60歳到達年度の翌年度4月1日から非管理監督職に降任となり、この取扱いから今年度は9名の管理職が課長補佐等に降任してお

ります。

また、給料月額、降任による減額と、そこから給料月額7割措置による二重の引下げとなりますことから、降任前の7割水準となるよう調整額を支給し、手当等は調整額を含めた7割水準の額を基礎としたものとなっております。

○高木委員 どの管理職も、60歳を迎えたら、61歳、62歳じゃないけど、翌年度の4月1日に課長補佐職まで降任するというので、給与については、その降任によつての部分のダブルマイナス分については調整額で保障しているよということだと思います。ということは、次長も部長もみんな60歳を過ぎたら課長補佐になるということだということふうに思っています。

65歳の定年延長は始まったばかりなので、まだまだ制度が完成するまで年数があるんだけど、職員の意識として、定年延長と再任用との違いとか、僕は、自然な感じですよと迎えられとか、そういう部分になっていない、職場的にね。なかなか、60歳を過ぎたら、職場が、やっぱり職員の意識として、なかなか、定年延長だと言っても、60歳を過ぎたからって、再任用もそうだったけども、何かこう、次の日に、もう部長だった人が課長補佐で出勤してきたら、何ともちょっと気持ち的にすうっとはいかないっていうか、という部分の空気があるような、ないようなというふうに思っているんだけど、同じ職場に配属される方もいるんだろうと思うんだけど、職員の異動について、その辺についてはどういうふうになっているのかなと思って、確認させてください。

○八木総務部次長 60歳に到達をする職員に対しましては、定期人事異動に当たり、改めて意向確認を行い、本人の希望やこれまでの経験、知識及び技術等を踏まえた人事配置を行うこととしております。

また、中堅等の職員の昇任機会を確保し、組織の新陳代謝を図るため、原則、一部の施設等を除いて、60歳に到達した職員に対しましては係長等のポスト職には配置をしない、こういった取扱いとしているところでございます。

○高木委員 さっき、ちょっとうまいこと言えないんだけど、65歳定年延長が完成するまでまだまだ日にちはある、年数はあるんだけど、やはり、60歳になって、4月1日を迎えて、それはもう定年延長であろうが、再任用であろうが、もう何か自然に、65歳が定年だよっていう空気になるっていうのが、非常に、それでなかったら、やはり、なかなかちょっと、何か居づらいとか働きにくいとかいうようなことも考えられると思うので、その辺は、将来的に自然な流れになるような、そういった職場づくりというのも重要だと思うので、お願いをしておきたいなというふうに思っています。

65歳までは先ほど言ったようにまだ年数がありますから、例えば、今年度退職する61歳の方は4月1日から再任用になるということで、再任用との比較について、賃金面、どういうふうになっているのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 再任用制度につきましては、定年年齢が65歳に到達する令和13年度までの期間、暫定的に設置され、給料月額は、行政職給料表適用者で申し上げますと、3級の格付で月額26万円となっております。再任用職員になる前の給料月額と比較いたしますと、定年が延長された課長補佐職のうち、例えば、給料月額の7割措置で約27万9千円となった場合、再任用職員となることにより1万9千円ほどの減額となります。

また、国家公務員の取扱いを踏まえ、再任用職員における期末手当、勤勉手当は年2.4月であり、寒冷地手当や住居手当等につきましては、令和7年度から支給できるよう、本定例会に条例改正案を提出しているところであります。

○高木委員 うちというか、以前だか、定年延長になる前だけど、再任用の給料表の格付変更、特に一般職は格付変更が必要だよということで、3級に見直された。で、うちで、旭川市民連合で出ささせていただいた予算要望で、寒冷地手当の支給という、再任用の部分については令和7年度から支給していただけるということで行くと非常にありがたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、再任用になった段階でまた賃金が減ることになりますし、手当の関係も、期末、勤勉も月数も減っちゃうっていうことで言うと、まだ65歳まで日にちがあるけども、60歳で7割になって、なおかつ、再任用でまだ減ってという状況になるのかなというふうに思っています。

その辺で行くと、再任用の格付変更、4級という部分も一つの課題だなというふうに思っていますし、65歳が完成する前の再任用ですから、完成したら再任用はなくなるんですよね。次に70歳定年とかになったら別だけど、そういう部分で行くと、あと何年かの部分だけでも、やはり、落ち込みを少しでも減らすような取組というか、そういった課題も含めて、今回は指摘でとどめておきたいと思いますが、お願いしたいというふうに思っております。

先ほど確認した役職定年の方は課長補佐職に降任するというところでいくと、新たに昇任する課長補佐も含めたら、非常に、課長補佐ばかりが、課長補佐、課長補佐で非常に多くなっちゃうと思うんだけど、その辺の役職の構成というか、適正な構成についてどう考えているのか、お聞かせください。

○八木総務部次長 今後、多くの管理職が役職定年で降任をし、課長補佐職となることが見込まれますが、一方で、先ほど御答弁申し上げましたけれども、組織のマネジメントを担う将来の管理職の育成でありますとか、若手中堅職員のモチベーション向上など、組織の活性化を図る上で、係長職からの昇任は、一定数、必要であると考えているところでございます。

組織機構の在り方そのものにも関わる課題ではございますけれども、今後は、管理職を含めた職員構成に十分留意するとともに、役職定年を経た経験豊かな職員が昇任した職員や若手職員を支援できる、サポートできる、そういった体制づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○高木委員 役職定年で課長補佐に下りたとしても、経験を次の新たな管理職の方に、それを承継というか、つないでいってくれっていうことだと思うんですが、非常に、人間は十人十色ですから、そういった部分でいうと、やはり、ずっとしつこく言うけど、人間関係がよくて自然に働ける環境というのが、一番、僕は求めたいところなので、それぞれ、そういった部分でいくと、自然に先輩が教えられるような状況になればいいけども、いずれにしても、そういう対応で管理職が増える、課長補佐が増える部分については対応していくということだというふうに思って、今回は理解をしておきたいなというふうに思います。

いずれにしても、65歳までの部分で、やはり、60歳で、非常に、7割に給料が減るよ。65歳まで働けるっていうか、働けるんだけど、これは、あくまで制度完成までの経過措置だというふうに僕は理解をしたいなと思っています。

本来だったら、ぼんと減ってっていうのもちょっとあれだから、何らか、僕は、これはあくまで完成するまでの経過措置だろうなというふうには理解をしているんですが、その辺、もし今後を含めて課題への見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 国におきましては、給料の7割措置は民間企業における高齢期雇用の給与水準等の実情を考慮したものであり、当分の間の措置と位置づけ、人事院における検討の状況を踏まえて、将来的には給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう所要の措置を順次講じる、そういった考え方が示されております。

このため、本市といたしましても、給料の7割措置は社会一般の情勢に応じて変更がなされていくものと考えておりますが、定年年齢が65歳となる時期までということに限ることではなく、あくまでも当分の間の措置ということで認識をしているところでございます。

○高木委員 市で決められることではないんだけど、やはり、こう、自然に65歳までなだらかな給料カーブでとか、何らかの形をつくらないと、これはちょっとあまりにも生活に影響すると思うので、そういった部分は私たちもいろんなところを通じて話をしていきたいと思いますが、そういう形になればいいかなと思っています。

定年延長の部分で、最後に聞かせていただきます。

先ほどもずっと言っているけども、やはり、職員が働きやすい環境づくりが、一番、僕は大事ななというふうに思っていますし、年齢の高い方、若い方も含めた、そういったバランスの取れた体制というか、人事運営も必要だというふうに思っています。

しつこいようですが、働きやすい環境に向けて、今後、見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○和田総務部長 定年年齢の引上げによりまして、管理職の役職定年や給料月額等の7割措置など、職員としての立場、あるいは給料等に変化は生じますが、60歳で退職を迎えたこれまでの取扱いとは異なり、60歳を越えた後も常勤職員として勤務が継続することとなります。

今年度は、定年延長となった職員が初めて各職場に配属され、役職定年となった管理職を課長補佐職の専門官として位置づけるとともに、年度当初には定年延長の職員を対象に研修も実施するなど、これまで培った豊富な経験や知見を十分に発揮できるよう配慮に努め、ともに業務推進に当たってまいりました。

職員として年数を重ねる中で、仕事に対する意欲、あるいはやりがい、健康状態や家庭環境など様々な状況の変化があるものと考えますが、こうした点も十分考慮しながら、高齢期を迎えた職員一人一人が、組織での活躍とともに、自らに適した働き方を実現できるよう、働きやすい職場となるよう取り組んでまいりますとともに、今後も、国等の動向を注視し、適正な人事運営となるよう社会情勢に応じて適切に制度を運用してまいります。

○高木委員 よろしくお願ひしたいと思います。

給料関係で、もう一個だけ聞かせてください。

今回の令和7年度地方財政計画という部分でいくと、国の計画では、先ほど税収も含めて多いというふうになったんだけど、ちょっと特徴的なことと言うと、地方公務員の給料改定等に要する地方財源を確保するため、令和7年度の給料改定に備えて、給料改善費、仮称ですけど、これが計上されている。何かというと、来年の4月以降の賃上げを見越して、その部分をもう交付税として

措置しますよというふうに、今回、地方財政計画でされています。

ある意味、これは画期的なことで、まだ春闘をやっている最中だし、民間の賃金調査もしていないし、人事院勧告も出ていないのに、ある程度の給料改定分は、今回、地方財政のほうにもう先に渡しておきますからという話ですから、非常に画期的でありがたいなというか、いいなと思っているんですが、いずれにしても、人勧が出た後、秋に賃金確定闘争で組合との交渉にも入るんだと思うんだけど、そういうふうに考えたら、非常に、今回は、賃上げが、相当、それを超えるような賃上げだったら別だけど、非常に、交渉も、そんなに、スムーズに進むんだろうなというふうには僕自身は感じていますが、もし、今日の段階でこのことについて見解があれば、最後に聞かせていただきたいと思います。

○松本総務部総務監 令和6年の人事院勧告では、民間企業の賃上げ等の状況を反映して月例給が約30年ぶりの高水準となる引上げとなり、令和6年度は給与所定の所要額が追加財政需要額を上回ったことなどから、令和7年度の地方財政計画ではこうした取扱いがなされたものと認識しておりますが、この措置の影響につきましては、財政部局とも十分な検証が必要であり、この取扱いにつきましても慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

一方、職員団体との協議に関しましては、今年の夏以降に示される令和7年の人事院勧告や、これを受けた国家公務員の取扱い等を踏まえつつ、これまでと同様、労使間のルールを遵守し、誠実な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○高木委員 現段階ですが、今回、そういった特徴があるということをお伝えしながら、本当に、この間、人勧の中身というか、会計年度任用職員も含めて、ちゃんと給料改定も含めてしていただいているのは非常に評価したいなというふうに思っています。

いずれにしても、人材が一番大事ですから、働きがいのある、そういった部分でいくと職員のモチベーションが下がらないように、今後も含めてお願いをし、私の質疑はこれで終わりたいと思います。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○たけいし委員 よろしくお願いいいたします。

まず、私からは、主に本市が長きにわたり直面し続けて久しい中心市街地活性化について質疑をさせていただきます。

歌手の森高千里さんのヒット曲に「この街」というのがあります。生まれ故郷の熊本市に思いをはせた名曲であります。以前、森高さんがラジオ番組でこんなことを語っていました。ふるさとを離れて、東京でデビューして名を上げて、しばらくぶりに故郷に帰り、駅に降り立ったとき、以前の記憶とは違う駅前の風景が広がっていたのだそうであります。森高さんが上京のときに、寂しいけど、体に気をつけて頑張っていこうと、友や家族に送られて旅立った駅前の思い出の風景が、時を経て、ビルや百貨店が建っていたその場所が駐車場や空き地へ変わり、しかし、そのせいで昔よ

りも駅からの眺めが遠くまで見渡せるようになっていることに驚いて、少し寂しい反面、何だかすっきりした気分になったということでありました。まるで、これは、西武A館、B館や長崎屋とその後のマルサが更地になったときの、あの頃の旭川をほうふつとさせるエピソードであります。

そして、森高さんは、こうも歌います。でも、このまちが好きだ、生まれたまちだから、空も田んぼもまだ青く広いわと、ふるさとが大好きだ、育ったまちだから、魚も安くて新鮮と笑顔で歌います。「この街」という曲であります。

申し遅れました。自民党・市民会議のたけいしようにいちであります。私からは、主に、継続事業である優良建築物等整備事業補助金、そして、旭川市都市機能施設誘導促進補助金を中心に質疑を進めさせていただきます。

8款1項4目の優良建築物等整備事業補助金の予算概要についてお伺いをいたします。

○原地域振興部都市計画課主幹 優良建築物等整備事業補助金は、中心部における市街地環境の整備改善や都市機能施設の誘導に資することを目的として、一定の要件に基づき、建築物の建設を行う民間事業者に対して補助金を交付するものです。

内容といたしましては、優良建築物等整備事業補助金が3条通7丁目で再開発を実施する民間事業者に対する補助金として3億円、そのうち2分の1が国の社会資本整備総合交付金、残り2分の1が一般財源となっております。

また、旭川市都市機能施設誘導促進補助金については、中心部の未利用地等で新たに建築物を建設する民間事業者に対する補助として2千250万円、全額、一般財源となっております。

○たけいし委員 私は、もしも、これからの買物公園を中心とした中心市街地が過去の栄光のノスタルジーだけにとどまるものなら、私にはその未来は何だかかすんで見えないのでありまして、優良建築物等整備事業補助金は、中心部における市街地環境の整備改善や都市機能施設の誘導を進めるために補助を行う事業とのことでありますけれども、ここで、旭川市立地適正化計画における中心部への都市機能誘導の考え方についてお伺いをいたします。

○佐瀬地域振興部次長 旭川市立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化などの社会経済環境が変化中、誰もが安心して健康で快適な生活ができるよう、都市機能や居住地等がまとまったコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市づくりを目指すことを目的として策定したものであります。

本計画においては、都市機能や交通結節機能が集積している中心市街地の活性化を図っていくことが本市全体の活力の向上に寄与するとの考えから、中心市街地を都市機能誘導区域に設定し、共同住宅や商業施設、宿泊施設などの都市機能を誘導していくこととしております。

○たけいし委員 共同住宅、マンション等ですね。あとは、商業施設、宿泊施設、ホテルなどの誘導を促していくということでもありますけれども、旭川市都市機能施設誘導促進補助金の概要と、補助制度を創設した理由、また、活用事例についてお伺いいたします。

○佐瀬地域振興部次長 都市機能施設誘導促進補助金は、令和6年度から新たに導入した制度であり、中心部への都市機能施設の誘導を推進するため、対象区域内において都市機能施設の新築、増築または大規模改修を行う事業者に対し、施設整備の工事に要する費用の一部に補助金を交付するものであります。

近年、全国的に想定し得ない建設費の上昇が続き、全道においても、本市をはじめ、札幌市や道

内他都市においても、コスト面への懸念の高まりから再開発事業が見直しされるなど、建築物を建設することへのハードルが高くなっている状況があり、本補助金は、そうした背景を踏まえ、中心部への都市機能施設の誘導をより効果的に図るための支援として導入したものであります。

なお、活用事例についてですが、今のところ活用した事例はございません。

○たけいし委員 一方で、昨日付の建設新聞には、霞ヶ関キャピタルさんという会社が、今年、令和7年に、この都市機能施設誘導促進補助金の要件に合致するであろうホテル建設を本市2条通7丁目で予定しているということが正式に発表されましたが、ここは旧長谷川調理部さん跡地で、今はコインパーキング、有料駐車場になっているところでもありますけれども、全国でホテル事業等を展開するこの霞ヶ関キャピタルさんの自社ホームページでリリースされた情報によりますと、敷地面積約530平方メートル、地上11階建てで、着工はこの4月、開業は令和9年6月の予定だそうです。同社は、全国にホテルを展開しています。

インバウンドがコロナ禍前の水準に戻りつつあり、部屋数が全く足りず、宿泊料金も高騰する中、ホテルの進出は誠に吉報であります。同社は、自社ブランドホテル、FAV HOTELなどを全国13か所に展開しておりまして、4人以上の家族連れやグループステイに特化したホテルとして話題となっているそうでもありますけれども、このFAV HOTELの特徴としては、国内外の観光客が家族やグループで最適に利用できる客室を提供していることだそうです。4人以上がゆったりと宿泊できるように、室内にはキッチンやバスルーム、トイレ、洗濯機などを完備して、客室の標準面積は35平方メートルと広めで、滞在型の高級マンションといったイメージだそうです。ありまして、グループステイに最適なホテルとして好評を博しているということでもあります。

このホテルは、長期滞在型のホテルと言うことができまして、本市も観光の起爆剤として期待するアドベンチャートラベルなど、長期滞在型で単価の高い事業などの呼び込みに威力を発揮することは間違いのないと思われます。これは、企業誘致の成功と言うことができます。

さて、都市機能施設誘導促進補助金は、再開発事業を取り巻く経済状況を踏まえ、都市機能の誘導を図る上で効果的な手法として導入されたとのことではありますが、冒頭に申し上げましたが、中心市街地の活性化は長年の課題であって、特に、買物公園は、昭和47年の開設以来、旭川の顔として市民の皆様に親しまれてきた場所であり、昭和54年には36万人もの通行量があったものの、近年は10万人程度まで減少しているほか、旭川西武の撤退など、中心市街地を取り巻く環境は厳しいものがあって、しかしながら、旭川市は、これまで中心市街地活性化基本計画を策定し、国の補助金等を活用するなどして新たな施設整備への補助を行ってきたほか、都市機能誘導に係るインセンティブなどで不均一課税制度を創設、運用し、都市機能施設の誘導を図ってきており、一定以上の効果があったものと考えていますが、この不均一課税制度の効果について、市の認識をお伺いいたします。

○板谷地域振興部次長 不均一課税制度については、地方税法第6条第2項の規定により、公益上、その他の事由により必要な場合において、自治体が独自に実施することが認められており、公平を原則としている税に関わる制度でもあります。国の通達等の内容などからも、より厳格に運用することが求められているものと認識しておりますことから、できるだけ対象区域や期間を限定するなど、税の公平負担の原則について配慮を講じた上で制度化し、運用してまいりました。

平成30年度の施行から現在に至るまで2件の事業者に対する適用実績があり、施行した当時の

課題でありました旧西武A館の跡地利用をはじめとした土地利用の促進や、老朽化した建物の更新など、中心部における都市機能の誘導やにぎわいづくりの一環として一定の効果があったものと認識しております。

○たけいし委員 一定の効果があったという、最近のトレンドの言葉なんですけど、一定以上の効果があったなと私は感じておりますけども、この不均一課税制度、いろいろ言われますけれども、今から52年前、当時の五十嵐広三旭川市長は、買物公園のオープンの際に、買物公園は次世代の市民によって新しい夢を描けばよいとコメントしているわけでございます。私たちには新たな夢を描く使命があるのではないかと思うことがあります。あの頃の私たちが親に手を引かれて訪れた買物公園のあの鮮やかな思い出を、今の子どもたちの新たな鮮やかな思い出になることを信じたいですし、私たちにはその夢を見せる責任があると確信するものであります。

さて、近年は、人件費や資材価格の高騰など、建設コストが上昇し続けていますが、不均一課税導入時には、ランニングコストへの支援は事業者にとって大きな支援になったものと思料いたします。

では、もう一つの補助金、中心市街地の活性化に資する支援として、これまでの継続事業である優良建築物等整備事業補助金の概要と、直近10年の活用実績についてお伺いをいたします。

○原地域振興部都市計画課主幹 優良建築物等整備事業補助金は、国の優良建築物等整備事業制度を活用し、市街地の環境改善や優良な市街地住宅の供給などの促進を図るため、一定割合の空地の確保や、土地利用の共同化、高度化に寄与する建築物等を整備する事業に対して、国の補助金を活用しながら建設費の一部に補助金を交付するものであります。

本市における優良建築物等整備事業補助金の活用実績について、直近10年で申し上げますと、平成28年に完成した宮下通8丁目のホテルルートインGrand、平成30年に完成した旭川駅の横に立地するワイズホテル旭川駅前が入居するツルハビルディング旭川駅前、令和7年2月に完成した1条通7丁目のプレミスト旭川ザ・タワーとなっております。

○たけいし委員 ランニングコストへの支援が大きな助けになっていることは間違いないと思います。明らかでありまして、昨今の物価高は、建築資材の高騰でありますけれども、その要因は様々あって、ウッドショック、アイアンショック、ロシア・ウクライナ情勢、半導体不足、円安、光熱費の高騰、人手不足と2024年問題に起因する人件費の高騰などなど、この2024年問題は、国民の就業環境を守る、ライフスタイルを保護する、いわゆる命を守る施策なわけではありますが、ともかくもこの物価高騰の大波は多岐にわたって矢継ぎ早であります。

3年前、ロシア、ウクライナの国境紛争が始まった頃に、こんなにも長期化して、本市の生活にここまでの影響を与えると誰が予想し得たのでしょうか。望むと望まざるとにかかわらず、ドネツク、ルガンスク、ヘルソンのあの悲惨な紛争が、何と遠く離れた北海道の真ん中の盆地の旭川の市民生活を直撃しているということでもあります。

この物価高、物価高騰は、3.11東日本大震災から始まり、顕在化したとも言われておりますけれども、中国経済の勃興、東京五輪、大阪・関西万博、そして昨年来の能登のダブル災害と、一朝一夕には改善してくれないものかもしれませんけれども、しかし、苛烈な自治体間競争時代において、明治の開闢以来、先祖が開拓し、守り続けてきたこの一度切りの旭川市の本市の基礎自治体としての人生は誰も待ってくれないのでありまして、しゃくし定規な縛りに裁量は自治体に任せら

ている側面があるにもかかわらず、薄らぼんやりと安穩としていると様々な事柄が条件のよいほかの自治体へ横取りされてしまうと思います。少し物悲しいけれども、要は自治体間競争時代なのであります。

他方で、岩見沢市は、今年2月、岩見沢駅周辺で公共施設などが多い中央地区、2028年秋に新市立総合病院が開院予定の現北海道中央労災病院周辺の東地区、大型商業施設が集積する大和周辺の西地区の計約440ヘクタールを、同区域の中で特に商業施設や医療機関、子育て支援施設などを誘導する都市機能誘導区域に設定いたしました。

今年に入り、江別市も根室市も名寄市も同様とも言える施策を次々と発表し、これは大きなトレンドとなっているわけでありまして、そんな中、石狩市などは、新年度、市内にビジネスホテルを建設する事業者に対して地域総合整備資金貸付金として16億5千万円を貸し付ける事業を予定しておりますけれども、これに、石狩市議会では、金利負担は市民ではないかと今さらながらのお叱りを受けているそうでありまして、本市においては、この不均一課税、税優遇でも、同じくつとにお叱りを受けてきたわけでありまして、これは、条例に基づき、いわゆる公益性の解釈議論を行政も議員もこつこつと真摯に重ねてきたわけでありまして、我々の旭川には一日の長があるかと思ひます。そして、最後は、選良である市長の政策判断であります。

翻って、今までなら予想だにできなかったこの建設コストの上昇に即応するとも言える本市の都市機能誘導等の試みは、地方の自治体として立ち止まっては行けない、勇気を出してますますトライすべき施策であると確信するものであります。さらには、この施策は未来への投資なのでありまして、昨日の質疑にも出てきました未来への投資という言葉でありますけれども、しかして、投資の本質とは信用と助け合いなのであります。

直近10年間の活用実績に関して、それぞれ補助金を交付した際の対象とした経費の用途と補助金の額についてお伺いをいたします。

○原地域振興部都市計画課主幹 優良建築物等整備事業補助金は、民間事業者が行う一定の要件を満たす建築物に対して、設計費や既存建築物の除却費のほか、空地や駐車場等の共同施設整備などの建設費の一部を補助するものであり、補助の対象となる費用の3分の2以内、かつ予算の範囲内で市が補助金を交付するものであります。

近年の活用実績で補助対象部分と補助額について申し上げますと、ホテルルートインGrandにつきましては空地及び駐車場整備への補助金として2億1千万円、ツルハビルディング旭川駅前につきましては同じく空地及び駐車場整備への補助金として9千400万円、プレミスト旭川ザ・タワーにつきましては共用廊下、集会室などの共同施設整備、空地及び駐車場整備への補助として4億6千万円となっております。

○たけいし委員 令和7年度の優良建築物等整備事業補助金は、3条通7丁目での再開発への補助とのことではありますが、その補助内容についてお伺いいたします。

○原地域振興部都市計画課主幹 令和7年度の優良建築物等整備事業補助金についてですが、3条通7丁目で実施される再開発事業における既存建築物の除却への補助を予定しております。

○たけいし委員 これは、ファッション・アパレルビルのオクノさんの解体の話でありますけれども、報道等によりますと、この再開発計画では、札幌のアルファコートさんを含む複数のディベロッパーと交渉を進めて、分譲マンションとホテルの複合施設など様々な案を検討してきた経緯があ

るそうではありますが、1階部分を商業テナントにして、2階から上階をホテルとして建て替える構想であるやに聞きます。アルファコートさんは、ホテル事業においてはハイブランド系ホテルとのコラボ等も展開していることから、思わず期待してしまうものであります。

さて、ここまでの話、私は、別に、古いビルを早く解体して背の高いビルをとっとと建てろと、ただ軽薄に申し上げているわけではありません。旭川市民の皆さんが、私は旭川市民だ、旭川に生きていく、駅前の活気を見てくださいと、市民の皆さんが顔を上げて生きていく自信を取り戻したい、ただそれだけなんです。

この施策は、私たちの親たちが日本初の恒久的な歩行者天国に誇りを持ったであろう、かの買物公園の大切な遺産を、今を生きる私たちが全力で受け止め、もう返らないあの頃の戻らない思い出に終わらせるわけにはいかないという決意に満ちた事業スキームであると思っています。

それでまた、さて、残るは、旧マルカツでありますけれども、数年前、上層階の外壁が剥がれ落ちて物体が落下したことがありましたけれども、一步間違えば大惨事を引き起こしていたかもしれません。様々ないわくが付きまとう物件ではありますけれども、本市においては、この行方を注意深く見守っていただきたいと思うと同時に、往年の旭川市民にとってはマルカツさんは我が子みたいなもんだと思うんですね。ですから、早めに更地になってどうにかしていただければというような感じで、民間活力をぜひとも思っているところでございます。

これまで、立地適正化計画の実現に向けて、補助金制度の活用によりホテルやマンションなどが立地されたほか、3条通7丁目の再開発も始まるわけでございますけれども、中心市街地での都市機能施設の誘導を図ることは、まちなか居住の促進やにぎわい創出など、活性化に資する取組であると考えますが、市の認識について伺いをいたします。

○三宅地域振興部長 改めまして、本市の都市計画マスタープラン、また立地適正化計画では、コンパクトなまちづくりに向けて、医療や商業施設、居住地などがまとまって立地し、こうした生活利便施設に容易にアクセスできる環境の維持と、北北海道の拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を目指すこととしており、これまでも、これらの方針を踏まえ、補助金制度を活用いただくことなどにより、宿泊、居住など中心市街地への都市機能の誘導を促進し、地域の活性化を図ってきたところでございます。

コンパクト・プラス・ネットワーク、これは本市都市計画の基本であります。中心市街地は、JR、バスなど公共交通の結節機能を有し、また、年間、今年度は110万人、あるいは120万人に近いという見通しを持ってあります利用者数の旭川空港から僅か数十分の、2次交通を介してつながる、国内外の増加し続ける交流人口のターミナルエリアとなっております。中心部において、滞在、飲食、商業、業務など目的となる機能や施設の役割が充実していくことは、観光、ビジネスなどの民間部門の成長を促す機会につながり、広域の周辺エリアも含めた波及効果も期待できます。

こうしたことを踏まえ、市としましては、今後も、さらなる民間の活力、また投資を呼び込むことができるように、諸制度、また補助なども活用しながら、都市としての魅力を高め、PRもしっかり行いながら、将来にわたり暮らしやすさやにぎわいが確保できるよう、しっかり取り組んでまいります。

○たけいし委員 頑張りましょう。

ただ、最後に、私は、この施策が、この中心市街地活性化、再開発が、ただ漠然と高層ビルだけ

が立ち並ぶ外見だけにとどまるものであれば、私にはそんな未来は何だかかすんで見えていないという感じがいたします。

しかし、昨年、外見だけではない、心を動かす、まちに計画というイベントが開催されました。旭川市の重要なアイデンティティーの一つである中心市街地を、昔は肩がぶつかったと言われる買物公園を、その歴史と人間そのものを見詰めるイベントであるというふうに私は感じました。旭川市は、今、中心市街地の活性化において、未来を強く見詰める情熱を売っていると言うことができるんだと思います。また、私は、この施策を通して、これからの買物公園が未来の旭川市民の心を動かす原動力になると信じたい、こう思っております。引き続き、そんな考えに立って、皆さんとともに頑張っていきたいとお誓い申し上げて、この質疑は終わります。

続きまして、情報共有化促進費についてであります。

この2日間、お二方からDX関連の質疑がございました。行財政改革推進部への質問ですので、重複するような部分は極力割愛して、スリム化して、行革しながらスピードアップして進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2月7日、政府は、サイバー攻撃を未然に防ぐ能動的サイバー防御を導入するための法案を閣議決定いたしました。警察や自衛隊が、独立した機関の事前承認を経た上で、攻撃元にアクセスし、無害化する措置を講ずることなどが柱となっています。我が国の専守防衛の原則も、サイバーかいわいでは天下御免となるようであります。

翻って、本市は、全国の自治体に比して先駆的にDX等を推進していると認識していますが、先駆的に取り組んでいるからこそ、先駆的なサイバー攻撃にさらされる可能性もあるといった逆説もはらんでいるという側面もあるかと思えます。急激なDX化には、セキュリティ面の不安は常について回ります。

そこで、今回は、情報政策課が所管する情報共有化促進費に係る情報セキュリティについてお伺いしたいと思います。

まずは、情報セキュリティにおける市の認識についてお示ください。

○矢萩行財政改革推進部次長 情報セキュリティにおけます認識についてですが、本市は、デジタルツールを活用した業務変革、DXを推進しておりますが、その推進におきましては、セキュリティの確保が大変重要であると認識しております。

このため、本市といたしましては、サイバー攻撃の脅威等から個人情報をはじめとする情報資産を保護するため、旭川市情報セキュリティポリシー等に基づき、各種セキュリティ対策を講じてきております。

○たけいし委員 これは、昨日の質疑にもありましたけれども、今から2年前、旭川市は、デジタル庁のガバメントクラウド早期移行団体検証事業に公募して採択された当時、利用料と接続料が国庫負担となりましたけれども、このデジタル庁の事業、計3回の公募のうち、旭川市はいち早く第1回目の公募に応募して早々に採択されて、東京都世田谷区役所よりも早い応募、採択であったわけですが、北海道の片田舎の盆地のまちが猛烈なスピード感で手挙げして、これはかっこよ過ぎますけれども、令和5年の決算審査特別委員会で質疑をさせていただきましたが、そんなたった2年前の出来事が遠い昔のことに感じられるくらい、デジタルトランスフォーメーションとやらは全くすさまじい速度で進んでいくわけでありましてけれども、情報共有化促進費についてお伺いを

いたします。

この事業で様々なセキュリティ対策がなされていると思いますが、主な取組について、幾つか、具体的にお示しください。

○矢萩行財政改革推進部次長 情報共有化促進費は、庁内のネットワークの管理、職員の業務用パソコン更新などにより庁内の情報共有環境を整備し、業務効率化を図るとともに、セキュリティ対策を行い、情報資産を保護するという事業でございます。

当該事業のうち、セキュリティの確保に関する令和7年度の主な取組ですが、1点目が情報セキュリティクラウド運用委託料1千543万6千円でございますが、これは、インターネットからのサイバー攻撃の脅威などに対応するため、北海道が構築する自治体情報セキュリティクラウドに接続し、本市とインターネット間の通信の監視、サイバー攻撃の通信遮断などを実施するものです。次に、全庁ネットワーク基盤機器等賃貸借料5千763万8千円及び当該機器等の保守運用業務委託料が792万円でございますが、機器等の賃貸借につきましては、ファイルサーバーやネットワークなどへの不正なアクセスを制御するための機器などをリースするものでございます。また、当該機器等の保守運用業務につきましては、各業務システムの正常稼働の監視などを実施するものでございます。

これらの取組などにより、庁内の情報セキュリティを引き続き確保してまいります。

○たけいし委員 DX最先端都市旭川、私は勝手にこう名づけておりますけども、頑張っていますよね。昨日、行財政改革推進部長はデジタル日本一を目指すというふうにおっしゃっていましたが、また大変なことをおっしゃるなあというふうに感じておりました。2番じゃ駄目なので、頑張ってください。

ところで、政府は、令和6年3月1日の閣議で、自治体サーバー対策を全て公表する地方自治法改正案を決定いたしました。地方自治体に情報保護を確保するための方策を示す基本方針の策定と公表を義務づける地方自治体法改正案でありまして、サイバー攻撃だけでなく、委託先の管理や人的ミスといったリスクにも対応できるよう、内容の底上げを目指すこととしております。この法案は、国と自治体の役割分担についても新たな項目を設けていて、新しい章を追加して、特例として国の指示権を盛り込むなど、大規模な災害や感染症のようなときには、個別の法律に規定がなくても国が自治体に必要な対応を指示する権限を与えているということでもあります。

情報保護をめぐっては、現在、基本方針の策定を各自治体の判断に委ね、公表の義務を課していませんけれど、ほとんどの自治体が、不正アクセス対策など策定済みであるものの、一部は公表していません。この対応は本市も同様でありまして、当たり前ではありますが、公表してしまったら敵の思うつぼ、危ないのでありまして、さて、今から約2年前、令和5年4月に横浜市の業務委託先のシステム運営会社がサイバー攻撃を受けました。横浜市議会のインターネット中継といった議会関連サービスが停止して、被害は滋賀県や広島市といった全国90ほどの自治体に波及しました。ログインするためのIDとパスワードとも、総当たり攻撃を受けて侵入されてしまったということでもありますけれども、本市のパスワード、いろいろあるかと思いますが、まさか、h i r o s u k e - i みたいな、ないかと思いますが、さて、先日、冷や汗の中、衆議院で可決され、現在、参議院で審議中の国の令和7年度予算案の中には、これ、サイバーセキュリティ関連施策に関する令和7年度予算重点化方針でも示されておりましたけれども、関連予算が重点配分をされて

います。おとといの質疑にも出ていましたから、国から取れそうなお金はしっかり取ったほうがよろしいかと思います。

ただいまハード面についての説明が随分ありましたけれども、例えば、セキュリティ研修のようなものを実施しているのかどうか、ソフト面での取組状況についてお示してください。

○矢萩行財政改革推進部次長 情報セキュリティを確保していくためには、デジタルツールの導入や情報セキュリティに関する規定の整備が重要ですが、これらを取り扱うのは職員でありますことから、職員のセキュリティに関する知識習得や意識向上が不可欠であると認識しております。

このため、新規採用職員には、採用後、すぐに情報セキュリティ研修を実施するほか、マイナンバー取扱い事務担当者や情報セキュリティ管理者である課長職においては総務省が主催するeラーニング研修を実施するなど、セキュリティ水準の向上に取り組んでおります。

○たけいし委員 総務省のeラーニングって、動画を見てテストを受けるやつだと思いますけれども、鋭意取り組まれているということで、個人情報だらけの職場でありますから、マインドと知識の醸成は素晴らしいと思います。先ほどの質疑にも、職員さんの、様々、多岐にわたる研修を実施されているということでありますけれども、マインド醸成は素晴らしいことだと思います。

さて、各種セキュリティ対策に取り組んでいますが、課題認識などを含め、今後セキュリティ対策を講じていく上での考え方など、見解をお示してください。

○浅利行財政改革推進部長 本市におきましては、職員の業務改善等を進めることを目的といたしまして、本年1月に旭川市d X加速化方針を策定したわけでありますけれども、この方針に基づきましてDXの推進を図っているというような状況であります。そのような中で、セキュリティの対策、確保というのは基本中の基本ということでありますので、こうしたことから、情報セキュリティの確保のために各種取組をこれまでも行ってきたということでもあります。

ただ一方で、ランサムウェアでありますとかサプライチェーン攻撃、そういったサイバー攻撃が、近年、非常に複雑化、さらには高度化している状況があるということでもありますし、今後も、多分、新たな手法でのサイバー攻撃というのが出てくることも十分考えられるということでございます。

個人情報をはじめとしました本市の重要な情報資産をサイバー攻撃から守っていかなきゃならないわけでありますけれども、そういった意味では、セキュリティ対策の先進事例を情報収集して学んでいくというのは当然でありますけれども、やはり、一番重要なことは、個々の職員が知識を習得し、意識をして取り扱っていくということが重要ではないかなというふうに考えております。

こういった中で、先ほど申し上げました旭川市d X加速化方針の中でも、DX推進における職員の行動指針の中で、セキュリティ意識を常に持つことを明記するとともに、ロードマップの取組内容の中においてもセキュリティ対策の徹底というものを掲げておりまして、個人情報等の情報資産の機密性を担保しつつ、旭川市情報セキュリティポリシーの定期的な見直し、こういったものも行っておりまして、これまで次長のほうからも答弁申し上げましたが、ハード、ソフト両面の取組によりまして今後もセキュリティの確保というものに努めてまいりたいと考えております。

○たけいし委員 旭川市d X加速化方針、ある意味、DXには終わりはないと言われますけれども、これはずっと加速していかなければならないということなのかなと思いますが、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、さて、今から4年前ですけれども、アメリカの水道施設、浄水場ではありますが、サイバー攻撃を受けて、今、部長がおっしゃったランサムウェアだったそうですが、システムに侵入されて、飲用水に含まれる水酸化ナトリウムの濃度の設定値が100ppmから1万1千100ppmに引き上げられたことがあったそうであります。もうほぼ毒になっちゃったんですね。職員がすぐに気づいたため、実害はありませんでしたが、重要インフラを狙ったサイバーテロとして大変話題になりました。

本市の情報セキュリティ基本方針の適用範囲にはもちろん水道局も含まれておりますけれども、デジタルセキュリティのみならず、本市浄水システムは、大停電が発生した場合でも給水を継続できるように、令和2年には石狩川浄水場、令和3年には忠別川浄水場に、御承知のとおり、それぞれ非常用自家発電の設置を完了しております。

被災時に被害がない、または少ない浄水場から被害を受けた浄水場へ配水支援を行って、断水・減水被害を可能な限り縮減し、現在、石狩川浄水場から市内の約7割、忠別川浄水場から市内の約3割に供給しているということであります。被災時のリスクの分散を図るために、忠別川浄水場から配水可能な地域の拡大、いわゆるバックアップセキュリティ体制の確立を行っているということあります。この物理的バックアップセキュリティは、一定程度、旭川市は完結をしています、水道に関しては。

さて、最後に、余談になりますけれども、何ととっても旭川の水はとにかくおいしいですね。特に、旭川市忠別川浄水場の隣の東光スポーツ公園の水飲み場の水は本当においしいです。市外からスポーツの大会に参加した選手たちが飲んで、この水は何でこんなにおいしいんだと言っているのを聞いたことがありまして、これは、私も飲んでみましたけれども、個人的には本当にエビアンみたいな味がします。浄水場からの距離が極端に近いからかなと勝手に思っているんですけれども、市内の大手酒造には、4リットルの空の焼酎ペットボトルを持って水くみに並ぶ行列ができていますけれども、混雑時、混み合っているときには、ぜひともこの東光スポーツ公園のお水を心からお勧め申し上げまして、私の質疑を終わります。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時30分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○菅原委員 それでは、質疑に入らせていただきます。

昼食後でありますので、少し眠い感じもするんですが、皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

先日、高見委員のほうから詳しく質問があった後でありますので、ダブらないようにしたいとは思いますが、私からは、特に返礼品に特化してお話をしたいと思っております。

本市、旭川市においては、これから、花咲アリーナであったり、東光スポーツ公園であったり、あるいは文化会館であったりということで大型事業が予定されているわけではありますが、いずれ

しても大きなお金で、赤字の事業も抱えているというようなこともあります。新年度予算を組むにしても大変御苦労をされているのかなと、そんなふうに思っております。

そのふるさと納税でありますけど、これは、誰が考えたのか知りませんが、うまくできている仕組みだなと思っているんですね。旭川にとっては助け船というか、渡りに船のようなことなんじゃないかなと思っています。これからの行政の在り方っていうのは、やはり、きちっと稼げる行政に少し変えていかなきゃいけないかなと、そんなふうにも実は感じているところでもあります。そのためには、一つの手段として、ふるさと納税を大いに活用しようということではないかと思っております。

それで、まず初めに聞いてまいりますが、この間の高見委員のときも同じ御答弁がありましたけど、まずは、令和5年度のふるさと納税の旭川市への寄附の実績とか、全国、それから中核市及び道内市それぞれにおける寄附の金額の順位についてお答え願いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和5年度におけます旭川市の寄附実績についてでございますが、まず、寄附件数につきましては16万3千571件、寄附金額につきましては27億9千490万6千556円となっております。また、令和5年度の寄附金額別の順位についてでございますが、都道府県を除きました全国1千741団体中、旭川市は69位、中核市62市中でいきますと4位、道内市35市中でいきますと旭川市は5位というふうになっております。

○菅原委員 全国に1千741自治体があつて、旭川は69位ということですので、この数字だけ見ると大健闘だということではないかと思えます。

例えば、1位、2位、3位辺りを見ると、もう200億円に近くなるぐらいの数字、192億円、193億円の数字を上げているわけですね。なぜこんなに差が出てきたのかなと思うんですが、仮に朝から晩までテレビを見たとしたときに、最近、とにかく食べる番組がいっぱいあつて、何がうまいとか、この店がいいとかいう番組がすごく多いんです。何か、全国民がグルメになってしまつて、誰よりもおいしいものを食べたいという感覚があるのかどうか分かりませんが、このふるさと納税を活用して、ネットで調べるわけですね。例えば、100位のところよりは1位のところにいっぱいいいものがあるだろうということで、どうしても上位のところを攻めていくというか、アタックしていくというか、そして商品を見つけていくっていう、そんな傾向なんですね。だから、どうしても1位から10位ぐらいの自治体のところはふるさと納税の額が多くなっていくということだとは思うんですね。

それで、商品についてはまた後でお話したいと思いますが、返礼品の開発とか、あるいはPRに関わるこれまでの取組、それと、新年度、令和7年度における取組はどんなふうになっているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 これまでの返礼品開発につきましては、旭川市ふるさと納税管理業務を委託しております株式会社JTBふるさと開発事業部、それと私どもの職員によりまして、市内の事業者の訪問ですとかによりまして返礼品の開発、発掘等を実施してきております。

株式会社JTBふるさと開発事業部につきましては、他自治体におきましてもふるさと納税の中間管理業務を受託していることがありますので、ふるさと納税市場全体のトレンドですとかカテゴリー別の市場動向などの情報をお持ちということもございます。これらのマーケティングを基に、新たな返礼品の開発等に取り組んできたところでございます。

令和7年度につきましては、地域資源のさらなる発掘を目的といたしまして、本市地場産品や地域の事業者精通しております事業者へ返礼品開発と発掘の業務を委託することを予定しております。これによりさらなる返礼品の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、返礼品のPRについてでございますが、本年度は、旭川市ふるさと納税特設サイトというものを開設いたしまして、ウェブ広告ですとかマンションサイネージ広告の配信、本市ふるさと納税カタログの配布によりまして、主にふるさと納税をこれまで行ったことのない潜在層に向けてPRを実施してきております。

令和7年度におきましては、楽天など大手の寄附受付ポータルサイト運営事業者によりまして、今後のふるさと納税市場というのは一定程度成熟期に突入して成長率は鈍化するというような予測がございますことから、今年度実施しました潜在層に対する施策から、ふるさと納税を経験したことのある顕在層向けの施策にシフトして、各ポータルサイトとの連携を密にしながら、サイト内広告の充実ですとか、ポータルサイト主催のイベント出展回数の増のほか、新たに寄附受付ポータルサイトとしてマイナビふるさと納税及びファイターズふるさと納税を開設し、顕在層向けのプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原委員 御答弁いただいたそのとおりだと思います。

それで、御答弁の中でありまして、皆さん、大変な努力をされていることは重々理解できます。

どうなのでしょう。これからの市において、目標額というようなことは考えているのでしょうか、お答えください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 寄附の目標額についてでございますが、以前は旭川市はその目標額というものを定めずに取り組んできたところでございますが、昨年度の市政方針におきまして市長から目標額が述べられたところでございます。本市では、令和8年度の目標額を寄附額50億円としておりまして、その間に、令和6年度、今年度は目標寄附額を35億円、来年度、令和7年度には目標寄附額を43億円として、段階的に寄附実績を増加していけるように各種施策に取り組んでいるところでございます。

令和6年度におきましては、市内家具メーカーにおけますチケット型返礼品の商品開発ですとか、大手家具事業者でございますアルフレックスジャパンの新規取扱い、また、大手寄附受付ポータルサイトふるさとチョイスを運営します株式会社トラストバンクとの連携によりまして、高額寄附獲得など、旭川家具・クラフト品カテゴリーの寄附獲得に注力したことがございまして、今年度の寄附目標見込額は目標寄附額を達成できる見込みというふうに考えておりまして、同時に、過去最高額を見込めるのではないかとこのように思っております。

令和7年度につきましては、先ほどの答弁のとおり、顕在層に向けましたプロモーションに注力するほか、楽天が提供いたしますデータ提供分析ツールでありますRakudashですとか、そのデータを活用するワークショップRakudemyを活用したデータ分析を行いながら、その結果に従って、より効果的な広告の打ち出しや、返礼品開発等の施策を展開していくことによって、目標額を達成していきたいと考えております。

○菅原委員 そうですね。楽天が提供するデータ分析Rakudashとかデータ活用ワークショップのRakudemyを、最大限、これから活用していただきたいと思っております。

それで、実は、何日前か忘れちゃったけど、どうして、1位、2位、3位、この190億円という

金額になるぐらいの寄附がここに集まったのかなということで、どういう意味なんだろうと思って、ネットを開いてカタログをずっと眺めておりました。そのとき、一つだけ分かったのは見せ方なんですよね、実はね。

見てもらったら分かるんですけど、旭川のカタログがあるんですけど、チェアがあって、旭川家具が載っていますけど、何脚か分かりませんが、55万円って書いてあるんですけど、このスタイリッシュな、機能的なスタイルなんでしょうけど、この椅子が1脚なのか、6脚なのか分かりませんが、55万円って書いてあってもやっぱり欲しくならないんですよ、実は。

ジンギスカンなんかも、やっぱりちゃんと載っています。ところが、ジンギスカン鍋に乗っているんですけど、肉が3〜4枚乗っかって、特別、じくじく、ジュージューっていうかな、そんな感じもしない、煙も出ていない、これじゃ、どうなのかなあって思っていました。

で、そうこうしているうちに、別海のホームページ、ネットのふるさと納税のほうを見ましたら、別海牛とあって、ハンバーグが売り物なんですね。で、ハンバーグの宣伝だけで、手のひらぐらいの大きさで、13種類のハンバーグが載っているんですね。これ、やっぱり欲しくなるんですよ。どのハンバーグにしようということになると思うんですね。

ですから、このふるさと納税のホームページの見せ方っていうのはすごい重要だなと思うんです。もちろん商品開発も必要ですし、旭川にちなんだ商品ってどんなものがあるかって、そういったことをしっかり考えなきゃいけない。

僕は、いつも、議会に来ると、天気の良い日は窓から旭岳を見ているんですよ。本当にきれいななと思うんですけど、例えば、旭岳ツアーをふるさと納税にする。春は春スキーがあるし、秋であれば紅葉がある。で、ツアーに行ってもらって、もうジンギスカンは食べ放題、帰りはジンギスカンを持っていただくぐらいの、やっぱり地元でちなんだ開発も必要でないかなと思っています。

そう思いながら、ふるさと納税のアイテムが3千700もあるわけですから、もう3千もあつたら、やっぱり、選び放題、選べるはずなんですけど、どこに差があるのかなっていうのは、僕は間違いなくこの見せ方だと思っているんですね、実は。全く違うんだよ、見せ方がね。

で、紋別も、ただホタテがありますよってだけでなく、日本一の大きなホタテだとか、そういったキャッチフレーズで出ているわけですよ。それは、日本一の大きなホタテはやっぱり食べたいですよ。全国に漁村のまちっていっぱいあるわけですけど、何か、やっぱり北海道はおいしいというイメージがある、なおかつ、そんな大きな新鮮なホタテがあれば、それをやっぱり食べたいなるわけですよ。

ですから、その見せ方、あるいはキャッチコピーの売り出し方、それがきつと大きく左右しているんじゃないかと思うんですね。

で、目標額も今聞きましたけど、2年後ぐらいには50億円にしたいっていう話なんですけど、偉そうなことは言えないんですが、多分これは、見せ方一つによってはすぐに30億円は超えるし、50億円に近づくとと思うんですね。で、50億円に近づいたとしても、今年度の順位から言うと大体20位以内ぐらいまで上がってくるんですけど、10位以内には入ってこないんですね。10位に入るといって、100億円を超えなきゃならない金額になってきます。

でも、これが駄目だということではなくて、もう大変健闘していることは間違いのない、そう思っ

ています。旭川の、言うなれば財政難を救う一つの道としては、このふるさと納税が非常にキーポイントになる、そんなふうに感じております。

僕は、個人的に言えば、別海牛より白老牛のほうが好きでありますけど、あのハンバーグはとってもおいしいんですね。で、白老のを調べたら、あんまり、やっぱりPRが下手なんですね。食べたくなるようなPRっていうのはなかったんです。だから、いかに別海が上手に宣伝しているなあということが分かるんですね。金賞を取ったとか、日本一になったとか、ベスト何だとか、何とか賞を取ったとか、そういうキャッチフレーズが入っていて、まねするということでもないんですが、何とか、旭川も、その見せ方に、食べたくなるような、欲しくなるような、そういう工夫をぜひしていただきたいと思っています。もちろん、3千あるアイテムの全部でそれをやるというのは、それはもうできないかもしれませんが、ちょっとピックアップして、そんな作業をぜひしていただきたいと思っています。

そこで、あえてお聞きしますけど、ふるさと納税の寄附実績の向上のために、今言ったとおりなんですが、返礼品の見せ方というのが大変重要と僕は考えます。上位自治体である、例えば1位の都城市、それから、北海道でいえば白糠町、あるいは別海町のように、すばらしい見せ方、ちょっと大げさであります、そのすばらしい見せ方にしていただきたいんですが、見解をお伺いしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税の中での返礼品の位置づけというのは、すごく大きなものだというふうに認識しております。

その中でも、委員の御指摘のとおり、実績の増加に向けた取組の中では、画像、映像ですとかキャッチコピー、そういったものの返礼品の見せ方というのが非常に重要だというふうに考えております。

したがって、先ほども答弁いたしました、今年度は、特に、旭川家具・クラフト品カテゴリーの獲得に向けて本市ふるさと納税の特設サイトを開設いたしました。そして、ブランディングを実施してきたところでございまして、また、各サイトの画像の一部の手直しもしてきたところではございます。

しかしながら、目標額であります50億円達成に向けては、やっぱり常に新しい取組ですとか見直し、検討が必要だというふうに認識しております。また、返礼品の追加登録に伴います総務省申請ですとか、各サイトへの掲載業務などに対応するため、そういった業務があるわけですが、なかなか私ども行政改革課の職員のリソースというものがちょっと恒常的に不足している状況にもございます。そういったこともありまして、やりたいその返礼品の見せ方の改革というところにはまだ手が回っていない状況ではございます。そういったことからすると、やっぱり、まだまだ改善の余地はあるのかなというふうに思っております。

このため、令和7年度の新規事業といたしまして、旭川市ふるさと納税返礼品支援等業務におきましては、返礼品開発業務のほかに、返礼品の公募ですとか管理、また、感謝状作成ですとか特設サイトの運営、こういったものを委託で実施することで、これまで以上に私どもの職員がコアな業務に従事できるようになるのかなと思っています。そういったコアな業務に注力できるということと、返礼品のよりよい見せ方というところにも力を入れていけるのかなと思っていますので、ぜひ、来年度はそんなことに取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原委員 返礼品が、どんどん、ふるさと納税の品物がどんどん売れていって上位に上がっていくと、やっぱり、それだけ注目が集まるわけですね。なおかつ、また上位に上がっていくといういいサイクルになっていく、そう思うんですね。ですから、その商品、返礼品が3千もある中で何をピックアップして売り出していくか、どう、その見せ方をさせるかということを、これからしっかりそこを重点的に考えて、つくって、ぜひPRしていただきたい、そんなふうに思っています。

いかんせん、旭川の家具っていうのは、もう日本一を自負していいぐらい、いいものだと思いますし、家具を展示している、旭川デザインセンターといますか、あれはいい建物ですね。ああいうものをバックにしながら、いかにもその椅子に座りたくなるような、あるいは、テーブルを使いたくなるような、やっぱりそんなようなイメージの見せ方をしていかないと、家具も売れないだろう、あるいは、椅子も売れないだろう、そんなふうに思っています。こんなちっちゃい椅子で、これ、50万円と言われたって、それは分かんないですよ、多分ね。なぜこれは50万円もする椅子なんだっていうことをしっかり見せていく、そんなようなやり方が必要なのかなと思って。もちろん集めたふるさと納税はどういった目的に使うのかっていうことも、それは、やっぱり、しっかり明記をしなきゃいけないことではありますが、何とかそういったことで頑張っていたいただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、企業版ふるさと納税でありますけど、それについて質問してまいります。

この企業版ふるさと納税でありますけど、メリットのほうが多いんですね、実はね。さっと申し上げますと、税金の節約効果とか地域との良好な関係が構築できるということ、地域社会へももちろん貢献ができる。それから、企業の社会的責任を果たすこともできる。さらには、寄附金額に応じて地方自治体からの特典あるいはPR効果を得る効果も得られる。それから、そのようなことから企業のイメージ向上につながります。

で、その手続なんですけど、難しいのかというと、全然、難しくないんですね。まず、寄附を行いたい自治体を企業が選択し、その自治体の指定口座にお金を振り込むだけなんですよ。で、振り込んだ企業は、企業版ふるさと納税と書いて、企業の名称、もちろん住所、それから口座情報などを記入して振り込んでしまうと。その後は、寄附金の控除証明書が自治体から発行されて、必要な書類についてはしっかり保管をしていく、ただそれだけの流れなんですよ。

じゃ、どうやって企業版ふるさと納税を集めるかということなんですけど、その辺のところを少し質問してまいりたいなと思っております。

内閣府のふるさと納税の説明書みたいのがあって、その中を読んでいくと、こんな応援をしていますよというのが出ておりまして、一つは、ほっかいどう応援団会議とあります。それからもう一つは、企業と地方公共団体とのマッチング会っていうのがあるんですが、まず、ほっかいどう応援団会議によるPR内容とその効果等があればお答え願いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ほっかいどう応援団会議につきましては、北海道が実施いたします事業により発足したもので、北海道が抱えます様々な課題を解決するために、北海道にゆかりや思いのある個人や企業、団体が集うネットワークとなります。北海道を応援する方法といたしましては、官民連携による事業の実施や、専門スキルを活用したボランティアへの参加のほか、企業版ふるさと納税等による資金面の支援が参画企業・団体へ周知されているものとなっております。

このネットワークにおけますふるさと納税のPRといたしましては、本市の情報も掲載していただいているところですが、道内各自治体における取組を横並びで紹介しているということもございまして、なかなか本市の取組に特化した内容とはなっておらず、このネットワークを通じた効果的なPRは少し難しい状況となっております。

また、効果的なPR方法を検討するために、昨年度から、私ども自身が、企業版ふるさと納税を通じて御寄附をいただいた企業に対しまして、寄附に至った経緯等につきましてアンケート調査を実施しております。その中では、半数以上の企業様が本市のホームページを契機として寄附につながったということが分かっているところがございます。

そういったことから、本市のホームページのコンテンツ拡充も含めまして、ホームページの充実など、さらなる寄附獲得に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○菅原委員 それでは、企業と地方公共団体とのマッチング会、これに関しては、活用等々はどうなっているのか、お教えてください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業と地方公共団体とのマッチング会につきましては、これは、内閣府が設置いたしました企業版ふるさと納税分科会で開催しているものでございまして、年に大体6回程度開催されている状況です。

これまで本市が参加した実績はございませんが、近年では地域やテーマを絞って開催されていることから、本市にとって有効となるテーマで開催される際には、やっぱり、事業所管部局がリードして動いていくということが大変重要と考えておりますので、事業所管部局と調整を図りつつ、来年度も活用してまいります地域力創造アドバイザーの方に御助言をいただきながら、効果的な活用方法について検討していきたいと考えております。

○菅原委員 このほっかいどう応援団会議、それからマッチング会でありますけど、そんなに機能していないですね。でも、資料によると、相当、力を入れているようなことを書いてあるんですが、今、答弁があったように横並びということではなかなか難しい。それは、マッチング会も、これはネットでやっているんですね。そんなことから、少ししか開催していない、そんなようなイメージがあります。

で、内閣府の資料を見ると、こんなことが書いてあるんですね。北海道八雲町の例でありますけど、企業版ふるさと納税をどうしたかっていう話なんですありますが、個別事業ごとにPR用のチラシを作成して関連企業に郵送した、関心を示した企業に対して町長のトップセールスを実施した、すぐさま計33社の企業より寄附をいただいたということなんですね。

この企業版ふるさと納税のポイントっていうのはトップセールスにあるんですね。私は、実は自分の会社の部長時代、あるいは専務時代、それから社長時代、いろいろありましたけど、名刺を見せて、専務の名刺と、それから社長の名刺で、やっぱり対応が銀行でも違うんですね。話は早いし、やっぱり明確に見えてくるんですね、実は。今申し上げたとおりでありますけど、企業版ふるさと納税のポイントは間違いなくトップセールスにあるだろう、そんなふうに思います。

そこで、お聞きしたいんですが、この企業版ふるさと納税の獲得は、今申し上げたとおり、首長、あるいは菅野副市長とか、トップセールスが必須と考えていますが、市としてのお考えが何かあればお答えしたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 首長、旭川市でございまして、市長が企業のトップなどに対しまし

て直接アプローチを行うということは非常に重要なことでありまして、市長自らが熱意を伝えるということになりますので、寄附により実施したいっていうその事業の本気度というものをお伝えすることができるんでないかなというふうにも思っております。

本市においても、市長によりますトップセールスの必要性というのは認識をしているところでございまして、本市の場合、非常に幅広い事業が寄附対象として充てられるというような状況になっております。北海道でいえば、有名なのは大樹町のロケットの事業は、非常に分かりやすく、何となく夢もあり、それに特化した企業版ふるさと納税の寄附を多く獲得しているということがありますが、今申し上げたとおり、本市については、非常に間口を広げて、寄附の受付というか、PRをしているということもありますので、その事業内容を精査する中で、どの事業がトップセールスに合うのか、そういったものも選定、検討していく必要があるということになります。

幅広い事業を対象としているということになりますと、我々、担当している行財政改革推進部のみならず、各部署・部局でそれぞれ受けられるような事業を持っておりますので、やっぱり、そういったところにさらに意識を高めていただく必要があるということで、今年度、初めてこの企業版ふるさと納税の説明会というものを実施したところでございます。

そういった中で、各原課の方々に意識を持っていただいて、この事業でこういう企業に応援していただきたいというようなものも今後多く上がってこようかと思います。そんな中で、特にこれはという部分が出てきたときには、やはり、市長に動いていただくということが重要になってくるんじゃないかなと思っております。

また、今年度からアドバイスをいただいております地域力創造アドバイザー、渡邊さんという方をお願いをしているんですが、彼からも、トップセールスの重要性というのは非常に助言をいただいているところでありますので、今後につきましても、トップセールスに有効な手段、あるいは事業、さらには相手企業の選定などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○菅原委員 そういったわけで、何度も申し上げて恐縮ですが、この企業版ふるさと納税についてはもうトップセールスしかないだろう、そんなふうに思っています。

かといって、今、部長から答弁がありましたが、大変忙しいですからなかなかあちこちに出かけられない、そういう事情もよく分かります。例えば、月1回、東京に行く用事があるんですかね、ちょっと分かりませんが、そのときに1～2軒に寄っていくとか、今、これも答弁ありましたが、これから、チラシを配る、あるいはダイレクトメールを送る、そんなこともヒントにしながら、そして、そこに営業をかけていく、その単純な作業が間違いなくこの成果につながっていると思います。

そんなわけでありまして、今、部長から検討を進めると答弁があったわけですが、最後に、副市長にお聞きしたいんですが、副市長として、あるいは首長として、セールスを含めて、今後の企業版ふるさと納税の獲得に向けた意気込み、そういったものをお示し願いたいと思います。

○菅野副市長 ただいま委員から企業版ふるさと納税ということでの御質疑をいただいておりますが、ふるさと納税も含めて、やはり、市の職員、それは市長、副市長も含めて、市の職員全員が、場合によっては営業を担当する職員として、様々な企業に、この旭川市を、この地域を売り込みに行かなければならないし、そういう責務も持っているというふうに考えてございます。

本市に限らず、どの自治体も財政事情は厳しいわけでございます。その中で、企業版ふるさと納

税、あるいはふるさと納税は本当に重要な財源になっているわけですので、そこはしっかりと確保できるように努めていく必要もあると思っています。ただ、あんまりふるさと納税ばかりに頼るのではなくて、それ以外の自主財源の確保ということも大事にしていかなきゃならないと思っています。

企業版ふるさと納税でございますけども、市長は、就任後、名刺に、自ら、多分、負担して作っていると思いますけど、ふるさと納税だとかのサイトのQRコードをつけて、どの方とお会いするときにもその名刺で御挨拶されていたということで、様々な機会を通じて、旭川市、そしてふるさと納税をPRしてきてございます。

私もそうでございますけど、市長は、企業の責任ある立場の方、経営者の方であったり、団体のトップの方であったり、そういう立場の方とお会いする機会がございますので、直接、やはり、旭川のこういう事業ということでPRできる立場にもございますから、その都度、旭川を売り出していかなきゃならないと思っていますし、市長もそういうお考えだというふうに認識はしています。

企業版ふるさと納税に関わってPRすることで、その企業が旭川市に関心を持っていただいて、旭川市とつながることで、いずれ、場合によっては投資をしていただくとか、あるいは、そこで起業をしていただくとか、そういうことにもつながるということも期待できますので、市長、それから私も含めて、企業版ふるさと納税の獲得に向けて、様々な機会を通じて、様々な情報をいただいて積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

いずれにしても、現在、進めている、努力もしてございますけど、まだまだできることがあるように思います。委員から御指摘をいただいた他都市の状況も参考にさせていただきながら、これからもしっかりと財源獲得に努めてまいりたいと考えてございます。

○菅原委員 先ほど答弁の中であった、令和8年度は寄附額の50億円を突破、達成、それから、令和6年度は35億円、令和7年度については43億円と段階的に上げていきたという話なんですけど、今、申し上げたとおり、ふるさと納税のポイントはまず見せ方だろう、私はそう思います。それから、企業版ふるさと納税はトップセールスだろう、そう思っております。そのことによって、今27億円ぐらいですか、一気に倍増ができる、そして50億円も突破できる、それぐらいの勢いを持ってぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

そのことは、旭川にとってとても有意義なことでありますし、財政を助けるということになりますので、みんなで情報を共有しながらつくり上げていきたいな、そんなふうに思います。

以上、質疑を終わります。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時09分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○塩尻委員 それでは、副委員長ということで一番最後の質疑ということで、いつも思うことなんですけども、やはり、項目がかぶって、どんどん、どんどん、やろうと思っていたことがなくなって、最初から諦めモードでスタートしながらも、最後の最後でちょっと追加させていただいたりし

ながら、項目数は2項目ということで短いんですけども、後半のほうはたくさんやりたいなと思っていますんで、短いですが、お付き合いいただければと思います。

まず最初に、人手不足に関わる対策について、一つ一つやっていくともういろんな部署にまたがるので、まとめて財政課さんのほうで、財政をつかさどる部としてそちらのほうにまとめてお聞きしていきたいなと思っております。

今、人口減少とか少子高齢化で、様々、社会情勢が変化しておりますけども、全国的に人手不足の悩みっていうのはどこも尽きないところかなというふうに思います。ICT化によって、一時期、雇用がなくなるとか、この業種がなくなるとか、いろいろテレビとかでも言われたりもしていましたが、今、だんだん、だんだん、そういうところに移行していく途中のタイミングで、一番難しい状況なのかなというふうに思っています。

ただ、やっぱり、そんな中でも維持していかなければいけないところもあつての様々な対策かと思っていますけども、各部局の、様々、行っている人手不足に関わる支援業種数とか、あと、金額についてお示しいただきたいと思います。

○小澤総合政策部長 令和7年度予算においての人材確保に関わる事業費につきましては、事業者への助成金や補助金といった直接的な支援のほか、企業情報サイトの運営や研修の開催など間接的なものも含めまして、およそ2億5千万円となっております。対象業種につきましては、公共交通や航空運送、あと、介護、保育、農業など多岐にわたっております。

○塩尻委員 改めて、こうやってどういう業種があるのかというのを並べて確認すると、国の制度に関わるところが大きい業種が多いなというふうに思います。勝手に報酬を変えられなかったりとか、利用料金、公共交通も自由には変えられない部分もあったりというところで、そう考えると、国の制度でちゃんともうちょっと変えてもらえると、魅力ある仕事につながるんじゃないかなというような業種もあるなというふうに感じます。

現在行っている、今おっしゃっていただいた業種以外のところから、これまでに、人手不足で支援してほしいとか、そういった要望がなかったのか、確認させてください。

○小澤総合政策部長 建設業、警備業、あと廃棄物処理業などの業種のほうから人材確保の支援に関する要望があったと、関係部局のほうから聞いております。

○塩尻委員 建設業と警備業、廃棄物処理業ということで、特に、廃棄物処理関係だと、また公に近いところになってくるのかなというふうに思いますし、建設業、警備業は結構セットで動いていたりもしますが、やはり、そういう要望としては、業界として何とか支援してほしいというような要望が来ているということです。

これまで行っていた各種支援なんですけれども、その支援の成果についてはどのような状況なのか、伺いたいと思います。

○小澤総合政策部長 幾つかの例で申し上げますけれども、経済部が実施している若者の地元定着のための合同企業説明会につきましては、今年度、2回開催し、多数の企業と学生の参加がございました。また、福祉保険部が実施しております今年度の介護職員初任者研修では、受講者19名のうち16名が、その後、有資格者として就労しております。このほか、路線バス乗務員や除雪オペレーターの確保に対する助成や、子育て支援員の養成研修等により、様々な分野において一定の人材確保が図られているというふうに考えております。

○塩尻委員 初任者研修のほうは、30名の枠の中で修了したのが16名なので、うまくいっているのかどうかというと微妙なのかなと、約50%ぐらいですから。また、一定の人材確保ができていうことは確かだとは思いますが、結局、今、高齢化で、だんだん、だんだん、定年して仕事から離れる方も増えてくると考えると、やはり、全然解決できていない状況なのかなというふうに思います。

先ほどお示しいただいた、要望はあるけど、まだ、現在として支援を行えていない業種もあるということで、そういったところで今後支援しなきゃいけないようになってくるんじゃないかっていう可能性もあるのかなと。そう考えると、今、行っている人手不足の対策も、最初は1つから始まり、2つ、3つになりっていう感じで増えていったかと思います。そう考えると、まだこれからそういった支援業種の拡大だったりとか予算の増加なども可能性としてはあるんじゃないかと思いますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 人材確保に関する各種取組につきましては、今後におきましても、その時々々の社会情勢等の中で、その必要性や効果、あと財源等も考慮した上で、既存事業も含め、毎年度の予算編成の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○塩尻委員 今後の想定なので、明確なお答えは難しいということかなと思います。その都度、その都度、検討していくということですけども、財政状況は厳しくなっていくことが見込まれている中で、規模の拡大っていうのは難しいんじゃないかなとは思いますが、やらなきゃその業種が困ってしまったり、公共的なサービスの低下にもつながるので、やらなきゃいけないんだろうなというところもあります。

その辺りは仕方ないところではありますけども、この人材不足の対策をこれまで行ってきたんですけども、そういった支援を行うと決める判断基準ですか、そういったのはどういうところにあるのか、伺いたいと思います。

○北嶋総合政策部次長 判断基準として明記したものはございませんが、公共交通や福祉、介護、社会インフラなど、公共性の高い業務の維持に関わる人材確保対策、そういったもので効果が見込める取組については優先的に行うべきとの共通認識を持って予算編成に係る協議を行い、判断しているところでございます。

○塩尻委員 そうですね、公共性の高い業務は維持していかないと市民サービスとして困っちゃうことが多いので、民間の業種というか、仕事とはまた違うところもあるのかなというふうに思うんですけども、そう考えると、今後、人手不足が続いていきますよと。それを解消できるような環境になるまでは、それがずっと続くっていうことになります。

そんな中で、最近では、外部委託というか、アウトソーシングを進めていこうとされておりますけども、その業種が人材不足になったらどうなるんだっていう、またそこを支援しなきゃいけないんじゃないかっていうこともちょっと懸念として、それを言い始めるとどこまでも続いていくので難しいところかなとは思いますが、その辺りが、見方を変えると矛盾しているような気もしないでもなくて、自分が議員になってから一番最初におかしいんじゃないかと思ったのは、放課後児童クラブの民間委託だったりとか、やはり、民間というのは利益を上げて残さなきゃいけない中で、外部委託をすると質が本当に上がるのかっていうところを考えると、そうではないんじゃないかなという部分もあったり、確かにいろんなノウハウはありますけども、それだけの問題でもなか

ったりっていうのから始まり、外部委託が行われるたびに、本当にそれでいいんだろうかっていうふうに感じることも多々あります。

次に進みますけども、こういった様々な支援を行う中で、人手不足解消に本当につながっているんだろうかというところです。その点について見解を伺いたいと思います。

○北嶋総合政策部次長 公共交通や福祉、社会インフラなど様々な人材確保対策を実施している中で、例えばですけれども、令和6年度から実施している空港保安検査業務等の人材確保支援により、旭川空港の定期便や国際チャーター便の就航増加に寄与しているものと考えておりますし、また、バスの運転手や除雪のオペレーターの育成支援についても、制度の利用者が実際に従事していることで全体の運行体制の維持に貢献しているものと考えております。

生産年齢人口の減少は日本全体の課題であり、現在実施している各種支援策をもって人手不足解消の抜本的な解決ということには至りませんが、市民生活の安全、安心や社会経済活動の維持のために不可欠な公共的サービスなどは、引き続き、不足の状況などを勘案しながら、適宜、人材確保対策を講じていく必要があるものと考えております。

○塩尻委員 次で最後の質問ですけども、やはり、必要な取組でもあるのはそうなんですけど、一番心配なところを最後にお聞きしたいんですが、やっぱり、一定の効果はあるけど、解決はできていないってなると、ずっと続けていかなきゃいけないし、定年間近で働いている方は、数年後には退職することになってしまいますし、それがずっと続いて続いて、人手不足もどんどん広がっていくということになろうかなと思います。そう考えると、やはり、財政状況が厳しいという中でいつまで人手不足の対策を行っていけるのかっていうところで、いつか手の回らないところが出てくるんじゃないかっていう心配をしています。

そんな中で、本市の財政を預かる部としての今後の取組、お考えについて、最後、お伺いしたいと思います。

○熊谷総合政策部長 まちの活気が維持され、そして、何より市民の皆様が安心、安全に暮らし続けていくためには、繰り返しの答弁になりますが、まずは公共性の高い事業を維持していく必要があります。これを支える人材の確保については今後も引き続き支援が必要と考えております。

令和7年度予算においては、バス関係、そして航空運送、保育士、農業、林業関係など、こういった事業への支援は、そういった事業がございしますが、要望等をいただきました事業の中には、支援に至っていない、そういった産業分野もございします。人口減少が進む中で、多くの分野での人手不足は今後も続くものと見込まれますが、一方では、DXの進展などで従来よりも少人数での業務執行が可能となるほか、外国人材の活用なども多くの業種でさらに進んでいくものと考えております。

今後においては、現在の取組を単純に継続するのではなくて、こうした社会情勢も十分に踏まえながら、本市の果たすべき役割をしっかりと踏まえて、最少の費用で最大限の効果的な支援ができるよう、その支援の在り方を検討していく必要があると考えておりまして、そういった方向で検討してまいりたいと考えています。

○塩尻委員 多分、これはどうにかしなきゃいけないけど、どうにもならない難しい状況なので、大変だとは思いますが、より効果的な取組を行っていただきたいなと思います。

次に、ふるさと納税の関係でお聞きしていきたいなと思っています。

こちらは、先ほどもお話が出ておりましたし、先日もいろいろ細かいところの御質疑がございましたので、何点か絞ってお聞きしていきたいなと思います。

企業版ふるさと納税に関しても、最初は、全然、項目も少なく、寄附していただける企業さんも少なく、本当に大丈夫なのかなと思って質疑していたこともありますけれども、本当に、制度自体は私は否定的なんですけども、やはり、地場産品だったり、そういう有名なものが地元にはない地域からすると不利な状況ですし、もともと納税者が多かった都市部とかだと、やっぱり、外に奪われるっていうのを、自治体同士で戦わせる、争わせるっていうことはよろしくないのかなと思いますが、制度としてある以上はやらなきゃいけないっていうことで、いつもこういう話は質疑するときは言わせていただいておりますけども、なので、やらなきゃいけないですね。今、行財政改革推進部のほうで取り組まれていて、数字は本当によくなっているというところですよ。

で、今回お聞きしていくのは農産物に関わるようになります。

ふるさと納税は、たくさん、3千700以上でしたっけ、品目があって、その中で、ふるさと納税における農産物の占める割合と金額についてお聞かせください。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 直近の数値で御答弁させていただきますが、令和6年4月から令和6年の12月までの寄附実績といたしましては約31億5千万円となっております。

そのうち、米、フルーツ及び野菜などの農産物に係る寄附実績につきましては、全体の31.4%となっております、寄附金額で申しますと8億9千844万2千円となります。

〇塩尻委員 農産物なので、加工食品はたしか入っていなかったですね、加工品とかは。なので、純粋に生産された農産物で3割を超えているということで、かなりの割合を占めているんじゃないかなというふうに思います。

で、この農産物の中におけるお米の占める割合と金額についてもお伺いします。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 お米の寄附実績ということで申しますと、こちら直近の数字でございますが、令和6年4月から12月までで、全体の10.85%を占めておりまして、寄附額につきましては3億1千51万6千円となっております。

〇塩尻委員 お米だけで10%、1割超の3億円を超えているところということで、本当に、やはり地域性が出ているなと思いますし、とてもありがたいというか、それだけたくさん旭川のお米を食べてくれている人が旭川市外にいらっしゃるんだらうなということを考えると、もっともっと旭川のPRにもつながるし、そういった面で広がってほしいなと思うところです。

次に、農産物の寄附額と件数の例年との比較を伺いたいと思います。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 各年度の寄附額、寄附件数の順に答弁させていただきます。

令和4年度につきましては3億9千115万9千円で3万3千955件、令和5年度につきましては7億3千672万1千円で6万619件、令和6年度につきましては、12月までの年度途中の合計になりますけれども、8億9千844万2千円で6万2千558件となり、令和5年度と比較いたしますと、金額ベースでは約1億6千万円増加し、過去最高を更新している状況でございます。

〇塩尻委員 次に、お米の寄附額と件数、これの例年との比較もお願いいたします。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 こちらも、各年度の寄附額、件数の順に答弁させていただきます。

令和4年度は1億3千344万2千円で1万330件、令和5年度は1億6千423万9千円で1万1千488件、令和6年度は、こちらも年度途中の12月までですが、3億1千51万6千円で1万7千57件となっておりまして、こちらも、令和5年度と比較いたしますと金額ベースでは約1億5千万円増加しております。この分が、今年度の農作物に係る寄附額の増加に寄与したものと認識しております。

○塩尻委員 農産物の増加分のほとんどがお米ということでありまして、これだけ見ると、本当に、お米の需要というか、返礼品が伸びているんだなというふうには思うんですけども、一つお聞きしないといけないのを忘れていました。

サイトを見ていると、サイトの中で品切れと受付終了ってあるんですけども、この違いについてちょっと伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 こちらは、ポータルサイトによって若干の取扱いの違いはございますけれども、例えば、品切れ表記につきましては、返礼品提供事業者においてあらかじめ設定しておりました在庫がなくなって受付が停止になったものですとか、在庫以外の理由によって、一時、受付を停止したものとござります。こちらについては、随時、返礼品提供事業者において在庫確保等の停止の原因が解消されれば受付再開、稼働の余地があるという場合のステータス表示ということになっております。

もう一つの受付終了表記につきましては、例えばアスパラなど、収穫後に、随時、発送する返礼品で、あらかじめ受付期間を設けているものなどが対象になりまして、設定しました受付期間が過ぎた場合などに表記されると。この場合、仮に在庫があったとしても受付は終了ということになります。また、そのほか、再開のめどが立たないで、長期間、受付停止するという場合もこちらのステータス表示になるということになっております。

○塩尻委員 次に進むんですけども、先ほど令和6年度の増加分のうち1億5千万円ぐらいがお米で占めているということでありましたけども、先日の質疑の中で、在庫切れの解消に向けて取り組んでいくような御発言をされておりました。令和6年度は、令和の米不足ということで、全国的にお米がスーパーにも並ばないというような状況がありました。それが原因でお米の需要が伸びたのかなというふうにも、原因の一つですね、思うところありますけども、また、新年度の中でもお米不足が発生する可能性があるかと。

2月14日の農業新聞のほうで、6月末のお米の民間在庫量がかなり少ない予測らしいんですよ。それが、年間の需要量の2か月分しかないような記事がありました。そう考えると、今後もお米の返礼品というのは、すごい不安定というか、安定した提供ができなくなってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

その上で、旭川市内でもスーパーにお米が並ばなかったという状況の中で、これからまだまだ米不足が解消されるか先が見通せない中で、市外に返礼品として出すのを頑張って集めるっていうのはどうなのかなと思うんですね。市内で困っている人、お米を買えなくて困っている人もいっぱいいるという中で、それについて、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税寄附受付ポータルサイトへの掲載に当たりましては、まず、中間業務受託者等と調整の上、返礼品ごとに受注の上限数ですとか発送数を設定しているというふうにして寄附の募集に当たっているところがございます。また、ふるさと納税の返

礼品として確保いただく数量と、通常販売される数量の振り分けについては、各事業者様の御判断にお任せしているということでございます。

そういったことから、必ずふるさと納税のほうに回してほしいと、そういったような要請をする予定はございませんで、可能な範囲での要請というふうに考えております。現時点では、ふるさと納税に係る返礼品確保によって市内販売への影響があったといったような情報は、こちらのほうには入ってきていない状況でございます。

また、米の流通につきましては、市内販売店で旭川産米以外のものも多数販売されているという状況からして、この問題は旭川産米だけに限った問題ではなくて、現在、話題になっております備蓄米の放出ですとか、そういったいろんな米全体の問題、課題なのかなというふうに認識しております。

一方、委員が御指摘の地元での米不足というのも懸念の一つというふうに受け止めておりますので、今後、返礼品の在庫確保に取り組む場合につきましては、農政部をはじめとした関係団体と情報交換しながら取り組んでいきたいと考えております。

〇塩尻委員 いろいろと難しいところですけども、頑張っていただきたいなと思います。

ふるさと納税は、先ほども御質疑がありましたけど、目標を定めて、それに向けて取り組んでいかれるというところでもあります。かなり市の財政状況に影響を与えるような大事な歳入でもあるところかと思っておりますけども、今申し上げた在庫の不安定さというものがある中で、このまま進んでいって、お米の寄附額の占める割合もそれなりにあるわけですから、今後目標達成に影響を与えてしまうのではないかという懸念があるんですが、その辺りについて影響がないのか、伺いたいと思います。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 返礼品が重要な要素となっておりますふるさと納税制度におきましては、昨年、報道でもありました紋別市はかなり上位ランキングの市なんですけども、主力のホタテの確保がちょっと難しくなって、寄附を大幅に減らす可能性があるといったようなリスクもあります。災害ですとか、こういった天候不良などによる受注停止というリスクは常にあるものだというふうに我々も認識しております。

こういった状況が起こった場合には、当然、寄附の実績にも大きな影響を及ぼすものというふうに認識しております。

これは、今お話にあった米に限らず、農産物全体、ひいては返礼品全体に発生し得るリスクであるというふうに認識しております。過去に、旭川市におきましても、サクランボの不作などがあって影響が生じた年もあったというふうな記憶がございます。

そのため、本市といたしましては、そのリスクヘッジが必要と考えておまして、委託事業者等と連携しながら、多種多様な返礼品の開発ですとか、今ある主力のものとは別に新たな主力の返礼品の開発に努めるといった努力も必要なかなと思っています。

また、天候不良というのは農作物にはかなり影響がございますので、そういったものによって発送不可となるという場合も想定されます。昨年もアスパラが天候不良でちょっと出が悪かったということもございますので、そういったことも想定しながら、寄附者対応について日頃から研究を行って、目標寄附額達成への影響を最小限に抑えられるように、そういった戦略的な視点を持ちながら業務を遂行していく必要があるというふうに認識しております。

○塩尻委員 よく、企業の経営とかでも、一つだけ事業を何かやったときに、失敗したらそれで終わっちゃうので、何本か柱を用意しておいて、一つ当たればそれで商売をやっているっていう考え方でやる方もいらっしゃるって、やはり、リスクヘッジというのはすごい重要なことだと思いますし、天候は、最近、もうどんな天気になるのか、天気っていうか、今年はどんな天候になるんだろうと分からないですから、しっかりと最小限にとどめながら取り組んでいただければなと思っております。

最後に、今回、ふるさと納税で目標を設定したあたりで、次は旭川家具を前面に押し出していくというようなことも、たしか、以前、御答弁でおっしゃっていたかなと思うんですけども、そういう状況についてあまり数字としては出てこなかったんですけども、その辺りの状況は、いい状況というふうにはお聞きしていますので、その辺りの状況を含めて、今後、こういった取組をしていくかっていうことに関して、意気込みも含めて部長のほうから御答弁いただければと思います。

○浅利行財政改革推進部長 ふるさと納税の御質疑をいただいたところでございます。

本市のふるさと納税の特徴のまず一つは、やはり、基幹産業が農業でございますので、しかも北海道一の米どころということで、農産物を中心とした売り込みがまず一つ、それから、一番のヒット商品としましてはジンギスカンがありますけれども、こういったいわゆる食品加工に関わる返礼品、これが二つ目、そして、何よりも、今年度から取り組んだものといましては、特に家具ですね。家具、クラフト系のものについて、日本5大産地の一つと言われてますし、工程がほぼ旭川で作られているということもありますし、家具も大きな基幹産業の一つでございますので、そういった地域経済の活性化を踏まえた中で家具を何とか売れないだろうか。

実は、これには要因がございまして、旭川の寄附獲得の1件当たりの平均の額が、令和5年度で言いますと1万7千円ぐらい、つまり、結構安い、かなり安いんですね。全体10位の京都市あたりですと4万6千円、1件当たりの寄附額がですね。ということで、非常に寄附単価が高いところもあれば、旭川のように低いところもあるということで、しかも、先ほど申し上げましたように、農産物、米だとすればまだいいんですけども、フルーツ系となると当然冷蔵で運ばなきゃなんない、ジンギスカンは冷凍、そうなりますと輸送費にさらに冷蔵、冷凍の分がオンされてくるということで、逆に言うと市としての歩留りが悪くなっていくということになります。そういった中で、寄附単価を上げることによって、そういった歩留りも一定限確保していかなきゃならないという考え方を持ちまして、それで、本年度は特に家具に力を入れてこれまでやってきている状況にあります。

先ほど別の委員への答弁にもございましたけども、今年は、返礼品に家具チケットというものを設けまして、いわゆる家具本体を、この家具を売るという、買っていただくっていうのではなくて、チケットを買っていただいて、後ほどゆっくり家具を選んでいただくということで、旭川家具は、当然、高級家具でございますので、1件当たり100万円のものだとすると、寄附額としては400万円ということになりますので、買うのにもすぐ決められない方もいらっしゃると思いますので、そういうニーズに対応していこうということで家具チケットというものを設けましたし、さらには、今年100万円で、来年100万円で、足して200万円のものを買いましょうというような工夫もできるような、そのニーズに合わせた動きをしたことと、あわせて、これまでの家具の返礼品提供事業者に加えまして新たな業者にも入っていただくことで、特に高級な家具がかなり好調に、今

回、寄附という形で現れてきたということになりまして、結果として農産物の上乗せ分、さらには家具の上乗せ分があって、どうにか目標額の３５億円をクリアできるような状況が見えてきたというところでございます。

次年度以降についても、もちろん、この地域の魅力というのは、何だかんだ言ってもやっぱり食とか農産物ということになりますが、それとは別に、やはり、こういった高額の商品、今年も、旭山動物園の統括園長が講師となってバックヤードを回るようなホテルとセットのツアーなどもかなり高額で開発をしましたけれども、そういったまだまだ埋もれているものというものがありますので、そういったものを、何とか、我々職員もそういったコアな業務に努めていきたいということもありまして、今回、一部、外部委託をかけながら、コアな部分をやっていき、少しでも目標額をクリアする条件をつくっていききたいというふうに考えておりますので、そういった意味で、家具、その他も非常に全て重要なんですけれども、何とか、本市の魅力を伝える努力もしていかなきゃならないのかなというふうに思っております、今後につきましても、職員一丸となって、ふるさと納税の、ある制度でございますので、なくならない限りは使わないと、我々から、税の部分も、ほかのまちに出ていっている部分もありますので、それ以上に稼がないとなりませんので、今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

○えびな委員長 他に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第４４号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第４７号、議案第５５号ないし議案第６０号、議案第６２号、議案第６４号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第６５号、議案第６６号及び議案第９５号の以上１３件に対する質疑は終了いたしました。

なお、上野委員からございました物価高騰対策の在り方についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後２時４４分

再開 午後３時３０分

○えびな委員長 再開いたします。

ここで、本日までの分科会でまじま、上野、高見各委員から要求のありました５件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要りません」の声あり）

○えびな委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案第４４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第４６号、議案第５２号、議案第５３号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第８３号及び議案第８４号の以上９件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高橋ひでとし委員 何か、空気がよどんでいるっていう話がありましたので、私の質疑によってこの部屋の空気が爽やかな空気になるように努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8款土木費5項都市計画費中、東光スポーツ公園整備費について、まず、質疑させていただきます。

現在、本市は、いずれの選択肢を選ぶべきかとの政治判断を迫られていると思います。将来的な人口減少と市民負担軽減を見据えて、消極路線を選択し、体育・スポーツ施設等への投資をしない、そういう選択肢を取るのか、方向性を取るのか、あるいは、本市の発展と、これによる税収増加を期待して積極路線を選択し、各種スポーツ施設建設を積極的に推し進めるとの方向性を取るのかという選択であります。

この点、確かに、いわゆる箱物建設、そういうことの促進という視点で捉えれば、本当に市民のためであるのか疑問を感じるころがあるのかもしれません。しかしながら、現在、本市が置かれた立場を、つまり、ちょうど各施設が更新の時期にある、そういうような立場をチャンスと捉えて、スポーツを核としたまちづくりという見地から、日本政策投資銀行が示しているスマート・ベニューという概念に基づくスタジアム・アリーナ建設を計画するならば、例えば、海外のアリーナ、特にアメリカのアリーナのように、当該アリーナにショッピングモールを併設したり図書館を含む複合施設を併設することなどによって、アリーナ・スタジアム建設を都市発展に向けた総合的な都市開発と捉え、人口減少が進む本市こそ、積極的に進めていくべきとも考えられるわけです。

実際、近時、そのような見地から、日本政策投資銀行とスポーツ庁を中心に、文部科学省及び経済産業省が地方自治体におけるスマート・ベニュー構想の実現に向けて、その資金調達や計画・設計スキームにつき、様々なガイドブック、マニュアルを作成し、それを促進しているというのが現状であります。

例えば、日本政策投資銀行については、2016年の段階で、「わが国スポーツ産業の発展可能性とスポーツを核とした街づくりを担う『スマート・ベニュー』」、このような資料を発表し、これが様々なところに影響を与えて、スポーツ庁を中核として、現在、経済産業省が、スタジアム・アリーナ改革ガイドブックなる文書を発表し、この中で、具体的な資金調達、それから都市開発に関するアドバイスを示しております。

実際にはそうなんですね。なので、何か物をつくるっていうと、何かにつけ、それは無駄遣いだとか何とかっていう、そういうような視点ばかりで捉えられがちなんです、我が国における大きな動きというのは、現実にはそういうような、中央の省庁を中心とした動きというものが存在していて、本市でも、いかにその流れに沿って国からの助成金獲得を含めて検討していくべきなのかがということが議論されなければならないと私は考えております。

ただ、注意しなければならないことは、成り行き上、一旦決まったことだから、だから進めなければいけないなどといった、何らのコンセプトもなく進められていく、決まったことだからやらなきゃいけないみたいな、それだけは否定されなければなりません。

そこで、花咲アリーナ構想との関係で、その同種性、類似性が問題視されている東光スポーツ公園の整備計画の在り方について質疑させていただきます。

東光スポーツ公園整備計画中、総合体育館の建設計画については、花咲アリーナ整備の方向性を踏まえてその見直しを行うとのことであります。ポイントは、同じような施設が造られてしまうこととはないように、しっかりと見直されなければならないということでもあります。

そこで、具体的な計画内容は現時点では未定であるとしても、花咲アリーナと同じようなものになるのか、そうではない方向性をしっかりと検討しているのか、その点に絞って見解をお示ください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、プロフィットセンター機能を有する花咲スポーツ公園新アリーナとの役割分担を踏まえ、市民利用や大会開催に適した体育館といたしまして必要な施設内容となるよう見直すこととしております。

○高橋ひでとし委員 花咲スポーツ公園のほうのアリーナというのは、プロフィットセンター機能、つまり営利目的を中心としたプロスポーツ等の誘致、利活用と、それに対して、東光スポーツ公園というのは、市民利用や、市民を含めた大会開催に適した体育館としての利活用、そういう役割分担を明確にしていくというお話であります。

見直しの具体的な方向性として、そういうそれぞれの役割分担、そういうような視点があるということとは理解できるんですが、花咲とは異なる総合体育施設を目指すのであれば、本市内には、冬場でも、野球とかサッカーとかラグビーとか、あとゴルフとか、そういうものの練習をしたい、試合を行いたいとのニーズが現実存在していて、本市の冬場の降雪量、積雪量の多さに鑑みれば、札幌のつどーむとか、それから、秋田県大館市の樹海ドームとか、秋田市のスカイドームなどの全天候型のスポーツ施設こそ、その必要性が高いものと思料いたします。

そこで、このような全天候型で、サッカーとか野球とか、そういうものの試合を行うことができ、かつ、バスケットボール、バレーボールなどの室内競技も行うことができるような、旭川市の全ての市民のスポーツニーズに対応可能な施設を、市民ニーズのためにということであれば、そういうようなことを考えていくべきではないかというふうに思います。

この点に対する担当部局の見解をお伺いいたします。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 野球やサッカーを行うための全天候型の施設につきましては、人工芝やクレイ舗装、こういったものが必要になりますことから、現在計画しております体育館とは別に新たな施設を整備することとなります。

まずは、体育館をしっかりと整備してまいりたいと考えておりますが、野球、サッカーなど屋外スポーツの通年で活動に課題があることは認識しておりますので、全天候型の施設につきまして、その規模や機能のほか、整備の場所につきましても引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 例えば、私のほうで調べたら、そうしたら、新潟県の上越市のかきざきドームというところは、バレーボール、バスケットボールで使用可能なメインアリーナのみならず、当該ドーム内に多目的フィールドという人工芝の施設があって、その多目的フィールドでは野球、サッカーの室内練習が可能だということでもあります。新潟県上越市のかきざきドームです。つまり、室内競技施設オンリーではなくて、東光の総合体育館も野球とかサッカーの室内練習場の併設であれば、それは現実的に可能であることを示す、そういう実例が存在しています。

また、富山県富山市のアイザックススポーツドームというところは、室内競技用アリーナに、違う

建物なんですけど、併設、そしてつなぐような形で人工芝室内グラウンドを一体的に設けていて、そこをドームとして扱っている、全体としてドームとして、そういうような施設もあります。

今お話ししたとおり、実際には不可能ではないと思うんですね。それにもかかわらず、何ゆえ、そのような方向性を積極的に取ることができないのか、その原因とか課題などがあれば明示してください。

○菅原観光スポーツ部長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、市内の屋内スポーツ施設不足に対応するため計画された施設でありまして、平成28年度に基本計画が策定されております。策定時から市内スポーツ施設の状況は大きく変化しておりませんし、さらに、現総合体育館は、利用ニーズの変化により市民利用の制限が増えている状況にあることから、現在の基本計画を見直すことで新年度から早期の整備に向けた取組を進めることとしたところでございます。

一方、全天候型の屋内施設につきましては、利用ニーズとそれに見合った規模の算定、経済的な施設構想の検討など、整備に向けた検討が必要となるほか、大規模事業が続くことから、財源の確保が大きな課題と考えております。

○高橋ひでとし委員 今、東光スポーツ公園の見直しにおいて必要不可欠な視点というのは、妥協による中途半端な、そういうものではなくて、将来、未来を見据えた積極的な施策とそのための財源づくりだと私は考えております。先ほどお話しさせていただいたようなスマート・ベニュー構想、そういうものも考慮に入れつつ、スポーツ単体として捉えるのではなくて、様々な組合せによる複合施設化を志向するなどして、スポーツ施設を通じた総合的なまちづくり、そのような見地から、URを含めた国からの助成金獲得を目指すことも一つの選択肢ではないかと存じます。

非常に困難で大変なチャレンジではありますが、担当部局の御尽力による積極的な成果の獲得を期待して、この項目の質疑を終わります。

次に、観光スポーツ部のスポーツ大会等誘致推進費について質疑いたします。

同推進費の規約については既に提出されておりますことから、私からは、同予算案の制度趣旨、つまり、どのようなことを目的として当該同推進費が形成され、そして、今回予算案として提案されているのかについて知りたいと思います。その点について御説明ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の目的についてでございます。

合宿環境の充実等を図り、全市的な歓迎の機運醸成に取り組む本協議会でございますが、例えば、世界大会出場や、国内大会でもトップクラスの成績を残すような一定水準以上の実力を有し、多くのファンや市民に認知されているようなチームの合宿を誘致することを通じまして、本市の競技力の向上や地域の活性化を図ることを本協議会の目的としてございます。

○高橋ひでとし委員 世界大会出場や国内大会でのトップクラスの成績を残すような一定水準以上の実力を有していることということですね。

同推進費の趣旨、目的が、我が国スポーツ界における日本代表を含む第一線で活躍する団体及び個人の合宿を本市に誘致し、市内各スポーツに関係する子どもたちに夢を与えて、さらに、本市と当該団体等との関係性を強化することにより、将来的な本市への有形無形の利益を期待することにあるというふうに、解釈上、理解いたしました。

そのような同制度趣旨からは、同推進費支出対象団体であるか否かというのは、対象団体が当該

スポーツ界において日本代表を含む第一線で活躍する団体等であるか否かにより判断されることになると言えます。

そのような理解でよろしいのでしょうか。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 本市の競技力の向上や地域の活性化といった本協議会の目的を達成するためには、委員の御質問にありましたとおり、本市での合宿を多くの市民の皆様に喜んでもらえるような知名度と実力を兼ね備えたチームの合宿を誘致することが重要であるものと認識しております。

○高橋ひでとし委員 具体的にお話をさせていただくと、すなわち、慶應義塾体育会野球部の合宿に対する同推進費支出の当否については、慶應義塾野球部が、野球界において、日本代表を含めた第一線で活躍する団体というふうの評価できるか否かということになると存じます。

本市担当部局としては、どのような考慮要素に基づいて評価しているのか、第一線で活躍する団体と評価しているということだと思んですが、どのような考慮要素に基づいて、そして、どのように評価しているのか、その点を明らかにしてください。

○菅原観光スポーツ部長 慶應義塾体育会野球部についてでございます。

同部は、創部以来、東京6大学野球リーグで春秋合わせて40回、全日本大学野球選手権で4回、明治神宮大会で5回の優勝を飾るなど、大学野球界トップクラスの実力を誇り、プロ選手も多く輩出しているほか、日本球界の発展に寄与したと言われる早慶戦は、野球ファンやOBのみならず、多くの市民も一度は聞いたことがあると言えるほど広く認知されており、知名度も非常に高いチームであると認識しております。

こうした大学野球の名門チームとの交流試合を求め、毎年、道外を含む複数の大学野球チームが本市を訪れますし、同部の継続的な合宿受入れは、合宿適地としての本市の知名度向上にもつながるものと考えております。

また、合宿期間中は、地元の高校野球部員がサポートとして同部の練習に関わっているほか、慶應大学の学生が直接指導を行う野球教室は、野球に打ち込む子どもたちにとってかけがえのない機会であるなど、競技力の向上に加え、未来を担う青少年の育成にも重要な役割を果たしており、本協議会の目的以上の効果を期待できるチームであると評価しているところであります。

○高橋ひでとし委員 つまり、旭川市にとっての実益としては、慶應の野球部が来たことによって、道外の複数の野球チームが本市に来てオープン戦をやるようになった、そういうようなこととか、あと、地元の高校生を含む子どもたちの健全な育成にも重要な役割を果たしている、そういう実益があるということでもあります。

問題は、その慶應義塾野球部が第一線で活躍している団体と評価できるかどうかというところなんですが、ちなみに、今、早慶戦という言葉がありましたけど、慶應義塾OBは慶早戦です。その点だけちょっと。

我が国野球界の草創期、発展期における学生野球、特に早慶戦が国民的イベントであったこと、現在もNHKで早慶戦が放映されたり、プロ野球選手を毎年輩出するなど、その位置づけに変わりが無いという事情を考慮すれば、早慶戦の当事者の一方である慶應義塾野球部は、第一線で活躍する団体との評価に疑問を挟む余地は、私はないと思います。

特に、慶應義塾野球部が、早慶戦という国民的イベントを通じて我が国野球の発展に重要な役割

を果たしてきたこと、及び、先ほど説明したとおり、現在もなおプロ野球選手を毎年輩出するなど、アマチュア野球界の特別な存在であること、そのような団体が本市で合宿し、一流レベルの技術を目の当たりすることによって、本市の高校野球の学生を含む子どもたちに夢を与えることができていることなど、そのよい影響が計り知れないこと、及び、将来的な本市と同野球部OBとの関わりへの期待をも考慮すれば、むしろ積極的にその合宿を支援すべきであることは、私は明らかであるというふうに存じます。

現在、鹿児島県で実施されているプロアマ野球交流対抗戦、薩摩おいどんリーグって言うんですが、そこにおいても、同リーグ戦内の早慶戦を重要なイベントの一つと捉えて別枠でその集客を図っています。

今後、本市においても、実は、早稲田大学のOBの一部が早稲田大学野球部の本市への誘致に尽力されている、そういう情報があります。もし、早稲田大学野球部合宿誘致に成功して、夏の合宿期間中に、この旭川において、スタルヒン球場において早慶戦のオープン戦が実現され、それを市民が直接見ることができる、そういうことがもし実現したならば、これは、どれほど子どもたちに夢を与える機会となるのでありましょうか。

本市の姉妹都市である南さつま市の万世特攻平和祈念館には、太平洋戦争末期、同地にあった基地から飛び立った特攻隊員の遺書が残されており、その中に、映画にもなりましたが、最後の早慶戦に参加した早稲田大学野球部員のものも含まれています。私も、実際にそれを拝見しました。母親に対して、結局、最後まで見てもらうことはできなかった、でも、最後の早慶戦のあの場面は、僕は見てほしかったけど、でも、思い残すことはない、そんなことが記されています。そのような説明も万世特攻記念館の方から受けました。

国民の多くというものは、最後の早慶戦という言葉に、戦争のために若くして亡くなっていった学生の思いを感じることは疑いありません。私たちが、早稲田大学野球部、慶應義塾野球部、そして早慶戦に抱く感情というのは、単にこれら大学のOBか否かという単純なものではありません。少なくとも野球に関わったことのある市民にとっては、早慶戦とは、我が国の野球を支え、我が国の悲しい歴史を担ってきた伝統がある、言わば羨望を抱く存在であることは、無視しようとしても無視できないことは明らかです。

ただ、1点、同推進費の問題点を指摘させていただきたいと思います。

第一線で活躍し、プロも輩出する団体である以上、それ相応なスポーツ環境の整備と、それから栄養管理というものが要求されます。私も、個人的に、慶應義塾OBとして内情を明らかにさせていただきますと、多分、このことは、市の一部の人しか、それから、議員はほとんど知らないんじゃないかなというふうに思いますけれども、本市の推進費では、合宿を行うという点から、全然、足りていない状態です。

このため、旭川の慶應義塾OBらがその足りない分をOB会から全て賄っていて、過去3年間で約50万円程度を負担しています。また、これだけでも全然足りずに、OB個人の、どここの社長さんとか、そういう有志の方向何人かがポケットマネーで、毎年、何十万円も寄附してくれているのであります。さらに、慶應義塾野球部の歓迎会が合宿期間中に行われるんですが、その歓迎会は、OB有志が場所と費用を全て負担して、本市からは一円のお金ももらわずに全て実施しています。

これらは、いずれも慶應義塾OBであるからという単純な私の理由からのみではありません。同

推進費の趣旨に共鳴して、本市の子どもたちの夢のために、そして、将来的な本市への有形無形の利益を期待して、純粋な本市の未来を思っていることでもあります。

そのような現状からすれば、同推進費は、まだまだ、正直、足りない、不足する部分も多いというふうに私は考えます。このため、今後の同推進費の増額の方向性について担当部局の見解をお伺いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 慶應義塾体育会野球部の合宿誘致に伴いまして、歓迎夕食会の開催ですとか、合宿期間中の昼食の提供など、慶應大学の同窓会旭川支部の皆様やOBの皆様から様々な御支援をいただいていることは市としても承知しておりまして、大変感謝を申し上げるところでございます。

同部合宿に係る予算の増額についての委員からの御提案でございますけれども、本協議会では、今後とも、レスリングやパラスポーツ、あるいは、Jリーグの秋春制への移行といった夏季キャンプの誘致など、様々な競技団体へアプローチしていきたいと考えておりますことから、同部へのこれ以上の予算の配分は難しいものと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○高橋ひでとし委員 当会派の杉山議員は、10年以上前から地道にこつこつと慶應義塾野球部のOBに働きかけをして、合宿地まで、一生懸命、足を運んで、旭川で合宿をやってくれと、そういうことをずっとお願いし続けて、そのような苦勞を重ねた結果が旭川での合宿の誘致成功につながっております。

限られた予算の中ではありますが、未来の旭川のために、同予算を通じて、当該スポーツに関わる本市内の子どもたちのために、今後も、担当部局のみならず、私たち議員自らもしっかりと汗を流して、将来の旭川のために、積極的に各スポーツ界における第一線の団体等の誘致に尽力して、これを実現させて、本市がスポーツ合宿であふれて活気あるまちとなり、もって、本市の子どもたちに夢を与えることこそが重視され、優先されるべきであることを述べまして、私の質疑を終わります。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。
本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後3時59分

○令和7年3月13日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後4時44分

○出席委員（14名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員	あ べ な お
----	---------

○出席議員（1名）

議長	長 福 居 秀 雄
----	-----------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
経済部長	三 宮 元 樹
経済部次長	高 橋 慶 太
経済部主幹	石 崎 徹
経済部産業振興課長	住 吉 俊 彦
観光スポーツ部長	菅 原 稔
観光スポーツ部次長	白 木 義 宏
農政部長	林 良 和
農政部次長	杉 山 利 勝
建築部長	岡 田 光 弘
建築部建築総務課長	柴 昌 克
建築部建築総務課主幹	紙 谷 由紀子
建築部建築指導課長	酒 井 陽 司
建築部建築指導課主幹	朝 岡 洋

土木部長	富 岡 賢 司
土木部雪対策担当部長	高 橋 正 樹
土木部次長	鎌 田 昭 範
土木部次長	時 田 秀 樹
土木部土木管理課主幹	尾 崎 理 人
土木事業所長	石 持 真
水道事業管理者	佐 藤 幸 輝
上下水道部長	幾 原 春 実
上下水道部次長	高 橋 奉 裕
上下水道部次長	松 田 守 正
上下水道部次長	山 田 一 政
上下水道部管路管理課主幹	酒 井 晃
上下水道部水道施設課長	松 本 直 樹
上下水道部下水道施設課主幹	堀 田 幸 宏

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲 田 俊 幸
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊
議事調査課書記	朝 倉 あゆみ

議事調査課書記	桐 山 未 悠
議事調査課会計年度任用職員	河 合 理 子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 資料を1点、お願いしたいと思います。

観光スポーツ部に、花咲スポーツ公園新アリーナ事業手法検討の経過の分かるものです。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○えびな委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○菅原観光スポーツ部長 石川厚子委員から御要求のありました花咲スポーツ公園新アリーナに関する事業手法の検討の経過が分かるものの資料につきましては、石川厚子委員の御質疑前までに提出いたします。

○えびな委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第46号、議案第52号、議案第53号、議案第61号の分担部分、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第83号及び議案第84号の以上9件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高見委員 おはようございます。

経済建設常任委員会所管分に昨日の終盤から入りまして、私は2番手ということで、今日、質疑をさせていただきたいと思いますが、前段、ちょっと、もう既に3月の中旬に入りまして、本当に気候的には日差しも強くなって非常に雪解けが進んでいる状況で、非常にぽかぽか陽気にもなっているわけでありまして、私自身はこの時期がシーズンの一番好きな時期というふうに捉えておりますけれども、今では、もう卒業、入学シーズンを控えているということで、実は、今朝、地元の東鷹栖中学校の同窓会の入会式を済ませてきました。長く中学校の同窓会長をやっております、今まではどうしてもこの予算等審査特別委員会の分科会の日とずっとぶつかってきているんですけど、どういうわけか、昼開催でやっていたもんですから、もう、昼時間に、慌てて1時間で済ますような形で、万が一、何かあったら出席できない、そういう状況で、そんな事故はなくて

いましたけれども、たまたま中村のりゆき副議長も中学校の同窓会長をやっているということを知ってましたので、同窓会の入会式はどうしていますかって言ったら、朝で済ませているっていうことだったもんですから、そういう方法もあるんだなと思って、以前、学校のほうにお願いしたら、いや、朝でも構わないということで、今日、無事に済ませてきましたんで、そういうことでちょっと余談になりました。

それで、後段、経済建設常任委員会所管において経済部と農政部を予定しておりますけれども、まず初めに、経済部の産業振興課に、あさひかわ菓子博についてでありますけれども、第28回全国菓子大博覧会・北海道開催負担金として7款1項2目で掲載されておりますけれども、本事業の概要についてお示しをしていただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 全国菓子大博覧会は、明治44年、1911年に東京におきまして帝国菓子飴大品評会が開催されたことを始まりに、日本最大級のお菓子の祭典として、約4年に一度、全国各地で開催されてきました。

本年、旭川を会場として、8年ぶりに第28回全国菓子大博覧会・北海道あさひかわ菓子博2025が開催されます。本市は、開催経費の一部を支援するため、2千万円を予算計上しているものでございます。

○高見委員 事業の概要ということで、本市のこの2千万円の予算計上については、経費の一部を支援するということであります。

実は、ちょうど1年前、この予算審議でも、同じ内容、菓子博について質問もしておりまして、昨年は110万円の予算で、これも経費の一部助成ということであります。これにつきましては、資料請求もさせていただきまして、全国菓子大博覧会のこれまでの開催経過ということで資料を提出いただいております。

御答弁でありましたように、これはお菓子の祭典ということで、4年に一度、お菓子のオリンピックっていうような、そういう位置づけらしいですけども、この資料をいただいた中では、これ、第1回から旭川の今回の28回まで、最初の第1回が東京で明治44年ですから、110年ちょっと前ですか、そんだけ長い歴史があるということで、昨年質問して初めてこういう全国菓子大博覧会があるというのを認識したんですけれども、実に長い歴史と伝統があるという中でありながら、この開催経過を見ると、2年とか3年とか、4年もありますけれども、5年とか、4年に必ず一回っていう、そういう取決めもないようで、ちょっと何か、その辺は拍子抜けしたんですけども、この中で、ちらっと見ると、これまで、全国に自治体が多数ある中で、東京が2回開催、最初と第20回ですか、広島も第4回と第26回、同じ開催市で2回やって、ほかは初めてということで、そして、直近の数字的に確認できる部分では、来場人数と総事業費ということで、今回、旭川市の開催の、一応、予定というか、そういう想定を含めて記載もいただいております。

この予算計上の中で、特定財源で100万円と出されておりますけれども、これは、一体どこからのものなのか、その辺を説明いただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 特定財源の100万円につきましては、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村を支援する事業を行っている公益財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を充当予定でございます。

○高見委員 この特定財源100万円というのは、公益財団法人北海道市町村振興協会のいきいき

ふるさと推進事業助成金ということですが、これは、多分、道の補助金とは違うとは思いますが、今回、あさひかわ菓子博では本市の負担金以外にも様々な財源が入ると思いますけれども、全体の予算規模はどれくらいで、当然、北海道からの補助金もあつてしかるべきとは思っておりますけれども、この財源はどのようになっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 あさひかわ菓子博の予算規模は約5億円であり、主な財源としましては、本市の負担金として今年度110万円、令和7年度2千万円のほか、北海道からの補助金として、今年度300万円、令和7年度2千万円、全国菓子工業組合連合会及び北海道菓子工業組合による負担金として合わせて6千万円、入場券収入として2億円、企業協賛金及び手数料収入として合わせて2億円を見込んでおります。

○高見委員 今回の旭川の菓子博の予算規模ということで御答弁をいただきましたけれども、その財源的な内訳として、総予算はとにかく約5億円ということで、それなりに大きな予算規模でありますけれども、北海道からも今年度は300万円、令和7年度においては2千万円と、道からも補助金をいただいているということでの御答弁であります。

そして、5億円の事業規模のうち、本市の負担金は2千110万円ということですが、仮に、この収支で、この博覧会において剰余金が出た場合の取扱いはどうなるのか、逆に、そうならないとは願っておりますけれども、欠損金が出た場合、本市にさらなる負担が求められることになるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○石崎経済部主幹 収支に剰余金が発生した場合は、次回の菓子博に繰り越すと伺っております。逆に欠損金が出た場合におきましては、実施主体である北海道菓子工業組合及びその上部団体である全国菓子工業組合連合会において負担するものと認識しております。

○高見委員 5億円の総事業費で開催した中で、最終的に剰余金あるいは欠損金が出た場合ということで御答弁をいただきました。

それぞれこれまでも質問しましたが、いよいよ神楽の大雪アリーナでの開催ということで、開催日まで約2か月半と迫っておりますけれども、準備等は計画どおりに進んでいるのかどうか、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 あさひかわ菓子博は、北海道菓子工業組合を中心とする第28回全国菓子大博覧会・北海道実行委員会が準備を進めており、4月に実施する一般菓子の審査会や、販売する菓子の選定、出展する大手菓子メーカーとの折衝のほか、ゴールデンウィーク明けから本格化する施設の運営に向けて、会場の設計、警備や運営スタッフ配置の検討などを進めていると伺っております。

○高見委員 残り2か月半と迫っている中で、成功裏に終わるような形で着々と準備を進めているということでの答弁であります。

そこで、菓子博には多くの企業が関わっていると思うわけですが、全国の菓子販売コーナーへの出展者数や商品数は一体どれくらいとなるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 現段階で確定しているわけではございませんが、全国の菓子販売コーナー、全国スイーツマーケットにつきましては、43都道府県の菓子工業組合から約340社、例えば、三重県の赤福、静岡県のうなぎパイ、山梨県の信玄餅など、全国のメーカー、こちらは約1千180

商品が出品予定と伺っております。

○高見委員 今回の菓子博における出展者数や商品数ということで御答弁をいただきました。43都道府県の菓子工業組合から約340社、例えば三重県の赤福、当然知っていますし、大好きです。そして、静岡のうなぎパイも知っておりますし、食べたこともあります。山梨県の信玄餅っていうのはちょっと食べたことがないんですけども、とにかく全国のメーカー、1千180商品ということで、かなりやはり多い出品数かなというふうに思っております。

そこで、今回のあさひかわ菓子大博覧会の開催において既に前売り券を発売しているわけでありますけれども、その前売り券の販売状況はどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○石崎経済部主幹 前売り券は、道内の菓子店、全道42の商工会議所、道の駅あさひかわ、旭川観光物産情報センター、セブンイレブンやローソンといった全国のコンビニエンスストアなどで販売しており、2月末日現在の販売数は約6万3千枚で、目標の約30%となっております。

2月19日に札幌で実施した開催100日前記者発表のテレビ報道以降、コンビニエンスストアでの販売が伸びていると伺っております。

○高見委員 前売り券の販売状況ということで、現時点の状況を含めて御答弁をいただきました。

私自身もお菓子、甘いものが大好きで、この菓子博、非常に期待もして、何回か行きたいなというふうには考えております。

そこで、この前売り券、全国のセブンイレブン、ローソンでも販売しているということで、しながら、2月末現在では販売数6万3千枚ということで目標の約30%ということで、ちょっと低迷しているんじゃないかなというふうに感じているわけなんです。

基本的に、6万3千枚で目標数値の30%ですから、多分、前売り券は20万枚の販売を予定しているということなんですけども、資料でも、総来場者数が想定で20万人ということで記載されていますから、この前売り券が仮に20万枚売れたら、買ってくれた人が100%来てくれれば20万人に楽に達するってということなんですよね。

旭川市民の方々、また、ここの委員会室にいる市職員、議員の方たちも、当然、前売り券を買って行ってくれるとは思っているわけでありますけれども、私も、質問する上で、前売り券の販売、ちょっとコンビニで試してみようと思って、下のローソンへ行ったんですよ。そうしたら、女性の若い人でしたけども、旭川の菓子博のチケット販売って、私は、もう当初、何か後ろの棚かどこかにチケットがあって、それで代金と交換できるような感じかなと思っていたんですけども、ちょっと存じておりませんということで、ひょっとしたらLoppiというか、小さい縦型の何か、いや、私自身、今まで使ったこともないですし、そういうコンサートであるとか、何かスポーツの大会のそういうチケット、何というか、いろんな取扱い業種があるみたいで、皆さん、使ったことがある方も、慣れている方もいるかと思いますが、私はとにかく初めてで、その従業員の方も、多分これですかねということで、イベントのところかなと思ってタッチしていろいろやっているけど、最終的に買えずじまいで終わって、昨日終わって、夕方、地元へ帰りまして、地元のセブンイレブン、これは、ほとんど全ての従業員の方はやっぱり顔見知りで、その機械の操作を含めて聞くのも問題ないかなと思って、やってくれました。そのときはちょうど男性で年配の人だったんですが、ある程度、その機械の扱い方を知っているようで、最終的にコピー機とATMの間に――その

L o p p i とは、下のローソンにある機械とはちょっと違ってみたいなんですけども、似たような形式で、多分、イベントだろうと思うということで、タッチして、片仮名入力で、とにかくこういうイベント内容なのかということで、片仮名でカシダイハ克蘭カイって、それを漢字変換したら、旭川の部分がぱっと出て、あっ、やったと思ったんですね。それから、名前記入だとか、電話番号だとか、チケットの大人、子どもだとか、そんな部分で画面の切替えがやっぱり10以上たしかあったと思うんですよね。本来思ったのは、その画面が一応あるんですよね、進める前の。そこにどーんと、あさひかわ菓子博覧会のそれがあればすぐタッチしたらすぐスムーズなのに、まず、そこへ行くまで大変なものですから、これ、どうなのかなという感じで、最終的に、私は2回以上は行こうと思っているんで2枚と、あと、孫の分と思って中学生の分を1枚、取りあえず3枚購入してきました。

ちょっと、いろいろ長くなりましたけど、余計なことになりましたけども、とにかくやっぱりこの前売り券が売れるっていうことは、イコール来場者数につながる部分もあるんで、北海道での開催は久しぶりで、札幌から57年ぶりということですから、もうとにかくやっぱり大成功に収めてほしいっていう、そういうあれをもう持っているんですよ。そういう全国からいろんな菓子があって、やっぱり、来場者が買って、そういう取引、商売が成り立つような、そういった部分も十分つながる可能性があるわけであります。

そして、この前売り券がいまいち販売が伸びていないということで、若干、コンビニエンスストアでの販売が伸びているというようなことは答弁でありましたけれども、前売り券を購入して大雪アリーナに入場する際に、前売り券を提示することで様々なサービスや特典が受けられることは購入動機につながると思っております。そんな中で、チラシなんかでもいろいろなサービスが受けられるという、そういうことも載っていますけども、やはり、自分自身としては、これでもかっていう、そういうサービス、特典が受けられるように増やしたほうがいいというふうに思っているんですけども、その辺のことについてどう考えているのか、お示しをしていただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 前売り券をお店に提示することで、対象となる菓子店におきましては3%割引、また、飲食店によっては10%の割引を何度でも受けることが可能であり、購入動機の一つになっているものと認識しております。

現在、旭川を中心に約170店舗が参加しておりますが、札幌圏を中心にさらに広げていくために働きかけをしていると伺っております。

○高見委員 サービス内容ということで、菓子店における3%割引や飲食店における10%割引と、何度も受けることが可能ということなんですけど、やっぱり、前売り券を買うことでのサービス、特典、これだけでも大きなポイントになるかなと思っているんですけども、チラシにその点をちょっと書いていなかったと思うんですよね。その辺、前売り券を買うことによってどーんとこんだけの特典、サービスがありますよといったら、やっぱり購買意欲が高まると思うんですよ。その辺、ちょっと、今後において、2か月半ですけども、対応していただければなと思うわけであります。

続いて、先般、道新に第28回全国菓子大博覧会・北海道開催の大会長、札幌市のきのとやの長沼昭夫会長の、「あさひかわ菓子博の魅力、意義は」と題した記事が掲載されておりました。その中では、実行委員会主体による経費の圧縮や会場スタッフ不足を述べられていましたけれども、その点についての対応はどういう状況なのか、特に、予算規模や来場者数は、過去の開催はどのよう

な結果だったのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○石崎経済部主幹 前回の三重県伊勢市での開催は、総事業費が約 15 億円、延べ来場者数は約 58 万人でした。

今回の旭川開催におきましては、会場規模と展示内容の縮小、広告代理店への一括発注の見直しなどで、前回に比べて予算規模が約 3 分の 1 となる約 5 億円の経費を圧縮しております。

会場スタッフにつきましては、多くのボランティアの協力が必要不可欠であり、実行委員会に参画している企業、団体のほか、学生や市民など幅広く募集していくと伺っております。

○高見委員 資料も提出いただいた中で、過去 3 回の部分も、旭川市は一応想定ということで載っていますけども、予算規模は 15 億円から 19 億円ということで、かなりやはり大きな金額になっているということで、今回の旭川市の開催においては規模縮小、大体 3 分の 1 程度で収めるということではいろいろと苦労されているのかなと。会場スタッフでも多くのボランティアの協力が必要ということも含めて、学生、市民、企業、団体を含めて何とか協力を募集しているという状況なのかなというふうに思います。

旭川で開催される菓子大博覧会において、菓子大博覧会の内容的なことで、菓子材料で精密な花鳥風月を創作する工芸菓子の品評会というのが毎回開催されているということなんですけど、具体的にどういう工芸菓子の品評会なのか、その点をちょっと御説明していただきたいと思います。

○石崎経済部主幹 全国菓子大博覧会を開催する意義の一つとしまして、全国の菓匠、こちら伝統菓子職人のことですが、伝統の技を駆使して制作した工芸菓子を一堂に集めて展示することで、菓子文化及び技術のすばらしさを伝えるとともに、審査を行うことで、製菓技術の向上や継承、後継者の育成に貢献することを目的としております。

あさひかわ菓子博におきましては、全部で 90 作品の工芸菓子が出品され、全国菓子研究団体連合会を中心とした工芸菓子の専門家 10 名が審査員として会場で審査を行い、表現、色彩、技巧、テーマの 4 項目を評点し、名誉総裁賞を最高賞として表彰するものでございます。

江戸時代からの歴史がある工芸菓子は、旭川ではあまり見る機会がないので、この機会に多くの旭川市民に見ていただきたいと考えております。

○高見委員 それで、工芸菓子の品評会とはどういうものかということで御答弁をいただきました。旭川の菓子博においては全 90 作品が工芸菓子として出品されるということで、10 名の審査員で厳正審査されるということと、表彰もあるということで、出品される方々はやはり力を注いで、また、来場者に興味を持ってもらうような形で取り組まれるのではないかなというふうに思います。

とにかく江戸時代から歴史あるこの工芸菓子という部分で、当然、答弁でありましたように、この旭川で見られるということは、今後においてひょっとしたらないかもしれないということですけども、それを見るだけでも価値があるというふうに私もちょっと思っているんで、これが、精密にできている工芸菓子が菓子の食材でできているというのは、本当にちょっと驚きを隠せないというような状況になるのかなというふうにも思っております。

そこで、ちょっと違う視点でお伺いしますけれども、去年、質問をさせていただいた中で、シマエナガという言葉、片仮名の文字が出てきて、これ一体何ぞやと。私自身、それまで全然分からなくて、後で聞いた話なんですけども、旭川市に多くいる野鳥の名前だということで、写真なんかでもちょっと調べてみると、白い羽で、ちょっとぷくっと丸っこい形の非常に愛らしい野鳥だという

ことだったんですけども、この博覧会において、公式キャラクター、シマエ大福という名称で大変人気もあるということで評判でありますけれども、私自身は、この非常に愛らしいシマエナガにおいては、今あるシンボルキャラクター、旭川のあさっぴー、またゆっきりに続く、シマエちゃんでもいいですし、そんな部分で新たな本市のキャラクターに非常によいのではないかなと思っておりますけれども、この質問がこの担当課にふさわしいのかどうかというのはあるのかもしれませんが、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 あさひかわ菓子博公式キャラクターのシマエ大福は、今、委員がお話しされたように非常に人気がございますが、こちらのシマエ大福につきましては、一般財団法人北海道菓子協会が商標権を所有していますことから、菓子博開催終了後につきましては、北海道の菓子業界を盛り上げるために利用されるものと認識しております。

○高見委員 シマエ大福という公式キャラクター、あさひかわ菓子博でも位置づけておりますけれども、シマエ大福については、一般財団法人北海道菓子協会が既に商標権を登録、所有しているということであります。そんな部分で、開催終了後においては業界を盛り上げていくために利用されていくのではないかと御答弁でありますけれども、既に着ぐるみ的なシマエ大福人形があるのかどうかちょっと分かんないんですけども、ないのであれば、早急に制作するってなっても2か月以上かかるかもしれないですけど、会場にそういうあれがあれば、結構人気っていうか、SNSやそういった部分での投稿を含めて、写真撮りが非常に多くなるんでないかなというふうにちょっと感じた次第であります。

この件について最後の質問になりますけれども、昨年の第4回定例会の一般質問でも菓子博覧会の質疑がありました。そこでは、経済効果についての質問がありました。会期内で、これ、資料の中にも書いているように、20万人の来場者で、経済効果は約31億円ということで試算の答弁がありました。

自分自身は、何回も言っておりますように、その数字を上回る効果をもう期待しているわけなんですよね。道内、そして国内外にかかわらず、今、台湾線、韓国線の定期便が就航されていますけれども、そういったアジア圏からは、日本のお菓子というのも大変人気がありますし、空港内にありますとか、台湾線、韓国線の航空機内のチラシ、また旅行会社の、旅行代理店のそういったPR強化っていう部分を含めて、残り2か月半になりましたけれども、やはり全力を挙げて取り組んだほうがいいのかというふうに考えておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 これまで公式テーマソングや公式キャラクターを利用し、北の恵み食べマルシェやさっぽろ雪まつり、旭川冬まつりなどのイベント出展、札幌地下街等での周知活動のほか、新聞や雑誌での広告、街頭放送での告知等を行ってまいりました。また、旭川出身のバリトン歌手、豊嶋祐壹氏をPR大使に、旭川のローカルアイドルグループ、ローワンベリーと御当地ヒーロー、龍神リョウガを公式アンバサダーとして委嘱し、活動の中で宣伝をしていただいているところでございます。

今後につきましては、先ほど答弁した前売り券購入者特典の対象店舗の拡大に加え、菓子博グルメアンバサダーとして委嘱している14名のインスタグラム・インフルエンサーによるSNSでの拡散強化、札幌圏における屋外広告の掲出、4月からはテレビやラジオのCMを放送することで、入場券の販売に結びつけていくと伺っております。

本市といたしましては、宿泊・飲食業や観光資源など幅広い分野への波及に加え、本市の歴史とともに歩んできた銘菓の魅力やその原材料となる多彩な農産物を発信する絶好の機会となると認識しており、引き続き、実行委員会の一員として、北海道や他の構成団体と連携しながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○高見委員 道内、国内外へのさらなるPR作戦の強化という点での御答弁でありました。

本市でも既にできる限り、そういった部分では取り組んでいるということで理解もしておりますし、4月からテレビやラジオでCMをどんどんしていくということでも、それなりに経費もかかりますけれども、やはり、そのPR効果に沿った形で来場者数、経済効果も上がるかなというふうに考えております。とにかく、全国菓子大博覧会においてはやはり総予算規模を含めて大きかったということで、今回は縮小しながら、そして、なかなか手を挙げてくれる開催地がなかったということで、たまたま旭川市がこういうことで取り組むことになったことは、非常に、ある意味いいチャンスだというふうに捉えている中で、今回、旭川市が、最終的に、予算を3分の1で抑えながら、来場者数やその経済効果を含めてかなり予想を上回る大反響だったということになれば、今後において、やっぱり、全国に、旭川市がそんだけ大成功に収めたんなら、うちらでもできるんじゃないかということにつながると思うんですよ、間違いなく。これ、長く続いている歴史ある博覧会ですから、そういう部分で、期待を込めてこの質問については終わりたいと思います。

それでは、続きまして、所管が変わりまして、農業振興課のほうに、6款1項3目のスマート農業・省力化技術導入支援費の、まず、事業概要についてお伺いしたいと思います。

○杉山農政部次長 農業における担い手の減少、高齢化等により労働力不足が顕著になる中で、スマート農業技術の導入を支援することにより、農作業の効率化を図り、労働力負担を軽減することを目的としております。

令和7年度は、GPSガイダンス自動操舵システム及び水管理システムの導入支援を実施する予定であり、事業費は2千910万4千円を計上しております。

○高見委員 事業概要ということで御説明をいただきました。

それで、臨時事業費の予算書の中では、令和6年度、前年度は当初予算がゼロという数字が出ておりますけれども、しかしながら、令和5年度の補正予算を繰り越しておりまして、最終的に6年度においては約3千500万円の事業費に当たるとということで、スマート農業技術の導入支援を行い、引き続き、令和7年度は支援費用として3千万円弱の予算で、近年、かなり力を入れていると感じられるわけでありまして、その意図するところは何なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 担い手の減少や高齢化等により労働力が不足する中で、営農の効率化は喫緊の課題であると認識しております。

また、西神楽地域において基盤整備が進んでいるなど、大規模な農地においては高精度の作業が実現できるスマート農業技術が必要不可欠でありますことから、令和7年度におきましても、引き続きスマート農業技術の導入を積極的に支援していこうという意図でございます。

○高見委員 答弁でありましたように、とにかく担い手の減少あるいは高齢化ということで、本当に、私の地元のJAたいせつ地域もいろんな問題を抱えている中で、営農における効率化っていうのはやはり大きな課題、問題だと感じております。

西神楽地域も基盤整備が進んでおりますし、私のところのJAたいせつ地域、東鷹栖地域も、本当に、今回初めてとなると思うんですけども、大規模な国営事業の基盤整備事業も計画している、そういう状況の中で、とにかく作業効率を高めるために、やはり、今までの、昔のような1反田んぼ、2反田んぼという小さい水田や畑というのは、機械の効率を含めて、畦畔の草刈りを含めて、非常に労働力を要するわけでありまして、面積の大規模化、そして、機械自体も大型化しておりますから、そういう部分で今後においては避けられないというか、早急に、基盤整備、また農地の圃場整備を含めて進めていかなければならないというふうに感じております。

このスマート農業・省力化技術導入支援費は、事業概略では説明をいただきましたけれども、具体的には一体どのような支援費なのか、その点を再度お聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 今回導入を支援しますのは、2種類のスマート農業技術で、一つは、GPSガイダンス・自動操舵システム、補助率は2分の1、補助金の上限額は農家1戸当たり125万円、もう一つは、水田の水管理システムで、補助率は同じく2分の1、補助金の上限額は農家1戸当たり50万円となっております。

○高見委員 具体的に、どのような支援費かということで御答弁をいただきました。一つの大きな支援費としては、GPSガイダンス・自動操舵システムということで、補助率2分の1ということなんですけども、これ自体、非常に高価で、100万円以上しているというふうにも聞いております。私自身は、もう既に現役から6年前に引退して息子に経営移譲しておりますし、息子自体は3年前に友達5人と農業生産法人を立ち上げてやっておりますけども、もうとにかく大規模農機具、当然、田植機、トラクターを含めてGPSがついております。多分、会社で買ったときはこの市の補助は使っていないのかなというふうに思うんですけども、今後、ますます、個人的な農家でも、今年の米価高騰により、ある意味、収入も大きく増えていますから、農機の更新を含めて、結構、多くなっているかと思うんですけども、そういう部分において、このGPS機能つきというのは必須であるというふうに思っておりますし、多分、かなり申請者数が多くなるんでないかなと思うんですけども、農業者からの申請状況、申請の数の多さによって予算が不足するということはないのかどうかを含めて、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 令和7年度予算においては、事前の要望調査により、2年連続で申請を希望されている方を除いてはありますが、それ以外の方については、全て予算計上させていただいております。

当該事業を開始した令和4年度以降、補助を申請する方が増加傾向にあり、スマート農業技術の普及促進に向けては十分に予算を確保してきたものと認識しております。

○高見委員 2年連続での申請は除外されるということで、それ以外は、全て、希望があれば予算計上、積み上げて立てているということでもあります。

この事業自体は、令和4年度以降ということでもありますけれども、とにかく、私からも述べたように、こういったGPS機能付きの農機具は今後さらに増えていくということが予想されておりますし、とにかくこの申請が増加傾向にあるということであり、今後においても十分予算を確保していきたいという御答弁であります。

そこで、このスマート農業という言葉、最近よく耳にするわけでもありますけれども、スマート農業という言葉自体、正確な定義と言われてみると、自分自身、ぴんと理解していない部分もありま

す。そんな部分で、このスマート農業というのは、具体的に何を指して、何を意味しているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 スマート農業技術とは、ロボットであったりA Iと言われている人工知能、それから、あらゆるものをインターネットに接続する技術であるI o T、こういったものの情報通信技術を活用した農業のことを指しております、農作業の効率化、農作業における身体への負担の軽減、農業経営管理の合理化による農業生産性向上などの効果が期待されるものです。

○高見委員 スマート農業という言葉の意味の取り方でありますけれども、ロボットとかA I、そういった人工知能という部分が主な意味合いかなというふうに思います。

そこで、GPS機能つき田植機であるとかトラクターも、ほかにも、いろいろな、そういう衛星を利用したそういった部分での機械自体、今後ますます普及することが想定されるわけでありまして、そうした機材、機械の購入補助は本市としてはどう考えているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 GPS機能があらかじめついている田植機ですとかトラクターは、現状におきましても、GPS機能部分のみを補助対象として導入を支援しているところではございます。しかしながら、トラクター自体も補助対象に含めるとなると、膨大な予算が必要になってくることから、農作業機械本体を含めた補助は難しいものと考えております。

○高見委員 トラクターや田植機といった、そういった機械本体への補助も含めての見解でありますけれども、本市としては、GPS機能部分のみを補助対象として、そういった機械本体の補助となると膨大な予算が必要になるということで、当然だと思うんです。

その補助率いかんによっては対応し切れないこともないとは思いますが、もうとにかく、今、いろんな世界情勢の絡みを含めて、もうあらゆるものの物価が高騰しているということで、当然、為替相場の円安が大きく影響しておりますけれども、農機具も、農業機械も、もう100馬力以上とか、田植機も8条植えとか、近年、かなり高額になって、そんな中で、もう、トラクターに関しては、100馬力以上は、土地は別にしても、家が1軒建つぐらいの価格でありまして、そういった部分で本市でできる限りの補助の取扱いについては御尽力いただければと思っております。

そして、スマート農業・省力化技術導入支援費、水田の水管理システムもありますけれども、そういった先進技術導入に当たる支援費について、農家個々に有効利用してもらうための周知方法というのは一体どういうふうにとっているのか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

○杉山農政部長 補助制度につきましては、各農協を通じて農業者へ周知し、併せて需要調査を実施しております。また、事業によっては、農協と共同で補助事業の受付会を実施しまして制度の周知を図っているところでございます。

○高見委員 この支援費の周知方法としては、各農協を通じて農業者へ周知して需要調査をしているということでの御答弁であります。

それで、GPSガイダンスであるとか自動操舵システムにつきましては、やはり、もう何といたってもこの機械の正確性が重要となってきます。実際、息子たちの会社の田植機なんかでも、一応それを使ってはいるんだけど、石ころがあったりとか、たまに山間部のほうで電波の受信が悪いのか、ちょっと方向がずれたりってということで、必ずしも全て100%正確に真っすぐ行くってということでもないらしいんですけども、そういったGPS機能を含めて、機械の正確性がやっぱり重要だと

思っているんです。その位置情報を補正するための基地局、できるだけやっぱり近いほうが電波を受信しやすいですし、正確性も伴うと思うんですけども、その基地局の設置について、どうなっているのかを含めて、市の見解をお伺いしたいと思います。

○杉山農政部次長 委員が御指摘のとおり、スマート農業技術を利用し、より正確な作業を行うには、GPSの位置情報の精度を補正するための基地局等が必要となります。

本市といたしましては、平成28年度に、将来的にスマート農業技術の普及が見込まれることを考慮し、GPS技術導入推進事業により、市内農協が整備するRTK-GPS基地局3か所に対し、設置費用の支援を行ったところです。

現在、この基地局の効果によりGPSの位置情報が補正されることで機械のより正確な運行が可能となっており、本市のスマート農業技術の普及に寄与しているものと考えております。

○高見委員 当然、本市も、位置情報の精度を補正するため、基地局が必要ということは認識しており、現在、市内に3か所の基地局が設置されており、スマート農業技術の普及に寄与しているということでの考えということで御答弁をいただきました。

それで、この部分についての最後の質問になりますけれども、市内各JAとの、スマート農業、そういった部分での支援の連携を含めて、その辺はどうなっているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 JAとの連携についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、農業者の需要調査を各農協に依頼し、予算要求に当たっての需要の掘り起こしを行うほか、通常業務の中におきましても、スマート農業技術の導入支援についてどのようなものが求められているかなど、農協から直接意見を聞き取っております。

スマート農業の普及においては、今後とも、農業者や農協の意見をしっかりと伺いながら、支援事業を構築してまいります。

○高見委員 市内各JAとのスマート農業を含めたこういった支援策についての連携ということで御答弁をいただきました。

各農協から、いろいろ、直接、意見の聞き取りなんかも行って、どういうものが必要なのか、また、今後においても含めてそういった部分の聞き取り調査もしているということで、また、農業者なんかもそういった部分で意見をしっかりと伺いながら支援内容を積み上げていくということでの答弁でありますけれども、今後、最新技術、これからまだまだどんどん出てくると思うんです。そういう部分、やっぱり農作業の軽減化に向けて必要なものだと思いますんで、その辺を含めて、農政部としてもしっかりと予算を組み込んで対応していただければとお願いして、この質問については終わりたいと思います。

それでは、最後の質問項目ということで、同じ農政部で、予算科目6款1項2目、事業名は中山間地域等直接支払事業費でありまして、予算額が1億7千886万7千円でありますけれども、この中山間地域等直接支払制度について、事業概要の説明をまずいただきたいと思います。

○林農政部長 こちらの制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業活動を継続させるため、国、それから地方自治体による支援を行う制度でありまして、多面的機能の維持や耕作放棄地の発生防止を目的として、集落等を単位とした協定が締結され、集落に対して対象面積に応じた交付金を交付するものとなっております。

こちらは、平成12年度から実施されており、1期5か年で取り組むこととされております。今年度が第5期対策期間の最終年度でありまして、令和7年度、新年度から第6期対策期間が始まります。

本市では、東鷹栖、東旭川、西神楽、神居の4集落が交付金を受けて農業生産活動に取り組んでいるところであります。

○高見委員 私の質疑時間、最初は90分でやっていたんですけど、途中、また10分減らして80分になっていますけども、全体のこの分科会時間が結構余力があるということで、ちょっと、この中山間については過去も一般質問や分科会質疑でも質問したことがあるんですけども、あまり掘り下げて質問した経過はなかったんですね。その意図するところは、この後の質疑、答弁の中で出てきますけれども、今回、かなりちょっと掘り下げて、今、事業概要を言いましたように、東鷹栖、東旭川、西神楽、神居、この4集落が、現在、交付金を受けているという状況なこともありますから、その辺を含めて質疑時間はちょっと長めになるかと思いますが、そんな大幅ということはないんですけども、ちょっと掘り下げて質問したいなということで取り組みたいと思います。

それで、この事業費1億7千886万7千円のうち、国からの交付金が2分の1、9千万円弱が国から受けられて、本市と道からは、交付金が同額、それぞれ4分の1で約4千400万円と捉えてよいのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 おっしゃるとおり、事業費の約2分の1が国の負担、それから、本市と道でそれぞれ約4分の1ずつを負担しております。

○高見委員 この事業費は、2分の1が国、本市と道で4分の1ずつということでの御答弁であります。

この中山間地域等直接支払制度、これ自体はもう25年を経過しているわけでありまして、その発足から、その後、大きな制度変更がありました。時系列に、簡潔でよろしいので、御説明をいただきたいと思います。

○林農政部長 本市では、平成13年度に東鷹栖、令和元年度には東旭川が制度の活用を開始しております。その後、令和2年度から、棚田地域振興法による指定棚田地域が追加されたことによりまして、令和3年2月に指定棚田地域の指定を受けた西神楽、神居、こちらが令和3年度からの本制度の活用を始めております。

○高見委員 これまでに中山間制度の制度変更、改正があって、それを時系列で簡潔にということで御答弁をいただきました。答弁の中では、これは、平成12年度に中山間地域等直接支払制度がスタートしまして、その1年遅れでありましたけど、私の地元の東鷹栖が知事特認を受けてずっとここまで来ていた経過もありまして、その後、令和元年度には東旭川も知事特認を受けて対象になったということで、その後、令和2年度から指定棚田地域が追加されたことによって、先ほど言いましたように、新たに西神楽、神居地区も適用になったということで、令和3年度からそれを利用している、活用しているということでの御答弁をいただきました。

国の予算で、衆議院も可決しておりますし、そして、本年度の農業予算におけるこの中山間地域等直接支払いに関わる予算として総額285億円がもう決定しているというふうにご覧になりました。

25年前に食料・農業・農村基本法が成立しましたが、昨年5月にこの食料・農業・農村

基本法が改正になりました。この基本法が25年前に成立した時点で、第35条第2項においてこの中山間地域等直接支払制度も組み込まれたのであります。

私自身、農連の関係で中央行動も何回も行って、農水省の職員といろいろな意見交換をする中で、この食料・農業・農村基本法については、とにかく食料自給率はこの25年間で1%も上げることができず、農業という部分では農家戸数が、2000年から2020年、20年間に、旭川市の農家戸数も、1回、農政部で農林業センサスで調べてもらった経過がありますけど、44%～45%減っているんです。今年、ちょうど5年置きに行われる農林業センサス、もう既に、年明け早々に、女性の方でしたけども、統計調査員の方が来ました。私は息子に経営移譲していますから、息子も会社経営をしていますので、会社で、農林業センサスは5人でその分を受けるということで対応しております。

2025年の今年の農林業センサスの統計がいつ頃発表されるかは分かりませんが、これ、2000年からこの25年の間に、20年間で44%～45%減っているんですから、もうとにかく5割は間違いなく超える減少率だと思います。ひょっとしたら、もう6割になるんでないかという、非常に危機感を感じております。

そうした中で、農村という部分では、農山漁村地域、そういった部分を含めて、とにかく人口減少と高齢化率でもって限界集落が多発する懸念があるということで、私自身、本当に絵に描いた餅政策だというふうに苦言を呈しておりましたけども、そんな中で、冒頭に言いましたように、この中山間地域等直接支払制度が食料・農業・農村基本法の中に組み込まれた、これだけはもう大きく評価したいと思っているんです、これだけは。とにかく、25年前に中山間地域等直接支払制度がなかったら、今、25年間で全国で耕作放棄地がどれほど出ていたかと思うんですよね。私は、それをもう本当に実感しています。そんな部分で、これが、耕作放棄地を出さない、発生を抑えているという大きな法律だと非常に評価をしているわけであります。

ちょっと前置きが長くなりましたけども、食料・農業・農村基本法の中に組み込まれた中山間地域等直接支払制度なんですけども、このスタート時は、いまだにもうとにかく記憶しているんですよ。5法6項、旭川市も適用になれば、私の地域の三箇地域は非常に救われるというふうに考えておりましたけども、この5法6項というその5法は特定農山村法、過疎法、山村振興法、半島振興法、そして離島振興法ということで、もう半島だとか離島だとか、そういうところは当然理解しますけれども、旭川市では条件不利地域、傾斜地の農地が多い中でこれまで対象になっていなかったわけであります。

このスタート時において、本市は、過疎法や山村振興法等の適用にはならなかったということで理解していいのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 平成12年度に制度が創設された際、市内にただいまの5法に該当する地域は江丹別地域だけということでありました。当該地域からこちらの制度の活用については希望がなかったということで、本市では適用がなかったものと認識しております。

○高見委員 旭川市内においては、5法に該当する地域は平成12年度においては江丹別地域ということで、この5法に、まずこれを適用する条件にはなっていたけれども、手挙げすることなく、適用を受けたいという、そういうあれがなかったということであります。当該地域、江丹別以外でも希望がなかったということでの答弁もあったと思うんですけども、要望は、当然、東鷹栖が適用

にならないかということで対応、相談を含めてしていたと思うんですけども、とにかく5法6項の中では旭川市はもう適用にならなかったということで、その江丹別が適用になるにもかかわらず手を挙げなかったというのは、集落で組んだ事務处理的な作業を含めて、これ、やっぱり、事務作業量を含めてかなり負担になるということもあって、そんな部分で手を挙げなかったのかなと。面積も必ずしも多いとは思いませんけれども、そういうことがちょっと考えられるわけであります。

それで、これまでの法改正を時系列で御答弁いただいた中で、令和元年からの棚田地域振興法の内容について、まず、お示しいただき、初期の段階の制度と大きく違う点は何なのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 棚田地域振興法は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的といたしまして、棚田地域の持続的発展と国民生活の安定向上を目指すものとして、令和元年8月に施行されております。国は、指定棚田地域の指定、それから、指定棚田地域振興活動計画の認定、こういったことを行いまして、棚田保全活動や地域振興活動に対して支援を行うものということになっております。

棚田地域振興法の施行に伴いまして、中山間地域等直接支払制度の第5期対策期間から、指定棚田地域、こちらが新たに追加されております。

○高見委員 令和2年から追加された棚田地域振興法の内容ということで御答弁をいただきました。基本的には、指定棚田地域ということでの認定要件によって、多くの条件不利地が救われているというような状況であります。

これも、たればの話になるんですけども、もっと早い段階でこの棚田地域振興法の施行というか、これが最初にあれば、旭川市も、すんなり、条件不利地域、緩・急傾斜地を含めて対応になり得る可能性があったということなんですよね。もう、最初から、国はそういうことも当然想定していないし、予算の、お金の問題もあるということで理解もできないわけでありましてけれども、それで、次の質問として、平成12年度からスタートしたこの中山間制度でありますけれども、この制度自体は1期5か年、今年度で第5期が終了し、来年度からは第6期がスタートいたします。

思い返せば、平成13年、1年遅れで、東鷹栖地域では、大雪土地改良区や、地元でありますけれども、JAたいせつの働きかけと努力で知事特認を受けることができて、そして、急傾斜のみ、当時、今もそうありますけど、約1億円ありますけれども、対象となり、しかしながら、現在では棚田地域振興法適用に切り替えております。

今までの知事特認では、国、道、本市の負担割合は3分の1の支出割合であり、約3千300万円が本市の負担でありました。しかしながら、当時は、急傾斜と併せて緩傾斜もぜひ対象にしていただきたいということで、そのときの試算では、先ほども言いましたように、急傾斜が、これは20分の1以上ということで約1億円分、緩傾斜、これは100分の1以上の傾斜率ということで、そのときの試算では緩傾斜で4千万円分あったというふうに聞いているんですよ。だから、合計で1億4千万円、できれば対象にしていただきたいということで要望もしておりましたけれども、受け入れられなかったということで現在まで至っているということなんですけども、その理由についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○林農政部長 知事特認に関して御質問がありました。こちらは非常に分かりづらい制度上のつくりになっておりまして、委員のおっしゃっていた知事特認については、この制度の対象地域とい

うのがまずあって、旭川市は対象地域ではないんですね、江丹別は一部該当していますけれども。まず、東鷹栖地域については、旧市町村ということで知事特認を受けたと。その中で、次に農地の話があって、基準の中には、急傾斜の農地区分でどのぐらいの交付金だとか、それから緩傾斜、緩い傾斜ですけど、その傾斜でどうかと、そういう話がございました。

今、質問にあったのは、急傾斜は該当していた、ただ、緩傾斜のほうは要請しても受け入れられなかったということで、こちらについては、その緩傾斜の中でさらに基準がありまして、水田の田ですね。田の緩傾斜は20分の1未満、100分の1以上の傾斜とされておりますけれども、緩傾斜地の適用には、その可否や対象範囲の設定に当たりまして知事が定める緩傾斜農用地のガイドライン、こちらに基づいて市町村長が特に必要と認める場合ということになっております。このガイドラインでは、高齢化率、それから耕作放棄地率、こちらが全国の中山間地域の平均以上ということが記載されておまして、東鷹栖地域は耕作放棄地の率が全国の平均以下ということで条件を満たさなかったのが理由となっております。

○高見委員 平成13年、かなりもう前になりますけれども、急傾斜のみ東鷹栖地域は知事特認を受けて、緩傾斜も要望していたけど、緩傾斜については取り入れてもらえなかったという部分での市の御答弁であります。急傾斜はもう当然問題なくいただいていますけど、その緩傾斜農地においては、御答弁でありましたように、知事が定める緩傾斜農用地のガイドラインがあるとのことですが、これは、平成12年、中山間制度のスタート時から存在して、それが前提だったということで理解していいのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 おっしゃるとおり、ガイドラインは制度スタート当時から存在しておりました。

○高見委員 ガイドラインについては制度スタート時から存在しているということで、私自身も、正確なその部分の、緩傾斜のガイドラインというのはなかなか認識不足だったという部分で十分反省しているんですけども、先ほど答弁をいただいた知事が定める緩傾斜農用地のガイドラインというのは、市町村長が特に必要と認める場合とされており、そして、当然、傾斜率がありますけど、そのほかに高齢化率及び耕作放棄地が全国の中山間地域の平均以上とすると記載されているということで、東鷹栖としてこの緩傾斜が対象にならなかったのは、高齢化率は多分クリアしていたと思うんですけども、この耕作放棄地が全国の平均以下となっていることで条件を満たさなかったのが理由ということで答弁をいただきましたが、この部分だけ、どうしても私は理解できないんですよ。この耕作放棄地が全国の平均以上ということは、耕作放棄地が要するに多いっていうことの理解で捉えられると思うんですよ。本来、耕作放棄地がないような状況で、適正に農地を維持管理しながら生産物を上げている。だから、これが、もう耕作放棄地が少ない地域っていう、逆にそういう捉え方なら本当に全然問題ないというふうに思うんですけど、全国平均以上という、耕作放棄地が多いところに適用して、補助金を、そういう整備費を含めて、そういうところにお金をかける必要性も含めて、どうもこれは理解できないんですよ。その部分をぐだぐだ言っても仕方ないと思います。

そこで、今、緩傾斜についてお伺いしましたけれども、急傾斜、20分の1以上の傾斜率においても知事が定める緩傾斜と同じようなガイドラインがあるのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 急傾斜につきましては、ガイドラインはございませんので、決めている要領本体の

ほう、そちらに記載がありますので、そちらに従って手続をする、そういうことになります。

○高見委員 急傾斜については道の要領で定められているということでもあります。

急傾斜については適用を既に受けているので問題はないと捉えておりますけれども、そこで、平成13年、この中山間制度がスタートして、1年遅れで東鷹栖地域が知事特認を受けることができた、その要因を本市としては把握しているのか、その点をお聞かせください。

○林農政部長 東鷹栖地域は、既に5法地域であった鷹栖町と隣接しておりますので、用排水路を、鷹栖町と東鷹栖、こちらが共同で利用している、そういった状況がございまして、また、鷹栖町と東鷹栖は営農の一体性があつた、こういったことが要因であると認識をしております。

○高見委員 御答弁いただきましたように、私も同様に認識しておりまして、東鷹栖地域は、5法6項の、過疎法だと思いますけれども、隣接している鷹栖町がもう適用になっていたということで、東鷹栖は、隣り合わせ、隣接しているということと、用排水路を鷹栖町と東鷹栖が共同で利用している、そういった部分が知事特認要件で認められたということでもあります。

で、ほかの旭川市内の地域では条件不利地もたくさん、多くある中で、なかなか東鷹栖地域のような知事特認要件が満たされない時期が今まで長かったわけでもありますけれども、東旭川地域が5年前に知事特認を受けることができましたけれども、そのクリアできた要因は、要件は一体何だったのか、お示しをいただきたいと思います。

○林農政部長 東旭川地域につきましては、5法地域に該当している、こちらは当麻町と隣接しておりまして、それから、対象となる集落の農林従事者割合、または農林地率、それから、人口集中地区からの距離及び人口減少率の基準、こういったものを満たしたため、対象となったものであります。

○高見委員 東旭川地域も、農家の方々から含めて、何で東鷹栖だけ知事特認を受けて中山間を受けられるんだという、私も個人的に受けたこともありますけれども、ようやく東旭川も知事特認を受けられて適用になったということで、東鷹栖地域の知事特認要件とは、先ほど申し上げた要件とは少し異なっていると感じておりますけれども、その知事特認要件の幅が広がったというふうに捉えていいのかどうか、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○林農政部長 東旭川地域の特認要件となった農林地率、人口集中地区からの距離、それから人口減少率につきましては、制度の開始当時からございました。幅が広がったというよりも、もともと根拠になっている特認の項目の別項目で、それぞれ東鷹栖、それから東旭川が認定をされている、そういう事情になっております。

○高見委員 東旭川が、長くはかかりましたけれども、知事特認を受けられるようになって非常によかったことだなというふうに私自身も思っております。

その後、さらに、よい方向での大きな制度改革があり、前段の質疑、答弁の中でも出てきました新たな棚田地域振興法追加によりまして、本市でも知事特認を受けていた東鷹栖、東旭川地域以外でも対象農地が広がり、可能となりました。

そこで、さらに、知事特認の負担割合、今までの3分の1から、この中山間制度、本制度の正規の4分の1への負担軽減にもつながりましたけれども、本市としてはこの制度改革をどう受け止めたのか、その点の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○林農政部長 棚田地域振興法の制度改革に伴いまして、令和2年度に指定棚田地域に指定された

西神楽と神居、こちらが交付金を受けることが可能となりましたことで、当該地域の農業生産活動の維持に有益なものとなる、そういった受け止め方をしております。

○高見委員 この制度改正における市の受け止め方ということで見解をいただきました。

この棚田地域振興法追加によってようやく東鷹栖、東旭川地域以外も対象となりまして、神居、西神楽の2つの地域が増えましたけれども、交付を受けるための傾斜の測量等はどういう形で実施されたのか、その点を知り得たらお聞かせください。

○林農政部長 傾斜測量につきましては、集落で、北海道土地改良事業団体連合会、こちらに委託をして実施したというふうに聞いております。

○高見委員 そこで、ほかにも傾斜地のある農村地域があると思うんですけども、例えば、東鷹栖と石狩川を挟んで隣接している永山地域、この永山地域はもう本当に平地が多いという、そういう山間部のイメージは全然ないんですけども、その永山地域がありますし、前段でも、5法で最初から適用となる江丹別地域があるわけでありまして、その江丹別地域は、制度改正に至ってもそういう希望がないという状況なのかどうか、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

○林農政部長 ただいまの傾斜測量等、こちらについては、申請する集落で実施することになりますけれども、永山地域につきましては、地域で制度の活用希望がなく、傾斜測量等は実施していないものというふうに認識をしております。

また、江丹別地域につきましては、先ほどもお答えしましたが、5法の一つである山村振興法、こちらの指定を受けていますが、こちら、活用の希望がなく、本制度の活用には至っていないというところがございます。

○高見委員 永山地域、江丹別地域はどうなのかということで、活用の希望がないということで現在に至っているということでもあります。

旭川市の中心を取り巻く環境というのは農村地帯であります。農村地域におけるこの中山間地域等直接支払制度における不公平感というのがようやく解消されたと、私自身、捉えております。当初、東鷹栖が1年遅れで知事特認で急傾斜を受けられても、緩傾斜が受けられなかったということで、本来のガイドラインがあって適用にならなかったということで、私自身は認識しておらず、その当時は、東鷹栖だけという、やっぱりその不公平感、そして予算も要するというで、緩傾斜はできれば遠慮してもらいたい、そして議会の承認も得られない、そういうことが大きな要因で、緩傾斜も含めて、東鷹栖地域のみというそういう不公平感で、私も強く言えない部分は当然あったことも事実ですし、今回、そういう部分で、旭川市の中で手挙げしないところは2つあるけれども、希望していた4地域がもう全て対象になったと、条件不利地の、そういった部分での方向性が変わったということでもあります。

ちょっとその点についても最後のほうで見解を述べたいと思いますけれども、次の質問は、交付金についての質問ですけれども、平成12年、このスタート時から、個人支払い分、これ、100万円が農家に対する直接支払いということで、100万円が上限ということで長く続いておりましたけれども、この件につきましても大幅によい方向で改善されてきておりますけれども、その経過を示していただきたいと思います。

○林農政部長 制度開始から上限100万円とされてきたこの個人配分は、担い手が減少していく中、協定農用地の引受け手となる大規模な農家にも対応するよう、平成27年度に100万円から

250万円に、それから、令和元年度に250万円から500万円に見直しされました。

○高見委員 長く続いていた個人支払い分は100万円が上限という、もうとにかく100万円を1円でも超えたら駄目だという、そういう部分での規制があったわけでありますけれども、制度変更によって、平成27年度、15年後に、その上限額が100万円から250万円に、そして、令和元年度からは250万円から500万円ということで、うちの地域でもたしかこの上限1人500万円を受けている農家の方がおりますけれども、この個人支払い分の直接支払いというのは、全く、新たにぼんと収入源が増えたということで、農家に見れば本当にありがたいんですね、やっぱり。そんな部分で、今、その経過を、個人支払いの分の説明をいただきました。

それで、中山間地域等直接支払制度において、耕作放棄地を出さないことが絶対条件でありますけれども、現在、本市対象農地における耕作放棄地は、当然ながら発生していないというふうに捉えてよいのか、その点をお聞かせください。

○林農政部長 中山間地域等直接支払制度の対象となっている農地において、耕作放棄地は発生しておりません。

○高見委員 耕作放棄地は発生していませんということでの御答弁であります。発生すれば、交付金返還ということも含めて、そういう対象になるのかなというふうに思います。

そこで、上川管内は23市町村があるわけでありすけれども、この中山間地域等直接支払制度の対象として実施している自治体数と、緩・急傾斜農地の両方を対象としている市町村はどうなのか、その点をちょっとお聞かせください。

○林農政部長 上川管内23市町村において、中山間地域等直接支払制度を実施している自治体数ですが、令和5年度は、全自治体23市町村になります。その中で、地目にかかわらずですが、緩・急傾斜農地の両方を対象としている市町村ですが、14自治体になります。

○高見委員 上川23市町村において、中山間地域等直接支払制度を実施しているのは、令和5年度においては、全自治体23市町村、全市町村が、地目、緩・急傾斜、両方を問わずして、とにかくこの制度を利用している、受けているということで、緩・急傾斜は、水田、畑地、草地もあるわけでありすけれども、そういった部分で緩・急傾斜の両方を対象としている市町村では、23市町村中、14自治体があるということでの御答弁であります。

それで、緩傾斜、急傾斜の両方の農地を全て対象としているということでの理解してよいのか、その点、ちょっと確認の部分を含めてお示ししたいかと思います。

○林農政部長 こちらは、内訳のようになりますけれども、両方の農地を対象としている、先ほど答えました14自治体のうち、田、畑、草地、採草放牧地、全ての農地を対象としている、そういった自治体はございません。しかし、田と畑と草地を対象としている、こういった自治体は4自治体、それから、田と草地を対象としている自治体が1自治体、田のみが7自治体、草地のみが2自治体というふうになっております。

○高見委員 次の質問では、個人支払い分とは別に、共同取組、今、各4地域が受けている中で、大体、個人支払い分、共同取組分が5割近くで運用していると思いますけれども、その共同取組内容では、東鷹栖地域でも、長きにわたって、市からの、農政部からの要望等による、要するに農政部が既存で実施していた事業をこの中山間地域等直接支払いの共同取組で行うこととしていた経緯があったのも事実であり、市からの3分の1の支出金約3千300万円は、ある意味、既存事業と

しての取扱いとして一定額は大きな影響はなかったと捉えております。

現在は、棚田地域振興法適用により、正規の負担割合で本市は4分の1と負担が軽減されていることでもありますけれども、この点についての見解をお示しいただきたいと思います。

○林農政部長 平成13年の中山間地域等直接支払制度開始時に、ただいまの共同取組の内容、こちらを本市から要望した事例といったことについては把握しておりませんが、共同取組活動に使用する交付金の使途につきましては、協定参加者の合意により決定されるというものでありまして、各集落では様々な課題を解決するために活用しているものというふうに認識しております。

財政上のお話もありましたけれども、市としては、財源が確保できた、そういうことを理由に特定の他事業に予算配分を優先的にする、そういった対応についてはしていなくて、全体の中で予算を編成していく、そういったことになっているところでございます。

○高見委員 共同取組内容は、この中山間地域等直接支払制度の中身的な部分の資料も提出いただいており、個人配分割合、主な共同取組活動ということでも内容を記載していただいておりますが、私が、今、質問した部分におきましては、市から、こういうことで今まで農業予算でつけていた部分は東鷹栖は共同取組でカバーしてくださいよというような言い方は、直接的には言えない部分も理解します。とにかく、そういう部分で、答弁の中であったように、協定参加者の合意によってその共同取組の内容、事業は決定されていくものであるということでもあります。

現在、中山間地域等直接支払制度において対象となった4地域では、個人支払い5割、共同取組5割という形で取り組んでいると思いますけれども、各地域の共同取組の割合と、どのような取組内容なのか、これ、提出していただいた資料の中に載っているの答弁になりますけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

○林農政部長 共同取組の割合と活動の内容ですけれども、まず、東鷹栖集落、こちらは、共同取組割合としては45%、農用地等の保全整備、農地補修整備、衛星リモートセンシング、それから田んぼアート事業、こういったことに取り組んでおります。

また、東旭川集落の取組割合は57%で、水稻ヘリ防除、土地改良、圃場整備、電牧柵の設置等に取り組んでいるところです。

西神楽集落につきましては38%、省力化機械の導入、鳥獣被害対策、農村景観の整備等となっております。

最後、神居集落では、割合41%、共同除草作業、米・ソバ乾燥調整、廃プラ、廃ビニールの適正処理、こういったことに取り組んでいるところであります。

○高見委員 資料で提出された内容で御答弁をいただいたわけでありまして、この中山間地域等直接支払制度においては、当初から地元の東鷹栖集落の監査役も務めておりまして、共同取組内容も、個人配分も含めて監査している経過もありますけれども、主な共同取組、東鷹栖の部分で、農用地等保全整備、大雨で畦畔が崩れたとか、そののり面の補修で2千700万円ぐらい使っているんですね。それが大きな部分なんですけれども、あと、一番下に、田んぼアート事業ということで、これも、長きにわたって田んぼに水稻6種類の品種を色分けしながら図柄を描いて非常に好評を博しております。昨年、おとしは、濃いキャラクターのマツコ・デラックスさんということで、非常に来場者も去年は多く来たということで、そういった田んぼアート事業についても300万円から400万円を使わせていただいている、有効利用させていただいていると。ほかの3地域にお

いても、こういう形でまだまだいろいろやりたいこともあるし、取り組んでいる内容もあるかと思っています。

そこで、過去に質問した内容でもありますけれども、東鷹栖地域が知事特認を受けていた約1億円のうち、市が負担していた3千300万円は、後に、国から、はっきりと色分けされてはいませんが、7割前後は地方交付税措置されている、そういうような答弁も受けておりますけれども、その点は、現在、変わっていないというふうな認識でよいのか、その点をお聞かせいただきたいと思っています。

○林農政部長 地方交付税措置につきましては、委員がおっしゃったとおり、7割前後が普通交付税及び特別交付税により措置されております。

○高見委員 本当に、これ、大事なことで、理解もしていただきたいんですけれども、現在においても、本市負担分の7割前後は後に地方交付税措置されているということなんですよね。そして、今、1億7千万円近く、4地域が承認されて市の負担割合があるんですけど、その市の割合は、もう財政が厳しいという中で、確かに大きいことは私自身も理解しております、十分。そういう中でありながら、この市が負担している7割近くが交付税措置されているんですよ。そんな部分を含めて、今、急傾斜のみですけども、緩傾斜を含めて、こういった農地の保全、また、農業者の経営のそういった補助的な部分を含めて考えていただければと思うんです。

そして、昨年暮れ、この中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会で、集落機能強化加算を継続しないことで検討されておりますけれども、その点は市としてどう捉えているのか、お聞かせください。

○林農政部長 これまで推進してきました集落協定の広域化に加えまして、集落協定間で共通となっている課題から活動を連携するネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を促進することにより将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを進めるということが第6期対策の方向性としてありますけれども、これまでの集落協定広域化加算、それから集落機能強化加算、生産性向上加算が同時に見直しをされまして、新たに集落協定間でのネットワーク化や統合による体制づくりを支援するネットワーク化加算、こちらと、スマート農業による作業の省力化、効率化を図る取組を支援するスマート農業加算、こういったものが創設をされます。

東鷹栖集落におきましては、この加算措置により、鷹栖集落とのネットワーク化、それから衛星リモートセンシング事業、こういったことに取り組む予定となっております。

○高見委員 第6期対策として、集落協定であるとか、集落機能であるとか、生産性向上であるとか、スマート農業であるとか、そういった部分での加算措置が考えられているということでの答弁であります。

時間もちょっと大幅に伸びてしまいましたけど、最後の質問ということでお伺いします。

これまで制度変更を含めてお聞きして、現在において、本市においては、よい方向で、ありがたいことに、対象農地が、近年、3地域増えまして、公平性がようやく保たれたと言えるわけでありまして、しかしながら、依然として、何度も言っているように急傾斜のみでありまして、緩傾斜面積が対象外となっております。早い段階でこの緩傾斜も対象となるように、知事特認要件の緩和変更も含めて最善の努力をすべきと考えますけど、見解をお伺いしたいと思っています。

○林農政部長 この中山間地域等直接支払制度につきまして、今いろいろと御質疑をいただきまし

た。

最後にありましたように、最初からですがけれども、急傾斜、緩傾斜の別によらずにどちらもしっかりと支援してもらえるように、そういったお話がありまして、内容については、これまでいろいろやり取りをさせていただいた内容で大体集約されているのかなというふうに思いますけれども、最後のほうでありましたように、今、第6期がこれから始まろうとしております。第5期までの制度の様子を見ていまして、度々、制度改正、基準も含めて大幅にされている経過がございます。今後も恐らくそういった動きが随時出てくるのかなというふうに考えていますし、そういった中では、改正の経過については、逐一、状況を把握しながら、少し注意深く見ながら、必要な対応を我々としてもしていかなければならないと思いますし、そういった中で、再三ありましたけれども、緩傾斜の要件緩和、こういったことが出てくるか、あるいは、そういったものに関連する加算も含めて対応があれば、しっかりと対応していきたいと思いますし、同時に、農業者の意見、声も聞きながら、あるいは周りの自治体とも連携しながら、必要なときには、国だとか道に対して要望、あるいは提案をしていくということも必要かと考えますので、そういった対応をしっかりと、市としても、今後、引き続きですけど、していきたい、そういうふうに思っております。

○高見委員 緩傾斜も対象になるような形で、市も最善の努力を願いたいということでの、最初から最後まで、部長答弁、丁寧な説明をいただき、ありがとうございました。

皆さんにもちょっと勘違いしていただきたくないと思っているんですけども、私自身、地元の東鷹栖で農家の3代目ということで、6年前に息子に経営移譲したんですけども、先祖代々から条件のいい平らな農地で経営をさせていただいて、中山間における直接支払いの個人分の急傾斜を含めて、対象農地は一つもございません。しかしながら、約5割近い共同取組内容では、いろんな部分で恩恵を受けていることは確かであります。

そんな部分で、中山間地域等直接支払制度は、とにかく疲弊している農村部の手助け、活性化、いろんな部分で有効に活用されるやはり財源だと思っておりますので、先ほどから何度も言っていますように、本市の負担割合、7割前後が後に地方交付税措置されるんだということも含めて、何とか、緩傾斜を含めて、来年度から始まる第6期ですか、これに向けて御尽力をお願いして、私の質疑にしたいと思います。

大幅に時間を超過しましたことをお許しいただきまして、終わります。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の分科会で石川厚子委員から要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○えびな委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 午前中は、高見委員さんから質問がありましたけども、私も、同窓会のほうで会長をやっておりまして、今日、迎え入れる、そういう御挨拶をやってまいりましたけど、末広小学校で同窓会長を22年間務めておりまして、この後、まだバトンタッチできそうもないので、しばらくは同窓会長やらせていただくことになると思います。

それでは、早速ですけども、質疑に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、上下水道部の1款1項2目の配水管、下水管の布設工事に関わって質問をさせていただきますというふうに思います。

1月28日に埼玉県八潮市で起きた下水管の腐食によつての道路陥没事故というのは、発生からもう既に1か月半が経過しているんですけども、いまだに解決の見通しも立っていないというような状況もあって、全国的にも、本当、衝撃が走ったというか、そんなような状況になってございます。

また、下川町でも、水道管の漏水事故というところでもかなり大規模な事故もありまして、今日も、今朝方、ニュースでも報道されておりましたけど、特定、漏水の場所が分かったというようなこともニュースに出ていたので、これで終息していくとは思うんですけども、上水道も、下水道も、やっぱり、配水管、また下水管の老朽化というのは、日本全国どの自治体でも共通した問題であり、課題になっているんだというふうに思っております。

代表質問の中でも答弁がありましたけども、本市における緊急点検では、現時点においては危険箇所はなかったということでございました。

しかしながら、管路の老朽化が進んでいることは明らかだと思っておりますので、旭川市の現状と新年度予算を比較しながら、上水道、下水道も含め、検証してまいりたいというふうに思っております。

まずは、水道事業における管路の令和7年度の予算について伺いたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 水道事業における令和7年度の建設改良費のうち、配水管に関わる予算といたしましては23億4千914万1千円を計上しており、そのうち、配水管の更新に係る費用といたしまして19億1千112万円を計上し、令和6年度補正予算と合わせまして、令和7年度においては22.6キロメートルの更新を予定しております。

○中村のりゆき委員 22.6キロメートル、19億円余りの予算ということで御答弁をいただきました。

10年ほど前にも水道管、下水道管については質疑をさせていただいておりましたけども、管路の経年化率、老朽化率と当時は言っていたと思うんですけども、今は経年化率と言うみたいですけども、平成19年時では2.2%というものだったのが、平成28年のときにもう13.2%になっておりました。その後も、経年劣化というか、経年化率は進んでいるのではないかと思いますので、現状はどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 経年化率は、法定耐用年数の40年を経過した管路延長を管路総延長で割り返して算出するものでありますが、令和5年度末時点において、法定耐用年数の40年を経過した管の延長は約608キロメートル、全体管路延長約2千243キロメートルに対しまして約27.1%になっております。

○中村のりゆき委員 今日、テレビ報道でもその点を取り上げていたんですけども、北海道の経年化率はどのぐらいかという、2012年のときには7.5%だったものが2022年のときには25.5%になっていると、NHKの報道ではやっていましたけども、旭川は27.1%ですから、全道平均より少し老朽化、経年化率が高いということが分かりました。

それで、水道管の更新延長ということで、老朽化したものをやっぱり改修していつていると思うんですけども、過去5年間の推移について伺いたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 管路の更新延長ですけれども、令和2年度は18.3キロメートル、令和3年度は17.2キロメートル、令和4年度は19.0キロメートル、令和5年度は24.0キロメートル、令和6年度の見込みは25.0キロメートルとなっております。

○中村のりゆき委員 結構頑張っているんだなというのは、年々、少しずつ更新延長を伸ばしてきているということで、令和6年度は25キロやっているということでした。先ほどの答弁では令和7年度は22.6キロでしたから、ちょっと短くなっているということもあるんですけども、以前は20キロ以内の更新にとどまっていたものが、20キロ以上に今なっているということが分かりました。

下川町もそうなんですけども、漏水の主な原因と言われているのがTS型塩化ビニール管だったというふうに思います。連結が、やっぱり、どうしてもそこが甘くてっていうか、そこから漏水が起きるんだっていうようなことがよく言われているわけなんですけども、そのTS型塩化ビニール管の更新を主に行ってきたんではないかというふうに思うんですけども、更新の終了年次をいつ頃というふうに想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 TS接続型継ぎ手の塩化ビニール管につきましては、令和10年度末までに市街地に布設している管の更新を完了する予定としております。

○中村のりゆき委員 水道管の管路の状況ということで資料ももらっているんですけども、令和5年度末の時点で111.5キロのTS塩化ビニール管がありましたんで、今年度は25キロをやっているんで、令和6年度を引くと86キロぐらいですか、それで、令和7年度の予算、そして、令和10年度末までには更新が全て終わるということで、結構、この問題についてはいろんな議員さんが取り上げていましたよね。当初は、20年ぐらいこの更新にかかるんだっていうような、そういうような話もあったんですが、ようやく出口が見えてきたということで、今、令和7年度の予算を審議していますけど、令和10年度末までには更新が完了するということだと思います。

それで、以前の質疑の中でも、2027年時の水道管の経年化率を45%程度になるというふうに想定しているというふうに御答弁をいただいたところなんですけども、その想定に変化がないのかどうか、確認をしておきたいなと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 2027年度、令和9年度まで更新を行わなかった場合の経年化率を約45%と試算していたところではありますが、令和5年度までに行った更新により、令和5年度末における2027年時の経年化率は約40%となる見込みとなっております。

○中村のりゆき委員 少し改善されてきたということで、少しずつ早めて更新をしてきたんだなということがこの数字からも明らかになると思うんですけども、法定耐用年数が40年ということなんですけど、今、30年から40年未満の管路がどのぐらいあるのかっていうことで、この資料によると644キロあるんですね。かなりの延長距離がありますし、20年以上30年未満というのは

521キロあるということで、全体が2千230キロですから、その半分の、この後、10年、20年の間に水道管の老朽化も進んで法定耐用年数が過ぎていくというような状況にもあるので、かなり、今後、更新を急いでいかなければならないということもあるのかなというふうに思うんです。

で、法定耐用年数が40年ということですので、いわゆる更新率でいうと、2.5%の更新率でやれば、掛け算するとそれで100%になりますんで2.5%ということなんですが、先ほど来ありましたように20キロちょっとぐらいですよ、更新しているのがですね。令和7年度予算でも22.6キロですから大体1%なんですよ。となると、やっぱり、更新を完了するのに100年かかるんですね、1%で計算するとですね。

法定耐用年数以上に使用できるものもあるんだということで、10年前もそういう答弁をいただいているんですけども、果たして100年もつかどうかということで、改めて、その点、見解を伺いたいと思います。

○松田上下水道部長 本市の水道管の約7割で使用しております鑄鉄管で申しますと、全国的には、布設条件にもよりますが、100年以上の使用実績もあり、さらに、近年におきましては、鑄鉄の原料による強靱化や外面の塗装の防食性の向上、長寿命化などが施されていることを考慮しますと、本市におきましても、条件によりますが、100年間使用することは可能であると考えております。また、現在、口径100ミリメートル以下で布設しております配水用ポリエチレン管につきましても、腐食に強い高密度の材料を使用しているほか、100年寿命の検証に関する技術報告書があり、それを参考に、100年間の使用が可能であることを期待しているところでございます。

○中村のりゆき委員 100年間大丈夫だということで、自信を持って言っていたのかなというふうに思うんですけども、そういったことからいけば、今、更新は大体1%ぐらいの更新率で進んでいるので、計算上はぴったり合うということで、ただ、やっぱり、先ほども言ったように、山というか、布設替えをしなければならない時期というのが違うので、30年から40年未満の管路が先ほど言ったように644キロ、20年から30年のところは521キロですから、そこを、例えば20年のスパンで直すとなると、やっぱり、かなりの延長距離で直していかなければならないということになりますんで、ここを、やっぱり事業費としては平準化していかなければならないということで、長寿命化計画等々もつくってきたと思うんですけど、そういった中で、先を見通しながら、この水道管の布設替えっていうこともやっぱりしっかり検討していただきたいなというふうに思っております。

水道管のほうはまだいいんですけど、下水管については、ちょっと、やっぱり、私は、本当に大丈夫なのかなという危機意識を持っているので聞いていきたいなというふうに思っているんですが、まずは、下水道事業について、下水管の更新に関わる令和7年度の予算の概要について伺いたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 下水道事業における令和7年度の建設改良費のうち、下水道管に関わる予算としましては、8億4千139万4千円を計上しており、そのうち、下水道管の更新に係る費用としまして1億1千130万円を計上し、令和6年度補正予算と合わせて、令和7年度においては2キロメートルの更新を予定しております。

○中村のりゆき委員 令和7年度においては2キロメートルと。先ほど、水道が20キロぐらい、

20キロ超やっているんですけど、下水道は2キロぐらい、10分の1ぐらいということになりますよね。事業費としては1億1千130万円を計上しているということが分かりました。

それで、老朽化の現状について伺いたいと思うんですけども、10年刻みで経過年数別の管路の延長距離についてお示しいただきたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 令和5年度末現在で、建設後50年以上経過した管路延長は約178キロメートル、40年以上50年未満が353キロメートル、30年以上40年未満が約751キロメートル、20年以上30年未満が約514キロメートル、10年以上20年未満が約89キロメートル、10年未満が約43キロメートルとなっております。

○中村のりゆき委員 50年以上の管路の延長は178キロということでそれほどでもないんですけども、今、答弁いただいたように、その先の40年から50年は353キロ、そして30年以上40年未満で751キロ、20年以上30年未満で514キロということで、かなり集中して布設工事をしてきたということのあかしだと思うんですね。都市機能がかなり旭川も拡大して、人口も増えて、かなり郊外にも住宅も立ち並び、下水管の布設工事が進んできた。昭和33年から下水道事業ですから、途中、急速に布設距離を延ばしてきたということが言えると思うんです。

それで、下水道管の更新実績、ここ5年余り、どのぐらいの実績があるのかということでお伺いしたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 管路の更新実績の延長ですが、令和2年度は1.2キロメートル、令和3年度は1.4キロメートル、令和4年度は1.5キロメートル、令和5年度は1.7キロメートル、令和6年度の見込みは1.5キロメートルとなっております。

○中村のりゆき委員 2キロに満たない更新でここ5年間は来ているということでした。令和7年度予算は2キロということで、そこをちょっと増やしてはいるんですけども、管路の、下水管の更新ですね。各地区の長寿命化計画を策定しながら進めているというふうに思うんですけども、老朽化のスピードと、管路を改修するその距離、更新実績、それが釣り合っていないのではないかなというふうに思うんですけども、急速に老朽化が進む中で、ほとんど更新ができていないという、そんなように見えるんですけども、その点の見解を伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 本市の下水道事業における老朽管対策は、平成20年度に創設された下水道長寿命化支援制度に基づき、長寿命化計画を策定して管路施設の更新を開始し、平成28年度に下水道ストックマネジメント支援制度に移行した後は、ストックマネジメント計画を策定し、現在まで管路施設の更新を進めているところでございます。

ストックマネジメント計画は、陶製の管及び鉄筋コンクリート製の管を対象として、建設からおおむね50年を迎える管について、建設時期が近い地区を一くりにし、管内カメラによる老朽度調査の結果を踏まえ、地区ごとの計画として策定をしております。

令和5年度末時点で50年を超える下水道管約178キロメートルのうち、腐食による劣化のおそれのない雨水管と塩ビ管を除く約160キロメートルを対象に平成21年度から調査を実施し、このうち、腐食やひび割れなどの劣化があり、更新が必要とされる管路延長は17%程度にとどまっており、標準耐用年数の50年を迎えても、比較的、健全な管路が多い結果となっております。

なお、これらにつきましては、ストックマネジメント計画において設定した令和10年度までに更新を終える見込みでございます。

今後も、建設後50年となる地区を順次加えながらストックマネジメント計画の策定を進め、それに伴い、更新対象の管路延長も増加していくこととなりますが、国の交付金などを活用して必要な財源を確保しながら適切に老朽管対策を実施してまいります。

○中村のりゆき委員 計画的に更新してきた、点検も十分してきているので問題はないんだということで、そういう御答弁だったのかなというふうに思うんですね。

それで、平成28年度に、それまでは長寿命化支援制度ということだったので、長寿命化計画ということでしたけども、下水道のストックマネジメント計画ということで支援制度による計画を策定してきているということでした。

それで、私もこのストックマネジメント計画の計画説明書というものも個人資料としていただいているんですけども、どのように平準化しながら更新を進めていったらいいのかっていうところで計画を立てているというふうに理解をしているところですけども、その資料の80ページのところに、皆さんは資料がなくて大変申し訳ないんですが、シナリオ別改築延長、改築事業費及び緊急度の推移比較表ということで、シナリオで、4分類にして比較しながら、どれが計画としてふさわしいかということを決められているというふうになっているんですけども、この点、シナリオ1から4までありますけども、皆さんは資料がないので、ちょっと御説明をいただきながら、旭川市としての判断はどのシナリオにしているのかということで御説明いただければと思います。

○山田上下水道部次長 スtockマネジメント計画におけるシナリオの設定についてでございますが、污水管の改築に向けた事業費やリスクを考慮しながら最適な手法を選定するため、4つのシナリオを設定してございます。改築の期間を100年と仮定しまして、まずは、シナリオ1といたしましては、耐用年数を迎える50年で単純に改築を進めるもの、シナリオの2といたしまして、カメラ調査に基づいて、劣化が認められたもの全て、緊急性の高いものから軽度なものまで、その全ての改築を行うもの、シナリオ3といたしましては、カメラ調査の結果、緊急度の高いもの、もしくは緊急度の中程度のものを対象に改築を行うとした場合、次に、シナリオ4といたしましては、緊急度の高いもののみを対象として改築を行うといった4つのシナリオを設定し、その中で、本市におきましては、シナリオ3、緊急度の高いもの及び中程度のもの、こうしたものを対象として選定しておりますが、こちらに関しましては、事業費とリスクのバランス、事業制度等を考慮すると最適なケースということでシナリオ3を選定しているところでございます。

○中村のりゆき委員 2千キロほどある下水管路ということで、正確に言うと1千927.9キロに及ぶ下水管路があるんですけども、これを、ストックマネジメント計画では、事業費を平準化しながら、リスクも分散しながらバランスを取る、そういったシナリオ3というところで選択をしているということなんですけども、ここには、事業費だとか改築延長、年間どのぐらいの延長を改築したらいいかっていう想定も一応書いてはあるんですね。

この点について、確認をしたいと思います。

○山田上下水道部次長 本市が採用しておりますシナリオ3について申し上げますと、シナリオ3では、100年間に於いて年間で約3.4キロメートルで劣化が進行し、対処が必要ということで予算を計上してございます。この内容につきましては、緊急度の高いもの及び中程度のものが100年後にないようにするため、必要な更新延長を計上したという状況でございます。

こちらについては、ストックマネジメント計画を算定するに当たっての要領等に基づいた仮定の

値でございます、実際に老朽度調査を行った結果から更新が必要となる延長とは若干異なるところでございます。

○中村のりゆき委員 100年間、その事業費も平準化しながら更新をしていくとなれば、平均値で、今すぐにかかる事業費とは言いませんけども、平均値で言えば年間34キロは更新していかなければならない、それも全部更新しているわけじゃなくて、50年置きに全部更新していくシナリオで言うと、年間90キロを布設替えしていかなければならないというふうになっているんですね、シナリオ1っていうところは。そこまでやる必要はないよと。当然、そうですね、悪いところを直していくっていうことがまずは大事ですし、使える部分は50年以上使えるっていうことも当然あると思うんですね。

そんな中でシナリオ3を選択しているんですけども、それは、年間34キロの布設替えなんですね。事業費にしてみると、これは年間55億円かかるということで、莫大な金額になって、100年間で5千500億円、下水管をやっぱり維持していくためには必要だということで、これは、今、下水管布設を始めてからの年数が100年を過ぎていないですけど、100年経過後は、多分、このシナリオどおりの計算の事業費がかかっていくと思うんですよ、今は50年経過していない下水管もまだまだあるのでね。そういうふうに考えますと、年間55億円かかる、そして、年間34キロの布設替えをしていかなければならないという、そういうような目安となるものだと思うんですね。

それで、先ほど来、下水道管の更新実績について御答弁もいただいたところなんですけども、そこでは2キロぐらいしかできていないという、2キロ以内しか更新できていないという現状がありました。今後、どういうふうになるのかっていうことで考えると、40年以上50年未満の下水管が353キロあるんですね。先ほどの答弁では、今までの50年以上の管路の健康調査をして17%は更新しなければならないということだったので、それを掛けると27.2キロになるんですね。そうすると、令和10年度まで更新をしていくということで、大体15年間ぐらいのスパンで割り返すと大体1.8キロぐらいになるので、この更新はぴったり当てはまるんですが、ただ、今後40年から50年を迎えるところかなりの延長距離があるので、ここを直していくということになると、やっぱり、今、現状の悪いところだけ直すというよりは、先々、もうちょっと幅を取って直していかないと事業費の平準化になっていかないわけですよ。

30年から40年未満の管路を見ると751キロあるので、全体の38%ぐらい、約40%、だから、20年後はもうそういう、約40%の管路が50年を超えるという、そんな状況にもなるわけですね。もちろん、今、現状、160キロの点検をしている中で、悪いところだけ、17%直しているんですけど、ほかのところも悪くなってきますよね、当然、10年たち、20年たてば。そうすると、どれだけ直さなければならないのかということになるんですけども、先ほど、だから、1年間34キロぐらい直さなきゃならないという、そういう目安というのが示されていると思うんですけども、それ以上直さなければならないときも来る、可能性としてはあるんじゃないかなっていうふうに思っているんですね。

そうすると、先ほど説明していただいたシナリオ3というところで、事業費とリスクのバランス及び事業制度を考慮する最適なケースということで更新をしてきたというふうに、答弁としてはそういうふうにあると思うんですけど、私は、このシナリオの4番目、シナリオ4というのは何かと

いうと、もう本当に改修しなければならない、危険度合いがかなり高いところだけを直していくという、そういうシナリオなんですけども、それでも年間15キロ直していかなければならない、今2キロですけど、15キロ直さなきゃならない、100年スパンで見るとそういうふうになっているわけですね。

そのときのリスクはどういうことかっていうのも、評価として書いてあるんですが、緊急度2以上が増加していくため道路陥没リスクを伴うって書いてあるんですよ。まさに八潮市のような状況になるシナリオですよ。悪いところだけ直しているっていうところでやっていると、いずれはそういう陥没事故というのが急増していく、そういうリスクは否めない、だから、ここを選択しなきゃならないんですが、ただ、これまでの過去5年間の、先ほどの管路の更新実績だとか、新年度予算、令和7年度予算で2キロの更新を予算としては出されていますけども、どう見ても私はシナリオ4をやっているとしか思えない。先々、この後、老朽化してくるっていうことを考えれば、今のうちに、今そんなに老朽管が多いわけではないので、今のうちにやっていかなきゃならない、そういうような事業費を計上しなければならないというふうにも、このシナリオっていうことを見ると思えるんですけど、そのことについての見解を伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 管路の更新についてですが、現状におきましては、シナリオ3に基づく緊急度の高いもの、中程度のものを対象に平成24年度から改築更新工事を行っておりまして、現在までは支障なく更新を行えてきているところではございますが、ただいまの委員の御指摘にありましたとおり、今後老朽管が急激に増加していくということも想定されますので、こうした部分におきましては、平成24年度から更新工事をスタートした中で、管更生工法ですとか、そういった新しい技術を採用しながら工事を進めてきておりまして、そういった工事の中で、例えば、経済性ですとか、もしくは新技術を使用することによる効率化ですとか、そういったことも念頭に置けるのかなというふうに考えております。

今後は、そういったことも念頭に置きながら、ストックマネジメント計画をアップデートしながら、しっかりと対処できるように計画を見直していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○中村のりゆき委員 何度も何度も同じような話を繰り返して申し訳ないんですけど、今の状況であれば、今の更新状況が駄目だっていうことではないと思うんですよ。現状、悪いところを直していけばもうそれで済んでいると。ただ、やっぱり、先々の更新時期が、かなりもう、この10年後、20年後に一気に増えてきて、そのときに事業費がもう100億円ぐらいになるなんてことになるとう然難しいですから、そうすると、全部、手がつかない、検査も間に合わない、直すことも間に合わないとなったときに、やっぱり、陥没事故っていうリスクが伴うと。だから、そうならないためには、やっぱり、このシナリオ3ということを意識するのであれば、もう少し布設替えを今の段階でもしておかなければならないという、やっぱりそういうふうに見えるんですよ。この計画というか、ストックマネジメント計画を読み込むとですね。

だから、その点、先ほど新しい技術もあって布設替えもやっているということだったのでちょっとお伺いもしますけども、従来は、もう、掘り返して、やっぱりもう取り替えるっていうことだったんですが、そうじゃない工法もあるということなので、そういった新しい技術、工法はどんな工法なのかということのをちょっと具体的に言っていたきたいなというふうに思いますし、あと、下

水管の寿命ですね。法定耐用年数は50年ということなんですけども、何年もつというふうに考えているのか、併せてちょっと御答弁いただけますか。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 下水管の寿命につきましては、腐食環境などを除き、比較的、条件のよい環境下におきましては、コンクリートの寿命は一般的に100年程度と言われております。そのため、下水道管につきましても、良好な条件におきましては、適切な点検やメンテナンスを行うことで同程度の寿命が期待できるものと考えております。

また、下水道の更新における新工法につきましては、従来は、地上から道路を掘削して古い管を新しい管に入れ替える開削工法、これを使っておる場合が多かったんですが、新工法としましては、掘削を行わず、マンホールから材料を既設管の中に引き入れ、古い管の中に新しい塩化ビニール製の管を構築する管更生工法、この工法を使っておりまして、これら2つの工法を併用して更新工事を実施しているところでございます。

管更生工法につきましては、道路を掘り返す必要がなく、交通渋滞や騒音などの問題を軽減できるなどメリットが大きいことから、平成24年度から令和5年度末までに更新を実施した約18.6キロメートルのうち、9割以上について管更生工法を用いて更新を実施したところでございます。

○中村のりゆき委員 今、2つ答えていただきましたけども、1つ目は、下水管については100年はもつよということと、あと、新工法というのは、もう掘り返して布設替えをするんじゃないくて、塩化ビニール製の管を中で構築するということで、ちょうど日曜日ですか、「がっちりマンデー!!」の番組で私も見ていたんですよ。まさに今説明したとおりなんですけど、そういう塩化ビニール管みたいな、空気で膨らませて新しい管を作るという、そういう技術、こんなやり方があるんだなっていうことで思ったところなんですけども、今、本市の布設替えについては、答弁があったとおり、平成24年度から令和5年度までに18.6キロの布設替え工事をやった中の9割を今言った新工法でやっておられるということなんです。

それで、これ、従来工法と比べるとかなり工期も短縮できるかなというふうに思うんですけども、その工期がどのぐらい短縮されるのか、そして、事業費についてもどのぐらいの差があるのかということについても伺いたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 管更生工法と開削工法の費用比較についてでございますが、最新のストックマネジメント計画において概算工事費の算出に使用している1メートル当たりの単価で比較いたしますと、およそ5から6割程度となり、管更生工法のほうが経済的であります。

また、工期につきましても、現場作業に係る実作業日数を試算した結果によりますと、標準的な条件下においてはおよそ4割程度まで工期を短縮できるものと考えております。

○中村のりゆき委員 いいことだらけですよ。5割から6割ぐらいの事業費で済むということと、工期も4割ぐらいでできてしまうということですから、だったら、なぜもっとやらないのっていう話、やっぱり言いたくなるんですよ。これだけ安くできるよと、経済性もあるし、工期も短くてできるというところで、やはり、布設替えの延長距離をどう伸ばせるかっていうことを、このタイミングでなぜ考えられないのかなっていうのは、私はちょっと不思議なところがあるんですけど。

それで、ちょっと、1点確認しておきますけども、下水管の点検作業ですけども、国で定められているのは5年に一度というふうになっていると思うんですけども、本市における点検作業はどういうふうに行われているのか、伺っておきたいと思います。

○松田上下水道部次長 国交省が定めております下水道管が腐食するおそれ大きい箇所についての5年に1回以上の点検に対しまして、本市では、4年に1回の点検を実施しており、腐食などが確認された箇所につきましては修繕を行っております。また、建設後50年を迎える下水道管につきましては、老朽度調査は、管内のカメラによる目視点検を行い、その劣化状況などに合わせまして更新工事または修繕工事を実施しております。

○中村のりゆき委員 国の定めでは5年に1回の点検ということだったんですが、本市では4年に1回ということで、かなりその辺りは評価できる部分かなというふうに思っていました。

で、答弁の中でも、老朽化調査は、管内カメラによる目視点検、これが中心だということもあったんですけど、やはり、目視点検って、見落としもあると思うんですよね。ある程度、分かるということもあるのかもしれませんが、でも、八潮市も、国の定めによって点検してきて、やっぱりああいう事態になってしまうということは、やはり見落としもあると思うんですよね。

ですから、この点、AIとか、そういったものを利用した形で、よりその判定度を上げる取組というのは、今後、多分、開発もされてくると思うんですけども、そこはアンテナを掲げながら、点検手法というか、やっていただきたいなというふうに思います。

それで、今現在は年間の下水管の更新が2キロ程度というふうにとどまっているわけなんですけども、点検して悪いところは直してきているわけなんですけども、数十キロ悪いところが出てくるっていうか、これから10年後、20年後になったときに、やはり、そういう老朽化がもう一気に進んできて、同時期に布設替えしている部分がありますよね。先ほど言ったように、延長距離で言う40%ぐらいがあと20年後になったらもう50年を超えるという、そういうふうになるわけですよね。40%というのは今の30年から40年の管路ですから、もっと、全部を合わせると3分の2、そこも合わせると66%ぐらいまでいくと思うんですけども、そこがもう50年以上、超えているわけですから、そうすると、点検作業をしましたと。修繕の必要なところが数十キロにわたって、これ、改良しなければならないっていうふうに、そのときに対応ってできるんですかね。その辺り、どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○山田上下水道部次長 これまで老朽度調査や法定点検を実施の上で計画的に更新を進め、更新の事業費が一気に増加するというののないように努めて作業を進めてきているところではございますが、今、御指摘のありましたように、一気に老朽管が増えていくというような状況への対応についてですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これまでもストックマネジメント計画に基づいて対応してきてございますので、ストックマネジメント計画を、新工法の採用等も考えながら、効率的に進められるようアップデートして対応していくということをしっかりと考えていく必要があるのかなというふうに思います。

○中村のりゆき委員 管路を更新するということはお金のかかることだということで、先ほども、想定で34キロを更新するとどれだけの事業費がかかるかという試算というか、そこも示されて、年間55億円かかるわけですから、新年度予算、令和7年度予算と比較すると何十倍っていう話になるわけですね。ですから、そうすると、水道事業の今持っている事業費で賄えないとなると、例えば、一般会計からの繰り出しなのか、それとも料金改定をするのかという、そんな話になってこざるを得ないと思うんですね。

ただ、やはり、改修が必要だということであれば、これは、やっぱり利用している市民の皆さん

方も理解していただきながら、そこは、万が一のことがあったら大変だよって、きちっと直してねっていうことになると思うんですよね。やっぱり、そういう市民理解を得ながらやっていかなきゃならないと思うんですけども、だから、先ほど言っていた、今、答弁でもあったんですけど、ストックマネジメント計画によってしっかりやっていきたいっていう話なんだけど、このストックマネジメント計画を、やはり、私からすると、本当にきちっとやっていますかっていう話なんですよね。その見解の相違があるんですけども、だから、やはり、今後、起き得る、管路の更新が増えてくるということを意識しながら、事業費を平準化して、一気に事業費がかかるとやっぱりもたないわけですからね。だから、先、先にやっていかなきゃならない。今は、まだできるチャンスがあるときなんですよ。今はそんなに老朽管が一気に増えているわけじゃないので、とは言っても、それなりにはありますよね。ですから、先、先にやろうと思えばできる話なんですよね。そのときに手をつけないっていうことがどうなのかなと。

先ほど、新工法でいうと事業費は半分ぐらいで済んで、工期も4割で済んでって、そんなような時代になっているにもかかわらず対応できていないということですので、ストックマネジメント計画を今後更新していくと思うんですけども、令和9年度までかな、ストックマネジメント計画も。だから、ストックマネジメント計画を更新すると思いますけども、今言ったような視点をしっかり入れながら更新をしていかなければならないということを思っていますので、その点についての見解を伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 現在、下水道管の老朽管対策につきましては、設置後50年を迎える管路の老朽度調査の結果を踏まえ、優先度や更新の手法を定める、御答弁をさせていただきましたストックマネジメント計画を策定しながら、国の交付金を活用して事業を進めているというところでございます。

今回、八潮市での道路陥没事故を受けまして、国土交通省で設置されました有識者委員会におきましては、再発防止に向け、全国の自治体に対し、できるだけ早期に点検要請を行うべく、調査対象や財政支援について現在検討が進められているところでございます。4月頃に中間報告が取りまとめられるとのことであります。

有識者委員会の報告なども踏まえまして、今後、下水道管の老朽化対策の方向性が示されると考えられますため、こうした国の動向も把握しながら更新を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村のりゆき委員 ぜひ、そういう方向でやっていただきたいというふうに思います。

それで、この見解について、また後で部長にも聞きたいと思いますが、国土交通省のほうから、上下水道の耐震化計画について、これ、報告も求められているというふうに思っているんですよね。それで、ちょっと、私も資料としてはいただいているんですけども、かなり全国平均よりも下回っているような、耐震化率のところもやっぱりあるものですから、そのことについて、今後どのようにしていくのかという見解を伺いたいと思います。

あわせて、令和9年度までの水道・下水道ビジョン、これ、見直し作業をするっていうことになると思うんですね。やっぱり、一番大きな計画というところ、根本計画というか、大本の計画になると思うので、先ほど来お話をした長期的な視点に立った管路の更新というところを、やっぱり、今、意識して早め、早めに進めていかなければ、一気に、その更新をやらなければならない、布設

替えをしなければならないといったときに、やっぱり、事業としてもう難しいというふうに、バンザイするわけにいかないわけですね。やっぱり、旭川市民の生活を守っていかなければならない使命が水道局にありますから、そういったことも意識をしながら、その計画の策定というところも、水道・下水道ビジョンの見直しもしっかり行っていただきたいと思いますので、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○幾原上下水道部長 ただいま中村のりゆき委員さんから上下水道施設の老朽化について御質問いただいたところでございまして、ストックマネジメントが大きな課題としてただいま御指摘をいただいたところでございます。

一方、耐震化についても、我々としても大きな課題として捉えているところでございまして、本市におきましては、上下水道施設の耐震化については、これまでもそれぞれの施設で一定の耐震性を有しているものと認識をしていたところでございますけれども、このたび、国土交通省から公表された緊急点検の結果におきましては、能登半島地震の教訓を踏まえた飲み水や生活用水、そういった水道と、流しやトイレなどから下水道に排水するという日常的な水の流れに関わる一連の施設について、上下水道システムということで定義されたところでございまして、上下水道一体での耐震性の確保、そういった新しい視点の評価が行われたところでございます。

このため、本市の上下水道施設につきましては耐震性が十分に確保されていない評価となったところでございます。今後につきましては、こうしたことを受けまして、国土交通省からの要請を踏まえ、策定いたしました上下水道施設耐震化計画に基づきまして、上下水道一体での耐震性の確保に向けた取組を加速していく必要があるものと考えているところでございます。

また、八潮市での事例を踏まえた老朽管対策につきましても、上下水道事業における大きな全国的な課題となっているところでございまして、これらの耐震化や老朽化対策を一步前に進めるためには多くの事業費が必要となるため、効率的な事業の進め方や財源の確保などについて検討していかなければならないと考えているところでございまして、委員から御指摘のございました長期的な視点を持ち合わせながら、ストックマネジメントのアップデートを重ねるとともに、将来の方向性を示す水道・下水道ビジョンにも反映させてまいりたいと考えているところでございます。

現在、国では、こうした全国の上下水道事業における課題対応を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画の策定や、2050年の社会情勢を見据えた上下水道政策の基本的なあり方検討会を設置しているほか、DX、AIを活用するデジタルカタログの整備などによりまして上下水道事業における様々な課題への対応について議論が進められているところでございまして、こうした国の最新の動向を把握しながら、維持管理の効率化、高度化によります予防保全に努めまして、将来にわたり安全、安心で快適な市民生活を支えていくためにも、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中村のりゆき委員 ぜひ、今言った答弁のとおりに実行していただきたいなというふうに思っておりますし、やっぱり、八潮市みたいな事例が旭川で起きるってなったら、本当、大変なことになりますよね。やっぱり、今後人口減少が進むっていうのは間違いなく、旭川も2100年には人口8万7千人ですか、推計値はね。今30万人を超えていますけど、2100年のことまで考えられないよって、みんな、ここにいる人は誰も生きていないかもしれませんけど、75年後ですからね。でも、やっぱり、そこまで責任を持ってやっていくのが行政ですから、やはり、2100年の人た

ちにも安心、安全でいていただくということが大事なわけですね。

ですから、そうなったら、やはり、まちもコンパクトシティっていうところも意識しなければならいでしょうし、夕張なんかも、もう人口が10分の1以下になっても、インフラ自体はやっぱりかなり延長距離はあるわけですね。そこを、やっぱり更新作業をしながらやっているので、水道料金、下水道料金、夕張もかなり高いという状況もありますよね。でも、やっぱり、しっかり対応していかなければ生活できないわけですから、そこはもう、市民の皆さん方も理解して進んでいるというふうに思いますので、旭川として何が一番大事なのかっていうところでいうと、安心、安全がやっぱりまずは優先されるべきだと思うんですね。万が一ということがあってはならないというのがやっぱりこの水道、下水道の社会インフラの事業だと思いますので、その点、やっぱり、将来に禍根を残さないような、今からしっかりと、対応してきたことが、将来、あつ、あのととき、ちゃんと計画を立ててくれて、今、安心できるねっていうふうに言っていただけるような、やっぱりそういう体制を水道局のほうで構築をしていただいて、頑張っていたきたいということしか私は言えませんが、それを、計画もしっかり練った上で進んでいただきたいということをお願いして、この問題については終わりたいというふうに思います。

次に、経済部のほうに質問を移りたいというふうに思います。

今回、新規事業ということになりますけども、BCP連携推進費が計上されております。事業費としては少ないんですけども、かなり注目度としては大きい事業なのかなっていうふうに私自身は思っておりますので、この事業について質疑をさせていただければというふうに思っております。

まず、BCP連携推進費の概要について伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 大きな地震が少なく、安全、安心であるという本市の優位性を生かしまして、本市企業と遠隔地の企業とのBCP連携の推進に向けた意向調査や情報発信を行うなど、BCP連携の促進に取り組むものであり、令和7年度予算額は80万9千円となっております。

○中村のりゆき委員 本市の優位性というところ、地震が本当に少ないっていうのは、私自身も企業誘致の関係で何度となく質問している中でも、この優位性をやっぱり生かすべきだということで、データセンターの誘致なんかについても言ってきたところなんですけど、デジタライズさんもそういった点を評価していただいて、平成28年にはデジタライズさんも来ていただいているのかなというふうに思うんです。

それで、BCPというのは企業が策定する事業継続計画のことだと思いますけども、BCP連携とはどのようなことを言うのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 BCP連携とは、遠隔地の企業同士があらかじめ締結いたしましたBCP連携契約に基づき、災害時に代替生産などにより支援し合うことというふうに定義しております。

○中村のりゆき委員 万が一、災害があった場合には、遠隔地でその事業の継続ができるようにしていくっていう話になりますよね。

旭川は地震災害が少ないので、今後、やっぱり、南海トラフだとか、そういった地震の発生確率が高いところ、そういった事業者が、結局、直下型地震になればもう生産できなくなりますよね。そのときに、どうしたらいいのかっていったときに、今、答弁いただいたような代替生産、旭川でできますよっていうようなことができ得るような、そういうことを考えたっていうことだと思うんですけども、昨年10月10日に、BCP連携のまち・あさひかわを今津市長が表明しております

けども、BCP連携のまち・あさひかわとはどのようなまちを言うのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 大規模災害が少ないなどの本市の優位性を生かし、全国の事業者の事業継続を支える拠点として、BCP連携の受皿となるまちをBCP連携のまちと表現いたしまして、昨年10月10日に初めて開催いたしました旭川市BCP連携推進連絡会議の席上で今津市長から表明をいたしました。

○中村のりゆき委員 すごいことを考えたなというふうに私も正直思いますけども、市長も、そこまで、宣言もした上で全国にアピールしていって、旭川をそういった拠点にしていきたいんだというところで表明をされたということです。

BCP連携のまちの表明は全国でも例がないんじゃないかなというふうに思っていますし、聞いていますけども、なぜBCP連携のまちを表明したのかというところで、その点について改めて伺いをしたいと思います。

○高橋経済部次長 本市は、今後30年以内における震度6弱以上の地震発生率が0.76%と極めて低いデータが示されており、これを優位性の一つとして企業誘致に取り組んでまいりました。近年、南海トラフ地震など、近い将来、発生 of 切迫性が指摘されており、対象の地域を中心に危機管理や事業継続に係る関心が高まっております。BCP連携の事業を始めるに当たりまして、市内の20以上の業界団体などにヒアリングを行い、枠組みですとか方向性を検討してまいりましたが、賛同いただいた業界からは、取引拡大への期待感など前向きな御意見をいただいたところでございます。

こうした中、本市の優位性を生かして遠隔地の企業との水平連携型のBCP連携を進めることは、市内企業にとって新たな取引企業とのマッチングや発注機会の増、顧客や金融機関からの信用力の向上など、ビジネスチャンスの拡大につながるものと認識しております。

○中村のりゆき委員 旭川の事業者の期待もかなり高いんだなっていうことは今の答弁でも分かるんですけども、先ほどの答弁で、旭川市BCP連携推進連絡会議というふうに言われていたと思うんですけども、設置目的や構成メンバーなどを伺ってまいりたいと思います。

○高橋経済部次長 この会議は、産学官金の連携を生かして、旭川市の優位性を市内外に発信することにより、全国各地の企業や団体のBCP連携の受入れを推進し、地域経済の活性化に資することを目的に、関係団体や業界団体などとの意見交換や連絡調整などを行うために設置いたしました。

構成団体につきましては、旭川商工会議所やあさひかわ商工会といった経済団体をはじめ、旭川機械金属工業振興会や旭川家具工業協同組合、旭川食品加工協議会などの産業団体、それから金融機関、また、高等教育機関からは旭川市立大学と旭川高専、また、産業支援機関として旭川産業創造プラザ、行政といたしましては旭川市が構成団体となっております。事務局は経済部の経済総務課内に置きまして、会議の運営全般や連絡調整、企業から問合せがあった際の窓口などの役割を担うものでございます。

○中村のりゆき委員 推進連絡会議のメンバーはすごいですよね。本当に全て盛り込まれているなというふうに思いますし、オブザーバーとして北海道経済産業局だとか株式会社帝国データバンクも入っているというような中で、そういう体制の中で、この事業の本気度というのがこのメンバーを見ても分かるので、本当に期待できるなというふうに思っております。

それで、BCP連携推進費ではどのような取組を行おうとしているのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 来年度のBCP連携推進費ですけれども、大きく3つの事業を予定しております。まず、BCP連携のまち・あさひかわのPR活動がございます。また、2つ目として企業への意向調査、3つ目として旭川市BCP連携推進連絡会議を中心といたしました連絡調整ですとか情報発信を行う予定でございます。

○中村のりゆき委員 今、3つの事業があるということで御答弁いただきましたけれども、その中で、企業への意向調査ということも言われましたけれども、どのように行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 BCP連携の相手方となります地域や企業のターゲットを絞るため、業務委託によりましてBCP連携に係る意向調査を行う予定でございます。また、全国的なネットワークや人脈を持つ金融機関などの協力を得て、全国への情報発信や連携意向を把握したいと考えており、調査によって連携の可能性が出てきた場合には個別の協議を行ってまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 南海トラフだとか、そういったような場所に事業者が住んでいたとして、企業がそのまま別なところに移るのはなかなか大変だっというふうに考えるところが多いと思うんですけど、ただ、生産を、先ほど言ったように、代替でできるようなところがあるんだったらありがたいなと、事業継続ができるというふうになりますので。だから、今、そういう意向があるかどうかという調査をしようということだと思うんですけども、委託によって行うということなので、これ、委託する先っていうのは、ちなみに、大体想定しているんですか。

○高橋経済部次長 業務委託ですけれども、これからにはなりますが、信用調査会社ですとか、そういったデータをお持ちの民間企業を予定しているところでございます。

○中村のりゆき委員 分かりました。

それでは、まず、その受け入れる側の市内の業界の動きとしてどういうふうな動きがあるのかということについてもちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 会議後の一番最初の動きになろうかと思っておりますけれども、昨年11月に、旭川市BCP連携推進連絡会議のメンバーであります旭川機械金属工業振興会と北海道機械工業会旭川支部が、南海トラフ地震の発生に備えています香川県高松市などを訪問し、四国経済産業局と香川県庁の協力を得て、香川県庁への訪問や企業3社の工場見学を行い、意見交換を行ったところでございます。

○中村のりゆき委員 推進連絡会議をつくって、もう、市長は、宣言も、先ほど、10月に行ったということだったんですけども、もう11月には既に調査活動に動き出しているという、もう動きも早いですよね。

それで、旭川市内に、実際に、だから操業できるような、受入れをできるような企業があるのかどうかということが、やっぱりそこは問題になってくると思うんですけども、その点、どういうふうに考えられているのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 10年以上前ではありますが、平成25年に旭川機械金属工業振興会所属の企業と静岡県の企業がBCP相互応援協定を締結しているという事例がございます。本事例では、幸い、これまでに災害の発生による相互の応援が必要になったことはないと聞いておりますけれども、平時の代理店契約を結ぶなど取引の拡大にもつながっているというふうに聞いております。

BCP連携は、自社の事業継続はもとより、取引先への対応など様々なメリットがあり、今後、

受入れ環境の整備に向けて、市内業界団体とさらに協議を重ねてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 既に10年以上前に企業間でもう協定を結んでいる例があるんだということでございました。

実際にそういう稼働をした実績はないということなんでしょうけども、平時のときにも代理店契約を結ぶというようなことで取引の拡大につながっているということで、信頼関係が醸成されているんだなというふうに感じますので、やはり、こうした取組というのは、旭川をアピールする、そして、旭川の企業にとっても大きなメリットがあるということが今の例でも明らかなのかなというふうに思います。

仮に、市外企業から連携の申込みがあった場合、連携の受入れに当たっての調整はどういうふうにしていくのか、伺いたいと思います。

○高橋経済部次長 市外企業から問合せをいただいた際には、企業の詳細について聞き取りを行いまして、該当の業界団体への連携意向についての確認を市のほうで行いたいと考えております。業界団体では、加盟企業に連携意向について確認をしていただきまして、団体として受入れ企業の候補を推薦いただくことを想定しております。その後、企業同士の協議に入りますが、市といたしましても、経済産業局や支援機関などの関係機関の協力を得ながら、連携の成立に向けてサポートしてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 ここがうまく進んでいけばいいなというふうに思って、今、聞いておりました。

それで、BCP連携の取組は始まったばかりだというふうに思いますけども、今後どのようにPRなどの取組を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 まずは、BCP連携のまちとして本市を知っていただくことが重要であると考えております。そのため、本市の優位性をアピールするためのパンフレット、冊子を作成し、ホームページやSNSなどで情報発信を行うほか、企業誘致関係の展示会などでも積極的にPRしてまいりたいと考えております。さらに、産学官金や業界団体の連携を生かして、連携意向のある地域や企業への働きかけなどもお願いしたいというふうに考えております。このほか、市内企業向けのセミナーを開催し、BCP連携の可能性や、連携に係る具体的な手法などについての理解を深めていただくなど、受入れに向けた機運を高めていくことも必要であるというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 先ほどの答弁の中でも、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が0.76%というような――過去にはもっと低かったんですね。そして、全国の中でも一番安全な旭川っていうPRをしていた時期もあったと思うんですけど、今は、何か、全国で2番というふうにも聞いてはいるんですけど、いずれにしても、安心、安全なまち旭川ということで、そういう災害がない、津波もない。旭川が津波に襲われるとなったら、もう日本沈没ですね。だから、そういうことはあり得ないというところで、災害のないところを、本当、PRもできるのかなというふうに思います。

今後、ぜひ取組を進めていただきたいというふうに思うんですけども、今、防災協定を結んでいるのが北名古屋市と南さつま市、南さつま市は姉妹都市でもありますけども、防災協定も結んでいますよね。ですから、万が一、南さつまとか北名古屋で災害が起きたときには、旭川は手助けする準備をする、受入れだとか、様々、そういったことは協定の中でも結んでいると思うんですけども、

ぜひ、このBCP連携についても協議する場を早急に持っていただきながら取り組んでいただければと思うんですね。

実際、南さつまにしても北名古屋にしても、やっぱり、もちろん企業担当の部局も当然あるでしょうから、そこと話をする中で、何とか連携を結べないかと。ですから、この2つの都市が、ある意味、起爆剤となって、そこで1社、2社というふうに連携協定が結べるということにもしなれば、全国に波及していくという、そういう流れもつくっていくと思うので、ぜひ、そういう動きもやっぱり考えながら取組をしていただきたいと思いますので、最後に、部長に意気込みをお伺いしたいと思います。

○三宮経済部長 BCP連携をきっかけにいたしまして本市の企業と遠隔地の企業とがつながり、本市の優位性やポテンシャルなどについて知っていただくとともに、企業同士の関係が深まることで、行く行くは新たな工場や事業所の誘致などにもつながるということが期待できます。今後、BCP連携を進めることはもちろんですけども、それをきっかけに企業誘致における新たな切り口としても使っていきたいなというふうに考えております。

BCP連携のまち・あさひかわを市長が表明した後、産業支援機関や金融機関、損保会社などからも問合せをたくさんいただいておりますので、皆さん、期待感を持っていただいております。そういったことで、この事業については非常に手応えを感じているところでございます。

それぞれ連携手法について協議をしているところでございますけども、先ほど平成25年にある企業同士が連携したということをお話しさせていただきましたけども、それからもう十数年たっておりますので、今後、これを機会に、まずは、新たな一歩というか、一つの成功事例をつくりたいなと思っております。

その中で、どこに対して調査するかとか話をするかということについては、調査の結果もありますけども、今、委員から御指摘をいただきました防災協定を結んでいるところというのも非常に有力な候補でございますので、そういったところからいろいろと始めまして、産学官、それから金融機関も一緒になって、これらの協力もいただいて積極的に活動を展開し、一つ一つ成功事例をつくりたいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 今、部長のほうから決意をお話しいただいたところなんですけども、企業誘致につながる事例というのもやっぱり出てきますよね、きっとね。企業誘致は、どこの自治体でも、やっぱり、一生懸命、いろいろチラシも作りながら宣伝、PRをしているところなんですけども、このBCP連携という新しい切り口、そういう武器はないわけですよね。ですから、より安全な場所旭川なんだなっていうところのイメージがやっぱりつきやすいですよね。だから、差別化というか、本当に企業誘致をやっていく中で、もう、ぴかっと光るような、そういう武器を、印籠じゃありませんけど、見せられるっていうところは、本当に期待できる場所だなっていうふうに思いますので、もちろん、BCP連携を結んで提携するっていうところで、企業同士がしっかり連携できるっていうところは、そこは、もう、一番、この事業としては根幹とは言えるんですけども、その中で、どうせだったら、旭川へ行っちゃおうかっていう、安全な場所についていう、そこまで発展するっていうことも、信頼関係を醸成していけばやっぱり出てくる話だと思いますので、今後、期待できる取組ということで思っておりますので、まず、この1年間、しっかり成果が出ることを期待して、この質問は終わりたいというふうに思います。

次なんです、あと2項目ございますので、午後3時までには終わるかなというふうに思っていますけど、8款1項2目の地域材活用住宅建設補助についてお伺いをしたいというふうに思っております。

昨年も何人かの議員さんが質問をして、大きな期待を寄せる事業だったというふうに思うんですね。最大500万円の補助、新築物件を建てる中で、要件、条件もちろんある中ですが、最大500万円を補助金としていただける、そんなこと、聞いたことないですよ、今までね。私も、過去に、一般質問の中で、当麻町が、住宅を建てるのに100万円の補助金をいただけるということで、地域材の活用のためにも、そうした当麻でやっているような取組を旭川でやってみたらどうかっていうことを3年前ぐらいの一般質問でも問いかけたことがありましたけども、100万円というなら分かるんですけど、まさか、500万円という、そんな補助金がつくような事業構築をするとは想像していなかったんですが、非常にインパクトのある事業だったのは間違いないと思うんですね。

ただ、今回、最大500万円の補助金については変わらないということなんでしょうけども、条件、要件が変わったということもあるもんですから質問してまいりたいなというふうに思っております。

まずは、地域材活用住宅建設促進費について、事業目的と、財源についてもお伺いしたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 本事業は、住宅における地域材の利用促進によりCO₂削減を促進し、2世帯住宅や子育て世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図ることで、良質な住宅ストックの形成を図り、これを次世代へ継承することを目的としており、事業費は7千680万6千円で、内訳は、補助金が7千200万円、事務費が480万6千円でございます。

財源は、社会資本整備総合交付金が3千240万円、森林環境譲与税を財源とした旭川市森林整備基金からの繰入金が194万8千円、一般財源が4千245万8千円となっております。

○中村のりゆき委員 令和6年度とほぼ同じ事業費なのかなというふうに思っております。社会資本整備総合交付金も同額ですよ。3千240万円ということで同額になっていると思います。ただ、森林環境譲与税の部分、ここの部分は若干減っているのかなというふうに思いますけども、この森林環境譲与税、旭川市森林整備基金からの繰入金というのがそこだと思いますけども、地域材の利用拡大PRというところの事業費に充てられているということは昨年もお伺いしているところでございました。

それで、補助要件について変更されているということでありましたけども、その補助要件の変更について伺いたと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 補助要件につきましては、高い省エネルギー性能を有し、地域材を15立米以上使用とする住宅性能や対象等の基本的な仕組みは継続しておりますが、補助金を、基本額100万円と旭川産材の加算額50万円をパッケージ化し、150万円からの設定に見直しました。

したがって、旭川産材の使用量に応じた補助金額は、旭川市産材の利用が5立米以上で150万円、10立米以上200万円、15立米以上250万円、20立米以上300万円、25立米以上400万円としております。2世帯住宅、または子育て世帯に対しては100万円の加算は

変更なく、合わせて最大500万円を補助するものであります。

○中村のりゆき委員 今年度は、道産材15立米以上が100万円ということで、それが基本額というところで、さらに旭川産材が使われているごとに使用量によって加算されていくという、そういうことだったんですけども、令和7年度は、今、御説明いただいたとおり、いわゆる旭川市産材を5立米使うっていうところがまず条件になる、これがパッケージということで150万円という、そういうことになるということですよね。さらには、10立米、15立米、20立米、25立米と使用量が増えることによって補助金額も増えていくということで、最大500万円というところ、そういうふうに答弁していただいたというふうに思います。

それで、旭川産材を5立米以上使用することを要件として、今、そういう変更をしたその理由についてと、また、昨年も、質疑の中でも、旭川産材の供給見通しはどうかということ、そういう視点でも伺いたんですけども、実際の令和6年度の取組についても、その点についても伺っておきたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和6年度の制度設計時におきましても、旭川産材の使用を要件化したというふうに考えてはいたんですが、建築材として旭川産材が使われていないという実態がございました。農政部にお願いをしまして、市有林から材を提供していただき、流通量を確保したいということで調整をしてみましたが、切ってみなきゃ分からないという部分もありましたので、最大10棟程度であろうという見込みの下で制度設計を行ったところであります。

結果としましては、申請受理件数が23件、そのうち19棟が旭川産材を使用されていたという結果でありました。市有林のみならず、ほかの国有林ですとか民有林からも手に入れたというふうに製材業者から伺いましたが、旭川地方木材協会をはじめとした関係団体と意見交換を重ねてまいりました。これを定期的に行うことで、この事業の趣旨ですとか課題、これが理解され、やはり、材が足りませんということで、市有林のみならず、繰り返しになりますけども、国有林、民有林から調達するというような動きを皆さんがしていただいたというふうに伺っております。

この流れについては令和7年度以降も継続していきましようということで意見が一致しておりますので、市産材の使用を要件化したというふうになっております。

○中村のりゆき委員 市の担当者も相当関わっていただいて協力を仰いだと、関係各位にですね。そういう熱い思いが伝わって、今、答弁があったように、市有林、民有林だけでなく国有林まで手配していただいて、何とか旭川市産材のそういった調達ができるような体制整備をしていただいたのかなというふうに思いますので、本当に、見えないところですけど、かなり頑張っていたということ、もう本当に、今の答弁の中でも伝わってきましたので、旭川市の、やっぱり、ある意味、本気度というか、この補助金500万円を出すぞっていったところの本気度が、ある意味、業界団体を動かしたということもあると思います。ですから、本当にすごい事業を考えたんだなというふうに思いますし、今後、産業として発展していくっていう道筋というか、そういったもの見える動きになってきたなということです、本当に期待できる事業になってきたなというふうに思っているところです。

それで、昨年は先着順ということでしたよね。申込みが早い順にそれを確定していくっていうことだったんですけども、相当混乱したとも伺っているところですので、令和7年度も同じような手法を取るのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 この事業の申請書の提出につきましては、事業者の代理提出というのを認めております。一部事業者の方から、万が一、先着に間に合わず、補助が受けられないといった場合に、建て主様に申し訳ないし、責任が取れないというような意見をいただきました。また、昨年の申請受付時に、相当早く、朝4時頃と聞いていますけど、庁舎前に並ばれたという事業者さんもありましたことから、混乱を避けるためにも令和7年度については抽せん方式を選択したいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 朝4時から並ぶというのは、本当、すごいですよね。有名人のコンサートチケットを買うために並ぶような感じの、そのぐらい、やっぱり、補助金額が大きいですので、もしこの補助金を受けられなければ、契約自体を破棄されてしまう可能性もあるというふうに考えますよね、事業者もね。そういったこともあったのかもしれませんが、かなり早くから並んでおられたと。で、あっという間にその受付が終わったっていう話も、1時間余りですか、それでもう受付終了みたいなことも聞きましたけども、もっと、何というんですか、その日ぐらいは受け付けてくれるだろうと思って、夕方に行ったらもう終わっていたって話ですよね、だから、結局は。そういうようなことから令和7年度は抽せん方式を採用するという、そういう答弁だったと思います。

それで、抽せんですけども、これは公開で行うのかどうかということと、あと、受付はいつ頃を予定しているのかということについても、受け付けて、あとまた、抽せん日も含めて、そういう日程について伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 建築部所管の他の補助金が抽せんになった場合につきましては公開で抽せんを行ってきましたことから、同様に公開で実施したいと思っております。

また、受付については6月上旬に10日から2週間程度の期間を設け、6月中旬頃には抽せんを実施したいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 公開で抽せんをするということと、6月上旬に10日間から2週間程度の受付期間があって、6月中旬には抽せんを行う、そういうスケジュールだということで確認をさせていただきました。

ここで、旭川の新築住宅の着工件数の状況について伺っておきたいというふうに思います。

かなり衰退してきているというか、下降気味だっという話はいろんな報道からも聞いているところではあるんですけども、実態がどうなのかということで改めて確認したいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 今年度の新築住宅の着工件数につきましては、確認申請の件数で見ますと、令和7年1月現在の累計で597件で、前年同月の637件に対し、93%、また、過去5年の同月平均の821件と比べますと72%で推移しており、戸建て住宅市場の縮小が鮮明化してきております。

戸建て住宅市場の縮小の要因としましては、新築住宅の坪単価が高い位置で推移していることが挙げられ、政府統計の木造一戸建て新築住宅の坪単価で見ますと、令和5年4月に前月の69万8千円から82万6千円へと一気に上昇しまして、その後、令和6年度に入ってからほぼ変わらず80万円台のまま推移しております。坪単価82万6千円は、36坪程度の平均的な住宅の建設費に換算しますと税抜きで2千942万円となり、坪単価が上昇する前の令和4年度と比べますと約464万円のコストが増加したことになります。

坪単価の高騰の要因としましては、建設資材やエネルギー価格の高騰が影響しているものと考え

ておりますけれども、こうした新築住宅の建設を取り巻く状況の変化によって家を建てようとする意欲がそがれるような状況が長く続くことによりまして、住宅市場の規模縮小につながったものと受け止めております。

○中村のりゆき委員 円安も、この間、ずっと進んできたということもありますので、輸入材だとか、当然、すごい高騰しているというのもあると思うんですけども、その分、国産材に目が向けられて地域材というところにもつながったということも言えると思うんですけども、今、御答弁いただいたように、かなり新築の着工件数が落ち込んでいるということでありました。過去5年間の平均と比較すると、今年の1月の時点は72%ぐらいで推移しているということで、3割近く落ち込んでいるということでした。

その要因についても御答弁いただきましたけども、令和5年の4月に、その前の月から比べて一気に坪単価が69万8千円から82万6千円ですから、2割近くですね。2割近く、どんと1か月で高騰したっていう、ちょっと信じられないぐらい上がったということですよ。木造住宅で坪80万円超えっていうのは、ちょっと、私も家を建てたのがもうかなり前なので比較にはならないんですけども、そのときの坪単価って、多分、40万円前後だったと思うんですね、木造住宅ね。だから、それから比べると倍になっているという話ですから、かなり高いですよ。

そういうコスト高というところもあって、なかなか新築は手が出ないと。旭川の賃金体系も、2馬力で働いている世帯は何とかなるかもしれませんが、御主人だけとか奥さんだけが働き手だと、やっぱり、なかなか3千万円近い住宅費を払っていくローンを組むというのは緩くないですよ。

ですから、そういった面ではかなり厳しい状況の中であって、この最大500万円の補助金の支援というのは、もう本当に、もう家は建たないかなって諦めた人が、これは建つかもれないというものの希望にも変わるような、やっぱり、そういう事業にもなったのかなというふうに思うんですけども、そういうふうに考えますと、7千万円台の予算だからかなりの予算なんですけど、もう少し事業費を上乗せしながらやることもできなかったのかなっていう考え方もあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 予算編成のルールといたしまして、令和7年度の予算編成における推進計画事業調査では、既存の事業、既存の臨時事業については一般財源10%減で要求することとされていましたが、令和6年度と同額で要求をしまして、大変厳しい状況にあるというふうに伺ってはおりますが、何とか予算措置をしていただいたというところでございます。

○中村のりゆき委員 なるほど、増額はできなかったけども、前年の水準は守ったよというところで頑張ったという御答弁だったと思うんですけども、多分、令和7年度もかなり申込みが殺到するんじゃないかなということが予想できますんで、その対応についても、今後どういうふうにしたらいいかということを考えていかなきゃならないってことはあると思うんですよ。

それで、ちょっと別な視点で伺っておきたいと思うんですが、最低支援額150万円から最大500万円というふうに加算では段階があるわけなんですけども、令和6年度に交付した実績ではどの補助単価の交付が多いのか、その辺りの状況についてお伺いしたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和6年度の実績でありますけれども、子育て、2世帯住宅の100万円をプラスした状態で補助額で申し上げますが、補助単価のボリュームゾーンは250万円から

350万円、250万円が3件、300万円が4件、350万円が7件で、交付実績全体の6割を占めているところでございます。

○中村のりゆき委員 最大では500万円ということなんですけども、旭川産材を使っている量によって補助額が変わるということなので、今、250万円から350万円の範囲がやっぱり一番多かったという御答弁だったのかなというふうに思います。

で、先ほどの答弁にあったように、今年度、令和6年度は想定を超える旭川産材の棟数の申請があったということなんですけども、一定程度、旭川産材が認知される機会にもなったというふうに思います。

最大500万円の補助額は、インパクトもあって、注目度も高いので、できれば維持してもらいたいという思いもありますけども、一方では、申し込んでもなかなか当たらないということであれば、公平性として疑問視する市民も出てくる可能性もあるのかなと思うんですね。実際には、昨年に、申し込もうとしたらもう打ち切られていた、申込みすらできなかったっていう、そういった方もいましたけども、そうした点をどのように考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和6年度当初では、旭川産材の供給量の不安定感がありまして、関係団体との意見交換会などで協議をしながら、旭川産材の使用量に応じた段階的な制度としてまいったところでございます。より使いやすい制度となるように、補助額を大幅に拡充し、制度の周知を5年度から6年度の見直しにおいて図ったということでございます。

令和7年度につきましても最大500万円というのは維持をしたところでございますが、委員の御指摘のとおり、今年度を上回る申込みがあった場合については、抽せんの結果、多くの方が補助金を受けられないということが想定されます。他の補助金と同じように、状況に応じた補助制度の見直しというのは常に行っていく必要があるというふうに認識をしておりますので、7年度の申請状況等、意見交換会における各事業者さんの意見などを参考にしながら、こういった形での事業の継続がいいのかというのは適切に判断をしてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 そうですね。申込みが本当に殺到して、当たった人はよかったっていうことで、400万円だ、500万円だって補助金は当たるんだけど、外れた方についてはゼロという、この差は大きいですし、そうしたときに、果たして補助金の事業としてそれが大丈夫なのかっていうふうに、やっぱり、その辺りについては考えなければならないということはあるのかなと私も思います。

私自身は、昨年の質疑の中でも、この500万円の事業、最低5年ぐらいはやったほうがいいんじゃないのっていう話もしていたので、やっぱり、産業として巣立っていくまでの期間ってあると思うんですね。それまでは、やっぱり、ちょっと、ある程度、できればこの500万円のインパクトっていうのは保つ必要もあるのかなっていうふうにも思っているんですけども、ただ、それ以上に逆に批判の声がもしも出てきたとしたら、そのときはやっぱり立ち止まって、いま一度、考えなきゃならないというふうに思いますし、今、御答弁にもありましたけども、事業者の声もしっかり聞いてっていうことで、かなり、事業者の、製材会社とかいろんな方、やっぱり協力をいただいて事業の構築が進んできたということもあるので、その辺りについては丁寧に議論して、市民についても説明責任というところで、しっかり、やっぱりその事業構築をしていかなければならないということもあると思いますので、御検討いただければというふうに思います。

やっぱり、旭川産材の魅力というところを高める取組ということも、これは大事になってくるなというふうに思っているんですね。地産地消というところで、旭川で生えている木を使った家に住むっていう、これは、ステータスというか、そういうふうにもしていけるのかなっていうふうに思いますので、地域材、旭川産材のやっぱり意義の浸透というか、そういったことについてはこれからではないかなというふうに思います。地域材を利用する、そのメリットだとか、そういうことについても、森林環境譲与税からの繰入金も、少し、先ほど言ったように減少しているので心配な部分もあるんですけども、そうした地域材の魅力を知っていただくという取組、どういうふうに行っているのかについて伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 PRについてですが、地元旭川の木でつくる家というのを略しましてJIMMOIEというキャッチフレーズにロゴマークをデザインしたのぼり旗を作成し、施工中の市内の各現場18棟で掲示の協力をさせていただきました。また、完成住宅のオープンハウスを開催する場合に、市内の無料情報誌への掲載費用の支援、これを2件実施いたしました。また、完成した住宅の写真の提供をいただきまして、建築総務課のSNSを開設し、これに掲載することで地元の木でつくる家として10棟を掲載する予定をしております。

○中村のりゆき委員 いろいろ御協力をいただいた皆様には感謝したいなというふうに思います。実績としては2件にとどまったということも言えるんですけども、無料情報誌への掲載ということをやっただけだと。なかなか、自分の家を広くそういうところに載せるというのは抵抗感がありますよね。そうした中で、2件の方はやっぱりそこをやっただけだったということでした。

また、今回、SNSを開設して、地元の木でつくる家として10棟を紹介するという考え方を持っているということが述べられたんですけども、やっぱり、実際にこの旭川産材を使って造った家って、本当にすてきだよねってことを、やっぱり住んでいただく方が喜んで紹介したいわっていうぐらいの、何か後ろ向きにやらされているというよりは、自らどんどんPRしたいのよって、SNSなんかはまさにそういうところ言うといい取組かなと思って今聞いていましたけども、そういうPR事業というところをもう少しひねっていただければなというふうにも思いますし、やはり、大きな補助金を出しているということから、だからやれよっていう話ではないんですけども、やっぱり、全ての方が御協力いただけるような、これなら喜んで協力するよっていうふうに言ってくれるような、そういうアイデアっていうものを、またもう少し考えていただければなというふうに思うところでもあります。

旭川産材の利用を促進するためのPR活動を、どういうふうにも考えているのかについても伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 冒頭、委員のほうから森林環境譲与税の繰入れの減少という部分でのお話でしたが、この事業にだけ森林環境譲与税を充てるわけにはまいりませんので、全体的な視点でどこに、どれだけ配分するかという結果、今回、この繰入額というふうになっているというふうに理解をしております。

令和7年度につきましては、のぼり旗の掲出、完成した住宅の写真等の提供、オープンハウス、この3つをぜひ皆さんに御協力いただき、補助の要件としたいというふうを考えております。SNS、具体的にはインスタ、Xを開設したんですが、パンフレットあるいは冊子、チラシ等々を作るにも費用がかかりますし、子育て世帯の方々、比較的若い世代の方々についてはSNSのほうはな

じみがあるんだろうということで、そういった取組を強化していこうというふうに思っております。

また、委員がおっしゃられていたように、旭川産材を使って建てた家だということを自慢していただき、そのストーリー性を意義とともに発信していただいて、旭川産材利用のPRに協力していただきたいと思いますので、建て主の方、施工者とともに、我々が中心となりましてその魅力を発信していく取組を続けてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 今、インスタということで立ち上げたという話もありましたので、そういう気楽にできるというか、そういったことも、やっぱり、ああ、いいなと思って聞いていたので、ぜひそういうアイデアをどんどん出しながら、旭川産材のPR、いろんなところでまたでき得るかなと思うんですよね。建てた方だけでなく、こんな家に住んでみませんか的な、やっぱり、そういったところで広く周知していくと、旭川産材、とってもいいよって。やっぱり、旭川で育った木ですから、そういう木で造った家っていうのは、住み心地は絶対いいはずなんですよね。ですから、そういうことをいかにPRしていけるか。地産地消というところで、本当に住んでよかったって言っていただける方も増えるんじゃないかなというふうに思いますし、やっぱり、地産地消のメリットって、移送しないですよね。結局、トラックやなんかで木を移動させるだけで、二酸化炭素、CO₂の排出だとか、そういったこともありますし、ですから、SDGsの取組にとってもやっぱり非常に大きなメリットがあるのかなというふうに思っていますので、この地産地消だっというところのPRも、食べ物ではないですけど、消費するというのは、家として、建材として消費するということになるかもしれませんが、地産地住になるのか分かんないですけど、そういう、何か語呂も考えながら、ちょっと楽しみながらPRしていただければありがたいなというふうに思っております。

で、旭川産材の適齢期というのは、3年前の一般質問でも質問をさせていただいた中で、その当時、210万立米、適齢期で使える木材があるんだっていう話だったんですけど、後で精査をすると、130万立米だっという話になったので、若干減ったんですけど、それでも130万立米ってすごい量ですから、いわゆる活用できる旭川産材が130万立米あると。それは民有林と市有林だけですから、さらに国有林まで入れれば、もっと、これ、出てくるんですけども、先ほど答弁がありましたけれども、国有林も使っていただけたっていう、旭川市産材の国有林も使えたっていうことなので、今後もそういう動きが可能になってくるのかなっていうふうにも思いますので、ですから、いわゆる使える旭川産材はたくさんあるよと。いわゆる出口戦略として、建材として住宅になるという、それが当たり前になるというか、そういうようなことが考えられればいいのかなっていうふうに思いますし、この事業というのは、本当、旭川産材の活用に道筋をつける、そういった事業になってきているなというふうに思っております。

今まで住宅建材として目の目を見てこなかった旭川産材が、大きな宝として旭川市民や事業者に認識され始めたというふうに私は思っておりますので、令和7年度もまだまだ基盤をつくっている段階だというふうに思いますし、引き続き、関係団体と連携しながら事業構築を行ってもらいたいですし、市としても果たす役割は大変に大きいものというふうに思いますので、最後に、部長から今後の方向性についても伺いたいと思います。

○岡田建築部長 本事業につきましては、令和5年度から開始しまして、当初は申請件数が1件ということで非常に残念な結果に終わったことから、令和6年度につきましては、制度内容を大きく

見直して、結果、２３棟という申請があったということで、前年度の実績を大きく上回る棟数となったことにつきましては、住宅を建てたくても建てることできないといった世帯をしっかりと支援するために、建て主にとって使いやすい補助制度とするよう再構築したことにあると考えております。

これまで、旭川産の木材につきましては、旭川産というラベリングではなくて、道産材というラベリングの中で、主にパルプのためのチップですとか梱包材の資材として使われてきたと。で、建築用の柱、はりなどの主要な部材としては、道産材の中に入っていたかもしれないけれども、旭川産だったかどうかは分からないという状況の中で使用されてきておりましたけれども、この事業におきまして、林業などの川上、製材などの川中、建築の川下といった各業界と情報共有を進めてきた中で、特に木材関連の団体の方には早くから協力いただきまして、その後、旭川建築協会など建築の団体にも参加いただき、様々な意見をいただいて、協議を重ねることで、各事業者の役割ですとか、相互にそういう思いをつなげていくきっかけの場になってきたというふうに考えております。

旭川産材を木造住宅に利用するということで、木材の生産ですとか加工、住宅建設まで、一貫して、委員が御指摘したとおり、地元で行えるということで、林業、あるいは木材産業の活性化につながる、あと、炭酸ガスの排出量の削減にもつながるというほか、家具製造業ですとか木質バイオマス事業、また、そのほかにこれまでにないような新しい需要拡大にもつながっていくなど、様々な利点が多く、今後も創出されていくというふうに考えております。

まだまだ基盤整備の途上ではございますけれども、各事業者の役割ですとか考え方、それぞれの持つ課題などを今後も情報共有しながら、その情報共有が重要な鍵になっていくというふうに考えてございますので、それぞれの情報を生かしながら、さらに効率的に地域材を使うことができるようになっていくというふうにも感じておりますし、本事業を通じて、旭川産材の家造りを目指した特色ある取組につなげるために、まだまだできることを今後も進めていきたいというふうに考えております。

地元の木材への関心を今後も高めていき、旭川で生産された木材を旭川で利活用する地材地消につなげられるよう、引き続き、市が中心となって関係各所と情報共有しながら、安定した流通形態の形成にもつなげ、旭川産材の家造りを今後も発信していきたいと考えております。

○中村のりゆき委員 地材地消と言うんですね。さっきの地産地消じゃなくて、地材地消というところで、今、部長のほうからも、事業構築についてはこれからしっかりやっていくんだっていう、さらにやっていくんだという、やっぱり、決意もしていただきましたし、旭川の産業としてこの林産業が育っていくという、そういう道筋が、今つくか、つかないのかという、そういう過渡期というか、そういう大事な時期だと思いますので、担当している部局の皆さんについては、しっかり、これからは体に気をつけて頑張っていたきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この項目の質疑は終わりたいと思います。

それで、あと１項目あるんですけど、もう午後３時に近づいているので、ちょっと休憩後でよろしいでしょうか。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後２時５４分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 それでは、先ほどに引き続きまして、あと1項目、質問させていただきたいというふうに思います。

建築部所管の事業で8款1項3目の空家等総合対策費について伺ってまいります。

いわゆる迷惑空き家という住宅がかなりやっばり増えているということで、これまで旭川市としても様々な取組をしてきたと思います。結構、国のほうの動きも法律をつくろうという中で、旭川市のほうが国の動きよりも早く条例を制定して対応したってということも、これは、議会の中でもかなり私も質疑もさせていただきましたが、そういったこともありましたし、昔は、結構、空き家の問題、迷惑空き家の問題って、お困り事で相談をしようとしたらどこに電話をしたらいいのかっていうのが決まっていなかったんですね。ですから、雑草が生えて困るわとなったら、そういう公園みどり課みたいなのところだとか、結局、そういった分散しているというか、それぞれの問題について担当部局がそれぞれに相談になるので、たらい回しによく市民が遭うっていうようなことがあって、私もそういった話を聞いたので、相談窓口を一本化できないかっていう、そういった質疑も、かなり前ですけど、させていただいた中で、平成24年からですか、相談窓口が建築指導課のほうに一本化されたってということで、そこで、ずっとそれ以降は対応していただいていると思いますので、思い入れのある事業でもありますんで、最後に、この項目を取り上げさせていただきたいというふうに思います。

迷惑空き家が、これまで、質疑の中でも500件以上で推移してきたのかなあというふうには思っているところなんですけども、それだけにやっぱり市民が安心、安全に生活できるよう十分対応が求められると思っていますので、伺ってまいります。まずは、令和7年度の予算の概要と内容について伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 8款1項3目建築指導費のうち、空家等総合対策費の予算額は672万4千円であり、その内訳は、不良空き家住宅等除却費補助が4件分で120万円、緊急安全措置に伴う委託費が99万5千円、所有者が不在の特定空家等に対する財産清算人の選任申立てに係る事務費が3件分で152万5千円、空き家等実態調査費が283万3千円のほか、事務費が17万円であります。

○中村のりゆき委員 それぞれ、今、予算の内容も分解して説明いただきましたけども、後ほど聞いていきたいと思うんですけども、まず、本市における過去5年の特定空家とか管理不全空家、その件数の推移について、5年分、ちょっとお伺いしたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 過去5年の特定空家等と管理不全空家等を合わせた件数につきましては、令和元年度で681件、令和2年度で583件、令和3年度で607件、令和4年度で604件、令和5年度で690件となっております。

なお、管理不全空家等については、令和5年12月に施行された空家特措法の改正により新たに定義されたものであり、令和元年度から令和4年度までは、改正前の特定空家等の件数であり、令和5年度の件数は特定空家と管理不全空家等を合わせた件数であって、その内訳は、特定空家等が

48件、管理不全空家等が642件です。

○中村のりゆき委員 やはり500件以上で推移しているということで、令和5年度は690件ということで過去5年の中では一番多くなっているということで、今後とも、少子高齢化ということで、独居老人の方のお住まいがやっぱり空き家になってくるということが考えられるので、減ることはないですね。増えていくってということだと思いうんですよね。

それで、今、御答弁がありましたように、法改正によってカウントの仕方が変わったという御説明もありました。特定空家が48件、管理不全空家が642件ということでしたから、特に危険を伴う空き家ということでは48件あるんだなということが分かりました。

今から10年前は、老朽化判定4というところで、現在の特定空家の分類であるかなり危険なものが11件余りというふうになっていましたから、そこから比べると、もう5倍近く、この10年ぐらいの間に増えているんだなということも分かりました。

市民の皆さんから、やっぱり、相当数、苦情だとか相談が寄せられていると思いますので伺いますけども、空き家等に関する相談件数と内容について、5年間の推移について伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 相談件数につきましては、令和元年度で116件、令和2年度で232件、令和3年度で162件、令和4年度で154件、令和5年度では250件となっており、相談内容は、空き家等からの落雪によるものが6割程度と一番多く、その次に、部材の破損などで建築部材の飛散等、そういうような相談が多くなっております。

また、年度による件数の違いにつきましては、その年の降雪量などの気象状況によるもので、雪の多い年は空き家からの落雪の相談が多くなる傾向がございます。

○中村のりゆき委員 今の答弁を伺いますと、雪の多い年に相談件数が増えると。やっぱり、落雪の危険っていうのが、一番、地域の方にとしてみると心配なことだと思いうんですね。

私の家の3軒隣もまさにそういう迷惑空き家の状態になっていまして、もう本当に道路に面しているものですから、しかも、煙突がもう落ちそうになっているような、ロープで何とか固定していたんですけども、それが、もうちょっと、本当に今年は危険だったんで、雪も落ちたんですけど、煙突も落ちそうになったので、煙突を担当部局に下ろしてもらって、何とか危険回避ということで、毎年落ちるんですね。本当に通行人がいなかろうかということで、警察が来て、下に人がいないかって、そのぐらい危ない場所の、そういう迷惑空き家ということがあるんですけども、そういったことも、多分、今の相談件数の中に入ってきているのかなっていうふうに思いうんですけども、多くの相談を受けていると思いうんですけども、こうした管理不全空家とか特定空家にはどのような対応が取られているのか、伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 地域に悪影響を与えている空き家について、市民や町内会等から相談をいただいた場合の対応といたしましては、直ちに現地調査を実施し、空き家の状態を確認し、所有者に対し、必要な助言だとか指導を行っております。

また、所有者がお亡くなりになっている場合は、税情報の活用や戸籍調査などを行い、相続人を調査した上で、相続人に対して空き家の状況を説明し、必要な助言や指導をしております。

また、過去に道路や隣地に落雪が発生した空き家等の所有者には、雪が降る降雪期の前に雪下ろしの実施や雪止め金物の設置など、適切な維持管理につながるよう、そのようなお願いをする文書を発送しております。

○中村のりゆき委員 条例に明記されている指導、勧告を行ってきているんだと思うんですね。

指導、勧告の詳細については、時間の関係でまた別な機会に伺いたいと思いますけども、空き家や管理不全空家等の発生抑制や利活用などについてはどのような対策を取っているのか、伺いたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 空き家や管理不全空家等の発生の抑制や利活用につきましては、空き家の適切な維持管理の重要性や管理責任を理解してもらうために、広報誌や市のホームページ、空き家等の維持管理に関するパンフレット等を活用し、周知、啓蒙を行っているほか、旭川司法書士会や北海道宅地建物取引業協会旭川支部と連携した空き家無料相談会を開設しております。また、北海道宅地建物取引業協会旭川支部には、所有者の同意の下で空き家情報を提供し、流通の促進を図っていたり、北海道が設置運営する北海道空き家情報バンクなどに、空き家の活用に向けた情報提供にも努めております。

○中村のりゆき委員 やはり、管理不全空家、特定空家になる前の対応というのが大事なんだなというふうに私も思います。

そうしたことから、今、御答弁いただいた発生抑制、利活用の取組というのは重要なことだなというふうに思っておりますけども、それらの対策について、実績や効果がこれまでどういうふうなものがあったのかということも伺っておきたいと思います。

○朝岡建築部建築指導課主幹 空き家無料相談会の例で申しますと、本相談会は、平成29年から開催しており、直接、空き家の所有者にも開催の案内などもしていることから、毎年10組程度の参加があります。相談会では、問題に対する具体的な手続の方法や解決策の提案等が専門家である司法書士や宅地建物取引士から示されることから、実際に売却や解体につながっていく例も多くあり、また、相談者へのアンケート調査でも相談会が大変有意義であるとの評価をいただいております。

また、北海道空き家情報バンクでは、北海道宅地建物取引業協会旭川支部の会員の協力を得て、物件登録を行っているような事例もございます。

○中村のりゆき委員 様々な成果と言えるものもこの中で出てきているのかなというふうに思いますし、新年度、除却費が4件分出ていますけども、ついていますけども、1件当たり30万円が上限だと思いますが、4件分で120万円、これも、毎年のように、要するに迷惑空き家になる前に除却をして、いわゆる壊してしまっ、補助を差し上げる分で何とか解体してくださいというように、相談を受けたところにも対応しているのかなというふうに思うんですけど。かなりな老朽化判定でなければ補助の対象にならないっていうことがあるので、全員に当たるわけではもちろんないとは思いますが、そういった事業費もきちっとついているんだなっていうことは確認させていただきました。

それで、令和7年度の予算には例年にない空き家等実態調査費を計上しておりますけども、その目的と調査内容について伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家等実態調査は、令和8年度に改定を予定している旭川市空家等対策計画の見直しに必要な本市における空き家等の実態を把握するために、令和7年度中に調査を実施するもので、特に市街化区域が中心になりますが、市内全体に点在する管理不全空家ですとか特定空家及びその敷地の現在の状況を、一軒一軒、目視により調査することを主な内容としており

ます。

○中村のりゆき委員 日頃から特定空家対策ということである程度把握はされていると思うんですけども、ただ、全ての特定空家、迷惑空き家になっているところを把握しているわけではないということもあって、実態調査というところで、調査内容を今言っていただきましたけども、一軒一軒、目視によって確認をしながらやっていくというところで、今後、特定空家に移行しないような、管理不全空家から特定空家に移行しないような、そういったようなところのチェックだとかっていうこともあるのかなあというふうに思って、今、答弁を聞いておりました。

それで、空家等対策計画は令和８年度に改定を予定しているということなんですけども、空き家が増加傾向にある中、改定に当たって方向性というのは定まっているのか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 改定に当たっての方向性については、今の時点では定めておりませんけども、先ほど答弁しました空き家等実態調査のほか、国が実施している住宅・土地統計調査の直近の数値などを踏まえ、現状と課題を再確認し、空き家等対策の基本方針や施策のテーマを見直してまいります。

また、令和５年度に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法になりますけれども、これが改正され、新たに中心市街地などを対象とした空家等活用促進区域の指定ですとか、民間活力を活用した空家等管理活用支援法人の指定に係る制度が創設されましたので、これらの指定について、庁内の関係部局や附属機関である空家等対策協議会などから意見を伺いながら整理してまいります。

○中村のりゆき委員 新しい試みということも計画の中に入っていくんだなということで、今、答弁の中では分かったんですけども、附属機関である空家等対策協議会、ここにもしっかりとけて議論していただくという答弁でもあったんですけども、今から１０年前にも、この空き家の質疑をさせていただいたときも、ちょうど計画を立ち上げるというか、立てるときだったんですね。

で、そのときに、空家対策計画の構築というところで、協議会を立ち上げて意見を聞くということだったんですけども、その際、菅野副市長が建築部長だったので、そういう、せっかく、協議会を、いろんな専門家、不動産関係の方だとか、法律に詳しい方だとか、様々な委員さんを任命して協議会を立ち上げるということだったんですけど、当時、計画をせっかくだって、そこのところで、協議会の中でもんでいただくんであれば、今後、やっぱり、いろんな形で、空き家に関しては、抑制策だとか利活用についてもいろんなことがあるだろうから、その協議会については、継続的な形で、審議会的なもの、そういう位置づけにしてはどうかということで私も提案させていただいたら、非常に前向きな答弁を副市長のほうでしていただいたんですね。その後、ずっと、毎年、最低一度は協議会を開催しているということで、１０年間続けておられるということで聞きましたので、しっかり対応していただいていたんだなということが、理事者のほうからもちっと聞いて分かりましたので、よかったなというふうに思ってございます。

それで、空家等活用促進区域や空家等管理活用支援法人の指定に関わる制度が創設されたという、今、答弁があったんですけども、それらは具体的にどのような制度なのか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 空家等活用促進区域は、中心市街地や住宅団地など、地域の拠点的なエリアに空き家等が集積すると、その地域の本来の機能を低下させるおそれがあるため、市町村が重点的に空き家等の活用を図るエリアとして区域を定めるものです。一般的に、空き家等を活用す

る場合、これまでは建築基準法の規制に適合させることが課題となる場合がございましたが、この区域を指定することで、建築物の敷地が道路に接しなければならない、いわゆる接道義務の規定ですとか、建物の用途規制において一定の緩和を受けることが可能となり、指定区域内での空き家活用の促進が期待できるといった制度になっております。

一方、空家等管理活用支援法人は、空き家所有者がその活用や関連について相談できる環境が十分でない、あるいは、多くの市町村における空き家対策に係る人員が不足していて、所有者への働きかけが十分でないといった課題を解決するために、市町村が指定したNPO法人ですとか社団法人等が相談への対応や空き家の活用を希望する人とのマッチングを行うことが可能となるほか、所有者や市町村から委託を受けて、空き家等の管理や所有者の探索などを行うことができるようになる、こういった制度になってございます。

○中村のりゆき委員 中心市街地については、より空き家を活用できるような仕組みというところで、今、つくっていただいたんだなということが分かりましたので、そういったことも今後の計画の中では取り入れた中での議論になっていくのかなというふうに思いました。

それで、ちょっと話は変わるんですが、空家等対策計画では、適切に管理されていない空き家等への対応として、空き家等の所有者に対して、助言や指導のほか、必要に応じて勧告、命令、代執行を行うとなっており、こうした方針の下で代執行を実施していると思うんですけども、令和4年に実施した末広地区の代執行に要した費用の徴収について、令和5年の第3回定例会の分科会で私も質問したところ、代執行に要した費用の納付命令が履行されていないことから、国税徴収法の例に倣い、財産の差押えや公売等の滞納処分に向けて財産調査を実施している、そういうふうに言っていたんだんですけど、その後の費用の徴収、どうなっているのか、ちょっと聞く場面がなかったもので、ここでお伺いしたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 令和4年度に実施した末広地区の特定空家の解体、除却等に要した費用199万1千円は、令和5年度に当該空き家が建っていた土地を差し押さえて、その後、令和6年度、今年度ですけども、公売を実施し、65万200円を徴収しました。

しかしながら、所有者に差し押さえることのできる財産がほかにはないことから、国税徴収法の例に倣い、令和6年11月に滞納処分の執行を停止しております。

○中村のりゆき委員 差押えした土地を、競売っていうか、公売ですか、にかけたんですけども、199万1千円には満たなかったってことで、その売れた金額だけ納入させていただいた、あとは執行停止になったというところでした。

これまでに、行政代執行により除却した件数と、代執行に要した費用の徴収状況について伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 本市では、これまでに3件の行政代執行による空き家の解体、除却を実施しております。

1件目は、平成29年度に西地区で実施したもので、解体、除却等に要した費用については、当該空き家の土地と所有者が所有する別の不動産を差し押さえて公売し、滞納処分等に要した費用や延滞金等を含め、令和2年10月に徴収を完了しております。

2件目は、令和3年度に永山地区で実施したもので、解体、除却等に要した費用については、所有者が生活保護受給者であったことから、国税徴収法の例に倣い、令和4年7月に滞納処分の執行

を停止しております。

3件目は、先ほど答弁した末広地区の例になります。

○中村のりゆき委員 今お答えいただきました、3件の行政代執行を行ってきたということでございました。

なかなか回収というのは難しいところが多いんだろうなっていうのは想定できたんですけども、今後も、やっぱり、行政代執行をやむを得ずやっていかなければならないところは出てくると思うんですけども、周辺住民の皆さん方の安心、安全ということを考えると、回収できる、できないは別にして、まず、除却っていうか、解体するっていうところで行政代執行をしっかりとやっていただきたいなというふうに思っておりますので、今後もそういった御対応をお願いしたいというふうに思っております。

今、行政代執行により除却をする予定の特定空家というのは存在しているのかどうか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 現時点では行政代執行を見据えて対応している特定空家等はございませんが、今後、空き家等が増加していけば、その中には、所有者等による適切な管理がなされず、地域住民の生命ですとか財産に多大な被害を及ぼすおそれのある特定空家等も一定程度含まれることから、こうした特定空家等に対して行政代執行が必要となることも想定されます。

しかしながら、行政代執行による空き家等の除却は、空き家等対策の最後の手段でございます。代執行に至ることがないように適切に指導等を実施するほか、所有者等に対して空き家等の処分や適正な管理の実施を後押しする情報の提供や支援にこれからも努めてまいります。

○中村のりゆき委員 行政代執行は最後の手段、そのとおりだと思いますので、それに至る前に未然に解決できるような対応策っていうところを、今後も取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

やはり、計画をこれから立てるということもありますんで、より効率的な特定空家解消のためにどうしたらいいんだっていうことを、またしっかり協議会の皆さん方と議論もしていただきながら、いい計画をつくっていただきたいと思っておりますけども、令和7年度中に、その計画をつくるに当たって、やっぱり、一歩踏み込んだ対応っていうのを原課のほうで考えて実施するっていうことも大事だと思うんですね。

ですから、そういう、やっぱり背中を見せていくではないですけど、しっかり原課として対応しているんだっていうところをやっていただきたいというふうに思うんですけども、令和7年度に新たに取り組む施策というものがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

○岡田建築部長 令和7年度に新たにに取り組む施策ということですが、空家等対策につきましては、先ほど委員からお話がありましたように、平成26年の7月に空家条例が制定され、その後、同年の11月に空家特措法が成立したという流れの中で、特定空家ですとか管理不全空家、最近創設された管理不全空家といったものへの対応が中心になっておりますけれども、私も、平成27年から、建築指導課長として、直接、空き家対策に携わってまいりましたが、正直なお話をさせていただくと、効果的な新たな施策の展開と問われた場合につきましては、限界に近づいているとは思いませんけれども、かなり手詰まり感が出てきているというふうには感じております。

ただ、空家特措法の改正によって制度がつけられた、先ほどもお話のありました空家等活用促進

区域ですとか、空き家等の管理支援法人の活用ですとか、そういったことにつきましては、原課として、その適用ですとか採用、こういった形で旭川市として対応していけばいいかということについては考えていく必要がありますし、新たな空き家対策の一つの手段になり得ると考えております。

ただ一方で、空き家等の管理につきましては、空家特措法においても第一義的な責任は空き家の所有者にあるということで、その方に的確に対応していただくことがまず大前提にあるというところでございますけれども、特に、管理不全空家につきましては、所有者の皆さんの管理意識が希薄になっているということを日々実感しているところもございます。また、所有者の高齢化によって判断能力が低下してきているですとか、あとは、経済的な理由でどうしても手が出せないですとか、様々な理由で適切に管理されていない空き家というものが増加傾向にございます。

こういった特定空家ですとか管理不全空家の中には、当然、市による指導に対しまして、所有者による適切な対応がされず、行政代執行に至ってしまうといったケースもございますが、そういった場合には、当然、費用徴収ですとか、そういったことに多大な事務の手間が取られてしまうということもあります。

ただ、そういったケースが、今後も、人口減少で、今、旭川市としては、世帯はほぼ現状維持をしているところですが、多分、数年後には世帯も減少してくるといったことが見込まれておりますので、そういった状態になると、当然、住む人がいない建物が増えてくるというのは現実としても起こり得る話だと考えております。

なかなか打つ手がないという状況の中でも、令和7年度においては、先ほどの新たに創設した制度の活用方法についての検討のほかに、これまでも行ってきました、広く市民に所有者としての管理責任の意識を高めていくような啓発活動を継続して行っていくほか、特定空家等の所有者に対しても文書による指導助言というものは行ってきましたけれども、これまでもできる限りではやっていたんですが、自宅を訪問して直接お話をさせていただくですとか、ということで特定空家等に関する助言や指導を粘り強く続けていくということが不可欠だと認識しておるところでございます。

○中村のりゆき委員 今、部長のほうから、なかなか、もう手詰まりの状態もあるんだけど、でも、最後に、直接自宅に行って、訪問して、直接対話をして啓発をしていくっていうお話がありました。そこは非常に重要なところだろうなというふうに思っております。文書だけだったら、結局、そういった方っていうのは読まないで終わってしまうということも多いんじゃないでしょうか、やっぱり、直接会えば、突破口っていうか、開ける糸口というのはその対話の中で見つけられるということももちろんあると思うんですね。ですから、1件でも2件でも、そういうような、突破口を開けるような対話を進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質疑は終わりたいと思います。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時03分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 6項目ほどあるんですけど、今日は、観光スポーツ部にまずお聞きしたいと思いま

す。

市長の記者発表のときに、本予算でアドベンチャートラベルに関わる費用が計上されていたと思います。昨年の決算でも、私は、このアドベンチャートラベルについては質疑をしてきた経過がありまして、具体的な事業で言うと大雪カムイミンタラDMO推進費ということになるというふうに伺いました。

ポストサミットアドベンチャーを実施されているというふうに思います。今回も関連事業が実施されると思うんですけども、アドベンチャートラベルに関連する事業についてお示しをいただきたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 大雪カムイミンタラDMO推進費でございますけども、DMOに対する負担金や地域活性化起業人制度推進事業負担金として8千840万3千円を計上しております。

DMOは、上質な雪質を誇るスキー場と、飲食など本市の都市機能を活用した都市型スノーリゾートの形成、マーケティング調査、体験プログラムの開発、ガイド人材の育成等を進めております。当圏域の豊かな自然やサイクリング、トレッキングなど自然を生かした体験プログラム、さらには、デザインセンターやアイヌ記念館などでの文化体験、日本酒を楽しむ角打ち体験といったアドベンチャートラベルの要素を組み合わせた商品開発を行うとともに、都市型スノーリゾートやアドベンチャートラベルの豊富なコンテンツを、オーストラリアなどにおいてプロモーションを実施する予定となっております。

○まじま委員 今、大雪カムイミンタラDMOに対して、負担金約8千840万円というふうなお金を計上しているということなんですが、それでは、アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミット、これを契機とした経済効果というのをどういうふうに把握しているのか、お示してください。

○白木観光スポーツ部次長 観光庁によります調査結果によりますと、アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットの来訪者による直接的効果は1.4億円、間接効果として2.4億円と試算されているところでございます。

また、サミットに参加いたしました旅行の仕入れを行いますバイヤーによります新たな旅行者数は、2024年、2026年の間となりますけれども、2万702名、旅行支出は115億円と推計をされているところでございます。

本市におきましても、オーストラリア、アメリカ、ヨーロッパの観光客が増加傾向にありまして、本市を含む周辺地域の認知度が高まっていると考えております。

本年度につきましては、DMOが実施する満足度調査等を活用しながら、アドベンチャートラベルの主なターゲット層となります欧米豪の方々の動向をつかみ、引き続き、来訪者の獲得及び経済効果につなげてまいりたいと考えております。

○まじま委員 このアドベンチャートラベルで道内に足を運んだ、旭川に足を運んだ方の経済効果というのは、一般の観光客の2倍あるとかっていうふうな御説明だったかなというふうに思います。そういうことでインバウンドを増やしていきたいというふうなことを述べられているんだと思いますが、それでは、この後、お聞きしたいんですけど、宿泊税の使途としてアドベンチャートラベルを想定しているのかどうか、伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊税の使途といたしましては、旭川観光基本方針に基づき、本市が抱えております課題であります、通過型観光から滞在型観光への転換、閑散期と繁忙期の格差の解

消ですとか、宿泊税の納税者となります宿泊者に還元することを目的としました、新規または拡充して実施する取組に活用することとしております。使途の例といたしまして、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、こういったものを掲げておりますけども、その中では、本市の魅力を生かした滞在したくなるコンテンツの造成についても参考としてお示ししているところでございます。

アドベンチャートラベルにつきましては、滞在したくなるコンテンツ造成に該当するものと認識しておりますが、宿泊税を活用するかどうかにつきましては、取組に拡充要素があるか、あるいは、宿泊事業者の御意見を踏まえた中で優先度が高いかどうかなどについて検討する必要があると考えております。

○まじま委員 可能性はあるわけですよね、否定しなかったから。そういう可能性が出てきたということは、ちょっと着目しなければいけないかなと思います。

それで、宿泊税そのものについて伺っていきます。

大綱質疑でもお伺いをしました。今回、私は、この宿泊税については、論点として3つぐらいあると思うんですよね。宿泊業者との合意形成、宿泊税の使途、使い道ですよね。で、課税対象となる宿泊者の範囲、これらが大きなテーマになるかなというふうに思います。

まず、宿泊業者の皆さんとの合意形成ができていない、これは大きな問題だと思っています。まず、こうした状況であっても、市として、令和8年4月から、この宿泊税を始めようとしているのかどうか、変えるつもりはないのか、伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊事業者との合意形成についてでございますが、令和5年度に、旭川市中小企業審議会に対し、観光振興財源の確保策について諮問をしたところでございますが、宿泊関連団体からの推薦を受けた事業者2社にも参画いただき、一部反対との意見もあったところでございますが、宿泊税により財源の確保がおおむね妥当との答申を受けたところでございます。

宿泊事業者への説明ですとか意見交換会、アンケート調査、パブリックコメントの実施等により、使途を明確にした上で本市の活性化につなげられるための財源として宿泊税を活用すべきとの御意見も受けており、一定の御理解は得られているものと認識しております。

一方で、昨年、令和6年10月に、旭川ホテル旅館協同組合から、旭川市長に対し、法定外目的税（仮称）宿泊税に関する要望書として、スポーツ合宿等への参加、地方からの通院や入院の付添い、建築関係者の長期宿泊などの観光目的以外の宿泊者について、本市への宿泊を敬遠されることや宿泊者に負担がかかることがないように検討してほしい旨、要望をいただいているところでございます。

この要望に対しましては、今後、具体的な使途を検討していく中で、どのような支援策を取れるか、宿泊事業者や関係団体とも協議をしながら検討してまいります。北海道や道内主要宿泊地とも足並みをそろえ、令和8年4月からの導入を目指しているところでございます。

○まじま委員 令和8年4月からは導入したい、そこは変えないということなんですね。この間の経過も、今、述べられました。一定の理解を得られているという認識も述べられました。北海道や道内主要宿泊地とも足並みをそろえたいということも述べられましたね。

道内の主要宿泊地でも独自の考えで進んでいるところがありますよね。こういった理由でこの足並みをそろえる必要があるんでしょうか、説明を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 北海道と異なる導入時期ということで、北広島市につきましては、北海道の宿泊税導入に当たり、昨年末に、定率を採用する市町村は道宿泊税相当分を道に交付することで当該市町村には北海道宿泊税条例は適用されないということが急遽決められたことから、定率制にかじを切り、再度検討している状況というふうに認識しております。

本市につきましては、宿泊税を検討する中で、宿泊事業者から、定率制では計算が煩雑になる、こういった意見をいただいております。事業者にとって負担が少ない定額制の制度設計を進めてきたという経過がございます。北海道の導入時期よりも遅くなる、ずれるとなりますと、札幌市や函館市などの主要な宿泊地、富良野や美瑛といった近隣の市町村を含め、宿泊税の導入を検討している多くの市町村では令和8年4月からの導入が進められており、この時期とずれることで道内を周遊する宿泊客にとって分かりにくくなってしまうことですか、宿泊予約システム等の改修や制度周知のための手間が一層かかってしまう、こういったことから事業者の負担が重くなってしまうということもありまして、北海道及び制度導入予定である他市町村との足並みをそろえる必要があると考えたところでございます。

○まじま委員 次に移りますけど、宿泊税という法定外目的税、この手法を選んだ理由についてお示しください。

○白木観光スポーツ部次長 旭川市中小企業審議会の答申におきまして、地方自治体が自主財源を確保できる方法のうち、財源の規模、安定性、継続性、受益と負担の観点から比較すると、地方税である法定外目的税が最も安定し、ある程度の規模での確保が可能と見込まれること、また、課税の対象となり得る観光行動のうち、宿泊行為は、ほかの観光行動と比較して課税対象者の捕捉が容易であり、日帰り客に比べて宿泊者につきましては本市の行政サービスを受ける程度が大きいことを踏まえまして、市民だけに御負担をいただくのではなく、本市に来訪される方々にも一部御負担をいただき、新たな観光財源を確保する必要があるという観点からも、宿泊税による財源の確保がおおむね妥当との提言があったことから、法定外目的税である宿泊税を選択したものでございます。

○まじま委員 受益と負担の関係性が言われましたけど、受益を受けるのは旭川市であって、負担を受けるのは宿泊業者というふうになっていませんか。

次に、目的税といえば、入湯税という目的税もあります。これも徴税されていると思いますが、使途が大きな問題となっているというふうな話も出ています。入湯税についての現状と問題点についてどのように把握をされているか、お示しをいただきたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 入湯税につきましては、環境衛生施設、消防施設などの整備や観光振興に要する費用に充てることを目的に課税をされております。

使途につきましては、決算事項別明細書ですとか市税の概要の中に観光振興に要した費用として説明がされておりますが、宿泊事業者の一部からは、宿泊税についても同様の説明になるのではないかとといった指摘をいただいております。

宿泊税につきましては、旭川観光基本方針に基づき、新規または拡充して実施する事業の財源として活用いたしますが、具体的な使途の検討に当たりましては、特別徴収義務者になります宿泊関連事業者など関係事業者とも協議し、意見を酌んだ上で検討を行いまして、活用した事業の金額を公表することとしております。

○まじま委員 入湯税については一般財源化されていて、使い方が問題じゃないかっていうふうな、

そういうことを言う有識者もいらっしゃるということで、懸念としては、宿泊税も結局そんなふうに使われるんじゃないかというふうな懸念もあるわけですね。

それで、具体的な使途はこれからだということが何より大きな問題だと思うんです。その大きな問題のもう一つに、北海道も宿泊税を実施することを決めていますね。旭川市が宿泊税を実施すると、一つの課税要因で北海道と重複して課税される、そういうことになりますね。そうすると、二重課税になると思うんです。この点についての市の認識を伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 本市における宿泊税は、本市の持続的な経済的発展を目指すための財源として活用するものでございますが、北海道については、対象が道内全都市町村をまたぐような広域的なものといった広域自治体の役割として整理できる施策に活用するものであり、それぞれ異なる役割を持っているものと認識しております。

また、北海道以外でも、既に福岡県福岡市、北九州市においても宿泊税を導入しておりますけども、国の承認を受けて導入されている事例もありますことから、問題はないものと認識をしております。

○まじま委員 ほかの都市でも行われているから問題はないというふうな認識なんだろうけど、だからいいとは私は言えないと思っております。

今、必要なのは、やっぱり、関係者の声をしっかり聞いて受け止めることではないかというふうに思っています。1泊200円という金額の設定も疑問ですね。道は、税額が3段階に分かれています、2万円、2万円から5万円、5万円以上って、金額が違うんですよ。だけど、旭川市の場合は、1泊、どの金額でも200円なんですよ。これ、金額設定が適切なのかどうか。北海道より高い宿泊税になること、これについてどういうふうに考えているのか、説明を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 税額につきましては、1人1泊200円の定額制を基本とした上で検討すべきとの答申を踏まえまして、道内他都市の検討状況、来訪者や宿泊者へのアンケート調査を実施してまいりました。

これらを踏まえ、宿泊税を徴収する宿泊事業者の負担感、納税者となります宿泊者の許容できる負担感、本市の観光振興の将来等、総合的な判断を行いました結果、税率を200円とした一律の定額制とすることとしたものであります。

○まじま委員 今の答弁では、200円とした経過は語られたのかなと思いますけど、なぜ200円なのかという答弁にはなっていないと思うんですよ。再答弁を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 先ほどと重複する部分がございますが、税額につきましては、審議会における答申、道内他都市の検討状況やアンケート調査等を踏まえ、負担感や観光振興の将来像を総合的に判断した結果、税率200円とした一律の定額制とすることとしたものでございます。

また、旭川観光基本方針で掲げております、本市が目指すべき将来像の実現に向けての施策実施に関わる事業費ですとか、非常事態に対応した資金の確保等を考慮した結果、おおむね3億円から4億円程度の費用が必要であるという試算を出しておりまして、こうした試算も考慮し、200円としたものでございます。

○まじま委員 結局、3億円から4億円が必要だ、それを割り返したら200円ぐらいになるかなということなんですよ。こういうのはちょっと認められませんか。

あとは、さっきも述べましたが、宿泊業者の皆さんが懸念しているのは、いろんな方が宿泊に来る、観光だけじゃないんだというふうなことを強調されていましたが、課税とならない非課税者の範囲、これも言及されていました。様々な場合を想定すべきじゃないかと思いますが、今の市の考えをお示してください。

○白木観光スポーツ部次長 課税免除につきましては、答申を踏まえまして、簡素かつ公平な仕組みとするためにも、原則、設定しないこととしておりますが、一方で、宿泊者や宿泊事業者の混乱を避けるため、北海道が課税免除を設定する場合は北海道の制度設計に合わせることを求められておりますこと、宿泊事業者に対するアンケートにおきましても、課税免除の対象について、北海道と異なると分かりにくいので、北海道の対象に合わせたほうがいいという意見が全体の75%を占めたことも踏まえ、課税免除の対象については北海道に準拠することとしたところであります。

一方で、これまでの議会での御質疑、関係団体からの御要望を踏まえ、スポーツ大会や合宿、入院患者の付添いに関する宿泊については、課税対象とはするものの、基準を設けた上で、何らかの支援策を検討する考えでございます。

○まじま委員 条例を今つくろうとしているのに、支援策は後なんです。何でも、条例だけ先につくって、後でいろんなことを考えて対応しようとしている、この姿勢がまず間違っているんじゃないかというふうに思います。

宿泊業者の現場の負担について伺いたいと思います。

領収書の発行など、現場負担についてはどういうふうに考えているのか、観光じゃなくてビジネス用途の宿泊者の方も来られるわけです。そうしたことについても負担しなければならないのか、説明を求めたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊税の特別徴収に対する事務的負担ですとかシステム改修などの負担につきましては、期限内申告納入額に応じた交付金、あるいはシステム改修補助金などによる事業者支援を行うとともに、税務部においても、特別徴収事務の手引や質疑応答集を作成するほか、宿泊事業者に対する説明会を令和7年度に複数回実施することで、徴収業務の負担を軽減することを考えております。

また、宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合、地方税法で罰則が設けられることとなりますけれども、特別徴収義務者に科される罰則等については、市税をはじめ、道税においても同様に設けられており、いずれも、税の公平性を確保するため、法令に規定されているものでございます。

あとは、ビジネス目的の宿泊でございますけれども、観光目的以外で来訪される方も含め、市内に宿泊される方が安心して快適に滞在できる環境づくりなど、宿泊者に還元し、宿泊者を増やす事業に宿泊税を活用したいと考えていることから、課税の対象としたところでございます。

○まじま委員 現場の混乱を起こさないために説明会を行うということなんですけど、これは、最低限行わなければならない当たり前のことじゃないでしょうか。説明会が負担軽減に値するとは到底思えません。事業者にも罰則があるということです。これは、本当に相当な負担がかかっていくというふうに思います。

次に、宿泊者について伺ってきたいと思います。

どんなふうに市のほうは想定されているのか。説明しても支払いを拒否する宿泊者がいた場合、どうするのでしょうか。これも、関係者から出ていました、声が。これは、市のほうで対応してく

れるのかっていう話だったんですよ。課長が行って説明して理解がもらえるまで対応してくれるのかっていうようなことが言われていました。こういった事業者の声をどういうふうに受け止めているんでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 仮に宿泊税が納税されなかった場合につきましては、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に宿泊税を納入した上で、納税を拒否した宿泊者に対し、求償することとなります。

そのため、こうしたトラブルを未然に防ぐためにも、同時期に宿泊税を導入する北海道とも連携し、情報発信を行うとともに、宿泊事業者が活用できる質疑応答集の作成等を行い、円滑な制度実施に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 質疑応答集の作成なんかには力を入れないで、現場を回ったらいんじゃないですか、まだ条例はできてないから。ですけど、それでは、現場の負担軽減にはならないでしょうね。

もう一つ、宿泊業者の方が言われていたのは、旭川から観光客が一定数離れてしまうんじゃないかというふうなことも言われていたかなと思いますけども、その点についてはどう考えていますか。

○白木観光スポーツ部次長 令和6年に実施しました本市への来訪者に対して行いましたアンケートにおきまして、宿泊税を導入することによる本市への宿泊に対する影響について調査したところでございます。宿泊地の選択には影響しない、宿泊税を導入後も旭川市に宿泊したいという回答が9割を占めておりまして、本市への宿泊を避け、宿泊税を導入していない市町村に宿泊すると回答した割合は6%となっております。

また、既に先行して宿泊税の導入を行っている自治体につきましても、宿泊税制度導入後の一定期間を経て行われた制度の見直しについて、こうした報告内容によりますと、宿泊税の導入により宿泊客の減少や印象が悪化したなどの影響はないとされておりますことから、宿泊税の導入が宿泊地の選択に与える影響は限定的であるものと認識しておりますが、そうした影響の有無については、宿泊税導入後、しっかりと把握をしてまいりたいと考えております。

○まじま委員 答弁の端々に出てくるのは、全部決まった後に対応を考えますっていうことなんですよね。これじゃ、駄目じゃないですか。この宿泊税は、最初にお伺いしたときに、約3億円から4億円の税収を想定しているということだったんですね。この税収は、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進、滞在日数の延伸につながる仕組みづくりにその多くを使おうとされていますよね。だけど、何をするかというのは具体的には書かれていない。これでは理解は得られないというふうに思います。

本来、市が集めるべきその税を宿泊事業者の皆さんに肩代わりさせている、そういう思いをきくと宿泊業者の皆さんは持っているんじゃないかと思うんですよ。この点についての見解を伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 旭川ホテル旅館協同組合からは、宿泊税導入について厳しい御意見がある一方で、意見交換の中では、宿泊税の使途について、納税者である宿泊者や観光客に満足いただけるよう、宿泊事業者とも十分協議しながら制度設計を行ってほしい、そのためにも、使途については事業実施前後で内容を明らかにしてほしいとの御意見をいただいております。

宿泊税制度につきましては、今後とも、制度の周知を図り、事業者の不安を解消する取組を行うとともに、具体的な使途につきましても、地域のニーズに合わせた事業を構築することが不可欠で

あると考えております。

○まじま委員 私は、今回、宿泊業者の皆さんと意見交換をして感じたことがあります。市は本当に事業者の気持ちになっているのかと、繰り返しになりますけど、そう思いました。市役所職員は不況でも給料が変わらなく支給されますよね。しかし、ホテル関係者は、もう、この間、コロナ禍で体験されたと思うんですけど、お客さんが来ないと仕事が成り立たないわけです。そういう立場で話を進めてきましたか。その点について伺いたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 これまで、本市といたしましては、宿泊税の制度設計に当たりまして、中小企業審議会の中に部会を設けて御議論いただいたほか、並行してホテル旅館協同組合等の事業者等との意見交換を繰り返してまいりました。その中で、制度設計に当たりましては、事業者の負担を減らして、簡素で公平な制度とすることを最優先に考えてきたところでございます。

中小企業審議会の検討部会やその後の意見交換会などにおいても、宿泊税については、納税者に一定の負担をおかけするものでありまして、必ずしも全ての宿泊事業者が賛成しているわけではないことは承知しております。一方で、閑散期対策ですとか人手不足の解消、スポーツ・文化合宿の誘致といったような本市の観光が抱える課題を解決し、地域の活性化につなげる財源として、またあるいは、コロナのような非常事態、災害等により突発的に発生した観光需要の落ち込みなどの対策費として宿泊税を活用すべきというような御意見も伺っているところでございます。

宿泊税について、納税者となる宿泊者や宿泊事業者について御理解いただくためにも、引き続き、宿泊事業者に対し、丁寧な制度の説明を行うとともに、宿泊者にも理解を得られるよう事業実施に取り組んでまいります。

○まじま委員 ずっとお聞きしてきましたけど、最初に言った論点の3つについても、何ていいますか、私は理解が深まらないというか、200円の根拠というのもありますし、3億円から4億円のお金を集めたいと、そこだけが強く出てきて、あとは、大事なことは、全部、後で決めるような、そんなことで本当にいいのかという思いが、ずっとややもやが残っているんですよね。

副市長、こんな状況で、これは本当に導入していいんでしょうか。副市長の考えをお示してください。

○菅野副市長 宿泊税についてのお尋ねでございます。

部長、次長からも答弁がありましたように、本市には様々な目的で来られる方がいらっしゃいます。それは、観光であったりビジネスだったり、御指摘にあったような介護の関係であったり、お仕事で、建設関係のお仕事でという方もいらっしゃいます。

ただ、私どもとしても、そういう交流人口を増やすことは大事にしたいと思っていますし、より多くの方に旭川にお越しいただきたいというのは、思いとしてはございます。ただ、その中には、どうしても、ふだんからやっている社会インフラの整備であったり、維持であったり、あるいは、それにプラスアルファして、ふだん、旭川の地理に慣れない方が安心して移動できるような環境であったり、宿泊できる環境であったりということは、当然、併せてやっていかなきゃならないということであって、それは、全て、じゃ、旭川市民が、市民の税金として使うことでいいのかというのは、思いとしてはずっと私はありました。やはり、旭川市のインフラを使われる方にそれ相応の負担をどうやっていただけたらいいのかなというのは、私は、個人的には課題として意識がございました。それが、宿泊税がいいのかどうかというのはまた別の議論にはなりますけれども、その方

策の一つが宿泊税なのかなというふうには思っています。

また、もし旭川市が宿泊税を導入するときに、北海道も、今、宿泊税を導入しようとしてございますので、その導入のタイミングが、北海道と例えば市町村が別々になれば、当然、それに併せて宿泊事業者も負担が増えますし、システムの改修とかということになりますので、もし導入するのであれば、私は、少なくとも北海道とスケジュールを合わせたほうがいいなというふうには思っています。

様々な御指摘をいただきました。その使途がはっきりしていないし、事業者さんに余計な負担をかけるというお話もございました。確かに、そういう懸念もございますし、それは事実だと思います。ただ、これまでこういう宿泊税をかけておりませんので、私どもも、事業者の皆さんも、どのような形になるのかと、やっぱり不安がいっぱいあると思うんですよね。その不安を解消するための努力というのは、施行までにしっかりやらなきゃなりませんし、そのための1年間、施行日までの1年間という期日を考えているということでございますので、市としては、しっかり、観光を含めて、旭川市に来られる方に安全で快適な滞在をしていただくために宿泊税を使いたいと思っていますし、この1年間の中で事業者の皆さんと意見交換をしっかり進めながら、お互いに納得できるような形で税の徴収が進むことになるように努力してまいりたいと考えています。

○まじま委員 副市長から、これから時間をかけて話を進めていくということなんですけど、これまでも時間があつたのに、なかなかそういう丁寧な議論が続けてこられなかったという経過はあると思います。ですので、そういうふうに進んでいくのかもしれませんが、この時点では分かりませんので、市長のお気持ちを聞きたいと思いますので、市長総括ということでお取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○まじま委員 永山取水施設について伺いたいと思います。

永山取水施設関連の維持管理に係る負担金等が計上されていると思いますが、令和7年度の予算額について伺いたいと思います。

○尾崎土木部土木管理課主幹 令和7年度の永山取水施設関連の維持管理負担金の予算額につきましては、永山取水施設維持管理負担金として911万2千円、導水施設維持管理負担金として22万1千円、日本製紙サイフォン部維持管理負担金として5万円、これら3つの負担金の合計額は93万8千3百円となっております。そのほか、石狩川左岸導水施設維持管理費が239万7千円で、永山取水施設関連の負担金及び維持管理費の合計額は1千178万円となっております。

また、歳入予算として、石狩川左岸導水施設維持管理費に係るJR北海道からの負担金24万円を計上しております。

○まじま委員 永山取水施設などの使用許可手続は、許可期間は1年間としてあったと思います。毎年、手続が必要ですよね。今年もそろそろ許可期間が終了すると思いますが、今時点の状況について伺いたいと思います。

○尾崎土木部土木管理課主幹 令和6年度の許可期間は令和7年3月31日までとなっており、各使用者からは、本年1月上旬に次年度の使用許可更新の申請書が提出され、1月23日までに許可

をしたところではありますが、申請書の提出に先立ち、昨年11月25日に、永山取水施設の使用者が一堂に会し、実施された永山取水施設維持管理協議会において、各使用者における次年度の施設の使用状況等に変化がないことや継続使用の意思を事前に確認しております。

○まじま委員 継続使用を確認しているということなのですが、それでは、使用料についてはこれまでどおり免除としたのかどうか、伺いたいと思います。

また、令和7年度における日本製紙及びJR北海道の使用料は幾らと算定しているのか、伺いたいと思います。

○尾崎土木部土木管理課主幹 令和7年度の永山取水施設の使用料につきましては、日本製紙分が7千152万3千360円、JR北海道分は、永山取水施設が46万2千円、左岸導水施設が232万8千120円、JR北海道の合計が279万120円となっております。日本製紙とJR北海道2社の合計で7千431万3千480円となっており、全額、免除としております。

○まじま委員 永山取水施設については、私たち会派はこれまで議会質疑をずっと継続してまいりました。事務手続や経過書類の不備など、事務執行上の様々な問題について指摘を受けてきた経過があります。副市長もよく御存じだと思いますけど、住民監査請求から住民訴訟に至るなど、市民に不信感を与えた経過もあります。

さらに、市としては、大型事業の財源、物価高における市民生活や経済活動に対する支援など、市として、様々、やらなければならないことがある中で、歳入として自主財源になり得る7千万円を超える使用料を全額免除しようとしているわけですね。

改めて、見解を伺いたいと思います。

○富岡土木部長 物価やエネルギー価格の高騰への対応など厳しい財政状況の中で、社会情勢等の変化に対応しながら市民生活を安定的に支えていくためには、委員が御指摘のとおり、使用料などによる自主財源の確保は重要であると認識をしております。

しかし、永山取水施設における問題につきましては、議会における様々な御指摘、住民監査から訴訟に至った経過などを重く受け止めながらも、様々な検討を慎重に重ね、施設の建設や使用に至る経緯等を総合的に判断し、使用許可手続及び使用料の減免などの判断を行ってきたところでございまして、今後も、施設の利用状況等を、都度、確認しながら、法令遵守はもとより、透明性、公平性を確保し、適正な事務執行に努めてまいります。

○まじま委員 総合的に判断したら、徴収することがいいんじゃないかと私は思います。さっきの宿泊税の話じゃありませんけど、ここをちゃんと、7千万円、今、金額は7千万円ぐらいになっていきますけど、もっと以前は高かったですよね。トータルで考えても、もう何億円っていう規模で使用料を免除していると。それでいて、市民及び宿泊事業者に負担を押しつけるようなことが今行われようとしていることについては、改めてもらいたいなということを述べて、切りがいいので、ここで終わりたいなと思うんですが、いかがでしょうか、委員長。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時44分

○令和7年3月14日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後4時25分

○出席委員（14名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員	あ べ な お
----	---------

○出席議員（1名）

議長	長 福 居 秀 雄
----	-----------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
経済部長	三 宮 元 樹
経済部次長	高 橋 慶 太
経済部経済交流課長	上 田 征 樹
経済部経済交流課主幹	小 松 一 恵
経済部企業立地課長	青 葉 拓 哉
観光スポーツ部長	菅 原 稔
観光スポーツ部スポーツ推進課長	松 田 英 志
観光スポーツ部スポーツ推進施設管理・合宿担当課長	山 内 善 裕
農政部長	林 良 和
農政部次長	杉 山 利 勝
建築部長	岡 田 光 弘
建築部建築総務課長	柴 昌 克
建築部建築総務課主幹	紙 谷 由紀子
建築部市営住宅課長	中 村 旬 辰

建築部市営住宅課主幹	村 上 卓 也
建築部市営住宅課主幹	前 川 典 宏
土木部長	富 岡 賢 司
土木部次長	時 田 秀 樹
土木部公園みどり課長	星 孝 幸
土木部公園みどり課主幹	和 田 光 矢
土木事業所長	石 持 真
水道事業管理者	佐 藤 幸 輝
上下水道部長	幾 原 春 実
上下水道部次長	高 橋 奉 裕
上下水道部次長	松 田 守 正
上下水道部次長	山 田 一 政
上下水道部管路管理課主幹	酒 井 晃
上下水道部水道施設課長	松 本 直 樹
上下水道部下水道施設課主幹	堀 田 幸 宏

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長 稲 田 俊 幸
議 事 調 査 課 主 査 佐 藤 友 紀
議 事 調 査 課 書 記 朝 倉 あ ゆ み

議 事 調 査 課 書 記 桐 山 未 悠
議 事 調 査 課 会 計 年 度 任 用 職 員 河 合 理 子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第44号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第46号、議案第52号、議案第53号、議案第61号の分担部分、議案第63号の分担部分、議案第64号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第83号及び議案第84号の以上9件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○まじま委員 皆さん、おはようございます。

今日もよろしくお願いいたします。

まず、除排雪について伺っていきたいと思います。

8款2項2目の除雪費について、令和7年度予算の概要についてお示しをいただきたいと思います。

令和6年度と比べると予算が減額となっていると思いますが、その理由も併せてお示してください。

○石持土木事業所長 令和7年度除雪費は、35億2千830万円を計上しており、前年度当初予算より約9千万円の減となっております。

主な内訳といたしましては、地区総合除雪維持業務に係る費用が約29億4千900万円、雪堆積場の解体業務に係る費用が約2億4千500万円、雪堆積場の整理業務に係る費用が約2億5千100万円、その他雪堆積場の測量などに係る費用が約8千300万円となっております。

令和6年度より減となった主な理由といたしましては、近年の暖気による融雪の急激な進行を踏まえ、当初の想定排雪量を見直したことによるものとなっております。

○まじま委員 令和6年度と比較しても、排雪量が減るんだろうというふうな考えだということなんです。資料も出していただきました。2月末の数字までしか入っておりませんが、例年と比べるとすごく少ない数字が出ていますので、そういう可能性もあるのかなと思います。

それで、いろいろ、決算額、予算額、各年度の数字と、最大ダンプ数もいつもと同じぐらいのダンプが稼働していたということが分かりますけども、今年度はどんなシーズンだったのか、その特徴について伺いたいと思います。

○石持土木事業所長 今シーズンの2月末までの降雪量は、過去5年間の平均降雪量392センチメートルとほぼ同等の390センチメートルとなっておりますが、1月の降雪量は過去10年間で最低の67センチメートルとなるなど、1月以降は落ち着いた降雪状況で推移し、気温につきましても、12月は平均気温が例年より約2度低く推移したものの、1月以降は例年と比較して平均気温が約2度高く、特に最高気温がゼロ度前後で推移したことに伴い、融雪が進みました。1回目の生活道路の排雪作業後に極端な道路状況の悪化が生じなかったため、降雪量は平年並みではありますが、2月末までの排雪量は、過去5年と比較しても2番目に低い数値となっております。

今シーズンは、12月までは低温で多雪傾向があった一方で、1月以降は高温で少雪傾向と、これまでの気象状況から変化していることが強く表れたシーズンであったと感じております。

○まじま委員 降雪量は、ほぼ平年並みになったかなということですね。12月はまとまった降雪となりましたけれども、1月は、降雪も少なく、暖かかったということが特徴だと言われていました。最深の積雪も、令和4年度以降、ほぼ同じぐらいに推移しています。

そうした中で、生活道路1回目の排雪を、いつ頃、終えることができたんでしょうか。少雪の中ではありましたけれども、2回目の排雪はどのような対応をしたのか、答弁を求めたいと思います。

○石持土木事業所長 今シーズンの1回目の生活道路の排雪につきましては、年明けの1月6日から作業を開始し、2月5日に作業を終えております。

2回目の生活道路の排雪につきましては、1月以降の気象状況が少雪かつ高温傾向であったことから、2月上旬の段階で幅員が狭くなることや圧雪が厚くなるなど道路状況の悪化が生じなかったため、2月中旬以降の降雪に伴う除雪作業や雪割り作業後の道路状況をパトロールし、交差点や道路脇の雪山、圧雪の状況、道路幅員などを確認しながら、排雪作業が必要な箇所を選定し、2月中旬から3月10日にかけて排雪作業を行ったところです。

○まじま委員 必要な場所を選んで、2回目の排雪を行ったというふうなことです。

私の住んでいる地域も、3月になって2回目の排雪が入りまして、今シーズンはもういいのかなというふうに思っていましたけど、その後、暖気が入りまして、ざくざくになったんですね。ただ、排雪していただいたおかげで、その影響は小さかったというふうに思っています。

次に、今年度の苦情件数、これはどうだったのか、お示しいただきたいと思います。

○石持土木事業所長 今年度の2月末までの改善要望件数につきましては、速報値で7千998件となっており、改善要望の内容としましては、ざくざくで車が走れないが最も多く、7千998件のうち、4千256件と約53%を占めております。

また、1月7日から16日にかけて、最高気温が高めに推移したことにより、市内一円でざくざく路面の発生が徐々に広がり、幹線道路や始業式に向けた通学路の排雪を進めながら、ざくざく路面の解消に昼夜取り組みましたが、10日間で全改善要望件数の約半数に当たる4千178件の改善要望を受けたところです。

○まじま委員 約8千件の苦情件数が、少雪ということもありますけど、あったということなんですね。4千件を超えるものがざくざく路面への注文だということですね。暖気で集中的に苦情が増えたということが分かりました。

昨年、決算のときに、ざくざく路面の対応について予防的な対応を行うというふうに答弁をされていたんです。今シーズンは、ざくざく対策にどのように取り組んできたのか、お示しをいただきたいと思います。

○石持土木事業所長 今シーズンのざくざく路面对策といたしましては、極端な大雪に備えた圧雪路面の削り取りや幅員確保のため、初冬期における新雪除雪時に往復作業の実施など、予防的な対応を実施しました。1月上旬から中旬にかけてざくざく路面が市内一円に徐々に広がった際には、根本的な解消を図るための排雪作業を行いながら、部分的なざくざく路面の削り取り作業を並行して実施し、1月20日に高温が予測された際には、事前に雪割り作業を実施するなど計画的対応を進め、さらには、プラス気温が予想された12月25日、1月6日、1月20日においては、ホー

ムページやSNS、くらしのアプリなどによる路面悪化や対応状況に関わる情報発信に取り組みながら、ざくざく路面对策に努めてきたところでございます。

○まじま委員 予防的な対応はやってきたんだ、暖気が入る前に事前に雪割り作業を実施するなどの対応をしてきたということでした。

そうした路面管理対策を見直してきたということであれば、これは、基本である計画のほうも、雪対策基本計画も見直す必要があるんじゃないかと思いますけれども、この点についての見解をお示しいただきたいと思います。

○時田土木部次長 雪対策基本計画は、平成27年の策定後、オペレーターの担い手不足や気象状況の変化などの課題に対応するため、令和4年1月に中間見直しを実施するとともに、取組の検証期間を十分に設けることや、上位計画である旭川市総合計画との整合性を図ることを目的に、計画期間を令和9年度までに変更したところです。

除排雪事業におきましては、ざくざく路面などの路面管理対策に加え、除雪センター機能の集約と充実や除雪DXの推進など、業務体制の見直しにも取り組んできたところであり、取組をしっかりと検証し、雪対策審議会や市民の意見も伺いながら、次期基本計画に見直しの内容を反映する考えであります。

○まじま委員 次に、人手不足のことについて伺いたいと思います。

オペレーターや排雪時の警備員が不足しているということが課題だと聞いておりました。この課題は解消に向かっているのでしょうか、見解をお示してください。

○時田土木部次長 除排雪に携わる除雪オペレーターや交通誘導警備員など担い手の確保につきましては、冬季の夜間作業といった業務特有の状況から、年々、確保が難しくなっていると伺っており、大きな課題と認識しております。

除雪オペレーターの登録人数は、10年前の平成26年度は685人で、その後、令和元年度は590人まで減少しましたが、それ以降、増加傾向となり、令和6年度には623人となっております。しかしながら、令和6年度における60歳以上のオペレーターは166人で全体の約3割を占めており、将来の除排雪体制の厳しい状況が想定されます。

担い手不足への対応は難しい課題ではありますが、今後も、除雪機械の運転免許の取得支援の継続のほか、ICTの活用による作業の効率化や安全性の向上により働きやすい環境づくりを推進するなど、除雪業務への入職と定着につながる取組を進めてまいります。また、除雪企業の経営安定化に寄与し、新たな雇用が促進されるよう、除雪予算の確保に加え、業務の負担軽減などについても引き続き検討を進めてまいります。

○まじま委員 オペレーターについては、増加傾向であるものの、年齢が60歳以上で将来的には厳しいという認識を示されました。それゆえ、ICTなどの活用を進めていくということなのかなと思いますが、除雪DX、パトロールの省力化、積雪センサー、そういったものが活用されるということなんです、積雪センサーやライブカメラの設置に取り組んでいる、その目的と効果についてお示しをいただきたいと思います。

○時田土木部次長 積雪センサーやライブカメラの取組については、令和6年度から、郊外路線のパトロールの省力化や除雪の出動判断の効率化を図るため、現地に積雪センサーやカメラを設置しまして、遠隔地でも気温や積雪状況などの観測ができる積雪状況監視・通報システムを構築し、西

神楽地区の旭川空港アクセス路線の1か所で運用を開始しました。除雪企業からは、スマートフォンやパソコンでいつでも現地の積雪状況を確認できますことから、パトロールの省力化につながったとの意見を伺っております。

令和7年度は、システムの運用を郊外全域に拡大するため、新たに12か所に追加設置し、業務全体の効率化や除雪センターの負担軽減に取り組んでまいります。

○まじま委員 次は、地区統合について伺いたいんですが、スケールメリットを生かすということで地区統合を行ってきたと思います。これによって、地域差は解消されたのでしょうか。

○石持土木事業所長 地区統合につきましては、企業体内の応援体制の強化や、市民からの要望が多い地域間格差の解消を目的として、令和3年度から進めているところです。

地区統合に伴い、除雪作業につきましては、出勤判断を統合地区内で統一して実施しており、排雪作業については、生活道路の排雪には約1か月間要することから、冬季の道路幅員や土地利用状況、除雪の仕方など、地域特性による道路状況の違いのほか、雪堆積場の搬入量や使用状況を踏まえた排雪作業を計画的に進め、作業の遅れが生じることが予測された場合は統合地区内で応援体制を取るなど、地域格差が大きくなるよう作業を進めているところでございます。

○まじま委員 次に、歩道の除雪について伺いたいと思います。

少雪ではありますが、地域を歩いてみると、意外に歩道除雪に対する苦情をお受けしたんですね。

令和7年度における歩道除雪の予算と地区総合除雪維持業務に占める割合、取組状況について伺いたいと思います。

○石持土木事業所長 令和7年度の除雪費のうち、歩道除雪約580キロメートルの実施に要する費用としては約1億200万円を計上しており、地区総合除雪維持業務に占める割合といたしましては約3.5%となっております。

通学路をはじめとした歩道除雪については、除雪シーズン前に、市内の小中学校から歩道除雪の要望を受け、交通量や道路構造などの現地確認を行いながらその実施に努め、始業式前の学校周辺の排雪や全市一斉の歩道除雪を実施するなど、通学児童生徒の安全に配慮した取組を引き続き行ってまいります。

○まじま委員 いろいろ労務単価が増えている中で、約3.5%というふうに言われましたけど、これで十分とは言えないのかなというふうにも思います。この点、歩道の除雪については、市民意見をしっかりと聞いていただきたいなというふうに思います。

今シーズンは、少雪の中でも、雪の降り方に特徴があるということが述べられていたと思います。そういう意味では、少雪の中でも今後につながる部分はあるかと思いますが、今後に向けてどういうふうな対応を行っていくのか、見解を伺いたいと思います。

○高橋土木部雪対策担当部長 除排雪につきましては、降雪の量のほか、暴風雪や集中的な降雪といった雪の降り方ですとか、暖気等の気温の変化など気象の状況に大きく影響されますので、気象状況の変化に対応できるように、これまで、除排雪作業の応援体制の構築や、大雪にも対応可能な雪堆積場の確保などに取り組んできたところでございます。

今シーズンにつきましては、結果的に例年と比べ、少雪傾向となっておりますが、シーズン中は常に大雪等があることを想定して体制を整え、備えておりました。また、先ほど、所長のほうからも答弁がありましたが、例年とは違い、1月上旬から気温が上昇する日が連続したことによりざく

ざく路面が発生し、その対応に追われるなど、気象状況に応じた対応の難しさを改めて感じているところでございます。気象の変化に対応していくためには、計画的かつ予防的な除排雪作業を進めていく必要があります、あらかじめシーズンを通した体制の確保や資機材の準備を進めていくことが重要と認識しております。そして、このような体制を強化していくことが、冬季の円滑な道路交通網の確保につながるものと考えております。

間もなく今シーズンの除排雪作業が終了しますが、来シーズンに向けまして、今シーズンの、特に暖気への対応などで得た課題の検証を行い、冬の快適な生活環境の確保に向けて、より効果的な除排雪に取り組んでまいります。

○まじま委員 今、部長から答弁をいただきましたので、この点については終わりたいと思いますので、退席していただいて結構です。

次に、住宅改修補助金について伺っていきたいと思います。

令和7年度の住宅改修補助金の事業概要について、まず、お示しいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 住宅改修補助制度は、省エネルギー型及び維持保全型の2種類があり、住宅の省エネルギー化や維持保全に係る工事費用の一部として補助金を交付し、良質な住宅ストック形成を目的としております。

事業費は3千266万8千円で、補助金に係る予算額は、省エネルギー型150件、1千500万円、維持保全型300件、1千500万円としております。

○まじま委員 今回、資料を用意していただきました。省エネ型で1千500万円、維持保全型で1千500万円が計上されている、トータルで3千万円ということですね。

昨年、維持保全型が、突然、予算ゼロとなったことを考えると、昨年の質疑が生きたというふうに考えております。

そこで、紆余曲折があったわけですけど、令和6年度はどういう状況になったのか、資料を見ながら、どういうふうに考えているのか、伺っていきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 予算現額3千万円に対し、決算見込額は2千380万3千円で、補助交付の実績件数としましては、省エネルギー型は131件の補助申請に対し、127件の補助金交付、維持保全型は304件の補助申請に対し、300件の交付となっております。維持保全型の4件につきましては、工事の取りやめなどによる取下げ申請によるもので、今年度につきましては、抽せんなしで交付決定しております。

○まじま委員 省エネについては131件の申請があった、維持保全型は304件の申請がありましたと。取り下げた方は4件ありますけど、条件が変わっても人気がある事業だということが示されたんじゃないかというふうに思います。

令和6年度、要件を変えたと思いますが、どんな条件にしたんでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 令和5年度の維持保全型につきましては、築年数10年以上の住宅に対し、対象工事費は税込み30万円以上としておりました。補助額は対象工事費の10分の1、かつ上限10万円とございました。6年度の見直しにつきましては、築年数を15年以上、対象工事費を税込み100万円以上の工事費としております。補助金は一律5万円に見直しをしております。あわせまして、省エネ型の補助につきましても、対象工事費の3分の1から、6年度については、維持保全型と合わせ、10分の1にしております。5年度までは、維持保全型と省エネ型を明確に

区分して運用してまいりましたが、6年度につきましては、住宅改修補助金の中で弾力的に運用するというような運用に変更しております。

○まじま委員 次に、昨年度は、要望書も業界の皆さん、事業者の皆さんから提出されたということがありましたから、丁寧な対応が必要だと考えておりますが、それでは、事業者の皆さんの声を聞いているのでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 平成30年頃につきましては、事業者向けの説明会というのを実施していたというふうに伺っておりますけれども、この制度につきましては、平成25年から10年以上実施してきておりまして、市内中小事業者の経営にも直接結びついているというふうに伺っていることもありまして、制度内容につきましては事業者の方には十分伝わっているんだろう、浸透しているものというふうに認識をしております。

したがって、近年では個別の事業者向けの説明会というのは実施しておりませんが、申請全体の75%が事業者の方が代行して申請をされておられて、窓口、それから電話等々のやり取りにつきましても事業者の方がほぼ占めていると。その中で、様々な御意見などを伺いながら、一部、その事業の運用につきましては変更を加えながら実施をしているところでございます。

○まじま委員 令和7年度の予算で維持保全型が1千500万円ということは、これまでと同じような水準なのかなと思います。これについて、予算の拡充は求めたのでしょうか。

○柴建築部建築総務課長 建築総務課で3本の補助金を所管しておりまして、昨日、中村のりゆき委員から質疑がありました地域材の補助金、それから住宅改修補助金、それと雪対策の補助金と3本ありますけれども、令和7年度の予算編成の推進計画事業調査の中で、既存の臨時事業については一般財源をマイナス10%ということで定められておりましたが、6年度と同様で要求をさせていただき、大変厳しい財政事情というふうに伺っておりましたが、予算措置をされたというところでございます。

○まじま委員 資料を見て分かるのは、省エネ型の実績を見ると、予定より少ない状況ではなかったかというふうに思います。事業費全体を考えると、600万円ほど不用額が出るのかなというふうに思いますが、昨年はゼロになったところからのスタートでしたので、緊急的に5万円の補助額でということで話が進んでいきました。

で、私が考えているのは、物価高騰が続いているわけですね。住宅のリフォームを検討している方の負担が大きくなることを考えると、これまで同様の10万円というふうにしていく必要があると思うんですけど、この点についての見解を伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 令和元年度から令和5年度までの5年平均の倍率で申し上げますと、省エネ型が1.64倍、維持保全型が2倍となっております。補助金を10万円とした上で維持保全型が1倍というふうになるためには、3千万円が一般財源で必要となります。厳しい財政事情ということなので、7年度予算では、省エネ型1千500万円の財源を充当率50%の道補助金から充当率100%の国の交付金に変更して充てるなど、財源確保を行いながら予算編成に臨んだというところでございます。また、6年度の維持保全型は、想定していた300件、1千500万円を超える申請があり、304件の受付を行い、最終的に300件というところでありました。

省エネ型と弾力的に運用することで想定以上の申請を受理できたというふうに考えておりますので、来年度につきましても柔軟に対応しながら、予算の範囲の中で、なるべく多くの方に補助決定

できるように努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 柔軟にということが言われたので、その後の動きを見ていきたいなというふうに思います。

旭川市は、やはり、個人とか中小事業主が多いわけですね。そうした事業者が元気になっていただくことが必要だと思うんです。例えば、公共交通の事業者の経営が大変となれば、何かしらの対応を市は考えてきたわけですね。担当部局は違いますが、それと同じことが言えるんじゃないかと。建築部が建築業界全体の状況を考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

次に、地域材活用住宅建設補助金、令和6年度と同額となっております。令和6年度の交付見込み、それと、令和7年度の交付予定件数、どのくらいになるのか、お示しをいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 令和6年度の交付予定件数は23件で、令和7年度は予算額ベースで21件を見込んでおります。

○まじま委員 この地域材活用住宅建設補助金は、CO₂を削減する効果があるというふうに述べられていたと思います。

それでは、これ、今、21件を令和7年度は見込んで、令和6年度は23件実施したということなんですが、どれくらいの環境性能に資するものなのか、お示しをいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 都市の木造化推進法による基本理念では、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全と強化、二酸化炭素の排出の抑制、山村その他の地域経済の活性化の3つの意義が示されております。

戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、木材需要の約4割を占める建築物における地域材の利用促進が重要であるとされています。木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を放出するほか、炭素を吸収、固定化させることが可能であります。そういったことで、森林を育成、保全することによる効果はもちろんですが、製品化された建築製材にも二酸化炭素は固定化され続けますことから、この炭素を貯蔵する効果を活用した木造建築を増やしていくことが、脱炭素社会の実現を後押しするものと認識しております。

○まじま委員 そういうことを聞いているわけではなくて、この補助金は、維持保全型の予算を削ってまで進めたいというものでありましたよね。それであれば、このCO₂の削減効果はどのくらいなんだというふうな具体的な説明が必要だと思うんです。それについて、もう一回、答弁を求めたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 住宅におけるゼロカーボンという部分につきましては、高断熱、高气密な住宅にすることで省エネを図り、エネルギー消費量を抑制するというふうに理解をしております。

本市の住生活基本計画の中で、成果指標を定めているもの、認定長期優良住宅というものがありますが、断熱効果の高い住宅の一つであります。これの割合、令和3年ベースで9.6%、これを令和9年までに20%にするというような成果指標を設けております。令和5年度の数値で言いますと10.7%、微増という状況にあります。

我々といしましては、このままのペースでいきますと、令和9年20%というのは難しいというところではありますが、これを伸ばしていくというような政策展開も必要であろうというふ

うに考えております。

また、物価高騰、エネルギー価格の高騰に伴いまして、市民生活に多大な影響を及ぼしているところで、住宅建築に当たりまして、環境負荷の低減とエネルギーコストの低減が期待できる省エネ性能の高い住宅を建てていただくような意識の醸成をしていく必要があるということもありまして、地域材の補助金については、そういう側面を持ちつつ実施しているということになります。

○まじま委員 次に進みます。

旭川産材の循環利用、地産地消などの必要性が述べられておりました。これらの課題は、建築部だけでなく、農政部などとも連携して全庁的なものにする必要があると思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 委員がおっしゃるとおり、市有林を所管しております農政部との連携は当然必要だというふうに考えておりますし、旭川市森林組合などに働きかけを行いながら、民有林の活性化、活性化といいますか、循環を促すような取組もしていかなきゃいけないというふうに考えております。

旭川産材を安定的に供給するためには、木材業界のみならず、農政部、それから、環境面では環境部、様々な方々との連携が必要だというふうに考えておりますし、「伐って、使って、植えて、育てる」という人工林の循環サイクルの構築というのも大事な部分というふうに認識をしておりますので、森林整備の面についても、庁内のみならず、皆さんと協力して進めていきたいというふうに考えております。

○まじま委員 昨日も質疑の中で言われていたと思うんですけど、新築住宅着工件数は、人口減少が続く中で、私は今後も増えていくことはなかなか想定しにくいんじゃないかなというふうに思っています。波及効果や地域経済のことに触れているかと思いますが、総合的に見ると、やはり、リフォームに力を入れることが重要ではないかというふうに思っています。

その点についての見解を伺いたいと思います。

○岡田建築部長 今、委員の御指摘のとおり、人口が減っていく中、住宅着工件数が減っているということでございますけれども、地域材活用住宅建設補助金において、地域材の利用を促進することで省エネルギー性能が高い住宅を後押ししていくという考え方で現在進めておりまして、また、2世帯ですとか子育て世帯の住宅取得に伴う負担を軽減するというので、今後、残り続ける良質な住宅ストックを形成し、これを次世代へ継承していくというふうに考えているところでございます。旭川産材を住宅建築に利用するためには、人工林の循環利用ですとか、そういったものが必要になり、この補助金をきっかけに安定的に住宅用建材を旭川産で供給していくという循環サイクルを構築していくということ、あるいは、旭川産材の生産、加工、住宅建設まで一貫して地元で行うという旭川産材の地材地消、こういったことを進めることで、林業、木材産業の活性化、それから新たな需要の創出ということができると考えております。

本市における住宅着工件数は、人口減少だけではなくて、委員が御指摘のとおり、物価高騰ですとか、あと、人件費の高騰などによってここ数年大きく落ち込んでいるのが続いておりますけれども、このことによって、地域経済ですとか雇用に及ぼす影響は甚大であると。また、新築住宅が今後減り続けていくということになりますと、その住宅をリフォームするというリフォーム市場への

影響も大きくなっていくということが考えられますことから、この補助制度につきましては、住宅の着工を促すということで、建設業界のみならず、様々な産業への波及効果を期待して、幅広く地域経済を後押ししていくものと考えて事業に当たっているところでございます。

○まじま委員 この地域材活用住宅建設補助金を前に進めていくというようなことを述べられたわけですが、令和6年度、申請が300件あったという、304件あって4件取り下げた人がいるということなんですけども、これ、改めて、リフォーム需要を確認できたということになると思うんですね。

そうした中で、令和6年度を踏まえて、物価高騰が続いていく中で、このリフォームに対する今後の方向性、どんなふうを考えているか、お示しいただきたいと思います。

○岡田建築部長 令和6年度につきましては、結果として補助金が10万円から5万円になったというところでございますけれども、抽せんすることなく、申請をされた全ての方が交付予定となったということにつきましては、昨年のまじま委員の議会質疑などを踏まえた上で、築年数ですとか、見積金額などの条件設定を見直して300件の申請を想定したものでございますけれども、304件の申請が実際にございまして、交付決定が300件となったところにつきましては、関係された皆様に、一定程度、御理解をいただいたことと、御協力があったことというふうに考えております。

補助金額が減額となりましたが、想定した300件の申請があったということにつきましては、維持保全工事を行おうとする意欲が補助金の減額によってそがれるということにはならず、引き続き、所有者の管理意識が希薄化するということにはつながっていないというふうに認識をしているところでございまして、昨日の中村のりゆき委員の質問の中でもお答えしましたが、管理意識の希薄化ということを建築部としては空き家の増加要因として考えておるところですけれども、空き家の増加傾向の直接的な原因にはなっていないというふうに認識をしております。

新年度の補助金の受付開始時期などについても、多くの市民からも、現在、問合せをいただいているところでございますので、丁寧な対応をしていきたいと考えてございます。

また、大変厳しい財政状況の中に置かれて、限られた財源の中でより多くの方に補助金が交付できるように、住宅改修の補助金のみならず、住宅の雪対策補助金なども含めまして柔軟な事業執行に努めていきますとともに、地域材活用住宅建設補助金についても、他の補助金と同様に、令和7年度の申請状況等によっては制度のさらなる見直しも必要であるというふうに認識をしております。補助金額の設定などについて適切に判断してまいりたいと考えております。

○まじま委員 繰り返しになりますけど、個人の家の価値を高めるという部分もありますけれども、業界の皆さんの経営活動を後押しするという側面もありますので、見直しを十分にさせていただければというふうなことを申しまして、住宅改修補助金については質疑を終えたいと思います。

退席していただいて結構です。

次に、水道局に伺いたいと思います。

私は、大綱質疑でも一回聞いていますけど、まず、減免制度について、1問だけ伺いたいと思います。

福祉灯油というのが今年はなかったですけども、以前、何年か連続して行われました。そのときに、生活保護世帯に対しても福祉灯油は支援されたわけですね。水道局は、減免制度をやめるに当たっては、生活保護費に光熱水費が含まれているというふうな見解をずっと持っていましたけど、

福祉灯油は一方では生活保護世帯にも支給をしていたということで、やはり、そうしたことを十分に配慮する必要があると思うんですね。

そうした市の中でやってきたこととの整合性のある、まず、答弁を求めたいと思います。

○高橋上下水道部次長 生活保護世帯に対する減免制度につきましては、水道、下水道の拡張整備普及時期に急激かつ度重なる料金改定を実施しており、その負担の緩和を図る目的から、水道料金につきましては昭和44年、下水道使用料につきましては昭和52年に導入したものでございます。その後、水道、下水道ともに普及が図られ、維持管理の時代に移り、制度としてはより福祉的な性格が強くなり、平成20年度の見直しを経て今日に至っております。

減免制度の導入から相当の期間が経過しており、社会情勢の変化、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などを踏まえ、見直しが必要なものと認識し、市長部局と協議をしながら、必要な手続を経た上で検討を進めてまいりました。

また、当初は、令和4年度の料金改定と同時期での廃止を予定しておりましたが、コロナ禍や物価高騰等による市民生活の影響を踏まえ、約2年間にわたり制度を維持していくことに加えまして、生活保護世帯などの減免対象者への急激な負担増に対しましては激変緩和措置を実施するなど、一定の配慮を行った上で見直しをさせていただいていることを御理解いただきたいと考えております。

○まじま委員 まだ配慮が必要だというふうに述べて、この点については、石川厚子委員に託したいというふうに思います。

私のほうは、上下水道の建設改良費について伺っていきたいと思います。

昨日も質疑があったんですけども、旭川市の水道管の総延長と法定耐用年数を超えた管の割合、経年化率について伺いたいと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 旭川市の水道管の総延長につきましては、2千243キロメートルとなっており、法定耐用年数の40年を経過した管路延長約608キロメートルの割合、経年化率は約27.1%となっております。

○まじま委員 今、後期財政計画になっているかと思います。それに基づいて水道管の整備も行ってきていると思うんですけども、1年間にどれくらいの距離になっているか、伺いたいと思います。

○松本上下水道部水道施設課長 水道管路の更新につきましては、漏水の多いTS接続型継ぎ手の塩化ビニール管を中心に進めており、過去5年間で申しますと、令和2年度は18.3キロメートル、令和3年度は17.2キロメートル、令和4年度は19.0キロメートル、令和5年度は24.0キロメートル、令和6年度は25.0キロメートルの見込みとなっております。

○まじま委員 昨日もありましたけど、ストックマネジメントという考え方を取り入れて、リスクの高いところから対応しているというふうに思いますけども、今、言われたような更新状況で大丈夫なのか、確認をさせていただきたいと思います。

○松田上下水道部次長 現在、管路全体の約1%に相当する延長の更新を漏水の多いTS接続型継ぎ手の塩化ビニール管の取替えにより実施しておりまして、更新に当たりましては、100年間の使用が期待できる管種を採用することに加え、漏水が発生していないかの監視を強化するなど、しっかりとした維持管理にも取り組んでいるところでございます。

○まじま委員 しっかり取り組んでいるということなんですけど、漏水が発生していないかの監視を強化するということなんですけど、それじゃ、令和6年度、漏水件数はどのくらいあったんでし

ようか、その辺の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 令和6年度の漏水件数につきましては、3月13日現在で26件となっております。また、塩化ビニール管につきましては、TS接続型継ぎ手の漏水発生率が高いことから、優先して管路更新を進めてきており、令和5年度末時点での残延長が112キロメートルとなっているところであります。

○まじま委員 それでは、漏水の主な原因についてはどのように把握をされているのでしょうか。

○酒井上下水道部管路管理課主幹 発生している漏水の多くは、塩化ビニール管のTS接続型継ぎ手であり、その原因といたしましては、継ぎ手部分の劣化等によるものでございます。

○まじま委員 劣化によるものということですので、優先順位はそれぞれあるんでしょうけど、しっかりと対応していただきたいということを述べておきたいと思います。

下水道管の整備についても伺っていきたいんですが、これも後期財政計画にのっとって行われていると思いますが、1年間にどれくらいの距離を整備されているのか、伺いたいと思います。

○山田上下水道部次長 下水道管路の更新につきましては、標準耐用年数50年を迎える下水道管の老朽度調査や腐食が生じやすい箇所における4年ごとの点検を実施し、腐食やひび割れなどの劣化により更新が必要な箇所におきまして更新工事を実施しております。

過去5年間で申しますと、令和2年度は1.2キロメートル、令和3年度は1.4キロメートル、令和4年度は1.5キロメートル、令和5年度は1.7キロメートル、令和6年度におきましては1.5キロメートルの見込みとなっております。

○まじま委員 今、毎年どのくらいということを示していただきましたけども、改めて、八潮市で起きた道路陥没事故を受けて、この間、緊急自主点検を行われたということですが、その実施した基準と点検内容について伺いたいと思います。

○松田上下水道部次長 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、国土交通省は、流域下水道管理者が管理し、晴天時の日最大処理水量が30万立方メートル以上の下水処理場に接続する内径2メートル以上の下水道管路を対象に、腐食等の施設の異状により道路陥没のおそれがないか、目視による緊急点検を行うよう要請を出されました。

本市の下水道は、この基準に満たないため、国の要請の対象ではありませんでしたが、点検対象に類似する内径2メートル以上の幹線について、その布設された道路の状況と、腐食が起こりやすいとされる落差の大きい箇所について緊急自主点検を実施し、管の損傷など異状がないことを確認しております。

○まじま委員 八潮市で起きた下水道のあの事故について、老朽化した下水道が原因だということで、その後も全国で事故が相次いでいるということは昨日もお話が出ていました。

大綱質疑で、令和5年度末までに対策が必要な下水道管18.6キロですか、これは更新しているということだったんですけども、今後も更新は必要ですね。そうしたときに、何が必要かっていうと、もちろんお金も必要なんだけど、維持管理に技術者が必要だと思うんです。ただ、この技術者の養成がどうなっているのか。必要だと思っはいると思うんですけど、その点は、今、現状どんなふうになっているのかを伺って、水道局に対する質疑は終えたいというふうに思います。

○幾原上下水道部長 下水道施設の維持管理についてでございますけれども、委員が御指摘のとおり、土木技術者などの確保や養成は大変重要なものと認識しているところでございます。

上下水道や道路、橋梁などのインフラに関する工事や維持管理を担う土木技術者などの確保については、生産年齢人口の減少、あるいは働き方改革により厳しさを増しているところがございます。官民共通の全国的な課題となっているところでもございます。

本市におきましては、国や北海道のほか、建設業など関連団体と連携しながら土木技術者の確保に努めるとともに、国や関連団体等の研修などを通じまして技術向上を図っているところでございます。今後におきましては、D X、A Iを活用し、維持管理の効率化、高度化を図りながら、土木技術者を確保していくことで、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 以上で、水道局への質疑は終わりたいと思います。

最後、農政部に、昨日も質疑がありましたので、さらさらと終わっていききたいというふうに思っています。

6 款 1 項 3 目のスマート農業・省力化技術導入支援費、この事業概要について伺いたいと思います。

○杉山農政部長 農業における担い手の減少、高齢化等により労働力不足が顕著になる中で、スマート農業技術を導入することにより農作業の効率化を図り、労働力負担を軽減することを目的としております。

令和 7 年度は、G P S ガイダンス・自動操舵システム及び水管理システムの導入支援を実施する予定でございます。

○まじま委員 農業について、私は素人ですので、よく分からない部分もあるんですけども、旭川市内の農業従事者数の推移、これについてお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部長 農業経営体数で申し上げますと、平成 2 2 年が 1 千 3 9 7 経営体、平成 2 7 年が 1 千 1 9 6 経営体、令和 2 年は 9 0 2 経営体と減少傾向が続いております。

○まじま委員 少なくなっている理由って、様々あると思います。後継者がいないとかっていうのも大きな要素の一つだというふうに思います。

こうやって農業に従事する方が減ってきていることに対して、旭川市としてどういう問題意識を持っているのか、お示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部長 本市の農業者が減少するということは、本市の農業を維持、発展させていくという意味で大きな課題であるというふうに認識しております。

そういったことから、本市としましては、まずは減少に歯止めをかけることが大切ではないかと考えておりますが、あらゆる産業で人手不足が深刻になっておりますので、そういった現実を見ますと、やはり、人が減少する中でも今の営農を維持できるように様々工夫をしていくことが大切だと考えております。その中では、やはり、スマート農業技術の導入であったり、農地の基盤整備であったり、営農の効率化を図っていくということが非常に大切だと考えております。

○まじま委員 問題意識を述べていただきました。

それでは、従事者数は少なくなっていますが、従事者の事業規模はどのようになっているのでしょうか。

○杉山農政部長 農業従事者の事業規模につきましては、1 農業経営体当たりの経営耕地面積で申し上げますと、平成 2 2 年は 9 . 6 4 ヘクタール、平成 2 7 年は 1 1 . 2 2 ヘクタール、令和 2

年は13.01ヘクタールと年々増加しております。

○まじま委員 平成22年と比べると、随分と増えているということが分かりました。

農政部として、このスマート農業の技術導入の需要についてどのように把握をしているのか、お示しいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 需要につきましては、次年度の予算要求までに農協を通じて各支援内容ごとの農業者の希望を調査し、把握しております。

○まじま委員 このスマート農業の技術を使うに当たって、便利な機械なんだろうけど、結構高額で使いづらいっていうふうな声も聞いたりします。今の農業経営で利益につながるのかなあというふうな疑問もありまして、この点についてはどのように考えているか、お示しいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 スマート農業技術は、担い手減少への対応や労働力負担の軽減に大いに貢献するもので、1経営体の経営耕地面積が増加傾向にある中、同技術の導入による営農の効率化は、本市農業を持続するために必要であると認識しております。

スマート農業技術も含め、農業機械は高額になっておりますが、その分、営農の効率化に結びついており、令和5年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、通称農研機構と言われている組織ですが、ここのスマート農業実証プロジェクトの報告によりますと、スマート農業の導入により、法人経営、個人経営ともに収入、利益、所得が向上することが示されております。

○まじま委員 機械を導入しても、その後のランニングコストが高額になるんじゃないか、経費がかかり過ぎるということがないのか、この点についての問題意識を伺いたいと思います。

○杉山農政部次長 令和7年度に導入支援する予定の自動操舵システムは、GPSの位置情報の精度を補正するための基地局を利用するのに年間5千円から1万円程度の費用がかかると伺っております。同じく水管理システムにつきましては、通信料が無料のものや、月額8千円程度かかるものがあるというふうに伺っております。

先ほど申し上げましたスマート農業実証プロジェクトの報告によりますと、これらの機器の導入により、自動操舵システムでは2割程度、水管理システムでは7割程度の労働時間が削減されるとされておりまして、ランニングコストと比較しても十分な効果があると認識しております。

○まじま委員 スマート農業の推進ということは必要なかもしれませんが、去年の決算のときにもちらっとお話しさせていただきましたけども、中小の規模で営農されている方も、非常にやっていきたい思いは強いんだけど、なかなか支援もないしっていうようなことを言われていまして、そういう意味では、大きなところに対する支援というのも必要かもしれませんが、そういった中小の方への支援というのもしっかりとやっていく必要があると思いますけど、その点についての考えをお聞かせいただいて、私の後半の質疑を終えたいと思います。

○林農政部長 農業従事者の規模の違い等々でいろいろと御質疑をいただきました。

私ども旭川市の、本市の農業振興、農業の強みということで考えると、もちろんお米というのがまず来ますけれども、やはり、これまでもたくさん申し上げていますが、少量多品目の野菜類、こういったものも非常に本市農業の特徴というか強みの一つだと思っています。特に、お米については、大区画化も含めて大規模農家さんが多いんですけれども、野菜なんかは、当然、手作業がまだ多い部分もあって、中小農家の方が非常に多いということからいけば、当然、スマート農業で見

られるような大規模農業事業者の方々への支援だけではなく、こういった中小農業従事者への支援、こういったものが極めて重要だと思っていまして、これまでも、様々、暑熱対策資材ですとかビニールハウス、こういったものへの補助をやっておりますし、新年度については、水稻の育苗作業の省力化を図るような、そういったビニールシート、こういったものも新たに導入支援をしていくということで、今、予算案を組ませていただいております。

で、こういった資材だけではなくて、スマート農業が大規模農家向け、それ以外は中小農業者向け、そういうことではなくて、同じ省力化についても、ＩＣＴを活用して中小農業者の方にも活用いただけるような、そんなものも今後出てくる可能性だってありますし、今現在、活用できるものがある可能性もあります。

そういったものも我々は十分研究していく必要があると思っておりますし、いずれにしても、農業規模にかかわらず、総合的にいろいろ判断した中で、もちろん、我々は、農家の方々と、常々、意見交換もさせていただいておりますし、そこで酌み取った声も含めて、本市農業全体の発展に寄与するよう、我々もしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○塩尻副委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時０２分

○塩尻副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 こんにちは。

旭川市民連合の植木だいすけです。

前半の総務常任委員会分の質疑では、６つのテーマに取り組ませていただいたんですけども、ちょっと時間配分だとか、あと、組立ての問題とかもありまして、後半の経済建設常任委員会分ということで、１つ、市営住宅の中で、いろんな角度があると思うんですけども、私が気になった部分で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

旭川市民連合、私の入った会派で秋に市営住宅の視察を行いました。老朽化で将来的に建て替えが必要となる、予定している神楽岡のニュータウンと、そして、同じく建て替えによって完成したばかりの第２豊岡団地のほうを視察しました。

神楽岡ニュータウンは、ちょっと見ると、私が生まれた１９７１年から建て始まって、１９７７年までということで整備されて、市内最大の市営団地、３２棟の７６７戸っていいますから、それぞれの戸に４人ぐらい住んでいたとすると、３千人ぐらいの規模の本当に一つの大きなまちであったんだろうなと。そして、当時の時代背景ですとかを考えると、その地域も本当に活気があったのだろうなというふうに感じております。

あわせて、今と市営住宅の役割とかニーズっていうのも大きく異なっていると思いますが、その中で、神楽岡ニュータウンで、新たに修繕を行って、これからまさに募集ができるような状態になったお部屋、そのお部屋は、もう本当に古いと言いながらも、５０年前ぐらいの建物と言いながらも、大変きれいに修繕されていて、私は、３５年前ぐらいに大学に進学したときに下宿に入っていたんですけども、当時の下宿と比べてもはるかにきれいで、まだまだ人が快適に住めるように整

備されておりました。第2豊岡団地は、もう、本当に最新の住棟ということで、間取りとか設備を含めて、もう安心して御年配の方でも住めるようなつくりになっており、現代的なつくりが見てとれたところでした。

それでは、早速、質疑を始めてまいりますけれども、まず、市営住宅に関わる費用の全体の予算額、お聞かせください。

○前川建築部市営住宅課主幹 市営住宅に関わる歳出の予算額は、8款6項住宅費1目住宅管理費のうち、市営住宅管理費が3億7千968万2千円、2目市営住宅建設改修費のうち、市営住宅整備費は9億3千706万5千円、市営住宅改修費は3億3千847万2千円、合わせて16億5千521万9千円であります。

○植木委員 そうですね、神楽岡ニュータウンの空き住戸の修繕もそうですし、やはり、外から見ても、外壁で修繕が必要そうな場所だとか、あとは、長年による、屋根とか、そういった建物、そして様々な設備の修繕もかなりあるように思います。

市営住宅を建設して維持管理するということは、これだけやはり多くの費用がかかるということが分かったわけですが、そんな中で、市営住宅、私も回ったことがありますけれども、やはり、かなり空きがあるところも見受けられます。その空いている住戸をより貸し出して稼働率を上げて使用料等の収入を増やすという取組、こちらは当然重要であると考えます。

そこで、現在の市営住宅の管理戸数、また空き住戸率について、比較として10年前と併せてお聞かせください。

○前川建築部市営住宅課主幹 市営住宅の管理戸数と空き戸数、空き住戸率は、2015年4月1日時点で、管理戸数は4千838戸、空き戸数は384戸、空き住戸率は7.9%となっております。2024年4月1日時点での管理戸数は、4千833戸、空き戸数は1千18戸、空き住戸率は21.1%となっております。

○植木委員 今のお話で、管理戸数なんですけれども、建て替えによって新築の住棟が出来上がると、その分、一時的に増えて、そして、その入れ替わりということで老朽の住棟を取り壊すとまた管理戸数が減るということで、どこの年を見るかで増減があったりはするようなんですけれども、今回は5戸違いということでたまたまほぼ同数でした。そして、今お聞かせいただいた中で、空き住戸率21.1%、空き住戸が1千18戸ということで、10年前と比較して約2.7倍に増えているということが分かりました。全体に対して2割以上に増えているってということで、随分と空きが多いなというふうに感じるところです。

なぜ、これほど空き住戸があるのか、その多くは募集をしても応募がないからということなのか、空き住戸の状況と、空き住戸の中から募集の対象として住戸を選定する際の考え方などをお聞かせください。

○前川建築部市営住宅課主幹 2024年4月1日時点での空き住戸数1千18戸のうち、建て替え事業や改修事業、用途廃止等に向けた募集停止に伴う空き住戸、いわゆる政策空き家は498戸あり、それ以外の空き住戸は退去後の修繕を行えば入居できる住戸で、520戸あります。

募集住戸の選定は、退去後の修繕には多くの費用がかかることから、これまでの応募実績などを踏まえて、入居希望者のニーズが高いエレベーターがある住棟の住戸のほか、エレベーターのない階段室型の住棟の1、2階の住戸を優先しております。

○植木委員 建て替え事業とか改修事業、用途廃止ということで、用途廃止っていうのは老朽化で将来的に取り壊す等に向けて募集停止に伴った空き住戸ということでありますけれども、政策空き家という、意図的に空けたままにしている住戸が半数あると。建て替えのためのほか、改修事業のそういった対応が必要だということで、一定数の政策空き家は必要だということについては致し方ないということで、分かりました。

募集する住戸の選定については、今お聞かせいただきましたけれども、今の募集の方式についても伺います。

2017年度以降、定期募集方式となったところですが、定期募集の特徴、それから、現在の募集方式に変更した前後での応募状況と応募倍率についてお聞かせください。

○村上建築部市営住宅課主幹 現在実施しております定期募集を開始した時期なんですけれども、2017年の8月からでございます。ですので、2017年度は8月と11月と2月の3回の実施となっておりましたが、2018年度以降は今と同じ4回の実施となっております。

この方式の特徴でございますけれども、修繕後に入居可能になった空き住戸ごとに募集を行っていきまして、複数の申込みがあった場合には抽せんによって入居者を決定するといった方法です。この方法をすることによりまして、入居申込みのない住戸が発生することもあります。そうした場合は、随時、先着で申込みを受け付けるといったような方法を取っております。このことによって、より多くの入居希望者に入居機会を提供しているものと考えてございます。それが主な特徴でございます。

募集方法の変更に伴いまして、応募状況と応募倍率の変化でございますけれども、変更前の2016年度、申込者が955名おりまして、そのうち、入居した戸数は208戸、倍率で申し上げますと4.6倍となっております。変更後の2017年度は、募集戸数155戸に対しまして、申込者966名、応募倍率で申し上げますと6.2倍と高くなっております。これは、2017年度、募集回数が3回だった、そのため、募集した住戸が少なかったことが主な原因でございます。その後の応募倍率は平均で4.4倍となっております。

○植木委員 それまで、年1回ということで、抽せんでは落選してしまうと、相当また先だったのが、今回、3か月ごとに年4回ということで、ちょうど季節ごとに抽せんがあつて、残念ながら当選しなかった方も、またちょっとすると応募のタイミングがあるということで、前向きに市営住宅に入りたい方も取り組めるような方式、ポジティブな改善だったなど。倍率もそうですね、変わってなかったということもありますので、本当にポジティブな改善であったと改めて確認できたところ です。

また、新たな取組として、昨年2月から単身世帯の応募要件も緩和して募集をしているということで、こちら、1年間の、また4回の定期募集による試行期間を経て、2月から本格施行がスタートしたところですが、その目的、試行前と試行後での募集状況、どのような変化があったのか、お聞かせください。

○村上建築部市営住宅課主幹 単身世帯の応募要件を緩和した主な目的ですけれども、2点ほどございます。

1点目ですけれども、試行前は、単身世帯が申込みできる住戸を制限しておりまして、単身世帯用の住戸戸数が少なかった、そのことによりまして、単身世帯の応募倍率が11.8倍と高くなっ

てしまいました。これに対しまして、家族世帯は募集住戸全てに申し込むことができますことから、家族世帯の当選倍率は4.6倍と低くなっております。こうした当選倍率の格差是正を目的としているところです。

2つ目の目的としましては、試行前、募集をしても申込みのない住戸がやはりありまして、平均でそれが40%ございました。そうした申込みのない住戸の戸数を減らす、少なくすることを目的として、今回、昨年の2月から試行したところでございます。

試行の結果でございますけれども、申込者が特に多く、当選倍率が90倍となってしまった北彩都団地を除いた当選倍率で申し上げますと、家族世帯が9.5倍、単身世帯が9.3倍と、世帯人数別の当選倍率の格差が是正されたところでございます。また、申込みのない住戸も平均で12%までに減少することができまして、当初の目的がおおむね達成されたということで、本格実施することとしたところです。

○植木委員 そうですね、試行前、募集戸数に対して40%、せっかく募集をかけたけど、申込みがなかったという状況、それが新たな方式で試行することによって12%ですから、40%に対して33%ぐらいですかね。かなり効果があったということで、これまで、なかなか申し込んでも入れなかった単身者の方の入居が進んだということが分かりました。

やはり、市営住宅っていう視点で、世帯ごとの格差というか、その平準化が一つの目的だったということなので、目的が達成されている状況と考えます。そして、引き続き、そういったことを取り入れて、時代の変化に合わせた施策をお願いしたいと思います。

先ほど、空き戸数を多く貸し出すことで入居率の改善を図る必要性を伺いましたけれども、募集方式の変更ですとか単身世帯の応募要件の緩和など、入居率を向上するために様々な取組が行われているということでありましたけれども、昨今の物価高によって家賃を抑えたいという方、そして、若年層とか大学生が入居しやすく、その辺り、もっとアピールをしたり、戸数限定でいいので、借り手がつきづらいというお話のあった中高層階、そこに独自の施策を用意したり、また、他都市でも事例がありますけれども、自由に住戸をリノベーションできる物件を用意するなど、古いとか不便といったことを逆手に取った魅力を創出して、現代的な方策でも空き家を減らして入居率を上げようというような取組はできないものでしょうか、お聞かせください。

○岡田建築部長 空き住戸の利活用につきましては、大学等との協定を締結し、収入要件等、市営住宅の入居要件を満たさない学生に対し、自治会活動への積極的な参加などを条件に入居を認める取組ですとか、福祉分野と協力、連携して住宅確保要配慮者等の入居を認める取組を行っている自治体があるということにつきましては認識しているところでございまして、入居を増加させるための取組としては大変参考になるというふうに考えているところでございます。

一方、本市の市営住宅についても、昭和30年代から50年代に建設されたエレベーターのない3階建て以上の空き住戸の利活用が課題として認識しておりますが、そうした住棟の多くにつきましては、老朽化も進行しており、安全で安心して暮らせる住環境の再整備が必要とも考えてございます。また、その整備には多額の費用が必要になってくるということでございます。

そのほかに、2023年の住宅・土地統計調査におきましては、旭川市内における公営住宅を含む賃貸用の空き住戸が1万7千130戸あるというふうな推計値も公表されているところでございまして、民間賃貸住宅においても多くの空き家があるという中で、民業を圧迫しないように配慮す

る必要もあるというふうに考えてございますので、その導入に当たりましては、慎重な判断を今後もしていかなければいけないと考えているところでございます。

○植木委員 今お聞かせいただいた中で、民業圧迫ということに関しては、個人的には、空き住戸を全部修繕したとしても520戸ということで、しかも階段式の住棟の3階以上となると、僅かな影響ではないかと思えますけれども、やはり、老朽化したことによる修繕には多額の費用がかかるということを考えると、現実的に難しいということも要素としてあるということは分かりました。

で、少し話は変わりますがけれども、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、これ、令和5年推計ですけども、令和6年の65歳以上の高齢化率、こちらが日本全体で29.5%ということで、対して本市の高齢化率、65歳以上は35.3%ということであります。やはり、高齢化が本市は日本全体と比べてもすごく速く進行しているという状況で、そして、物価高というような社会情勢もあります。

市営住宅への入居を希望する高齢世帯というのは、やはり増加しているのではないかと考えていますが、そこで、知りたいんですけれども、現在、市内の市営住宅に入居している全世帯数の中で65歳以上の単身世帯の入居率、そして、単身者が応募しやすくなったこの試行期間における定期募集の申込者の中での65歳以上の単身世帯の応募率についてお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 2024年4月1日時点で市営住宅に入居している3千815世帯のうち、65歳以上の単身世帯は1千635世帯であり、全体の42.9%となっております。また、試行期間中に申し込まれた件数は、北彩都団地を除きまして、926名であります。そして、そのうち、65歳以上の単身世帯数は434名で、その割合は46.9%となっております。

○植木委員 現在入居されている65歳以上の単身世帯、全体の約43%とのことで、とても多い現実を数字で知ったわけですがけれども、それらの方々というのは、65歳になる前にも既に入居されて住み続けて65歳を迎えたという方も当然多くいらっしゃると思います。

一方で、市営住宅に対する65歳以上単身の入居を希望される方の応募率は、全体のほぼ半数、約47%とのことです。市営住宅に対する65歳以上単身の方の入居希望、需要というのは、現在の入居実態は43%に対して47%ですので、4ポイントほど、約1割ほどニーズが高いというふうに裏づけられたと思います。そういったエビデンスも考慮して、今後もそういった社会情勢に合わせた施策、反映させていかなければならないと思います。

そこで、関連してなんですけれども、市営住宅に入りたいという単身の御年配の方から、階段の上り下りがきつくて、1階かエレベーターのある物件にしか住めない、だけれども、なかなか空きがなくて入居できないというようなお話を聞くことがあります。やはり、体の機能を考えると、年を重ねるごとに衰えが出てきて、当然、入居したいんだけどもということで、選定するに当たっては、どの住戸を選ぶかというところで一番重視する点かなと思います。

では、今の方のケースでのお話を基に、まず、エレベーターのない団地はどれくらい占めているのか、その割合、そして、その方が希望する階段を使わずに住むことができるという視点で見たときに、その条件に合う戸数の割合を知りたいんですけれども、これは、エレベーター付きの団地の全体の戸数と、そして、エレベーターがない団地の1階の戸数、重複があるので、その重複を省いた部分、それが全体に対して占める割合、そして、そういった物件への応募の状況、そして、希望される方々からの声に対する本市の見解をお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 政策空き家と平家の住戸を除く管理戸数3千747戸のうち、エレベーターのない住棟の住戸は1千697戸で、その割合は45.3%であります。また、エレベーターのない住棟の1階の住戸とエレベーターがある住棟の住戸の合計、これは2千460戸で、先ほどの管理戸数に対しまして65.7%の割合となっております。

次に、試行期間における応募の状況につきまして、エレベーターのない1階の募集戸数、16戸ございます。このうち、申込みのあった13戸に対し、申込者は45名で、当選倍率は3.5倍となっております。エレベーターがある募集戸数86戸のうち、申込みのあった84戸に対しまして、申込者数は1千95名でありました。当選倍率は13.0倍となっております。そして、エレベーターのない2階以上の募集戸数20戸、これのうち、申込みのあった12戸に対し、申込者数は25名で、当選倍率は2.1倍となっております。エレベーターのない2階以上の募集住戸で、申込みのなかった8戸のうち、3階以上の住戸が5戸含まれております。そうした住戸の入居ニーズが低いということが確認できたというところであります。また、既に入居している高齢者の方から、階段の上り下りが困難で低層の階に住み替えをしたいというような要望を受けるということも多くなってきました。

こういったことから、募集住戸の選定に当たりましては、入居者のニーズに合ったエレベーター付きの住戸、これに加えて、エレベーターのない住棟の1階、2階、こういった住戸を優先しているというところであります。

○植木委員 今のお話で、やはり、今まで住んでいた方がお年を重ねることによって新たに1階、2階にまた住めたらというニーズがあるということも分かりました。

今回の募集をお聞きすると、エレベーターのない物件、こちら、1階であったとしても当選倍率3.5倍とのことで、エレベーター付きの物件と比べるとかなり差があるなと感じたんですけれども、やはり、エレベーターのない物件となると、先ほど来、老朽化というお話もありましたけれども、かなり古い住棟になるのかなと。古いつくりになってくるので、やはり、中も、今の機能と比べると設備面で変わってくる部分もあるのかなということで、そのために、倍率の差にも、その要素としても表れているのかなと思います。

また、3.5倍っていうと、これまで出てきた数字が高過ぎるので、3.5倍ならと思うんですけども、じゃ、実際に3倍以上の倍率であれば、古いからといってもやはり簡単に応募して入居できるわけでもないっていうところも気かけなければならないなと思います。

エレベーターありの住棟となしの住棟の1階部分をそれぞれ合算して、該当する約100戸に対して1千140名の応募があったということで、平均で見ますと11.4倍、相当高いものだなと。これは、やはり、おうちで切実な思いをされている方にとっては一層厳しい倍率が立ち塞がっているというふうに感じました。

今の内容からも分かりますとおり、エレベーターがある住棟の住戸に、ない住棟の1階の住戸を合わせても全体の65%、残り35%はやはり階段を使って住む必要があるということです。旭川市営住宅長寿命化計画というものがありますけれども、そちらによると、今でも昭和20年代の住棟があったり、それから、特に昭和40年代、50年代に建てられた住棟が半数を占めているということで、老朽化が進んで耐用年限に近い住棟、そして、耐用年限の半分を経過して、今後、もっともって使っていくっていうことを想定した場合に、整備を考えなければならないという住棟が圧倒的

に多い状況となっているところですが、住環境の再整備が必要と考えているとの答弁がありましたけれども、入居希望者のニーズに適した住棟や住戸をどのように確保し、維持していくのかというところについてお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 2022年3月に策定をしました旭川市営住宅長寿命化計画、こちらの計画では、老朽化が著しく継続して管理することが不適当な場合は建て替えや用途廃止をすることとし、耐用年限が35年経過をしている鉄筋コンクリート造の住棟については、長寿命化に向けた外装改修を行い、各住戸は、窓改修のほか、換気設備ですとか給排水設備の更新を行うというふうにしております。

大変厳しい財政状況ではありますが、計画的にコスト削減が図られる改善方法等を検討しながら、入居者のニーズに合った住環境を維持してまいります。

○植木委員 コスト削減を図りながらニーズに合った住環境、市営住宅を維持していくということでもありますけれども、やはり、こういった本市の厳しい財政状況の中で計画的に行うということも、現実的に厳しい要素が多々あると思います。

また、先ほどの答弁でもありましたが、民間の賃貸物件は相当空いているということでもあります。長寿命化計画の中に、借上市営住宅制度の運用方針が示されているところですが、こうした空いている民間の賃貸物件を活用していくことも考えられないのかという点について、その概要とメリット、デメリットをお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長 旭川市借上市営住宅制度、こちらは、2022年4月から運用を開始しております。民間賃貸住宅の空き住戸、これを市が借り上げし、市営住宅の建て替え事業や用途廃止に伴う入居者の移転先として転貸しをする制度というふうになっております。

この制度では、民間賃貸住宅の空き住戸を活用することによりまして、市営住宅の整備戸数ですとか管理戸数、こういったものの削減による維持管理コストの抑制が期待できます。また、様々な住戸タイプからニーズに適した住戸選定が可能になるといったことがメリットとなっております。

一方で、民間賃貸住宅の事業者からの借り上げ期間は5年以上20年以下とされておりまして、借り上げ期間の満了に伴う入居者の新たな移転先の確保、こういったことが難しいといったことがデメリットとなっております。

○植木委員 今、概要とメリット、デメリットをお聞かせいただきました。

期限が5年から20年以下というふうにちょっと区切られているというところが大変難しい部分だということが、本市以外でも語られているところのようなんですけれども、そういった借り上げ市営住宅の入居対象者が限定的であって、そういった状況について理解できる場所ではあります。先ほど来、出ている長寿命化計画、2024年4月1日時点で管理戸数が4千833戸、一方で、6年後の2031年には4千550戸が適正と算出して、300戸を削減する目標を掲げています。

しかし、やはり、今お話ししてきたコロナ禍によって社会情勢が大きく変化して、世界的な物価高はとどまるところを知らない状況でありますので、既に市民の暮らしというのは大きく影響を受けて、単身生活者、そして生活困窮者が今後も増加するであろうことが予想される場所です。伴って、市営住宅の入居希望者の増加、そして、市営住宅への社会からの一層の要請がなされるものと考えます。

様々な指標の基に、根拠のある算出で300戸削減ということであろうかと思うんですけれども、そういった、状況、状況で実態に合った管理戸数を設定すべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

○岡田建築部長 昨年度から試行しました単身世帯の応募要件の緩和によりまして、これまでより多くの申込者、特に高齢の単身の方々の申込みがあったということですか、委員の御指摘のとおり、高齢化の進行ですとか物価上昇など、そういった社会経済状況の影響を受けて、生活困窮者などが入居希望者として増加傾向にあるということも今後予想されていくことだと思います。

一方で、長期的に見ますと、本市では、1998年以降、人口の減少傾向というふうに転じておりまして、今後、世帯数も減少していくというふうに見込んでいるところでございます。また、先ほども答弁させていただきましたが、人口減少に伴いまして民間の賃貸住宅の空き家も増えてきているというところもございますので、こういったことを配慮しながら、長期的な人口、世帯数の動向ですとか、世代別の人口動向、そのほか、借り上げ市営住宅の効果的な運用、活用方法、市の財政状況等、様々なファクターを踏まえながら、社会情勢の変化に対応した適正な管理戸数の見直しということは必要と考えておりますけれども、現在は、民業を圧迫しないように、市営住宅を少し減らしながら、民間の賃貸住宅と協力し合って、そういった住宅に困窮される方々を受け入れるセーフティネット住宅なども活用しながら、市民の生活を守っていききたいというふうに考えているところでございます。

○植木委員 今、部長から、セーフティーネットの視点からもそういった取組が必要だという御答弁をいただきました。

最後の質問になりますが、進められてきた第2豊岡団地の後には第1と第3の豊岡団地の建て替えを控えており、その後、市内最大の団地である神楽岡ニュータウンですね、老朽化による建て替えの方針ということであります。今の情勢からすると、開始が相当先になりそうだということと、32棟もありますので、完成するまで、それは、本当、30年ぐらいの大きなスパンでの事業かなと思います。

一方で、市営住宅の建て替えとなると、やはり、今の例もありますが、10年先とかを見据えて検討、検証して進めていくような事業であるため、その間に、資材だとか人件費、そして、旧住棟の取壊しにかかる費用、あらゆるものが高騰して莫大な費用が必要となり、遅れれば遅れるほど費用面の負担が雪だるま式に大きくなることも想定されます。長寿命化計画やこれまでの答弁からも分かるとおり、老朽化している住棟が多数あって、それらの修繕や建て替えに費用がかかる場所ですけれども、本質疑に当たり、理事者の方々とのやり取りを重ねる中で、本当に財政的に厳しくて予算が限られている中でかじ取りをされているということをひしひしと感じた次第であります。

副市長に答弁をお願いいたしますけれども、先ほど来、伺っておりました、生活困窮者、単身高齢者が増えることで、市営住宅の意義というのはますます高まってきているところ、一方で、本市には財政的に非常に厳しい状況が立ち塞がっているという状況であります。将来にわたって持続可能なというよりも、持続はしていかなければならない市営住宅、その維持、確保について、見解をお伺いして、私の質疑を終了いたします。

○菅野副市長 市営住宅についてのお尋ねでございます。

質疑を通して、市営住宅、公営住宅を必要とする市民の方がいらっしゃるというのは十分理解し

てございますし、なかなか倍率が高くて、応募してもなかなか住むことができないっていう方もいらっしゃるの、それは事実として承知しているところでございます。

私も、当時は都市建築部って言ったんですけど、今の建築部長も2年やってございまして、その間、将来の市営住宅はどうあるべきかっていうことを、相当、部の中でも議論をさせていただいていました。

人口が減少していった、今は世帯数が増えていますけれども、あるいは、増えていながらも、数字が大体横ばいになっている状況でありますけれども、いずれ、それは少なくなっていくって、総体的に高齢の方も少なくなっていくって、真に住宅に困窮する方がどの程度いらっしゃるのかというのは、なかなかその数字を想定するのは難しいんですけども、市営住宅に住みたいっていう方全てが必ずしもニーズではないということ、実際に、せっかく当たったのに、今住んでいるところのほうが条件がよかったりということで辞退される方もやっぱりいらっしゃるんですよね。要するに、住むときの選択肢の一つとして市営住宅を考えられていて、必ずしも困窮されていない、困窮されてはいるのかもしれませんが、そこまで深刻でない方も中にはいらっしゃる。

だけど、本当に住宅に困られている方もいらっしゃいますんで、市営住宅、公営住宅の必要性については、将来においても、それは変わらないというふうに考えてございます。ただ、その数字をどういうふうに捉えていくかというのは、想定が難しい面はあるということです。

それと、ハードでございまして、一回、造ってしまうと、なかなかそれをやめられないっていうのも実はございます。私が部長のときには、鉄筋コンクリートだと耐用年数が長いので、これから、建て替えは木造でやったらどうかっていうことも検討したことがあります、今、検討しているかどうか、分かりませんけど。

そういうことも含めて、借り上げ住宅のことも含めて、様々な手だてを考えて、本当に必要な方のためにやはり維持していくというのが我々にとっては必要だと考えてございますので、いろんな制度がまた変わってまいりますし、我々も工夫の中でできることもあると思っていますんで、市としましては、やはり、住宅のセーフティーネットというお話もございましたが、将来もそれは変わらないという認識の下で、しっかりと想定をしながら、市民に過度の負担にならないように計画してまいりたいと考えてございます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○菅原委員 それでは、早速、質疑に入らせていただきます。

今日、あべ委員が体調不良ということで順番が繰り上げられましたけど、皆さんに御迷惑をかけておりますが、大変申し訳なく思っております。

今日の質問ですが、3点について、何ていいますか、比較的ポピュラーな題材を取り上げたということです。

初めに、観光スポーツ部に、バーサーロペット・ジャパンのスキー大会についてお伺いしてい

たいと思っております。

実は、ここのところといいますか、ここ数年といいますか、嘆きの声が聞こえてくるんですね。ちょっと大げさな言い方ではありますが、とにかくバーサーの時期が大変だとか、ボランティアの皆さんはもう疲れ切って、中には、もう十分やったんだから、もう中止してもいいんじゃないかと言う方もいらっしゃるぐらいなんですね。毎年3月の上旬に開催をしているのでありますけど、以前と比べると、温暖化の影響かどうか分かりませんが、随分暖かくなってまいりまして、雪が解けかけた状態の中でコース整備をしているっていう、四苦八苦の状態だってよく聞いております。

そのコースづくりというのは、大変御苦労されることでありまして、夏場から、ブッシュが出るとコースができませんので、夏、秋のうちから草刈りをして、そして冬本番を迎えるということでもありますけど、ボランティアの皆さんも何か少し悲鳴を上げているような、そんなことを実は聞いております。そうは言いながら、みんな、大人の付き合いをしていますので、にこやかにやっている、それはそんなふうに思っております。

このバーサースキー大会でありますけど、昭和56年、1981年に第1回大会が開催され、今年で45回目を迎えたわけでありますけど、言うなれば、ちょっとまた大げさな言い方になりますけど、今、この大会につきましては、中止をするか、またさらに前進されるかっていうような、いわゆる過渡期を迎えているような気もしないでもないですよ。

で、流れがありますので、最初に聞いておきたいと思いますが、このバーサースキー大会の予算について、簡単に結構でございますが、説明していただきたいと思っております。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 バーサースキー大会の予算でございますが、10款6項1目のバーサーロペット・ジャパン開催負担金として1千680万円を計上しており、財源といたしましては、スポーツ振興くじ助成金、t o t oの助成金が800万円、スポーツ振興基金繰入金880万円となっております。

○菅原委員 続いて、バーサースキー大会の目的を改めて聞きたいと思ひますし、それから、予算及び主な経費についても御説明していただきたいと思ひます。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 バーサースキー大会は、冬季スポーツの振興と市民の健康増進を図るため、昭和56年から実施しており、今年度で45回目となっております。大会は、北海道スキー連盟や旭川商工会議所、市などで構成するバーサーロペット・ジャパン組織委員会が主催しており、先日実施いたしました第45回大会の予算額といたしましては3千500万円となっております。

経費の主なものでございますけれども、会場及びコース整備費として約1千600万円、ゼッケン製作、競技シャトルバス運行などの競技運営費として約800万円、車両借り上げ料や臨時職員人件費等として約400万円などとなっております。

○菅原委員 続いて聞いてまいりますが、では、過去3年分の経費についてお示ください。

といいますのは、去年の経費と今年の経費で随分差があるような気がしておりますが、ちょっとその辺のところをお示ください。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 3年前の令和4年度の第43回大会の支出の決算額でございますけれども、大会の決算額といたしまして4千914万2千901円、昨年度の第44回大会の決算額が4千773万4千339円、そして、今年度、45回大会の予算額でございますけれ

ども、これが3千500万円となっております。

○菅原委員 ちょっといろいろ探ってまいりたいこともあるので細々聞いてまいりますが、今、御答弁いただきましたけど、前年度と比べると、やはり、がくっと今年度の予算が減っているわけがありますが、何か大きな理由などがあったんでしょうか。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 平成18年度にバーサー大会の事務局を市からスポーツ協会に移管したことに伴いまして、バーサーロケット大会におけるスポーツ協会の人件費相当分として約2千万円を市から組織委員会に負担金として支出していたところでございます。それが、今年度からは、バーサーだけではなくて、ハーフマラソン大会など大規模なスポーツ大会にも使うことができるように、スポーツ大会開催負担金・補助金のスポーツ協会運営費補助金として1千880万円を、直接、スポーツ協会に支出しているため、その分がバーサー大会自体の予算からは減額しているというような形になります。

○菅原委員 分かりました。

それでは、参加者ですが、10年前と比較してどう推移したのか、説明していただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 10年前の平成27年の参加者数は3千12人となっております。その後、減少しておりましたが、令和2年から4年までコロナ禍により中止となった後、令和5年が1千198人、令和6年が1千262人、今年が1千393人と、昨年と比較して130人ほど今年は増加しており、若干ではありますが、増加傾向にあるというふうな状況でございます。

○菅原委員 今、私の手元に第1回目からの参加者の人数等々の表がありますけど、出だしは参加者が1千800人だったんですね。で、第4回目いきなり1万人を超えてくるんですが、ずっと続いてきて、平成2年まで1万人を確保している。で、雪不足のため、平成3年は中止になるんですが、その後、9千人台あるいは8千人台で横ばいになって、おおむねであります。平成15年からだんだんと減っていった、令和2年、3年、4年はコロナのために中止になるわけですが、その後、令和5年は1千198人まで減った。で、少しずつ増えていったんですが、昨年は1千262人、今年が1千393人という数字なんですね。

参加者が減ったから、じゃ、やめればいいのかというと、私はそうは思わないんですね。やっぱり、伝統的な大会でありますし、全国的にも認知されている立派な大会でありますので、しっかり運営をしていていただきたい、そういう思いがあります。

さらに、質問をしながらいろいろ探っていきたいと思いますので、お答え願いたいと思っております。

このコースで経費がいろいろかかるわけですが、1万人が参加しても、参加者が1千人になっても、同じだけ、コースあるいはコースづくりに経費がかかるわけですね。で、参加者数は減少しているのに、そういった、今言ったとおりなんですが、経費が変わっていないというのは、ほかに、何か、どういった理由があるんでしょうか、お答えください。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 今年度の予算で申し上げますと、予算3千500万円のうち、45%に当たる1千600万円がコース整備、会場整備に充てる費用でございます。これは、FISの公認のクロスカントリースキーコースとして17キロのコース整備をするのに、2月から、

ほぼ毎日、圧雪作業をするものなどでございまして、これにつきましては、参加者数の増減にかかわらずかかる経費ということになってございます。

これ以外の経費につきましても、近年の人件費や燃料費等の高騰もある中で、プログラムの印刷を廃止したりですとか、ウェブによる掲載、それから、バーサバッジの配付をやめたことなど、経費の削減にも努めてきておりますけれども、全体的な削減には至っていないというような状況でございます。

○菅原委員 分かりました。

で、そうですね、ずばりお聞きしたいと思いますが、どのような課題があるんでしょうか、お答えください。

○松田観光スポーツ部スポーツ推進課長 課題でございますけれども、委員の御指摘のとおり、参加者数が長期的に見ると減少しているということ、また、参加者数と比べると費用が高いのかなということを感じているところがあります。

また、開催の時期につきましても、かつては3月20日の春分の日に行っておりましたけれども、温暖化の影響でコース整備が難しくなったことから、平成19年から3月の第2土日に行っているところでございます。ただ、それにつきましては、やはり、近年では温暖化の影響で毎年コース整備に苦労しているような状況でございますので、開催日の変更ということにつきましても課題であるというふうに考えております。

○菅原委員 ただいま御答弁いただきましたけど、幾つか見直しをしなければならぬことが分かったわけでありますが、これについて、早急に見直しが必要と考えますが、御答弁願いたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 バーサースキー大会につきましては、昭和60年代には1万人以上が参加するなど非常に大きな大会となっておりますが、今年度は1千393人と、ピーク時と比べると大きく減っております。

原因といたしまして、冬季のスポーツ人口の減少などが考えられるところですが、私も、現場のほうで滑る様子を見ておりましたが、クロスカントリーにおいては、国際スキー・スノーボード連盟公認の大会として、世界レベルのスピード感を間近で感じられる素晴らしいものでございました。

また、歩くスキーにつきましては、えびな委員長にも4.5キロのコースに御参加いただいておりますけれども、小さなお子様がそりに乗って親御さんに引かれていたり、保育所単位で参加していただいたりと、年齢を問わず様々な方が参加され、キッチンカーも出店するなど、ややお祭りのような温かい雰囲気の中で行われておりまして、伝統ある旭川の冬を代表するイベントの一つであると認識しております。

大規模イベントにつきましては、私も、旭川冬まつり・夏まつり、食べマルシェ、音楽大行進、これらを経験しておりますけれども、こうした大規模イベントを準備する間の苦労というのは非常に大きいものでありますけれども、実際の開催に至ったときには非常に喜びを感じられるものであるというふうに思います。

ただ一方で、喜びを感じているだけでは前には進めませんので、御質問にありますとおり、課題をしっかりと捉えていく必要があると思ひまして、現在のところ、経費、それから参加者の面などで課題がありますし、課長からも答弁しておりますとおり、温暖化の影響というものも課題の一つとい

うふうになってくると思っております。

このため、現在、バーサーロペット組織委員会内にございますけれども、スキー連盟、スポーツ協会と本市などで在り方の検討ワーキンググループを設置いたしまして、新しいバーサーの在り方について、検討を進めているところでございます。

○菅原委員 お伺いすると、かなり検討されているということを聞いております。こういった方向に行くのかはちょっと分かりませんが、頑張っていたきたいな、そんなふうに思っております。

私は、一つ思うことがあって、一度、原点に戻ってみてはどうか、そんなふうに思っていたんですね。ちょっと参考資料を見ながら話しますが、ざっとその歴史的背景を追っていくと、1980年に、当時の坂東徹旭川市長、それから遠藤収入役、それから小川昌克旭川商工会議所、当時の副会頭が、まちの活性化策として、堂垣内尚弘道知事が提唱していた歩くスキーに着目したということです。で、その年の2月に、東京旭川会場で、八木祐四郎会長が、どうせやるならバーサーロペットのような大きな大会を開こうじゃないかと提案したそうであります。で、何と、その年の12月にはもう既に実行委員会が発足して、次の年の3月には第1回目のバーサー大会が開かれたということであります。

もちろん、スウェーデンの独立400年という、その中の冠があるわけではありますが、いずれにしても、しっかりとしたコンセプトのある大会なんですね。言うなれば、札幌の宮様スキー大会と並ぶ立派なクロスカントリースキー大会の地位にあると思います。

それで、以前、何年になるかな、第10回大会にスウェーデンからカール16世グスタフ国王を迎えてバーサー大会があったと思いますが、45回の大会で1回だけなんですね、来られたのは。その後、何かアポを取っているとか、そういうことはしていないのかどうか分かりませんが、もう一回ぐらい来てもらってもいいのかなと、そんな気もしないでもないです。でも、相手は国王ですから、そう簡単にはいかないことは承知しておりますけど、何かそのようなアタックが必要じゃないかなと思っています。

それから、その後、バーサーロペットの開催地であるスウェーデンのモーラ市、それから、同様の大会を主催しているアメリカ・ミネソタ州のモーラ市と旭川市の3市で3国交流会議というのを結成したんですね。その後、中国の長春市が入って4か国でこの交流会議を運営しているようですが、このいわゆる3国交流会議、これは機能していないんですね、ほとんどね。ここを、1回、突いてもらったらどうかなあと思うんですね。モーラ市に話しかける、それから、アメリカのモーラ市にも話しかけるというようなことで、何か共通点が見つかるのではないかなと。で、そのことが世界のニュースになってくる可能性もあるかなと、そんなふうなことですけど、要するに、話題をやっぱりつくっていきなさいいけない、そういった働きかけをしていきなさいいけないというか、今そういう時期に来ているだろう、そんなふうに思っているわけであります。

ややもすると、今ふと思いましたけど、ふるさと納税とドッキングするということも考えていたらどうかなと思いますよね。この大会に招待をして、ジンギスカン3日間は食べ放題とか、これ、人が集まるかもしれません。そんなこともいろいろ考えられるかもしれません。

いずれにしても、ちょっと考え方を変えて、昔の古い歴史もあるわけでありますから、その辺を探っていくと何かいいアイデアが見つかりそうな、そんな気がしてなりません。今、本当にいろんな検討をされていると思いますけど、失礼な言い方になりますけど、何か、にっちもさっちもい

かないようなことになっているのかな、そんな気がしておりましたので、ちょっと見方を変えてそんなことを考えてみてはどうかなということでお話をさせていただきました。

いずれにしても、今年の参加者が1千393人にとどまったということでもありますけど、何とか5千人以上、あるいはまた1万人に近づくような、そんな大会にしていきたいと思っています。そうですね、例えば、スウェーデンの推薦をいただいてワールドカップのコースにするとか、そして、前日は市民のバーサーをするとか、そんな組合せも一つ考えられるのかなと思いますけど、駄目もとですから、やっぱりアタックしていただきたいなと思うんですね。2度、3度、連絡する、あるいは足を運べば、向こうも少し足が一步出るんじゃないかな、そんなような気もしないでもないんですが、何かいろいろ申し上げましたけど、いろんなアイデアを駆使しながら、また来年以降も立派な大会にしていいただければと思います。

いろいろ申しましたが、バーサーについては、以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、経済部は、2点ございますけど、最初に、若者の地元定着についてということで聞いてまいりたいと思います。

5款1項1目の若者地元定着促進費、予算額は425万2千円、それと、5款1項2目になりますけど、予算額は650万9千円、若者地元定着奨学金返済補助事業費、併せて、何をされようとしているのか、ちょっと細かくなりますけど、聞いてまいりたいと思います。

人口減少とか少子高齢化が進行している要因は様々あるわけではありますが、今、始まったものではありませんが、中でも若者の市外への流出はやっぱり大変な課題だ、そう認識しております。

そこで、若者の地元定着について、ちょっとまた細かくなりますけど、質疑をしてまいります。

若者の市外への流出対策については、様々な施策に関わってくるわけではありますが、その範囲たるのは、例えば、人口減少対策や少子化対策はもちろんのこと、経済活性化、あるいは波及効果、例えば、若者ですから自由な発想からのまちづくりということもあるでしょうし、企業においては事業継承だとか発展、また、後継者問題の解消までも及ぶことになるわけがありますから、そういった意味では、非常に大事な事業だと思っております。

特に、今回は、経済部の取組について細かく質疑してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、現状を把握していきたいのですが、傾向として、最近はどうなんでしょうか。特に、進学率が高くなる中、市内の高校生はどのくらいの割合で市外に進学または就職しているのか、その辺の状況について、まずはお示してください。

○高橋経済部次長 本市では、高校生や大学生などの進路状況を把握するため、高校や大学などの協力を得て調査を行っております。昨年度につきましては、高校生は札幌市内への進学が最も多くなっており、進学決定者の32.3%を占めております。次いで、旭川市内への進学が27%となっており、市外に進学した割合は73%となっている状況でございます。

次に、高校生の就職につきましては、旭川市内への就職が最も多く52.7%で、次いで札幌市以外の道内が22.9%となっております。

○菅原委員 市外への進学が約7割を占めているというところではありますが、これが大きな課題であるのかどうかということでもありますけど、大変難しい課題であるとも考えられます。

若者の地元定着に関わる課題認識についてはどのようにお考えになっているか、お伺いいたしま

す。

○高橋経済部次長 人口減少や少子高齢化の進行により労働力不足が顕著となっている中、若者の市外流出や早期離職等は大きな課題であるというふうに認識しております。

若者が市外への進学を選択することは、本人の志望大学や学部という点で、一定程度、やむを得ない部分もあるものと認識しておりますが、実際に市外の大学などに進学した学生が就職活動を行うに当たりまして、市内の企業や産業を知らないために、そもそも旭川での就職が選択肢に入らないというケースもあるのではないかとというふうに考えております。

このため、高校生など、進路を考え始める段階から地域の産業や企業への理解を深めてもらい、地元定着や、行く行くはUターンにつながるような事業を展開していく必要があるというふうに考えております。

○菅原委員 それでは、現在、経済総務課で担当している若者地元定着に関わる事業についての概要とか令和7年度の予算額についてお示してください。

○高橋経済部次長 経済総務課では、若者の地元定着に向けた直接的な事業といたしまして、若者地元定着促進費と、若者地元定着奨学金返済補助事業費の2つの事業を実施しております。

まず、若者地元定着促進費につきましては、若年者の市外への流出を抑制し、本市経済の担い手となる人材を定着させるため、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の利用促進のほか、各機関との連携により各種イベントを実施するものであり、令和7年度の予算額は425万2千円となっております。

次に、若者地元定着奨学金返済補助事業費につきましては、若年者の市外への流出を抑制するとともに、地元企業への就業による市内への定着を促すことで、本市経済の担い手となります人材を確保することを目的としており、大学などに進学した方が卒業後に市内で就職及び居住した場合に、在学中に借り入れた奨学金の返済に対して補助を行うものとなっております。令和7年度の予算額は650万9千円となっております。

○菅原委員 ただいま、御答弁の中で、2つの事業を実施しているということで、一つは若者地元定着促進費、それからもう一つは若者地元定着奨学金返済補助事業費の2つということですが、この2つのそれぞれの事業について詳細を確認していきたいのですが、まずは、若者地元定着奨学金返済補助事業費について、この制度の概要について御説明願います。

○高橋経済部次長 本制度は、大学等、高等教育機関を卒業後、市内に就職し、かつ市内に居住した方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返済補助を行うものです。

補助を受けるためには、就職する前年度に事前登録を行っていただき、実際に市内で就職し、居住した後に交付申請を行っていただくことが必要となっております。対象となる奨学金につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金と第2種奨学金となっており、補助対象期間は3年間、補助上限額は、高等教育機関の種類に応じて異なりますが、返済した額の2分の1以内の金額を補助するものでございます。

○菅原委員 では、細かくて恐縮なんですけど、この若者地元定着奨学金返済補助事業費なんですけど、今年度を含めた過去3年間の取組についてはどのようになっていたんでしょうか、お聞きいたします。

○高橋経済部次長 過去3年間の取組でございますけれども、令和4年度につきましては、若者の

地元定着をさらに促進するため、日本学生支援機構の第1種奨学金に加えまして第2種奨学金にも対象を拡大したところでございます。この第2種奨学金は、第1種よりも家計の収入条件や学力などの基準が低く設定されており、利用している方も多くなっておりますことから、第2種奨学金を対象とすることで、本補助制度の対象者も広がり、利用促進につながっているものと考えております。

令和6年度には、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の補助上限額を拡充するとともに、企業連携制度を創設し、民間企業と市が力を合わせて若者の地元定着に取り組む体制を構築したところでございます。

○菅原委員 御答弁の中で企業連携制度を創設したということでありますが、この企業連携制度というのはどういう内容なのか、確認していききたいと思います。

○高橋経済部次長 企業連携制度とは、企業が従業員に代わって奨学金を返済する日本学生支援機構の代理返還制度という制度を活用し、企業と市が連携して奨学金の返済補助を行うものとなっております。基本的には、市の補助額と同額を企業に負担していただく仕組みとなっており、現時点で9社の御登録をいただいております。

市の補助上限額であります10万円と同額を連携企業が負担した場合、3年間で総額60万円の補助額となり、同様の補助制度を有しており、主立った流出先となっております札幌圏の54万円を上回ることでありますので、本市への定着の後押しになるものと認識しております。

○菅原委員 ちょっとしつこく聞いてまいります、では、過去3年間、本年度も含んででありますけど、この制度の利用者数はどのようになっていたのか、お伺いしたいと思います。

○高橋経済部次長 令和4年度につきましては、登録者87人となっており、その内訳につきましては、第1種奨学金利用者が27人、第2種が42人となっており、両方を併用している方が18人となっております。令和5年度につきましては、登録者が68人で、第1種奨学金利用者が16人、第2種が33人、両方を併用している方が19人となっております。令和6年度の登録者は、3月12日時点の数字になりますけれども、30人となっており、第1種奨学金が8人、2種が16人で、両方を併用している方が6人というふうとなっております。

○菅原委員 今年度、企業連携制度を新設して9社の登録があったということが分かりました。この地元定着を進める上で官民連携による非常によい取組であるということも、高く評価したいと思います。

この連携企業について、業種の内訳はどうなっているのか、また、今後の方向性についてもお伺いしてきたいと思います。

○高橋経済部次長 連携企業の業種の内訳につきましては、建設業が5社、製造業が2社、測量・土木・設計業が1社、サービス業が1社となっております。

現時点におきましては、建設業関係が半分以上を占めている状況にございますけれども、幅広い業種の企業に登録いただくことで、本市に就職を希望する若者にとっての選択肢が増え、地元定着の後押しになりますことから、今後、様々な業種の企業にも登録いただけるよう、採用活動の際に本制度を活用することで人材確保にも有利であるといったことなども御理解いただきながら、登録企業の拡大に向けて広報活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原委員 まだ、これからいろいろな関わりの中でさらに組立てが必要であることから、さらに

分野的に聞いてまいりたいと思っておりますけど、ただいまの答弁からすると、建設業は大変多くて、業種に偏りがあるような、そんな気がしています。ぜひ、幅広い業種の企業に登録してもらえよう取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、若者地元定着促進費についてでありますけど、どのような事業を行っているのかについても伺いをいたします。

○高橋経済部次長 若者地元定着促進費では、若者の地元定着に向けて、これまでに様々な取組を行っております。主な取組といたしましては3つありまして、まず、1つ目が企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の運営と管理、2つ目が高校生のインターンシップ事業、3つ目が合同企業説明会形式でのイベント、高校2年生の旭川しごと探求フェアの開催というふうになっております。

○菅原委員 ただいま御答弁いただいた中の3つの取組についてでありますけど、順に聞いてまいります。

まず、「はたらくあさひかわ」について、その詳細をお示してください。

○高橋経済部次長 「はたらくあさひかわ」につきましてですが、企業の概要や仕事の内容だけでなく、社内の雰囲気ですとか社員の声などといった、求人票や企業のホームページには掲載されていない情報をサイトのほうで紹介しております。

令和5年度までは、企業からの掲載希望に応じて、市のほうで会社訪問を行い、インタビュー記事を作成してからホームページに掲載するという方式を取っており、掲載までに時間を要する状況でございました。このため、今年度からは、掲載までの時間の迅速化と手続の簡素化、企業の利便性の向上を図るため、インターネット上で申請できる方式に変更し、年間に掲載する上限を18件から50件までに引き上げ、さらに、対象とする企業の範囲を上川中部8町まで拡大したところでございます。その結果、今年度は、3月12日時点で昨年度を超える22件の申請をいただき、現時点で208件の企業情報が掲載されております。

令和7年度につきましては、この「はたらくあさひかわ」の利便性のさらなる向上とアクセス数の増を目指し、サイトの改修を行う予定でございます。

○菅原委員 着実に成果が出てきておりますよね。今年度、3月12日の時点でありますけど、昨年度を超える22件の申請があつて、現時点で208件の企業情報が寄せられているということでもありますけど、さらにこれが増えればいいな、そんなふうにも考えております。

では、次に、高校生のインターンシップ事業についてはどのようなことになっているのか、詳細についてお答えください。

○高橋経済部次長 地域企業魅力発見支援業務という名称で、高校生のインターンシップ事業に取り組んでいるところでございます。

インターンシップで実際に高校生が企業訪問を行うことにより、地元企業や産業の魅力を認識してもらおうとともに、自然災害が少なく、豊かな自然と交通や医療、福祉、教育などといった都市機能が充実しているという旭川のよさを再認識してもらい、地域への理解と愛着を深めてもらうことで、地元定着をはじめ、市外への進学や就職後のUターンを増やしていくことを目的とするものでございます。

令和6年度につきましては、4校674人が参加したところでございます。

令和7年度につきましては、これまで本市の事業を受託しておりました民間事業者から自主事業として実施したいとの申出があり、今年度と同じ内容でインターンシップが行われる予定となっております。

○菅原委員 今、3項目について聞いてまいりました。

それで、令和7年度に企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の改修業務を行うということなのですが、この改修内容の詳細についてお聞きしたいと思います。

○高橋経済部次長 この「はたらくあさひかわ」の関連サイトでございますけれども、全部で3つございます。

まず、企業情報、企業の概要を掲載する「はたらくあさひかわ」と、求人情報を掲載し、企業と求職者のマッチングを支援する「はたらくあさひかわプラス」、そして、総合探究型キャリア教育情報サイトとしてHATCHannelという動画をメインとするサイトで構成されております。高校生には、インターンシップなどの事前学習や就職活動で活用いただいているほか、首都圏などで開催される移住・定住フェアなどでもサイトを案内しているところでございます。

令和6年度は、奨学金返済補助連携企業の特設ページを新設したほか、トップページのバナーやSNSへのアクセスボタンの追加などといった改修を行ったところでございます。

次年度につきましては、さらなる利便性の向上と利用促進を図るため、サイトを全面的に改修したいというふうに考えております。具体的には、3つに現在分かれているサイトを統合し、企業情報をベースに求人情報や企業紹介動画などに簡単にアクセスしやすくなるように改修を行いたいと考えており、民間企業からの柔軟な提案を募るため、公募型プロポーザル方式により委託を行いたいというふうに考えております。

○菅原委員 ただいまいろいろ御説明をいただいたところでありますが、若者の定着のためには、「はたらくあさひかわ」のサイト改修はもちろん必要なことだと思います。

さらには、産学官、それから金融を含めた産学官金などの連携を強化していくということが大変重要なのではないかなと思うわけですが、そこでまた、それぞれ聞いていきたいと思いますが、まず、市立化された旭川市立大学との連携はどうなっているのか、お答えください。

○高橋経済部次長 雇用の促進や若者の地元定着促進に向けまして、産学官金などの連携を生かして取り組んでいくことは非常に重要なことであるというふうに認識しております。

旭川市立大学との連携につきましては、市立化したタイミングとも重なりますが、令和5年度から、学生を対象としたキャリア教育の時間の一部をいただきまして若者地元定着奨学金返済補助のPRを行うとともに、学内合同企業説明会に参画し、市としてもブースを出展させていただくなど、新たな取組を行っているところでございます。

○菅原委員 次に、どうでしょう、ハローワークなど他機関や団体との連携、この辺はどのようになっているのでしょうか。

○高橋経済部次長 ハローワークなど他機関ですとか団体との連携についてでございますけれども、合同企業説明会や職業体験イベントなどを開催して取り組んでいるところでございます。特に、例年5月と7月に開催しております合同企業説明会は、市内で最大規模を誇るものであり、あさひかわ合同企業説明会実行委員会が主催者となって産官学金が連携して取り組んでおり、市内の学生などの若者をはじめとする求職者と地域企業との貴重なマッチングの機会となっております。

令和4年度からは、ハローワークとの連携強化を図るため、毎月を基本に定例的な連絡会議を設けておりまして、雇用状況などに係る情報共有や課題解決に向けた意見交換などを行っているところでございます。令和6年度につきましては、上川総合振興局やハローワークと連携し、地元企業が参加する学内合同企業説明会を旭川市立大学で開催したことに加えまして、新たに民間企業の人事担当者が参加するネットワーク組織の協力を得て、札幌の大学で行われました合同企業説明会に2回参加し、本市の魅力や奨学金返済補助制度のPRなどを行ったところでございます。

今後とも、関係機関や団体、教育機関との連携を図りながら、若者の地元定着に向けて取り組んでまいります。

○菅原委員 様々な連携を通して、その策が、綿密にといえますか、張り巡らされていることが分かりました。非常に御苦労されていると思います。その若者が、市外へ流出してしまったとしても、旭川に帰ってきてもらうということが何よりも重要なことであります。

さらに聞いてまいります。例えば、移住あるいは定住の観点での取組も考えられますが、その点はどんなふうにお考えになっているか、お聞かせください。

○高橋経済部次長 移住や定住の促進のため、担当部局であります地域振興課とともに、首都圏で開催される移住・定住フェアにブースを出展し、旭川への移住、定住を希望されている方に対し、「はたらくあさひかわ」のサイトも活用しながら、地域企業や産業の特徴などについてお知らせしております。また、今年1月末に本市で行いました移住体験モニターツアーにおきましても、移住者が市内企業を訪問する際に同行するなど、きめ細かな対応に努めているところでございます。

今年度、対応した方のうち、旭川出身の若い世代の方で移住につながった事例は把握しておりませんが、引き続き、本市へのUターンを希望される方に対し、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○菅原委員 若者の地元定着に向けて様々な形で取り組んでいることは、今回、この質疑を通して大変よく理解できました。非常に細かい部分まで気を遣って事業を展開されているな、そんな思いをしております。

しかしながら、予算額が2事業合わせて約1千万円程度なんですね。この1千万円程度では、若者の地元定着といった課題の大きさや重要性の割には何か予算が少ないような気もしてならないんですが、そういう意味でも、新年度に予定している「はたらくあさひかわ」の改修についてはぜひよいものにしていただきたいと思いますし、多くの若者に市内に定着してもらえよう頑張りたいと切に願うわけであります。

この項目の最後の質問になりますけど、最後に、いろいろな思いはあるでしょうけど、その意気込みについてお聞きして、終わりたいと思います。

○高橋経済部次長 「はたらくあさひかわ」ですけれども、若者や移住を希望する方々に地域企業や産業の魅力を伝える重要なツールであるというふうに考えております。来年度、そのコンテンツの充実を図ることでサイトの認知度が高まり、地元定着のさらなる促進につながっていくものと考えております。

改修に当たりましては、若者はもとより、幅広い世代にとって親しみやすく、職業選択や就職活動時にしっかりと活用いただけるよう、サイトの構成や内容を工夫し、利便性とコンテンツの質を高めてまいりたいと考えております。

また、「はたらくあさひかわ」の掲載企業が増えることにより学生にとっての選択肢が広がることにつながりますことから、各種業界団体や企業などを積極的に訪問し、サイトの利用を促すなど、これまで以上に汗をかきながら一人でも多くの若者に本市に定着していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原委員 本当に期待しております。若者が旭川に定着していただくことが間違いなくこの旭川の将来を決めていく、そういった重要な事項になっていくだろう、そう確信しております。

また、みんなでアイデアを出しながら事業を展開していければと、そんなふうに思っております。よろしくをお願いします。

次の項目でありますけど、同じ経済部です。経済交流課に聞いてまいります。

4年前になりますか、ICTパークを立ち上げたとき、私は、すごい、何ていいですか、興奮しました。旭川もやるもんだな、そんな思いもして、当時、質問したことも思い出しますが、最近、どうなんでしょうね、いろんな活動、事業展開をされていると思うんですけど、どうも、一つ、インパクトが弱いっていいですか、自分の感想なんでありまして、そんなような気がしておりました。で、そのことについて、ちょっとひもといていきたいなんて思っております。

質問に入らせていただきますけど、このICTパークの運営費については、7款1項1目になりますけど、まず初めに、ICTパーク運営費の事業内容とか予算額及び内訳についてもお示ししたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹 ICTパーク運営費でございますが、令和3年2月に開設したICTパークにおいて、まちなかのにぎわい創出、ICTに関心の高い人材の育成、IT関連企業誘致や先端技術の推進を柱とする、eスポーツを核とした地域経済の活性化とデジタル人材の育成を融合した事業を展開するというもので、令和7年度の予算額といたしましては、ICTパーク推進協議会負担金として250万円、ICTパークの管理運営を担う一般社団法人大雪カムイミントラDMOへのICTパーク運営負担金として2千220万3千円となっております。このほか、IT関連企業と連携した各種取組の充実を図ることを目的として、地域活性化起業人を新たに活用する予定としておりまして、その経費305万円を含め、合計2千775万3千円となっております。

○菅原委員 3本柱ということで、まちなかのにぎわい創出、それから、ICTに関心の高い人材の育成、もう一つは、IT関連企業誘致や先端技術の推進ということであります。予算額が約2千775万円となっているわけでありまして、また、順に聞いてまいります。

次に、令和5年度で結構でありますけど、5年度の取組状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○小松経済部経済交流課主幹 令和5年度にICTパーク推進協議会が主催した事業は78回となっております。主なものといたしましては、eスポーツ大会を17回、プログラミング教室など人材育成に関する事業を27回実施しております。また、他団体等との共催事業として19回実施いたしております。

なお、各事業の実施に当たりましては、旭川工業高等専門学校や一般社団法人大雪カムイミントラDMOなど、ICTパーク推進協議会の会員等と連携協力しながら取組を進めております。

○菅原委員 この取組でありますけど、主催した事業が78回もあった、それから、eスポーツ大会も17回行われている、人材育成などに関する事業が27回、また、他団体との共催事業を19

回実施しているということで、かなり頻繁に使われている、実施されているということが分かりました。

そのICTパーク施設でありますけど、いわゆるコクゲキと言われている場所でありますけど、1階にトレーニングジムがあって、eスポーツのスキルアップを図るためのトレーニング施設があります。eコミュニケーションスペースなどもあります。それから、ゲーム機などを持ち寄って気軽にeスポーツによる交流を楽しむスペースなんかもあるわけであります。それから、3階に行くと、いわゆるコクゲキという場所になりますけど、180名の収容が可能な劇場型eスポーツスタジアムがあるわけであります。

そのICTパークには、今、申し上げたとおり、様々な施設があるわけでありますけど、このうち、このコクゲキというのは全国的にも珍しい劇場型のeスポーツスタジアムであるということなんです。で、このコクゲキの利用状況については一体どのようなになっているのかについてお問い合わせいたします。

○小松経済部経済交流課主幹 コクゲキを会場に実施した主催事業は34回、また、他団体との共催事業は13回となっております。eスポーツの取組では、現在世界的に人気となっている対戦型のゲームからファミコンなどのレトロゲームまで幅広いジャンルのイベントを実施しております。

また、市内の少年野球チームがeスポーツの野球ゲーム大会を行いまして、その上位入賞チームをスタルヒン球場に招待して、元日本ハムファイターズの鶴岡選手と野球を楽しんでいただくというような、eスポーツとリアルスポーツのハイブリッドイベントですとか、ラグビーワールドカップ2023のパブリックビューイングなど、eスポーツに限定することなく様々な取組を行ったところです。

このほか、コクゲキは全国的にも珍しいeスポーツ施設であるため、ほかの自治体からの行政視察ですとか道内外の学校の教育旅行として35件の利用がございました。

○菅原委員 eスポーツを核として様々な事業が展開されていることが分かりました。特に、道内外の学校の教育旅行等として35件の利用があったということなので、何か、うれしいなあ、そんなふうに感じておりました。

このコクゲキは、今、申し上げたとおり、全国にも類を見ない劇場型のeスポーツスタジアムです。2月に、たしか、大和ハウスプレミストドーム、札幌ドームで開催されたeスポーツの世界大会のようなのがあったんでありますけど、そのような大きな大会っていうのは、どうなんでしょう、誘致することは可能なのでしょうか、お問い合わせいたします。

○小松経済部経済交流課主幹 本年2月に札幌市で開催されたeスポーツの世界大会は、ゲームタイトルを所有する企業が主催するイベントとして、年間を通じて世界各地で開催された大会を勝ち抜いたチームが参加する決勝大会という形で行われまして、全世界から40チームが出場し、来場者は延べ3万4千人を動員したということでございます。

コクゲキは、劇場型のeスポーツスタジアムではありますが、客席が180席しかございません。そのため、今回のような規模の大会を実施するには収容能力が不足している状況です。札幌で開催された世界大会は、選手が会場内で対戦するオフラインでの大会のため、多くの観客が収容できるように臨時で会場を設置し、開催されましたが、eスポーツは、インターネットを通じて遠隔地とオンラインで対戦できるという、そういった特徴がございます。コクゲキには高速のインターネッ

ト回線が整備されておりまして、会場の様子をリアルタイムで動画配信することも可能となっており、これまで、鹿児島県の南さつま市ですとか大阪府の泉佐野市、韓国などとのオンライン対戦会を開催したという実績もございます。

また、大規模な大会を実施するに当たっては、使用するタイトルですとか実施内容によっては許諾料が必要なものがありますし、そもそも自社が企画、実施する大会以外では許諾申請を許可しないといった場合もあるといった課題もございます。

この点につきましては、タイトルの許諾権を有する著作権者との関係構築が重要となりますので、eスポーツイベントの開催ノウハウを有する民間企業ですとか、来年度から新たに活用を予定している地域活性化起業人のお力もいただきながら対応していきたいと考えてございます。

○菅原委員 丁寧にお答えいただきました。ただいまの御答弁からでありますけど、コクゲキの機能を生かしながら、工夫してeスポーツ大会を実施してきたことが分かりました。

一方で、人気のゲームタイトルを使った大規模な大会を開催することができれば、地域のにぎわいの創出にもつながるし、何よりもICTパークの知名度の向上が図られますし、もっと利用が促進されると思います。それから、人気ゲームのタイトルを使用することは様々な課題があることも分かりましたが、地域活性化起業人の力も借りながら実施できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、ICTパークの機能として、一つはデジタル人材の育成というのがあると思いますが、こちらについてはどのような取組が行われているのか、お伺いいたします。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークが開設されてから4年が経過しておりますが、当初は、小学校にプログラミング教育が導入されたばかりであり、学校以外でもICTに触れる機会を提供するために、まずはICTへの興味、関心を高める取組を進めてまいりました。そうした中で、さらに知識や技術を深めたいという声が出てきたことから、令和5年度より継続的に学べる取組を実施しておりまして、今年度は、実際に自分でゲームをつくり、それをほかの人に遊んでもらうなど、より実践的な知識や技術を高める取組も進めております。

また、ICTは日進月歩で進化しておりまして、令和6年度の取組の一例であります。現在、様々な場面で活用が進んでいる生成AIの活用方法を学ぶことを目的として、市内のしょうゆメーカーのしょうゆを使用してドレッシングのレシピを生成AIに作成してもらうという講座を実施いたしました。生成AIが作成したレシピで実際にドレッシングを作っていただき、料理にかけて食べていただきましたが、正確に指示を出すことで自分の望んでいた味を再現できたり、また、新しい素材の組合せを知ることができたりと、大変好評な企画でございました。

こうしたプログラミング教室は、旭川工業高等専門学校や学生や企業、業界団体の職員が講師となり実施しており、ICTへの興味、関心を高めることでICT分野への進学、就職へのきっかけとなるなど、デジタル人材の育成にもつなげていきたいと考えております。

○菅原委員 何か、可能性がどんどん、どんどん膨らんでまいりました。

しょうゆメーカーで作られたしょうゆで、AIに作成してもらったこのドレッシングでありますけど、あれは食べマルシェで売っていましたかね。僕は2本ほど買ったんですけど、おいしかったですよね、たしかね。そんなこともAIができるっていうのは本当に驚きでありますけど、AIも、みんなに、うんと、また、このICTパークを活用しながら広まっていただければと、そん

なふうに思います。

次に聞いてまいります。もう一つは、小学生向けの取組が多いように思われます。先日、いろいろチラシも見せていただきましたけど、非常に興味深い、何か、取っつきやすいっていいですか、すぐ目に入るような、優しさがあふれた、そんなチラシでありましたけど、見せていただいて、ああ、頑張っているなあと思っておりましたけど、小学生向けの取組が多いように思います。そのほかの世代の方に周知、利用していただくことも大変重要だと思っております。

何か、そういった取組などはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 これまで、ICTパーク推進協議会では主に小中学生を対象にICTに触れる機会を提供してまいりましたが、就学前のお子様でも体験したいという要望もありまして、今年度は未就学児から体験できる講座も実施しております。

また、ICT分野への就職につなげるきっかけとするために、旭川工業高等専門学校や北海道情報大学の学生を対象としたゲーム開発事業も行ったところでございます。旭川工業高等専門学校や北海道情報大学などの学生は、ICTパークで実施するプログラミング教室や各種イベントにも参画、協力していただいております。実際に子どもたちにプログラミングの指導をするということも行っており、教えることを通じて学生のさらなる技術向上にもつながっているものと感じております。

また、今年度からは、eスポーツを活用した高齢者のフレイル予防の取組も進めておりまして、パソコンの画像認識機能を活用したゲームを独自に開発し、市内高齢者施設でeスポーツ体験会を実施しております。このゲームは、実際に体を動かしながら楽しく競い合えるものとなっており、大変好評なため、市が実施する高齢者の健康増進事業でも活用されるようになっております。

eスポーツやプログラミングは、内容を工夫することで子どもから大人まで世代を問わず楽しむことができるものでございます。そのため、ICTパーク推進協議会では、様々な年代の方がそれぞれの状況で気軽に体験でき、学べる機会を今後も提供してまいりたいと考えております。

○菅原委員 続いて聞いてまいります。このことが非常に大事だと思うわけですが、ICTパークで行われる各種イベントとか、その情報や施設の利用方法などについてはどのように周知しているのか、あるいはどのようにPRしているのか、ここが大事だと思うんですね。ここがしっかりできるともっともっと広まっていくと思うんですが、どのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークでは、ホームページやSNSを活用してイベント情報やトレーニングジムの空き状況などを発信しているほか、ICTパークのLINEに御登録をいただいた方には、イベントの参加者募集や開催情報を送出することで周知を図っております。また、プログラミング教室では、参加者募集のチラシを、市内の小中学校だけではなく、周辺8町にも配布しております。市外から実際に申込みもあるなど、ICTパークの認知度も向上してきていると感じております。

○菅原委員 次に、このICTパークが開設されてから約4年がたつわけですが、ただいま事業をいろいろ聞いてまいりましたが、当初の狙いどおりに事業を実施することができているのか否か、そのことについてお聞きしたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークは、世界的なeスポーツ人気の高まりを背景として、e

スポーツの拠点としてまちなかににぎわいを創出する施設として設置されておりまして、大規模な取組も実施していく予定としておりましたが、開設時は、コロナ禍ということもございまして、観客を集めての大会を実施できない状況だったほか、先ほど御答弁したとおり、ゲームタイトルの使用許諾などの課題も見えてきたところでございます。

また、デジタル人材の育成に関しては、プログラミング教室を続けていく中で、子どもたちの技術向上だけでなく、論理的思考力や課題解決能力の向上が図られているという様子も感じることができ、プログラミング教育の可能性を十分に感じたところでございます。

そのため、今年度は、就学前の子どもですとか、また高齢者も含め、対象を広げるなど、より幅広い年齢層にプログラミングに触れていただくということでプログラミング的思考を持っていただけるように、ICTパークでしか体験できない事業を充実させてきております。

○菅原委員 このゲーミングPCといいますが、次から次へと本当に新しいスペックのものが販売されるわけでありまして、もう1年、あるいは2年もたつとすっかり古くなってしまいうような、そんな、最近、傾向にありますけど、性能的な課題など、どうなんでしょう、生じていないのか、ささいなことではありますけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

○上田経済部経済交流課長 ICTパークに設置しているゲーミングPCでございますが、現在でもeスポーツをプレーするには十分な性能を持っております。ただ、毎年、スペックの高い新しいモデルが発売されるため、最新の機種とは言い難いということになっております。そのため、今年度、寄附を活用した事業において、ゲーミングPCのパーツの換装を行いまして高性能の最新モデルに更新をしております。

今後も、定期的に更新を行い、ゲーミングPCの性能を保っていきたいと考えております。

○菅原委員 最後の質問になりますけど、このeスポーツ、コクゲキは、全国に類を見ない、そういった施設であります。本当に、上手にPRして上手に活用すれば、また旭川の知名度がどんどん、どんどん上がっていく、そういった事業だと思いますので、何とぞ、僕が言ったら生意気になりますけど、頑張っていたきたいな、そんなふうに思っております。

そういった意味で、今後の取組の方向性についてはどのようなお考えを持っているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○三宮経済部長 菅原委員から、様々、ICTパークに関する御質疑をいただきました。

これまでも御答弁させていただいておりますとおり、ICTパークの開設から約4年が経過いたしました。ほかに類を見ないというこういった施設でございますので、これまでの間、他都市の事例を学ぶということができずに、eスポーツやプログラミングに関する様々な取組についてはまさに試行錯誤しながら実施してきたところでございます。

そうした中で、先ほど課長からも課題についてお話しさせていただきましたけども、可能性としては、やはり、eスポーツに関しては、集客力が高くてにぎわいをまちなかに創出できるということでもありますし、こういったeスポーツというか、ゲームを通しまして、仲間同士のつながり、あるいはコミュニケーション能力が子どもたちにも育っているのではないかなというふうなことを実感しております。

また、プログラミング教室に関しましては、単に新しい技術を体験する機会、あるいはスキルの習得の場ということだけではなくて、論理的思考ですとか、課題解決能力と言われますけども、順

を追って、こう、物事を考えて、それをプログラムにしていこうということでは、非常に、これから求められていくデジタル人材の育成にもつながっていくし、それがまたキャリアの選択の幅を広げていくというふうにもつながっていくというふうに考えております。

ICTというのは、そもそも社会生活の豊かさや充実、人々の幸福度を高めるということにつながります。先ほど御答弁させていただきましたとおり、子どもから、まさに高齢者までいろいろと楽しめるものでもあります。そういったことで、これを基にデジタル人材が育つということは、例えば、ここに人材が育つことで企業誘致につながりましたり、あるいは、起業だとか創業、こういったものを誘発するというのも、そういう面もございますので、地域経済の活性化にもつながるというふうに思っております。

それから、先ほど最初のほうの質疑でもございましたけども、若者の地元定着ということで、制度については先ほど次長のほうから答弁させていただきましたけども、こういった若い人たちが、何かこう、楽しめる場所、あるいは人材が育つ場所があるということも、若者がこの地域に残る一つの要因なのではないかなというふうに思っております。

ICTパークは、単に市がやっているだけではなくて、企業や教育機関など幅広く産学官が連携して取組を進めております。学校でもいろいろやっていますし、民間のスクールでもありますけども、ICTパークならではの役割が求められているというふうに考えておりますので、今後とも、こういった協議会の会員組織はもとより、様々な企業や教育機関、また、令和7年度からは地域活性化起業人というものを置きますので、こういった方々の協力の下、ICTパークだからこそできる取組を充実させてまいりたいと考えております。

○菅原委員 デジタル人材の育成は、個人のキャリアの可能性を広げることもそうありますが、もっと身近なところで、生活の豊かさといったところ、また質の向上にもつながることであることは今回の答弁で理解できました。また、市の経済等の発展にも有効なものであるとも理解いたしました。

また、このICTパークというのは、産学官が力を合わせてデジタル人材の育成を通じた本市の活性化に取り組んでいるわけでありまして、これは、今後もぜひ進めてほしい取組であると強く思います。期待をしております。

ただ、こうした取組も、知られていなければ何も意味がありません。大規模なeスポーツを実施することは、ICTパークを知っていただくことにもつながります。コクゲキなど、そういったよい施設がありますことから、これを有効活用して、ぜひ、ICTパークの取組をますます充実させていっていただき、旭川のICTパークを全国に知らしめていただきたいと思います。

以上、終わります。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時12分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 民主・市民連合の上野でございます。

後半の部分の質疑に入りたいと思います。

私の後半は、経済部に2つ、それから、観光スポーツ部に2つ、そして土木部に2つの6項目を用意しておりますので、よろしくお願いをいたします。

質疑に入る前にちょっと話をさせていただきますが、国も、今、予算案を審議している状況であります。注目しておりましたが、当初予算を修正案という形で可決に進んでいるということで、これは、衆議院のほうでは29年ぶりであるということで聞いております。私は、この話を聞いて、中心に立っている石破総理の御苦勞というのは大変なことだと思っております。政局のいろんな立場もございまして、その中で当初予算に修正をかけるっていう、その勇気と責任については、私は評価できるのかなと思って見させていただいております。

ぜひ、旭川の市議会においても、我々議会がこういうふうに審議している中で、1つでも2つでも当初予算の中で変更もしくは中身を変えていくという部分が増えていけば大変うれしいかなというふうに思っております。

ただ、残念なことに、その石破総理ですけども、今日の朝のニュースで見えていましたら、自民党の新人議員に10万円の商品券を配付したということで出ておりました。本人は、自分のポケットマネーから出したものであって、罪ではないということで話しておりました。これから注視していきたいと思います。ただ、ポケットマネーから、10万円の15人分ですから、150万円を出せるんだなど、変なところで私も感心してしまいましたけれども、これから注視してまいりたいと思います。

それでは、早速、質疑に入ります。

まず、1番目に、議案第83号、旭川市工場立地法準則条例の制定についてということでお願いをいたします。

この議案第83号の旭川市工場立地法準則条例の制定というのは、別に、私はこのところが専門じゃありませんので、誰かに言われたわけでもないんですけども、条例の説明を聞いているときに、ふっと、何かこう、引っかかったものがございまして、ちょっとこれの説明を受けたいなということで、担当者呼びまして説明をしていただきました。非常に興味深い内容だったものですから、質疑で取り上げさせていただきます。

まず、工場立地法についての概要についてお示しいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように導き、その結果、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律でございます。

一定規模以上の工場の敷地利用に関しまして、生産施設、緑地、環境施設の面積率が定められており、工場の新增設等を行う際は市町村へ事前に届出を行う義務があるものです。対象となる業種は、製造業のほか、水力、地熱、太陽光発電所を除いた電気・ガス・熱供給業、規模に関しましては、敷地面積9千平方メートル以上、または建築面積が3千平方メートル以上の工場が対象となっております。

○上野委員 建築関係や、そういった関係の方は当然理解している内容だと思うんですけど、私たち全く関係ない者にとっては、この法律はどんなものなのかなというふうにして最初は聞いておりました。生産施設と緑地と環境施設、これの面積率が決まっている。家でいえば建蔽率が決まって

いるような、そんな考えでいいのかなと思って聞いておりました。

それで、ちょっとこう、聞いて気になったのが対象となる業種についてなんですけれども、製造業のほか、水力、地熱、太陽光発電所を除いた電気供給業という、何かこう、複雑な書き方をしているんですけども、一つ確認をさせてください。

この中に風力が入っておりませんけれども、風力については、この対象となる業種に含まれるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 電気供給業のうち、水力発電、地熱発電、太陽光発電以外は工場立地法の規制対象となっているため、風力発電、バイオマス発電、ごみ処理発電は規制の対象となります。

○上野委員 風力も入っているということで、後ほど、またこれについてはお聞きします。

敷地面積が9千平方メートル以上ということは、想像もつかないんですけれども、私の会派に金谷さんがいるのでどのぐらいだと聞いたら、かなり大きいよ、家だったら34戸か35戸が建つぐらいと言われたら、ますます私も想像がつかなくなったんですけれども、100メートル掛ける90メートルぐらいの広さですから、それ以上大きくなければこの法律には当てはまらないという理解でいます。

ですから、今後、話が出てくる何%っていう問題も、自分の家を想像して考えたらそんなに大したことがなくても、9千平方メートル以上の大きさということになると、やっぱり、かなりの影響があるのかなんていうイメージを持っています。

それでは、工場立地法が制定された経緯とその後の流れについてお伺いをいたします。

○青葉経済部企業立地課長 工場立地法は、高度経済成長を背景に進んだ国内の工業化と、工業開発に起因して深刻化した公害問題や地域の環境、自然の喪失に対する対策といたしまして、昭和48年に工場立地の調査等に関する法律を改正する形で制定がなされたところです。製造業等、企業の社会的責務として、企業が進んで工場の緑化等を行い、積極的に地域の環境づくりに貢献することを求めたものであり、制定以降、何度か法改正が行われる中で地方への権限移譲も進められ、平成29年に執行権限が市町村へ完全移管しております。

○上野委員 私はこの部分に大変関心がありまして、昭和48年ですと、私が18歳、今から50年前の話なんですけれども、深刻化した公害問題や地域の環境、自然の喪失に対する対策としてこの法律ができた。今、環境問題が大変騒がれていますけれども、50年前にこのようなことを考えた法律ができたということで、改めて私は興味を持った次第であります。

それでは、今回制定する旭川市工場立地法準則条例と工場立地法との関係についてお示しをいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 工業地帯を中心とした公害問題が深刻化し、工場立地法が施行された昭和49年以降、環境規制法体系の整備や環境負荷を低減する技術の進歩、企業の環境に対する意識の高まりによって公害問題は大幅に改善され、工場立地をめぐる環境は大きく変化をしました。その結果、工場立地法による緑地面積率等の規制が、地域の実情に沿った緑地整備や公害防止技術の進歩等に十分対応していない、老朽化した工場の建て替えの支障となっている等の指摘が全国的に各方面から出されるようになりました。

このような指摘を踏まえ、国としましても、順次、規制の適正化が図られ、平成24年には、国

が定める範囲内で、地域の実情に応じた緑地面積率等を市が条例により定めることができるようになったところであり、本市の準則条例も、国が定める範囲内で緑地面積率等を定めようとするものでございます。

○上野委員 今の答弁を聞きますと、昭和49年以降、公害が大幅に改善されたという環境問題の新たな考え方が出てきて、その辺りから緩和されてきていると。平成24年には、国が定める範囲で、地域の実情に応じて、この緑地面積等というのは、敷地の中に緑地の部分を造らなければならないという、その面積なんですよ。それを、地域の実情において変えてもいいということで、今回、それが根拠になっているのかなと思っております。

先ほどお話ししました環境問題と緑地の面積の問題というのは、後ほどまた話を聞きたいと思います。

そこで、旭川市は、この緑地面積率を条例で具体的にどの水準まで定めるつもりなのか、国の基準との関係も含めてお示しをいただきたいと思います。

○青葉経済部企業立地課長 国の基準では、緑地のほか運動場などの環境施設面積率が25%以上、うち緑地面積率が20%以上と一律で定められているのに対しまして、準工業地域は、環境施設面積率を15%以上、うち緑地面積率を10%以上に緩和し、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外は、環境施設面積率を10%以上、うち緑地面積率を5%以上に緩和しようとするもので、その他の住居・商業地域につきましては緩和はいたしません。

また、屋上庭園などの重複緑地算入率につきましては、国の基準が市全域で25%以下のところを50%以下に緩和しようとするものでございます。

○上野委員 数字がたくさん出てきましたんでちょっと混乱しますけれども、単純に計算して10%を引き下げるということは、先ほどの、9千平方メートルを超える大きさの土地で10%となるとやっぱりかなり大きな土地、これだけを、今まで緑地にしていた分を、しなくてもいいよというような改正になるということで考えていただければいいのかなと思います。

それでは、旭川市が準則条例を制定しようと思った動機というのは何なのか、お示してください。

○青葉経済部企業立地課長 本市は、法律の制定のきっかけになったような工業都市ではございませんので、これまでそういった声は多くありませんでしたが、ここ1～2年、製造業の誘致案件や市内企業からの相談が複数あり、企業が、敷地を有効活用し、事業活動しやすい環境の整備を進め、設備投資の促進と生産性の向上、さらには、新規立地の促進を図ることが重要との認識から、準則条例を制定し、緑地面積率等の緩和を実施するものでございます。

○上野委員 企業からの要請ということで、当初のこの法律の目的である環境や公害といったものが、ここからは、企業優先、企業からの要請ということで決めたということですが、他都市ではどのような状況になっているか、お示してください。

○青葉経済部企業立地課長 令和5年4月の経済産業省の資料によりますと、震災復興特区などほかの根拠法令による緩和を含めまして、全市町村の41%が緑地面積率等の規制緩和を既に実施しております。

○上野委員 41%の市町村が規制緩和しているということでした。かなり進めてきているということですね。

旭川でも企業が大分聞いたりなんかして働きかけがあるみたいですけど、なぜ、それほどまでに

事業者が望むのか、事業者としてのメリットは何なのか、お示しいただきたい、また、その事業者の反応というのはどのようなものなのか、併せてお聞かせください。

○青葉経済部企業立地課長 条例の制定によりまして弾力的な運用が可能になりますことから、既存の立地企業は、環境保全と調和しつつ敷地内での工場増設が実施できるようになり、敷地面積の有効活用、生産効率の向上による競争力の強化が図られるようになります。また、工場立地の優位性が高まることにより、新たな企業立地も促進されるなど、本市の産業振興と安定した雇用の維持、創出を図ることができるものと考えております。

事業者の反応につきましては、現在、誘致折衝中の企業や相談を受けております市内企業からは非常に好意的な声をいただいております。

○上野委員 ただいまの答弁において、誘致折衝中の企業もあるということでお答えいただきました。

それで、事前の打合せの中で、どんな企業だいて聞いたら、なかなか教えてくれなかったんですけれども、ちょっと私の想像で申し訳ないんですけれども、まさかと思いますが、風力発電関係の、今回、市政方針の中でも述べられておりますけど、それらの会社との水面下の話が進んでいるようなことはないでしょうかね。それをちょっとお答えいただいてよろしいですか。

○青葉経済部企業立地課長 現在、企業立地課で御相談を受けている企業は全て製造業が対象でございます。現在相談を受けている企業さんは増改築の御検討が多いのかなというふうに思っております。増改築の検討でございますので、いずれももう既に本市に根差した優良な企業様ばかりでございます。なかなか融通が利かないんで困っているという相談を受けておりますので、すいません、企業立地課としては、風力発電関係については今のところ御相談はありません。

○上野委員 安心するも何も、ないということでしたから、それがあから条例を変えたわけではないということで安心しました。

それで、この問題の最後になりますけれども、この条例は、昭和48年、工場立地の調査等に関する法律を改正して制定された当時は、公害問題だとか地域の環境、それから自然の喪失に対する対策であったと先ほど答弁いただきました。

この緑地帯が減ることの影響は、ゼロカーボンシティの実現を目指している旭川市の考えと異なるのではと考えますが、その整合性についてお答えいただきたいと思います。

○三宮経済部長 この条例の制定の目的につきましては、まず、企業誘致や既存工場の増設等を促進するというもので、地域経済の活性化と雇用の創出に資するものでございます。

今、委員から御指摘のありましたゼロカーボンシティとの関係ですとか、あとは、環境保全との関係につきましては、この条例を制定するその検討段階で、やはり、その辺りは非常に気にして検討してきたところです。

そういった中で、そもそもこの法律ができたのは、昭和48年の、先ほど答弁させていただきした公害問題が、このときは経済優先の動きだったということから規制されたというふうに思っておりますけれども、そういったその後の状況の変化の中で、この条例ができて、経済の発展と、今求められている環境保全との両立というのは可能であるというふうに判断して制定を決めたものでございます。

その理由といたしましては、まず、本市は、耕地面積と森林の面積の合計が市全体の面積の約7

割を占めるといった、もともと自然環境に恵まれた都市でございまして、この条例で緑地面積率を緩和するといった地域は、先ほども御答弁させていただきましたとおり、住居・商業地域を除いた準工業地域、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外となっております面積が限られる、それから、令和5年度の旭川市の統計書によりますと、市内の事業所は約1万4千社ございますけれども、該当となる業種の事業所数というのは681で、全業種の5%程度です。そのうち、対象となる工場というのは41の工場がございまして、全体の事業所の中でも0.3%と、業種と区域がかなり限定的であるということが1点です。

また、ゼロカーボンの推進につきましては、森林保全による二酸化炭素の吸収量の確保だけではなくて、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー性能の高い、こういった設備を導入するという、環境負荷の少ない工場の新設や転換も重要でありまして、この条例の対象となるような比較的大規模な事業者につきましては、最近、ゼロカーボン経営ですとか環境経営といったことが言われておりますけれども、非常に環境への意識が高い経営をしております。そうしたことから、こういったところで、増設をする企業につきましては、設備は環境負荷の少ないものが導入される、そういったことがまたゼロカーボンの推進にも寄与するというふうに考えております。

またさらに、企業誘致の誘導策といたしましては、私たちは、道内トップクラスとなります最大2億6千万円の助成金というものを持っておりますけれども、その中には、二酸化炭素の排出量を20%以上削減するような環境配慮型の施設を整備する場合には上限5千万円の助成金だとか、あとは課税免除の延長など、企業の環境配慮の取組に対する支援というものも併せて持っておりますので、そういったものとの相乗的な効果も期待できるというふうに考えております。

また、経済産業省の資料によりますと、先行して緩和した自治体、先ほど四十数%あるということでお伝えいたしましたけれども、環境保全への影響があった事実というものは今のところ確認されていないということでございますので、引き続き、企業誘致をさらに加速させることによる経済の活性化と、本市が進めているゼロカーボンシティとの両立が図れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私が懸念していた、緑地帯の部分違うものに変えていくことによって環境問題にも影響してくるんじゃないかというふうに思いましたが、今現在、先進地の話を聞いてもそういったところは見られないという御答弁をいただきました。

ただ、今後、きちっと検証していただきたい。これについては、私も、今、ちょっと勉強不足のところもありますので、今後ますます勉強しながらこの後の経過を注視させていただきたいと思います。

それでは、次の項目に入ります。

次は、同じく経済部で、5款1項1目のはたらく環境づくり支援費についてお聞きいたします。

人口減少の問題や少子化の問題は、これはもう、この議会においてもそうですし、国会においても非常に注目されているところであります。私も、何回か、労働人口の減少についても質疑させてもらったことがありますけれども、それらが全て労働人口の減少にもつながっていて、今、人の取り合いになっているというところがございまして。特に、介護の施設の関係なんかでは、本当に人材がいなくて、どれだけ高い給料とよい条件の中で人を取り合うかということに、やっぱり、今なっ

てきております。

そんな中で、例えば、旭川市がほかの市町村から人を迎えて、労働人口の中に入れていっても、その市町村が今度は困るわけですね。結局、いつまでもそれは繰り返して行って、人の取り合いがずっといつまでも続くようなことが考えられます。

それで、私は、以前から、外国人の方たちとともに働くまちづくりというのをやっぱり考えていくべきじゃないかというふうに思っております。それで、外国人材の活用について、市の現状どうか取組について質疑をしてまいりたいと考えております。

まず初めに、はたらく環境づくり支援費についての概要をお示ししたいかと思います。

○高橋経済部次長 地域企業における働きやすい環境整備のため、企業向けの情報発信や人材育成の支援を行うことを目的とした事業でございまして、令和7年度は、外国人の雇用を検討している市内事業者等を対象に、外国人材活用に係る制度や受入れ環境の整備などの相談支援を実施するものであり、予算額は53万1千円となっております。

○上野委員 予算額が53万1千円と非常に少なく、私は驚いております。もっとお金をかけてやっぱりやらなければ、もう他の市町村に後れを取っていくんじゃないかなというふうにちょっと危機感を持っております。

それでは、旭川市では市内に在住する外国人の現状をどのように把握しているのか、本市における外国人の人数や国籍、さらには、どのような在留資格で働いているのかもお示ししたいかと思います。

○高橋経済部次長 出入国在留管理庁の在留外国人統計によりますと、令和6年6月末現在の旭川市内の在留外国人の数は1千744人となっております。国籍別に多い順で申し上げますと、ベトナムが448人で25.7%、インドネシアが220人で12.6%、中国が202人で11.6%、韓国が159人で9.1%、ミャンマーが150人で8.6%、ネパールが128人で7.3%、フィリピンが105人で6.0%、そのほかが332人で19.0%となっております。

次に、在留資格別に多い順で申し上げますと、技能実習2号が300人で17.2%、特定技能1号が267人で15.3%、技能実習1号が253人で14.5%、永住者が224人で12.8%、技術・人文知識・国際業務が121人で6.9%となっております。

○上野委員 旭川には1千744人、これぐらいしかまだいないんだって聞いて、私の娘はちょっと横浜にいますけれども、すごい数の、擦れ違う人はもうほとんど外国人かと思うぐらいの人をこの間も見てきましたんで、それに比べるとまだまだ旭川はやはり少ないんだなという感じがしました。

それで、今、在留資格について何人という数字を示していただきましたけども、これについてももう少し詳しく説明をしていただきたいんですが。

○高橋経済部次長 在留資格につきましては、様々な種類がありますが、就労が認められております主な在留資格につきましては、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務などがございます。

技能実習制度といいますのは、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度となっております。特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性、技能を有する外国人を受け入れ

ることを目的とする制度でございます。技術・人文知識・国際業務といいますのは、特定の専門的技術もしくは知識を必要とする業務、または外国人特有の感性を必要とする業務に従事するための在留資格となっております。

○上野委員 国としても、大分、緩和は進めているんですけど、やはり、かなり高いレベルの資格、制度であるなど私は感じております。

それにしても、先ほど1千744人で、そのぐらいですかって聞いたんですけども、コロナの後は、若干、外国人に会う機会も多くなっているのかなと思うのですが、コロナ下より増えているというふうに感じますけれども、それはどのぐらい変化してきているのかということと、それから次に、市内の企業でどのくらい外国人材を雇用しているのか、その外国人材を雇用している市内業者の割合についても併せてお示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 先ほど御答弁申し上げました在留外国人統計で比較いたしますと、5年前の令和元年6月における市内の在留外国人の数は1千222人となっております。この5年間で522人増えておりまして、約1.4倍に増加している状況でございます。

続きまして、市内の企業における外国人材の活用状況について調査するため、昨年11月に市内400事業所に対しまして外国人雇用に関するアンケートを実施し、98事業所から回答を得たところです。外国人の雇用の有無につきましては、雇用したことがないとの回答が一番多く、68事業所で69.4%、雇用中は22事業所で22.4%、今は雇用していないが、以前は雇用していたが5事業所で5.1%、検討中は3事業所で3.1%となっており、今回の調査では22.4%の市内事業所で外国人を雇用しているという結果になりました。

○上野委員 事前の打合せの中では聞いていなかったんですけども、もし分かったらでいいんですけど、今は雇用していないが、以前は雇用していたってところは、きっと雇用して途中でやめた、リストラしているんじゃないかと思うんです。その理由がもし分かれば、ちょっと1つ、2つ、聞かせていただきたいんです。

○高橋経済部次長 アンケートにおきましては細かいところまでは確認していないんですけども、制度の問題ですとか、あと人材確保の問題といったところで雇用をやめるケースがあるというふうにはお聞きしております。

○上野委員 雇用中と回答した割合がまだ2割ということですが、調べた件数、アンケートで返ってきた件数も100に満たない感じですから、まだまだ隠れているところがあるのかも分かりませんが、来た中では2割ということですが、人手不足という課題をそれぞれ抱えているにもかかわらず、外国人の雇用が進まない要因というのはどこにあるのか、どのようなお考えをお持ちなのか、お示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 今回のアンケートの中で雇用したことがないと回答した68事業所に対して、その理由について、2つまで選択できる複数回答方式で質問しております。最も多かった回答につきましては、受入れ体制が整っていないが39事業所、次に、人手が足りているが23事業所、方法が不明が12事業所、手続が煩雑が8事業所、その他が9事業所となっており、多くの事業所が、雇用の意向はあるものの、受入れ体制の整備や受入れ手続についての情報を有していないということが、外国人材の活用が進まない要因になっているものと認識しております。

○上野委員 大体想像がついたような答えが返ってきているなどということですね。要するに、受

入れについてのいろんな情報であるとか、そういう準備が企業自体にも旭川市自体にもまだまだ整っていないということがこういった理由に含まれてくるのかなということですね。やはり、向こうから来る外国人が求めるのは、安全で安心して働ける場所、それから、コミュニケーションなんかをやっぱり求めてくるのかななんていうふうに思っております。

それでは、旭川市は、これまでそういう方たちに対してどのようなことに取り組んできたのか、お示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 これまでの取組ですけれども、北海道などと連携いたしまして企業向けセミナーや情報提供などを行ってまいりましたが、企業の経営者や人事担当者などからお話をお聞きした際に、外国人材活用についての関心の高まりを感じる機会が多くなってきましたことから、今年度、企業アンケートを実施し、状況の把握を行ったところでございます。

アンケートの結果から、多くの事業所が、雇用の意向はあるものの、そもそも制度や手続についての情報を入手したり相談する手段や機会が少ないといった課題が見えてきましたことから、外国人材活用相談支援に係る事業を構築したところでございます。

○上野委員 旭川市には都市交流課というのがあると思いますけれども、その都市交流課との連携というのはどのような形で行っているのか、お示してください。

○高橋経済部次長 都市交流課では、フィール旭川7階のほうに旭川市国際交流センターを設置しております。そこでは外国人からの相談などへの対応を行っており、頻度は多くはないということでもありますけれども、求職活動などの相談もあったというふうに聞いております。

外国人材の活用につきましては、都市交流課と、今年度、複数回、打合せを行っておりまして、両課の取組についての情報共有ですとか今後の方向性などについて協議を行っているところでございます。新年度の事業実施に当たりまして、適宜、情報共有をしながら取組を進めるなど、さらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

○上野委員 都市交流課のほうは、時々、そこにいる人じゃなくて、そこに通っている人にちょっと話も聞いたりするんですけれども、先ほど、外国人の方が帰る理由も聞いたんですけども、旭川は寒いからと言って帰る人もいるっていうような話も聞いておりますし、仕事の内容でどうこうというよりは、コミュニケーション、やっぱり母国語が使えない中でのコミュニケーションに困難を感じて、そして、友達ができない、独りぼっちだっていう、やっぱり孤独感を感じて帰る方も多くいられるっていうふうに聞いています。

ですから、やっぱり、そういう方たちの相談を受け付けるところ、ここで外国人材活用相談支援事業についてということでお聞きしたいと思うんですけれども、どのようなことを考えられて取り組まれるのか、お示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 市内事業者の人手不足の解消と外国人材への良質な労働環境の提供を行うため、外国人材の雇用を検討している市内事業者、または現在雇用している事業者を対象に、外国人材活用に係る制度や受入れ環境の整備等の相談対応を行う外国人材活用相談窓口を開設したいと考えております。相談窓口は、外国人雇用に係る専門知識や企業支援の実績を有する民間企業に委託し、電話やメール、オンラインなどで対応できるようにしたいと考えております。

○上野委員 これからの取組なので、大変期待しているところであります。

今、外国人の雇用については、もう民間のレベルに旭川は頼るしかないと思います。私も民間の

説明を聞きに行きましたけれども、民間のほうは、海外まで足を運んで、そこへ日本の雇用条件も持って行って、向こうで人と人をマッチングする、そこまでやりながら日本に連れてきて働いてもらっていると。旭川市についても、それは民間レベルではやっているようには聞いていますけれども、まだ行政レベルではやっぱりなかなかそこまでいっていない。そんな中で、やはり、相談を受けながら、今現在、旭川で働いている人たちがどんな困り感を持っているのかっていう、そういうところをやはりつかまえながら、それを基に、やっぱり行政として何ができるのかっていうことをやっていかなきゃならないと思います。

企業とのマッチングということについては、これは、行政はなかなか難しいところであると思うんですけども、やはり、住んでいる方のインフラを整備したりとか、そういう悩みの相談の窓口というのはもっともっと早くに設けるべきだったのではないかなと私は思っております。ただ、そういうことに対して、これからやろうということについては、事業としては非常に私は評価したいと思っています。

先ほども申し上げましたけども、外国人が、かつてのようにただの労働者であってと、そういう見方ではなく、やっぱり、共に外国人と働いてまちづくりをしていくという、そういう考えに立って今後も進めていただきたいなと思っております。

特に、今、旭川では、カムイスキーリンクスのリゾート化を含めて、これがうまくいけば多くの外国人の方がこちらに来ると思います。そうすると、その中で、通訳だけではなくて、やっぱり、共に働ける人を育てていかなければならない時代が、近い将来、絶対に来ると思っているんです、私は。ですから、そういう意味でも、今後、この外国人材活用相談支援事業、こういったものを実施しながら、今後これをどういうふうにして展開していきたいのか、その見解をお示しいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 昨年、技能実習制度が抜本的に見直され、人手不足分野における人材の育成、確保を目的とする育成就労制度が創設されることになりました。新たな制度運用につきましては、詳細な内容はまだ十分に明らかではありませんけれども、これまでの制度と大きく変わるものになっておりまして、外国人材の活用を検討している企業にとりましては導入の障壁になることも考えられます。

このため、新年度設置いたします相談窓口において、制度の改正も含めた情報をお知らせするとともに、制度や窓口の概要などを掲載したパンフレットを作成したいというふう考えております。また、相談窓口に寄せられた内容につきましては、適宜、集約し、企業から寄せられた生の声として今後の事業構築に生かしていきたいというふう考えております。

いずれにいたしましても、多くの企業に相談窓口を利用していただくことが大事でございますので、広報誌やSNS、ホームページなどでの情報発信に加えまして、業界団体などにも個別に説明し、利用を促していくなど、積極的なPRを行ってまいりたいと考えております。

○上野委員 先週でしたか、土曜日、この庁舎の1階で、介護施設の方々が来まして、シニアの介護サポーター、要するに、介護士じゃなくて、その周りで作業する人たちの、シニアの方とのマッチングの、そういった取組を福祉のほうでやっていたんですね。そこでちょっと介護の人と話をすることがあったんですけども、その方のところには、ミャンマーから9人、それからネパールから9人、合計18人の方が働いていて、非常に真面目によく働かし、誠実であると。ただ、やっぱ

り、旭川で暮らしていく中で、本当に、なかなか友達の輪が広がっていかない。やっぱり、言葉の壁があるんだと思います。

だから、そういったことも含めて、これからきちっと相談窓口を通して、そういう外国人の悩みと、それから、その人方を雇用する経営側の悩みも同時に聞いた上で、やっぱり、今後、拡大していかなければならない事業ではないかと。そういう意味では、新年度の53万円という予算は、私はちょっと少な過ぎるかなと思っています。もっとやっぱりたくさんの予算をつけて、この部分については頑張っていっていただきたい、すべきだと御指摘をさせていただいて、この項目については終わりたいと思います。

ちょっと、あとは中途半端になりそうなので、委員長、この時間で終わっていいかどうか。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時30分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 それでは、後半を始めさせていただきます。

残り時間が64分しかありませんが、4項目ありますので、ちょっと急いで進めさせてもらいます。

まず、後半の1番目は、前半、行財政改革推進部のほうに聞いた公共施設予約システム、これについてなんですけれども、前半のときにも言いましたけれども、後半部分については、学校開放事業のスマートロックについてお聞きするということで通告しておりましたので、それについてお聞きしたいと思います。

まず、学校開放事業の事業と予算の概要についてお示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 学校施設スポーツ開放事業につきましては、地域住民の健康と体力の維持増進を図るため、小中学校の体育館やグラウンド等をスポーツ及びレクリエーションに開放している事業でありまして、令和7年度につきましては、事業費として7千878万3千円を予算計上しているところでございます。

内訳といたしましては、施設の施錠管理や入退館管理のために、各校に配置する管理指導員の人件費相当額として3千749万3千円、プール3か所の管理委託費として875万3千円、校長、教頭への報酬で355万2千円、備品その他事務費で424万2千円、そして、今回、新規要素となります公共施設予約システムやスマートロックを活用し、管理指導員を配置しない自主管理方式を73校中30校に導入する費用といたしまして2千474万3千円を計上したところでございます。

○上野委員 学校開放事業につきましては、非常に人気がございます、大体夜の7時から9時ぐらいまでの間、夜間の開放をいたしまして、私も、今、地域のバドミントンに週に1回行っていますけれども、それ以外にも、あちこちで各スポーツ団体がその活動場所を探して、この切替えの時期になると、学校にたくさんいろんな団体から電話が来まして、空いていないかという、そういった電話を校長、教頭時代も受けておりました。

今回、その中で、一番最後にありました公共施設予約システムやスマートロックについてお聞きしますが、このシステムのことで、どんな工事になるのか、これについてまずお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 インターネット環境を利用しまして、これまで管理指導員が行っていた物理鍵による施錠管理ではなくて、公共施設予約システムから予約で利用者へ暗証番号を発行することで利用者自身が解錠できるシステムになります。

また、工事については、システム構築に向け、導入校の専用出入口にスマートロック錠を取り付ける工事を行います。

○上野委員 開放事業につきましては、もう月曜日から金曜日かな、土曜日も使っているところもあるのか分かんないですけども、いろんなスポーツの団体が来るわけで、その団体が体育館を使用する際には、今までは、管理指導員が一つずつ鍵を開けて、最後は戸締まりもしてくれていたっていうことだったんですけども、今度は、このスマートロックになると、今ここで言われたように、やっぱり、暗証番号がどんな形で送られるのか、スマートフォンや携帯に送られてくるんだと思いますけれども、その暗証番号を打つことによって中に入れるようなイメージになるんじゃないかと思っています。

それで、一つ心配なのは、そのセキュリティー対策というのは、これ、十分に行われているのか、前のシステムのところでもちょっと聞いたんですけども、それについて伺います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 スマートロックの解錠に必要な暗証番号は、直接、予約者のスマートフォン等に送られますが、公共施設予約システムは、本市でも運用実績がございまして、セキュリティーについては安全性が確認されているものと認識してございます。

また、暗証番号は、利用の都度、変更になりますので、番号の漏えいにも対応できるものと考えております。

○上野委員 心配なことはいっぱいあります。暗証番号は1人に送られるんだと思います。多分、責任者のところに送られると思いますが、その責任者が、例えば、その日に行かないとか、それから遅れるとか、そういったときにそれを何らかの形で別の人にもた送らなきゃならないとか、そういったことはまた新たな問題として出てくるのかなあとと思っています。セキュリティーをしっかりとしているということですので、安心はしております。

ただ、管理指導員がいないことで、不便になることはないのかなどなのか、心配しております。私たちが行ったときには、もう用具の出し入れだとか、照明は管理指導員さんがやってくれています。また、後片づけも、我々は、掃除もして、最後は道具の後片づけまではするんですけども、最後の照明を消すなんかは、全部、管理指導員さんがやってくれていた。それをやっぱり誰かがやらなきゃならなくなる。

そのほかに、学校施設内の中でトラブルが結構多いんですよ。器具が壊れたとか、動かないとか、人がけがしたとかも含めて、そういったときの対応というのはどのようなになるのか、お示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 スマートロック導入によりまして自主管理方式になりますので、まず、用具の出し入れですとか照明の管理等は利用者御自身によるものと認識してございます。

また、管理指導員不在により生じる不都合、当日起こり得るトラブルについては、様々なものがありまして全てを想定できるものではございませんが、例えば、利用中に備品を汚損、破損してしまった場合、暖房がつかないといった場合は、これまでも管理指導員にお問合せをいただいておりますが、当日のうちに解決するのではなくて、翌日以降に、管理指導員から当該校の主事補である教頭に報告の上、後日、対応いただくのが一般的な流れでございました。

自主管理方式移行後は、管理指導員が不在になりますが、問合せ窓口を一元化しましてセンター化を図ることで、利用者の利便性の維持と学校側の負担軽減を図ることを検討しております。

○上野委員 確かに、今までも、何か壊れたとかっていった場合は、その日は活動できないで帰らなさいと言われたこともありましたんで、多分、その場で解決できないことのほうが多いのかなというふうに思っています。その問合せの窓口が一元化されるということで、そこに誰かがいて、電話して、こういうことがありましたということを伝えて、それから、ある程度の指示が出されるということですのでよろしいですね。

ちょっと細かいことになりますけれども、この利用料というのは、私たちも払っているんですけども、その支払いと管理についてはどのようにするのか、お示してください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 これまで、利用料は、市内主要体育館及び公民館で販売している利用券をあらかじめ購入いただきまして、利用時に管理指導員に直接お渡しする流れになっておりましたが、今後は、公共施設予約システムから電子決済により支払っていただくことで暗証番号が発行されることになります。

ただし、電子決済を御利用いただけない利用者に向けまして、これまでどおり利用券をお使いいただけるよう、受付窓口を別途設置する予定でございます。

○上野委員 電子決済って出たので、はっといたしました。私は苦手な分野なんですけども、それでも、その後に書いているように、これまでと同様に利用券も使えるってということで、結構、シニアの方の利用が多いんで、やはり、これ、電子決済に一気にいくというのはなかなか難しいものが私もあると思うので、こういう配慮がやっぱり必要なのかなと思っています。

次の質問で、私は、管理の責任者は誰かって、これ、聞かなくても分かっておりまして、校長が主事で、教頭が主事補という形で、これ、責任を持っていると思います。

ただ、これ、この後聞こうと思っていたことと関連するので、この学校の管理職の仕事内容というか、主事、主事補の仕事内容というのは増えるのかどうなのか、お示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 学校の主事、主事補の仕事が増えるのかということでございますが、利用者からの問合せ窓口の外部委託と公共施設予約システム導入によりまして、これまで、主事、主事補である校長、教頭に行っていた、利用者からの問合せ対応や利用者名簿の作成、利用券の集約といった事務作業は大幅に軽減されるものと認識してございます。

○上野委員 私がありがとうございますと言うのも変なんですけども、やっぱり、これは結構な時間がかかるんですね。そうすると、市として、前期、後期の分かれ目のとき、どの団体をどこに入れるのかっていう、そういう調整は今までどおり主事、主事補が行うという形で考えてよろしいですね。

ただ、途中で壊れたというのも、前は、教頭のところに電話が入って、教頭先生は、大体、我々

が午後9時までやっていたら9時まで残っている教頭先生が多くて、本当は駄目なんですけど、対応してくれたことも度々あったんですが、今度は、窓口が違うところになるので、それはそちらのほうでやっていただけるということですね。

それで、ちょっと別の視点からお伺いしますが、今まで管理指導員をしていた方、私の先輩もたくさんいるんですけども、そういう人方が、このスマートロックが導入されることで自分の管理指導員という仕事がなくなると思うんですけども、それについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 目標どおり30校にスマートロックを導入しまして自主管理方式へ移行した場合の本事業費の人件費の削減効果は、年間約1千600万円と推計しております。

こうした削減効果は、裏を返しますと、管理指導員等の収入の減につながるものとは理解しておりますが、公共施設予約システム及びスマートロックの活用といった、いわゆるDXによる市民サービスの向上や経費の削減は、行財政改革を進めていかななくてはならない本市にとっても優先的に取り組まなくてはならないものと考えてございます。

○上野委員 予想されていたとはいえ、DXと併せてやっぱりそういった人の削減というのも当然進んでくるんだなということで、ただ、こういう人方の仕事の再任用みたいなものも含めて、ちょっと頭の隅に入れて考えていただければなというふうに思います。

それでは、今後、利用者への説明についてはどのようにするのか、また、これも2点を合わせてお聞きしますけども、今後の課題としてはどんなことが考えられるのか、併せて説明いただければと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 まず、今後の予定でございます。

スマートロック導入は本年10月を予定しておりますので、自主管理方式導入校御利用の方々に8月の利用調整会議で説明することを考えてございます。

また、今後の課題でございますが、スマートロックによる自主管理方式につきましては、道内では先駆的な取組であり、当初想定できなかった問題も発生するとも考えられますし、学校施設を管理する校長や教頭の不安もあるかと思えます。ただし、担い手の不足や人件費の増といった課題を解決するためには、自主管理方式の推進は避けては通れないものであり、最終的には50校への導入を目指しているところでございます。

このため、新年度の早いうちに、スマートロック及び自主管理方式についてマニュアルを作成しまして、各小中学校へ丁寧な説明を行うほか、利用者の皆様にも御理解いただけるよう、利用調整会議で直接説明するなど、自主管理方式導入校の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員 道内では先駆的な取組ということで、答弁にもありますけども、やはり、何が起きるかは、今段階ではちょっと予想できないんじゃないかと思えます。

8月に説明をして、それ以降の10月の実施になると思いますが、ぜひその検証を進めていただきたいんですが、どのようにして臨むのか、それについてお考えをお示しいただきたいと思えます。

○菅原観光スポーツ部長 スマートロックによる自主管理方式でございますが、道内でもあまり例のない取組でありまして、これまで、職員によりまして様々なシミュレーションを行っておりますけれども、事業を実施する上で想定し得ない課題が出てくるということも十分想定されるものでござ

ざいます。

こうした課題を解決していくためにも、学校ですとか利用者の御意見を聞きながら改善していく必要があるものと考えております。定期的に学校関係者や、あるいは利用者に対してアンケートを行うなど、市といたしまして、現場の状況把握に努めてまいりまして、しっかりと検証、対応したいというふうに考えております。

○上野委員 先ほど言いました、何が起きるか分かんないんですけど、一つ御指摘させていただくのは、利用者に対する説明等をやるときに、ぜひ利用者の使用上のモラルの向上に向けて何らかの対策を練っていただきたい。

結構、シニアの方は丁寧に掃除もやったり道具も大事に使ったりするんですけども、私のやっている乱暴なスポーツ、サッカーの、特にフットサルをやるような20代、30代の若手は、やっぱり、こう、壁なんかどうでもいいぐらいに思い切り蹴ったり、天間が傷んだりっていうことも度々あったり、食べたものをそのまま置いていたりということも度々あるんじゃないかと思います。

それは、今まで、管理指導員さんが、全部、最後に後始末していつてくれていたんですけど、やっぱり、競技者のモラルっていうことについては今まで以上に厳しくやっていただきたいし、場合によっては、やっぱり、確約書みたいな、そういったものも用意されるほうがいいのか。今まではチームごとに多分出していたと思うんですけども、個人ごとの確約書なんかも考えてもいいのかなと思います。そうしないと、何か物が壊れた、誰かがけがしたとか、そういったことの責任問題がやっぱり出てくると思いますので、その辺だけは御指摘させていただいて、この件については終わらせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、観光スポーツ部に、スポーツ大会等誘致推進費についてお伺いをします。

令和7年度の予算の概要についてお示してください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 本市のスポーツ合宿誘致等の推進を目的としたスポーツ大会等誘致推進費の令和7年度の予算は566万5千円を計上しております。

その内訳といたしましては、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会への負担金として460万円、誘致活動に必要な旅費や調査費などで106万5千円となっております。

○上野委員 この件につきましては、私も、これまで、度々、御質問させていただいております。私のこれまでの観点としては、最初は、慶應義塾体育会野球部に誘致が決まったときから始まりまして、それまでのオリンピックや世界選手権クラスのメンバーを呼んでいたのが、慶應大学のOBの方のきっかけで、大学の野球部を誘致することになったことを、どうしてなんだというところからスタートしておりまして、そして、昨年度については、その中身について、あまりにも、誘致団体の決定に至って、はっきりとしたルールもなく、そして、その使うお金についても、規約の中を読んでも明確なルールがない中で支出されていた、そのことについても、今後どうするんだということで今まで質疑を続けてまいりました。

私の本心は、やっぱり、ルールをつくって、守ってほしいということなんです。誰がとか、どこがとかっていうんじゃなくて、やっぱりそういうルールをつくるべきだということで、この間、大綱質疑の中でも質疑させていただきましたけれども、今、そのことについては検討させていただいて

いる途中だというお答えをいただきましたので、それについては大変期待しているところであります。

それで、もう一度、私も初心に返る意味で、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の概要についてお示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会は、官民連携による合宿誘致を推進するため、平成29年6月に、旭川市、旭川商工会議所、旭川観光コンベンション協会、旭川市スポーツ協会で設立した官民連携組織でありまして、会長1名、副会長3名、委員3名、監事2名の計9名の役員で構成しております。

活動は、主に旭川市からの負担金を財源に行っているところでありますが、予算案や事業計画は、役員が出席する総会において決定しているところでございます。

○上野委員 何度も確認しておりますが、旭川市と、それから、旭川商工会議所、旭川観光コンベンション協会、それから旭川市スポーツ協会、これらが一体となって協議会をつくっている、そこでの事業であるということですね。それから、もう一つは、予算案とか事業計画は、役員が出席する総会において決定しているということで確認をさせていただきます。

それでは、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会総会の時期とその事業内容についてお示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 総会の開催時期であります。旭川市から同協議会への負担金の予算案が議決された後、スポーツ推進課に置く事務局や各組織の実務担当者から成る幹事会で新年度予算案や来年度の事業計画を作成し、例年、5月頃に総会を開催しているところでございます。

協議会の事業内容であります。官民が協力、連携しながら、合宿誘致活動の充実はもとより、合宿で来られた関係者へのサポート体制や合宿環境等の充実、また、全市的な歓迎の機運醸成に取り組んできたところでございます。

○上野委員 今の答弁にありましたように、この議決が通った後、幹事会がまず開かれて、そして、その後、総会が大体5月に開かれて、その中で、先ほども確認したように、事業計画、予算等が決定されるということを再度確認させていただきました。

それでは、次に、まず、会計年度についてどのようになっているのか、それについてお示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 協議会の会計年度であります。本協議会の規約第14条に定めますとおり、4月1日から翌年3月31日を1会計年度としております。

○上野委員 4月1日から3月31日まで、単年度会計というふうになっているということで理解いたしました。

それでは、この会計の中で、ちょっと調べさせていただいたんですが、繰越金が非常に多いように感じます。この推移を5年間お示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 繰越金の推移でございますが、令和元年度が254万5千582円、令和2年度が254万5千625円、令和3年度が254万5千648円、令和4年度が254万5千728円、令和5年度が254万5千764円となっております。

ざいます。

○上野委員 単年度決算であれば、繰越金があるっていうのはちょっとおかしいことなのかなと。特殊な事情があるのかと思いますけれども、普通、会計年度が3月31日に決まっても、それ以降に使うお金が発生する可能性があって、幾らかの繰越金ということを持っている団体は確かにあるんですけども、この4月1日から3月31日というのは、これ、やっぱり原則ここだと思うので、繰り越さずにやっぱり終わるべきじゃないかと私は思っているんですが、何かそういった特殊な事情があれば見解をお示しいただきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 繰越金に関する御指摘でございます。

市が主体となっている実行委員会や協議会においては、その事業内容にもよるんですが、翌年度も事業継続が見込まれる場合には繰り越している例が大半かと思います。

旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会においても、毎年、一定程度、翌年度へ繰越ししているところでございますが、合宿誘致という事業の性格上、5月の総会前に急な事業執行が必要になる場合に備える必要があることから、これまで繰越金を計上してきたところでございます。

○上野委員 そういう理由があるということですね。先ほど金額も提示されましたけれども、254万円まではきちっと数字が5年間そろっているの、ちょっと不思議な気がしましたけども、それは、今、何かいろんな事情があるというふうに説明は受けております。

ただ、実際の決算額が1千万円から1千600万円ぐらいの間に、1千600万円のときは東京オリンピックがあって、それにかかるお金があったんで多く払ったみたいです。大体1千万円から1千100万円ぐらいの予算で執行していると思うんですね。

その中で250万円といたら、4分の1が繰越しというのは、やっぱり、これ、かなりおかしいんじゃないかなと思うんですけど、それについてはどのようにお考えか、お示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 金額の大小については、事業内容や予算規模等により様々と考えておりますが、本協議会につきまして、日本代表合宿など比較的大所帯の申出にも一定程度対応できる金額をこれまで確保してきたところでございまして、本協議会の活動内容に照らし、繰越額が多いものとは考えていないところでございます。

○上野委員 確かに、そのようなことは考えられるのかもしれませんが。先ほど出した数字だけでは、これらが本当に使われたかどうかはなかなか分からないですね。250万円を繰り越して、その後、使ったかどうかはちょっと数字には出てきていないので、これ、また改めてちょっと私のほうで調べていきたいと思います。

それでは、次の質問に行きますが、令和7年度の誘致団体が決まるまでの過程はどのようなになっているのか、お示ください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 協議会における事業計画の決定過程についてであります。

本協議会の事業費は、旭川市からの負担金収入を主な財源としておりますので、まず、市として同協議会の負担金の予算計上が初めに必要な手続であり、今議会でも同協議会の負担金として460万円を提案しているところでございます。そして、予算の議決を受けた後、協議会の事務局及び幹事会で、新年度の予算案及び事業計画を作成の上、総会に諮り、決定することとなります。

○上野委員 ただいま審議しているのは、市がその協議会に出す負担金について審議しているということですね。聞くとところによると、他の3つの団体からは、例年10万円程度の負担金である、だから、市が主に財源となっているというのは、そういう意味で理解してよろしいですね。ただ、形は官民一体になって協議してやるということでは間違いないと思っています。

それでは、2点を合わせて聞きますけど、これまで合宿の希望はどのぐらい来ているのか、それからまた、今年も慶應野球部の合宿を開催するのか、これについては決定なのか、一緒にお答えください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 まず、合宿の打診でございます。

令和7年度に向けた本市への合宿希望団体につきましては、問合せが1件来ているほかは、具体的な希望団体は現状では慶應義塾体育会野球部のみでございます。

また、来年度も、慶應野球部の合宿の開催の決定有無でございますけども、慶應義塾体育会野球部とは、令和7年度予算の編成作業に向けまして、昨年11月頃から情報交換を行いまして、本市での合宿の意向を確認できたことから、旭川市の事業であるスポーツ大会等誘致推進費に同部の誘致事業費を含めた事業費を予算提案したところでありますので、議決いただければ、予算に従い、執行させていただくことになります。

具体的に取り組むのは負担金支出先の協議会になりますので、最終的な決定は協議会での総会の議決事項になるものと承知しております。

○上野委員 今の段階では、市だけの話ですから、市としてはそういう思いであると。ただ、最終的にはその協議会の5月の総会において初めて決定となるという押さえで、これ、そういう理解でよろしいですか。

そういう理解であれば、これは大綱質疑のときにもお聞きしたんですけれども、この時点でまだ決定はしていないと私は判断しています。その決定はしていない状況で、市長は、市政方針の中で、慶應義塾体育会野球部の合宿が開催されると言いました。

このことについて、まだ決まっていないのに開催されるという言葉が私はちょっと違和感を感じたんですけれども、それに対する見解をお示しいただきたい。

○菅原観光スポーツ部長 どの団体を誘致していくかといったような個別の計画につきましては、協議会において決定することとなりますが、現時点では、同部以外の具体的な誘致団体がない中で、引き続き、本市のスポーツを通じたまちづくりを推進していくべきという市の考え方をお示したものでございます。

市政方針全般では、主要施策につきまして実施してまいりますですとか、あるいは行いますなどと述べておりますが、市の方針としての考え方を、議員をはじめ、市民の皆さんにお示ししております。前提として全ての事業につきましては、予算議決後に手続を経て行うものでありまして、市政方針で合宿が開催されますと述べたことにつきましては、他の事業と同様、一般的な取扱いであるものと認識しております。

○上野委員 私は、この開催されるというのは、私自身もちょっと自信がなかったんで、日本語に自信がないので、ちょっと調べたんです、開催されるとはどういうことかって。したら、開催するって書いてあって、これ、開催するってことです。これが、一般の市民が聞いたら、今年も慶應義塾の野球部の合宿を開催するんだって私は思うと思うんですね。今、その裏側にある市とし

ての考え方がちょっとありましたけども、推進していくという市の方針であれば、言葉は推進していくでよかったんではないかなと思うんですよ。なぜ、されるって使ったのかということについては、今の言葉では、ちょっと、表現上、私は納得いかないところなんですよね。

もう一度、その辺に関わって、開催するとか、されるとかっていう言葉を市政方針の中で使ったこと、これについて、部長がもしあれでしたら、副市長、お願いします。

○菅野副市長 ただいま、上野委員さんから、来年度、新年度の合宿誘致についてのお尋ねでございます。

お尋ねの趣旨は、協議会で最終的に決定される、その前に予算が決まって、協議会において決定される手続を経て初めて開催されるという事実になるというものについて、市政方針でフライングぎみではないのかという趣旨の御指摘だというふうに理解をいたしますけれども、先ほど部長から答弁させていただいたとおり、ほかの事業の表現の仕方、市政方針における仕方から見ても、問題があるとは私どもとしては考えてございません。

ただ、委員から御指摘がありましたように、市政方針に限らず、市が市民に向けて、あるいは議会の皆さんに向けて説明する文書であったり、資料であったりするものについては、誤解されるということは本意でございませので、誤解をされたり、あるいは、それによって不信を招くようなことがあったり、あるいは違う解釈をされるようなことがないように、そこは気をつけなければならないというふうに思いますし、市政方針に限らず、そういうことについては、これからも、これまで以上に心がけていかなければならない、そのように認識はしてございます。

○上野委員 ただいまの副市長の答弁をお聞きしまして、開催されると書いたことは通常行われることであると、市の中ではですね。それで、間違いはないっていう、間違いはないっていうか、書かれていることに、私は違和感を持ったって言うんですけど、違和感はないということの答弁でした。

ちょっと、私は、納得はやっぱりいかないです。というのは、やっぱり、協議会があって、そこでやっぱり官民で話し合いをする場があって、そして、その中には、このメンバーの名前は書いていませんけど、旭川の有力な方たちがその中に協議会のメンバーとしていて、その人方の御意見も、事前には聞かれているのか分かりませんが、正式にはやっぱり総会の中できちっとした審議がなされて初めて決定されるわけで、それが開催されるって言葉は、日本語は、私はどう考えても開催されるということは、開催すると言っていることですから、それはやっぱりフライングじゃないかなと私は思うんですよね。

そういう意味では、そういうお答えを、そういう感覚のお答えをいただけなかったもので、委員長、申し訳ありません。総括質疑をお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○上野委員 この件につきましては、これで終わりたいと思います。

それでは、続きまして、土木部です。

8款5項3目、春光台公園風の子館についてです。

都市計画公園整備費のうち、遊具更新等を行う公園施設等の長寿命化に関する令和7年度の全体

事業費と、そのうち、春光台公園で予定している予算額及び事業内容についてお伺いをしたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、公園施設などの長寿命化対策につきましては、工事請負費として3億6千万円、委託料として2千万円、全体事業費で3億8千万円を計上しております。

そのうち、春光台公園の整備につきましては、老朽化した木製遊具、風の子館の撤去費として3千200万円を計上しております。

○上野委員 この春光台公園の風の子館につきましては、私が近くの中学校に勤務していたときにできたんですよね、ここは。当時は、私は、この風の子館っていう名前を知らないで、ずっと私たちの中では宝くじ公園、宝くじ公園って言っていたんですよね。なぜ、私はそういう印象が深いかというと、ここは、ちょうど春光台中学と、それから、下にある啓北中学校という中学校の境目のところにありまして、当時、まだ学校がこのような落ち着いていない時代で、必ず、そこで中学生が待ち合わせをして、何かしらみ合っているとか、そういった情報が流れて、よく私は生徒指導で出かけていった公園でもありますし、また、私ごとでは、その裏にちょっと小さい小川みたいなものがちょっとあるんですよね。上から落ちてくる、もちろんそうですけども、そこに、何でしたっけ、ザリガニがいて、息子たちを連れてよくザリガニを取りに行った懐かしい公園でもあるんです。これは余談ですけども。

その風の子館の概要であるとか、この整備費についてお示しをいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館は、一般財団法人日本宝くじ協会が公園などに大型遊具として設置し、寄附することを目的とした、宝くじ遊園地造成事業により整備された大型木製遊具であり、主な構成として、巨大な屋根ブリッジの下に屋根裏のような通路があるほか、ネット遊具やくぐり抜けトンネル、見晴らし台などの様々な遊びの仕掛けが組み込まれた遊具となっております。

本施設は、平成4年度から6年度にかけて整備されており、当時の整備費として、委託料で1千300万円、工事請負費で1億5千200万円、合計1億6千500万円の事業費となっております。

○上野委員 平成で言われるとなかなかイメージできないんですけど、1994年に、これ、日本で初めての木製の屋根つき遊具という、そういったことで言われていると、私も調べて知りました。

それで、次に、使用禁止になった経過についてお伺いしたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館が使用禁止となった経過につきましては、当該施設は、経年劣化により修繕を繰り返しながら維持管理を行ってききましたが、木製部材の腐食など部材の老朽化等により、子どもたちの安全な利用に支障が生じる箇所について、平成29年度から部分的に使用禁止の措置を講じてきておりました。その後も、使用禁止の箇所が徐々に広がっていましたが、令和5年度の遊具点検の結果で、施設全体の安全な利用状態の確保ができないと判断されたことから、同年5月に全面使用禁止としております。

○上野委員 平成29年度に部分禁止が始まって、令和5年度で全面使用禁止となったということで、そして、さらに劣化診断を行っておりますけれども、これはどなたが行ったのか、お示しいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 遊具の劣化状況等診断につきましては、毎年、定期点検を実施しておりますが、春光台公園の指定管理者である公益財団法人旭川市公園緑地協会が一般社団法人日本公園施設業協会が認定、登録する公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士の資格を持つ事業者に委託して実施しております。

○上野委員 そのような手続を踏んで使用禁止に至ったということですが、それらのことにつきまして市民への説明は行ったのか、行ったとしたら、その経過についてお示しいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 春光台公園の遊具更新に関する市民への説明、周知につきましては、春光台公園運営協議会の協議結果を、その都度、ホームページで公表しておりますほか、遊具の更新整備案につきましても、ホームページやSNS等を通じ、広く市民に意見募集するなどの手続を行っております。

○上野委員 これら協議会の結果については、ホームページによる公表や、遊具の更新整備案の意見募集などの手続を取ってきたということでありますけれども、若干、市民のほうから説明が不十分だったのではないかという言葉聞いております。

遊具更新の検討を行っていく過程というのは、もう最初から風の子館の撤去ありきの話ではなかったのかというようなことも出ておりますが、それについての御意見を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 風の子館につきましては、主要部材である木材の劣化が進んでいるほか、現在の遊具の安全基準に合致していない部分があること、今後の施設の維持管理費の抑制などを総合的に考慮した結果、風の子館を撤去した上で新たな遊具へ更新する検討を進めたものです。

○上野委員 若干、答弁が質問と合っていない感じもしますけれども、そういった考えで進めた、だから、当初から撤去ありきではなかったというようなことに理解をいたしました。

その後、こういった話が市民のほうに広まって行って、私もその後知ったことなんですけども、有志の会がもう一度検証したということを知っておりますけれども、その結果については確認しているかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 本市が実施した遊具点検の結果とは別な視点により行われました検証結果につきましては、東海大学札幌キャンパスで建築学、子ども環境学の研究を行っている教授からいただいた意見としまして、風の子館の構造は健全性が保たれており、損傷している部材は主に金属製の滑り台やトンネル、床の木製デッキ材などで、この部材を交換することで遊べる状態に回復するため、適切な費用により、どの範囲まで改修を行うのかを精査するべきとの意見を受けております。また、北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場からも、構造部材である屋根下の木製柱及びはりなどは十分に性能を維持している状態にあり、損傷は、外装、外壁、木製デッキ材であるため、補修が可能で、費用もさほどかからないとの意見を受けております。

○上野委員 異なる検証の結果が出てきているという、もちろん調べた人たちの見方があるんだと思います。

それで、この中で、よく名前が出てきます春光台公園運営協議会という会があるそうですが、その概要についてお示しいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 春光台公園運営協議会は、同公園の多様性に富む利活用を推進することを目的に、今後の整備及び管理運営等の在り方について市民が意見交換を行う場として、令

和5年度に、学識経験者、地元市民委員会、地元商工振興会、公園指定管理者のほか、自然保護団体や公募市民により構成される同協議会を設置し、これまで公園内の遊具改修や園路整備などについて意見交換を行ってきております。

○上野委員 2点一緒に聞きますけれども、市は、春光台公園風の子館の魅力についてどのように感じているのか、まず、お聞かせ願いたい。

そして、さらに、風の子館の劣化診断については様々な見解があるようですが、これについては再考すべきと考えるが、それについても併せてお答えください。

○星土木部公園みどり課長 風の子館は、背後を自然林に覆われた緩斜面の敷地に設置されたものであり、今までにない遊びの要素を持つ遊具、四季を通じて利用可能な遊具、公園全体とのつながりを考慮した遊具というデザインを基本として整備されたものです。遊具の整備以来、30年にわたり、春光台公園のシンボリックな施設として、多くの子どもたちに親しまれてきた遊具であると認識しております。

見解のほうにつきましてです。

本市指定管理者が行った遊具安全点検は、先ほども述べましたとおり、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士の有資格者に委託して実施したものであり、点検結果については適正なものと考えております。

○上野委員 それでは、もう既に予算の中にも組み入れておりますけれども、新遊具の更新についてはどの程度の予算を考えているのか、それで、さらに、修繕するほうが安価だ、安いというふうに言っている専門家もいるんですが、その見解についてお示しください。

○星土木部公園みどり課長 現在設置を予定している遊具の整備費として約1億1千万円程度を見込んでいます。

修繕のほうが安価だということの見解についてですけれども、風の子館につきましては、主要部材である木材の劣化が進んでいることから、木材の割れや大きなさくれなどが発生する可能性があることを認識しておりまして、現状の部材を生かして使用する場合は、相応の修繕費が必要になると考えておりますが、どのような手法でどの部分を修繕するのかによってその費用が変動すると考えております。

○上野委員 大雪と石狩の自然を守る会の寺島一男氏も、月刊誌の中でこのように言っています。他の専門家からの具体的な指摘と見解があるときは、改めて更新案を比較検討することが大切であると、風の子館に対する記事の中でこのように語っております。

これについての見解をお示しいただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 先ほども答弁しましたとおり、本市指定管理者が実施した遊具安全点検の結果については適正なものとして認識しておりますが、一方で、風の子館を撤去し、新遊具を設置するという方法ではなく、修繕により現在の風の子館を生かした形で再活用するという手法の提案もいただいているところです。

整備手法を比較し、検討するためには、修繕案の検討を行う調査の実施が必要であると考えております。

○上野委員 この項目、最後になります。

現在予定している撤去工事を保留し、風の子館を生かした形で修繕により活用を図る方法を検討

するつもりはないかどうか、お伺いいたします。

○富岡土木部長 風の子館の修繕による活用についてでございます。

現在の整備案は、遊具の安全性の確保を第一に考えて、また、将来的な維持管理費についても考慮した上で、春光台公園運営協議会での意見交換、また近隣の小学校、幼稚園などへのアンケート調査、またさらに緑の審議会での協議など、市民参加の手続を経て作成したものでございまして、昨年から本市のホームページにおきましてもその内容について公表しているというところでございます。その後、昨年の第3回定例会において、風の子館を修繕し、今後も活用すべきといった御指摘や、あと、そのほかにも、今回の質疑にもありましたが、同様の御意見をいただいているということでございます。

春光台公園の遊具更新に関する事業につきましては、現施設が木製ということで、年々、劣化が進行しているということも予想されますし、場合によっては、詳細な方法で正確に状態を把握することが必要となる部材もある、そういうことも考えなければなりません。現施設の状態を正確に把握した上で、そうした御意見をいただいていることについて、その可能性を含め、来年度の早い時期に調査を実施することを検討してまいりたいと考えております。

○上野委員 前向きな答弁をいただきました。ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

この項目は、これで終わります。

それでは、時間がありませんが、最後の項目に入ります。

公園のバリアフリー化について、8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、公園バリアフリー化の事業概要についてお伺いをいたします。

○和田土木部公園みどり課主幹 8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、公園のバリアフリー化につきましては、工事請負費として5千万円を計上しております。

主な事業概要としましては、東光公園トイレのバリアフリー化に伴う園路整備、神陵公園の既存トイレ建て替えなどを予定しております。

○上野委員 これまで市内の公園においてバリアフリー化の対策を進めてきていると思われませんが、過去の整備実績についてお伺いいたします。

○和田土木部公園みどり課主幹 公園のバリアフリー化対策につきましては、国土交通省の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用し、令和5年度から着手しております。

次に、整備の状況でございますが、昨年度は、大成公園と千代田公園のトイレ建て替え2か所、今年度は、東光公園のトイレ建て替え1か所と、大成公園と千代田公園のトイレ建て替えに伴う園路整備を行っております。

○上野委員 バリアフリー化を実施する公園、これはどこを選定するのかという考え方を定めていると思いますが、その選定基準と整備の対象施設についてお伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 バリアフリー化を実施する公園の選定につきましては、公園トイレでは、設置後30年以上が経過し、かつ、旭川市地域防災計画の指定緊急避難場所に指定されている公園を対象として、利用状況などを考慮した上で整備の優先順位を決定しております。

次に、整備対象とする施設ですが、公園トイレの建て替えのほか、トイレへ向かう園路についても併せて整備を行っております。

○上野委員 旭川市地域防災計画の指定緊急避難場所に指定されている公園、これを対象にしてい

るというだけで、本当にこれでいいのかなという気がして、今、答弁をお聞きしました。

それでは、公園トイレを建て替えし、バリアフリー化対策を行っていることを今の答弁で確認させていただきましたが、バリアフリー化対策を行う上での基準、これらがあればお示ししていただきたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 公園トイレを設置する際は、国土交通省が定める都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき整備を実施しており、ガイドラインでは、施設整備に当たり、段差を設けない、腰かけ便座及び手すり、オストメイト用水洗器具などの設置、出入口の有効幅などの基準を満たす必要があるとされております。

○上野委員 最後の質問になりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、地域防災計画に指定されている公園、これを中心にバリアフリー化を進めるということでもありますけれども、今、障害を持たれている方は、近くの公園へ行ったり、いろんなところへ行かれると思うんですね。そういったときに、既存の施設のバリアフリー化も、これも同時に進めていくべきじゃないかと私は考えるんですけども、市の今後の整備の考え方について見解をお伺いして、この項目を終わりたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 市内公園におけるトイレなどの施設のバリアフリー化についてですけれども、市内の公園施設では、老朽化が進んでおり、また、更新や撤去などの今後の方針設定が必要な施設が、街区公園を含め、多数ございます。その中でも、災害時の避難場所として地域防災計画で指定される公園は、有事の際に誰でも公園トイレを活用できるよう整備する必要があり、バリアフリー化対策を実施する公園として整備を進めてきております。

しかし、整備や更新には多額の費用を要するほか、日常的な維持管理も含め、その費用が年々増加傾向にあるため、財源の確保も含め、今後、施設の適切な管理や更新の対応が大きな課題であると認識しております。

このため、それぞれの公園の特性や利用状況などを把握した上で、優先順位を判断しながら、インクルーシブの取組と併せて、誰もが快適に楽しく利用できる公園整備に努めてまいります。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月17日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時25分

○令和7年3月17日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後4時29分

○出席委員（14名）

委員長 えばな 安信
副委員長 塩尻 英明
委員 上野 和幸
委員 植木 だいすけ
委員 皆川 ゆきたけ
委員 たけいし よういち
委員 まじま 隆英

委員 高木 ひろたか
委員 高橋 ひでとし
委員 菅原 範明
委員 石川 厚子
委員 高見 一典
委員 中村 のりゆき
委員 松田 卓也

○欠席委員（1名）

委員 あべ なお

○出席議員（1名）

議長 福居 秀雄

○説明員

副市長 菅野 直行
副市長 梶井 正将
女性活躍推進部長 片岡 晃恵
女性活躍推進部女性活躍推進課長 松山 由夏
経済部長 三宮 元樹
経済部次長 高橋 慶太
経済部産業振興課長 住吉 俊彦
経済部産業振興課主幹 後藤 哲憲
旭山動物園長 田村 哲也
旭山動物園主幹 沼田 聡
旭山動物園主幹 中田 真一
観光スポーツ部長 菅原 稔
観光スポーツ部次長 白木 義宏

観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 川原 久明
観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 大久保 啓子
土木部長 富岡 賢司
土木部雪対策担当部長 高橋 正樹
土木部次長 時田 秀樹
土木部公園みどり課長 星 孝幸
土木部公園みどり課主幹 和田 光矢
土木事業所長 石持 真
水道事業管理者 佐藤 幸輝
上下水道部長 幾原 春実
上下水道部次長 山田 一政
上下水道部料金課長 稲場 勝之
上下水道部下水道施設課主幹 堀田 幸宏

○事務局出席職員

議会事務局長 稲田 俊幸
議事調査課主査 長谷川 香織
議事調査課書記 朝倉 あゆみ

議事調査課書記 桐山 未悠
議事調査課会計年度任用職員 河合理子

○塩尻副委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１３名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、えびな委員から遅れる旨の、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、前回に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第４６号、議案第５２号、議案第５３号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第８３号及び議案第８４号の以上９件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○皆川委員 おはようございます。

公明党、皆川です。どうぞよろしくお願いします。

今回、６事業ありますので、早速ですけれども、入らせていただきたいと思います。

初めに、経済部に、動物園事業特別会計について、動物園の現況等も確認しながらお伺いをしていきたいというふうに思っております。

そこで、まず初めに、ゼロカーボンＺＯＯの事業について、初めに令和７年度における事業概要からお伺いしたいと思います。

○沼田旭山動物園主幹 令和７年度のゼロカーボンＺＯＯの事業につきましては、今年度実施しております調査事業の結果を踏まえ、園内での再生可能エネルギー設備の導入に向け、エネルギー需要の施設ごとの詳細な把握や、導入設備の概要を整理するための基本設計業務を実施するほか、旭山動物園が排出するＣＯ２排出量の算定に係る支援業務などを予定しており、予算額は１千２６５万円となっております。

○皆川委員 ゼロカーボンの実現を目指す上で、現状のエネルギー使用状況を正確に把握した上で、どの分野でどのような改善が可能なのかを具体的に分析していくことも重要だというふうに思っております。エネルギー消費の削減は、単にＣＯ２排出量を抑えるだけではなく、運営コストの適正化や、また、持続可能な施設運営にも直結する課題と考えます。

そこで、旭山動物園における現在の年間エネルギー消費量はどの程度なのか、お示しいただきたいと思います。

○沼田旭山動物園主幹 旭山動物園では、主に電気と灯油によりエネルギーを賄っており、年によって若干の変動はありますが、令和５年度実績では、電気で７千９５ギガジュール、熱で１万１千１８１ギガジュール、合わせて１万８千２７６ギガジュールのエネルギー需要があるものと把握、整理をしております。

環境省の令和３年度統計との比較にはなりますが、北海道の１世帯当たりの年間エネルギー消費量は４８．４ギガジュールとされておりますので、これを基に計算いたしますと、旭山動物園のエネルギー消費量は約３７８世帯分に相当しております。

○皆川委員 北海道の標準家庭約３７８世帯分相当のエネルギーということでありました。

今後、持続可能な社会の実現に向けて、旭山動物園が具体的にどのように再生可能エネルギー設備の導入を進めていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

○沼田旭山動物園主幹 再生可能エネルギー設備の導入に当たっては、旭山動物園のエネルギー消費が相当量に上ることから、その全てを園内に設置する再エネ設備のみで賄うことは現実的でないと考えております。

そのため、まずは、災害時にも、動物園が、一定期間、機能できるようにするレジリエンス確保の観点において必要となる再エネ設備を優先的に設置し、並行して、今後の施設改修等と併せた省エネ化や再エネ設備の導入拡大を図ってまいりたいと考えております。

○皆川委員 先日、我が会派の高花議員の代表質問の中で、冬期間でも雪の反射を使って発電できる垂直型の太陽光発電の導入を含めて、年間を通じた安定的なエネルギー供給について検討するというふうに答弁がありました。

具体的にどのような内容で設備導入を想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○沼田旭山動物園主幹 垂直型太陽光発電は、道内でも、実証を含め、複数の導入事例があり、雪による反射も取り込めるため、従来よりも冬期間の発電に期待できるとされており、安定的なエネルギー供給に資する有効な設備であると考えております。

園内には多くの電力需要に対応できるだけの設備を設置可能な広大なスペースは存在しておりますので、可能な範囲からの導入となりますが、設置場所は、景観を損なわないよう配慮しつつ、来園者にも取組を見ただけのような場所を検討しております。

○皆川委員 環境負荷を低減しつつ、園内で発生する資源を最大限に活用するためには、動物の排せつ物であったり、また、食品廃棄物をバイオマス資源として利用するということもできるのではというふうに考えます。

バイオマス発電の活用についてどのように考えているのか、本市の見解をお伺いしたいと思います。

○沼田旭山動物園主幹 今年度の調査事業の中で、バイオマス発電の導入についても調査を行っておりますが、旭山動物園の特徴として、大量のふん尿を出す大型草食動物が少なく、ふん尿単体の活用は難しいことから、園内飲食店での食品残渣を含めて検討していたところであります。その結果、園内で生じるバイオマス量を合わせても多くて1日当たり0.5トン程度であり、発電するためには量が少な過ぎ、事業採算ラインに乗りにくいことが判明しております。

引き続き、園内バイオマスの発電の可能性を探ってまいります。飼育動物の排せつ物につきましては、堆肥化などのほかの方法を含めて検討を進めてまいります。

○皆川委員 堆肥化などのほかの方法を含めて検討を進めていくということでありました。

ゼロカーボンの取組を広く市民に浸透させるためには、単なるインフラ整備ではなくて、来園者が環境問題を自分事として捉えることも大切な取組だというふうに思っております。

来園者を巻き込んだソフト事業について具体的にどのように考えているのか、お聞かせください。

○田村旭山動物園長 ゼロカーボンZOOの取組を推進するに当たっては、再エネ設備などのハード面を整備するだけでは訴求力や広がりが限定的であると考えており、来園者をはじめとする多くの方々に環境について考えてもらい、行動に移すきっかけを提供するソフト事業も同時に展開していくことが肝要であると考えております。

例えば、ソフト事業として、動物のことだけでなく、その周りの環境についても学べるコンテンツの提供や、園内での購買がエコな消費行動につながるような取組などを想定しており、環境を軸に据えた様々な取組を連動して行うことにより、動物園が持っている付加価値をさらに引き上げてまいりたいと考えております。

○皆川委員 ゼロカーボンの取組を市民に分かりやすく伝えるためには、動物園内のエネルギー消費や発電量をリアルタイムで可視化して、見て実感できるという仕組みを導入していくことも有効ではないかというふうに考えます。

この点について、市の見解をお聞かせください。

○田村旭山動物園長 動物園には多くの動物舎や建物があることから、これらで消費されるエネルギー状況を一元的に管理し、可視化することを直ちに実現するには、技術的、費用的に課題が多いものと認識しております。

例えば、施設改修等に合わせてエネルギー消費量を可視化することや、再エネ設備を導入する際に発電量を可視化することなど、個別の施設や設備ごとに導入することは可能かと考えておりますので、機会を捉えて検討したいと考えております。

○皆川委員 発電量の可視化については、個別の施設、あと、設備ごとに導入することは可能性もあるということでありました。

旭山動物園では、これまでにペレットストーブを導入しておりまして、園内のエネルギー循環の取組の一環として設置されていると伺っております。これまでの導入台数と活用状況についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹 ペレットストーブにつきましては、令和5年度、6年度におきまして、それぞれ3台ずつ、計6台を導入しております。いずれも、園内の休憩所など、来園者の目に留まりやすい場所に設置し、補助暖房としてだけではなく、地域エネルギー循環の取組を広く周知しているところであります。

○皆川委員 それでは、動物園でのペレットの生産方法や、また、状況などペレットの燃料供給体制について、改めてお伺いしたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 ペレットの供給体制につきましては、動物園の近郊に工場を有する市内企業に御協力をいただいております。

夏の間に園内の伐採、剪定した木や枝を引取りに来てもらっており、専用車両でその場でチップ化にするなどして工場に運び、一定期間の乾燥を経てペレットに加工しております。その後、冬期間に入り、定期的にそのペレットを再び動物園に納入してもらっており、旭山動物園産のペレットとして生産、供給されているところであります。

○皆川委員 動物園のペレットストーブについて、品質のよいペレットじゃなくても、この動物園内産としてペレット化して燃料として使用できて、また、電源も不要だって以前に聞いていますけれども、緊急の場合に、動物舎などでも使用でき、移動も容易にできるストーブということで、以前に公明党会派でも視察もさせていただいたところでありますけれども、今後、ペレットストーブを増やすことについてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○中田旭山動物園主幹 ペレットストーブは、来園者への啓発用として設置しており、休憩所のほぼ全てに行き渡っていることから、設置については一定の区切りがついたものと考えております。

今後、ペレットストーブを増やすとすれば、動物舎が想定されますが、主暖房とした場合、ストーブではなく、ボイラーの設備規模となり、その設置コストや管理体制、ペレット供給体制等の検討課題も多いことから、現段階では増やす計画は持ち合わせていないところです。

○皆川委員 ペレットストーブ、再生可能エネルギーの活用を身近に感じてもらう手段の一つとして、大きな可能性を持っているというふうに考えます。

そこで、旭山動物園において、ペレットストーブがどのように活用されているのか、来園者への周知や環境教育の一環としての取組の現状や、また、今後の展開について見解をお聞かせください。

○田村旭山動物園長 ペレットストーブは、主に休憩所に設置することで、多くの来園者にぬくもりとともに目に触れてもらっておりますが、ストーブ脇に設置しているパネルにおいて、この燃料が園内で伐採、剪定され、廃棄物として処分されていた木や枝であること、それを地域の工場でペレットに加工し、再生可能なエネルギーとして再利用していることを伝えております。

引き続き、一般来園者への広報はもとより、季節は異なりますが、主に夏場に来園される児童生徒への教育活動における環境教育ツールとするなど、この取組を様々な形で広く活用してまいります。

○皆川委員 ゼロカーボンの取組を推進していく上で、再生可能エネルギーの導入だけではなくて、施設全体のエネルギー効率を向上させるということも極めて重要な課題かなと思っております。特に、園内の照明をＬＥＤに替えていくことも、消費電力や、またＣＯ₂削減にもつながって、ゼロカーボンＺＯＯを目指す旭山動物園にとっても欠かせない取組の一つではというふうに考えます。

そこで、現在、どの程度、ＬＥＤ照明の設置、導入が進んでいるのか、また、今後の計画についてもお聞かせください。

○沼田旭山動物園主幹 園内の照明につきましては、老朽化等で取替え時期が到来したものから、順次、従来型からＬＥＤ照明への切替えを実施してきており、現在、園内照明全体の約３割がＬＥＤ照明となっております。

再生可能エネルギー設備の導入の検討と併せ、徹底的な省エネ化もゼロカーボンＺＯＯの重要な取組の一環と捉えておりますので、今後も、引き続き、各機器の取替え時期に合わせ、従来の照明からＬＥＤ照明への切替えを実施し、最終的には園内全ての照明についてＬＥＤ化を目指しております。

○皆川委員 今年の旭川冬まつりにおいて、光ＩＤ技術というのが導入されておりました。雪像を撮影すると、多言語で説明が表示されるサービスが展開されて、好評だったというふうにも伺いをしました。

旭山動物園でも、そういう光ＩＤなどのデジタル技術を活用して、例えば、ＡＲを用いて来園者の方が動物と並んで写真を撮ることで、サイズや特徴を直感的に理解して、小さなお子様でも記憶に残りやすい、そういった学習体験を提供できるのではというふうに考えます。また、音声ガイド等と組み合わせることで、動物博物館としての役割を強化して、動物の生態や、また、展示の意図をより深く理解できる環境整備につながるというふうに考えます。

こうしたデジタル技術を活用した情報提供について、今後、導入の検討をしてはというふうに考えますけれども、市の見解をお聞かせください。

○沼田旭山動物園主幹 現在、当園で実施しているデジタルを活用した情報提供としては、ＱＲコ

ードを活用した多言語情報サービスがあり、園内に設置したポップに掲載されたQRコードをスキャンすることで、日本語を含む6言語で施設案内が表示され、各動物舎のコンセプトや見どころなどを御覧いただけるサービスがございます。

デジタル技術については、日進月歩でありますことから、委員が御指摘の光ID技術を活用したサービスを含め、動物園の特性に適したデジタル活用サービスについて、随時、情報収集を行い、よりよい情報提供サービスの在り方について検討を重ねてまいります。

○皆川委員 それでは、ちょっとここから話が少し変わりますけども、旭山動物園は、アクセスの安全確保についても最優先の課題かなというふうに思っております。

2月に発生しました東門に向かう道路での多重事故ですね。路面凍結や急な勾配など、様々な要因が複合的に絡み合ったものだというふうに推察をされます。当時の路面状況などを含めて、動物園ではどのように把握していたのか、お伺いしたいと思います。

○三宮経済部長 本年2月15日に旭山動物園東門に向かう坂道で発生した多重衝突事故につきまして、被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当時、路面の状況といたしましては、凍結と降雪により、毎日、開園前にまいている砂が効かず、大変滑りやすい状況となっていることを動物園としても把握したため、除雪センターに臨時の砂まき作業を要請いたしました。作業車の到着前に事故が発生したものでございます。

○皆川委員 過去にも同じような路面状況になったこともあったかなというふうに思いますけども、これまで行ってきた冬期間の旭山動物園へアクセスする道路の除雪、滑り止め対策は、どのように行っていたのでしょうか。あわせて、事故当日に、事前に、市としては、危険性を把握し、適切な対策が取られていたのか、お伺いしたいと思います。

○田村旭山動物園長 道路管理者では、動物園に向かうアクセス道路については重点的に除雪や砂まきを実施する路線としておりますが、冬季の路面状況は降雪や気温の影響により変化していくため、動物園としても、路面状況の把握やトラブル車両の救出対応などを行い、安全確保に努めてきたところです。

事故当日におきましても、路面状況の悪化が確認されたため、砂まき作業の要請など臨機の対応を図ったところではございますが、事故が発生したことを踏まえまして、さらなる安全対策を講じる必要があると認識したところでございます。

○皆川委員 今回の事故を受けて、事故の詳細な原因分析を行ったというふうに思いますけども、来園者の安全を第一に考えた場合、今後、再発防止に向けて具体的にどのような安全対策の強化を検討し、実施しているのか、お聞かせください。

○三宮経済部長 安全対策の強化策といたしましては、まず、道路管理者では、早朝に実施している通常の防滑作業に加えまして、開園時間に近い午前9時30分から10時頃にも実施する体制としたほか、応急的な砂まきにも十分対応できるよう、坂道付近への砂の配備を強化したところでございます。また、路面状況を意識して安全運転を行っていただくよう、注意喚起看板も増設したところでございます。

また、動物園側の取組といたしましては、東門のバス待機場を拡張いたしまして、そこへの誘導を強化することで、来園のピーク時間が開園の午前10時半前後から11時のペンギンの散歩の頃に集中しておりますので、その時間に坂道を下るバス車両の通行を制限いたしまして、バス車両同

士が擦れ違いをするということを限りなく抑え、安全に通行できる状況を確認しております。また、通行車両が混雑する時間帯に坂道のカーブ地点に監視員を配置いたしまして、路面状況の把握を強化するほか、路面状況が悪化している場合には、団体バスの受入れを正門に振り分け、危険性を回避するようにしております。

今後とも、道路管理者と十分に協議を重ねまして安全対策を講じ、しっかりと機能させることで、安心、安全に動物園に御来園いただけるよう努めてまいります。

○皆川委員 次に、遊具についてお聞きをしたいと思います。

動物園では、令和7年度に新たに整備される遊具の導入が予定されているというふうにお聞きをしました。どのような種類の遊具を計画して、いつ頃の供用開始となる予定なのか、その概要についてお伺いしたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 旭山動物園では、園内2か所で遊具整備を予定しており、1か所目は、クジャク舎裏の芝生広場にコンセプト遊具コーナーを整備するもので、予算額は1億9千300万円となっております。2か所目は、いこいの広場休憩所横のエリアにインクルーシブ遊具コーナーを整備するもので、予算額は2千400万円となっております。

いずれも11月までの整備期間を予定しておりますが、その後、すぐに積雪期を迎えますので、広く供用開始となるのは令和8年度の夏期開園からになると想定しております。

○皆川委員 遊具については、令和8年度の夏期開園から想定しているということでありました。

それでは、新たな遊具が持つ特徴やコンセプトについてお伺いしたいと思います。

○中田旭山動物園主幹 まず、芝生広場に整備するコンセプト遊具につきましては、来園者が当園で動物を観察した際に感じた動物の能力や特性を実際に体験していただくことをコンセプトとした遊具設備で、レッサーパンダの揺ら揺らつり橋、ヤギの平均台、ブラキエーションツリーなど、合わせて7基の遊具を設置する予定です。

次に、いこいの広場休憩所横に整備するインクルーシブ遊具につきましては、低年齢の子ども、障害のある子どもなど全ての人々を対象に、分け隔てなく遊ぶことができることをコンセプトとした遊具となっており、複合遊具や回転遊具などの遊具を3～4基程度設置する予定です。

○皆川委員 エリアごとに表記や案内表示をすることで、障害の有無にかかわらず、全ての人が共に遊び、楽しめる空間であることを明確に示すことができ、公平に利用できる場であると認識しやすくなると考えます。

そこで、今回、それぞれのエリアを示す看板や案内板の設置についてはどのように計画をされているのか、お伺いします。

○中田旭山動物園主幹 今回、2か所の遊具コーナーを同時に整備しますので、それぞれの遊具コーナーの趣旨が分かるような名称をつけ、園内に設置する看板等にて、来園者にその特徴をお伝えしたいと考えています。

特に、インクルーシブ遊具コーナーについては、全ての人が共に遊び、楽しめる空間であることを示すため、名称看板とは別に案内板も設けることとし、体の不自由な子や困っている子がいたら手助けをお願いしたいこと、相手の気持ちを考えるのが苦手な子がいたら一緒に楽しめる工夫を考えてほしいこと、また、介助のため、保護者も遊具を使用できることなどをお知らせする予定です。

なお、コンセプト遊具コーナーについては、子どもたちの感受性を大切に、主体的に遊んでも

らうコーナーですので、安全面といった一般的な注意看板を設ける予定となっております。

○皆川委員 今回、旭山動物園ならではの特色を生かした遊具整備が進められるということで、より多様性を尊重し、また、訪れやすい環境を整えていくということは、これからの公共施設の在り方としても重要な取組になってくるといふふうに思います。

今回、動物舎の整備ではなく、新たに遊具を整備しようとする、その意図や、その導入によって期待される効果について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○田村旭山動物園長 今回整備する新たな遊具には、動物園の担う役割の一つでありますレクリエーション機能に幅を持たせ、小さなお子さん連れの方でも、空いた時間に、子どもを飽きさせることなく、楽しく過ごしていただける空間をつくるといった意図に加えて、特に、コンセプト遊具につきましては、実際に動物を見ていただいた上で、さらに別の側面から動物の能力を実感してもらい、子どもに好奇心や学びを促すといった要素も意図してございます。

また、インクルーシブ遊具につきましては、多種多様な来園者が訪れる動物園という場所に、全ての人々が分け隔てなく安心して一緒に遊べる環境を整備し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての方を動物園が歓迎し、お越しいただきたいという姿勢を表すとともに、実際に来園された際にも安心して滞在できる場所であるという認識を持っていただく象徴のような施設となることを期待しております。

○皆川委員 以上で、旭山動物園関連というか、経済部は、一応ここで一旦終了となりますので、よろしくお願いします。

次は、観光スポーツ部にお聞きをしていきます。

花咲スポーツ公園再整備についてであります。

さきの代表質問においても質問が行われましたけども、市民の関心も非常に高く、大規模な事業でありますので、今後の市のスポーツ振興はもとより、都市計画、さらには地域経済にも大きな影響を与えるものというふうに考えます。

改めて、本事業実施に至る背景や、また、目的、これまでの取組状況や現状、今後の展望について、様々、お聞きをしていきたいというふうに思っています。

初めに、花咲スポーツ公園再整備費の事業概要と予算額をお示してください。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園再整備費の事業概要につきましては、市民のスポーツ活動の充実を図り、地域のにぎわいづくりや新たな価値の創出を目指し、花咲スポーツ公園の再整備を行うものであり、令和7年度につきましては、アドバイザー業務委託料として4千100万円、花咲スポーツ公園再整備基本計画策定等に係る経費として384万8千円など、4千548万4千円を計上しております。

○皆川委員 次年度は、アドバイザー業務委託料と花咲スポーツ公園再整備基本計画策定等に係る費用ということでありました。

それでは、花咲スポーツ公園を再整備するその背景や目的についてお示しをいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園は、北北海道のスポーツ拠点として、多くの市民に利用されているほか、全道・全国規模の大会も開催されております。しかしながら、多くの施設が設置から30年以上が経過し、老朽化が進んでいること、多様化するスポー

ニーズに対応できていないなどの課題があったことから、これらの課題に計画的に対応するため、令和6年3月に花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定し、公園全体の再整備を進めることとしたものです。

○皆川委員 施設の老朽化、また、スポーツニーズの変化に今後対応できなくなってくるということかと思います。

それでは、現総合体育館を、改修ではなくて、新アリーナとして建て替えることを選択した理由について伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 総合体育館につきましては、建設から40年以上が経過し、老朽化が進行していること、メインアリーナが耐震基準を満たしていないことから、新たな利用ニーズへの対応や防災機能の強化も踏まえ、プロスポーツやコンサートなど多様な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして建て替えることとしたところ です。

○皆川委員 現総合体育館は、耐震基準を満たしていないということも含めて、プロスポーツやコンサートなど多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する新アリーナとして建て替えるということでありました。

そうした場合、これまで日常的に利用していた市民の方の利用や、また、各種スポーツ大会開催などの利用に支障が出たり制約を受けることになるのではと考えますが、見解を伺います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナにつきましては、プロスポーツ等の興行利用も視野に入れた多目的アリーナとして整備するため、市民スポーツの利用については、現在の総合体育館よりも利用機会が減少することが想定されます。

現在整備を進めております東光スポーツ公園に市民利用や大会開催等に適した複合体育施設を整備する計画でありますことから、同施設と新アリーナの2つの施設により、競技スポーツや市民スポーツ利用の需要を満たすことを考えております。

○皆川委員 市民や大会利用の受皿として東光スポーツ公園に複合体育施設を整備するという計画でありますけども、同施設と新アリーナの2つの施設によって競技スポーツや市民のスポーツ利用の需要を満たすことを考えているということでありました。

さて、昨年、令和6年3月に花咲スポーツ公園再整備基本構想が策定されてからのこれまでの取組状況について伺っておきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 再整備基本構想を踏まえ、令和6年度には、総合体育館の建て替えに向けて、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定作業を行っており、市民やスポーツ団体へのアンケート調査や競技団体へのヒアリング調査を踏まえ、基本計画案を作成し、今年1月から2月にかけて意見提出手続を実施したところです。現在取りまとめを行っており、今後、基本計画を策定する予定です。

またあわせて、新アリーナの整備について、民間活力活用の可能性を調査するため、官民連携導入可能性調査を実施しております。

○皆川委員 本年1月に示された花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）では、整備に向けた現状の整理や整備基本方針、また、事業手法、概算事業費などが取りまとめられておりますけども、その中で示されている面積を比較しますと、現総合体育館が約7千平米であるのに対して、新

アリーナは約1万4千平米でありました。約2倍の面積を誇る新アリーナを建設予定ということで、多額の建設費が必要であり、概算事業費を見ても、建設費として税込みで約140億円、外構などを含めると、総額で同じく約190億円が見込まれているというふうに聞いています。

建設費用については妥当なのか、お伺いしておきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナの建設費につきましては、近年整備されました類似施設の1平方メートル当たりの建設費を参考に算出をしております。外構につきましても、類似施設や国土交通省が公表している整備単価も参考としておりまして、建設費用については妥当であるというふうに考えてございます。

○皆川委員 本市における非常に大規模な事業であるということを考慮しますと、整備手法については慎重な判断が求められると考えます。

現在、整備に向けて官民連携導入可能性調査を実施しているということでありました。これまでの同調査の取組状況についてお聞きしたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 導入可能性調査においては、事業者へのアンケート等による市場調査から、民間の資金や経営能力、技術能力を活用し、公共施設を整備するPFI事業や、民間事業者が自ら施設を整備し、公共側が利用する民設民営事業など、事業成立の可能性のある事業手法を選定し、これらについて、従来の方式と比べてPFIのほうが総事業費を将来にわたってどれだけ削減できるのかの割合を示すVFMの算定や、総合的な経済比較等を行い、事業手法の評価を取りまとめたところです。

○皆川委員 事業手法の評価を取りまとめたということですが、官民連携導入可能性調査の結果はどうだったのでしょうか、お聞きします。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 旭川市PFI活用指針に基づき、PFI導入の妥当性を判断する庁内の検討組織として、副市長と関連部局の部長による花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議が設置をされております。本年1月29日に開催されたPFI導入検討会議に、官民連携導入可能性調査の事業手法の評価を報告し、官民連携手法による事業実施が妥当であるとの判断を得たところです。

○皆川委員 官民連携手法といっても、PFI方式、また民設民営方式などが考えられるようですが、その中でどの手法が有力、望ましいと考えているのか、伺います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 地域のにぎわいづくりや新たな価値の創出の観点からは、より民間事業者の自由度が高い手法が望ましいと考えておりまして、一般的には、PFI法に基づくBTコンセッション方式や民設民営方式が適しているとされております。

このほかの視点を含めまして、有識者の意見を踏まえて、どの手法が望ましいかを検討する必要があると考えております。

○皆川委員 それでは、具体的な手法はいつ頃決まるのか、伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業の実現性について慎重な判断が必要ですが、昨今の整備費の高騰や人手不足の影響を勘案いたしますと、早期に事業着手することが望ましいとも考えております。

今後、競争性の確保や財政負担の軽減等の視点も持ちながら、有識者の意見も踏まえまして、令和7年度上半期の早い時期を目指して整備手法を決定してまいります。

○皆川委員 整備手法については、令和7年度上半期の早い時期を目指すということでありました。

それでは、整備手法が決定した場合について、どのようなスケジュールで事業を進めていき、具体的にいつまでの完成を目指しているのか、お伺いします。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 スケジュールにつきましては、事業手法が決定した後、事業者を募集するための資料作成を行い、令和7年12月には事業者の公募を開始し、事業者からの公募資料への質疑応答を経て、令和8年度の上半期には事業者を選定したいと考えております。

なお、新アリーナは、令和12年度中の完成を目指しております。

○皆川委員 令和8年度上半期に事業者選定、で、令和12年度の完成を目指していくスケジュールで進めていきたいということでありました。

次年度は、官民連携アドバイザー業務委託料で4千100万円が計上されておりますけども、その名のとおり、官民連携に係る委託料ということであるというふうに思いますけども、この委託料は、実際にどのような業務に対する委託をしていくのか、お伺いしたいと思います。

また、その委託は、スケジュールの中のどの段階から、それは必要な委託なのか、お伺いしたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 官民連携事業においては、民間事業者との長期にわたる契約になるため、法務、財務、技術全般等の専門的な知識が必要であり、専門的なアドバイスや支援を受けながら、募集に必要な資料作成や事業者からの質問への回答、契約書の作成をすることとなりますことから、これら一連の業務をアドバイザー業務委託として実施するものです。そのため、事業者の公募に向けた準備作業に入る時点から必要な業務となっております。

○皆川委員 整備手法が決まったとして、いずれ事業者が決定したら、官民連携手法により、民間事業者のノウハウや、またアイデアを活用しながら、本格的に整備が進んでいくということになるのかなと思います。

これまでに、基本構想や基本計画の策定時にはパブコメなどを実施するなど、市民の意見を反映させる機会を設けてきたというふうに思いますけども、市民も利用する施設であることを考慮すると、今後、もっと市民に新アリーナのことを知ってもらう機会を設ける必要があるというふうに思っております。

例えば、昨年7月にオープンした青森市のアリーナですけども、施工前の設計段階では、市内の小学生や大学生を対象にワークショップを開催して、実際に施設の模型を作成したり、四季を通じたアリーナの活用方法などについて検討したアイデアを、このアリーナを設計した建築家の隈研吾氏に披露したようでありました。また、建設段階では、小学生などを対象に、現場で使用している特殊な車両、そういう車両の乗車体験会を開催したりとか、現場見学会なども行っていたようでありまして、施設に対して、やはり、長い間、親しみを持ってもらえるとともに、事業への理解度も深まっていくのではというふうに考えます。

本市でもそのような機会を設けていってはどうかと思いますが、市の考えをお伺いします。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナにつきましては、地域のにぎわいづくりにつながる施設として整備を行うことから、より市民の皆様に知っていただき、愛着を持っていただくことが必要であると考えております。

そのため、委員から御提案をいただきましたように、設計や整備の段階から市民に参加いただく取組の実施に向けて、事業者と連携してまいります。

○皆川委員 施設整備を進めていく上で、やはり、誰もが利用しやすい施設とするためには、バリアフリーであったり、またユニバーサルデザインを考慮する必要があるというふうに考えます。

高齢者や障害者の方などの皆様にも利用がしやすい施設にするための本市の考えをお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナの整備に当たりましては、段差の解消や車椅子利用者席の配置、補聴器、人工内耳装用者のための補聴支援システムの導入など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した計画としており、整備に当たりましては、御意見を伺う機会を設けたいと考えております。

○皆川委員 現総合体育館では、プロスポーツや大きな大会開催のときに駐車場が足りていないという声が多く聞かれておりまして、一方で、バスなどの公共交通機関を利用していただくよう周知や取組なんかも必要ではないのかなというふうに考えます。

バスなどの公共交通機関の路線充実の考えや駐車場の整備について、どのように考えているのか、見解を伺います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 駐車場の不足につきましては、委員が御指摘のとおり、多くの方から御意見をいただいているところでございます。

基本計画案におきまして、現在の台数よりも多い約500台の駐車場を確保する計画としておりますし、多目的運動ゾーンの臨時駐車場への転用が可能となる整備も検討しているところでございます。

しかしながら、大規模な大会や興行が開催される際には、公園内での駐車需要を賄うことは困難であるため、周辺での臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行、公共交通機関との連携について、事業者とも検討してまいります。

○皆川委員 今お答えをいただきましたけども、臨時駐車場の確保についても、極めて重要な課題の一つというふうに考えます。

大規模なイベント開催時に駐車スペースが不足して、来場者が周辺の商業施設等に駐車をしてしまうということは、多大な迷惑をかけることになりまして、そのため、駐車場の適切な配置と十分な台数の確保が不可欠だというふうに思います。また、国道からのスムーズな出入りを確保するためには、例えばですけど、交差点の改良であったり、また新たな動線の確保、さらには、シャトルバスの運行なども含めたやはり総合的な検討を行っていかねばいけないのかなと思っています。

さて、新アリーナについては、先ほど来、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして整備するということでありましたが、その場合、持続可能な運営を実現するために一定の収益性が求められることになります。

そこで、アリーナ内外において収益を生み出すための施設の導入についてはどのように考えているのか、お伺いします。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 基本計画案では、新アリーナ内にイベント開催時の飲食提供や物販が行えるスペースを検討しております。このほか、官民連携導入可能性調査における市場調査では、公園内での飲食店や売店等の収益施設についての提案もなされていることから、

事業者の整備による収益施設を導入していきたいと考えております。

○皆川委員 近年では、コストセンター、いわゆる費用がかかるだけの施設ではなくて、施設自体が収益を生むことで運営費を賄い、財政負担を軽減するという考え方が広がっておりまして、旭川市の新アリーナが稼げるアリーナとなることも重要なポイントとなると考えます。

それでは、周辺商業施設との連携による新たなにぎわいづくりについては、市としてはどのように考えているのか、見解を伺います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園の周辺には、大型商業施設やホームセンター等がございます。公園内への飲食店の設置も予定をしておりますが、イベント開催時などは多くの集客がありますことから、周辺の飲食店への回遊も見込めますし、商業施設との連携したイベントの開催などにより、地域全体のにぎわいづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○皆川委員 新アリーナが仮に完成した場合、市民の利用料金が高くなるなど、負担の増加につながるようなことがあってはならないというふうに考えますけども、その辺はいかがでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナの利用料金につきましては、事業手法により料金を決定する主体が異なりますが、市民のスポーツ活動の充実を図るためにも、過度な値上げとならないよう今後整理を行ってまいります。

○皆川委員 完成後の維持管理経費の負担軽減を図るために、現総合体育館であったり、また、アリーナでも取り入れていますけども、ネーミングライツの活用も有効な手段であるというふうに考えますけども、その可能性についてお伺いしたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 ネーミングライツにつきましては、官民連携導入可能性調査の市場調査におきましても、民間事業者の関心が高く、収益向上の観点からも活用の可能性があるかと認識しております。

○皆川委員 それでは、今回、新アリーナが建設されるということになれば、どのような経済波及効果があると思込まれるのか、見解を伺います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナは、プロフィットセンター機能を有する施設として、プロスポーツやコンサートなどの興行を行うことで、市民のみならず、全道、全国からの集客が見込めると考えております。

来場者の交通費や周辺の飲食店などの利用による直接的な経済効果のほか、市内での宿泊、観光につなげることで、より大きな経済波及効果が見込めると考えているところでございます。

○皆川委員 新アリーナの整備については、もし実現することになればその可能性について期待が持てると感じるところもありますけども、一方で、多額な事業費を必要とするということでもあります。

今後も、市民や、また議会に対して、事業の進捗状況や事業費について丁寧な説明が求められるというふうに考えますが、見解を伺います。

○菅原観光スポーツ部長 新アリーナの整備についてでございます。

新アリーナの整備事業につきましては、多額な事業費を必要といたしますし、さらに、市民スポーツの推進や地域のにぎわいづくり、新たな価値の創出につながる、市としても大きな意義のある事業であるというふうに考えております。

先ほど課長からも答弁させていただいておりますが、市民には、末永くこの施設に愛着を持って

いただけるよう、情報発信ですとか見学会等の取組を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、議会に対しても、重要な案件と認識しておりますので、今後もより丁寧な説明に努めてまいります。

○皆川委員 ただいま、部長からも答弁をいただきました。

これまで新アリーナについて質問を行ってきましたけども、それでは、視点を変えて、公共施設マネジメントの観点からお伺いをしたいというふうに思います。

市内には、様々なスポーツ施設がありまして、花咲の新アリーナが整備をされることで、さらにスポーツ施設の充実が図られることは歓迎すべきことと感じていますが、しかしながら、一方で、施設が増えるということで、維持管理経費も比例して増加の一途をたどることになるというふうに考えます。

今後のスポーツ施設の在り方や統廃合など、長期的な方向性についてどのように考えているのか、榊井副市長にお伺いしたいと思います。

○榊井副市長 本市のスポーツ施設につきましては、花咲スポーツ公園でありますとか、東光スポーツ公園をはじめとして、様々なスポーツ施設が整備されてきたところでございます。

スポーツは、する、見る、支えるということで、健康で豊かな市民生活につながるものでございますけれども、これらを安全に実施する環境を整えることは、スポーツを推進する上でも重要であると認識しているところでございます。

しかしながら、人口減少でありますとか、そのほか社会情勢の変化によっては、施設の保有量とスポーツ需要、またはその維持管理費といったものが合わないことも可能性としてはあるところでございます。

今回、花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園の複合施設を整備することで、屋内の競技スポーツの需要にしっかりと対応することにいたしますけれども、将来のスポーツ施設の集約化に向けた取組も併せて行うことで、公共施設の負担軽減についても併せて図っていきたいと考えているところでございます。

○皆川委員 きっと、これからも、今後、様々、議会ではいろんな議論が交わされると思うので、その際には、またどうぞよろしくお願いしたいと思います。

花咲に関しては、これで一応終わります。

同じく観光スポーツ部にお聞きしていきます。

本年の旭川冬まつりは、多くの来場者を迎えて、本市の冬の魅力を全国、さらには海外へと発信する重要な機会というふうになりました。その一方で、今後も、冬まつりを持続可能なものとして発展させるためには、財源の確保であったり、また、運営体制の強化、さらには、冬まつりを軸とした滞在型観光の促進が不可欠だというふうに考えます。

そこで、こうした観点を踏まえてお聞きしていきますが、7款1項4目の冬季観光滞在促進費の事業概要と令和7年度の予算額について初めにお伺いします。

○白木観光スポーツ部次長 冬季観光滞在促進費は、本市の冬を代表するイベント開催の支援を通じて、国内外に広く情報発信をするほか、冬季観光客誘致を進め、滞在型観光の推進を図るもので、旭川冬まつり開催負担金、世界大会開催など氷彫刻に関連する補助金等7千908万9千円を計上しております。

○皆川委員 多くはイベントへの支援ということで、特に、旭川冬まつりと、また氷彫刻に関する支援ということでありました。

今回は、旭川冬まつりについて、何問かお聞きをしていきたいというふうに思いますけども、本年度と過去3年間の旭川冬まつり負担金の推移と、また、入場者数についてお示しをいただきたいと思います。

また、増額している場合は、増額の理由、財源について教えてください。

○白木観光スポーツ部次長 旭川冬まつり開催負担金の推移でございますが、令和4年度は5千400万円、令和5年度は6千860万円、令和6年度は7千180万円、令和7年度は7千180万円となっております。

次に、旭川冬まつりの来場者数でございますが、令和3年度につきましては、コロナの影響によりオンライン開催となっておりますので、来場者数はカウントしておりませんが、令和4年度第64回開催は49万6千人、令和5年度第65回開催は91万5千人、令和6年度第66回開催は82万3千人となっております。

増額理由及び財源でございますけども、令和5年度につきましては、冬まつり実行委員会の事務局であります市職員の負担軽減のため、一部事業を外部委託に変更いたしました。令和6年度以降は、物価高騰等を踏まえた増額となっておりますが、増額分につきましては、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税による寄附金を充てております。

○皆川委員 物価高騰の中でありまして、令和7年度も、予算は据え置かれているということで、財源確保のために、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングであったり、企業版ふるさと納税が実施されているということでありました。

そこで、クラウドファンディングの目標額と実際の寄附額、また、返礼品の費用を除いた冬まつりへの純粋な活用額についてお示しをいただきたいと思います。

また、企業版ふるさと納税の寄附実績についてもお伺いします。

あわせて、来年度以降も同様の寄附金募集を継続するのか、その方針について見解をお聞かせください。

○白木観光スポーツ部次長 クラウドファンディングにつきましては、本市で実施しておりますふるさと納税への寄附として募ることができるふるさと納税型クラウドファンディングを採用しており、本市担当であります行政改革課及び運営会社と連携しながら実施をしております。

目標額につきましては、物価高騰や人件費の上昇への対応、花火といった来場者に喜んでいただけるコンテンツを追加することを目的に、目標額を2千万円と定め、令和6年9月13日から12月31日までの約3か月半、募集を行い、合計1千256万3千円の寄附があったところでございます。寄附額のうち、およそ半分になります45%は、返礼品の調達ですとか発送などの事務手数料に充てられておりますので、実際に旭川冬まつりの財源として活用できたのは、残る55%の690万9千650円となっております。

また、企業版ふるさと納税につきましては、本市が行う地方創生の取組を応援する企業を募集しております。旭川冬まつりに対しては2件、合計60万円の寄附があったところであります。

次年度以降につきましても、貴重な財源として継続的に実施をしていく予定でございます。

○皆川委員 旭川冬まつりについては、長年にわたって本市の冬季観光を支える重要なイベントと

して定着している一方で、時代の変化や、また社会状況の変動に伴い、持続的な運営には様々な課題が生じているというふうに考えます。特に、本年は、開催前に暖気が続いたということもあって、雪や氷が解けるなどの影響があって、大雪像の制作においても、遮光ネットを急遽調達するなど、関係者の皆様が大変な御苦勞をされながら対応されたというふうにお伺いをしております。

こうした厳しい環境の中で、本市として、これらの影響をどのように捉え、課題を認識し、対応策を検討しているのか、お伺いしたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 冬まつり開催の課題でございますけども、大きな課題といたしましては、物価高騰ですとか人件費の増による事業費の増加でございます。あるいは、気候変動、温暖化による会場造成や維持管理等の影響についてもあるものでございます。これに加えまして、事業実施に当たりましては、多くの関係者に携わっていただいておりますけども、こういった技能の継承といった課題もあるところでございます。

持続可能なイベント開催に向けては、これら課題を踏まえまして、開催規模ですとか内容の見直し、必要に応じて会場の変更等を考えていく必要があると思っておりますが、具体的な対応策につきましては、旭川観光コンベンション協会ですとか旭川商工会議所、旭川青年会議所、氷彫刻団体や買物公園企画委員、あるいは自衛隊等で構成されます旭川冬まつり企画委員会の中で検討、判断していくことになっております。

○皆川委員 冬季観光イベントの開催に当たっては、全国の自治体においても様々な課題を抱えながら持続可能な運営を目指した取組が進められているところでありまして、そこで、他都市の先進事例についてはどのように調査研究を行っているのか、また、それらの事例をどのように本市の冬まつりの運営に生かしていくのか、見解をお伺いします。

○白木観光スポーツ部次長 他都市の事例でございますけども、札幌市におきましては、少雪化、温暖化による影響や、物価高騰による経費の増と広告収入の減、これに伴いまして、札幌市の補助金の増加などの課題に対応するため、本年度、持続可能なさっぽろ雪まつりの実現に向けた調査・検討業務を実施したところでございます。

本市におきましても、開催時期等を含めまして、さっぽろ雪まつり開催につきまして参考としていることもございますので、動向を注意しておりますし、札幌市の関係部局及び調査・検討業務の受託者ともコンタクトを取りまして情報収集を行っているところでございます。

各イベントごとに会場造成のための雪の運搬方法であったり組織体制も異なることから、他都市の事例がすぐに本市の改善に当てはまるわけではございませんが、旭川冬まつりを持続可能なイベントにする上で参考情報として生かしていく予定でございます。

○皆川委員 本市ではUniversal MaaSを推進しておりますけども、公明党会派でも、何度か、実証実験にも立ち会ってまいりました。その観点からも、旭川冬まつりの会場においても、高齢者や、また障害のある方でも移動しやすい環境整備というのが不可欠と考えます。

特に、会場内の動線やプレハブの出入口が車椅子利用者やつえを使用する方にとって十分に確保されているのか、また、仮設トイレの設計がバリアフリー対応となっているのか、さらに、介助スペースを備えた多目的トイレの導入が進められているのか、本市の現状と、また、今後の対応についてお伺いします。

○白木観光スポーツ部次長 旭川冬まつりにつきましては、会場や予算の制約はありますが、車い

す紅蓮隊など障害当事者等が参画いたしますNPO法人カムイ大雪バリアフリー研究所の御意見を伺いながら、会場のユニバーサル化を進めてまいりました。プレハブを活用した休憩所、ほっ。とラウンジと申しますけど、ほっ。とラウンジや売店、バス待合所につきましては、段差を解消するために雪を使いましてスロープを造作するなど、通路の確保を行いました。暖気によりスロープの周辺が滑りやすくなる、こういった事態があって、転倒のおそれがあるというようなこともございまして、現場判断により、一部のスロープを通常の使用に切り替えるなど、安全な会場づくりとユニバーサル対応の両立を図ってきたところでございます。

ユニバーサルシートを設置した移動式トイレにつきましても、同研究所から御意見はありましたが、現状では、市外からの調達となるということもございまして、輸送費が上乗せされ、コスト増につながる、こういったことから、あるいは、トイレの大型化による会場配置への影響など、こういった課題もあることから、導入はされておられません。

先月のまつり開催時には、同研究所の協力を得ながら、ユニバーサルシートが設置されている市役所庁舎トイレを利用してから会場にお越しいただくような発信も行ったところであります。

○皆川委員 旭川冬まつりでは、こうしたトイレの話を含めて、関係者にも多くの質問、問合せが寄せられたようで、担当が分からず、困ったという声も聞いております。

冬まつりの運営において、全体の作業の指揮を執り、特に緊急時の迅速な判断や対応を行うための責任者は明確に確立されているのか、また、そもそも人員が不足しているのではと考えますが、人員体制は十分に確保されているのかも伺いたいと思います。

○白木観光スポーツ部次長 冬まつりでございますけども、ボランティアをはじめ、多くの方々の御協力により実施をされておりますが、会場における事故や緊急時の対応は、観光課職員が常駐する実行委員会本部が担っておりまして、その責任者は事務局長である観光課長となっております。

事務局の人員体制につきましては、会計年度任用職員を含む観光課職員のほか、観光スポーツ部内からこのたび1名を兼務発令いたしました。職員の時間外勤務や心身の状況等を踏まえ、現状の祭りの規模で申し上げますと、担当課としては必ずしも十分な体制とは言えないと考えておりまして、増員要求ですとか、引き続き体制の確保に努めてまいります。

○皆川委員 各所属団体への連絡体制とか、十分に周知されていなかった可能性もあって、今後は、緊急時の窓口をしっかりと明確にして関係団体への周知徹底を図るべきだというふうに考えます。

また、適切な受入れ体制を整えるためには、人員の確保も重要であります。旭川冬まつりは多くの来場者が訪れる一大イベントですが、バリアフリー対応の不足により、参加をちゅうちょする方も少なくないのではないのでしょうか。特に、高齢者や移動が困難な方にとって、安心して楽しめる環境整備は不可欠だと考えます。例えば、大人でも利用できる、先ほどもありましたユニバーサルシートの設置でありました。使用済みのおむつ、尿漏れパッドを適切に廃棄できるサンタリーボックスの導入は必要ではないのでしょうか。また、仮設トイレの配置や、混雑緩和策の工夫も求められます。

こうした課題を踏まえて、旭川冬まつりが全ての来場者にとって安心、快適なイベントとなるための受入れ環境の整備や、バリアフリー対応に関する事前の情報発信の強化について見解をお伺いします。

○白木観光スポーツ部次長 先ほども御答弁申し上げさせていただきましたが、これまでも、障害

者団体等の御意見を伺いながら、可能な限り会場のユニバーサル化を進めてまいりましたが、会場配置や資機材の調達、財源など様々な課題があるため、全ての需要にお応えできている状況ではございません。

一方で、どなたでも安心してお越しいただけるイベントであるということは今後さらに必要になってくる視点でございまして、御指摘にありましたユニバーサルシートですとかサニタリーボックスの設置などについては検討してまいりたいと考えております。また、会場内の検討と同時に、近隣施設の状況等について、旭川冬まつり公式ホームページですとか、本年度、Universal Maasの取組といたしまして、体に不自由があっても行ける施設なんかを紹介しておりますユニバーサル地図／ナビの活用、関係団体の協力を得ながら連携して情報発信を行ってまいります。

○皆川委員 旭川冬まつりは、本市の冬季観光において、国内外から多くの観光客を迎える重要なイベントであります。開催期間が6日間に限られているということで、そのため、イベントだけに頼らない持続可能な冬季観光の推進が求められるところであります。

本市として、冬まつりを核としつつ、それ以外の期間の観光誘客をどのように促進し、長期的な冬季観光の活性化を図るのか、部長の見解をお伺いしたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 冬まつりについてでございます。

旭川冬まつりににつきましては、今年で第66回の開催を迎え、長きにわたりまして、本市のみならず、道北地域を代表する冬季のイベントとして定着をしてきておりまして、道北地域の誘客を牽引するイベントであるというふうに考えております。

しかしながら、委員からも御指摘がありまして、6日間の開催ということもあり、この時期の誘客には大変有効なイベントであるというふうに考えておりますが、11月から3月あるいは4月といったところが観光の閑散期というふうになっておりまして、これらの対策をこれまで進めてきたところでございます。

本市及び周辺地域では、良質な雪資源を生かしたスキーやスノーアクティビティーと、旭山動物園などの観光資源やさんろく街などの都市機能を生かした都市型スノーリゾートの形成を進めているところでありまして、11月から3月にかけては街あかりイルミネーションが開催されるなど、人気のコンテンツとなり得る観光コンテンツが少しずつ増加してきておりまして、これが、少しずつではありますが、認識も高まって誘客につながっているものではないかというふうに考えております。

本年度は、本市が事務局を担っておりますあさひかわ観光誘致宣伝協議会においても、スキーを中心とした本市周辺の冬の楽しみ方を紹介するウェブサイトを作成、発信しております。とりわけ、現在伸びております欧米豪の観光客をはじめとして、冬季の観光誘客をさらに進めるためにも、これら冬の過ごし方について積極的なプロモーションが必要であると考えております。

今年の1月、2月につきましては、市内中心部のホテルの関係者にお話を伺いますと、過去に例がないほど、欧米豪からのお客様が宿泊なさっていて、過去最高の稼働率を記録したというふうな話も伺っておりますが、冬季観光の振興に向けましては、大雪カムイミントラDMO、それから旭川観光コンベンション協会など、関係団体などとの連携を今までより一層密にいたしまして、冬季全般の観光振興に向け、取組を行っていきたいと考えております。

○皆川委員 以上で、観光スポーツ部の質問は終了したいというふうに思います。

続きまして、土木部にお聞きしていきます。

新規事業である道路照明ＬＥＤ化事業費についてお聞きしていこうと思います。

初めに、令和７年度の予算と概要についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木事業所長 令和７年度の道路照明ＬＥＤ化事業費につきましては、市道に設置されている道路照明のうち、１条通線や新橋通線など計５路線、約４００灯のＬＥＤ化に伴う灯具の交換等の工事費など１億４千８８０万円を計上しております。

財源といたしましては、インフラ施設の防災対策として創設された緊急自然災害防止対策事業債を、全額、活用することとしております。

○皆川委員 新規事業ということでありますけども、まずは、今年度は、計５路線、約４００灯のＬＥＤ化を進めていくということでありますけども、今回の事業の目的と、どのような効果を見込んでいるのか、お示ください。

○石持土木事業所長 本事業は、環境負荷と財政負担の軽減に取り組み、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた持続可能な道路環境の維持を推進するとともに、災害時には、電力の安定供給に向け、節電要請時にも消費電力を抑制した中で夜間の道路交通の安全を確保するため、市が管理する道路照明をＬＥＤ化するものです。

○皆川委員 それでは、現在、本市が管理する道路照明灯の総数と、道路照明ＬＥＤ化の全体計画についてお示ください。

○石持土木事業所長 本市では、令和３年度に２０５０年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティ旭川を表明しており、脱炭素社会に向けた取組を推進していくため、道路維持管理分野においても省エネルギー化に取り組んでいかなければならないと考えており、省エネ化、電気代等による財政負担の軽減等、持続可能な道路環境の維持を推進するため、２０５０年までに、事業費の平準化を図りながら、補助照明を含めた全道路照明約９千８００灯をＬＥＤ化する計画となっております。

○皆川委員 未来のまちづくりを考えるとときに、道路照明の役割というのは、単なる明かりの提供にとどまらず、防犯や防災、都市の魅力向上など多岐にわたる可能性を秘めているというふうに考えます。

２０５０年に向けたゼロカーボンの実現を目指す中で、照明技術の進化は今後さらに加速をしていって、今のＬＥＤがこのまま標準であり続ける保証はないというふうに考えます。

それでは、本市における道路照明の課題についてどのように認識しているのか、お示ください。

○石持土木事業所長 本市の道路照明は、水銀灯及びナトリウム灯が約９割を占めておりますが、令和３年１月以降、水銀灯ランプの製造と輸出入が禁止、令和７年１月末にはナトリウムランプの製造を全ての国内メーカーが中止したため、今後、球替え時には、これまでより高価となるＬＥＤ化が必須となっており、維持管理費用の増加につながることを課題と認識しております。

また、道路照明の灯具の耐用年数は１５年とされておりますが、市が管理する道路照明の約９割が設置から１５年以上経過しており、老朽化対策も課題と認識しております。

○皆川委員 市が管理する道路照明は、水銀灯とナトリウム灯が大半で、もう、共に製造していないということで、今後、ＬＥＤ化が必須になるということで、老朽化対策も課題というお話でありました。

これまでも少しずつLEDへの交換を行ってきたというふうに思います。現在のLED化の進捗状況については、どの程度進んでいるのでしょうか。あわせて、年度ごとの具体的な更新目標はどのように設定して実施していくのか、スケジュールについてお示しください。

○石持土木事業所長 本市では、これまで、日常的な維持管理において球切れが発生した場合は、資材が安価なナトリウム灯への交換を基本とし、老朽化により照明全体や照明灯具の交換が必要となった場合や、特殊なナトリウム灯などLED灯への交換費用と大きな差異がない場合にLED灯への交換を実施しており、道路照明約9千800灯のうち、令和6年3月末時点で6%である約600灯がLED灯となっております。

平成25年からの10年間で、水銀灯の更新により、温室効果ガスの排出量は平成25年比として25%削減されておりますが、本事業では、令和12年度までにゼロカーボンシティ旭川が掲げる温室効果ガスの排出量の平成25年度比48%削減を目指すため、主要な幹線道路の道路照明約2千400灯をLED化する予定となっております。

○皆川委員 令和12年度までに温室効果ガスを48%削減するというお答えをいただきましたが、LED化による事業効果としてCO₂の排出量以外に、電気代、また修理交換費などの削減効果についてはどのように見込んでいるのかをお伺いします。

○石持土木事業所長 電気代の削減効果といたしましては、令和7年度のLED化により単年で約700万円が削減されると見込んでおり、毎年、削減額が増加していくことを踏まえた令和12年度までの削減額の累計といたしましては約1億1千万円を見込んでおります。

修理交換費につきましても、LED化によるランプの交換周期の長期化により、球替えや点検などの頻度が減少されることが見込まれますので、LED化される照明灯が毎年増加していくことを踏まえた令和12年度までの削減額の累計としましては約1億5千万円を見込んでいるところです。

○皆川委員 CO₂削減のほかに、電気代と維持管理費でかなり削減効果があるということが分かりました。

今年度、まずは、重要度が高い幹線道路から優先的に実施をしていくというふうにお聞きをしているところであります。どの道路を重要と判断したのか、選定基準についてお示しをいただきたいと思います。

また、安全対策が求められる学校通学路などのエリアについて、今後どのような考え方で対応するのか、お示しください。

○石持土木事業所長 災害が発生した際に、避難、救助をはじめ、物資搬送を円滑に進めるために指定されている緊急輸送道路や、高い路面照度が必要とされているため、消費電力の多い照明を設置している交通量の多い4車線道路など、幹線道路を優先的にLED化を進める道路としております。

また、学校通学路における道路照明は、多くは通学路と重複する幹線道路に設置されていることから、幹線道路のLED化を計画的に進めることが学校通学路の早期のLED化につながるものと考えております。

○皆川委員 令和7年1月以降、ナトリウム灯の国内生産が終了して、交換にはかなりの年月がかかることで、LED更新の遅れ、また追いつかなくなる可能性などが想定されますけれども、これらのリスクに対する対応策や影響についてどのように考えているのか、お示しください。

○石持土木事業所長 今後、球切れ等が生じた場合はＬＥＤ灯への更新が必要となることから、幹線道路などの道路照明の計画的な更新を進めながら、日常的な維持管理において、計画路線以外のランプの球切れ等が発生した場合は、ＬＥＤ灯への更新や、本事業で発生したランプや機器の再利用を図り、更新の遅れによる影響が生じないように努めてまいります。

○皆川委員 ＬＥＤの更新が間に合わない場合は、再利用できるナトリウム灯を保管しておいて使っていくということなのかなというふうに思います。

それでは、ＬＥＤ灯具の選定について、本市が採用する製品の基準や、また、市街地、自然環境に配慮した設計など、どのように考え、検討し、採用するのか、お示してください。

○石持土木事業所長 道路照明に使用されている標準的なＬＥＤ灯は、白色を基本としておりますが、特に、景観に配慮が必要な道路や、霧によって視界不良が予想される河川橋につきましては、ＬＥＤ化の際に暖色系のＬＥＤ灯の採用について検討してまいります。また、中心市街地の道路には、周囲の景観に配慮したデザイン照明が設置されておりますが、灯具の交換時には照明柱の色や形状に配慮しながら採用する灯具について検討してまいります。

○皆川委員 従来の水銀灯、ナトリウム灯と比べた際、ＬＥＤ灯は、維持管理のメリットばかりではなくて、デメリットももちろんあるんじゃないかというふうに思いますけども、どのようなことが考えられるのか、お示してください。

○石持土木事業所長 ＬＥＤ化によるデメリットでございますが、水銀灯、ナトリウム灯と比べ、資材単価が高く、初期投資が高額になることのほか、発熱量が小さいため、照明灯具の形状によっては付着した雪や氷を解かせず、着雪した状況が発生する可能性があるということが考えられます。また、紫外線の放射が少ないことなどから、紫外線に集まる習性のあるガなどの虫が集まりにくいという特徴もあります。

○皆川委員 道路照明のＬＥＤ化に当たって、灯具のみの交換とするケースも多いのではと考えられますが、老朽化が進んだ照明柱の更新についてはどのように進めているのか、お示してください。

○石持土木事業所長 本市では、平成２８年度より、中心市街地や耐用年数を超えた道路照明のうち、デザイン照明や連続照明が設置されている主に幹線道路の照明約１千８００基の点検を実施してきており、老朽化による破損等が判明した際は、照明柱や灯具の更新に合わせ、ＬＥＤ化を進めてきたところです。

今後につきましても、継続して点検を進めるとともに、道路照明のＬＥＤ化に伴い、異状等が発見された場合においては、照明柱の更新も合わせて実施するなど、適切な道路照明の維持管理に努めてまいります。

○皆川委員 近年、従来の道路照明を単なるＬＥＤ化にとどめないで、スマート街路灯として進化させる取組が世界的にも急速に進んでおりまして、日本国内でも少しずつ導入が進められているとお聞きしています。

スマート街路灯は、ＩｏＴ技術を活用して、省エネ対策に加えて、カメラ映像をＡＩに活用し、通行量のモニタリング、防犯カメラ、スピーカーの設置、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備、また、デジタルサイネージを活用した災害時の情報提供など、防災や都市インフラとしての多機能化を実現するものであります。

本市においても、道路照明を今後更新してＬＥＤ化していくことは、数十年単位の大きな事業で

あって、一度整備すれば、長期間にわたって市民の生活に影響を及ぼします。単なるＬＥＤ化の推進も重要であります。未来のまちづくりを見据え、スマート街路灯の試験導入を行い、その有効性を検証しながら計画的に進めるべきと考えます。既に試験的な導入を進めている自治体も多くて、本市としても、特定のモデル地区を設定してスマート街路灯導入の検討をし、より効果的で未来志向のインフラ整備を進めていくべきではないかというふうと考えます。

本市のまちづくりにおいて、これから先、省エネ、防災、防犯、データ活用といった様々な視点を取り入れた次世代型のＬＥＤ照明整備を進めていくことも、市民の安全、利便性向上に今後つながっていくのではと考えますが、見解をお示してください。

○富岡土木部長 スマート街路灯など次世代型ＬＥＤ灯の整備についてでございますけれども、委員の御指摘のとおり、省エネ、防災、防犯、データ活用といった様々な機能を有したものでございまして、道路維持業務の省力化による持続可能な道路環境の形成はもとより、安全、安心で快適な生活環境の構築など、今後の本市のまちづくりにとって大変有用なものであると思っております。

省エネからゼロカーボンへと求められる地球温暖化対策が高度化していくという中で、道路照明は、これまで、水銀灯、それからナトリウム灯、そしてＬＥＤ灯へと変わってきておりますけれども、技術の進歩等、様々な社会情勢の変化もありましてスマート街路灯が開発されているものと認識しておりますので、その必要性やニーズは今後ますます高まっていくものと考えております。

しかし、その導入に当たっては、費用も相当高額になると想定をされます。道路照明につきましては、まずは待ったなしの状況であります。ＬＥＤ化、これを速やかに進め、スマート街路灯につきましては、その機能や性能を研究して、より効果を発揮できる道路の選定、管理運用面での課題、また費用対効果のほか、先進事例なども調査研究した上で、今後、導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 ＬＥＤに関しては、以上になります。

引き続き、土木部に聞いていきます。

それでは、リベライン旭川パークにある噴水とか、そういうことに関してちょっとお聞きしていただきますが、まずは、８款５項３目緑地公園費について、公園管理費について、令和７年度予算額とその内訳及び事業概要について伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 緑地公園費のうち、公園管理費の令和７年度予算額につきましては１３億６千５３５万４千円となっております。

次に、主な事業の内訳につきましては、都市公園の維持管理を行う公園施設維持管理等業務指定管理に１３億３千２２９万１千円、児童遊園の維持管理を委託する児童遊園等維持管理業務委託やその他事務的経費に３千３０６万３千円となっております。

○皆川委員 昨年決算のときにも質疑させていただいたんですけども、昨年の大雨による河川の増水で、リベライン旭川パーク内にあるドリームランドと、またフラワーランドが水没して、噴水も使用できない状況となりました。

現時点での被害状況と、また、復旧に向けた対応方針を伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 旭橋上下流の石狩川河川敷にあるドリームランドとフラワーランドの両広場は、昨年７月２３日から２４日にかけての大雨による河川増水により、噴水内に泥がたまった影響で噴水の稼働を停止しております。その後の復旧作業としまして、広場内のトイレや園

路の清掃と、ドリームランド噴水地内の清掃は行っておりますが、フラワーランド噴水地内の清掃と両広場の噴水機械室の清掃や設備点検は実施していない状況となっております。

その復旧に向けましては、相応の経費を要しますことから、令和7年度はドリームランドの施設復旧を優先し、フラワーランドの噴水の復旧は、令和8年度以降に実施することとしております。

○皆川委員 噴水に泥が入り込んでいるということでもあります。具体的にはどのような被害を受けているのでしょうか。例えば、ポンプの故障とか、また水質の悪化、また配管の詰まりとか、現場の調査結果についてお伺いしたいと思います。

また、現状のまま放置しますと、設備のさらなる劣化や修繕コストの増加に今後つながる可能性はないのか、併せてお伺いしたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 噴水ポンプ等の施設の被害状況につきましては、ピット内にたまった泥の清掃が終了しておらず、そのまま放置した場合は、期間にもよりますが、設備の劣化が進行するおそれもありますが、現況における目視確認では、ポンプなどの設備に大きな損傷はないと見込んでおり、ピット内の汚泥清掃を行い、軽微な修繕を実施すれば再び稼働できるものと考えております。

○皆川委員 ドリームランドの噴水を優先して復旧が進められる一方、フラワーランドの噴水につきましては復旧を見送るということですが、その理由について明確に説明をお願いしたいと思います。

復旧に要する費用の問題なのか、技術的な課題なのか、あるいは優先順位の問題なのか、具体的な判断基準をお示しいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 ドリームランドとフラワーランドは、令和5年、令和6年と連続して浸水しており、復旧するために必要となる費用は、清掃時の汚泥処分量や噴水設備の損傷の程度、規模にもよりますが、数百万円規模になることが見込まれます。

復旧を先延ばしする理由につきましては、ほかの公園施設においても老朽化などにより修繕や改修を必要とする施設も多く抱えていることから、それらの施設の中で、損傷の程度や緊急性などを踏まえ、修繕の優先度を総合的に考慮した結果、フラワーランドの復旧については、令和7年度は見送ることとなったものです。

○皆川委員 毎年、フラワーランドの大きな噴水が上がっているっていうのを楽しみにしている方も非常に多いということで聞いております。次年度、噴水が上がらないっていうふうに報告したら、きっと本当に大変悲しむのかなあというふうに思いますけども、今後どのようなスケジュールで復旧を進めていく予定なのか、お伺いしたいと思います。

そもそもフラワーランドの噴水は今後も修繕の予定はあるのでしょうか、また、噴水設備を継続的に維持管理していくための方針や、被害を未然に防ぐための対策について、併せて見解を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 ドリームランド、フラワーランドともに多くの市民に利用されている河川緑地でありますことから、次年度以降も引き続き復旧に向けた予算の確保に努めてまいります。一方で、両広場は、大雨による河川増水の影響で、平成30年、令和5年、令和6年と近年連続して浸水しており、そのたびに、両施設を復旧するため、経費を要している現状がございます。今後も、温暖化の影響で大雨による被害が頻発し、増水した水とともに、流木や土砂流入による被

害が引き続き発生することが予想され、また、そうした災害から噴水設備の被害を未然に防ぐことは困難であると考えております。

このような状況を踏まえ、今後の施設の運用につきましては、リニューアルや更新、廃止を含めた機能集約など、市民ニーズをお聞きしながら、改修に要する費用と維持管理に要する費用を含め、まずは市としての考え方や方向性を総合的に検討していく必要があると考えております。

○皆川委員 総合的に検討していくということで、何とか、今後、もし復活できるのであればという思いでおりますので、どうぞよろしくお願いします。

噴水に関してはこれで以上なんですけども、引き続き、今度、遊具関係、忠和公園とか、そういうことについてお聞きしていきます。

先ほど旭山動物園のところでもちらっとお聞きしたんですが、インクルーシブ遊具について、こちらでも改めてお聞きをしたいというふうに思います。

一昨年の第3回定例会において、我が会派の駒木議員が忠和公園のインクルーシブ遊具導入について質問をいたしました。その際に、当時の土木部長からは次のように答弁がありました。今後は、さらに一步踏み込んで、誰もが分け隔てなく利用できるインクルーシブ遊具の導入についても検討を進めていく必要があると認識していると答えていただいて、さらに、インクルーシブ遊具の導入には、障害者用駐車場の有無や段差のない園路など、遊具の設置場所に至るまでのアクセスのしやすさといった課題などもありますことから、整備後における忠和公園の利用状況などを確認し、その効果や課題などをしっかりと検証しながら、今後におけるインクルーシブ遊具の設置の在り方について検討していくというふうに御答弁がございました。

本年、忠和公園において、旭川初のインクルーシブ遊具の供用が開始されるということで、我が会派としてもその実現に期待を寄せるところでありますことから、そこで、忠和公園のインクルーシブ遊具整備状況についてお聞きをしていきたいと思っております。

まずは、8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、遊具更新等を行う公園施設等の長寿命化に関する令和7年度の予算額とその内訳及び事業概要について伺います。

○和田土木部公園みどり課主幹 都市計画公園整備費のうち、公園施設等の長寿命化対策につきましては、委託料として2千万円、工事請負費として3億6千万円、合計3億8千万円を計上しております。

主な事業概要としましては、委託料として、花咲スポーツ公園陸上競技場の舗装改修実施設計など、工事請負費として、永山中央公園や花咲スポーツ公園など19か所の公園で施設修繕を予定しております。

○皆川委員 次年度以降は、忠和公園だけではなくて、そのほかの場所でも、インクルーシブ遊具導入、本市において次々と予定をされているというふうに聞いておりますけども、忠和公園におけるインクルーシブ遊具については、具体的にいつ頃から利用できるようになるのか、確認をしておきたいと思っております。

○和田土木部公園みどり課主幹 忠和公園での遊具整備は、昨年12月に設置を完了しておりますが、4月の雪解け後、利用開始に向けた施設点検を行う必要があるため、点検終了後のゴールデンウィークから供用開始したいと考えております。

○皆川委員 4月の雪解け後の点検終了後から供用開始するということであります。非常に楽しみ

にされている方も多いと感じているところであります。

改めてお聞きをしておきたいというふうに思いますが、インクルーシブという概念について、本市では、どのように捉え、公園整備に反映をしているのか、見解を伺います。

○和田土木部公園みどり課主幹 インクルーシブの概念につきましては、特に、公園においては、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の形成に向け、障害の有無にかかわらず、全ての方が共に学び、遊ぶことができる環境を提供することと認識しております。

この考え方にに基づき、園路やトイレなど公園内の各施設のバリアフリー化を行うとともに、インクルーシブ遊具の整備、検討などを行っております。

○皆川委員 それでは、今回の忠和公園におけるインクルーシブ遊具の設計、設置については、どのような基準や考え方にに基づき整備したのか、お伺いします。

○星土木部公園みどり課長 忠和公園は、緑豊かな環境の中で誰もが日常的に健康運動を楽しめる公園をコンセプトとした総合公園であり、身体障害者駐車場が整備されているほか、駐車場から各施設まで車椅子でアクセスできる園路もあることから、体育館で車椅子バスケットを楽しむ方や、ジョギングコースで補助する方をつけてランニングする方もいらっしゃるなど、障害の有無にかかわらず、健康増進や体を動かすことを目的とした利用者が多い公園となっております。

インクルーシブ遊具の導入には、遊具の設置場所に至るまでのアクセスや公園全体のユニバーサルデザイン化などのハード面が整備されていることが必要ですが、忠和公園はそれらの条件を満たしていたこと、また、公園のコンセプトや現在の利用状況からも、障害の有無や年齢、性別などに関係なく誰もが遊べる場としてインクルーシブ遊具を整備することとしたものです。

○皆川委員 忠和公園でのインクルーシブ遊具の整備に際して、表示や、また説明などで取り組んだことがあればお伺いしたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 忠和公園でのインクルーシブ遊具の整備につきましては、今回の整備では5基のインクルーシブ遊具を約270平方メートルの面積内に集約して設置したことから、そのエリアをインクルーシブエリアとして趣旨を説明する案内サインを設置しております。また、設置した遊具のうち、ブランコについては、子どもたちが並んで順番待ちする際に分かりやすいよう、舗装面に並ぶ位置を表示するマーキングを行っております。

○皆川委員 会派で、高花議員が、代表質問でも公園におけるインクルーシブ遊具の導入について取り上げておりまして、遊具を設置するだけではなくて、設置の趣旨や目的を利用者に理解してもらうことが大切だということを訴えておりました。

全国的にもインクルーシブ遊具の設置が進んでいるところであり、本市において最初の設置というふうになります。インクルーシブ遊具は、設置して、はい、終わりっというだけではなくて、市民の皆様にもどのように活用していただくのかということも重要だと考えます。インクルーシブ遊具設置の趣旨や目的などを利用者に今後どのように伝えていくのか、見解を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 設置したインクルーシブ遊具の機能や設置の趣旨を利用者に伝えることは、インクルーシブ遊具の機能を最大限発揮するために必要なことと認識しております。

今後のインクルーシブ遊具整備においても、公園内にそれらの機能を説明する案内サインを設置するほか、市のホームページやSNSなどを活用し、誰もが遊べる遊具であることや、設置の趣旨や目的も含めて、利用者、さらには広く市民に周知することに取り組んでまいります。

○皆川委員 ぜひ、市民の皆様をはじめとして、市外の方でもわざわざ来たくくなるような、そういう愛される公園を目指していただきたいというふうに思っております。

それでは、今後の遊具整備におけるインクルーシブ遊具導入について、部長の見解をお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○富岡土木部長 インクルーシブ遊具の整備につきましては、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の形成に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての人が学び、遊ぶことができる環境の提供につながるものと認識しておりますので、インクルーシブなまちづくりを推進する上で非常に効果的な取組であると考えております。

インクルーシブの考え方は、SDGsの17の目標のうち5つの目標で取り上げられている考え方でございまして、世界共通の認識として、今後のまちづくりに積極的に取り入れていかなければならないものであると考えております。

現在、各公園の老朽化した遊具の更新につきましては、公園施設長寿命化計画に基づいて実施しておりますが、インクルーシブ遊具の導入につきましては、導入効果が高い公園の選定や駐車場からのアクセスなど、公園全体のバリアフリー化といった課題の整理を行った上で、関係団体や利用者など広く意見を伺いながら、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

○塩尻副委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 皆さん、昼食後のまぶたの重くなる時間帯だと思いますので、どうぞ御遠慮なくお休みください。

それでは、初めに、水道局に、新年度下水道事業の予算と事業概要をお示しいただきたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 下水道事業における令和7年度予算の建設改良費のうち、施設整備費として37億767万9千円を計上しており、内訳といたしまして、雨水幹線の整備や老朽管対策に係る下水管布設工事費として8億4千139万4千円、下水処理センターの改築に係る処理場施設工事費として18億1千676万3千円、亀吉雨水ポンプ場等の改築に係るポンプ場施設工事費として6億2千178万7千円、これらの工事に関わる測量や実施設計等の委託料など、その他の経費として4億2千773万5千円を計上しております。

○石川厚子委員 そこで、旭川市の下水道事業で、包括的民間委託を行っているものにはどういったものがあるのでしょうか。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 下水道事業に関わる本市の包括的民間委託といたしましては、主に処理場、ポンプ場、マンホールポンプの運転管理や点検などを行う旭川市下水処理センターほか運転管理業務、主に管路の清掃や管路内の点検調査を行う下水道管路維持管理業務、主に巡視点検、異常があったときの調査、修繕を行う下水道施設維持管理業務、この3つを委託として行っておりまして、履行期間は、いずれも令和6年度から令和9年度までの4年間となっております。

○石川厚子委員 下水処理センターについては、過去、何度か質問させていただきました。

そこで、最近、ウォーターＰＰＰという言葉をよく耳にするんですが、このウォーターＰＰＰとは何か、説明していただきたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 ウォーターＰＰＰとは、上下水道事業が抱える、職員数の減少に伴う人手不足、主に高度経済成長期に建設された膨大な施設の老朽化への対応、人口減少に伴う料金、使用料収入の減による財源不足、これらのいわゆる人、物、金の問題に対し、民間の資金や創意工夫を活用し、官と民が連携して上下水道事業の維持、持続可能性の確保を目指す取組のことでございます。

令和５年６月に内閣府が発出したＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和５年改定版）におきまして、ＰＰＰ／ＰＦＩは、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱であると位置づけられ、上下水道の分野については、公共施設等運営事業、いわゆるコンセッションと、新しい概念である管理・更新一体マネジメント方式等を総称してウォーターＰＰＰと呼び、導入拡大を図ることとされているものでございます。また、汚水管の改築に係る国費支援に関しましては、ウォーターＰＰＰの導入を決定済みであることを、令和９年度以降に要件化するとされたところでございます。

○石川厚子委員 ウォーターＰＰＰの導入を決定しないと、将来、汚水管の改築について、国から支援が受けられなくなると、国から脅しを受けているように感じております。

そこで、２０２３年に加わった管理・更新一体マネジメント方式とその先のコンセッション方式を合わせたものがウォーターＰＰＰ、つまり完全民営化への前段階、そういった理解でよろしいでしょうか。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 ウォーターＰＰＰで設定される各方式のうち、最も民間の関与が大きくなるコンセッション方式におきましても、公共側が施設の所有権を有したまま、利用料金の決定は地方公共団体等の公共が条例で定めるなど、公益性を確保した上で、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営を行う事業方式であり、完全民営化とは考えが異なるため、完全民営化への前段階ではございません。

○石川厚子委員 完全民営化への前段階ではないということなんですけれども、そのウォーターＰＰＰの導入について検討するため、サウンディング型市場調査を実施中というふうに聞いておりますが、間違いはないでしょうか。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 現在、ウォーターＰＰＰの導入検討に向け、本年１月６日よりサウンディング型市場調査を実施しているところでございます。

○石川厚子委員 そこで、サウンディング型市場調査の目的及び対象者をお示しいただきたいと思っております。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 今回行っておりますサウンディング型市場調査は、ウォーターＰＰＰの導入検討に際し、必要な基本的事項である民間事業者における実績や関心などを調査し、今後の導入検討の参考とするものであります。また、対象者につきましては、旭川市下水道事業等におけるウォーターＰＰＰ、包括的民間委託などの官民連携事業に関心のある法人またはグループとしております。

○石川厚子委員 アンケート調査の参加者は何社ほどあったのでしょうか、また、アンケート調査

の概要についてもお示しいただきたいと思います。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 アンケート調査の参加は32社となっております。

アンケート調査の概要につきましては、大きく分類して6つの項目があり、1つ目としまして官民連携業務委託の受注実績などに関する項目、2つ目、本市の官民連携事業に対する関心などに関する項目、3つ目、どのような官民連携手法が望ましいかなど事業スキームに関する項目、4つ目、事業に応募する際に希望する条件などに関する項目、5つ目、考慮してほしいリスク分担などに関する項目、最後に、最も効率性を発揮できる業務範囲などコスト削減等に関する項目となっております。

○石川厚子委員 そこで、私は、経済建設常任委員会の委員なのですが、このサウンディング型市場調査を実施するよという報告を聞いた覚えがありません。

御覧のようにぼうっとしている人間なので私が聞き逃したのかもしれませんが、経済建設常任委員会に報告はしたのでしょうか。

○堀田上下水道部下水道施設課主幹 今回のサウンディング型市場調査を実施するに当たりまして、経済建設常任委員会へ報告はしておりませんでした。

○石川厚子委員 報告しなかったということなのですが、なぜ報告しなかったのか、その理由をお述べていただきたいと思います。

○山田上下水道部次長 令和9年度からウォーターPPPの導入を決定済みであることが污水管の改築に係る補助の要件とされたことから、国費支援を受けている本市といたしましても、一定の整理を行う必要があると考え、検討に向けた材料を収集しているところでございますが、ウォーターPPPは、令和5年6月に示された上下水道事業を対象とした官民連携の新しい仕組みであるため、全国的にも前例がなく、どのように検討を進めればよいのかですとか、詳細な部分で不明な点も多く、国に対して本市をはじめとする全国の事業者から問合せが寄せられ、都度、確認や説明を受けながら対応している状況にございます。

このため、現時点において、具体的な課題や検討のスケジュールなどの内容をもって議会に御説明することができないという状況であるため、基礎資料の収集段階であるサウンディング型市場調査の段階におきましては議会への報告を行っていなかったところでございます。

○石川厚子委員 そこで、土木部にお尋ねしたいと思いますが、土木部では、令和2年に、パークPFIについて、公園の魅力ですとか利便性向上に関わり、民間事業者のアイデアやノウハウを聞くサウンディング型市場調査を実施したことと思いますが、この調査の実施前に当時の建設公営企業常任委員会に報告は行ったのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 令和2年に実施した常磐公園などの総合公園4か所に関するサウンディング型市場調査の実施につきましては、建設公営企業常任委員会において、4月8日の委員会で調査を行うこととした背景と調査の概要説明を行い、6月10日の委員会で調査に向けて策定した実施要領案や実施スケジュールの説明を行っております。その後、6月29日より、市のホームページへの掲載及び市有施設などへ実施要領の配置を行い、サウンディング型市場調査を開始しております。

○石川厚子委員 今お聞きになったように、土木部はサウンディング型市場調査を実施前に2回にわたって報告したということなんですね。

土木部は報告したのに、なぜ上下水道部は報告しなかったのか、これは議会軽視ではありませんか。

○幾原上下水道部長 ウォーターＰＰＰの導入検討に当たりましては、下水道事業の全施設、全業務を対象といたしまして検討を開始することが前提とされておりまして、下水道事業が抱える多くの課題を整理し、民間事業者の意見など客観的な情報を基に導入する場合に想定される対象施設、対象業務を絞り込んだ上で導入の可否を検討するものでございます。したがって、現時点におきましては、具体的な課題や検討のスケジュールなどの内容をもって議会に御説明することができない、いわゆる白紙の状態でございますことから、サウンディング型市場調査の実施を含めまして、ウォーターＰＰＰの導入検討につきましては議会への報告を行っていなかったところであります。

今回行いましたアンケートによるサウンディング型市場調査につきましては、年度内に結果を取りまとめ、結果について議会へ報告させていただく予定としていたところでございます。

今後は、委員の御指摘を踏まえまして、丁寧に議会への報告、説明を行いながら進めてまいります。

○石川厚子委員 今、白紙の状態とか言われましたけれども、これからサウンディング型市場調査を実施するよっていう、その報告ぐらいはできたと思うんですね。

ウォーターＰＰＰの制度がどうのって、私も完全に理解しているわけではなく、難しい制度だとは思いますが、当時のパークＰＦＩについても同じようなものだと思うんです。厄介な制度ほど、より丁寧に議会に説明する必要があるのではないかと思います。水道事業管理者の見解をお伺いします。

○佐藤水道事業管理者 先ほど部長からも答弁がありましたけれども、やはり、本当に、事業者の皆様方も、私どもも情報がなかなか入りにくかったという時期がずっとありましたものですから、まずはサウンディング調査をして、民間への周知を含めてやってみようということでサウンディング調査を実施したところでございます。

部長が申し上げましたとおり、今後、きちっと、この部分、内容を取りまとめて、今後につきましては、丁寧に、皆様方、議会のほうにも報告、説明を行いながら実施してまいりたいと思います。

○石川厚子委員 議会に報告がなかったということは残念と言わざるを得ませんが、今、管理者のほうから、今後は丁寧に報告、説明を行うという答弁がありましたので、その答弁を信じて、この項目については終わらせていただきます。

続いて、同じく上下水道部に、水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しについて。

この項目については、代表質問でも取り上げさせていただきました。新年度は、生活保護世帯、独居高齢者世帯の減免廃止の激変緩和措置の２年目となりますが、今年度と比較してどのようになるのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 生活保護世帯と独居高齢者世帯に対する減免につきましては、令和６年４月に廃止とさせていただいており、現在は、対象者に対する急激な負担増に配慮するため、段階的に減免率を縮小していく激変緩和措置を行っているところでございます。

令和７年度の見直し内容といたしましては、生活保護世帯は、従前の減免率が約５０％であったものに対し、令和６年度の約３０％を経て、令和７年度は約１５％の減免率に、独居高齢者世帯は、従前の減免率が基本料金の約３７％であったものに対し、令和６年度の約１８．５％を経て、令和

7年度からは減免廃止とし、一般の利用者と同じ料金体系で御負担をいただくこととしているところでございます。

○石川厚子委員 新年度は、独居高齢者世帯については減免を廃止するという血も涙もない見直しということですね。

今まで何度も質疑してきて、繰り返しにはなるんですけども、私は、ふだんはすごくあっさりした性格なんですけど、時々しつこくなります。

それで、特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみ世帯には、福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充という減免制度見直しに対する代替策がありますが、生活保護世帯と独居高齢者世帯には代替策がありません。その理由として、生活保護世帯については、生活保護費の中に光熱水費が含まれているとのことですが、これは、昨日今日、含まれたわけではなく、減免制度ができた当初から含まれていたものです。また、先日のまじま委員の質疑の中にもありましたが、福祉灯油は生活保護世帯も対象になっております。

改めて、生活保護世帯を減免制度の見直しの対象とした理由をお示しいただきたいと思います。

○稲場上下水道部料金課長 委員が御指摘のとおり、制度の導入当初から保護費に光熱水費が含まれていたものと認識しているところでございますが、生活保護世帯に対する減免制度については、水道、下水道の拡張整備普及時期に急激かつ度重なる料金改定を実施しており、その負担の緩和を図る目的から、水道料金については昭和44年、下水道使用料につきましては昭和52年に導入したものでございます。その後、上下水道ともに普及が図られ、維持管理の時代に移り、制度としてはより福祉的な性格が強くなり、平成20年度の見直しを経て、今日に至っております。

このように、減免制度の導入から相当の期間が経過していることから、現在の社会情勢の変化、市の厳しい財政状況や、受益と負担の公平性などを踏まえた見直しが必要なものと認識しているところでございます。

○石川厚子委員 今、この減免制度導入から相当の期間がたっているということだったんですけども、それは、必要な制度だから今まで続いてきたのだと思うのですよね。それならば、なおのこと維持すべきと思うのですが、いかがでしょう。

○稲場上下水道部料金課長 生活保護世帯、独居高齢者世帯に対する減免制度につきましては、生活保護費の中に光熱水費が重複していること、それから、独居高齢者世帯につきましては、制度導入当時の理由が解消されたということで、廃止と整理をさせていただいているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○石川厚子委員 ちょっと今の答弁に納得したわけではないんですが、独居高齢者世帯、これからお尋ねしようと思っていたんですが、続けてお尋ねしてまいります。

独居高齢者世帯については、令和4年7月の料金改定に伴い、基本水量を廃止したことによって制度導入時の理由が解消されたとのことですが、このときの料金改定で水道料金が下がった独居高齢者世帯は8%にも満たないのです。独居高齢者世帯を減免制度の見直しの対象とした理由についてもお示してください。

○稲場上下水道部料金課長 独居高齢者世帯に対する減免制度の開始理由は、平成4年の料金改定時に、市議会において、独居高齢の方々は5立方メートル程度の少量しか使用しない方々が多く、その方々に8立方メートル分の料金を負担いただくのは不公平感があるとの議論がなされ、その結

果、高齢化社会の進展に伴う単身世帯の増加傾向に配慮し、減免措置を講じるべきとの附帯意見があったことを受け、不公平相当分と考えられる3立方メートル分を減免するため、減免率を基本料金の8分の3、約37%とすることとしたものであり、低所得者を対象として始めたものではございませんでした。

なお、令和4年の料金改定で、基本水量制を廃止し、実際の使用水量に応じた料金を負担していただく体系といたしましたことで、制度導入時の理由である不公平な状態が解消されたことから見直しの対象としたものでございます。

○石川厚子委員 代表質問の答弁で、市長は、「水道局が減免制度を見直すに当たっては、市長部局との協議を行いながら、パブリックコメントや市民説明会、さらには上下水道事業審議会に諮るなど、必要な手続を経ており」というふうに答えられました。

それでは、パブリックコメントについてお尋ねします。

市民の何人から意見が寄せられ、どういった意見が多かったのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 令和3年度に実施いたしました減免制度見直しに係るパブリックコメントに対しましては、個人137、団体7、匿名2の計146の提出者から157件の意見提出があり、主な意見といたしましては、減免制度の見直しに賛成するものが4件、制度の見直しに反対するものが、コロナ禍を理由とするものも含めまして125件で、減免廃止後の生活への影響を懸念するものが最も多く、コロナで大変なときに見直す必要があるのかなどの御意見もいただいたところでございます。

○石川厚子委員 146の提出者から157件の意見が寄せられ、そのうち、減免の見直しに反対するものが125件と、80%ほどを占めておりますね。

では、市民説明会ではどうだったのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 市民説明会は、同じく令和3年に市内16か所で実施し、128名の市民の方に御参加をいただきました。

減免制度の見直しに関しましては、13件の意見が寄せられ、廃止に賛成は3件、廃止に反対の御意見は5件、制度の拡充に関する意見が1件、対象要件に関する意見が4件でございました。

○石川厚子委員 市民説明会では、意見自体の数は少ないですが、これは料金改定も同時に示されたからだというふうに思います。

必要な手続を経たというだけであって、特に、パブコメにおいては市民の意見というものが反映されていないのではないのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 パブリックコメントや市民説明会で寄せられた御意見を受け、当初は、令和4年度の料金改定と同時期での廃止を予定しておりましたが、コロナ禍や物価高騰等による市民生活への影響を踏まえ、約2年間にわたり制度を維持してきたことに加え、生活保護世帯などの減免対象者への急激な負担増に対しては激変緩和措置を実施するなど、一定の配慮を行った上で見直しをさせていただいていることを御理解いただきたいと考えてございます。

○石川厚子委員 一定の配慮はしたとのことですね。

そこで、市民参加についてお尋ねしたいので、委員長、女性活躍推進部の出席を要請します。

○えびな委員長 ただいま、石川厚子委員から女性活躍推進部に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後１時２７分

再開 午後１時２８分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 では、女性活躍推進部に最初にお尋ねします。

市民参加の所管は、以前、市民生活部だったというふうに思いますが、なぜこの市民参加の推進が市民生活部から女性活躍推進部に移ったのか、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 市民参加は、市政に多様な視点を取り入れることを目的に、重要な施策を実施する際には、旭川市市民参加推進条例に基づき、担当部局が市民参加の機会を確保し、進めております。

このような中、本市の附属機関の委員に占める女性割合は３割に満たない状況が続きましたことから、本業務を女性活躍推進部に移管することで市民参加の取組に男女共同参画の視点を加えて、意思決定機関における委員選任制度や、女性が参加しやすい会議環境を見直すなど、女性委員の割合向上の取組を進めようとしたものです。

加えて、市政への女性参画が着実に推進することで、社会全体への女性参画が拡大していくことを期待するものであります。

○石川厚子委員 旭川市市民参加推進条例に基づくとのことですが、この市民参加推進条例の第１０条にはどのように示されていますか。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 市民参加推進条例第１０条は、市民参加の結果の取扱いについて記述したもので、「市の機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。」とされております。

○石川厚子委員 「市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。」、このように記されているということですね。

そこで、旭川市で、これまで、一番、パブリックコメントの提出の多かった案件は何で、何人から意見が寄せられ、また、意見の内容はどのようなものが多かったのでしょうか。

○松山女性活躍推進部女性活躍推進課長 集計を開始しました平成１４年度以降、最も意見提出者が多かったのは、平成１８年度に実施しました旭川市水道料金・下水道使用料減免措置見直し（案）に関するパブリックコメントで、個人２千８２８人、８３団体からの意見が提出されております。

なお、個別のパブリックコメントへの意見につきましては、各課で適正に取り扱うこととしていますことから、制度所管課としての把握はしておりません。

○石川厚子委員 では、そこで、上下水道部にお尋ねします。

過去、意見提出者が一番多かったのは、旭川市水道料金・下水道使用料減免措置見直し（案）に関するパブコメとのことでしたが、このパブコメの結果を受けてどのように反映されたのでしょうか。

○稲場上下水道部料金課長 平成１８年度に実施いたしました減免見直しに関わるパブリックコメ

ントにつきましては、実施後の結果において再度検討を行い、減免率等の見直しを行ってきております。

○石川厚子委員 随分あっさりした答弁でしたが、これは、社会福祉施設に対する減免制度についてのパブコメでした。この結果を受けて、社会福祉施設、当初は、超過料金、超過使用料を家事用と同額まで引き上げる予定だったのが、7%の引上げにとどめた、パブコメの意見を反映してそのようになったということなんですね。

女性活躍推進部としては、このパブコメの結果をどのように扱うべきと考えますか。

○片岡女性活躍推進部長 市民参加推進条例第10条では、「市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。」としています。

意見提出手続、パブリックコメントを実施した場合も、提出された意見を考慮した上で、施策の内容を決定する必要があるというふうに考えております。

なお、ここでいう考慮するとは、単に考えるという意味ではなくて、市政に市民の意見や提案を反映させることを目的とする市民参加制度の趣旨を踏まえて、社会情勢や財政状況など様々な条件を総合的に検討し、尊重することを意味しているというふうに考えております。

あわせて、寄せられた意見などをどういうふうに施策に反映させたか、また、なぜ反映することができないのかなどの意見などを考慮した結果や、その意見などに対する市の考え方、こういうものを説明する必要があるというふうに考えていて、これらの内容に沿って取り扱われるべきというふうに考えております。

○石川厚子委員 女性活躍推進部では、市民の意見を単に考慮するのではなく、尊重するとのことですね。さらに、なぜ反映することができないのか、説明責任を果たす必要があるということでした。

女性活躍推進部に対しては、以上です。

そこで、水道局に戻りますが、今回の減免の見直しのパブリックコメントの結果は、どのように反映させたのでしょうか。

○幾原上下水道部長 委員が御指摘のとおり、パブリックコメントや市民説明会では、減免制度の見直しに関して厳しい御意見をいただいたものと認識しております。

しかしながら、社会情勢の変化、市の厳しい財政状況や受益と負担の公平性などを踏まえますと、減免制度につきましては、見直しが必要なものと認識しており、市長部局との協議を行いながら、上下水道事業審議会に諮るなど、必要な手続を経た上で見直しの方向性を決めさせていただいているものですので、御理解をいただきたいと存じます。

○石川厚子委員 パブコメや市民説明会では、減免制度の見直しに関して厳しい意見をいただいたと。しかしながらということで、このしかしながら以下が余計ですね。市民の意見は反映させるべきというふうに思いますし、先ほど女性活躍推進部の答弁にありましたように、反映できない場合は説明責任を果たすべきということでした。

水道事業管理者にお伺いしますが、この説明責任は果たされてきたのでしょうか。

○佐藤水道事業管理者 減免制度の在り方につきましては、ちょっと話がずれるかもしれませんが、行政評価における見直しの評価や、行財政改革推進プログラム2020に掲げられております特別会計への繰出金の抑制目標を踏まえ、検討を進めてまいりました。

検討を進めるに当たりましては、先ほどから御質疑がありますパブリックコメント、それから市民説明会を行いまして広く市民の御意見をお伺いいたしまして、生活保護世帯と独居高齢者世帯に対する減免につきましては、当初、料金改定と同時に廃止とする予定でございましたけれども、上下水道事業審議会からの答申や市議会での議論、そして、市長からの指示などを受けまして、令和4年度から約2年間にわたり制度を維持してきたものというふうに私どもは認識しているところでございます。

令和6年4月に生活保護世帯と独居高齢者世帯に対する減免制度は廃止というふうに考えておったところなんですけれども、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう激変緩和を行いながら実施してきておりますので、この部分は御理解いただきたいというふうに考えております。

○石川厚子委員 今、事業管理者がおっしゃったのは、2年間延期した、その後も激変緩和措置を行ってきたよっていう、そういう答弁だったと思うんですけども、今、女性活躍推進部が言ったように、反映できない場合は説明責任を果たすべきということなんです。私は、この説明責任を果たしたかどうかを聞いているんです。

再答弁をお願いします。

○佐藤水道事業管理者 SNS、ホームページ等、そういう意見とか、そういうものを全て表に出しまして、私どもは、その結果を踏まえてこういう結果とさせていただいたというふうには公表させていただいている、説明しているというふうに認識しておるところでございます。

○石川厚子委員 今の答弁では、とても説明責任を果たしているとは私は思いません。

そこで、水道局に繰り出している市長部局にもお尋ねしないわけにはいきません。

この水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しについて、副市長の見解をお伺いします。

○菅野副市長 水道料金あるいは下水道使用料の減免についてのお尋ねでございます。

私も副市長の就任前に関わる業務でございましたんで、この経過については割と詳しく知っているわけでございますけども、市民参加というお話を委員からもされました。市民参加の手法は、パブリックコメントだけではなくて、市民説明会もございますし、審議会も実は市民参加の手法でございます。

パブリックコメントにつきましては、多くの御意見をいただきましたが、その一つ一つについて、その時点での御回答もさせていただいておりますし、それは、ホームページ等でも公表させていただいております。また、パブリックコメントで出た意見については、審議会の中でも御説明をさせていただいて、その上で、審議会としての判断もいただいたところでございますので、単に考えただけではなくて、その意見をどのように捉えていいのか、取り扱うべきなのかということは真摯に取り扱ってきたというふうに理解をしているところでございます。

また、この繰出金ということでございますけども、この減免の原資っていうか、その差額分については一般会計からの繰り出しでございますので、当然、市の財政に関わることでございますので、この間、水道局と市長部局の間で協議を重ね、それぞれの担当部局の部長級が集まった会議などで議論を重ねた上で進めてきてございますし、先ほど水道局からも御説明があったように、実施時期を2年先送りしたり、あるいは減免制度の廃止に激変緩和を取り入れたりということは、少なからず市民の御意見を考慮した上での判断でもございますので、そこは御理解いただけるものと思います。

市としましては、必要な手続を経た上でこれまで取り組んできてございますので、この減免の見直し、その内容であったり進め方については一定の妥当性があるものと理解をしているところでございます。

○石川厚子委員 必要な手続を経たという答弁だったんですけれども、確かに、このパブコメの結果はこうでしたよって、８０％の人が反対していますよっていう、そういう報告はしたかもしれませんが、果たしてこれが市民意見を反映させたかと言われると、私は疑問なんですよね。

それで、委員長、市長にもお尋ねしたいので、市長総括の取り計らいをお願いします。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○石川厚子委員 続いて、土木部にお尋ねします。

緑の基本計画についてお尋ねします。

新年度予算で、緑の基本計画の見直しの予算が計上されておりますが、この予算額をお示しいただきたいと思います。

また、こういった背景があって、どこを見直そうとしているのでしょうか。

○和田土木部公園みどり課主幹 ８款５項３目の都市計画公園整備費のうち、緑の基本計画の見直しにつきましては、業務発注の委託料として１千万円を計上しております。

第２次旭川市緑の基本計画の改定の背景につきましては、平成２８年に第２次緑の基本計画を策定してから１０年が経過し、人口減少や社会資本のさらなる維持保全対策の強化などの社会的背景の変化、また、地球温暖化による気候変動の顕著化や、それに伴う集中豪雨などの自然災害の頻発など、自然的背景の変化が進み、都市における公園や緑の役割が拡大し、また、課題も増加している状況にございます。そうした状況の変化に沿った見直しを計画期間の中間年に当たる令和７年度に行うものでございます。

○石川厚子委員 策定から１０年がたつので見直すということですが、現在の計画について少し見ていきたいと思います。

まず、児童遊園について。

現在、市内には何か所の児童遊園がありますか。

○和田土木部公園みどり課主幹 市内の児童遊園の管理数につきましては、令和６年４月１日現在で２８５か所となっております。

○石川厚子委員 児童遊園は２８５か所ということなんですが、遊具が壊れているっていう声をよく聞くんですよ。この整備状況はどのようになっているのでしょうか。

○和田土木部公園みどり課主幹 遊具の整備状況につきましては、児童遊園の遊具点検を目的として発注する委託業務の結果により使用不可と判定された場合、または児童遊園等維持管理業務委託の受託者が毎月実施している巡回点検で危険と判断した場合に、遊具撤去のみを行うこととしているため、新たな遊具への更新は、原則、行っておりません。

○石川厚子委員 新たな遊具への更新は行わないということですね。

そこで遊ぶ子どもたちにとっては、遊具がなくなると寂しくなるというふうに思いますが、児童遊園の今後の方向性をお示しいただきたいと思います。

○**星土木部公園みどり課長** 児童遊園の今後の方向性につきましては、現在、都市公園の遊具整備の際に、その都市公園の誘導距離圏内に児童遊園が設置されている場合、遊具の集約を目的に、地域住民からの合意を得た上で、児童遊園の危険な状態となった遊具の撤去を実施しております。

今後は、都市公園が近接する児童遊園や、現状において遊具が設置されていない児童遊園について、その在り方の検討を行ってまいります。

○**石川厚子委員** 在り方を検討するということは、遊具のない児童遊園についてはなくしていく方向性もあるというふうに受け止めました。子どもの数も減っているのです、ある面では仕方ないかなというふうには感じております。

公園は災害時避難場所にもなりますよね。総合防災センターを有する東光スポーツ公園が広域防災拠点となるというふうに思いますが、そのほか、地域における防災拠点としてどういった公園が挙げられますか。

○**和田土木部公園みどり課主幹** 市内の地域における防災拠点となる公園につきましては、広域避難場所の機能を有する都市公園である常磐公園、神楽岡公園などの総合公園のほか、東豊公園などの地区公園などを防災拠点として位置づけ、防災ネットワークの構築を図っております。

○**石川厚子委員** 今挙げられた中で、例えば、神楽岡公園は、公園全体が斜面になっているといいますか、特に冬場の避難場所としてふさわしいとは思えないのですが、いかがでしょうか。

○**和田土木部公園みどり課主幹** 神楽岡公園の避難場所としての妥当性につきましては、公園は、地域防災計画において、災害等の際の広域避難場所として指定され、大規模火災などの事象が適用災害として示されております。

冬期間であっても、駐車場については部分的な除雪を行っていることから、除雪箇所を利用した車中泊等による一時避難は可能ではありますが、それ以外の部分につきましては、委員が御指摘のとおり、冬季避難場所としての利用は難しい点もあると考えられます。

○**石川厚子委員** 神楽岡公園は、冬季は避難場所としては利用が難しいということでしたね。

続いて、緑の基本計画の進捗状況についてお尋ねします。

まず、緑被率、緑で覆われている率ですね、緑被率ですが、計画策定当時は28.3%から30%を目指すというふうに目標に掲げられておりますが、この進捗状況はどのようになっていますか。

○**和田土木部公園みどり課主幹** 緑の基本計画における数値目標の一つである緑被率の現在の進捗状況につきましては、令和7年度に発注を予定している改定業務委託で実施する緑地現況調査と解析により確認を行うこととしているため、現状における緑被率の進捗状況をお示しすることはできない状況にあります。

○**石川厚子委員** 緑被率の進捗状況が示せないっていうのはちょっと想定外の答弁でした。

続いて、公園施設のバリアフリー化ですが、策定時17%から50%と、33%増を目指していますが、この進捗状況についてもお伺いします。

○**和田土木部公園みどり課主幹** 公園施設のバリアフリー化の計画策定時からの進捗状況につきましては、国が実施する都市公園現況調査の最新集計となる令和4年度末現在の結果では18.5%で1.5%の増となっております。令和5年度以降も園路や広場、トイレのバリアフリー化整備を進めてきており、さらに進捗していると考えておりますが、この点についても、次年度の見直し作

業の中で把握することとしております。

○石川厚子委員 令和4年度末で1.5%増ということで、目標から大きくかけ離れていますが、このことをどう受け止めますか。

○星土木部公園みどり課長 緑の基本計画は、20年間の長期計画ということになっております。20年後の姿として、33%増という目指す数字を掲げているところですが、現状としては、なかなか、整備は行っておりますが、まだ先があるなというふうに感じております。

○石川厚子委員 現状としてはなかなか整備が進んでいないということですね。

公園は、夜になると薄暗いですとか、見通しが悪いと不安を感じる市民の方もいらっしゃいますが、公園が防犯面などで安心と感じている市民の割合、これも33.7%から倍以上の70%を目指していますが、この進捗状況はどうなっていますか。

○和田土木部公園みどり課主幹 公園が安心と感じている市民の割合の進捗状況につきましては、先ほどの答弁と同様に、次年度に発注を予定している改定業務委託において実施する緑に関する市民アンケート調査と解析による確認を行う予定であるため、進捗状況をお示しすることはできない状況にあります。

○石川厚子委員 今、3点について進捗状況をお伺いしてまいりました。

公園施設のバリアフリー化につきましては、この間、バリアフリー化した施設を数えればいだけなんですけれども、ほかの2点については進捗状況は示せない、この答弁に少し驚いております。この10年間、一体何をやっていたのですか。

○星土木部公園みどり課長 緑の基本計画の進捗を実効性のあるものとするために、アクションプログラムを定めまして、毎年度、毎年度、施策の項目についての確認というは行っております。さらに、緑の審議会におきましても、その状況を報告しまして、進んでいる項目と計画どおり進んでいない項目というのを報告して、今後どうしていくのかということも含めながら考えているところなんですけれども、今、御指摘のありました数値目標につきましては、調査を令和7年度において行うこととしておるところです。

○石川厚子委員 アクションプログラムというものは策定しているけれども、今お尋ねした3点については、正確には2点ですね、進捗状況は、新年度の時点でなければ結果は分からないということですよ。

当初から、計画の中間見直しの地点、この20年のうちの中間の10年目ですね、そこで確認することとしていたということなんですけれども、計画っていうのは、果たしてそういう位置づけでいいのでしょうか。

例えば、中心市街地活性化基本計画がありますよね。その計画では、3つの目標、まちなかに来る、まちなかに住む、まちなかの滞在時間を延ばす、この3つの目標が掲げられておりますけれども、例えば、新型コロナの影響で外出抑制、イベントの中止、そういうものがあって、まちなかに来る、まちなかの滞在時間を延ばすというのが目標を下回ったけれども、その後、インバウンドの増加とかで増えているようだとか、計画が順調に進んでいるとか、あるいはそうでないとか、毎年調査して各常任委員会などに報告する、こういった積み重ねが計画を実施するという事ではないかと思うのですが、見解をお示しいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 目標達成状況の数値目標の確認につきましては、短い期間で実施する

ことで、その都度、状況を確認されるという利点がありますが、ほかの数値目標も含め、その多くが約3千人の市民を対象とした市民アンケートや委託業務などの実施により取りまとめるものであることから、そうした費用等も考慮し、当初から計画の中間見直しの段階で確認することとしております。

○石川厚子委員 今、アンケートについても言われたんですけども、10年の間には、転出される方もいれば、亡くなる方もいらっしゃるよね。逆に転入される方もいらっしゃると思うんです。公園で遊んでいた子どもが大人になって公園に行かなくなる、こういったことも起こると思うんですよ。このアンケートのスパンが10年間というのは長過ぎると思うんですよね。せめて2～3年に1回はアンケート調査を実施すべきと思うんですが、いかがでしょう。

○星土木部公園みどり課長 御指摘にありますように、スパンを短くすれば市民ニーズの的確な拾い上げというのができるものと認識しております。

緑の基本計画、20年間の計画ということで、まずは、その中間年の来年度について、規模を大きくして調査をするということで御理解いただきたいと思います。

○石川厚子委員 10年前といいますと、ちょうど常磐公園の緩傾斜化が強行されて、樹木が大量に伐採された、その辺りかと思うんですよね。自然保護団体から大規模な反対運動が起きましたよね。そのときに、この立派な緑の基本計画、中を見てもカラー版で、紙質もいい、大変立派なものですよね。こういったものを、言わばアリバイづくりにつくったのではないか。10年間何もやってこなくて、10年目にこの数値がぐっと上がるっていうのは考えにくいんですよ。今のバリアフリー化もいい例ですよね。この目標を掲げるだけで、達成しようとははなから思っていなかったのではないですか。

○星土木部公園みどり課長 緑の基本計画は、旭川市の公園緑地行政だけではなく、市全体の緑に関わる全体部分をどう考えていくかという大きな計画でございます。

数値として表される部分では、なかなか、先ほどのバリアフリーの数字にもありますように、目標値からは程遠い部分もありますが、これからの緑に関わる行政の考え方っていうのを示していく上では、ある程度の高い目標というものを掲げて、それに向かってアクションプラン等々を確認しながら進めているというふうに考えております。

○石川厚子委員 アクションプランで進めているかもしれないですけども、結局、この進捗率は示せないんですよ。この進捗率を示せない状況というのを部長はどうお考えになりますか。

○富岡土木部長 今、委員からいろいろと御指摘を受けておりますけれども、確かに、短いスパンでそういった目標がどうなっているかといったことを確かめることは、何ていうんでしょう、重要といいましょかね、大切な一面ではあるというふうには思っております。

そして、今、まさにゼロカーボン、緑をどんどん増やしていこうというような考え方もありますし、そういったことも含めて、当初、10年前と比べれば、また、何ていうんでしょう、社会情勢も変わってきている、求められるものが変わってきているというふうに思っておりますんで、これまでこういった形で10年間やってこなかったといったことがありますけれども、今後、まずは、来年に向けてしっかりとこの状況を確認させていただいて、次、20年後、要は、さらに今後10年ということでありまして、この点については、どのような形でその目標を確認していくかといったことはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○石川厚子委員 で、副市長にもちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、元土木部長である副市長は、当然、10年間、目標をチェックしてこなかったりということは御存じだというふうに思うんですけれども、それで、そういったやり方で目標が達成できるというふうに思っているのかどうか、見解をお示しいただきたいと思います。

○菅野副市長 緑の基本計画についてのお尋ねでございます。

緑の基本計画の策定と併せてアクションプランもつくっているはずでございますので、本来であれば、委員が御指摘のように、進捗状況を確認し、それを施策あるいは事業に反映させていく、そうしながら目標の達成に近づいていくということが、一般論としての本来のやり方であるというふうには認識はしています。

そのために、中心市街地活性化基本計画であったり、総合計画も、経費のかからない既存のデータの更新で例えば使えるような数値目標を掲げていたりもしてございますし、要するに数値で管理するっていうことを非常に重要に考えていくというのは、ほかの計画ではあるというふうに考えています。

そういう意味では、この10年間、全くデータがないかどうかっていうのはあれですけども、そういうデータを取らずに事業に反映させてこなかったということについては、私は反省すべき点があるというふうには考えてございます。

ただ、これは20年間の目標でございますので、この後の10年間については、先ほど土木部長も答弁していただきましたとおり、進捗を確認しながら、しっかりそれを事業に反映させていく、そういうことが必要だというふうに認識をしてございますので、今後そのように努めてまいりたいと考えてございます。

○石川厚子委員 今、副市長のほうから、反省すべき点もあるし、今後は進捗を確認していきたいという答弁がありましたので、最後に、新年度、この緑の基本計画は見直すわけなんですけれども、改定する緑の基本計画では何を指すのか、お答えいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 今後の改定に向けた基本的な方向性につきましては、1つ目としては、令和5年12月に改定が行われた第8次旭川市総合計画基本計画を踏まえた現行の緑の基本計画の施策の柱の精査、2つ目としては、現状の社会的背景や環境、自然的背景を踏まえた緑を視点としたまちづくりとして取り組むべき施策の強化、3つ目としては、緑の基本計画アクションプログラムの前期計画の取組で明らかになった課題を踏まえた改定の方向性を定め、緑の基本計画の目標である「豊かな自然と都市が調和する みどりあふれるまちづくり」の着実な実現を目指し、改定作業を進めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 1千万円という少くない金額をかけて見直すわけなんですから、ぜひこの緑の基本計画を実効性のあるものにしていただきたいということを述べまして、土木部に対する質問は終わらせていただきます。

続いて、宿泊税についてお尋ねします。

宿泊税につきましては、まじま委員からも質疑がありましたが、私からもお尋ねしていきたいと思っております。

代表質問でも聞いたんですが、課税の根拠として、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てるためというふうに記されているだけで、観光の振興に関する事業とは何なのか、その具体例が示

されておりません。これでは、まず税金を徴収して、その使い道は後から決めようとしているというふうに勘ぐられても仕方ありません。何に使うのかという、その目的をはっきり決めてから条例案を提出すべきではありませんか。

○白木観光スポーツ部次長 旭川市宿泊税制度の考え方の中では、本市の附属機関であります旭川市中小企業審議会からの答申を踏まえ、宿泊税による財源は、本市への宿泊者を増やすことや宿泊者へ還元することを目的とした新規または拡充して実施する取組に活用することとしております。

使い道につきましては、これまでも宿泊事業者との意見交換を繰り返す中で、納税者である宿泊者や観光客に満足いただけるよう、これは例示となりますけれども、閑散期対策ですとか人材不足対策などの案を提案させていただいております。宿泊事業者からは、十分協議しながら制度設計を行い、加えて、事業実施前後でもその内容を明らかにしてほしいとの御意見をいただいております。

条例が制定された後、具体的な使途について、宿泊事業者の意見をいただく場を設け、議会にお諮りした上で実施してまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 今の答弁で、使途については条例制定後に決めるということでしたが、やはり、これ、私は順番が逆でないかというふうに思うんですね。北海道で条例が制定したので、バスに乗り遅れてはならないと慌てて旭川でも条例を制定しようとしているのではありませんか。

○白木観光スポーツ部次長 宿泊税につきましては、これまでも、新たな財源確保という中で、いろいろ補助金ですとか、あるいはふるさと納税、あらゆる手段を講じながら、財源を確保しながら観光振興に充てていくというようなことで検討を進めておりました。

今回、北海道が令和8年4月に宿泊税導入ということで進んでおりますが、もちろんそこに合わせていくことで実際に税を徴収いただく宿泊事業者様の御負担を軽減していくってというようなことも考えておりますし、そこに合わせることにおきまして、もろもろのそういった負担を軽減するということと、あと、時期がずれてしまうということでやっぱり宿泊者の方にもそこは分かりにくい制度になるというようなことで、今、提案をさせていただいているところでございます。

○石川厚子委員 そこで、パブコメの対象となった旭川市宿泊税条例（案）骨子には、宿泊税の目的について、「地方税法第5条第7項及び旭川市観光振興条例第12条の規定に基づき、宿泊税を課する。」と、このように記されていますが、観光振興条例の第12条には、「市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」というふうに記されております。

必要な財政上の措置を講ずるのは、市、旭川市ですね、市であって、宿泊客、観光客ではありません。市が必要な財政上の措置を講ずるべきではありませんか。

○白木観光スポーツ部次長 委員が御指摘のとおり、旭川市観光振興条例第12条には、市の責務として、市は財政上の措置を講ずるとしておりまして、これまでも、国、道、団体などの交付金あるいは補助金、助成金を活用することや、昨年9月の第3回定例会では、旭川市観光振興基金条例を議決いただきましたけれども、ふるさと納税をはじめとした寄附による財源確保もしておりますし、また、旭川冬まつりになりますけれども、ガバメントクラウドファンディングを実施し、物価高騰の中でもイベントを継続できるよう対策するなど、あらゆる手段を講じてきているところでございます。

人口減少、少子高齢化が進む中、裾野が広く、経済的波及効果の高い産業である観光の振興によ

る交流人口の拡大が新たな需要創出と雇用拡大につながり、本市全体に大きな経済発展をもたらす原動力になり得るものと考えております。

一方で、福祉サービスなど市民生活を支える事業を行っていくためには、その財源はしっかりと確保する必要があるがございまして、本市の財政状況の中では、積極的に観光振興に取り組むための安定した自主財源、こういったものを確保するためには、市民の御負担だけではなくて、本市に宿泊される方も一部負担をしていただくことが適当であると判断したものであり、市が財政上の必要な措置を講じているものと認識しております。

○石川厚子委員 あのね、今の答弁には矛盾があると思うんですよね。本市に宿泊される方からも一部を負担していただくことが適当であると判断したと言っておきながら、市が財政上の必要な措置を講じていると、この2つのことは答弁が矛盾しているんじゃないですか。

○白木観光スポーツ部次長 財政上の必要な措置を講じる、このために、市民の方だけではなくて、本市に宿泊される方からも一部御負担をいただくというような考え方で進めておりまして、この部分については矛盾はないのではないかと考えております。

○石川厚子委員 先ほども述べたように、財政上の措置を講じるのは市なんですよ。市が財政上の必要な措置を講じるって言っておきながら、観光客から、本市に宿泊される方からも負担していただくって、これが矛盾しているんじゃないかって言っているんです。

○菅原観光スポーツ部長 先ほども次長のほうから答弁させていただきましたが、あくまで市として財政上の措置を講じるというふうな考えの下で、宿泊税を徴収させていただきたいということで御提案をさせていただいているものでございます。

市が財政上の措置を講じるといったときには、市の予算の中で財源を確保していくものだというふうに思いますが、先ほど次長も答弁いたしましたように、福祉サービスなどの市民の生活を支える事業の財源をしっかりと確保していくということが必要でありますし、一方で、観光にかける予算というものの財源を確保する中では、そういった福祉サービスを削るということではなくて、宿泊者からも宿泊税を頂戴する中で財源を確保して観光振興に充てていこう、そういった考えに基づくものでございます。

○石川厚子委員 先ほど述べましたように、旭川市宿泊税条例（案）骨子には、宿泊税の目的について、「地方税法第5条第7項及び旭川市観光振興条例第12条の規定に基づき、宿泊税を課する。」、このように記されておりますが、現在提案されております宿泊税条例では、課税の根拠として、「地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。」と記されているだけで、「旭川市観光振興条例第12条の規定に基づき」という文言が抜け落ちているわけなんですよ。

これは、なぜなくなったのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 旭川市宿泊税条例の規定内容の変更理由でございますけれども、パブリックコメントの実施段階における旭川市宿泊税条例（案）骨子は、条例を構成する要素及び概要をお示ししたものとなっております。

課税の根拠として旭川市観光振興条例第12条に規定する財政上の措置を掲げることで、より分かりやすく宿泊税が旭川市観光振興条例の目指す姿を実現するための財政措置の一つであることを示そうとしたものでございます。

同振興条例第3条では、「観光の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施す

る」と規定しており、第12条では、「市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定をしております。

また、旭川市宿泊税条例では、第1条に、課税の根拠といたしまして、「観光の振興に関する事業に必要な経費に充てるため」としておりますが、観光振興に関する事業に必要な経費が既に観光振興条例に規定されており、あえて宿泊税条例からその部分を参照せずとも読み取れるという本市の条例制定上の技術的な整理から削除したものでございます。

○石川厚子委員 今の答弁では、条例制定上の技術的な整理から削除したとのことですが、パブコメにかけた旭川市宿泊税条例（案）骨子と宿泊税条例で、この課税の根拠となる条項が違うというのはおかしいのではないのでしょうか。

○白木観光スポーツ部次長 パブリックコメントの際に提示いたしました条例案骨子と提案しております条例案、それぞれの表現は異なっておりますが、いずれも宿泊税は旭川市観光振興条例に基づく観光振興のための財政措置であるということを示しております、問題はないと考えております。

○石川厚子委員 以前、常任委員会で、福岡方式について質疑させていただきました。福岡方式は何かといいますと、福岡県、県のほうですね、1人1泊につき200円を徴収する一方、福岡市、市のほうは、宿泊料金が2万円未満の場合は150円徴収するということで、足すと350円になってしまうわけなんです、この場合、福岡県、県のほうは徴収額を50円にして、足しても200円に収めるという、こういう方式が福岡方式でした。

この方式を北海道でも導入することを検討しているのかと聞いたら、どうやら北海道のほうでは導入する見込みはないということでした。

そこで、福岡市の福岡市宿泊税条例の趣旨である第1条には、どのように記されて 있습니까。

○白木観光スポーツ部次長 福岡市宿泊税条例の第1条でございますけども、「この条例は、地方税法第5条第7項及び福岡市観光振興条例第11条第2項の規定に基づき、宿泊税の課税に関し必要な事項を定めるものとする。」とされております。

○石川厚子委員 答弁にありましたように、福岡市では、福岡市観光振興条例第11条第2項の規定に基づきというふうに示されているわけなんです。

旭川市では、観光振興条例の規定に基づきの部分をなぜ削除したのですか。

○菅原観光スポーツ部長 なぜ削除したのかということでございますけれども、繰り返しになりますが、当初の条例案骨子の第1条で宿泊税条例の制定目的が旭川市観光振興条例に基づくものであることを示すために記載していた文言を、本市における条例制定上の技術的な整理により、観光振興条例を参照せずとも同様に規定できると判断したことによるものでございます。

○石川厚子委員 財政上の措置を講ずるのはあくまでも市であるというふうにおっしゃるのなら、その部分を残すべきではないのでしょうか。必要な財政上の措置を講じるのは市である、この文言を条例に記したくなかったから削除したのではないかというふうに邪推されても仕方がないと思うのですが、いかがでしょう。

○菅原観光スポーツ部長 先ほども答弁させていただきましたとおり、市として財政上の措置を講じていくものでありますけれども、財政上の措置を講ずるのはあくまでも市であって、条例から削除したということは、あくまで技術的な整理を行ったものでありまして、趣旨を変える意図があった

ものではないです。

○石川厚子委員 あくまでも技術的な整理ということなんですけれども、先ほどの答弁の中でも、課税の根拠として、旭川市観光振興条例第12条に規定する財政上の措置を掲げると述べられていましたが、これ、課税の根拠にならないのではないのでしょうか。第12条は、先ほどから述べていますように、「市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」、市が財政上の措置を講ずるように努めるものとする、これが第12条なんですよね。

これが課税の根拠になるのですか。

○菅原観光スポーツ部長 観光振興条例の第12条では、市の責務として、市は財源を確保することによって規定をしております。

その前段の第3条では、「観光の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する」というふうにしておりまして、市として、こうした観光振興に取り組むという必要があるということの規定しているものだというふうに思います。

第12条では、この観光の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じると規定をしております、宿泊税の徴収規定はこれに当たるものというふうに考えております。

○石川厚子委員 先ほども、部長は、福祉の予算を削ってまでここに充てるわけにはいかないというような答弁がありましたけど、それはもっともだと思うんですよ。

ただ、予算がないから宿泊客、観光客から持ってくるんだって、その財政上の措置の根拠がここにあるっていうのがどうも納得できないんですよ。

副市長、何かありましたらお答えいただきたいと思います。

○菅野副市長 宿泊税条例についてのお尋ねでございますけども、課税の目的あるいは課税の根拠には、2つ、私はあると思っていて、一つは、何のためにそれを課税するのかというその目的としての根拠と、法令上の、要するにテクニカル上の根拠ですけども、どのような法令に基づいてそれを課税できるのかというその根拠と、私は2つあると思っています。目的としての根拠の一つがやはり観光振興に関わる部分でございますし、それから、課税することができる法令上の根拠が、今回お示しをしている条例の中に入っているということだと思うんです。

それで、これは、当然、宿泊事業者さんにお手数をかけることになりますし、宿泊者の皆さんに課税をすることになりますので、当然、それは、私どもとして、その条例で、その目的であったり、課税できることであったりということをきちっと説明する必要があるということで、どの条文に何を記載するかということではなくて、その条例全体の中で、目的であったり、それを課税できる根拠がしっかりと記載されているかっていうことが私は大事だと思っています。

そういう意味では、提案させていただいた条例の中にはその要素はしっかりと記載されてございますので、特に、私としては問題があるというふうに思っています。

○石川厚子委員 今の副市長の答弁に納得したわけではありませんが、この課題については、既にまじま委員のほうから総括のほうに残しておりますので、この項目については、以上で終わらせていただきます。

私から、最後の項目になります。

花咲と東光のスポーツ公園についてお尋ねします。

市長は、市政方針で、花咲スポーツ公園の新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設を共に令和12年度のオープンを目指す、このように述べられました。

花咲スポーツ公園再整備事業につきましては、さきの答弁で示されましたが、東光スポーツ公園整備事業費について、事業概要と予算額をお示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 東光スポーツ公園整備事業につきましては、市民スポーツ活動の充実を図り、緑豊かで魅力ある都市空間を形成するため、東光スポーツ公園の整備を行うものであり、令和7年度は、東光スポーツ公園複合体育施設の設計に係る業務委託料のほか、事務費等も含め、4千302万8千円を計上しております。

○石川厚子委員 今年1月に示された花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）のスケジュールでは、新アリーナの整備は、令和12年度の運営、このように記されておりますが、平成28年、2016年に策定されました東光スポーツ公園基本計画では、今後実施する基本設計において経済性を考慮しながら建設費を精査し、事業スケジュールを検討していきますというふうに記されております。

東光スポーツ公園の複合体育施設のオープンが令和12年というのは、一体どこから出てきたのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、平成28年度の基本計画策定後、基本設計等を行い、複合体育施設を構成する体育館、小体育館、武道館のうち、武道館について平成30年度から整備を開始いたしまして、令和2年度に供用を開始しているところでございます。残りの体育館、それから小体育館につきましては、他の施設整備との兼ね合いから整備が先送りとなっておりますが、東光スポーツ公園全体の事業認可が令和12年度までとなっておりますことから、この期間内の施設のオープンを目指すものでございます。

○石川厚子委員 東光スポーツ公園の事業認可は令和12年度までとのことですが、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）に、東光スポーツ公園整備事業については令和12年度の完成を目指すというふうに記されております。

花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）は、今年1月に示されたばかりですよ。一方、東光スポーツ公園基本計画は、平成28年度に策定されています。なぜこの花咲が東光の方向性まで決めるのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、現在の総合体育館があることを前提に、市内の屋内スポーツ施設の利用状況やスポーツ団体からの意見を踏まえ、基本計画を策定したものでございます。

今回、その前提でありました総合体育館をプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナといたしまして建て替える方針となりましたことから、改めて、施設の役割分担を整理したところでございます。東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画につきましても、この役割分担を踏まえまして見直しを行ってまいります。

○石川厚子委員 東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画につきましても、役割分担を踏まえて見直すとのことですが、前半の分科会でも質疑させていただいたんですけれども、平成30年3月に策定された公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム本編では、「新規整備については、既に計画として策定済みのものや供給処理施設以外は、見合わせます」、このように記されて

おります。

東光は、平成28年なので、このアクションプログラム本編の前ですが、花咲は、今年の1月に案が示されました。公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画の趣旨に背くのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム本編の施設保有量の最適化の基本的な考え方では、老朽化施設への対応として、既存施設の改修等を基本としながらも、建て替えについても否定をしておらず、花咲スポーツ公園新アリーナにつきましては、総合体育館の建て替えでございまして、新アリーナ完成後には、現総合体育館を解体することから、公共施設等総合管理計画の趣旨には適合しているものと考えているところでございます。

○石川厚子委員 建て替えについても否定していないということは前半で質疑いたしました、例のただし書の部分だというふうに思うんですね。

花咲を新設するのではなく、例えばこの東光の体育施設を5千人規模にする、そういった選択肢は考えなかったのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、基本計画において、プロスポーツの試合開催も想定し、体育館に固定席2千席、そのほか移動席等を含めまして約5千席を確保することを計画していたところでございます。

今回、花咲スポーツ公園に、公園全体や地域のにぎわいづくりの核となる多目的なアリーナの整備を行い、市民スポーツのほか、プロスポーツやコンサートなどの興行の開催も想定しておりますことから、東光スポーツ公園複合体育施設は、競技スポーツ大会の開催や市民利用に適したスポーツ施設としての役割分担を踏まえ、観客席数や控室などの削減、より大会利用がしやすい施設の配置等の見直しを行ってまいります。

○石川厚子委員 東光をサイズダウンするにしても、旭川の財政状況に鑑みたときに、同時期に2つの体育館の建設、これはあり得ないのではないのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園の総合体育館につきましては、建設から40年以上が経過しており、メインアリーナ部分が耐震基準に合っていない状況となっております。また、東光スポーツ公園につきましても、事業認可期間が令和12年度までとなっております。さらに、昨今の建設費の高騰、人材不足など、施設整備に係る費用は、今後上昇し続けることが想定されますので、事業を先延ばしすることでさらなる整備費用の増加が懸念されるところでございます。

委員の御質問のとおり、市の財政状況は厳しいところでございますが、本市におけるスポーツニーズ等に対応していくため、花咲については官民連携手法により整備すること、また、東光につきましても、今後の施設内容の見直しにより、最大限、事業費の圧縮に努めながら、早期の事業着手を目指してまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 今の答弁で、花咲については官民連携手法により整備するとのことでした。先ほど、皆川委員の質疑にもありましたが、整備手法について伺いたいと思います。

資料を提出していただきましたが、この右下のところですね。ステップ2(2)の下のところの丸で、官民連携手法導入の決定、決定したよというふうに記されているんですが、この官民連携手

法の導入は決定したという受け止めでよろしいんですか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 官民連携手法の導入につきましては、今年度実施しております官民連携導入可能性調査による事業手法の評価がまとまりましたことから、本年1月29日に第2回花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議に報告を行いまして、官民連携での事業実施が妥当との判断を受けたところでございます。

この判断を踏まえまして、花咲スポーツ公園新アリーナ事業につきましては、従来手法ではなく、官民連携によることを決定し、今後、官民連携の中の具体的な手法の選定に進むこととしたところでございます。

○石川厚子委員 官民連携を決定したということなのですが、1月の経済建設常任委員会で、私が事業手法についてどのように考えていますかと質問しましたが、それに対しては何と答えましたか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 1月22日に開催された経済建設常任委員会におきましては、官民連携導入可能性調査において実施いたしました事業者アンケート等の実施結果をお示しし、これらの調査結果も含め、実現可能な手法について引き続き検討してまいり、御答弁申し上げたところでございます。

○石川厚子委員 1月の常任委員会の段階では、引き続き検討する、こういった答弁だったんですね。官民連携はいつ決定したのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 本事業の官民連携につきましては、PFI導入検討会議の検討結果通知が2月6日にございましたので、同日付で内部での意思決定を行っております。

○石川厚子委員 2月6日に決定したというのなら、なぜ2月の常任委員会で報告しなかったのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 2月の意思決定により、現在、多様な官民連携手法の選定の方向性や選定スケジュールの整理を行っておりまして、それらがまとまった段階で、改めて議会への報告を想定していたところでございます。

○石川厚子委員 官民連携が決まったっていうのは、すごく重大なことだと思うんですよ。先ほどのウォーターPPPにしてもそうなんですけれども、常任委員会で報告しなかったということは議会軽視ではないですか。

○菅原観光スポーツ部長 ただいま課長のほうからも答弁させていただきましたが、現在、多様な官民連携手法の選定の方向性ですとか、選定スケジュールの整理を行っておりまして、これがまとまった段階で、改めて常任委員会のほうに報告させていただくということを考えておりました。

委員が御指摘のとおり、決定したのであれば、常任委員会で報告するべきではなかったかということに関しましては、反省すべき点であるというふうに考えております。

○石川厚子委員 先日の上野委員の質疑で、協議会ではまだ決定していないにもかかわらず、市長は、市政方針で、慶應義塾体育会野球部の合宿が開催されますと述べたといったことでしたが、こちらは逆パターンといいますか、市長は、市政方針で、官民連携導入可能性調査の結果を踏まえ、このように述べられました。市長は、当然、この時点で、官民連携が決まったことは知っていたわけですね。それなのにまだこれからだよと受け止められかねないニュアンスで発言されています。少なくとも、私はそのように受け止めました。

これは、市政方針の文言としてはいかがなものでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 市政方針につきましては、令和7年度の市政運営の考え方をお示ししたものでございます。

令和6年度、現在も実施しております官民連携導入可能性調査の結果を踏まえて、令和7年度に具体の整備手法及び事業者の選定などを行うということとしておりますので、事業を執行する上では妥当であるというふうに考えております。

○石川厚子委員 先ほど述べましたように、花咲と東光、同時に令和12年にオープンするということにつきましても、旭川市の財政事情を考えたときにとっても納得できるものではありません。この同時オープンの妥当性及び官民連携が決まったこの経緯について、副市長の見解をお伺いしたいと思います。

○榊井副市長 今、2点御質問があったかと思えますけれども、1点目のほうですけど、大規模事業の同時期実施が可能かという点でございすけれども、スポーツというのは健康で豊かな市民生活の実現に資するものということでございまして、全ての市民が生涯にわたってスポーツに親しむ環境を整えることが本市のスポーツ推進に必要なことと認識しているところでございます。

このためには、市民の皆さんを含めて、旭川市のスポーツニーズに可能な限り早期に対応することや、先ほど言いましたけど、耐震化を図って安全に利用していただく環境を提供するという観点もあるかと思っているところでございます。一方で、また、コストを意識するために十分なニーズに応え切れない施設を整備するのかといった観点もあるのかというふうに考えているところでございます。

そういった観点等も含めまして、花咲スポーツ公園の新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設を整備することで、将来の地域振興にもつながるスポーツ施設環境の充実が図られるというふうに思っておりますが、一方で、ただ、将来の人口減少でありますとか、様々な事情によりまして、スポーツ施設の集約、それについても基本計画案の中には位置づけておりまして、我々としては、むやみやたらに施設を増やすものではないという考え方に立っているというふうに考えているところでございます。そういった観点からも含めまして、総合的に対応いたしまして、2施設が同時期に整備となりますけれども、これから、事業費の圧縮をさらに図るなどして、財政負担の軽減をできるだけ図っていきたいというふうに思っているところでございます。

2点目の御質問でありますけれども、官民連携導入可能性調査の決定経緯でございすけれども、先ほど部長が答弁したとおりでございすけれども、市の手続というものが、先ほどの、配られた資料にもございすとおり、内部検討をして、それを副市長以下の会議に諮って、さらに、その後、決定通知というような過程で取りまとめて担当部局のほうに周知されるという手続が市の内部手続になっているところでございます。

一方で、官民連携可能性調査につきましても、具体的に官民連携可能性調査を決めましたけれども、今後、まだ、その後、どの手法によるかということでのメリット、デメリットもあるというような状況でございまして、引き続き、具体の手法についてはまだ検討課題が残っているところでございまして、今、部長が答弁を申し上げましたとおり、今後の方向性と併せてお示しすることがより分かりやすい説明になるのではないかと考えてございまして、2月の常任委員会ではなく、今後、取りまとめ次第、御説明することで、より分かりやすい説明ができるのではないかといたったところで考えているところでございます。

官民連携手法というのも、先ほどの繰り返しになりますけれども、様々な手法がございます。これまでの質疑でもあったかと思えますけれども、メリット、デメリット、いろいろございます。今現在としては、従来手法よりかは官民連携手法のほうが、経済的にも、また民間事業者としても興味を持っていたらいい企業の方がいっぱいいらっしゃるということは1月の常任委員会で御説明したと思います。その後、経済性の評価等も踏まえまして、その可能性が高いといったところでございますので、今、そういった段階にいらるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、今回、可能性調査が決まったことは非常に大きい点だといった御指摘もございましたけれども、私たちとしては、このまま建設ありきでそのまま進むという意向を持っているわけではございませんで、市としては、判断する節目、節目というのは今後も続きます。それは、手続に書いてあるとおりの流れの中で、建設に着手するまでには手続というのがまだたくさんあるのは見てとれるかと思えます。

そういった中では、私たちとしては、まずは建設ありきで先入観を持って今後の審議を諮るというものではなくて、今後、また得られた知見等も生かしながら、先入観や予断を持たず、しっかりと検討してまいりたいと思っている次第でございます。

○石川厚子委員 今、榊井副市長のほうからる述べられましたけれども、官民連携にいろんな手法があるということは私も存じております。

ただ、この決定したということが常任委員会に報告できなかったことがやはり納得できませんし、そして、人口減少に伴って集約しなければならないということも述べられたので、それならばなぜ同じ時期に2つの施設を造るのかということもやはり納得できませんので、委員長、総括質疑の申出をお願いします。

○えびな委員長 ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○石川厚子委員 総括質疑を除いて、私の質疑は、これで終わらせていただきます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時15分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高木委員 それでは、質疑に入りますが、うちの会派は持ち時間が少なくなりましたので、私の後にまだ塩尻副委員長が控えているということで、ちょっと時間をたっぷり残してあげたいなという思いで、何も余計なことを言わずに、早速ですが、質疑に入っていきたいというふうに思っています。

絞り込んだら経済部だけになってしまって、経済部で、3項目、質疑させていただきますが、まず、1点目は、若者地元定着促進費についてです。

菅原委員のほうからも、この関係について質疑がされておりました。若干かぶる部分があるかもしれませんが、ちょっと御容赦いただきたいなと思っています。

まず、この事業の概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 若者地元定着促進費では、若年者の市外への流出を抑制し、本市経済の担い手となる人材を定着させるため、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の利用促進のほか、各機関との連携により、職業理解イベントであります高校2年生の旭川しごと探求フェアなどを実施しております。

令和7年度の予算額は、425万2千円となっております。

○高木委員 今、答弁をいただきました。若者が市外に流出をしている、それを何とかして抑制していきたいというのが大きな目的で、やはり、地元企業とのマッチングというのが一番の事業の内容かなと思っています。

会派の代表質問のときでも言わせていただいたんですが、今、社会動態、非常に若い世代が市外に出ていく、そして高齢者が入ってくるという旭川の状況の中で、まだ、若干、減のほうは続いています、そういった状況があると。高齢者の方は、大体、多分、施設にそのまま入られるとか、そういった旭川の福祉の関係でこっちに入ってくるのかなってというのが多いと思うんですが、やはり、若者流出というのをどうやって抑えていくのかという部分が一番の重要な部分だなと思っています。

そういった意味から、この事業は本当に重要な事業だと思うんですが、昨年度と比較したら約322万円減額しているんですよね、予算がね。その理由について聞かせていただきたいと思います。

○高橋経済部次長 令和7年度予算額425万2千円と前年度の746万9千円を比較いたしますと、321万7千円の減額となっております。

この主な理由といたしましては、新たに「はたらくあさひかわ」の全面的な改修を行う費用として203万1千円を計上いたしましたが、高校生インターンシップ事業の終了に伴い、当該事業分の511万3千円を減としております。このほか、委託料などの見直しにより、事業費全体といたしましては、委員のお話のとおり、約322万円の減額となっております。

○高木委員 今、説明いただきました「はたらくあさひかわ」のサイトの全面的な改修で増えている部分があるけども、高校生のインターンシップ事業を終了したということで約511万円が減になって、差引きして約322万円が少なくなっているという答弁であったかなと思います。

この高校生のインターンシップ事業、昨日も、若干、菅原委員からありましたけども、再度、この事業について、こういった内容なのか、聞かせていただきたいと思います。

○高橋経済部次長 高校生インターンシップにつきましては、高校生が地域企業の魅力を知り、学び、体験する手法として有効なものであり、高校1年生など早期の段階から、地域の中小企業の仕事の魅力や社会的役割を学び、その企業を実際に訪問し、生徒本人が地元就職によるキャリアプランを考える機会を提供することにより、進学後のUターンや将来の地元就職につなげていくことを目的としております。

事業の実施に当たりましては、民間事業者へ業務を委託し、各高校が実施する生徒の企業訪問や事前・事後学習への支援を行っております。

○高木委員 高校生が、地域の企業の仕事の魅力とか、そういった社会的な役割を学ぶために企業訪問をして、体験もする、そういったことで地元の就職につなげていくというのが目的というふうな答弁だったと思います。

非常に、取組としては素晴らしい取組である。特に、高校1年生の段階で実施しているということだから、逆に言うと、この仕事に就きたいなと思うと、高校2年、3年でさらにその仕事を学んだりとか、そういう部分でいくと、1年生から取り組んでいるというのは非常に素晴らしい取組だと思うんですが、その事業が終了しますよということで、非常に僕自身は腑に落ちないという部分もあるんですけども、この事業を終了する理由について聞かせていただきたいと思います。

○高橋経済部次長 これまで本市の事業を受託しておりました民間事業者から、令和7年度からは自主事業として実施したいとの申出がありましたことから、詳細を確認するために、オンラインを含めた打合せを複数回行った結果、今年度と同じ内容でインターンシップが行われることが確認できましたことから、市としての事業を終了することとし、当該事業分の予算を計上しないこととしたものであります。

○高木委員 この高校生インターンシップ事業をお願いしていた民間の事業者が、いや、もうこちらでやりますからと言ってくれたと。そういった部分でいくと、予算を計上しなくてもいいし、引き続きこの事業を継続していただけるということですから、非常にありがたい話だというふうに思います。

本当に、先ほども言いましたけども、高校生と地元の企業の橋渡しの非常に重要な事業でありますから、そういう、引き続きやっていただけるのはありがたいし、それはいいんですが、まるっきりお任せして、予算も組んでいないので、手放すというよりは、やはり、その中身を、ちゃんとつながりを持ちながら、チェックもしながら、ちょっと今までとは違うような中身が変わってきたら、もう少しこの辺は何とかならんかなあとかいうのも含めて、しっかりと関わりだけは持っていただきたいなというふうにだけは指摘しておきたいというふうに思います。

次に、「はたらくあさひかわ」の改修業務ということで、これはホームページですが、予算が計上されております。具体的にどのような内容なのか、あわせて、旭川市企業情報提供サイトの運営費との違いというか、内訳のところを見ているとこの2つが書いてあったので、その違いというのも何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高橋経済部次長 「はたらくあさひかわ」の関連サイトは、全部で3つございます。

まず、企業概要を掲載する「はたらくあさひかわ」と、求人情報を掲載し、企業と求職者のマッチングを支援する「はたらくあさひかわプラス」、そして、総合探究型キャリア教育情報サイトHATCHannelという動画をメインとするサイトで構成されております。

これに対し、旭川市企業情報提供サイト運営費につきましては、令和7年度に予定しておりますこの「はたらくあさひかわ」のリニューアルが完了するまで、現在のサイトの維持管理を行う委託料となっております。

次に、「はたらくあさひかわ」サイト改修業務でございますけれども、現在3つに分かれているサイトを一つに統合いたしまして、「はたらくあさひかわ」の企業情報をベースに、求人情報や企業紹介動画などに簡単にアクセスしやすくなるよう、全面的に改修を行ってまいりたいと考えております。

○高木委員 サイトを見させていただきました。3つあるというか、一つのページに、HATCHannelとか、もう一個は何だったかな、というのが3つあって、それへ行ったらそっちのチャンネルというか、そっちに飛ぶっていう形になっていたなと思っています。それを一つにまとめる

よという部分で約203万円かかります。それが完成するまでの間、今のサイトを運営していただく委託料として173万円ということになっているという答弁だったと思います。

1年間——1年もかからないで、そんなにかからないで新しいサイトができると思いますが、いずれにしても、どんなサイトになるのか、また楽しみにしておきたいというふうに思っています。

「はたらくあさひかわ」の中には200を超える企業が掲載をされています。それぞれの企業の特徴、その企業をぽこっと押せば、その企業のページ——ページって言うんじゃないな、その企業を説明している写真とか文書が出てくるという形になっている。

以前、私の妻も、あるところの会社でやっていたら写真が出てきたので、今は出てきませんが、それを見たのを覚えています、要するに、そういった部分を見ながら、実際に就職につながったのかな、それとも、そういった形でつながった方を把握しているのかという部分について聞かせていただきたいし、できれば業種別でお示しいただければありがたいなと思っています。

○高橋経済部次長 「はたらくあさひかわ」の掲載企業に対し、毎年2回のアンケート調査を行っております。その結果では、「はたらくあさひかわ」を活用して就職につながった人数などを把握しておりまして、直近の令和6年度上半期の調査では3名というふうになっております。業種別では、製造業が1社1名、小売業が1社2名というふうになっております。

この課題としましては、アンケートの回答率が18%と低く、アンケート未回答の企業に就職している可能性があることや、求職者が「はたらくあさひかわ」を活用していたとしても、それを企業側が把握していない場合もあるなど、必ずしも実績を反映できていない可能性もありますことから、今回のサイトの更新に合わせまして対応を検討してまいりたいと考えております。

○高木委員 実際のところが、今、何名か答弁いただきましたけども、アンケートの回答も低いので、これがどこまでなのかと。確かに、このサイトを見て就職を決めましたということをやちゃんと聞かない限りは分からないので、ハローワークへ行って就職した、その方がそのサイトを見たかもしれないし、見ていないかもしれないという部分で非常に難しい、把握するのは難しいかなというふうには思っていますが、例えば、閲覧された数、この会社は誰が何回閲覧したとか、そういった部分がちょっと分かれば、今、どういう業種に求人が、皆さんは求めているのかとか、そういったデータも得られるんじゃないのかなというふうに思うので、サイトの改修のときに、もし可能であれば、そういったデータ収集も含めて、そのために閲覧する数とかそういった業種が分かるような感じでしていただければいいのかなというふうに思っています。

企業は200を超えているというふうに言わせていただきました。私も、順番に、一個一個、もう見たんですが、この並んでいる順番というのは、多分、申し込まれた順番なのかな。一番初めに、企業の、その辺がずっと並んでいるので、製造業もあれば、農業もあれば、福祉の仕事もあればというのがばらばらで順番に並んでいる。ずっと見ていたんだけど、200っていったら11ページあるんですよ。全部を見て、次のページ、2、3、4と11ページまであって、非常に、全部を見ていると時間は大変だなというふうに思ったんですが、それを検索する部分がないのかな。例えば、製造業、ぷちっとやったら製造業だけがぽこっと出てくるとか、そういった検索がないのかなと思いつつ見ていったら、一番下のほうに出てくるんですね、業種ごとに検索する項目が。そういった部分でいくと、下まで行かないと検索できないというのもあるし、一つの企業を、企業インタビュー記事一覧というのかな、それを出したら、いろんな記事が、ずっと順番に企業が出て

くるんだけど、そのときは、もう検索するあれがないんです。

という部分でいくと、仕事を探したりとか見る人にとっては、やはり、福祉だったら福祉という部分で検索してぱっと出たほうが非常に探しやすいというふうに思うので、そういった部分について改善したほうがいいなと思いますが、その点について聞かせたいと思います。

○高橋経済部次長 サイトの改修に当たりましては、民間企業から柔軟な提案を募るため、公募型のプロポーザル方式により委託を行う予定でございます。

委員から、今、御指摘がありましたとおり、現在はサイトの一番下まで行かないと、業種別とか職種別、エリア別などの検索ができないようになっておりますので、例えば、これを一番上に持ってきて、より使いやすいようにするなど、改修によってサイトの利便性向上を図り、利用を促進してまいりたいというふうに考えております。

○高木委員 ぜひ、そういった形で、誰が見ても分かりやすいサイトに改修を、リニューアルをしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、本当に、若者がこの旭川の地に定着していただくというのは非常に大切なことで、流出を抑えていかないといけないという部分でいうと、この事業は非常に重要な事業だというふうに思っています。

よく、進学で旭川から離れるっていう部分もありますが、今、旭川市立大学もできましたし、就職の部分でいくと、こういった形で少しでもマッチングしながら、それはもう高校生の段階からマッチングしていければ、またそれも一つの効果が出てくるんだろうというふうに思っていますので、ぜひ、若者がこの旭川に残りたいと思えるような魅力あるまちづくりに向けて今後もお願いをしたいということを申し上げまして、この項については終わっていきたいというふうに思います。

予定どおり15分で一つが終わりましたので、次の項目に行きます。

次は、デザインシステムでお聞かせいただきたいと思っています。

ここ何年か、デザインという言葉をよく耳にするようになりました。そのデザインの中心となるデザイン推進事業費という部分について、まず、事業の概要と予算の内訳をお聞かせいただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課主幹 ユネスコ創造都市の活動を推進するあさひかわ創造都市推進協議会などの関係機関や民間団体と連携し、デザインを切り口とした産業の付加価値向上やブランド化、イノベーション創出による稼ぐ力を強化し、地域経済の活性化を図るため、デザインの思考によるワークショップやセミナーの開催、子どもたちのデザインを学ぶ取組などを推進するものでございます。

令和7年度の当初予算額は3千741万6千円で、その内訳は、デザイン推進に係る統括業務の委託料で2千91万4千円、フードフォレスト旭川構想の委託料で650万円、あさひかわデザインウィークの開催や、あさひかわ創造都市推進協議会の活動の推進、まちなかキャンパスの開催支援に係る負担金で700万円、地域づくり総合交付金活用のための貸付金で300万円、感謝状等の筆耕翻訳料で2千円となっております。

○高木委員 答弁にもありましたが、デザインを切り口として、産業の付加価値の向上、さらにはブランド化を図っていく、それによって、稼ぐ力、そういった力をつけながら、地域経済の活性化に向けてやっていくんだということで、正直、僕は、このデザインという部分のその言われた部分

については確かにそうだなと思っていますし、デザインの持つ力はまだまだこんなもんじゃないし、それをいかに上手に使っていくかということによってまだまだ可能性は秘めているというふうに思っております。

そういった部分を、非常に、僕も、この事業というか、デザインという部分については非常にもっと活用していただきたいという思いを伝えながら具体的に聞いていきますが、予算総額が2024年度とほぼ変わらないんですが、内訳については増減があるというふうに見ています。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課主幹 令和7年度のデザイン推進事業費の総額は、令和6年度の当初予算3千711万9千円と比較してほぼ同水準となっておりますが、主な増減として、旭川のデザイン推進に関する統括業務については、令和6年度の1千684万4千円から407万円増の2千91万4千円としております。

これは、主に、今年度実施しているデザインシステムの運用や、デザイン費を当該統括業務に統合し、デザインシステムの拡大強化を図るため、整理しました。また、当該事業にフードフォレスト旭川構想で650万円を計上しておりますが、これは、令和6年度は創造拠点運営事業費に措置されていたものをデザイン推進事業の一環として整理、移管したものです。一方で、あさひかわ創造都市推進協議会の活動に係る負担金を令和6年度の377万5千円から127万5千円減の250万円としておりますが、2019年のユネスコ創造都市ネットワークの加盟認定から5年が経過し、これまでの基礎的な周知段階を経て次のステージに向けた取組へ移管するため、市内金融機関と連携したデザイン経営の導入等の事業を一部見直したものです。

引き続き、庁内外においてデザインの実践的な推進に取り組んでまいります。

○高木委員 約3千700万円という予算の大半が、2千万円以上になりますが、旭川のデザインの推進に関する統括業務という部分に充てられていると。これは、デザインシステムをより進めていくという部分で統合を図ったという答弁であったかなと思います。

もう一個、答弁の中で、フードフォレスト旭川構想に650万円計上しているというふうにありました。このフードフォレスト旭川構想について、具体的にどのような取組が行われるのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課主幹 フードフォレスト旭川構想では、旭川の多様な食材や豊富な農畜産加工品などの食を切り口に、旭川ならではの魅力を発掘、発信し、ブランディングや事業化、人材育成を通じてまちの活性化と魅力創出を目指しています。具体的には、昨年度実施した北彩都ガーデンでの「あさいち」を複数回開催し、旭川及び近郊で生産された農産物や加工食品の販売、朝のおいしさなどを体験できるワークショップの実施など、地域の生産者や食品加工事業者が、直接、消費者と交流できる場を設けることで、食品の付加価値向上や事業者の販売拡大、消費者の地場産品への関心の強化等へつなげてまいります。

さらに、食とデザインを融合した新たなコンテンツや魅力発見にも取り組んでまいります。例えば、首都圏のシェフを当地に招聘し、収穫される農畜産物や集積される海産物加工品を知ってもらう機会を設けるほか、地場の食品加工事業者と協力した新商品の開発や、地域の食材を活用した試食会を実施することで、旭川の食産業の可能性を広げてまいります。

○高木委員 食を切り口とした旭川の魅力を発信しということでありましたが、それは、中身は理

解するんですが、これまで創造拠点運営事業費だったところから、今回、デザイン推進事業費に移したよと、その事業そのものを。その辺の意図について、ちょっと今の答弁では分かりにくいなというふうに思っています。

今回、わざわざデザイン推進事業費のほうに移したその意図、具体的な取組について、デザインを融合していくということだと思んですが、そこの部分について、再度、聞かせていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 フードフォレスト旭川構想をデザイン推進事業費に位置づけた意図ですが、本市における食の強みは、旭川で生産される良質な農畜産物に加え、物流の拠点として北海道中の海産物や農畜産物が集まるという点にあります。その強みを生かして地元で食材や加工品を生産する、いわゆるメイド・イン・旭川にとどまらず、旭川に集まる食材や加工品をデザインするデザイン・イン・旭川として付加価値を高め、発展させていくことにあります。

また、パッケージデザインや商品の見せ方、食卓の空間づくりなど、デザインの視点を取り入れることで、より魅力的に伝えることを目指しております。例えば、「あさいち」では、空間レイアウトはブースデザイン、サイン計画などを工夫し、来場者にとって分かりやすく印象に残る場を創出いたします。さらに、「朝のあさひかわ」プロジェクトにおいても、市民や市内事業者の認知度向上に加え、本市を訪れる国内外の観光客や出張者に対して、地場の野菜だけではなく、農畜水産物や加工品を含めた旭川でデザインされる食を提供し、強い印象を残す体験を創出することを目指しているところでございます。

○高木委員 旭川の食、先ほどの答弁のところであったその食に、デザインの力をプラスする、そして、付加価値を高めて、さらなる購買というか、そういった部分につなげていくんだということだったと思います。ある意味、デザインの力というのが試されるという部分では、非常に、今回、この場所に移してやる事業としては見せどころなのかなというふうに思っていますので、大いに期待したいと思います。本当に、パッケージ一つで全然変わりますからね。そういった部分でいくと、大いに期待をしていきたいというふうに思っています。

次に、デザインシステムについてお聞きしていきます。

デザインシステム、旭川は、去年の6月、7月からかな、そういった部分で入っていますが、デザインという大きなくりにシステムがついて、じゃ、システムがついたらどうなるのかな、デザインシステムっていう何らかの定義があるのかなっていう部分も含めると、ルールとかもあるんだろうと思うんですが、まず、このデザインシステムというものは何ぞやという部分と、このシステムを導入してどういった効果を生み出そうとしているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 デザインシステムですが、一般的には、組織や企業、自治体などが提供する様々なサービスや情報発信において、視覚的な一貫性を保ちながら、効率的に制作、運用するための共通ルールや素材、ツールの集合体と認識しております。

本市のデザインシステムは、市のシンボルである記章を基に、星型の要素を整理、分解して開発されており、ロゴマークやカラーパレット、フォントなどのデザイン要素と、それらの使用方法を定めたガイドラインから構成されております。デザインシステムを導入することで、市の情報やサービスを一貫性のある分かりやすい形で提供できるほか、幾つかのパターンをテンプレート化し、

広報物等の作成時間を短縮するなどの業務の効率化や市民サービスの向上に寄与することも期待されております。

市全体における統一感のあるデザインを推進することにより、旭川らしさを視覚的に表現し、都市のブランディングとシビックプライドを醸成するとともに、国内外への発信においても本市を印象づけることができるものと考えております。

○高木委員 システムというのを辞書で拾うと、多数の要素が集まってまとまりを持った組織や体系というふうに辞書では出てくるんですね。だから、デザインのシステムなので、今、答弁でいただいた部分、素材をいろいろ分解したり整理したりして、それを組み替えるというか、組み立てるというか、集合体にするときにいろいろデザインが変わっても、それが何を指しているのかというのが分かりやすい、分かるという、そういったイメージでいいのかなというふうに思っています。

今、もうすぐ、次の部分の項目でちょっと質疑するんですが、大阪・関西万博でも、もうすぐ始まりますが、このデザインシステムを導入していると。関西万博のホームページを見ていると、ミyakミyakっていうあのキャラクターのデザインシステムが、どこか、出てくるんです。あれをいろんな形にデザインしているんだけど、でも、関西万博っていうことが分かるんですね。ああ、こういうイメージなんだろうなというふうに思って見ていました。

ちなみに、あのミyakミyakですが、2月の冬まつりの大雪像にもなっていましたけれども、何なんだろうということで行くと、何か、細胞と水が一つになったことで生まれた不思議な生き物らしいです。赤い部分というのが細胞で、分かれたり、増えたりとかする。そして、青い部分が清い水ということで、水は、姿形っていうか、水で変化するというので、あのミyakミyakをばらばらにして組み合わせても、デザインとしては、関西万博、ミyakミyakなんだなっていうのが分かるっていうのは、ある意味、これは、もしかしたらデザインシステムが先で、そこから生まれたのがミyakミyakなのかなっていうふうに感じるぐらいちゃんとできたデザインシステムになっていました。そういった部分で行くと、非常に高度なデザインシステムなのかなと思っています。

このデザインシステムですが、多分、外国からスタートしているんだと思うんだけど、日本国内の各自治体でこれを導入してやっているところっていうのはあるのかなという部分について確認させていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 本市のデザインシステムは、先ほどお答えしたように、記章の持つ色や形を基にした要素やパターンを、一定のルールに基づき、要素を選択、配置することで、一貫性を保ちながらも柔軟な展開が可能なシステムであり、ここまで導入している自治体はほかにはないと認識しております。

○高木委員 国内初の自治体におけるデザインシステムということで、非常に、自慢というか、最先端を行っているなと思いますし、これ、うまいこといけばというか、全国から視察に来るかもしれないなという部分だと僕は思っています。

そういった部分で行くと、今後、これがどういうふうにかされていくのかなというのは非常に興味を示すところですが、いずれにしても、デザインの持つ力というのは非常に僕も期待をしていますので、そういった意味から、今後このデザインシステムの展開をどのように考えているのか、今後の進め方について確認させていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 令和7年度におけるデザインシステムの展開といたしましては、まず、

庁外利用について、民間事業者にデザインシステムを活用していただくためのルールづくりや、活用に向けたPRを庁内の関係部局で実施し、民間での利用促進を図ります。また、庁内利用では、総合庁舎をはじめ、市有施設でポスターの掲出など、デザインシステムの露出を大きく増加させるほか、職員自らがデザインシステムによるリーフレットなどの広報物を作成できるデザインジェネレーターの活用などを通じて、多くの人々の目に触れる機会を増加させてまいります。

○高木委員 まず、このデザインシステムを民間事業者に活用してもらい、そういったルールをつくっていくんだよ、PRして利用促進を図っていくんだと、庁内では、今後、ポスターとか様々な面でみんなに見てもらいような形を増やしていくということであります。

デザインシステム導入のときの説明資料、今でもホームページで見られますが、見たときに、ごみ箱にデザインシステムの模様が入ったやつとか、紙コップじゃないな、あれ、何か、コップにもデザインされていましたし、そういった部分が非常にまちなかにあふれると、また、これはこれでまちも活気づくんだな、活気づくし、明るいな、明るくなるんじゃないかなという部分でいくと、本当に期待をしています。

分科会の前半で、植木委員が名刺の部分で質疑しましたが、名刺のデザインについてもこういったデザインシステムを、どんどん、今でも導入されているというか、使っている方もいますけれども、そういった部分でも、どんどん、統一感を出していくにも必要かなというふうに思っています。

ただ、気になるのは、ポロシャツも、去年、作って、着ている職員もいるし、先ほどの名刺もそうだけれども、まだまだ庁内の中で全体になっていない。特に、経済部の中では、もう、部長も、今、デザインシステムのバッジをつけていますが、これが、全職員、全部局にいつているかという、まだそこまですっていないという部分でいくと、まずは、僕は、全庁的に進めていく、職員みんながこのデザインシステムを活用していくような形を取っていかないといけないというふうに思っていますが、その辺の方向性について聞かせていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 現在、庁内での活用を広げるために、庁内インウェブにデザインシステムの専用ページを設け、自由描画が可能なデザインシステムのマークや資料、名刺を作成する際の専用のひな形を掲載しているほか、各部局での取組を活用事例として掲載しております。

こうした取組により、活用や相談は増加している状況でございますので、引き続き、専用ページの充実と定期的な周知や、庁内でデザインシステムの掲示物などを増やしていくことなどを通じて認知度を高め、活用を促すことでデザインシステムの浸透を図ってまいります。

○高木委員 本当に、民間というか、庁外というか、使っていただく部分も含めて、広めていかないといけないんだけど、やはり、まず庁内から、全体に、市職員全体に、また、市役所の中でこういったデザインシステムがあふれながらという部分の状態をつくっていただきたい。そして、加えて、支所とか公民館とか、もしかしたら図書館、さらには住民センター、地区センター、そういった部分のところにもこのデザインシステムのデザインが、ポスター一つでもいいんで、いくと、市民にも認知度が高まっていくのかなと思いますので、そういったことも今後展開していただければというふうに思っています。

私が、今、議員3期目になって、10年ぐらい前ですか、当選した1期目の1年目のときに、一般質問だったか、何だったか、質問したんです。その質問の中身というのは、今治タオル、今治の

タオル、愛媛県の今治タオルは有名ですよ。あのときの、今治タオルについているんですよ、丸いやつのデザインというか、ロゴマークが。あれは、もう、誰が見ても、このマークがついていたら今治タオルというふうに分かるということで、やはり、マークは、クリエイティブデザイナーの佐藤可士和さんっていうデザイナー、この方は、もう、ユニクロとか楽天とか、そういったロゴマークをデザインしている方ですけども、くら寿司もそうですよね。そういう部分でいくと、そういった旭川のものに、マークをつくって、誰が見ても、あっ、旭川の商品だって分かるようなロゴマークというのもつくったらどうですかっていうのは、10年前に1回質問させていただいたことがあります。

そういう部分でいうと、このデザインシステム、これは、ある意味、いろんなものにこれから使われていくだろうと。ただ、システムだから、この形って決まっていけないと思うので、なかなか、それをどのようにしていくのかというのは難しい部分があるかと思いますが、いずれにしても、やはり、このデザインシステムを使って、あっ、旭川だなんて分かるようなというようなことに今後進めていただければ、ある意味、全国的にも、旭川の一つのロゴマークというか、いい結果につながるんじゃないかなというふうに思っています。

これは、石川俊祐CDPのデザインだと思うんですが、こういった部分を最大限活用したまちづくりに大いに期待をしながら、最後、今後の方向性について聞かせていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 委員の御指摘のとおり、デザインは、産業の付加価値を高めるだけでなく、市のブランド力を向上させ、市民の認知度を高める重要な要素となります。本市においても、優れたデザインの活用を通じて、産業振興をはじめとするまちづくりに生かしていくことが重要であると考えております。

本市のデザインシステムは、市記章の星型要素を軸にしながらも、各施策や活用場面に応じて効果的な組合せが可能となる仕組みを整えております。これにより、デザインの一貫性を保ちつつ、それぞれの特色を生かした展開が可能となっております。この特性を生かし、民間企業等にも御活用いただき、市民の目に触れる場面を増やしていくことで、市全体の一体感を醸成し、地域の価値向上につなげていくことを目指しております。

今後とも、石川俊祐チーフ・デザイン・プロデューサーの専門的な知見を最大限に生かしながら、デザインの力を通じた魅力あるまちづくりや、産業の付加価値向上、市民のシビックプライドの醸成に取り組んでまいります。

○高木委員 大いに期待をしていますので、よろしくお願ひしたいなと思っています。

最後の項になります。

大阪関西万博共創パートナー事業費ということで、これについて聞かせていただきたいと思いますが、4月13日、大阪・関西万博が始まります。今でも、ニュースで、何リングだったか、リングのところがどんどん削れていっているとかいうような、いまだにいろんなことがある万博ですが、私は個人的には非常に楽しみにしています。

というのは、1970年、大阪万博、僕は行っているんですよ。当時5歳だったけども、両親に連れられて、大阪万博、太陽の塔と、月の石も見たんだけど、記憶にはありません。政治家じゃないけど、記憶にございませんが、いずれにしても、大阪万博に行ったっていう部分でいくと、非常に今回の関西万博を楽しみにしています。

あの太陽の塔、非常に僕は好きで、家にはフィギュアも飾ってあるんですが、あの太陽の塔は岡本太郎さんですよ、彼のデザインで。で、中は入れるんです、太陽の塔の中にね。今でも入れます。当時のときよりはちょっと展示物が若干変わっているけども、あの中はあの中で、またすごい、生命の樹っていうので、太陽の塔の下から上までがずっと吹き抜けで、順番に、昔の恐竜とか、もっとその昔からずっと順番に、こう、いろんな飾りつけがあって、一番上に人間がいるという、そこを階段で上がっていったりとかするんだけど、そういった部分でいうと、非常に、今でも中に入れるので、機会があれば太陽の塔の中にも入っていただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、この大阪関西万博共創パートナー事業ということでなっているので、ちょっと気になっているので、聞いていきたいと思うんですが、まず、その目的や具体的な事業内容、予算規模について聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課主幹 本市は、令和5年度より、大阪・関西万博のTEAM EXPO 2025プログラムに共創パートナーとして参画し、地域の豊富な森林資源と伝統的な木工デザインの強みを活用した森と木とデザインのコンセプトの下、WOODS&DESIGNプロジェクトとしてトークセッションやフィールドワークを実施してまいりました。

令和7年度は、引き続きトークセッションを行うのに加え、万博内で本年5月28日から5日間にわたり開催される地方創生SDGsフェスにブースを出展し、旭川地域の森林資源の循環利用による林業や家具産業の価値や取組を国内外に発信します。

令和7年度の予算額は1千万円で、その内訳は、職員の出展対応旅費50万円、出展料として使用料50万円、ブースの造作や旭川でのトークセッション等の開催の委託料900万円となっております。

○高木委員 5日間だけでも、5月28日から万博のところで旭川のブースを造れるということでありました。

今聞いた部分の内訳の中で職員の旅費として50万円ということで答弁があったんだけど、5日間のブースの、5日間で、飛行機代も合わせて、そして何人派遣するのかな、50万円は非常に少ないなというふうに感じているんですが、派遣体制も含めて、何人派遣するのか。特に、万博はラーメンが2千円ですからね。ラーメン代は別に旅費に出てきませんが、そういった部分でいくと50万円というのは非常に少ないなと思うんだけど、その辺の中身について、どういった計画をされているのか、聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課主幹 出展に際しましては、本市の取組や事業の趣旨を発信するため、職員3名を派遣する予定でございます。

ブースの設営及び撤去、出展対応については、2名を基本としながら、出展時間が10時から20時までとなっておりますことから、展示期間中は1名増員するなど、限られた人員で効率的に対応してまいります。

○高木委員 そんな、50万円で収まるのであればそれはいい、決してあれなんだけれども、5日間、職員を派遣するというのは、何名だったかな、3名を派遣するというところで、2人を基本として、展示期間中は1人増やして、交代もしないといけないので、そういった部分で対応するというものでありました。本当に頑張ってください、職員の派遣で行かれる方については、ちょっと大変だろうけど、頑張ってくださいなというふうに思っています。

そして、これは、令和５年度ぐらいからかな、この名称というか、大阪関西万博共創パートナー事業ということで予算が組まれていたと思うんですが、その間、いろいろ取組をされてきて、いよいよ本番を迎えるという状況にあります。

で、出展料が５０万円ということです。５日間だから１日１０万円って考えたらそれほど高くはないのかもしれないし、万博ですから全世界にアピールする非常にいい機会なので、５０万円という部分は決して高くはないのかなと思っていますが、ブースの委託料としては９００万円、これはなかなかの費用だなというふうに思っています。

このブースを造って、５日間の中でこのチャンスをいかにつかむのかっていう部分でいくと、まず、出展するこの意義、そして、それによってどんな効果を期待しているのかっていうことについてお聞かせいただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下に、世界１５８の国、地域と７つの国際機関のほか、日本政府や民間企業などがそれぞれ工夫を凝らしたパビリオンを出展し、半年間、一堂に会する国際的なイベントであります。

その中で、本市が参画する地方創生ＳＤＧｓフェスは、内閣府が主催し、各地方自治体による先導的な地方創生ＳＤＧｓの取組を発信し、エンターテインメント要素を交え、各自治体の特色を体感できるコーナーで、単独出展する全国３２自治体の一つとして本市が選定されたものでございます。

万博への出展を通じて、本市のブランド力の向上につなげるほか、全国の自治体や企業、海外の来場者との交流を通じて新たなネットワークを構築するとともに、自然環境と都市機能が調和した魅力をＰＲすることで、観光誘致や移住促進など、地域活性化の多方面への波及効果を期待しているところでございます。

○高木委員 聞いたところによると、この地方創生ＳＤＧｓフェスの参加を希望した自治体については１００以上あったんじゃないかなというふうなことも聞いています。その中で３２が選ばれた、その中に旭川市が入ったという部分でいうと、それだけでも非常にうれしく思いますが、いずれにしても、そういった貴重な場所にブースを出せる、旭川の魅力を売り込めるという部分なので、精いっぱい、ブースの造り方も含めて、期待をしたいなというふうに思っております。

この５日間が地方創生ＳＤＧｓフェスという形になるんですが、その中で、こういった部分で旭川の魅力を発信していくのか、具体的にどのような成果を見込んでいるのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 本市周辺には豊富な森林資源があり、林業人材を養成する北森カレッジや林産試験場等の公設試験場が設置され、製材会社、家具産業が集積し、原料の調達から製品づくりまでが一貫してでき、それらが地域産業や暮らしに根づいていることなどが特徴的な地域の取組としてとして評価されたものと考えております。

本市といたしましては、大阪・関西万博への出展の機会を活用し、全国の関係者との交流を深めるとともに、旭川家具が展開する環境に配慮した循環型のものづくりや本市の地域材活用の取組はもとより、本市の自然環境と都市機能が調和した自然と共生する都市の魅力を広く発信しながら、本市の家具産業のさらなる認知度向上、観光客誘致や交流人口増による地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○高木委員 やっぱ、家具が、旭川では、一番、こういう売り出す中身なのかなと。日本国内5大家具産地ですからね。3大じゃないけど、5大のほうには入っている5大家具産地ですので、そういった部分を前面に押し出しながら展示をするということで、ちなみに、ブース、ブースとさっきから言っているけども、大きさはどんな大きさなのかなと。それほど大きくはないと思うんだけども、その辺について、どういった大きさなのか、どういった造作を考えているのか、そういった部分について聞かせていただきたいと思います。

○住吉経済部産業振興課長 具体的なブースの内容についてでございますが、出展するブースの大きさは間口3メートル、奥行き3メートルの計9平方メートルの区画に、市内のデザイナーと協力し、デザインシステムを活用して、旭川の豊かな森林のイメージを基調とし、旭川の家具メーカーに協力を得て、実際に展示、体験できるスペースを設けるほか、旭川の家具・木材産業が展開する環境配慮型のものづくりや、地域材の循環利用の促進に関する取組を中心に発信するような展示内容のほか、木材の葉っぱを活用したワークショップ、匂いや音を用いて五感で体感できる空間づくりを目指しております。

なお、万博でも、博覧会終了後に発生する建築物の削減とリユース、リサイクルに取り組むということでございますので、今回の本市のブースにおいても、展示物の再利用や、廃棄物を極力少なくするような造作に努めたいと考えております。

○高木委員 3メートル、3メートルというと非常に大きくはないブースの大きさかなと思いますが、その中にいろいろと詰め込んで目を引くブースを造っていききたいと。ここでも、今、デザインシステムというふうに言われましたけども、デザインシステムを最大限活用した、そういったすばらしいブースに、どこよりも目につくようなブースにしていいただければなというふうに思っています。

この大阪・関西万博、いろいろあって、今もいろいろまだありますし、あるわけですが、目玉は大屋根リングですね、輪っかの。もう、すごい大きいんだろうと思うんですが、あれは、日本の神社仏閣の伝統的な建築手法で建てられたと。今、世界の木造建築物としては最大で、ギネスに登録されたということも聞いています。

あの大屋根リングを設計したのが藤本壮介さんなんです。皆も御存じのとおり、東神楽町出身で、旭川東高を卒業しているということでいくと、非常に本市とも関わりが強いし、今、本市の市政アドバイザーになっていただいている方だというふうに思いますので、大阪という部分でいくと非常に遠いイメージがありますが、そういった遠いところでやる万博ですが、やはり、本市との関わりが非常に強いなというふうに私は思っています。

できれば私も行けたら行きたいなと思っているんですが、いずれにしても、この万博、世界中の人が集まるこの万博の5日間のブースで、ぜひとも、旭川の魅力とか木材産業の取組とかを発信していただいて、いい結果、効果を生み出していいただきたいなというふうに思っています。

最後に、この大阪・関西万博に挑む意気込みを聞かせていただいて、私の質疑は終わっていききたいと思います。

○三宮経済部長 これまで、万博についていろいろ御質疑をいただきました。

この大阪・関西万博は、これまで答弁がありましたとおり、世界158か国・機関から集まるとのことと、あと、テーマが、「いのち輝く未来社会のデザイン」ということで、デザイン都市の

私たち旭川市としては、何とかこの万博の会場で何かできないかというようなことを2年前、3年前から考えてまいりました。

そういった中で、デザインの活動を通じて知り合った方が、この万博に深く関わっている方がおりまして、そういった方から、旭川が万博に絡むとしたら、やはり、森と木とこのデザイン、家具を中心としたデザインのこのコンセプトを全面的に出す、これが日本のいろいろな社会課題の解決にもつながるし、世界への発信になるということを言われまして、2年間、森と木とデザイン、こういったことをコンセプトに様々な取組をしてまいりました。

ようやく、内閣府が募集するところに、こういった取組も評価されて、32の自治体のうちのひとつとして選ばれたところでございます。こういった場を与えていただきましたので、これは、万博という国際的なプラットフォームというものを最大限活用いたしまして、他のデザイン都市や国内外の木材関連企業、あるいは、戦略的なネットワーク構築を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

旭川ならではの木材産業の強み、それから、そこから生まれる革新的なデザイン力、それからものづくり、そういったものを融合した新たな産業連携と市場開拓の可能性を探りまして、本市の産業競争力をさらに強化するとともに、地域資源の最大限の活用、そして、持続可能で活力ある地域経済の発展、旭川のデザイン都市としての知名度、それから、そういったことに旭川も関わっているということで市民がプライドを持つような、そういった取組にしていきたいと思いますと考えております。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩します。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時09分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○たけいし委員 自民党・市民会議、平仮名8文字、たけいしようにいいます。

私からは、早速、8款2項2目の除雪費について質疑をさせていただきます。

3月、雪解けも進み、もうすぐ春ですねというところですが、今年度の除排雪事業は、やっとゴールテープが見えてきたところでありますけれども、暖冬であろうが、少雪であろうが、市民の皆さんの本市除排雪に対する安心、安全への要望は、実は、実に果てしないものがあります。

そんな中、今年も、本市の除雪チームは、本当に、夜遅く、朝早く、昼夜を分かたず、実にけなげに、歯を食いしばり、雪と向き合って取り組んでいるものと思います。北緯44度の誠に小さなまちが、市民のために、決して十分とは言えない予算の中、全力で挑んでいます。この除排雪事業が、今では旭川市民の誇りの一つになってきていると私は感じています。

この今津市政と除雪、市民の安心、安全を守るため、4年前、大きくて重い十字架を背負って船出したわけではありますが、その間、本市は、過去に一時は脱退していた全国雪寒都市対策協議会に参加して、国会議員や関係省庁への要望書には旭川市土木部からの要望も加えられるなど、早速、成果を上げられました。この全国協議会、またこの4月に開催されると思いますけれども、市長には頑張って行ってきてもらいたい、こう思います。

そんな中、御承知のとおり、本年1月29日に、市発注の除雪業務において、除排雪作業中の除

雪車両とバイクが衝突し、バイクを運転されていた方が亡くなられる非常に痛ましい事故が発生いたしました。まだ事故原因の詳細は特定されていないようですが、除雪車両が後退したときの際の事故とのことであります。

心からお悔やみを申し上げるものであります。

この事故を受けて、市内の別の地区で除雪を担当している業者11社が2月5日に緊急会議を開き、警察や委託元の本市担当者と作業時の注意点を改めて確認したとのことであります。往々にして、こういったものは、その後の対応、対策が重要なのであります。

ここで、除排雪業務を進める上で、除雪オペレーターに対する安全教育や技術向上にはどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○石持土木事業所長 安全教育などの取組につきましては、毎年11月中旬に開催する旭川除排雪業者ネットワーク協議会主催の全地区合同の安全大会や、月に一度、実施する作業員全員参加による安全訓練において、業務内容や関係法令の周知徹底のほか、予想される事故対策などの安全教育に取り組んでおります。また、これまで実施していた3月下旬の若手オペレーターを対象とした技術講習会に代わり、今年度から、シーズンへの対応が可能となるよう、12月末までに各企業が実施する実務経験が少ない若手オペレーターへの熟練オペレーターによる技術指導の取組に対し、一部費用を負担するなど、技術向上を図る取組に努めているところです。

○たけいし委員 これ、今まで除雪をやってこなかった業者さん等も参入しなければ事業そのものが成り立たず、また、不慣れなオペレーターさんもいるでしょうから、大変なことだと思います。本市は、技術講習会の時期を早めて対応されているとのことで、これは大変評価すべきことかと思っています。

また、事故を起こしてしまった業者さんは、その都度、きちんと改善していると聞き及びます。グレーダーのバックを禁止にしたり、自社費用でバックのカメラをつけたりと自助努力をされています。これ、全く頭が下がりますが、また、市長が、会見で、除雪業務従事者表彰の拡充ということで、今までの表彰状に加えて、奨励金制度の検討をスタートしたいというようなことを話されていましたが、これは、ぜひにと思っております。

一方で、除雪業者さんからは、安全対策には限界もあるとの声も聞こえてきます。旭川市から委託を受けて30年以上にわたり除雪を担っている会社では、除雪車の周囲の安全確認には限界があるので、事故防止のためには現場近くを通る人の協力も必要だというふうに言います。この業者さんは、除雪車に、バックモニターを、もちろんこれは設置したり、単独での作業を避けるために現場に交通誘導員を配置したりして、複数人による安全確認、これは当たり前ですけれども、実施していて、これまで除雪作業中の人身事故はないということでもあります。他方で、除雪車の運転手は、複数のミラーで左右を見ながらモニターで後方も確認して除雪作業を行っていて、雪面を削るブレードも常時見ていることから、安全確認には限界があるとしています。気をつけていても、除雪車の真後ろは本当には見えなくなる、付近を通行するときは交通誘導員に声をかけてほしいと話します。

また、警察からは、さらなる安全確認はもとより、今後、除雪車へのバックモニターやセンサーの設置等も必要ではないかとの意見も出ていますと聞きますが、これ、日本で最も先進的な除排雪スキルを持つ本市ではありますが、映像鮮明化装置は前方で、後方を鮮明化するわけではありませんから、後ろは死角になるわけでありまして、除雪車両の死角が多いことからバックカメラ等の設置は

安全対策として有効と考えています。

このたびの事故の対象車である除雪グレーダーについて、市の官貸車両は比較的新しい車両が多く、バックカメラが全車に配備していると聞いている一方で、企業所有の車両は、年数がかなり経過しているものが多く、バックカメラの配備はあまり進んでいないと思いますが、企業所有のグレーダーの使用年数の状況とバックカメラの設置状況及び今後の導入についての見解をお伺いいたします。

○石持土木事業所長 除雪企業が所有もしくはリースしているグレーダーにつきましては、20年以上使用している車両が53台中46台と8割を超えており、また、バックカメラが設置されている車両は53台中10台と約2割の設置となっております。

バックカメラ等の安全補助装置の導入につきましては、設置に要する費用のほか、老朽化した車両が多い中で、今後の使用計画が不透明な車両への設備投資が課題となると考えておりますが、今後の安全対策の取組の一つとして、旭川除排雪業者ネットワーク協議会と協議しながら検討を進め、再発防止に向けてしっかり取り組んでまいります。

○たけいし委員 これ、バックカメラはリースでもよいのかなというふうに思いますけれども、引き続きネットワークさんとの御協議をしていただくことを望みます。

さて、除雪企業においては、シーズンを通して安全等に十分に配慮しながら作業に取り組んでいると思われませんが、このたびのような人身事故を起こした業者に対し、市はどのような措置を取っているのでしょうか。

また、以前、防災センターの引込線を切断した事故を起こした業者さんや、正式な手続を踏まないまま公有地に重機を駐車させている業者がいると耳にします。このように、人身事故まで至らないような事故等も発生していると思いますが、こういった業者に対してはどのような措置を取っているのか、お伺いいたします。

○石持土木事業所長 除雪業務において死亡等の人身事故が生じた場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づき、安全管理措置が不適切であったことにより公衆に死亡者もしくは負傷者が生じたと認められた場合、関係法令やその重大度などに鑑み、当該認定をした日から1か月以上6か月以内の期間、指名停止措置を行うこととなっております。また、発生原因が安全管理の不適切ではない事故や作業員個人の責めに帰すべきものと認められる事故など、指名停止に至らない場合で、再発防止の指導の必要があると認められる場合には、文書または口頭により警告または注意などの措置を行っているところです。

こうした措置は、事故等を起こした有責構成員が特定されるため、除雪業務は共同企業体で発注しておりますが、この構成員を対象として措置がなされることとなります。

○たけいし委員 分かりました。

正式な手続を踏まないまま、公有地に重機を駐車させている業者がいる。ほかの業者さんは、わざわざ、別途、土地を借りて、スーパーハウスなんかを置いて休憩スペースを設置したり、重機を置いたりしているのであります。これ、この業者さん、効率の観点ではなく、誤解を恐れず申し上げれば、これは金目の話なんだろうなというふうにも思いますけれども、そして、これは、現場管理がどうだったのかというお話でもあります。

事故等の文書発表はホームページでやっていますが、事故処分はホームページ照会したら分かる

わけでありまして、大半の業者さんは市民のために頑張っています。職員の皆さんも頑張っている。真面目に頑張っているのに、これは、ずるをして業務をやっている業者さんがいるのではないだろうかというお話であります。こういった業者さんがいますと、いつか、重大な事故につながるかもしれないということなんだろうなというふうに思います。真面目にやっている業者さんがばかを見るようでは、除排雪先進都市をうたう本市除雪の未来はかすんでしまうかと思います。

ただ、他方で、こういったことをあまり苛烈に指導してしまうと、除雪をやってくれる業者さんがいなくなってしまうかもしれないでしょうから、少し厄介な話であります。

その上、本市の労務単価は、国や道のそれと比べるとお世辞にも高いとは言えない中、業者さんをつなぎ止めておかなければならず、痛しかゆしといったところもあると思います。

工事では、事故を起こした場合など、施工成績評定に影響すると聞いていますが、そもそも除雪業務では、工事のように、成績評定など、評価を行っているのでしょうか。評価を行っているのであれば、どのような評価を行っているのか、お伺いをいたします。

○時田土木部次長 除雪業務の評価につきましては、毎年、業務終了後に実施しており、作業の実施状況のほか、事故の件数や処分の内容、市民から寄せられる改善要望の件数及び各地区の除雪連絡協議会の会長に依頼して幅員や路面管理状況を評価するアンケート調査なども行い、評定しております。この評定は、単に受託者間の優劣を決めるためのものではなく、行政が個々の企業の課題を把握し、的確な指導監督を行うことや、受託者が今期の課題を再認識してもらうことで、来期の適正な業務の履行を促し、除雪水準の維持及び技術力向上を目的として実施しております。

○たけいし委員 除雪は委託業務でありますから、総合評価方式には影響が出ないということですが、繰り返しになりますけれども、今後は真面目にやっている業者さんがばかを見ることのないよう、ぜひともその辺りの気配りをお願いいたします。

さて、次年度、令和7年度除雪費は35億2千830万円を計上し、前年度当初予算より約9千万円の減となったわけですが、これは、職員の皆さんが汗を流してかき集めてきた予算、税でありますから、これは、また、主な内訳として、地区総合除雪業務に係る費用が約29億4千900万円、雪堆積場の解体業務に係る費用が約2億4千500万円、雪堆積場の整理業務に係る費用が約2億5千100万円、その他、雪堆積場の測量などに係る費用が約8千300万円などなどですが、令和6年度の除雪費より減となった主な理由として、先日の御答弁にもありましたけれども、近年の暖気による融雪の急激な進行を踏まえ、当初の想定排雪量を見直したことによるものであるとの御答弁もありましたけれど、近年は、気象状況の変化への対応のほか、担い手の高齢化に加え、労務単価の上昇など、除排雪事業には依然として課題が多い状況にあります。

新年度の労務単価については、2月14日付で公共工事設計労務単価が発表されましたが、全職種単純平均で道内では前年度より4%上昇しています。このような状況の中で、令和7年度の除雪費の当初予算は約35億3千万円で、昨年度と比べ、繰り返しになりますが、9千万円の減です。これに労務費の増加は考慮されているのでしょうか。

また、人件費に限らず、燃料費や材料費なども上昇が見込まれ、今後も単価の変動が予想されます。実際に設計する際、こうした費用についてはどのように反映しているのか、お伺いいたします。

○時田土木部次長 令和7年度の除雪費の予算は、当初の想定排雪量を見直したことにより、令和6年度と比べ、総額としては減少しておりますが、労務費や材料費などの物価上昇分を反映した額

を計上しております。また、労務単価につきましては、最新の公共工事設計労務単価を使用しているほか、燃料費や機械経費などについても、設計時における最新の単価で積算することで事業費に反映することとしております。

○たけいし委員 これ、ある受注業者さんがおっしゃっていたんですが、シャベル1台1千万円、2千万円、こういうふうに言っていました。受注の金額より高い重機を買って、俺は本当にばかみたいだ、でも、俺は市民のために頑張っているんだ、年を取って、いつの日か、除雪をやめる日が来たら売るからいいのさなんていうふうにおっしゃいます。これは、粹といいますか、このおっちゃん、かっこよかった、この親方、かっこよかったんですけども、これは、もうボランティアを超えてドネーションの世界でありまして、本当に旭川市民の冬の安心、安全のために、この親方、頑張っておられました。たかが除雪、されど除雪でありまして、このお話、大変感動をいたしました。

さて、近年の気象状況を踏まえた予算計上をしていることは大変理解させていただきましたけれども、除雪費予算は前年度より減少しています。帯広市では、2月4日に国内観測史上最大となる12時間で120センチとなる記録的な大雪に見舞われました。局所的な大雪や季節外れの暖気などの気象状況も想定される中で、不安に思う市民もいるかと思われます。

次年度はどのように除排雪作業に取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

○高橋土木部雪対策担当部長 除排雪につきましては、生活道路の2回排雪や雪対策基本条例の制定などといった取組の強化とともに、除排雪作業の応援体制の構築や、大雪にも対応可能な雪堆積場の確保のほか、今シーズンにおいては、道路パトロール体制の拡充やざくざく路面对策など、現状に即した対応の強化にも取り組んできたところでございます。

一方で、冬季の気象状況は予測が厳しく、天候が急激に変化することもあり、極端な大雪や急な暖気となった場合、改善に時間を要することもありますので、国や北海道とも連携しながら、資機材の調達など、除排雪体制の強化や充実を図っていくことも重要と考えております。

除排雪は、冬の快適な市民生活や円滑な活動において欠かせない事業でありますので、気象状況や道路状況の的確な把握に努めながら、想定を超えるような大雪などに見舞われた場合においても、状況に応じて必要な対策を講じることにより、市民の皆様が安心して冬の暮らしを送ることができるよう、安全で安心な道路環境の確保に取り組んでまいります。

○たけいし委員 ただいまは、想定外の災害級の大雪に見舞われた場合の本市の対応はもとより、そもそも当初予算で約9千万円減額された次年度の除雪費がショートした場合のことも、併せて考え方をお聞きしたというふうに解釈させていただきたいと思います。

ともかく、恐ろしいのは、帯広級の雪が旭川に来たらどうなっちゃうのかと。雪の海の中、家の玄関のドアが開かない、車なんて、車庫からも出せないどころか、シャッターが開かない。昔は、坂東徹さんの時代とかは、排土板の除雪車で道路の真ん中をが一つと開けて、雪は家の前に重たい雪を置いていってしまったわけで、で、車は通れたんですね。で、今、これだけ、家の前までとてもきれいにしますから、令和7年の帯広級が来たら旭川は一体どうなっちゃうかというふうに心配になることもあります。昔は業者さんも数がいましたけれども、しかし、今は業者さんの数がいないですから、もし帯広級が来たら、一体、旭川は幾らかかっちゃうのか、除雪完了まで一体何日かかるんだというふうに考えただけでぐったりしてしまいますけれども、帯広市は、そもそも除雪予

算が当初で8億7千万円余り、そして、排雪はもうほぼしない地域でありまして、今回は、排雪しないとどうにもならない、道の横に積んでいるだけではどうしようもないということで補正で8億5千万円を積んだそうでありますけれども、いずれにいたしましても、旭川の冬は去っていきます。旭川の春は最高でありまして、ここにいる皆さんも、家に帰れば除雪、朝、出勤前に除雪、休みの日などに除雪、そんな日々ももうすぐゴールであります。

これから、除雪車両が来たら、特に後方には気をつけながら、ありがとうとこやかに手を振りたいと思います。

私からの質疑は、以上であります。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時29分

○令和7年3月18日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時32分

○出席委員（14名）

委員長	えびな 安 信	委員	高 木 ひろたか
副委員長	塩 尻 英 明	委員	高 橋 ひでとし
委員	上 野 和 幸	委員	菅 原 範 明
委員	植 木 だいすけ	委員	石 川 厚 子
委員	皆 川 ゆきたけ	委員	高 見 一 典
委員	たけいし よういち	委員	中 村 のりゆき
委員	まじま 隆 英	委員	松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員 あ べ な お

○出席議員（1名）

議長 福 居 秀 雄

○説明員

副市長	菅 野 直 行	農政部長	杉 山 利 勝
副市長	梶 井 正 将	土木部長	富 岡 賢 司
観光スポーツ部長	菅 原 稔	土木部次長	小 島 浩吉志
観光スポーツ部スポーツ推進施設管理・合宿担当課長	山 内 善 裕	水道事業管理者	佐 藤 幸 輝
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川 原 久 明	上下水道部長	幾 原 春 実
観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保 啓 子	下水処理センター所長	黒 川 彰 史
農政部長	林 良 和	下水処理センター主幹	上 村 正 彦

○事務局出席職員

議会事務局長	稲 田 俊 幸	議事調査課書記	桐 山 未 悠
議事調査課書記	朝 倉 あゆみ	議事調査課会計年度任用職員	河 合 理 子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１４名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第４６号、議案第５２号、議案第５３号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第８３号及び議案第８４号の以上９件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○松田委員 おはようございます。

朝一番で委員会質疑をしたのはいつ頃かなと思ったら、１０年ぐらい前で、仮称駅前のキャノピー議会というのを思い出しまして、いや、あのときは大変でした。今回も、大変にならないような議会になってもらうことを望んでいるんですけど、こつこつとやっていきたいと思います。

夢を諦めないってということで、ずっと夢を語ったんですけど、僕、来月１８日が誕生日なんですよ。６１歳、もう、夢が分からない。どこに夢があるか、分からなくなってきたんですよ。

ただ、一つ、今回、新しくどきどきすることがありまして、旭川スノーリゾート構想っていうのがありまして、何とかこれをやりたいということで相談を受けて、もう２か月以上やっているんですけど、外国人から日本人から、いろいろ含めて、アクティビティーと言うんですか、それをしてらいいんでないかということでやっています。

そして、条件が２つありまして、一つは、否定しない。こんなのいいよね、あんなのいいよね、いろんな話が出てくるんです。否定しないで、取りあえず集めようと。みんなの意見を集めて、あとは、それからどれがいいのか選択しようという話をしています。結局、それが駄目だっていうことは、自分の判断が劣っているのか、本当に駄目なのか分からない。だから、すぐそこで結論を出さないということなんですよ。

そして、いろんな人に、もちろん市役所の人にも相談していますし、いろんな業界の人にも相談しています。そして、いろんな意見を聞きながら、大体いい話になってきているんですけど、最後は、皆、こう言うんですよ。コンサルを通したの、コンサル通したのって言うんですよ。僕はね、通していません。必要に応じてはコンサルを通すけど、コンサルに聞いてしまうと、コンサルが１００点満点、コンサルを超えることは考えられないんですよ。ある程度、自分の考え方を持って計画を立てなかったら駄目ですよ。

もしコンサルが１２０点でつくってきたとき、いや、それ、違うよなと思ったとき、自分らからしたら、いや、でも、それでもいいから１００点にしたとき、実際はかさ上げされて１２０点だったら、９０点だったらそれより１０点落ちて８０％、これ、赤字です、民間でいったらね。例えば、もうコンサルが１００点で出して、９０点で僕らが判断したら、これも赤字さ。もう、コンサルは、判断の一つの手段として、やはり、自分たちでちゃんと調査しなかったら話は進まない。ですから、

皆さん、僕ら全員で判断するのに調査しましょう。

だから、僕も、今回も、このスノーリゾート構想っていうのは、市の職員にたくさん聞いています。いろんな面白い話、ありますね、さすが。僕は、旭川市というのは道北で一番のシンクタンクだと思っているんですよ。まあ、差異はない。でも、ごによごによって言ったときは、反対している人、分かるんです、一言言ったら、3つぐらい返ってくる。これは正解。

そして、もう一つは、僕が言ったことは、補助金を求めたらこの事業はうまくいかない。いいですか。だって、補助金を求めているっていうことは、最初から、その分、赤字だから補助金くれないって言うんだから。事業を組み立てるときには、補助金を考えないで組み立てなかったら、いろいろ設定できないじゃないですか。ね、これ、民間の話だからね、公共とは違いますからね、っていう話をしたんですよ。

僕は、何でもこういうことを言うかといったら、北海道議会の藤井元議長、藤井先生が、農業団体へ、僕、行ったときに、こういう話があるんです。ある人がお願いに来た。先生、これやりたいんで補助金くださいって、そしたら、君は何でそれを、いや、これ、いいことだから、補助金があったらうまくいきます、補助金をくれなかったらどうなるんだって、こういう話をされたって。そしたら、藤井先生は、それ自体が、事業がもううまくいかないからやめなさいって言った。

そして、もう、次の年に、こういう事業があるんですけどって、藤井先生のところに行った人がいます。それは、何で来たかという、いや、私はこの事業がうまくいくかどうか、先生に判断してもらいたいって。それはいいことだ、君、やれって。そして、計画を持ったときに、よし、そういうことなら北海道も応援するから何とかするぞっていうことで、いまだにその事業が続いている。その入り口が、僕は、いろいろ考え方があると思うんですよ。

ですから、僕は、今、言ったとおり、否定しない、どんどん、どんどん積み上げていく。そして、最初から補助金を目当てにしない。ということは何かというと、それを考えると、お金を考えると夢がなくなる。ね、夢を求めるのが仕事ですし、その整合性を評価するのが僕らの仕事。

でも、ちょっとね、最近ね、この話を聞いて、夢を感じられないんですよ。だから、本当に大丈夫なのかなと思って、いろいろ、今回、その観点から夢を重点的に聞いていきたいんですけど、まず最初に、まちづくりの観点も含めて、どのように必要性を感じたのかということと、また、今後の進め方について、整備検討について、北海道や近隣町村とも話し合いをしてどのように進めていくのか、お伺いします。

○菅原観光スポーツ部長 松田委員の御質問につきましては、花咲スポーツ公園の新アリーナの点ということであるというふうに思います。

ただいま、花咲スポーツ公園の現総合体育館につきましては、市民利用や大会利用、それから、多様化するニーズに必ずしも十分に対応できていないことから、プロスポーツ等の試合誘致等も想定し、東光スポーツ公園の複合体育施設の整備を計画していたところです。

しかしながら、現総合体育館が建設から40年以上経過していることや、メインアリーナが耐震基準を満たしていないことから、従来の市民利用に加え、プロスポーツやコンサートなど多目的な用途に対応したプロフィットセンターとして、建て替えにより花咲新アリーナを整備することとしたところでございます。

このような状況を踏まえ、改めて、花咲新アリーナと東光複合体育施設の役割分担の整理を行い、

東光複合体育施設につきましては、市民利用や大会利用等に適した複合体育施設として整備することとし、この2施設で屋内スポーツ需要に対応したいと考えているところでございます。

北北海道の拠点都市である本市の特性を踏まえ、スポーツなどを通じて、全道、全国の方々の利用や集客を見据え、交流人口の拡大を図るとともに、経済効果が期待される施設整備を目指し、適宜、国等と連携するほか、本地域の活性化につながる利用となるように、適宜、北海道や周辺市町村との連携を図ってまいりたいと考えております。

○松田委員 最初、聞いたとき、プロフィットセンターっていうか、僕、プロフィットセンターかと思って、サッカーをやるところかなと思ったんですけどね。全く、これも、どんなものをイメージしていいかわからない。自分らでね、ネットで探るっていう。一切、説明があったのか、ないのかも記憶にない。あったらすいませんけど、全くわからないんですけど、恐らく、イメージ的にはおおよそ興行施設ですよ。

だから、それを考えたときに、僕は、職員にも結構聞いているんです。君、ここでコンサートするとしたら、何、見たいんだって、サザンオールスターズ、入らないぞとかって、いやいや、でもと言って、そしたらもう、安全地帯なんて言っている人もいたら、安全地帯に身近な知り合いがいたっていう、塩尻副委員長の友達が安全地帯と一緒に御飯を食べているっていうのが分かったんですよ。そういうことが分かれば、こうやってみんな声をかければ、いろんな、僕、方法もあると思うんです。

みんな、いろんな、何か、GLAYを呼びたいとか、ねえ、何か、演歌歌手、北山何とかとか、けん玉の人、呼びたいとか、みんな、いろいろ話があるんですよ。そういうことを語って、せっかくの機会だから夢を描かなきゃならないでしょうと。何でもかんでもね、僕は違うと思うよ、コンサル、コンサルって。あなたたちも絵を描かなかったら始まらないよね。全然、感じないもん。

僕は、松任谷由実、荒井由美ですよ。議員になったときに見に行きました。大黒埠頭、通ったよ、ね。知っていますか。ハイウエーを通して、歌のとおり。そしたら、それを見ることによって、ここに荒井由実が来たときに僕らの年代は行くんですよ、ね。そういうきっかけが欲しいの。それで、旭川、道北、北海道の活力をつくるために僕は造っているんですよ。

ねえ、好きな人、いますよね。いっぱいいますよ。職員、いろんなことを話しますよ。僕はやっぱり、今からでも、安全地帯、声かけておいたほうが。名古屋の体育館はNBAを呼ぶんですよ、職員が関係あって。先にもう走っているんですから、計画の段階で。いいですか、皆さん、そういう発想がない。ない。

誰を呼びたいか聞いたら怒られるから、呼びたいけど、ねえ、部長なんて、こういう、僕と一緒に活動しているから、部長も呼びたい人、いると思うんです。本当は聞いてほしいっていう顔をしているんですけど、本当に呼んでほしい。

そして、スポーツの話をしたら、スポーツは、皆、うーんって言うんですよ、職員は。あまりイメージがないみたい。

だから、僕は、この辺をもうちょい頑張って、職員に聞く。コンサルだけじゃなくて、3千人の職員に聞く、職員の関係者にも聞く、いろんな関係団体にも聞くというようなことをしていくと、もっとこれがよくなるかなと思うんですけど、もう、もともとプロフィットセンターって何なのかっていうことが分かんないので、こういうようなことをイメージして整備したのかどうかも考えて、

必要があるかも併せてお伺いします。

○菅原観光スポーツ部長 プロフィットセンターでございますけれども、従来のコストだけがかかるコストセンターよりも、稼げる施設となるプロフィットセンターとなるということが、今、全国的にアリーナ建設の中では言われております。

夢を語るということでございますけれども、私も、様々な音楽のライブも見ておりますし、スポーツも見ております。そういった興行を目の当たりにすることによって、子どもたちが将来に夢を持って、例えば、ミュージシャンになりたいですとか、プロスポーツプレーヤーになりたいとか、そういったようなことを抱くというようなことも考えられるというふうに思っております。

興行施設、稼げる施設を造ることによって、旭川市民のみならず、道北地域の方々に喜んでいただけるような施設となるように市といたしましては検討してまいりたいというふうに思いますし、可能であれば、札幌圏からもお客さんを呼び込んで、北海道は札幌だけではなくて、旭川でもこういったようなコンサートが行われていく、プロスポーツ興行が行われていく、そういったような施設が必要というふうに考えておりまして、プロフィットセンターとしての花咲のアリーナの建て替えというのを検討したところでございます。

一方で、市民がスポーツをする利用場所の確保といったことも、これは大事でありますので、東光スポーツ公園、それから、一部、花咲スポーツ公園のアリーナにつきましても公共利用を確保しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○松田委員 考え方としては、僕はすごくいいと思います。北海道で初めてやるから、いろいろな批判もあれば、賛成もあると思います。これは、やっぱり、ちゃんと落ち着いて調べて、プラス、スピード感が僕は必要だと思うんですね。

先延ばしにしても、何か、いいこともないし、急いでも僕はいいことがないと思います。全国で今いろんなことが起きて、いろんな事業が中止になったり見直しになっているようなこともあるんですね。大変残念なことです。

でも、お金もかかることですから、でも、夢とお金で、夢を買っても、お金が対応できるかっていったらそうでもないかもしれないですけど、僕らの世代は、やはり、子どもたちに夢を残す、借金に残さない、この両輪でやらなきゃならないっていうことが僕は一番大事だと思うんですね。

今言ったとおり、そこでやって、オリンピックへ行ったらすごいよね。北口榛花さんがあそこで金メダルを取ったんだから、早く北口榛花記念陸上競技場なんて名前がついてくればいいし、僕はレスリングをやっていたもんですから、やはり、吉田先輩はじめ、中田先輩、加藤先輩がいて、ぜひ総合体育館のパネルを張ったのを、僕は張るべきだって言ったんですよ。いろんなところへ行っても張っていないんですよ。敬意を表さなきゃならないことに対して、旭川市は何もやっていなかったんですね。

たまたま体育協会が、スポーツ協会が、その話に乗ってくれて、今、飾っていたら、金メダル以外も、メダルを取った人はみんな載せるのになっちゃって、もう、それ、どうかなって協会の人に言われたんだけど、いや、でも、やっぱり名誉だから、僕は、最終的には、世界選手権とかオリンピックに行った人、みんな載せたいんですよ。旭川の誇りじゃないですか。そういう人を僕は大事にしていなきゃならないなと思うんです。ですよ。

だから、僕は、何とかこれを、いい方法で、きっと皆さんのことだから考えていると思うんです。

手法がどうか、分かりません。これから議論していくわけでありましてね。ぜひ、そのプロフィットセンターで、オリンピックの選手とかプロのファイターが生まれるなんて、すごくないですか。想像したらわくわくしますよね。これが今回の質問のテーマですからね。わくわくする施設ですからね、わくわくしない施設を建てても駄目なんですよ。いいですか。

でも、やっぱり財政の問題もあるわけでありまして、これ、状況を見て、経済状況もどうなるか分かりません。一旦、立ち止まる勇気も僕は必要だということも考えております。いろいろな経済状況も考えて踏みとどまる勇気も必要だし、今後、一層、市民や議会に丁寧に対応して、理解を得られる方法が僕は必要でないかと思いますが、どうか、お伺いをしたいと思います。

○榊井副市長 委員からも御指摘のとおりで、わくわくする施設、非常に私も楽しみであります。ぜひ、そういう施設を造りたいという思いでいるところでございます。

質問の趣旨をちょっと脱線しているかもしれませんが、一方で、先ほど申し上げたとおり、本当にそういう施設を造りながら、かつ、我々は、行政としては、やっぱり、利用する方々の世代間の公平性なんかも加味しながら必要な財源を確保していくことも重要だというふうに考えているところでございます。

また、これまでの質疑でもお話ししましたが、現時点では官民連携手法の手続に入ろうという決定をしたところでございます。今後も、官民連携手法の手続はやっぱり複雑でございまして、行政のほうで判断すべきタイミングというか、節目というのは今後も何回かございますので、そういったタイミングでは、私たち、やっぱり、一度決まったからそのままやるんだという考えにとらわれず、節目、節目のタイミングでは、先入観を持たず、しっかりと客観性に基づいて判断をして考えることが大事だというふうに考えているところでございます。

そういったところで、今、言ったとおり、そういった節目、節目、今後まだ幾たびもございまして、その都度、市民や議会の皆様にも丁寧に説明をして、理解が得られるように図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松田委員 ぜひ、議会と一緒に進めていって、わくわく、ドキドキするような施設になるような計画としていってほしいと思います。

今、いろいろな計画をしています。花咲と文化ホールもある。東光スポーツ公園もある。これ、どうしてだって言う人もいるけど、僕は、逆、逆ですよ。東光スポーツ公園、僕、執念を燃やしているっていう人がいるんですけど、これは、JOCから、ぜひ計画があるのならやってください、その大会規模でやってくださいと。もう関東は飽和状態、大会が開けない。体育館が取れない前に宿舍が取れない。移動するのに時間がかかる。

そして、たまたまオリンピックの合宿誘致に行ったときに、飛行場のやつからいって、九十何%、99.2%、あれを見せたときに、レスリング協会の福田先生が、松田、すごいな、旭川って。これは、できたら、何とか、全国の大会を呼べるよということを話されていたんですよね。それで、僕は、今回、一生懸命になって、何とか東光スポーツ公園っていう話をしていたら、何か変な話になったんですけど。

やはり、子どもたちの笑顔、笑い声を聞けなかったら、僕は駄目だと思う。当麻野球場で、野球を持っていつているんですね、僕はね、支部長、少年部の。そして、ある人が駄目だって、管理職の人が言って、出ていけって言われた。そして、出ていったら、当時の菊川町長から、松田さん、

会いたって言うんですよ。何ですかって言ったら、まちから子どもの笑い声が消えた、そのまちは衰退するだけだって、菊川町長、言ったんです。それでまた戻ったという経過があるんです。子どもの笑い声を聞かないまちはだんだん衰退してくるという、僕は、菊川町長の言葉を忘れていません。

そこで、今言われたとおり、レスリング協会の福田先生が言っていた、もう、旭川は、全国大会、少年、中学、高校、大人も含めて、最高の場所だと。もしこれができるのであれば、親子でできるんですよ。東光でもやって、最後、こっち、花咲でもやるとか、いろいろ考えがあるじゃないですか。そういう方法だってあるってことですよ。そしたら、もう、もっともっと人が来る大会を、大きな大会を呼べる。

そして、今、言ったようなコンサートだって、8千人ぐらいしか入らないのかな、でも、文化ホールができたなら、何ていうの、つなげてやるんですよ。ライブビューイングをやったら1万人以上集まるんですよ。そういう発想だって、考えたらわくわくしないか。

矢沢永吉、5千人や8千人じゃ、来ないですよ、矢沢永吉。分かっていますか。それが、そうしたら東光も使えばまだ入るんですよ。僕らの年代は矢沢永吉、取れないんです、チケット。それで、東京へ行っても取れない。こんな状況なんですよ。

だから、そういうことを考えたときに、これは、ばらばらでこれを進めていっていいのかどうかという考え方もある。ね、有効利用しなかったら、これは、よそのまちじゃできない。旭川からできるんですよ。交通の便がいい、飛行場もそばにある、宿泊所もある、食べるものもある、全てそろっている。こんな状況の中で、多くの人を呼べるんですから、これも、僕ね、一体的にマネジメントもしていかなきゃならない、計画の段階で。そういう夢、夢ですよ、榊井副市長、夢、夢を語らなきゃならないんですよ。

だから、今後、こういうことも考えたときに、この一体的な改修並びに建て替え、どういうふうな意見があるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○榊井副市長 本当に夢を語るのは大事だと私も思っております。

一方で、先ほど申し上げたように、やっぱり、財源の確保も実施の段階では非常に大事なところでございますけれども、そういう意味では、今お話がありました文化ホールについても、私は地域振興部の所管をしている関係で、まちづくり、中心市街地の活性化も担当しているということで、文化ホールの、これまでの、有識者というか、検討会の会議も、極力、可能な限り出席のほうをさせていただいております。

そういう意味では、今、文化ホールの検討状況につきまして言いますと、本当に、まさしくワークショップ形式というのをやっていて、今、1回目は、先ほど委員がおっしゃったとおり、お金の制約とかを無視して、何を造りたいのかみたいなのを、2グループに分けて、ちょうど今、議論しているところなんですよ。これから、多分、1回はそれをやって、あと、次はもうちょっと実現可能性とかをしっかりと議論していく必要があるんですけど、まず、やっぱり夢を出し切るということの方が大事なかなと思っているところでございます。

あわせて、今、文化ホールのほうは、まだ議論の熟度が、そういう意味では、花咲や東光に比べると、これまでの議論の熟度がまだ低い状況でございますので、今、言った、そういう、まさしくそういった段階で議論を進めている段階かなと思いますけれども、今後、やっぱり、両施設を併せ

て議論していくことで、夢があるところというのを議論していくことが大事ななと思っております。

そういう意味では、私は、そういう観点でも、何かそういった全体を調整するとか、全体的に俯瞰する立場の役割も負わされておりますので、私がいる間は、極力、しっかりと見ていきたいと思っておりますけれども、私がなかなか能力が足りなくて見切れないということになれば、新しい組織も含めてしっかり考えていかなきゃいけないですし、やっぱり、業務量が増えていくと一人じゃ見切れなくなることは必然的かなとも思いますので、それは、今の検討状況とかを踏まえながら、体制の構築も含めて、しっかり、市全体、私というよりは、庁舎全体というか、市職員全体が、みんな、あと、私の思いとしては、やっぱり、何か、どうしても他人ごとということにならずに、自分事で、特に、文化ホールの場合は複合利用とかっていうこともありますので、今後、複合利用の観点とかというのも議論の俎上になると思いますと、市役所の全部局が自分事となって考えることも大事ななと思いますので、それは、やっぱり、従前であれば教育委員会、市長部局みたいなところもありますけれども、そういうことにこだわらず、やっぱり、市職員みんなが自分事だと思って考えるきっかけにもなればなというふうに考えているところでございます。

○松田委員 今お話を聞きました。せっかく、今回、合宿だとか、いろいろ意見もあったんですけど、僕、レスリングの全日本の合宿を呼んだときに3年かかったんですよね。そしたら、マスコミから、毎月、東京へ何しに行っているんだって、行っている中身を教えろというところがあって、3年かかったんですけど、そして、決まったときには、松田議員、よくやったって。いや、批判を受けても、やっぱり目標があればやらなきゃならないんです。簡単に合宿なんて来ない。3年かかるんですよ。もう3年先、決まっていますから、どんな、野球だって何だって、サッカーだって、何でも決まっている。急に、はい、来年どうぞと言ったって何でも来ないんで、今、梶井副市長が言ったとおり、もう、僕は、3年前からでもやっていかなかったら、幾ら民間に任せても、市からこういう提案がありますよって言わなきゃならないし、今、言ったように、レスリング全日本をまた3年後に呼ぼうと思えば、もうそれも準備に動かなきゃならない。

そういうふうに考えていますので、ぜひ、また一緒に力を合わせて、わくわく、ドキドキ、子どもたちのために頑張っていきたいと思っておりますので、これで私の質疑を終わります。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○塩尻委員 私で最後の質疑者ということで、最後、お付き合いいただければと思います。

残り時間が限られている中でございますけれども、項目がたくさんございまして、無駄な話をする時間はないんですが、先ほどの松田委員の質疑の中で、夢というお言葉がございました。過去に同じ塩尻という議員がいらっしゃいまして、私が議員になる前、議員になるつもりもなかったんですけども、よく、議員は夢とロマンを語るものだと言っておりまして、何を言ってんだ、このおやじはっていうふうに息子としては思っていたんですけども、自分が議員になってみると、やはり、そのとおりで、夢を追いかけながら、議員もそうですし、市長も夢を語って、それを実現するのが市

の職員さんの皆様方ということでございます。

あと、コンサルの話も、私も、コンサル、担当会社さんっていうのを否定するものではないんですけども、そういう分析とかが苦手なところの会社、企業様が依頼すべきだとは思いますが、そういう場合じゃないなら、本当に最近よくコンサルに委託してっていう事業も多いと思うんですけども、本来そこに委託するよりも皆さん方の中で何が最善なのかっていうのを考えていけば、先ほども松田委員がおっしゃっていましたが、それが100%になってしまう、それ以上を目指せなくなってしまうので、本当にそのとおりだなと思いながらお聞きしておりましたし、これから、皆さん、どんどん、いろんな事業でコンサルに、今、委託していますけど、そういったことよりも、皆さん方でもっといいものを、いい事業にしていってという努力をしていただければなというふうに思いながら、質疑に入りたいと思います。

まず最初に、今回、学校開放のほうと、次に道の駅の話と、農政部さんに話をして、最後、下水のほうの順番で行きたいと思います。

学校施設スポーツ開放事業の件ですけども、先日も質疑がありましたので、細かい話はもう既に出ていますのでお聞きしないんですが、まず、年間の利用状況からお伺いしていきたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 学校施設スポーツ開放事業の年間利用状況につきましては、過去3年間の利用延べ人数で申し上げますと、直近の令和5年度は27万5千832人、令和4年度は24万8千873人、令和3年度は15万8千187人と、新型コロナウイルスの感染症が拡大した年度を除けば、おおむね25万人から28万人前後の方に御利用いただいているところでございます。

○塩尻委員 利用者数で言うとすごい大勢の方に利用されているということで、とてもすばらしい事業かなというふうに思います。

ちなみに、利用している団体は申し込んで登録して利用されていると思うんですけども、この中で、空き待ちで、利用したいんだけど、まだ利用できなくてっていう団体はあるのか、お聞きしたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 利用調整は各学校ごとに行っていると思いますので、利用をお断りしている団体の有無は把握しておりませんが、限られた利用枠に対し、団体間で調整するなど、できるだけ多くの方に御利用いただけるように取り組んでいるものと認識しております。

結果として、例えば、体育館全面の利用希望に対して半面しか使えないといったことはあり得ると考えております。

○塩尻委員 そうですね、私も登録して利用させていただいていた団体の代表もしておりましたし、当時、120～130名ぐらいおりましたので、よく、定期的に会議の場で教頭先生から半面だけ使わせてもらえないかっていう団体がいるんですっていう話も聞くんですけども、半面になると、もうとてもじゃないけど人数が入り切らないので、全面でも結構きつい状況だったんで、すいませんっていうことでお断りしましたが、そういう団体さんも結構いらっしゃるところであります。

で、学校開放事業は日曜日はやられていないんですけども、その理由について、なぜなのか、お聞きしたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 人件費や担い手不足の関係、また、管理指導員の休日としても確保しなくてはならないことから、日曜及び祝祭日は非開放を基本としております。

○塩尻委員 前回、質疑で出ていたんで、今回、聞かなかったですけど、費用的に3千700万円を超える費用がかかっておりますので、日曜日も開くってなるとまた費用が増えるっていうことも分かります。

ただ、今回、スマートロックが導入されるということでしたので、その施設において、管理者、必ず管理している方がいますけども、その方はどうなるのか、お聞きします。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 管理指導員による施錠管理が不要となるスマートロック導入校では、管理指導員は配置せずに、利用者御自身による管理になります。

○塩尻委員 詳細については先日も出ていたので、事故や破損が起きた場合っていうことでありますけども、先日、ちょうど、学校を利用したい、利用できないかっていう相談を受けまして、その方は子ども食堂とか居場所づくりを同時にやられている方だったんですけども、現在は使用が厳しい状況です。学校教育部のほうに相談してもなかなか難しい、学校に相談しても、やはり、学校っていうものが、うろうろ、誰でも歩き回られると何か起きる可能性があるので、盗まれたりとか壊されたりということで、なかなか難しいということなんですけども、そして、学校開放事業は日曜日はやっていない。

ただ、自動的にスマートロックで利用できるっていうことであれば、日曜日でも利用可能になるのではないかなと思うんですけども、見解をお伺いいたします。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 日曜及び祝祭日の開放については、それぞれの学校関係者の御理解、協力が前提とはなりますが、スマートロックにより管理指導員の配置が不要となれば追加費用や担い手の確保が不要になりますので、開放のハードルは下がるものと認識しております。

ただ、まずは学校や利用者へスマートロックを活用した自主管理方式の浸透を図るとともに、移行により生じる新たな課題等に対し、改善等を図りながら導入校を増やしていくことが当面必要な取組と考えております。日曜及び祝祭日の開放につきましては、そうした取組の後に、それぞれの学校関係者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○塩尻委員 次に、いつもだったら、ふだんは、管理人さん、管理者がいていろいろやり取りしながら、極端に言えば、監視の下、利用させてもらっている状況です。

で、例えばなんですけども、スマートロックになって自分たちで施錠、解錠するっていうことであれば、決まった時間しか使えないのに、そこを過ぎても使える状態になっちゃうのかなと思うんですよね。故意的にそういう使い方をされる場合っていうのがある可能性がありますけれども、どういった対応を取るのか、伺いたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 スマートロックには、解錠、施錠の時間が記録として残りますので、終了時間を超過している利用者に対しては、今後新たに設置する問合せ窓口ですとかスポーツ推進課から注意、指導する考えであります。また、利用マニュアルやルールなどを今後整備しまして、8月頃に説明会を開催するなど、適切な利用に向け、利用者に周知していく考えであります。

○塩尻委員 現在、統廃合も検討されている学校もあるかと思うんですけれども、学校が廃校となった場合、そこを利用している団体はどうなるのか、伺いたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進施設管理・合宿担当課長 本事業は、開校している学校が対象になりますので、廃校となった場合は別の学校施設の中で利用調整いただくことが基本になります。

スマートロックを活用すれば廃校であっても開放できる場合はあると考えますが、維持管理費や安全性といった課題もあることから、関係部局と協議し、検討していく必要があるものと考えております。

○塩尻委員 この項目は、これで質問は終わりなんですけれども、近年、地域協働だったりとかってということで、学校と地域とかも一緒に活動していこうっていうことでやっていますけど、なかなか現実的にはそういかないんですね。学校の中に自由に地域の人はいれないですし、敷地内にはもう勝手には入れない状況で、ただ、学校を利用したいっていう方もいて、それがうまくつなぎ合わされば、もっともっと地域協働っていう活動にもなってくるかなと思っています。

まず、その第一歩として、この学校開放事業をうまく利用することで、もっと地域とつながりながら、例えば、子どもの居場所づくりとかだったら地域の方も手伝ってくれたりとかっていうことがあるので、そうすることによってもっともっとその地域がにぎわいだったりつながりを強くしていけるのかなと思いますので、ぜひそういった方向でもっと取組を進めていただければなと思っていますので、お願い申し上げて、この項目は終わりたいと思います。

続きまして、8款2項3目の道路橋りょう整備費についてなんですけれども、まずは、予算の内訳についてお示しいたきたいと思います。

○小島土木部次長 道路橋りょう整備費に14億6千411万5千円を計上してございまして、その内訳といたしましては、橋梁の長寿命化、12橋に6億9千438万円、通学路緊急対策といたしまして、3路線、5億1千770万円、通学路等交通安全対策、4路線に2千930万円、新・道の駅設置検討に620万円、ロードヒーティング改修等に2億1千653万5千円となっておりまして、

○塩尻委員 この中の新・道の駅設置検討について伺っていきいたいなと思っておりまして、今回、そこに620万円の予算を計上しております。その内容についてお示しいたきたいと思います。

○小島土木部次長 新年度は、新・道の駅設置検討のため、設置可能性等基礎調査を発注する予定でございまして。これは、本市周辺にある道の駅や前面道路の状況、各地区の法規制などから新たな道の駅の設置可能性を調査するものであり、候補地の諸元整理や事業規模の調査等を通じ、設置に向けての適地選定や課題整理を行おうとするものでございまして。

○塩尻委員 その設置に当たっての調査を実施することになった経緯について伺いたいと思います。

○小島土木部次長 新たな道の駅の設置に向けましては、令和4年度に道内の事例調査、令和5年度に、道内の事例調査と、市民及び市民以外の方を対象とした新たな道の駅に係るアンケート調査を実施いたしました。今年度は、道外の事例調査と交通量調査、現道の駅の利用状況についてアンケート調査を実施してございまして、新・道の駅設置検討に係る関係課長会議も発足いたしまして、1回の会議を行いました。

これまで3年間にわたりまして調査を実施してきており、次年度におきましては、これらの調査

結果等を踏まえまして、適地の選定や課題の整理を行うため、設置可能性等基礎調査を実施するものでございます。

○塩尻委員 現在の道の駅の利用者数についてお伺いしたいと思います。

○小島土木部次長 平成25年11月に行った売店のリニューアル後でございます平成26年度以降の利用者数で申し上げますと、最も多かったのが平成26年度の約81万5千人、コロナ禍で、一時、大きく落ち込みましたが、直近の令和5年度は約70万8千人となっております。

○塩尻委員 令和5年度で約70万8千人ということで、すごい人数だなあというふうに思います。

ただ、不思議なのが、私も道の駅でスタンプラリーを制覇したりとかってということもやったり、若い頃はしていましたけども、誰にも会わずにスタンプを押して出ていくってこともあったのに、人数はどう数えているのかなと思ひながら、たくさんそれに参加されている方とか利用されている方が多いっていうのは分かりますんでいいんですけども、昔は、夜中もスタンプが押せて、夜中のうちにいろんなところを回ったりとかってできたのが、最近ではもう夜は閉まっていたりとかしてスタンプを押せなくて。近年は道の駅で車中泊したりするっていうのも、もう迷惑だということ、苦情が来たりとかっていうことできない場所も多くて、道の駅じゃないところで泊まれる場所を探しながら、連休、週末前になったら、目的地まで夜中のうちに行って、車中泊で、朝、起きたらスタンプを押してどんどん回っていくっていうことでやっていたなあと思ひ出してはいたんですけども、結構、楽しみにはしております、本当に道の駅っていうのは、どこへ行っても、新しいところも増えてきて、にぎわっているところもたくさんあるんですね。

なので、この調査次第では、事業も、調査するっていうことは恐らくやるんだろうなとは思ひながらも、しっかりとした分析をしながら、調査しながら進めていただきたいと思う反面、やはり、この財政状況でやるのかって言う人もいらっしゃいますので、本当に難しいところかなあとは思ひます。

で、現在の道の駅の経済効果についてお示しいたきたいと思ひます。

○小島土木部次長 令和5年度の状況で申し上げますと、売店とフードコートの売上額が約3億4千万円となっております。また、大展示場などの貸し館収入が約4千400万円、道の駅を管理する道北地域旭川地場産業振興センターが主催する地場産フェアの売上げが約3千万円となっているほか、貸し館による民間企業などの催事も含めると、大きな経済効果を生んでいるものと認識してございます。

○塩尻委員 そうですね、経済効果はそれなりに大きくあるということでもあります。

その上で、本当に、旭川で課題って言われている、ただ通過されていくまちではなく、滞在してもらえれば、もっともっとういってところもつながっていくのかなと思ひます。

で、結構、道の駅が増えて、新しいのが建っていたりってということで、行く先々でそこに寄ったりしますけども、現在、道の駅の登録数についてお示しいたきたいと思ひます。

○小島土木部次長 北海道内の道の駅の登録数ということで答弁させていただきますが、直近で新たに登録されました古平町の道の駅を含めまして、令和7年1月31日現在で129駅となっております。

○塩尻委員 129駅となっているということなんですけれども、その登録数の推移についてもお伺いしたいと思います。

○小島土木部次長 北海道内の道の駅の登録数の推移ということでございます。

道の駅は、平成5年4月22日に1回目の登録がなされ、道内では三笠市の道の駅など13の道の駅が登録をされました。初回登録から現在までの約30年間で登録数が約10倍となっておりまして、初回登録から10年後の平成15年には登録数が83駅、そのさらに10年後の平成25年には114駅、直近の令和5年には127駅と、これまで一貫して増加をしてきているところでございます。

○塩尻委員 どんどん増えているということで、回る側からすると、増えたことで楽しみも増える一方、制覇しようと思うとそれだけ大変になってくるんで、それはそれで、結構、最近はどう行っていないですけど、スタンプラリーはやっていないんですけど、今やったらどれぐらいの日数がかかるのかなっていうのが、すごい難しいなあというところですね。それは余談として。

で、今回、いろいろともっとお聞きしたいことはあったんですけども、まだ調査段階ということでお答えいただけない項目がたくさんありまして、もっともっといろいろ聞きながら、私の個人的な意見では、調査をするということは恐らくやると考えているんだろうなと思っていますので、もっと先に聞いておかなきゃいけないこともたくさんあるんですけども、今、聞けなくてとても残念ですけど、残り2項目ありますけど、想定として、新たな道の駅というのは、このまま進んでいくという頃建設されることになるのか、伺いたいと思います。

○小島土木部次長 次年度に発注する予定でございます設置可能性基礎調査の結果により必要性が整理されれば、最短でも令和8年度から令和11年度にかけて基本構想や基本計画、設計など外部委託を行いまして、令和12年度から13年度にかけて整備を実施し、令和13年度末の開業となるスケジュールが一つ想定されるところでございます。

なお、PFI方式を採用する場合などについては、その事業者の選定にさらに1年の時間を要するものと考えているところでございます。

○塩尻委員 令和13年度末ということで、12年度から13年度にかけての整備ということでありまして、ちょうど、最近議論されているスポーツ公園の関係の事業が終わって、その後に入ってくるのかなというところでありますけど、そう考えると、やはり大型事業が続いていくことになるのかなと思います。

財源をどのように確保していくのかっていうのがとても難しいところで、やはり、それだけずっと大型事業が続くと、影響を受けるのはその先の借金の返済が始まったタイミングになってくるかなと思うんですが、どのように財源を確保していくのかっていうのをお示しいただきたいなと思いますし、この財政状況も、ずっと、財政状況がこれから厳しくなっていくって、皆さん、おっしゃっておりますけど、そう言いながらもこうやって大型事業も追加してやっていくというところですし、これから施設の面積も減らさなきゃいけないのに新たに建設していくという、ちょっと、その辺はやはり矛盾を感じる場所もあるんですね。

で、建設に係る費用からランニングコストまで、財政的な問題として、本当にこの事業を行うことが可能なのか、可能と考えているのか、まず、お示しいただきたいなと思います。

○富岡土木部長 道の駅の整備に係る財源の確保についてでありますけれども、先ほど次長から答弁させていただきましたとおり、道の駅につきましては、まちのにぎわいでありまして地域創生の拠点となりまして、本市の魅力を広く発信する施設として整備するというところでございますので、

そうした視点での整備の検討が重要と考えておりますが、一方で、委員が御心配されているとおり、財政状況も含めて検討することも重要であるというふうに考えております。

道の駅などの公共施設の建設や管理運営につきましては、従来の手法に加えまして、P F I 法に基づき、民間事業者が設計から建設、管理運営までを一体的に行う手法がございまして、施設完成後に所有権を市に移管して民間事業者が施設の運営を行う B T O 方式や、運営権を民間事業者に設定して運営権対価を市に支払うことなどによってより柔軟な運営が可能となるコンセッション方式、また、P F I 法とはまた別に、民間事業者が市有地を賃借した上で施設の建設、管理運営を行う定期借地権方式など、様々な手法がございます。

新たな道の駅の設置に係る財源の課題に対しましては、民間事業者の参入意欲等の調査を行って、様々な、今申しあげました手法の中から、財政状況も踏まえて本市に合った手法を検討する、まずはこれが必要であるというふうに考えております。そうした取組を、来年度以降、関係部局とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○塩尻委員 アンケートなんかも取っていて、9割ぐらい肯定的な意見が返ってきているということで、期待している方もそれだけ多くいらっしゃるということなので、私も、個人的には、自分の想定で、造るとしたら高速道路の近くとか、40号線とか、そういったところでできたらいいのかなというふうに思ったりしてはいるんですけども、市民の方からも、やはり、財政面で、これからそんなものを建てるのかっていう御意見と、いや、もう1個、造るべきだっていう御意見だったり、いろいろ、両方あるので、私も、どっちっていったら、多分、その反対側の人からすると、おまえ、何を言ってんだって怒られはするんですけども。ただ、時代が変わってきて、運用の仕方とかも変わってきて、うまくいっている道の駅なんかもあつたりしますので、ぜひ、絶対やってくださいってわけじゃないんですけども、やるほうがいいっていうことであれば、有効な魅力ある道の駅にしていきたいですし、もし、いろいろ調査する段階で、これはちょっとコストがかかり過ぎるなっていうことであれば、しっかりとやめる判断というのにも必要になってくるのかなと。これから調査の結果とかも出てくるでしょうから、私もその辺りを気にしながら今後も注視していきたいと思っておりますので、今後もまた何かあれば御報告いただければと思っております。

これで、この項目については終わりたいと思います。

次に、農政部のほうに何点か確認をしていきたいなと思います。

主に新規就農の関係で、この事業というよりは、いろんな予算がありますので、その中で、新規就農だったり担い手確保とか、そういったところで行っている事業について、その種類とか金額について伺いたいと思います。

○林農政部長 新規就農あるいは担い手確保ということですが、最初に、新規就農に関する事業、これは、大きくは3つほどございまして、1つ目は、新規就農確保・育成対策費ということで、農作業体験の実施ですとか、札幌での就農相談会、こちらはブース出展とか、それへの参加等により就農希望者を確保するとともに、こちら、地域と行政が一体となって新規就農者の受入れから経営安定化まで一貫した支援を行い、地域農業を牽引する競争力の高い経営体を育成する、こういったことを目的としております。令和7年度予算ですけれども、818万3千円となっております。

それから、次に、新規就農者育成総合対策費ですが、認定新規就農者の就農意欲の喚起と就農後

の定着、それから経営発展を図るため、経営開始時の機械、施設等の導入を、新規就農者、それから親元就農者に対して支援するとともに、新規就農者の就農直後の経営確立、こちらに資する経営開始資金の交付を行う、こういったものであります。令和7年度は、4千225万6千円ということです。

それから、3つ目ですけれども、農業次世代人材投資事業費、こちらは、令和4年度に、ただいま説明をした新規就農者育成総合対策費、こちらが新設されたので、令和3年度までの新規就農者を対象とした経営開始時の経営確立を支援する、こういった補助金であり、令和7年度の予算額は181万1千円となっております。これは、令和7年度で終了ということになります。

続いて、担い手確保に関する事業ですけれども、担い手確保・育成バックアップ対策費として、後継者や若手農業者など新たな担い手の育成を図るため、4農協の青年部員による若手農業者のネットワーク組織である旭川地域青年農業者連絡協議会ですとか青年・女性農業者団体への支援を行っていますほか、多様な担い手による労働力の確保に向けた対策として、農福連携、こちらの取組推進ですとか、農業ヘルパー確保への支援を行っているところです。令和7年度は、223万円です。

続いて、経営継承・発展支援事業費ですけれども、将来にわたって地域の農地利用等を担う農業者を確保するため、農業後継者の経営継承を促進し、継承後の経営発展に係る取組を支援するもので、新年度、200万円の予算額となっております。

○塩尻委員 様々、たくさん事業があって、それぞれに予算がついているわけですがけれども、前半の総務常任委員会所管のところでも、結局、人手不足対策をいっぱいやっているけど、それは効果的にうまくいっているのか、成果が上がっているのか、いつか解消できるのかってところで質疑をさせていただきまして、今回、農政部のほうでちょっと違う点でいろいろと御提案したりお聞きしたい点がありながら、こういうふうに担い手のこともお聞きしたんですけれども、それぞれの事業費予算を組んでいますけども、支出先はどこになるのか、伺いたいと思います。

○林農政部長 新規就農確保・育成対策費、こちらにおける支出先ですけれども、農業研修を受け入れていただく謝金として指導農家の方、それから、研修期間中の家賃補助として農業研修生へ、また、就農後の経営発展に係る補助については新規就農者へとそれぞれ支出をしております。

新規就農者育成総合対策費、それから農業次世代人材投資事業費は、新規就農者への補助金でありまして、経営開始時の機械、施設等の導入に対する補助金、それから、経営開始資金は新規就農者へ支出しております。

また、担い手確保・育成バックアップ対策費におきましては、旭川地域青年農業者連絡協議会への支援として協議会へ負担金を支出しているほか、研修支援補助金は農業者団体へ、また、農福連携補助金については農福連携に取り組む農業者、農業ヘルパー確保支援事業補助金は事業に取り組む農協への補助金ということになっております。

経営継承・発展支援事業費については、農業後継者への補助金となっております。

○塩尻委員 今回こうやっていろいろお聞きする中で、この予算自体が問題だっていうよりは、もっと農業者さんを支えていただきたいな、いろんな支援をしながら1次産業を守っていただきたいなという思いがありまして、私は、議員になる前から、いろんな経済のこととか、また、勉強したりするとき、結構、インターネットを通じて動画だったりを見たりして、いろんなニュースを聞

いたり、いろんな勉強になることを聞いたりするんですけど、最近、農業経営者さんがユーチューブで現状を訴える動画がすごい増えてきたなというふうに思っています、本当に農業経営というのが大変な状況であるっていうことをネット上でも痛感するなというところですね。そういった中で、もっともっと農家さんを守っていただきたいというふうに思いますし、今回、質疑を行う理由の一つとなったのは、農業経営者の方からの相談を受けたりしたこともあったのでお聞きしているんですけども、ぜひ、どんどん、どんどん、無尽蔵には言わないですけども、もっと農家さんを守っていただきたいなというふうに思います。

これまでいろんな事業を行っておりますけれども、実際にどういった方が就農されているのか、お伺いしたいと思います。

○林農政部長 本市における直近10年間の新規参入者、こちらが18名おまして、うち3組が夫婦で就農されているということです。農業法人での経験を経て独立就農された方も数名おりますけれども、半数以上は農外からの新規参入ということになっています。

○塩尻委員 その方々というのは、順調に継続して就農されているのか、伺いたいと思います。

○林農政部長 研修開始から就農後も地域と行政が一体となってフォローしている、こういったことを通じて、おおむね順調に営農を継続しているというふうに把握しております。

○塩尻委員 今回の予算のほうで、新規就農者育成総合対策費、この予算が、すごい、どんと、前年度比でかなり増加しておりました。その要因というのはどういうものなのか、伺いたいと思います。

○林農政部長 こちらの事業予算が増加している主な要因ですが、国の新規事業として、新規就農者が実施する円滑な経営移譲に向けた機械、施設等の導入を支援することを目的といたしました世代交代円滑化事業、こちらが、令和7年度、新たに加わります。それで、事前の要望調査により7名の方が活用を希望されておりますので、その分、3千500万円の増ということになっております。

○塩尻委員 ぜひ、有効に活用しながら、円滑な世代交代ということでございますので、進めていただきたいなと思います。

次に、先ほど申し上げた、私が農業従事者の方から相談を受けた中で、人への支援はあるんですね。ただ、就農したいけど、畑の近くに住めないとなかなか大変だったりとか、離れているところに住んでいる方が遠くの農家さんのところに仕事をしに行くってなったときには、結構、やっぱり大変だったりもするんですね。ほかにもいろいろ、様々、理由がありながら、人への支援はあるけど、住むところへの支援というのがやはり足りないのか、何とかならないのかということの相談を受けたわけですね。

で、空き家があっても直さないと住めなかったりっていうこともあるので、そういった住まいに対する補助金なども必要ではないかなと思うんですが、お伺いしたいと思います。

○林農政部長 新規参入者が営農を開始するに当たっては、やはり多額の資金が必要ということになりますが、就農当初は、住宅に充てる資金まで準備している方は、今お話があったように確かに少ないだろうというのが現状だと思っています。また、就農後は、通いで営農している方もいらっしゃるんですけども、住まい、例えば、持家、借家、アパートなどそれぞれ事情によって異なり、こちら、住宅費の支援といたしましては、新規就農確保・育成対策費の中で、農業研修生住

宅費助成事業補助金として、就農前の農業研修生の家賃に対してですけれども、月2万5千円を上限に50%以内を補助しているということです。

○塩尻委員 そうですね、家賃の補助はあるんですね。

ただ、伺った話の中で言うと、例えばなんですけども、刑務所から出てきて住むところも現在はない。そこで、農業をやりたいんだ、やろうかなって思っている人が、やっぱり、アパートを借りたりとか、どっかを借りないといけないっていう状況の中で、農地の中に、農家さんが持っている建物だったり、過去に使っていたけど、今、使っていない建物とか、そういったものがあれば、そこを修繕してそこに住んでもらいながら農業に従事してもらうっていうことも一つの選択肢かなというふうに思っております、ただ、現状はそれができなくて。それ以外の話で、前にたしか質疑したと思うんですけども、居住支援法人というものがあって、道の認可があって、住むところに困った人をサポートする事業なんですけど、その中の一つの事例として、過去に刑務所に入っていて、出てきて、職業訓練を受けて、これから、さあ、就職だ、就職先も決まった、でも、住むところが決まなくて、入れてもらえるところがなくて、困って、その居住支援法人のところにたどり着いたっていう方もいて、何とかそこは住む場所を提供できたんですけども、そういったことも考えると、やはり、そういう、多額の費用を、例えば、新築費用を補助してくれとか、そういうもんじゃなくて、ちょっと直すのにお金がかかるから、少し補助することができれば、古くなった建物も使えるし、農業に就いてくれる人も少しは増えてくるのかなという思いで、可能であればそういったところの補助も視野に入れて事業を展開していただきたいなと思っております。

次に、ちょっと、項目というか、視点が変わっていくんですけども、当然言われていることなんですけど、農業従事者さんが減少しているというところで、農業従事者さんの減少率と生産量の関係についてちょっと伺いたいなと思っております。

○林農政部長 本市の農業経営体数は減少しておりますけれども、平成22年の1千397経営体が令和2年には902経営体となりまして、10年間で35.4%減少しております。

生産量ですが、平成26年の10万6千851トンが令和5年は9万4千642トンということで、10年間でこちらは11.4%減少しております。全体としては横ばい傾向と言えますけれども、品目による違いがこの中では見られるということで、内訳ですけれども、基幹作物である水稻、こちらが3万9千100トンから3万5千900トンと8.1%の減、それから、野菜を除きますが、畑作等、こちらが5万9千729トンから5万3千146トン、11%減、それから、野菜ですけれども、8千22トンから5千596トンということで、こちらは30.2%の減ということになっています。

水稻、畑作等のいわゆる土地利用型作物は、農業経営体数の減少に応じて、1経営体当たりの経営耕地面積が、平成22年の9.64ヘクタールから令和2年の13.01ヘクタールと増加するなど、担い手に農地が集積されている、こういうことに加えて、大型農業機械の導入、それから、農地の大区画化など作業の省力化、効率化も進んでいることから、生産量をおおむね維持できているものと考えられます。

一方、野菜ですけれども、こちらは、機械化等による大幅な作業の省力化、効率化がいわゆる困難な作物でありますので、農業従事者の不足に加えて、稲作への集約化等によって生産規模縮小が進んで、生産量の減少傾向が大きいというふうに考えられます。

○塩尻委員 野菜がかなり減っているということで、お米のほうは思ったよりも減っていないのかなあという中で、今年度、令和の米不足ということで、政府のほうは備蓄米の放出によって価格が下がるって言っているけども、結構、ニュースの記事を見ると、専門家のほうは、上がるのは抑えられるけど、下がりはないっていう判断、見解が多いなあというふうに思います。

その辺りについて、農政部としてはどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○杉山農政部長 お米の価格につきましては、連日のように様々な見解が出されている中でありますが、米の安定供給の確保と稲作農家及び米関連産業の健全な発展に寄与することを活動の目的としている公益社団法人米穀安定供給確保支援機構によりますと、政府備蓄米が3月中にも放出されることで米価上昇ペースが一服するとの見解が示されております。

○塩尻委員 現状について、農家さんとか農協さんのほうはどのように捉えているのか、伺います。

○杉山農政部長 農業者からは、物価高騰が続く中、農業機械や燃料、農薬や化学肥料、資材も高騰しており、やっと生産費に見合った価格になったという意見を多く伺っております。一方で、急激に価格が高騰したことにより、消費者の米離れや今後の価格の暴落を不安視する声も聞かれます。また、農協からは、例年以上に農業者からの集荷に苦労したことや、令和6年産について販売の問合せが多いが、既に販売先、方法、数量がほぼ確定しており、対応できない旨の話を伺っております。

農業者、農協も含めて、生産に直接携わる農業関係者にとっては、令和6年産については既に収穫、出荷がほぼ完了しており、現在は令和7年の作付に向けて準備を進めているところでございます。

○塩尻委員 前半でも申し上げたんですけど、農業新聞のほうで、6月末時点のお米の民間貯蔵量は低水準となる見込みだということでありました。国内需要量の2か月分ということだったんで、また米不足が発生するのかなというふうに思うんですが、農政部としてはどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

○杉山農政部長 委員の御指摘のとおり、日本農業新聞の試算では、6月末民間在庫量は110万トンから130万トンになるとの記載がございました。一方、農林水産省の見通しは158万トンと示されており、それぞれの試算に乖離があるものと認識しております。

いずれにしても、本市としましては、今後の動向に注視しながら、農業者が安心して生産できる営農環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○塩尻委員 国の見込みと有識者の見解が違って、どちらを信じるかっていったら、私はあんまり国のことを信用していないので、今後も厳しい状況なのかなというふうには思っています。

最後に、新年度の予算において何かこういったことに対策を講じる予定があるのか、伺います。

○杉山農政部長 本市としましては、全国的な米不足や米の価格変動に直接的に働きかける対策を講じることは難しいと考えておりますが、令和7年産の本市の主食用米の作付につきましては、前年度に比べて面積で約4.1%に当たる217ヘクタール拡大する予定で、米の量にしますと約1千500トン増加する見通しでございます。

今後の見通しについては、様々な情報が出ておりますが、まずは政府備蓄米の効果を見極めるなど、正確な情報の把握に努めつつ、令和7年度におきましても、農地の基盤整備や各種設備投資への支援など、農業者が効率的に営農できる体制整備を進めることで、北海道一のお米の生産地とし

て米の安定供給に寄与し、日本の食料基地としての役割を果たしてまいります。

○塩尻委員 備蓄米の放出の動向もこれからということなんですけども、何か矛盾していると思うのが、やはり、その備蓄米について、取り扱う企業さん、入札を行って落札した企業さんなんですけども、一番高値で買った企業さんが落札できるということで、これから米の値段を下げなきゃいけないのに、高い企業さんに放出させるってなると、下がるわけないよなっていうのが率直な意見というか、受け止めでした。

で、いろいろ大変なところもありますけども、お米の生産量が増えるということなので、ぜひ、もっともっと、もともと、あんまり輸入に頼らず、どんどん国内生産を増やすべきだと私は思いますので、ぜひ、第1次産業を守っていくのに頑張ってくださいなというふうに申し上げて、この項目は終わりたいと思います。

最後は、いつものように下水道事業についてお話ししていきたいと思います。

時間もないんであれなんですけども、後々、環境部さんとかも含めて話をしたいなと思ったので、もちろん、今の農政部さんもなんですけれども、肥料化だったり、そういったところで、また、肥料化以外でも活用方法がありますので、一般質問じゃないとこれは全部まとめては無理かなと思いながら、今回、予算についてということで伺いしていきたいと思います。

処理場費のうち、下水処理センターの廃棄物の処分に関する令和7年度の委託料の予算について伺います。

○黒川下水処理センター所長 下水処理センターの廃棄物に関する予算につきましては、4千639万5千800円となりまして、具体的には、焼却灰の最終処分に要する費用として1千870万5千500円、焼却灰のセメント化に要する予算としまして1千875万600円、沈砂、し渣等の処分に要する予算としまして893万9千700円となっております。

○塩尻委員 次に、令和5年度なんですけれども、汚泥焼却灰の発生量、処理方法、処理先、処理費用についてそれぞれお答えいただきたいと思います。

○黒川下水処理センター所長 令和5年度の発生量につきましては、重量で1千450トンでございます。

処理先につきましては、リスク回避の観点から2つのルートを有しておりまして、約510トンとを鉄道貨物輸送による北斗市のセメント工場でのセメント原料としての有効利用、残りの約940トンとを市内の産業廃棄物処分場で埋立処分しております。

処理費用につきましては、セメントの原料化に対しての収集運搬、処理費用の合計で約1千150万円、埋立処分に対しての収集運搬、処分費用、循環税の合計で約1千690万円となっております。

○塩尻委員 このセメントの処理費用の1千150万円と埋立ての1千690万円ということで、トン数で割り返すとセメントにするほうが割高になっているんです。これ、何か、向こうからお金をもらったりとかっていうことはなく、ただ運搬に提供しているっていうことなんで、ただ、次の項目は飛ばしますけど、循環型社会ということを重要視しているっていうことなんで、ぜひ、それ以上にやはり活用することでもっともっと循環型の社会になっていくっていうことで取り組んでいただきたいなと思ひまして、次に入りますけど、下水道資源の有効利用についてどのような取組を行っているのか、伺います。

○黒川下水処理センター所長 下水処理センターにおける下水道資源の有効利用につきましては、まず、汚泥処理過程で発生する消化ガスにつきまして、ボイラーや焼却炉及び発電用の燃料として利用しております。汚泥焼却灰につきましては、先ほど御説明させていただきましたセメント原料への利用を図っております。また、下水処理水につきましては、各種機器等の冷却、洗浄や融雪槽の用水への利用を行っているところでございます。

○塩尻委員 その下水汚泥の肥料化に向けた考え方について伺いたいと思います。

○黒川下水処理センター所長 下水汚泥の肥料化に向けた国の動向としましては、令和4年12月に決定されました食料安全保障強化政策大綱におきまして、2030年までに下水汚泥資源、堆肥の肥料利用を倍増し、肥料の使用量に占める国内資源の利用割合をリンベースで40%まで拡大するという目標が掲げられております。また、令和5年3月には国土交通省から発生汚泥等の処理に関する基本的な考え方が示され、下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うことと示されました。

これを受けまして、本市としましても、肥料利用を促進するため、検討を進めているところでございます。

○塩尻委員 肥料化に向けた取組をどのようにこれまで進めてきたのか、伺います。

○黒川下水処理センター所長 下水汚泥の肥料化の取組につきましては、令和5年度は、国土交通省による下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業の採択を受けまして、下水汚泥中の重金属、肥料成分等の分析支援及び地域内におけます流通経路確保等に向けた課題解決の検討を行うため、案件形成支援の2事業について行いました。その結果、下水汚泥の成分につきましては、肥料化に必要なリンの成分が十分にあること、重金属につきましては全て許容値を下回っていることが確認できました。

また、既に下水汚泥の肥料化を実施している美瑛町や岩見沢市における施設の稼働状況や肥料の利用先や配付方法のほか、利用拡大に向けた取組について調査を行ってきているところでございます。

さらに、令和6年度につきましては、脱水汚泥を原料としたコンポストの試作と、それに伴う肥料成分及び重金属含有分析を行いまして、いずれも肥料としての基準を満たしていることを確認いたしました。また、焼却灰につきましても、菌体リン酸肥料登録に向けた協議を関係機関と進めてまいりました。

○塩尻委員 ちなみに、先日、幌加内町のほうに伺ってバイオコークスの実証実験を視察させていただいたんですけども、最初はかなりコークスが大きくて使用するには現実的じゃなかったけど、だんだんちっちゃくなって、今、大分、使い勝手がよくなって、たしか新年度だったと思うんですけども、また新しい機械を導入するということで、どんどん、どんどん進んで改良されておりました。

詳細ははしりますけども、そういったことで、旭川市でもバイオコークスについて検討してはどうかと思うんですが、見解を伺います。

○黒川下水処理センター所長 バイオコークスなどの下水汚泥の燃料化につきましては、国土交通省から発生汚泥等の処理に関する基本的な考え方が示されておりまして、下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととす

る、また、下水汚泥の燃料化は、再生利用として有効ではございますが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択するとされておりますことから、まずは下水汚泥の肥料化について検討を進めているところでございます。

○塩尻委員 以前から、私のほうからも下水汚泥を肥料化したらどうだっていうことで申し上げさせていただいておりますけども、そう言いながら、今度はバイオコークスかっていう話なんですけども、いろんな理由があってそっちのほうが現実的なのかなっていうところもありました。

ちなみに、肥料化したときにいろいろ成分検査をされましたけども、近年、全国的なニュースになったりしている有機フッ素化合物の混入ということでありますけども、要するに、体によくないものが入っているということで、1問飛ばして次に移るんですけども、上水道の水質にはPFASの基準値があるのかどうか、下水汚泥肥料に関してPFASの基準値などがあるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○黒川下水処理センター所長 上水道の水質に関しましては、法令で検査が義務づけされていない水質管理目標設定項目において、暫定目標値でPFOSとPFOAの合計で1リットル中50ナノグラム以下とされております。

一方、下水汚泥肥料に関しましては、現在、国から基準等については定められておりません。

○塩尻委員 そうですね、基準が定められていないので、なかなか、どう取り組んでいいのかっていうのも分からないっていう状況です。せっかく成分検査で問題なさそうだというのも出たので残念だなというところですけども、それ以外に、マイクロプラスチックのほうも全く基準がなくて、処理方法とかも決まっていなくて、検査したところでどうなるのか分からないっていうところもあります。

本当に、どんどん進めていただきたいところで止められたなというところなんですけども、下水汚泥の肥料化については、そうは言っても進んでいるということなんですけども、このPFASが下水汚泥肥料へ及ぼす影響というのはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○黒川下水処理センター所長 下水汚泥肥料のPFASの影響につきましては、農林水産省で、農地土壌から農作物への移行に関する研究や農地土壌におけるPFASの蓄積性などに関わる情報収集を進め、科学的知見をさらに蓄積していくこととしております。

明確な基準についてはまだ示されていないところでございますが、本市としては、今後の下水汚泥の肥料化に向けてPFASの概要について把握する必要があると考え、令和7年度に脱水汚泥及び焼却灰のPFASの分析を行うこととしております。

○塩尻委員 駆け足で進めてきましたけれども、いろいろと影響があるかどうかというのが分からなかったり、影響がある部分も確実だったりしていると思います。

先日、幌加内町さんのほうに行って、製造しているところの現場を見させていただきながらいろんな説明もしていただいた中で、当然、肥料化には持っていつていただきたいなというところなんですけども、そこで言われたのが、まず、投資費用等、費用対効果を考えるとすぐにでもやるべきだっていうことでバイオコークスのほうはおっしゃってございまして、成分が分からなくて、PFASだったりマイクロプラスチックがその中に入っているかもしれないと肥料化できないんですね。でも、幌加内町で言われたのが、バイオコークスにして、燃やして灰になったものも肥料化できる、燃焼させて灰になっているんで、ほかの成分とか、そういうマイクロプラスチックとか、そういうい

たものはなくなると。燃焼の最高の温度をたしか1千450度ぐらいまで上げられるようなことを言っていたので、完全に、800度ぐらいあれば消えるよっていう成分だったりとかっていうのを上回る燃焼能力を持っているものであります。

なので、今回は、国の方針は汚泥の肥料化ということなので、そういう方向に向かわれるということでもありますけども、PFASだったりマイクロプラスチックがこれからどうなるか分かんない中で、いつまでも活用できないってというのが一番もったいないなと思います。そういう中で、あと、汚泥だけがバイオコックス化できるわけじゃないので、それ以外にもできるものもたくさんあって、それは、やはり、一般質問とかで農政部とかにも聞けないうんですけど、そうすることによって、例えば、幌加内町さんはソバ殻を使っていますけども、それ以外でも、いろいろ農作物から取れるもので、余ったものでそれをコックス化できたりっていうこともしたりすることができるのと、食品加工会社さんが廃棄している食品の加工した後の残った廃棄物ですね。それは水分が多いので、野菜とかは、水分を絞って処分したいんですけども、そうすると、下水処理量が膨大な金額になってしまうので、それと比べるんだったら、そのまま廃棄して、何か、企業によっては2千万円とかの廃棄料がかかっていると。でも、そういったコックスに使うことで水分を飛ばすことができ、灰にして捨てれば、その企業さんも年間2千万円の廃棄量が大幅に縮小できるので、そういったことを考えると、コックス化することによって、求める企業さんも結構いるんじゃないかなっていう見解もあります。

そういったことを考えて、そういう方向も視野に入れながら取り組んでいただきたいと思いますけれども、今後の、まずは、今、目標としている下水汚泥の肥料化に向けた取組について最後にお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○幾原上下水道部長 下水汚泥資源の利活用に関しまして、所長から答弁させていただきましたけれども、バイオコックスへの活用など新たな可能性についても、委員からただいま御指摘をいただいたところでございます。

下水汚泥の肥料化につきましては、国の食料安全保障強化政策大綱におきまして、下水汚泥資源、堆肥の肥料利用を倍増し、国内資源の利用割合を2030年までにリンベースで40%まで拡大する目標が掲げられておりまして、最優先事項とされているところでございますが、本市の下水汚泥資源である下水汚泥及び焼却灰を活用した肥料利用につきましては、肥料の原材料として安全性、品質性を確保しながら、安定供給するための様々な知見やデータを蓄積する段階にあると認識しております。

このため、来年度以降も、継続して、下水汚泥と燃焼灰について、肥料成分と重金属含有量のほか、PFASなどの分析を実施していくことを考えております。

また、肥料化のためだけのプラント設置につきましては、多額の設備投資が必要となるため、本市で取り組んでいくことは難しいものと考えております。

今後とも、下水汚泥の肥料化を推進していくため、農業者や関連団体の理解が得られるよう、関係部局との連携を引き続き図るとともに、国の動向を注視しながら、安全、安心な下水汚泥資源の利用や供給に向けた様々な取組を行ってまいります。

○えびな委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第４４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第４６号、議案第５２号、議案第５３号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第８３号及び議案第８４号の以上９件に対する質疑は、終了いたしました。

なお、まじま委員からございました宿泊税導入に係る諸課題について、上野委員からございました慶應義塾体育会野球部のスポーツ合宿誘致について、石川厚子委員からございました水道料金・下水道使用料の減免制度見直しについて、花咲スポーツ公園の新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設の妥当性についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これもちまして、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を閉会いたします。

閉会 午前１１時３２分